

令和元年版

環境白書

—おおいたの豊かな環境を未来へ—



上 :第 10 回日本ジオパーク全国大会 2019 おおいた大会(大分会場体験ブース)
左下 :五十石川における水生生物調査(豊かな水環境保全推進事業)
右下 :おおいたうつくし感謝祭(プラスチックごみアート(トイザウルス)展示)

環境白書の刊行に当たって

本県は、緑あふれる山野、大地を潤す清らかな河川、変化に富んだ海岸線、源泉数、湧出量ともに日本一を誇る温泉資源のほか、国東半島・宇佐地域の世界農業遺産、日本ジオパークに再認定された姫島、豊後大野、ユネスコエコパークに登録された祖母傾山系など、多彩で豊かな自然環境に恵まれています。

しかしながら、近年地球環境を取り巻く情勢はめまぐるしく変化しており、気候変動や海洋プラスチックごみ、食品ロスの問題などの新たな環境課題やSDGs（持続可能な開発目標）への取組が求められています。

こうした中、新たな課題への取組を盛り込みながら、「第3次大分県環境基本計画」の改訂を行いました。この計画に基づき、引き続きかけがえのない恵み豊かな環境を将来の世代へ継承するため、各種の環境施策を推進してまいります。

令和元年度の取組としては、10月のラグビーワールドカップ2019大分開催の機会をとらえ、県民総参加で地球温暖化対策に取組むことを目的に、大会期間中の会場使用や、チームの滞在、選手や観客の移動などで発生するCO₂を、「使っていない部屋の電気はこまめに消す」などの身近な省エネ行動で削減する「CO₂オフセットトライ事業」を実施しました。家庭や学校、企業の多くの皆様に取り組みいただき、目標を上回るCO₂を削減することができました。

あわせて、大会期間中には環境視点からのおもてなしとして、うつくし推進隊等による花いっぱい運動なども行っていただきました。

また、10月31日から11月5日にかけて、第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会を大分市、豊後大野市、姫島村の3つの会場で開催し、国内全ての44ジオパークやジオパークを目指す地域の関係者、姫島村や豊後大野市をはじめとする小中高生、さらには一般来場者など延べ5千人を超える方々に参加いただきました。

さらに、11月に開催した「おおいたうつくし感謝祭」では「プラスチックごみ問題を考える」をテーマに、ペットボトルアート作成ワークショップ、うつくし推進隊や環境関連企業の活動を紹介するブースを設置するなど、身近な環境問題について県民自らが考える機会を提供することにより、うつくし作戦の拡大と浸透を図ってきたところです。

今後とも、県民、民間団体、事業者、行政等の全ての主体が参加し、連携・協働しながら、目指すべき環境の将来像「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」づくりに努めてまいります。

この白書は、平成30年度における本県の環境の現状と環境保全のために講じた施策の内容並びに令和元年度に実施している施策についてとりまとめたものです。本書を通じて、県民の皆様が環境問題についての関心をさらに高め、その理解をより一層深めていただくとともに、具体的な環境保全活動に取り組む際の参考としていただければ幸いです。

令和2年3月



大分県知事

広瀬 勝 貞



大分県環境白書 目次

第1部 県民中心の施策展開 5

第1章 環境保全に関する施策の推進 5

- 第1節 環境行政の動向 5
 - 第1項 国における環境行政の動向 5
 - 第2項 大分県における環境行政の動向 6
- 第2節 おおいたうつくし作戦の展開 8

第2章 環境行政の推進体制 11

- 第1節 大分県環境基本条例 11
- 第2節 大分県環境基本計画 11
- 第3節 大分県環境影響評価条例 15
- 第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例 16
- 第5節 美しく快適な大分県づくり条例 16
- 第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 20
- 第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 21
- 第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例 22
- 第9節 県における環境行政の推進体制 22
 - 第1項 行政組織 22
 - 第2項 附属機関 24

第2部 環境の状況と環境の保全に関して講じた施策 27

第1章 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造 27

- 第1節 豊かな自然や生物多様性の保全 27
 - 第1項 自然公園等の保護・保全 28
 - 第2項 多様な生態系の保全 33
 - 第3項 森林の保全 36
 - 第4項 水辺の保全 37
 - 第5項 自然とのふれあいの推進と適正な利用 37
- 第2節 快適な地域環境の保全と創造 40
 - 第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造 40
 - 第2項 美しい景観の形成 40
 - 第3項 身近な緑の保全と創造 44
 - 第4項 身近な水辺の創造 46
 - 第5項 農山漁村の持つ多面的な機能の維持・再生 47

- 第6項 文化的遺産（文化財）の保存・活用・継承 47
- 第3節 温泉資源の保護と適正利用の推進 49
 - 第1項 おおいた温泉基本計画 49
 - 第2項 温泉資源の保護 49
 - 第3項 多目的利用と温泉地づくり 51

第2章 循環を基調とする地域社会の構築 53

- 第1節 大気環境の保全 53
 - 第1項 大気環境保全対策の推進 53
 - 第2項 地域の生活環境保全対策の推進 61
- 第2節 水・土壌・地盤環境の保全 65
 - 第1項 水環境保全対策の推進 65
 - 第2項 豊かな水環境の創出 90
 - 第3項 土壌環境保全対策等の推進 91
- 第3節 化学物質等への環境保全対策 93
 - 第1項 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進 93
 - 第2項 放射線の監視体制の充実 98
- 第4節 廃棄物・リサイクル対策 98
 - 第1項 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 98
 - 第2項 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進 100
 - 第3項 バイオマス等の循環資源の利活用 106

第3章 地球温暖化対策の推進 109

- 第1節 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進 109
 - 第1項 地球温暖化の概要 109
 - 第2項 本県の削減目標と県内の排出状況 111
 - 第3項 本県の削減目標に向けた取組 113
 - 第4項 低炭素社会を目指したまちづくりの推進 113
 - 第5項 エネルギー利用の効率化とその他の取組 115
- 第2節 エコエネルギーの導入促進 115
 - 第1項 エコエネルギー導入支援 115
 - 第2項 エコエネルギーの普及啓発 116
- 第3節 森林吸収源対策の推進 117

第1項	森林の適正な管理・保全	117
第2項	県民総参加の森林づくりの 推進	118
第3項	地域材の利用拡大	118
第4節	その他地球規模の 環境問題への対策	118
第1項	フロン等オゾン層破壊物質の 回収対策	118
第2項	酸性雨対策	119
第4章	環境を守り育てる産業の振興	121
第1節	環境・エネルギービジネスの 拡大	121
第1項	新エネルギーの事業化の 支援	121
第2項	循環型環境産業の育成	124
第2節	企業の環境活動の促進	124
第1項	省エネルギー・低炭素化機器の 導入促進	124
第2項	企業の環境対策への 取組の支援	124
第3節	自然と共生する産業の促進	126
第1項	農林水産業の持続的な 生産活動による環境の保全	126
第2項	グリーンツーリズム等 観光産業の振興	127
第5章	すべての主体が参加する 美しく快適な県づくり	129
第1節	県民総参加による 環境保全活動の推進	129
第1項	地域活性化につながる 環境保全活動の推進	129
第2項	県、市町村の率先行動の 推進	142
第2節	豊かな環境を守り育てる 人づくり	143
第1項	環境教育・啓発を担う 人材の育成と活用の促進	143
第2項	あらゆる世代・場における 環境教育の推進	144
第6章	基盤的施策の推進	147
第1節	環境影響評価の推進	147
第2節	環境に配慮した取組の推進	150
第1項	大分県環境マネジメント システムの構築	150
第2項	グリーン購入の促進	151
第3節	環境情報の整備と提供	153
第4節	調査研究、監視・観測等の推進	154
第1項	衛生環境研究センターの概要	154

第2項	環境保全に関する調査研究の 実施状況	154
第5節	規制的手法の活用	155
第1項	大分県生活環境の保全等に 関する条例の施行状況	155
第2項	公害防止協定締結の現況	156
第3項	土地利用対策	156
第4項	工場立地対策	157
第5項	環境犯罪の取締り	157
第6節	公害紛争等の適正処理	158
第1項	公害苦情及び紛争の処理	158
第7節	地域環境保全基金	159
第8節	再生可能エネルギー等 導入推進基金	159

第3部 環境関連事業の取組状況 ——— 161

平成30年度及び令和元年度実施事業の 取組状況	161
大分県地球温暖化防止活動推進センター 年次報告	173
資料編	177

第1部 県民中心の施策展開

第1章 環境保全に関する施策の推進

第1節 環境行政の動向

第1項 国における環境行政の動向

国は平成5年11月に「環境基本法」を制定し、環境政策の基本理念、社会の各主体の役割、基本的な施策のプログラムを明らかにした。この法律は、従来の公害対策基本法や自然環境保本法が規制的手法をとるのに対し、環境そのものを総合的に捉えて計画的に施策を講じようとするものである。この中で**環境影響評価**の推進が規定されたことから、平成9年6月には「環境影響評価法」が制定された。

また、この**環境基本法**第15条に基づいた「第五次環境基本計画」を平成30年4月に策定し、今日の環境に関する状況・課題を的確に把握し、長期的な視野に立って、環境行政の方向性を示した。この計画では、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する、循環共生型の社会を我々が目指すべき持続可能な社会であると位置付けた。また、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用し、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連しあう分野横断的な6つの重点戦略を設定している。

地球温暖化対策では、1992（平成4）年に気候変動に関する政府間交渉で「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、この条約では締約国が**温室効果ガス**の排出量を2000（平成12）年までに1990（平成2）年レベルに戻すこと、毎年の排出量や吸収量を把握・報告すること、先進国や途上国といった各国の事情、経済状況に応じた温暖化防止のための措置を講じていくこと等が明文化された。また、締約国会議（COP）が最高の意思決定機関として設置され、1995（平成7）年から毎年開催されている。

1997（平成9）年に京都で開催されたCOP3では、先進国の温室効果ガス排出量に対し、法的拘束力のある数値目標と目標達成に向けた方法等を定め

た京都議定書が取りまとめられ、その後、実施に向けた運用ルールの協議や各国内の締結手続を経て、2005（平成17）年2月に京都議定書が発効した。

2015（平成27）年12月には、途上国を含む全ての国・地域の合意のもと「パリ協定」が採択され、2020（平成32）年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築された。協定では、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるとともに1.5℃未満に収まるように努力することや、できるだけ早い時期に温室効果ガスの排出量増加を止め今世紀後半には実質ゼロにすること、全ての国が削減目標を策定し、5年ごとに見直すことなどが定められた。我が国は、2030（平成42）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比26%減の水準にすることを目標としている。2016（平成28）年中国とアメリカなど温室効果ガスの主要排出国が次々と批准し、協定は11月に発効した。また、2018（平成30）年12月には、COP24において、協定の本格運用に向けた実施方針が採択され、翌2019（令和元）年12月のCOP25では、温室効果ガス削減目標の引上げを各国に促すことが採択されたが、パリ協定の下で削減を進めるための詳細なルールづくりはCOP26に持ち越された。

生物多様性の保全では、1993（平成5）年12月に発効した生物多様性条約に基づき、平成7年10月、平成14年3月、平成19年11月にわたり、生物多様性国家戦略が策定された。

その後、平成20年6月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する「**生物多様性基本法**」が施行、平成22年3月に「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定、2010（平成22）年10月には、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が愛知県名古屋市で開催され、「愛知目標」の採択により、2011年以降10年間の国際的な取組目標を定めたことを受け、平成24年9月に愛知目標達成のためのロードマップとなる「生物多様性国家戦略2012-2020」が決定された。また、平成23年10月に地域における多様な主体が連携して行う生物多

様性活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として「生物多様性地域連携促進法」が施行された。

廃棄物・リサイクル対策では、循環型社会の形成を推進して廃棄物問題の抜本的解決を目指すために平成12年5月に「**循環型社会形成推進基本法**」が制定され、平成15年3月には、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「**循環型社会形成推進基本計画**」が策定された。

その後、平成20年3月に第二次循環型社会形成推進基本計画、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進計画が策定された。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、

- ①持続可能な社会づくりとの統合的な取組、
 - ②地域循環共生圏形成による地域活性化、
 - ③ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、
 - ④適正処理の推進と環境再生、
 - ⑤災害廃棄物処理体制の構築、
 - ⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開、
 - ⑦循環分野における基盤整備、
- の7つの方向性を掲げ、それぞれに可能な限り具体的な数値目標を設定し、概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。

大気汚染対策では、特にPM2.5について、平成25年2月に大気汚染及び健康影響の専門家による「PM2.5に関する専門家会合」により注意喚起のための暫定的な指針が示された。また、平成26年11月にはその運用に関する改善策が示されている。現在、大気汚染防止法に基づき、地方自治体によって全国900カ所以上でPM2.5の常時監視が実施されている。また、平成25年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が成立し、平成28年2月に条約が締結された。改正後の大気汚染防止法では、新たに水銀の大気への排出を規制する規定が設けられた。

化学物質対策では、平成11年に、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するための「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定され、対象事業者は平成13年度から対象化学物質の環境中への排出量等の把握を開始し、平成14年度からはその届出を実施し、国は集計結果の公表を行っている。

また、平成23年8月に制定された「放射性物質汚染対処特措法」により、現在、放射性物質の汚染状況の監視が強化されている。

今後、類似の問題に対応することを念頭におき、

放射性物質による環境の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法令で定めることを規定していた環境基本法第13条が削除された。これを受けて、平成25年6月に制定された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」により、大気汚染防止法等から放射性物質における除外規定が削除され、放射性物質による汚染についても、環境汚染として取り扱われることとなった。

第2項 大分県における環境行政の動向

本県の環境保全に関する基本理念や環境保全施策の基本的事項を示すものとして「**大分県環境基本条例**」を平成11年9月に制定した。

同年3月には環境影響評価の対象となる事業やその手続き等を規定した「大分県環境影響評価条例」を制定し、また、同年11月に大分県公害防止条例を見直して、新しい環境問題に対応する「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、自然環境及び生活環境の保全に努めてきたところである。

本県における環境施策は、平成10年3月に策定した大分県環境基本計画「豊の国エコプラン」に基づいた取組を行ってきた。しかし、環境情勢の変化や、とりわけ「ごみゼロおおいた作戦」の推進等を念頭に、平成17年10月に「**大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～**」を策定し、さらに28年3月に「**第3次大分県環境基本計画～うつくし作戦推進基本プラン～**」を策定した。この計画は、「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」を目指すべき環境の将来像とし、環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」を着実に推進するための基本プランとして位置づけている。

また、平成16年3月には、ごみのない美しく快適な大分県づくりを広域的に進めるために「美しく快適な大分県づくり条例」を制定し、平成16年6月には、**産業廃棄物の**排出抑制や再生利用並びにその適正処理を推進する財源を確保するために、「**大分県産業廃棄物税条例**」を制定、平成17年7月には、産業廃棄物の適正な処理を推進するため「**大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例**」を制定した。

さらに、平成18年7月に土砂の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに土砂の崩落等による災害を未然に防止するため「**大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例**」を制定した。

平成31年3月31日現在の本県の環境関連条例については表1-2のとおりである。

表 1.1-1 県の環境関連条例

条 例 等 の 名 称	公布年月日	概 要
大分県環境基本条例	平 11. 9.30	環境の保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本となる事項を規定
大分県環境影響評価条例	平 11. 3.16	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関する環境影響評価の手續等について規定
大分県生活環境の保全等に関する条例	平 11.12.24	公害の防止に関する規制に加えて、化学物質や廃棄物の適正処理などの事業活動や日常生活における環境への負荷の低減のための措置等について規定
美しく快適な大分県づくり条例	平 16. 3.31	ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加のもと広域的に推進するため、ごみのポイ捨てやピンクちらし掲示等の行為を禁止すること等について規定
大分県エコエネルギー導入促進条例	平 15. 3.20	太陽光、風力等のエコエネルギーの導入促進について、各主体の責務等を明確にするとともに、施策の基本的事項について規定
大分県産業廃棄物税条例	平 16. 6.25	産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正処理推進のための税の仕組み等について規定
大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	平 17. 7.11	産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前手續等を規定
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	平 18. 7. 7	土砂等に関する安全基準等を設定し、不適切なたい積行為の禁止、特定事業に関する規制について規定
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	昭 47.12.25	瀬戸内法適用区域内の事業所（排水量50m ³ /日）に適用規制項目はCOD、SS、n-ヘキサン抽出物質
大分県公害紛争処理条例	昭 45. 9.29	大分県公害審査会の設置、手續費用等公害紛争の処理について規定
大分県公害被害救済措置条例	昭 48.12.25	原因不明の公害被害の救済について規定 大気汚染による健康被害、水質汚濁による漁業被害
大分県立自然公園条例	昭 32.12.27	すぐれた風致景観の保護と利用を図ることを目的として、自然公園の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、公園事業等について規定
大分県自然環境保全条例	昭 47.10.13	すぐれた自然環境の保全を図ることを目的として、自然環境保全地域の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、保全計画等について規定
大分県自然海浜保全地区条例	昭 55.10. 1	瀬戸内海区域の海水浴などの公衆の利用に供されている自然海浜の保全と利用を図ることを目的として、自然海浜保全地区の指定、地区内の行為の届出、勧告等について規定
大分県希少野生動植物の保護に関する条例	平 18. 3.30	希少野生動植物の保護の推進を目的として、希少野生動植物の指定、生息地の保護に関する規制等について規定
大分県環境緑化条例	昭 48. 4.16	緑地の保全と回復を図ることを目的として、緑化基本計画の策定、緑化地域の指定、緑化のための施策等について規定
大分県沿道の景観保全等に関する条例	昭 63. 3.30	県道等の沿道の景観保全及び環境美化を推進するため、沿道景観保全地区（沿道景観保全樹木を含む。）及び沿道環境美化地区を指定し、地区内の行為の届出指導等について規定

第2節 おおいたうつくし作戦の展開

1 おおいたうつくし作戦の推進

「おおいたうつくし作戦」は、これまでの県民参加型の「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かして、これをステップアップさせた地域活性化型の取組であり、まちづくり（地域の活性化）、ひとづくり（人材の育成）、なかまづくり（活動の基盤づくり）の3つのアクションとこれらの好循環により、県民意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりを目指し取組を進めている。

おおいたうつくし作戦の「う・つ・く・し」は、
 「う」（うみ－海・河川・干潟）
 「つ」（つち－土・大地・温泉）
 「く」（くうき－大気・風）
 「し」（しんりん－豊かな自然）
 といった大分の恵み豊かな自然環境を表している。

2 おおいたうつくし作戦県民会議

おおいたうつくし作戦は、学識経験者や環境関係の団体、事業所、**環境NPO法人**等の役員及び公募委員で構成する県民会議を中心に、県民の自由な発想や活動を引き出し、支えながら進めている。

県民会議は、①環境保全に関して広く県民に実践行動を呼びかける、②県民宣言を採択して県内全域に広報するとともに、キャンペーンを展開する、③県の環境施策全般に対し意見を提出する、といった役割を担っている。

3 おおいたうつくし作戦実施本部

県庁内には、各部に跨る環境行政全般を一体

的・総合的に推進するため、知事を本部長とする実施本部を設置し、県民会議と緊密に連携しながら各般の環境施策を推進している。

4 施策の経緯

大分県の美しい自然と快適な環境を守り将来に継承するため、地域における身近なごみ拾い活動から、3Rの推進、地球温暖化対策まで、広範囲にわたる環境問題に県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」を平成15年度から展開し、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めてきた。

県内各地で「キャンドルナイト」や「花いっぱい運動」などの様々な環境保全活動が行われ、「県民一斉ごみゼロ大行動」では35万人規模の県民が参加するなど取組が着実に広がった。また、地域の環境保全活動の牽引役である「ごみゼロおおいた推進隊」の取組によって、県民の環境意識が高まり「大分はきれいだ」「街がきれいになった」と評価されていた。

その一方で、「ごみゼロおおいた作戦」はその名称から「ごみ拾い」に限定された印象を受けやすく、「県民一斉ごみゼロ大行動」の参加者数も近年やや伸び悩み傾向になってきた。また、「ごみゼロおおいた推進隊」は構成員の高齢化や人員の確保難などにより、全体として活動が縮小傾向になっていた。

こうした状況及び「ごみゼロおおいた作戦県民会議」や、「ごみゼロおおいた推進隊」の意見を参考に、新たに「おおいたうつくし作戦」に取り組むこととし、大分県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の施策の1つに掲げ28年度から本格的にスタートした。

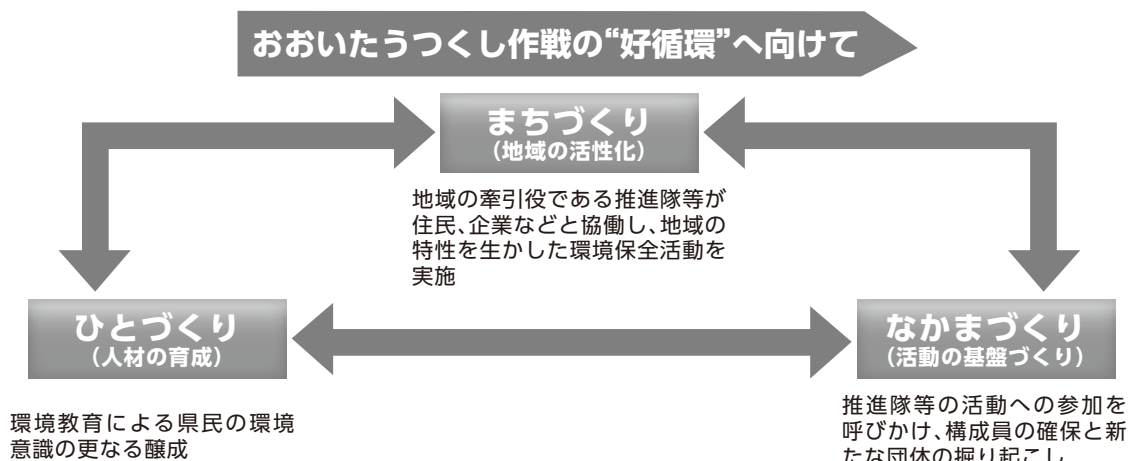
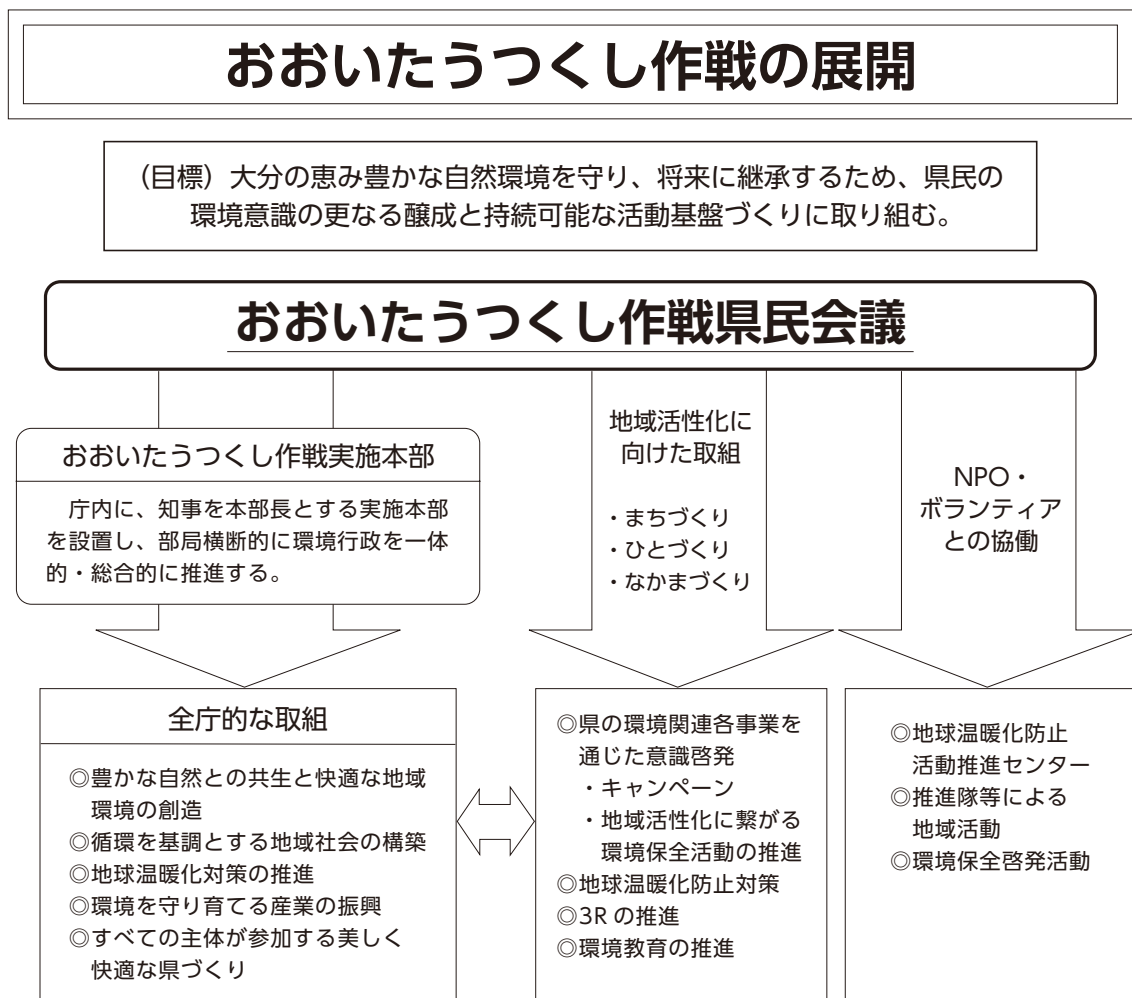


図 1.1-2 おおいたうつくし作戦の概念図



第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで複雑・多様化する環境問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその

基本理念に定め、取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

第2節 大分県環境基本計画

1 第3次大分県環境基本計画

～おおいたうつくし作戦推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例第9条に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。環境を取り巻く状況の変化に応じて、平成17年10月に「大分県新環境基本計画」を策定し、環境施策の着実な推進を図ってきた。

しかし、人類の生存基盤を脅かす地球温暖化問題への対応や生物多様性の保全など、取り組むべき多くの課題が存在している中で、「大分県新環境基本計画」の期間が最終年度を迎えるとともに、「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2015～」が平成27年10月に策定されたこと、また、環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、環境保全と経済発展の両立を実現できる「持続可能な社会」を構築するため、平成28年3月に「第3次大分県環境基本計画」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の部門計画として、その目標の実現を環境の面から具体化するものであるとともに、「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成28年度から平成36年度まで

の9年間である。目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、この将来像の実現に向けて、Ⅰ「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、Ⅱ「循環を基調とする地域社会の構築」、Ⅲ「地球温暖化対策の推進」、Ⅳ「環境を守り育てる産業の振興」、Ⅴ「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、50項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県議会」、「大分県環境審議会」及び「うつくし作戦県民会議」において進行管理している。

基本目標Ⅰに関しては、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについては、認知度向上のため、小学生向け解説冊子の製作や福岡県等でのPR活動を行ったほか、エリア内の様々な分野の地域活動団体相互の交流を行い、自然と共生する地域振興を進めた。また、姫島、豊後大野両ジオパークについては、両地域と連携しシンポジウムの開催や、地域資源（動植物、地質鉱物）の調査を実施し、令和元年11月に本県で開催された第10回日本ジオパーク全国大会に向けた準備を行った。魅力ある景観づくりを推進する取組としては、平成30年度の国民文化祭や、31年度のラグビーW杯等の開催にあたり、観光周遊ルート沿いの眺望を阻

害する樹木等の伐採を行う市町村へ重点的に補助を行い、玖珠町の伐株山や豊後高田市の恋叶ロードなど、県内9市町15箇所の景観を再生した。また、文化遺産を継承するため、先哲史料館では、明治150年記念展示として「日本の近代と大分の先哲」展示を行ったほか、福沢諭吉がキャラクターの1人として登場する人気漫画「文豪ストレイドッグス」との共同企画展示を行った。

基本目標Ⅱに関しては、大気環境への対策については、PM2.5の県内外の発生源寄与率等を把握するため、県内2箇所において成分分析を実施し、国と地方自治体研究機関の共同研究において、データの分析を行った。生活排水対策では、下水道や浄化槽の整備において、県費交付金、補助金の助成により県民と市町村の財政負担を軽減し、県と市町村が連携して生活排水処理率の向上を図った。産業廃棄物については、不法投棄・不適正処理を防止するため、産廃監視員による巡回監視や防災ヘリによるパトロールに加え、ドローンを活用した上空からの監視を行ったほか、不法投棄防止用フェンスの設置、県境での廃棄物運搬車両への検問等を行った。また、産業廃棄物の発生・排出抑制や再資源化に関する意識の醸成を促し、持続可能な循環社会の構築を図るため、大分県資源化推進モデル事業を実施し、アップサイクルを加速化するためのプラットフォーム構築等の先駆的な取組みについて補助を行った。

基本目標Ⅲに関しては、家庭部門においては、省資源・省エネルギー型ライフスタイルを普及啓発するため、各家庭に応じた省エネ対策をアドバイスする「うちエコ診断」を70件実施するとともに、パソコンやスマートフォンからより気軽にエコ診断を受診できる「大分版Web家庭のエコ診断」を110件実施した。業務部門では、省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及啓発をはじめ、高効率の省エネ機器等の導入を促進するため、事業所向け省エネ診断を64件実施した。運輸部門では、「エコ通勤割引」を実施し、延べ374人の利用があり、公共交通機関の利用促進を図った。さらに、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の導入促進、九州版炭素マイレージ制度の普及啓発などにも取り組み、二酸化炭素排出量削減に努めた。

基本目標Ⅳに関しては、本県の強みを生かしたエネルギー関連産業の集積を加速化するとともに、有望分野への新たな取組へと連鎖させるため、県内エネルギー関連産業の水素分野、スマートコミュニティ分野の研究開発支援を行うなど、県内エネルギー関連産業の躍進を支援した。また、循環型産業を育成するため、事業者が行う発生抑制、減量化及び再生利用に必要な設備や機器の導入に対し支援したほか、中小企業金融対策費において、大気汚染、水質汚濁などの処理施設等、環境保全

のための施設設置やエネルギー対策として新エネルギー施設等を導入する中小企業を支援するための融資制度「地域産業振興資金・環境保全対策融資」の貸付原資を金融機関に預託した。農業においては、環境に配慮した農業生産の推進を目的に、GAPの研修受講支援や認証取得に支援するなど、農産物の安全性確保を実現するGAPの導入拡大を図ることによって、生産者の自主的な残留農薬検査と総合的病害虫・雑草管理を推進し、農薬の適正使用の徹底を図った。

基本目標Ⅴに関しては、県民運動「おおいたうつくし作戦」では、まちづくり、ひとづくり、なかまづくりの3つのアクションの好循環により、県民意識の更なる醸成と持続可能な基盤づくりに取り組み、この作戦のけん引役である「うつくし推進隊」158団体（H31.3.31時点）を任命した。まちづくりの視点では、保健所毎に地域連絡会を開催し、推進隊や行政機関等により地域固有の環境課題を洗い出し、その解決に向けて、環境保全活動を通じて地域の活性化が図れる取組を支援した。平成30年10～11月には、第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭が開催され、推進隊と地元住民、子どもたちが連携し、多くの人たちが空港や会場周辺での花いっぱい運動等に参加し、国民文化祭来訪者への環境視点のおもてなしが行われた。ひとづくりの視点では、子どもたちを対象に自然体験活動を取り入れたこども探検団を実施するとともに、公民館や学校、企業へ環境教育アドバイザーを派遣するなど、環境教育の推進を図った。なかまづくりの視点では、新たな推進隊の活動を持続可能なものとするため、より波及効果の高い活動が見込まれる7団体を対象に、地域住民の参加を促す取組などの支援を行った。

平成30年度の環境指標の結果は表1.2-1のとおりである（詳細は資料編12環境指標一覧）。

様々な施策の実施により目標を概ね達成し、計画を着実に推進することができた。今後も計画に基づいて各種環境施策の取組を進める。

表 1.2-1 計画に定めた環境指標の評価結果

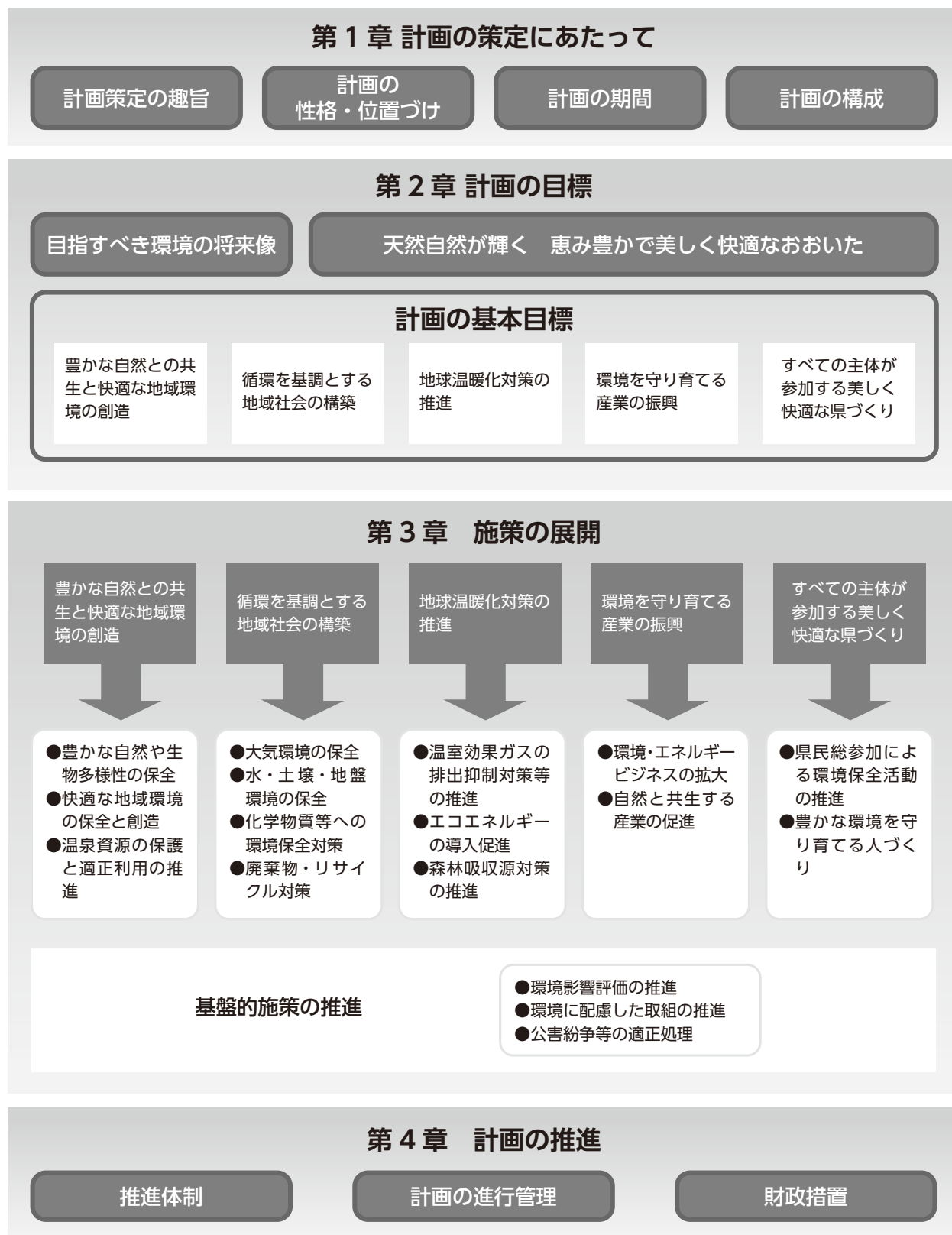
- 基本目標1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
 基本目標2 循環を基調とする地域社会の構築
 基本目標3 地球温暖化対策の推進
 基本目標4 環境を守り育てる産業の振興
 基本目標5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標 項目数	達成		概ね達成		未達	
		項目	割合 (%)	項目	割合 (%)	項目	割合 (%)
基本目標 1	16	10	63	5	31	1	6
基本目標 2	17	6	35	10	59	1	6
基本目標 3	6	5	83	0	0	1	17
基本目標 4	6	4	66	1	17	1	17
基本目標 5	5	5	100	0	0	0	0
合計	50	30	60	16	32	4	8

評価（達成・概ね達成・未達）の区分について

- 「達成」 平成30年度の目標値を達成している場合
 「概ね達成」 平成30年度の目標値を90%以上達成している場合
 「未達」 平成30年度の目標値の90%未満である場合

第3次大分県環境基本計画～おおいたうつくし作戦推進基本プランの概要



第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手續等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を

制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1.2-2のとおりである

表 1.2-2 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業※1	第2種対象事業※2
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 発電所の建設※3		
水力発電所	出力 22,500kW以上	出力 15,000kW以上
火力発電所	出力 112,500kW以上	出力 75,000kW以上
地熱発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
風力発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
太陽光発電所	敷地全体の面積20ha以上 (工業地域、工業専用地域は除く)	—
3 廃棄物処理施設		
ごみ焼却施設の建設	200t / 日以上	—
し尿処理施設の建設	100kL / 日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
4 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量 1万m ³ /日以上	—
5 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
6 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 運動又はレクリエーション 施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
10 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
11 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
12 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

※1) 第1種対象事業：大規模な事業であって、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

※2) 第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

※3) 大分県環境影響評価条例の一部改正 平成29年3月30日公布、平成30年1月1日施行

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く

県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、**アイドリングストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「**オゾン層破壊物質の回収**」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

(条例の概要については図1.2-3参照)

図1.2-3 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要

<p>公害規制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事業所等に対する公害規制 (規制基準、設置等届出、改善命令、非常時等の措置) ●地下水の水質浄化に関する措置 (浄化対策計画作成義務、改善勧告・命令) 	<p>廃棄物対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の減量・適正処理・資源の有効利用 (廃棄物の減量等に関する県・事業者・県民の責務) ●燃焼不適物の燃焼行為の制限 (施設基準、規制地域、中止・改善命令)
<p>都市・生活型公害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アイドリングストップの推進 (自動車停車時の原動機の停止義務) (駐車場などの管理者の責務、管理者への勧告) ●生活排水による水質汚濁防止 (県民・行政の生活排水対策取組の責務) ■拡声機・深夜営業騒音の規制 (使用基準、規制地域、使用停止勧告・命令) 	<p>地球環境保全対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オゾン層破壊物質の回収等の推進 (特定機器の使用者に対するフロン回収・破壊処理の努力規定、指導・勧告) ●事業者による自主的な環境管理の推進 (組織体制の整備、環境管理の導入)
<p>化学物質の適正管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●化学物質の適正管理対策 (事業者の適正管理の責務、指導助言・勧告・公表) 	<p>その他の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者に対する助成 ■環境保全協定の締結 ■立入検査、報告徴収 ■県等の責務等 <p>●：新規項目 ■：公害防止条例の規定を見直し</p>

第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおい作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部モラルの低い県民により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄

せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおい作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を平成16年3月に制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、

⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

た、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺的生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。（令和元年12月1日現在の市町村条例との調整状況は表1.2-4を参照）

表 1.2-4 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

（令和元年12月1日現在）

（○…県条例適用）

市町村名	ごみの投棄 （※）	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクちら しの掲示等 （※）	動物のふん 等の放置	自動車の 放置（※）	自転車の 放置（※）	落書き （※）	悪臭等へ の配慮	投光器の 使用（※）
大分市	●	●	●（印刷物等）	●（飼犬）	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●（飼犬）	○	●	●	○	○
日田市	●	●	●（印刷物等）	●（飼犬）	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●（飼犬）	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	●（飼犬）	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	●（印刷物等）	●（飼犬、飼猫）	○	●	○	○	○
杵築市	●	●	○	●（飼犬）	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	●	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	●	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●（飼犬、飼猫）	○	●	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	●	○

注）「※」については、美しく快適なおおいた県づくり条例では違反者に過料を科す。

なお、印刷物等の配布等の責務については、努力規定である。

3 顕彰制度

条例第8条の規定に基づき、**環境技術**の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」に替わり地域活性化に資する取組を加えた「**おおいたうつくし作戦功労者顕彰制度**」を設けた。令和元年度には3個人12団体を表彰した。（令和元年度の受賞者は表1.2-5を参照）



表 1.2-5 令和元年度おおいたうつくし作戦功労者表彰受賞者

4 条例の一部改正

平成28年度には、地方税法等の一部を改正する等の法律が交付されたことなどに伴い、自動車の廃物認定の条件を規定する条項等について一部改正を行った。

表 1.2-5 令和元年度おおいとうつくし作戦功労者顕彰

	個人・団体名等	市町村名	主な功績
(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動			
1	<個人> 瀬口 彰治	豊後高田市	平成17年から、毎日国道213号沿約12kmのゴミ拾いを行い、地域の環境美化に貢献
2	<個人> 有田 綱一・ヤツ	日出町	多年にわたり、高尾自治公民館玄関に置かれたフラワーポットに季節に応じた花を植えや手入れを怠らず行い、地域の環境美化に貢献
3	<団体> TOTOサニテクノ株式会社	中津市	多年にわたり、JR中津駅から工場に至る道路や工場周辺の河川でゴミ拾いを行うほか、中津市や市内の環境活動団体に協力して、海岸等の清掃活動に参加するなど地域の環境美化に貢献
4	<団体> TOTO ファインセラミックス株式会社	中津市	多年にわたり、JR中津駅から工場に至る道路や工場周辺の河川でゴミ拾いを行うほか、中津市や市内の環境活動団体に協力して、海岸等の清掃活動に参加するなど地域の環境美化に貢献
5	<団体> 佐伯市谷川区	佐伯市	平成18年から、地区周辺の道路の清掃や草刈り活動を行うとともに、平成25年には、「谷川地区花愛好会」を組織して花公園づくりを行うなど地域の環境美化に取り組んでいる。また、平成24年に、区の共有地に太陽光発電設備を整備し、地球温暖化対策にも取り組んでいる。
6	<団体> 彦ノ内ふれあいサロンすみれ会	津久見市	県の遊休地を借用して、「ふれあい花壇」をつくり春秋の2回の花植えや一年を通じての除草や樹木の剪定に取り組んでいる。ふれあい花壇は県道佐伯津久見線沿線に位置することから、つくみイルカ島を訪れる観光客にも好評で、地域の環境美化だけでなく、地域振興にも寄与
(2) 環境保全のための技術開発			
7	<団体> 昭和電工株式会社 大分コンビナート	大分市	平成8年から開発から製造段階に至るまでの各工程において、化学物質の排出・移動量を調査し、その結果をもとに燃料転換や製造プロセスの改善を行い、化学物質の大気への排出量を大幅に減少させた。また、工場から排出される廃棄物の再利用・再資源化に積極的に取り組みゼロエミッション（埋立処分量を発生量の1%以下）を継続達成
8	<団体> 松尾機器産業株式会社	大分市	天然由来成分を主成分とする減容化剤「エスエスゲン」を開発し、平成24年に特許取得。浄水場で発生する汚泥の迅速な処理、処理コストの低減を実現した。また、休廃止鉱山から排出される汚染水の処理や油による土壌汚染に対し、優れた環境技術をもって被害の拡大防止するなど地域の環境保全に貢献
(3) -1 環境保全に関する学術研究			
9	<団体> 特定非営利活動法人 初島森林植物園ネットワーク	日田市	絶滅危惧種（オオタカ等鳥類）の調査・保護、保育放棄林や獣害被害林の再生、成長の早い広葉樹の採取・増殖などの研究を行い、その成果を報告書として発行し自然環境保全を広く啓発している。また、日田市内に4ヶ所の子どもの森を整備して、自然観察会や森林体験教室を実施するなど環境教育にも取り組んでいる。
(3) -2 環境保全に関する普及啓発			
10	<個人> 原口 サトミ	中津市	環境教育アドバイザーとして、環境学習会の講師を長年にわたり務めるほか、中津市において、冒険遊び場「なかつプレーパーク」の運営に携わり、子どもたちに遊びを取り入れた自然体験をさせるなど環境教育の普及啓発に貢献
11	<団体> 特定非営利活動法人 いきいき安心おおいだ	大分市	由布市挾間町鬼瀬地区において、放置竹林の整備や耕作放棄地を活用しての田植え体験など環境教育を行うほか、伐採した竹の活用で産学連携で取り組むなど地域の環境保全に貢献
12	<団体> 九重ふるさと自然学校	九重町	「くじゅうの自然保護・保全」、「トキもすめる里づくり」を柱に、地域の野焼きへの参加や自然共生型田んぼづくりの実践、各種の環境学習プログラムの実施などの活動を行い、自然保護や環境保全の普及啓発に貢献
(4) うつくしキャンペーンの推進に協力			
13	<団体> 日本文理大学附属高等学校	佐伯市	生徒自らが企画運営して、学校周辺や海岸の清掃、コンタクトレンズケースや歯ブラシを回収してのリサイクル活動を実施するほか、廃油キャンドルを製作してキャンドルナイトキャンペーンに参加するなど、行政や企業が行う環境啓発イベントに積極的に参加するなど環境教育の実践を通じて、地域の環境保全の推進に貢献
14	<団体> 由布市地球温暖化対策 地域協議会	由布市	「自分たちでできること」をモットーに、廃油石けんや廃油キャンドル、エコたわしの製作を行うほか、市内各地域で夏の省エネ・節電セミナーやレジ袋削減強化月間街頭啓発を行うなど地球温暖化対策の推進に貢献
(5) 地域活性化に資する美しく快適な大分県づくりに貢献したものの			
15	<団体> つな★ばんプロジェクト	佐伯市	番匠川を九州一の清流にしたいと、定期的に河口付近にある西浜海岸の清掃と海岸整備を行い、市民に憩いの場を提供するとともに、環境活動を取り入れたスポーツイベントや精霊船の供養を行うなど地域に根ざした活動を展開。また平成30年度の国民文化祭に際しては、おもてなし事業として壁画を作成し、佐伯市の魅力・情報発信を通じて地域活性化に貢献

第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

1 適正化条例の概要

条例は、(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続、(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る手続、(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 他者の産業廃棄物を処理するため産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できるとする。

なお、最終処分場については、県外から搬入される産業廃棄物の増加が、施設の短命化をもたらすとともに、適正な処理の支障となるおそれがあるため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議の審査基準に、「第4次大分県廃棄物処理計画（平成28年3月策定）」において定める産業廃棄物処理施設の整備方針への適合性を追加した。

イ 他者の産業廃棄物を処理するために許可対象外施設（施設設置に係る法手続が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。

ウ 他者の産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

(2) 県外産業廃棄物の搬入

ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

なお、優良な産廃処理業者での再資源化を促進するため、平成28年3月に規則を改

正し、事前協議を必要としない対象に、「優良な産廃処理業者へがれき類の破碎処理を委託する場合であって、搬入量が1,000トン未満であるとき」を追加した。

イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定に基づき、県外排出事業者は、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する。

ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。

エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

イ 産業廃棄物の発現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

(4) 適正化条例の実効性の確保

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

(5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策につい

ては、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成31年3月31日現在の許可状況^{*}は、13市2町でのべ167事業者、面積1,910,746㎡、土量7,429,694㎡となっており、うち県外土砂は、面積で14.2%、土量で20.9%を占めている。(表1.2-6)

なお、立入調査による土壌及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

表 1.2-6 土砂条例許可状況

年度	許可数		埋立面積 (㎡)			埋立土量 (㎡)		
		うち県外分		うち県外分面積 (㎡)	うち県外分率 (%)		うち県外分土量 (㎡)	うち県外分率 (%)
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5	243,293	180,968	74.4
平成19年度	26	1	253,316	0	0.0	1,008,666	0	0.0
平成20年度	17	1	227,493	33,683	14.8	966,838	385,755	39.9
平成21年度	11	0	128,770	0	0.0	514,640	0	0.0
平成22年度	13	1	140,417	9,997	7.1	453,355	83,396	18.4
平成23年度	9	3	84,875	33,599	39.6	101,294	40,458	39.9
平成24年度	15	5	169,375	70,190	41.4	567,387	419,558	73.9
平成25年度	12	2	111,090	29,434	26.5	385,422	55,569	14.4
平成26年度	10	0	110,900	0	0.0	151,001	0	0.0
平成27年度	9	1	95,936	23,095	24.1	433,465	4,688	1.1
平成28年度	11	0	165,146	0	0.0	722,327	0	0.0
平成29年度	13	0	202,106	0	0.0	846,787	0	0.0
平成30年度	13	1	158,060	44,489	28.1	1,035,219	383,595	37.1
累計	167	17	1,910,746	271,988	14.2	7,429,694	1,553,987	20.9

※大分市実施分も含む

第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

- 平成18年3月 公布
- 平成18年10月 全部施行
- 平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)
- 平成20年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
- 平成20年3月 保護管理事業計画の決定(4種)

- 平成21年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
- 平成22年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
- 平成22年3月 保護管理事業計画の決定(1種)
- 平成24年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)
- 平成26年5月 指定希少野生動植物の指定(2種)
- 平成27年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)
- 平成28年7月 指定希少野生動植物の指定(4種)
- 平成29年8月 指定希少野生動植物の指定(2種)
- 平成30年8月 指定希少野生動植物の指定(2種)
- 令和元年5月 指定希少野生動植物の指定等
(指定7種、解除1種)

表 1.2-7 指定希少野生動植物一覧

植 物	タマボウキ(ユリ科) H18.12指定 ヒメユリ(ユリ科) H18.12指定 チョクザキミス(イラクサ科) H18.12指定 ナガバヒゼンマユミ(ニシキギ科) H18.12指定 イワギリソウ(イワタバコ科) H18.12指定 ヒゴタイ(キク科) H18.12指定 ホウライクジャク(ホウライシダ科) H18.12指定 オオミズゴケ(ミズゴケ科) H18.12指定 イワギク(キク科) H20.3指定 ナゴラン(ラン科) H20.3指定 オトメクジャク(ホウライシダ科) H21.3指定 オグラセンノウ(ナデシコ科) H21.3指定 ヤツシロソウ(キキョウ科) H22.3指定 フクジュソウ(キンポウゲ科) H28.7指定 オキナグサ(キンポウゲ科) H28.7指定 カワツルモ(ヒルムシロ科) H29.8指定 クマガイソウ(ラン科) H30.8指定 トキソウ(ラン科) H30.8指定 ウチョウラン(ラン科) R1.5指定 セッコク(ラン科) R1.5指定 ヤマシャクヤク(キンポウゲ科) R1.5指定
動 物	カブトガニ(カブトガニ科) H18.12指定 オオウラギンヒョウモン(タテハチョウ科) H18.12指定 オンセンミズゴマツボ(ミズゴマツボ科) H22.3指定 ハッチョウトンボ(トンボ科) H24.3指定 クボハゼ(ハゼ科) H26.5指定 チクゼンハゼ(ハゼ科) H26.5指定 オナガラムシオイガイ(ムシオイガイ科) H27.3指定 オオイタシロギセル(キセルガイ科) H28.7指定 ハブタエムシオイ(ムシオイガイ科) H28.7指定 タケノコギセル(キセルガイ科) H29.8指定 ブッポウソウ(ブッポウソウ科) R1.5指定 オオルリシジミ(シジミチョウ科) R1.5指定 カシミサンショウウオ(サンショウウオ科) R1.5指定 ウブギセルガイ(キセルガイ科) R1.5指定

第9節 県における環境行政の推進体制

第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置された

ことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部

が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、保健環境部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正では、「ごみゼロおおいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロ

おおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正では、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO₂削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行った。

さらに、平成28年4月の組織改正では、地域活性化型の取組として「おおいたうつくし作戦」を展開するため地球環境対策課を「うつくし作戦推進課」と改め、自然保護業務を一体的に推進するため、生活環境部に自然保護推進室を新設した。

平成31年4月26日現在の本県の環境保全行政組織図は図1.2-8のとおりである。

図 1.2-8 県の環境保全行政組織

(平成31年4月26日現在)



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成

18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は図1.2-9のとおりである。

* 各種審議会の委員の名簿については、資料編2.各種審議会委員等名簿参照。

表 1.2-9 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要 (平成31年4月1日)

名称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組織	30年度の開催状況
大分県 環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21 条第1項 自然環境保全法第51 条 大分県環境審議会条 例 (H6.8.1)	知事の諮問に応じ、環 境の保全に関する基本 的事項及び自然環境の 保全に関する重要事項 について、調査審議し 意見を述べること	委員 44人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会 7人 (重複あり) 特別委員 5人	【総合政策部会】 H31.2.21 ・パンパシフィック・カッパー株式会社 佐賀製錬所に係る公害防止に関する 細目協定の全部改正について ・昭和電工ガスプロダクツ株式会社の新 プラントの概要について ・各部会決議事項について 【水質部会】 H31.1.16 ・部会長の選出について H31.2.28 ・平成31年度公共用水域及び地下水の 水質測定計画について ・大分川ダムの建設及び水質測定結果に ついて 【自然環境部会】 H31.1.16 ・部会長の選出について H31.3.25 ・指定希少野生動植物の指定について ・指定希少野生動植物の指定解除につい て 【温泉部会】 H30.5.31 H30.7.24 H30.9.28 H30.11.29 H31.1.29 H31.3.26 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について ・おおいた温泉基本計画の進捗状況につ いて 【鳥獣部会】 H31.1.16 ・部会長の選出 【環境緑化部会】 H31.1.16 ・部会長の選出

<p>大分県環境影響評価技術審査会</p>	<p>大分県環境影響評価条例第48条 (H11.3.16)</p>	<p>知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること</p>	<p>委員 14人</p>	<p>H30.5.8 <ul style="list-style-type: none"> 国東風力発電事業環境影響評価実施計画書に対する答申について H30.6.4 <ul style="list-style-type: none"> 大分工場次期原料山開発事業計画段階環境配慮書に対する答申について H30.9.27 <ul style="list-style-type: none"> 大分野津太陽光発電事業準備書について 国東市国見風力発電事業計画段階環境配慮書について 四浦半島風力発電事業計画段階環境配慮書について H30.10.9 <ul style="list-style-type: none"> 大分工場次期原料山開発事業環境影響評価実施計画書について H30.11.7 <ul style="list-style-type: none"> 国東市国見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する答申について 四浦半島風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する答申について H31.1.21 <ul style="list-style-type: none"> 大分野津太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する答申について 大分工場次期原料山開発事業に係る環境影響評価実施計画書に対する答申について </p>
<p>大分県公害審査会</p>	<p>公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45.9.29)</p>	<p>公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと</p>	<p>委員 10人</p>	<p>H31.3.14 <ul style="list-style-type: none"> 大分県公害審査会長の選出 公害紛争処理制度について </p>
<p>大分県産業廃棄物審査会</p>	<p>大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第22条 (H17.7.11)</p>	<p>産業廃棄物処理施設の設置について意見を求められた場合や、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策について知事の諮問に応じ、調査審議し、意見を述べること</p>	<p>委員 10人</p>	<p>H30.8.28 <ul style="list-style-type: none"> 有限会社西工業の産業廃棄物処理施設の設置許可について </p>
<p>大分県漁業被害認定審査会</p>	<p>大分県公害被害救済措置条例 (S48.12.25)</p>	<p>漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること</p>	<p>委員 8人</p>	<p>H30.12.14 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度赤潮発生状況及び赤潮被害対策等について 平成30年度赤潮発生に伴う漁業被害の認定について </p>

第2部 環境の状況と環境の保全に 関して講じた施策

第1章 豊かな自然との共生と快適な地域 環境の創造

第1章 第2部

第1節 豊かな自然や生物多様性の保全

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほかに、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、東南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬溪地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えている。植生では、県南部海岸にアコウ、ビロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高1,000m以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帯性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどが群生する九州山頂帯植生がある。動物では、国指定特別天然記念物のニホンカモシカやオオサンショウウオも生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及び湧出量ともに全国一（平成30年3月31日現在）である。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れているが、これは原生的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するものではなく、長い

人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果として自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・飯田高原の自然は、地域の人びとによって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雑木林は、薪炭林として伐採が繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に復元している姿である。ただ、最近では、過疎化に伴い畑跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆うブナ・ツガなどの原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は伐採と人工林の植林の結果、原生林は稜線近くに帯状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

私たちは、この豊かな自然を利用して、農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできた。しかし、経済性や効率性を優先した開発や乱獲等による直接的な自然の減少や、里山の荒廃等に見られるような人が手を加え保持してきた自然の減少、さらに、人為によって移入された外来生物等による生態系のかく乱など、豊かな自然と生物の多様性を危うくする状況が進行している。

第1項 自然公園等の保護・保全

1 自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。これらの地域の概況は、次のとおりである。

(1) 自然公園の現況

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及

び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

平成30年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海及び阿蘇くじゅうの2カ所2万1,243ha（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.2%）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾及び日豊海岸の3カ所8万9,306ha（同14.1%、同51.2%）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川及び祖母傾の5カ所6万3,840ha（同10.1%、同36.6%）となっており、その総面積は、17万4,389haで北海道、新潟県などについて7番目に多く、県土面積の約28%（全国7位）を占めている。（図2.1-1及び表2.1-2）

図2.1-1 大分県の自然公園等

（平成31年3月31日現在）



表 2.1-2 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

(平成31年3月31日現在)

①国立公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海国立公園	昭和9.3.16 25.5.18 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 59.9.20 (区域変更) 平成25.2.28 (区域変更)	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地としての、両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区からなる。	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
阿蘇くじゅう国立公園 (61.9.10名称変更「くじゅう」を挿入)	昭和9.12.4 28.9.1 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 40.3.25 (区域変更) 56.12.14 (区域変更) 61.9.10 (区域変更) 平成7.12.12 (区域変更)	18,310	熊本県の阿蘇火山一帯と、九州本土最高峰のくじゅう山群、広大な久住・飯田の両高原から奥別府までをとりこむ山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマキリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 公園内の県道「別府・一の宮線」沿線では、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観を見ることができる。	別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町

②国定公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山国定公園	昭和25.7.29 45.7.1 (区域変更) 56.9.5 (区域変更)	74,772.50	英彦山を中心に南面風の奇岩秀峰と溪谷美を誇る耶馬溪と、メサ・ビュートの独特な地形を形成する岩扇山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	中津市、日田市、宇佐市、九重町、玖珠町
祖母傾国定公園	昭和40.3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峡一帯と、祖母傾山系、三国峠、藤河内溪谷などを含む山岳を中心とした公園である。 モミヤツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど、学術上貴重な動植物が数多く見られる。	佐伯市、竹田市、豊後大野市
日豊海岸国定公園	昭和49.2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域でもある。また、水産資源の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

③県立自然公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
国東半島 県立自然公園	昭和26.3.30 54.6.5 (区域変更) (特別地域指定) 平成27.6.26 (計画変更)	19,232.80 陸域 15,132.80 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖 仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化材 を数多く含むほか、耶馬溪式景観が林立す る国東半島内陸部と岩礁、洞窟をもつリア ス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を 誇る南部の海岸よりなる。この公園には古 代文化公園、国民休養地をはじめ、各種レ クリエーション施設が整備され、また随所 で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、杵 築市、宇佐市、 国東市
豊後水道 県立自然公園	昭和26.3.30 49.5.31 (区域変更)	8,271.50	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、 鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカル スト地形の八戸台一帯からなる。海岸は小 島岩礁が多く、アコウなどの亜熱帯植物が 茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、臼杵市、 津久見市
神角寺芹川 県立自然公園 (36.4.28名称変更 「芹川」を挿入)	昭和26.3.30 36.4.28 (区域変更)	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鎧ヶ丘、烏帽 子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯 温泉からなる。また、溪仙峡や普光寺の磨 崖仏、紅葉で知られる用作公園の他、県民 の森も含まれている。	大分市、竹田市、 豊後大野市、由 布市
津江山系 県立自然公園	昭和26.3.30 60.9.20 (区域変更)	16,246	釈迦岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳な ど峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、 ミズナラ、シオジなどの原生林と溪谷美を 誇り、展望もすぐれている。	日田市
祖母傾 県立自然公園	昭和26.3.30 40.3.25 (区域変更)	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、溪谷を 中心とした公園で、神原や内山観音、大白 谷、九折などを含み、内山観音の文化財、 神原溪谷などの景勝地とともに素朴な山村 風景がみられる。また公園利用のため、隣 接地の祖母傾国定公園の神原地区(竹田市) に自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地な どが整備されている。	佐伯市、竹田市、 豊後大野市

(2) 自然環境保全地域等の状況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。平成30年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、表2.1-3のとおり6地域が指定され

ている。

これとは別に、防衛省との協定により福万山100ha及び高陣ヶ尾35ha(いずれも玖珠町)の2地域について、自然環境の保全を図っている。

表2.1-3 自然環境保全地域指定状況

(平成31年3月31日現在)

(単位：ha)

名 称	所 在	指定年月日	面 積	内特別地区	自然環境の特質
大分県武多都自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スダジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スダジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県霊山自然環境保全地域	大分市	昭和54.3.30	2.8	2.8 (野生動植物保護地区2.8)	大分県に特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖の場として残された数少ない地域。大分地区では少なくなったコジイの典型林をはじめ、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山自然環境保全地域	由布市	昭和54.3.30	3.9	3.9	標高650m～750mの比較的高地にありながら、林内にはシロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹を含み、高木層の林冠群にはコナラ、イヌシデなど落葉広葉樹の両方で構成された、森の仕組みの特異な常落混交の天然林である。
大分県丸山自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ＝イシモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である。
大分県堂迫自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.1	1.1	〃
計 6 か 所	-	-	16.16	12.92 (2.8)	

(3) 自然海浜保全地区の状況

瀬戸内海区域（中津市山国川から佐伯市鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。平成30年度末における指定地区は、表2.1-4のとおり2地区である。

件の変化に対応するため、必要に応じて、見直しを行うことができる。

(2) 自然公園の保全管理

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

平成30年度中における行為の許可及び届出の状況は、表2.1-5のとおりである。

2 自然公園等の保全

(1) 公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を図るため公園計画を定めることになっている。また、この公園計画は、自然公園をとりまく社会条

表 2.1-4 自然海浜保全地区指定状況

(平成31年3月31日現在)

地区名	市町村	指定年月日	海岸線延長	利用型
富来浦自然海浜保全地区	国東市	昭和57年8月3日	約1,000m	潮干狩り
中越自然海浜保全地区	佐伯市	昭和57年8月3日	約500m	海水浴

表 2.1-5 平成30年度自然公園許可届出（協議及び届出を含む）件数

	公園名	国定公園			県立自然公園					合計
		耶馬日田 英彦山	日豊海岸	祖母傾	国東半島	祖母傾	豊後水道	神角寺川	津江山系	
		知事			知事					
許可・協議	工作物の新築	29	17	5	4					55
	工作物の増築	7	2	1						10
	工作物の改築	9	3	1						13
	木竹の伐採	7	2	1	1					11
	土石の採取	10	1		1					12
	広告物等の設置			1						1
	土地の形状変更	3		2						5
	指定植物の採取									0
	水面の埋立									0
	その他	1		1						2
計	66	25	12	6	0	0	0	0	109	
届出・通知	工作物の新築	3	2		1		2		1	9
	工作物の増築						3	1		4
	工作物の改築	1					1		2	4
	土石の採取									0
	広告物等の設置								1	1
	土地の形状変更	10			1		9		1	21
	水面の埋立		2							2
	その他	1	1							2
	計	15	5	0	2	0	15	1	5	43
合計	81	30	12	8	0	15	1	5	152	

(3) 自然環境保全地域等の保全管理

自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないこととしており、その他の普通地区についても、一定の行為は県知事への届出を要し、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。また、防衛省との協定により自然環境の保全を図っている地区については、2年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、適正な管理を行うことにしている。

(4) 自然海浜保全地区の保全管理

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の行為を行う場合は、事前に県知事に届出を要し、保全及び適正な利用のために必要があれば勧告又は助言を行うことによって保全を図ることとしている。

3 ラムサール条約

ラムサール条約は水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息・生育する野生生物の保護を目的として昭和46年（1971年）にイランのラムサールで採択され、日本は昭和55年（1980年）に加盟した。平成11年（1990年）の第7回ラムサール条約締約国会議の際に、生態系の保全などについても条約の目的に含め、対象湿地を拡大した。締約国には登録湿地の保全と「ワイズユース」（賢明な利用）の推進が求められている。今後は、持続可能な自然環境の保全が課題となっている。

くじゅう坊ガツル・タデ原湿原については、平成17年（2005年）11月8日に開催された第9回ラムサール条約締約国会議にて、保全すべき重要な湿地として登録された。中間湿原としては、国内最大級の面積を有している。くじゅう坊ガツルやタデ原では長い間途絶えていた野焼きを地元の人たちが中心となって復活させた。毎年、春の芽吹き前に野焼きを行うことで、現在の美しい湿原景観や多様な生き物たちの生息、生育する環境が守られている。なお、平成30年10月現在の国内登録湿地は52カ所となっている。

第2項 多様な生態系の保全**1 生物多様性の現状把握及び対策****(1) 希少野生動植物の調査及び保護**

環境省は、全国的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を解説した資料である「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」を1991年に初めて作成し、以降、自然環境と調和した開発計画の立案や自然保護政策の基礎資料として活用されている。

本県においても、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護を図るため、平成12年度に「レッドデータブックおおいた」を作成し、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を図った。平成22年度にはそのデータの見直しを行い、「レッドデータブックおおいた2011」として大分県ホームページにおいて公表し、平成24年度に普及版を発行した。また、平成29年度から、令和2年度の改定に向けて調査を開始した。

平成18年3月に、希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、これまで指定希少野生動植物の指定（35種）や保護管理事業計画の決定（5種）を実施している。

また、平成27年度まで実施していた「絶滅危惧種の保護活動」を発展させて、平成28年度から、検討会にて喫緊の保護が必要であると判断された種についてNPO等との協働（補助）により実施し、平成30年度はチクゼンハゼ等を保護する3団体に補助した。

(2) 外来生物対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が平成16年に制定され、各地方公共団体においても同法に基づく外来生物対策が可能となった。

アライグマについては、市町村を中心とした防除体制の整備を図るため、平成29年度及び令和元年度に、県の北西部における市町村の担当者会議を開催した。

また、外来生物のもたらす生態系等への被害やその防除に関する普及啓発を大分県ホームページやポスター、パンフレット等を活用して実施している。

(3) 自然環境学術調査

本県では、県内の自然環境の現状を把握するために昭和44年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、表2.1-6のとおり

自然環境学術調査を実施してきた。

平成29年度からは、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に登録された祖母傾国定公園において自然環境学術調査を実施している。(令和元年度調査終了予定)

(4) 生物多様性おおいた県戦略の策定

本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年3月に策定した「生物多様性おおいた県戦略」の5年間の期間が平成27年度末に終了することから、さらなる取組の推進のため、平成28年3月、「第2次生物多様性おおいた県戦略(2016-2020)」を策定した。

「第2次生物多様性おおいた県戦略(2016-2020)」では、「生物多様性国家戦略2012-2020」の5つの基本戦略と、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」をふまえ、生物多様性を「理解する」、「行動する」、「保全する」、「回復する」、「未来につなぐ」という5つの基本方針を掲げ、今後5年間の取組を明らかにした。

基本目標である「豊かな自然と人間とが共生するふるさと“おおいた”の創造」を目指し、国、市町村、NPO、企業及び県民と連携し、取組を進める。

(5) 県民参加型の生きもの調査

身近な生きものを調査し、結果を環境省が運営する「いきものログ」に登録する県民参加型のいきもの調査「いきものウォッチング」を2団体に委託し、身近な生物の調査を通して参加者に自然とふれあう機会を提供した。

(6) おおいたの重要な自然共生地域の公表

自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた地域の中で、法的規制がない又は弱い地域を未来に残していくために、平成30年度に「おおいたの重要な自然共生地域」として23地域(表2.1-7)を公表した。公表地域の生物情報や保全活動などについて県民へ周知を図り、生物多様性への理解や、その保全に向けた取組への参加や支援について呼びかけた。

2 野生動植物との共生と保護体制の整備

(1) 鳥獣保護の現状

野生鳥獣は、生物多様性を確保する上で、重要な役割を果たしてきた。近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、イノシシ、シカ等増えすぎた野生鳥獣に

よる農林水産物等被害が増加し、その対策が課題となっている。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第12次鳥獣保護管理事業計画(平成29～令和3年度)」を策定し、野生鳥獣の保護と農林水産業の健全な発展をめざした鳥獣行政を推進している。

(2) 鳥獣保護

ア 鳥獣保護区の指定

鳥獣の保護を図るため、**鳥獣保護区**及び**特別保護地区**を指定するとともに、狩猟鳥獣の増加を図るため、**休猟区**を指定している。鳥獣保護区は、平成30年11月1日現在で、県下で65か所、県土面積の約5.5%にあたる34,860haを指定している。また、鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣生息地9か所については特別保護地区に指定し、この中には天然記念物カラスバトの生息地として知られる佐伯市(旧蒲江町)の沖黒鳥や、ウミネコが営巣する大分市(旧佐賀関町)の高鳥などが含まれている。

イ 狩猟制度及び違法捕獲の取締り

狩猟鳥獣(資料編 表 自然2)については、毎年11月15日から翌年2月15日までを狩猟期間(イノシシ・シカについては11月1日から翌年3月15日まで)としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可している。その他、県内で67名の鳥獣保護管理員を委嘱し、違法捕獲や狩猟違反の取締りに当たっている。(狩猟者によるH28年度の主な鳥獣の捕獲数 資料編 表 自然3)

ウ 特定鳥獣保護管理計画

シカ・イノシシによる農林業への被害は、中山間地域等での人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしていることから、これを防止するため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、市町村からの被害状況、捕獲者の捕獲状況把握やシカの生息密度調査などにより個体数の増減を調査している。

これにより、イノシシ・シカについては平成19年度から県内全域で猟期を11月1日から3月15日までに延長し、シカについては1日1人1頭という捕獲数制限を解除するとともに、捕獲報償金制度の拡充と併せ、「県内一斉捕獲」等の計画的な捕獲活動やドロップネット等の大量捕獲装置の導

表2.1-6 自然環境学術調査実施状況

	年 度	調 査 地 区
広域的な調査	昭和44	大分県海中公園候補地学術調査報告書（日豊海岸国定公園候補地資料）
	昭和48	大分県の植生
	昭和49	大分県の自然－現況と保護対策－
	昭和49	自然環境調査報告（地形・地質）国東半島地域
	昭和50	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（国東半島地域の植物）
	昭和50	祖母傾地域の自然環境保全調査報告
	昭和51	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（阿蘇くじゅう国立公園地域）
	昭和52	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（玖珠地区）
	昭和53	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県南地区）
	昭和54	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県北地区）
	昭和55	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（日田地区）
	昭和56	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（豊肥地区）
	昭和57、58	耶馬日田英彦山国定公園学術調査
	昭和59	祖母傾国定公園学術調査
	昭和60	日豊海岸国定公園学術調査
	昭和63	阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査
	平成19、20	国東半島県立自然公園自然環境学術調査
	平成23	奥山地域植生調査（祖母傾国定公園）
	平成24	奥山地域植生調査（国東半島県立自然公園及び耶馬日田英彦山国定公園）
	平成25	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び津江山系県立自然公園）
平成26	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園）	
平成27	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園）	
平成28	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園）	
限定した地域の調査	昭和48	西の小池とその周辺の植生（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成3	小田の池自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成4	猪の瀬戸湿原自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成5	蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査（日豊海岸国定公園）
	平成6	深耶馬地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成7	夷耶馬・鷲巣岳地域自然環境学術調査（瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園）
	平成8	酒呑童子山地域自然環境学術調査（津江山系県立自然公園）
	平成10	くじゅう黒岳地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成11	藤河内溪谷周辺地域自然環境学術調査（祖母傾国定公園）
	平成12	犬ヶ岳津民川地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
平成13	くじゅうタテ原地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）	
平成14	佐賀関町高島及び関崎周辺地域（瀬戸内海国立公園及び日豊海岸国定公園）	
平成15	鶴見半島及び大島地域（日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園）	
平成18	坊ガツル地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）	

表2.1-7 おおいたの重要な自然共生地域一覧表

地域分類	公 表 地 域 等
山地・森林	ラクテンチの森（別府市）、前津江町の権現岳林木遺伝資源保存林（日田市）、佐伯市城山の自然林（佐伯市）、四浦地区（津久見市）、神原溪谷（竹田市）、真玉八幡神社の森（豊後高田市）、武蔵町小城山のスタジイ林（国東市）、鳴子川溪谷（九酔溪）（九重町）、寺床から熊の墓の溪谷林（九重町）、鹿伏岳のブナ・ミズナラ林を含む山林（九重町）
草地・湿原	天間高原（別府市）、湯沢（九重町）
里地・里山	田染荘小崎（豊後高田市）、三重町又井地区（豊後大野市）、由布市庄内町平石地区（由布市）
河川・湖沼	乙津川（大分市）
海岸・干潟	生物多様性に富む中津干潟と塩性湿地（中津市）、臼杵川河口干潟（臼杵市） 下ノ江海岸（大間）（臼杵市）、カブトガニが生息する八坂川下流干潟と守江湾（杵築市）、 生物多様性に富む宇佐地域の干潟と塩性湿地（宇佐市）、姫島周辺沿岸（姫島村）、 小深江漁港周辺（日出町）

入を進めるなど、捕獲圧の強化を図り、適正な生息数になるよう個体数管理を進めている。(県内の鳥獣による被害状況 資料編 表 自然4)

エ 予防対策等

平成20年度から県では鳥獣害対策アドバイザーの養成に取り組んでおり、市町村、県、農業共済組合、農協職員また猟友会会員等で、集落や農家に対する的確に鳥獣害対策を助言できるよう、県の鳥獣害対策研修会を受講した者を認定している。

また、平成21年度から鳥獣害対策専門指導員2名を県庁に配置し、市町村や集落等に対し効果的な予防対策等の指導を行っている。

さらに、平成23年8月に行政・関係団体等を構成員とする鳥獣被害対策本部（本部長：副知事）を県庁内に、現地対策本部を各県振興局単位に設置し、総合的な鳥獣被害対策を実施している。

このなかで、平成27年度から被害の大きい集落を予防強化集落として指定し、計画的・集中的な防護柵と併設する箱わなで、里に生息し農作物を荒らすイノシシの捕獲を推進している。

3 野生動植物の生育・生育環境の保全

(1) キジの放鳥

県内ではキジが減少していることから、鳥獣保護区や休猟区のキジ生息適地に平成30年度は180羽のキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

(2) 野鳥の生息調査

野鳥の生息実態を把握するため、毎年1月第二日曜日を中心に、全国一斉に行われるガン・カモ科鳥類生息調査や、11月15日にキジ・ヤマドリ出会い調査等を行っている。

(3) 鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間に向け、愛鳥週間用ポスター原画展を実施し、愛鳥思想の普及に努めている。

(4) 傷病鳥獣対策

公益社団法人大分県獣医師会等の協力を得て、県内に鳥獣110番救護所を26箇所設置し、傷病鳥獣の治療と野生復帰に向けた取り組みを行っている。

第3項 森林の保全

1 森林保全の現状と課題

木材生産のほか、水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出・崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全などの多面的機能を有しており、県民が安全で安心して生活していく上で重要な役割を果たしている。

また、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止にも大きく寄与している。

これらの森林の持つ機能を効果的に発揮させるためには、適正に管理された活力ある森林を健全に維持することが必要である。

しかしながら、山林所有者や林業従事者の高齢化、後継者不足等により、森林の手入れ不足が懸念され、機能低下による災害の発生などが危惧されている。このため、既存制度を有効に活用し、様々な対策を講じた。

2 造林事業

森林所有者や森林組合等の林業事業者が行う造林、下刈、間伐等の森林整備事業に対して助成することにより、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っている。

特に、森林の公益的機能の早期回復と災害の未然防止のため、再造林事業に対して重点的に助成を行っている。平成30年度は1,007haの造林事業を含め、4,074haの森林整備事業に対して助成を行った。

3 保安林の整備

重要な公益的機能を持つ森林を保安林に指定し、その機能を維持・増進するために伐採や開発を制限している。また、「公益上の理由」若しくは「指定理由の消滅」に限って、指定の解除を行っている。平成29年度は新たに、169haを保安林に指定したほか、主に公益上等の理由で46.7haの解除を行った。この結果、平成29年度末現在の保安林面積は120,085haとなっている。

一方、機能が低下したり、自然災害等により荒廃した保安林については、治山事業を実施し、森林の保全を図った。

4 林地開発許可

保安林以外の森林については、林地開発許可制度により、災害の防止と適切な森林利用を確保するため、1haを超える森林の開発について知事の許可制としている。平成29年度は、新

規8件の許可を行った。

5 県民の森

県民の森が有する豊かな自然や多様な森林を生かし、広く県民に憩いや安らぎ、保健休養の場を提供するとともに、野生動植物とのふれあいを通じ、森林自然環境教育や青少年の野外体験活動等を推進している。

また、NPO等に県民の森をフィールドとして提供し、森林とのふれあいや自然体験活動を支援している。

さらに、平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設サービスの向上や自然観察会等のイベントの充実を図り、その活用を推進している。

6 森林環境税の活用

県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するため、平成18年度に県民税の特例として「森林環境税」を導入し（特例期間5年間）、その財源を活用して、2期10年間各種取り組みを実施してきた。

平成28年度からは、第3期目として、「自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくり」をテーマに次の3つの施策を柱に各種事業を実施している。

- I 県民生活と自然環境を守る森林づくり
 - ① 荒廃森林の整備
 - ② 里山の保全と利活用
 - ③ 森林シカ被害対策の推進
- II 森林資源の循環利用による地域活性化
 - ① 健全な人工林資源の再生
 - ② 森林資源の需要拡大
 - ③ 林業の担い手確保・育成
- III 森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組
 - ① 森林ボランティア活動の促進
 - ② 森林環境教育
 - ③ 木育の促進、森林づくりへの理解と参加を広げる活動

第4項 水辺の保全

1 河川環境の保全

近年、河川流域内の都市化の進展に伴い、河川環境についても著しく変化し、地域住民の水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実情に応じた河川整備が望まれている。

このため、洪水被害の防止・軽減を行う河川改修など河川の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりに取り組むなど河川環境の保全に努めている。

2 砂防事業の環境保全

砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るとともに、荒廃した山地を本来の緑豊かな環境に戻すことを基本理念としている。このため事業実施にあたっては、自然環境や生態系の保全に配慮しつつ、土砂災害の防止に努めている。

3 海岸環境の保全

海岸整備は、津波や高潮から人命等を守るほか、近年の海岸環境への意識や、海洋レクリエーションへの需要の高まりを背景に、環境・利用の視点に立った整備が求められている。

このため、地域と連携を図りながら、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を実施している。

第5項 自然とのふれあいの推進と適正な利用

1 自然公園指導員

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による141名（平成31年4月1日現在）の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

2 普及啓発活動の推進

自然保護について普及啓発を図るため、自然公園と自然環境保全地域の区域等を示した案内板を設置している。

3 ジオパーク活動の推進

ジオパークとは、地球活動の遺産を主な見所とし、地形や地層などの地質遺産を地域資源として活用しながら、観光・ツーリズムの振興や

教育学習活動等に活かしていく取組を行う地域である。

本県には、日本列島の形成過程を示す地殻変動の証拠が残るなど、学術的価値が高い貴重な地形や地質が多く存在していることから、県はそれら地質遺産の価値を県民自らが理解し、保全・活用していくため、広く周知を行うとともに、平成23年度から姫島村及び豊後大野市の日本ジオパーク認定に向けた取組への支援を行ってきた。

平成25年9月に両地域が日本ジオパークに認定されたことから、これを契機として、国内外の研究者等に情報発信する国際フォーラムを開催したほか、各種調査の実施による学術的基盤の強化や受入体制の充実を図るなど、持続可能なジオパーク活動とするための取組を行っている。

日本ジオパークについては、4年ごとに再認定審査を受けることとされているが、両ジオパークは4年間の活動が評価され、平成29年12月日本ジオパーク委員会において再認定された。

令和元年10月31日から11月5日まで大会テーマ「Wa!～『わ』を体験しよう!～」のもと、姫島、豊後大野の両ジオパーク推進協議会及び県が一体となって、第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会を開催し、全国のジオパーク関係者、県民等延べ5,000人を超える方々が参加した。

平成23年度取組

- ・ジオシンポジウム・ジオウオークの開催
豊後大野市、姫島村、別府市で開催
参加者総数 590名

平成24年度取組

- ・姫島村及び豊後大野市の、ジオパーク認定を目指す取組を支援
- ・ジオシンポジウム・ジオウオークの開催
竹田市、九重町、別府市、津久見市で開催
参加者総数 515名

平成25年度取組

- ・姫島村及び豊後大野市の、ジオパーク認定を目指す取組を支援
平成25年4月 日本ジオパーク認定申請書提出
5～8月 日本ジオパーク委員会による公開審査、現地審査
9月24日 日本ジオパーク認定決定
- ・平成26年2月 おおいたジオ国際フォーラム開催（場所：別府市）
参加者総数 1,341名

平成26年度取組

- ・姫島村及び豊後大野市のジオパーク活動が、持続可能な取組となるよう支援
- ・学術研究論文等の募集
- ・アウトドア系雑誌記者対象モニターツアーの実施

平成27年度取組

- ・姫島村及び豊後大野市のジオパーク活動が、持続可能な取組となるよう支援
- ・学術研究論文等の募集
- ・平成27年12月 おおいたジオうつくしフォーラム開催（場所：豊後大野市）
参加者総数 302名

平成28年度取組

- ・姫島村及び豊後大野市のジオパーク活動が、持続可能な取組となるよう支援
- ・平成29年2月 自然というフォーラム開催（場所：大分県立美術館）
参加者総数 150名

平成29年度取組

- ・日本ジオパーク再認定審査を見据え、姫島村と豊後大野市の課題解決に向けた対応を強化し、両地域のジオパーク活動が持続可能な取組となるよう支援
- ・平成30年3月 再認定記念シンポジウム等共催（場所：豊後大野市、姫島村）
参加者総数 307名

平成30年度取組

- ・姫島村及び豊後大野市のジオパーク活動が、持続可能な取組となるよう支援
- ・再認定審査に際して指摘を受けた課題・改善すべき事項への取組を支援
- ・第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会開催に向けた準備

令和元年度取組

- ・7月13日 第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会プレイベント「九州ジオパークパビリオン」開催（場所：大分県立美術館 約300名来場）
※写真展は7月21日まで
- ・ラグビーワールドカップ2019大分ファンゾーン等でのブース出展や少年少女科学体験スペースO-Laboでのジオパーク講座実施による全国大会周知やジオパークの普及啓発

- ・10月31日～11月5日 第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会開催（場所：大分市、姫島村、豊後大野市、熊本県阿蘇市）参加者数延べ5,113名
- ・姫島村及び豊後大野市のジオパーク活動が、持続可能な取組となるよう支援

4 ユネスコエコパークの取組推進

ユネスコエコパークとは、「生物圏保存地域」の国内通称で、ユネスコが行う「人間と生物圏（MAB）計画」において、自然と人との共生における世界的モデル地域として位置づけられている。「生態系の保全と持続可能な利活用の調和の推進」を目的とし、保護・保全だけでなく、地域の豊かな自然や、そこから生まれた文化を生かして経済や地域の発展を目指すことを重視している。

大分県及び宮崎県にまたがる原生的な自然と景観美、希少動植物の宝庫として知られる祖母・傾・大崩山系は、平成29年6月に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として登録が決定された。

大分県、宮崎県、関係6市町（佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、高千穂町、日之影町）及び関係者で構成する祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会を中心に、3つの基本方針（「貴重な生態系の持続的な保全」、「学術的研究や調査・研修への支援」、「自然と共生した持続可能な発展」）に基づいた取組を着実に進めている。

平成25年度の取組

- ・大分県祖母傾ユネスコエコパーク推進協議会 発足

平成26年度の取組

- ・宮崎県と連携した取組を開始
- ・祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会 発足

平成27年度の取組

- ・日本ユネスコ国内委員会による申請書概要の審査を通過
- ・地元機運の醸成や普及啓発の活動（シンポジウム・セミナーの開催、リーフレットやホームページ制作等）

平成28年度の取組

- ・日本ユネスコ国内委員会による申請書案の審査を通過
- ・ユネスコエコパークの候補地として、ユネスコへの国内推薦が決定

- ・地元機運の醸成や普及啓発の活動（国内推薦決定記念シンポジウムの開催、祖母傾・大崩山系フォトコンテスト、子ども自然観察会等の実施）

平成29年度の取組

- ・平成29年6月14日、第29回ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会で登録決定
- ・竹田市を拠点に活動するDRUM TAOを「大分県ユネスコエコパークオフィシャルアーティスト」に任命し、国内外への情報発信を開始
- ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の発足（平成29年9月9日）
- ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録記念式典の開催（平成29年9月9日）

平成30年度の取組

- ・子ども向け解説冊子等の制作、展示会やシンポジウムの開催等による情報発信

令和元年度の取組

- ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを巡る周遊ルートの設定に着手
- ・関係6市町の子どもたちを対象としたキャンプの開催など次世代育成や情報発信

第2節 快適な地域環境の保全と創造

第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造

1 都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインといった誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

(1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、電線類の地中化、幅の広い歩道の整備や植樹帯等の緑化による良好な都市環境の創出を目的として整備を進めている。

(2) 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、本県の土地区画整理事業の施行地区は、平成30年度末で58地区、面積2,946.8ha、施行済57地区、面積2,864.7ha、施行中1地区、面積82.1haである。土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図っている。

(3) 共生のまち整備事業

すべての県民が、自立していきいきと生活し、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加して、人と人との交流が深まる共生社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置又は管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、①点字ブロックの設置や歩道の段差等の改良、②建物、公園等での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、③交通環境（視覚障害者用音響信号機等）の整備を進めている。

2 都市公園等の整備計画

(1) 都市公園等の現況

都市公園は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与するものであり、地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるよう、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成するための施設である。

本県の都市公園の現況は、表2.1-8のとおりである。

(2) 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、効果的かつ効率的に新規整備や既存施設の更新を進めている。平成30年度の事業概要（交付金事業）は表2.1-9のとおりである。

また、計画的な都市公園の整備を推進するため、平成26年4月には「大分県都市公園条例」の一部を改正し、今後の都市公園の整備目標を定めている。

第2項 美しい景観の形成

1 景観形成の基本的方針

本県は、くじゅう高原を始めとする雄大な自然景観、日田市豆田地区等の歴史的景観、豊後高田市田染荘の農村景観など、それぞれの地域で特色のある景観に恵まれている。

こうした優れた景観を保全、形成していくため、地域に身近な基礎自治体である市町村が景観行政の中心を担い、広域的あるいは市町村単独で対応が困難な景観行政については県が調整を図り、又は支援するという方針で景観行政を進めている。

2 市町村が担う景観行政への支援

地域が担うべき景観行政は、市町村が自ら景観行政団体となって景観条例及び景観計画を策定するという景観法の基本的な考え方に立って、一連の取組を促している。

現在、17市町村が景観行政団体となり、うち12市が景観条例及び景観計画を定めて、それぞれの地域の実情に即した景観行政に取り組

んでいる。

また、他の5つの団体においても、計画策定に向けた検討がなされているところである。

これからも、計画未策定の市町村に対し、条例の制定と計画の策定を積極的に働きかけるとともに、景観アドバイザーの派遣や県が作成した景観行政の手引書等を活用して、市町村の取組を支援していく。

3 県が担う景観行政

市町村単独では対応が困難な景観の保全、形成については県が担い、県と市町村とで構成する「景観行政推進協議会」などを通じて調整を図っている。これまでも岡城跡の荒廃竹林整備や名勝耶馬溪の景観再生、恋叶ロード（国道213号線）からの眺望の確保、八面山の景観支障木の伐採に対する支援などを行った。

また、一般県民に対して景観の保全、形成の大切さについて理解を深めてもらうためのセミナーなども開催している。

図2.1-10 市町村別景観計画策定状況

(令和元年12月)



表2.1-8 大分県の都市公園現況

公園種別 都市名	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園				風致公園	
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		レクリエーション都市			
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大分市	554	106.46	24	43.20	4	20.56	7	67.48	3	29.01	2	167.87	0	0	3	7.01
別府市	128	11.32	7	8.20	1	6.38	2	38.08	1	15.61	0	0.00	0	0	1	5.67
中津市	15	3.90	6	7.17	0	0.00	1	6.40	2	36.50	0	0.00	0	0	0	0.00
日田市	23	4.98	3	4.91	3	10.42	2	24.37	0	0.00	0	0.00	0	0	3	3.93
佐伯市	17	4.45	1	1.00	0	0.00	1	6.72	1	43.75	0	0.00	0	0	0	0.00
臼杵市	2	0.28	0	0.00	0	0.00	3	25.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
津久見市	23	3.32	2	2.00	2	9.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
竹田市	1	0.39	3	4.90	0	0.00	0	0.00	1	17.41	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後高田市	7	1.58	1	2.24	1	8.36	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
杵築市	18	1.97	2	4.92	0	0.00	2	11.78	0	0.00	0	0.00	0	0	1	5.17
宇佐市	7	2.03	1	1.14	2	12.33	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後大野市	4	1.36	0	0.00	0	0.00	1	14.51	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
由布市	21	2.14	1	2.25	1	5.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
国東市	4	1.47	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
日出町	9	2.32	1	1.01	3	8.09	1	10.91	0	0.00	1	31.45	0	0	0	0.00
玖珠町	1	0.25	0	0.00	0	0.00	1	4.00	1	10.00	0	0.00	0	0	0	0.00
都市公園計	834	148.22	52	82.94	17	81.19	21	209.25	9	152.28	3	199.32	0	0	8	21.78
特定地区公園（カンントリーパーク）																
日田市(天瀬町)					1	6.70										
佐伯市(弥生町)					1	4.91										
竹田市(直入町)					1	6.20										
宇佐市(院内町)					1	13.00										
豊後大野市(緒方町)					1	18.10										
由布市(庄内町)					1	9.88										
国東市(国見町)					1	7.60										
小計（カンントリーパーク）					7	66.39										
大分県計	834	148.22	52	82.94	24	147.58	21	209.25	9	152.28	3	199.32	0	0	8	21.78

※ 都市公園計と大分県計の数値は、国土交通省公表数値を採用（小数点の関係で内訳の合計とは異なる）

豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

面積単位：ha 1人当面積：㎡ [各小数点以下2桁表示]
(平成30年3月31日現在)

特 殊 公 園						緩衝緑地	都市緑地	広場公園	緑 道	都 市 公 園 合 計	都計内 人口 (千人)	1人当 面積 (㎡)					
動植物園		歴史公園		墓 園													
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積						
1	8.58	2	0.68	0	0.00	4	110.21	136	114.36	1	1.13	14	17.73	755	694.28	465	14.93
0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.94	0	0.00	0	0	2	2.31	143	88.51	117	7.56
0	0.00	2	1.71	0	0.00	0	0.00	1	1.17	0	0	0	0.00	27	56.85	70	8.12
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	34	48.61	50	9.72
0	0.00	1	44.36	0	0.00	0	0.00	14	1.70	0	0	2	2.76	37	104.74	38	27.56
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	25.28	27	9.36
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	27	14.48	15	9.65
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	22.70	8	28.38
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.21	0	0.00	10	12.39	15	8.26
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	23	23.84	20	11.92
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	10	15.50	45	3.44
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	15.87	14	11.34
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	23	10.28	24	4.28
0	0.00	1	4.31	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	5.78	4	14.45
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	15	53.78	28	19.21
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	3	14.25	10	14.25
1	8.58	6	51.06	0	0.00	5	111.15	151	117.23	2	1.34	18	22.80	1,127	1,207.14	950	12.7
														1	6.70		
														1	4.91		
														1	6.20		
														1	13.00		
														1	18.10		
														1	9.88		
														1	7.60		
														7	66.39		
1	8.58	6	51.06	0	0.00	5	111.15	151	117.23	2	1.34	18	22.80	1,134	1,273.53	950	13.4

国公表値：特定地区公園旧町村人口を含まない場合→

1,134	1,273.53	950	13.4
-------	----------	-----	------

表2.1-9 平成30年度の事業概要（交付金事業）

都 市 名	事業主体	箇 所 数	箇 所 名
大 分 県	県	4	大分スポーツ公園他3公園
大 分 市	市	6	駄原総合運動公園他5公園
別 府 市	市	1	鉄輪地獄地帯公園
中 津 市	市	4	永添運動公園他3公園
日 田 市	市	10	亀山公園他9公園
佐 伯 市	市	26	佐伯市総合運動公園他25公園
臼 杵 市	市	1	臼杵市総合公園
竹 田 市	市	6	竹田市総合運動公園他5公園
宇 佐 市	市	1	西大濠公園（仮）
日 出 町	市	1	豊岡公園
計（1県8市）		60箇所	

第3項 身近な緑の保全と創造

1 環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、このみどりを県民共通の財産として次世代に引き継いで行かなければならない。このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画（現行：第5次計画（平成25年度～34年度））を策定し、緑の保全・造成、みどりの利用、県民総参加のみどりづくりを基本施策として、県民一体となった“みどり豊かな住みよい県土づくり”を推進している。

(1) 緑地の保全

ア 樹木、樹林の保全

鎮守の森など貴重な森林や昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹木、特別保護樹林に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内では特別保護樹林は21か所、特別保護樹木は63本であり、表2.1-11のとおりである。

イ 環境緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るため、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ、緑化基準による計画的な緑化を指導している。また、それ以外の地域では、大規模開発の届出義務により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は、表2.1-12のとおりである。

(2) 施設緑地の推進

ア 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

イ 住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るため緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また工場や事業所の緑化は従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制等重要な役割をもっていることから、積極的に緑化に努めるよう目標とすべき緑化率を定めている。

(3) 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対しての県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

ア 環境緑化推進運動

3月の緑化推進強化月間や10月のみどりのまちづくり推進月間、みどりの月間（4月15日～5月14日）に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャンペーン、県内各地での緑化行事を行っている。

イ 環境教育の推進

みどりの少年団活動の支援、森林環境教育指導者の育成や派遣を実施している。

(4) 緑化推進体制の整備

（公財）森林ネットおおいた及び市町村等と連携を図りながら、緑化相談窓口の開設、緑化技術の指導等を実施している。

表2.1-11 特別保護樹木・樹林の指定状況

(1) 特別保護樹木一覧表

(平成31年3月現在)

番号	樹木名	所在	所有	指定年月日
1	クスノキ	豊後高田市新栄	算所区	S49.3.15
2	フェニックス	豊後高田市呉崎	豊後高田市	S50.1.7
3	イスノキ	杵築市大田白木原	白木神社	S50.1.7
4	カキ	豊後高田市黒土	富山 寿満	S50.1.7
5	イチイガシ	国東市国見町赤根	赤根社	S51.3.9
6	ケヤキ	国東市国東町大恩寺	文殊仙寺	S49.3.15
7	クスノキ	国東市武蔵町三井寺	椿八幡神社	S49.3.15
8	イチヨウ	別府市大字内成	大野 秀永	S49.3.15
9	シダレザクラ	別府市大字東山	安楽寺	S49.3.15
10	ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	安波 利一	S49.3.15
11	クスノキ	大分市大字下戸次	楠木生八幡社	S49.3.15
12	イチヨウ	大分市大字広内	円通寺	S49.3.15
13	イヌマキ	大分市大字鶴崎	剣八幡宮	S49.3.15
14	ホルトノキ	大分市大字上八幡	杵原八幡宮	S49.3.15
15	カゴノキ	大分市大字廻栖野	立川 幸人	S53.3.22
16	タブノキ	大分市大字佐野	白石 昭	S61.4.11
17	クスノキ	大分市大字久土	久土神社	H1.10.3
18	トチノキ	大分市大字今市	高岩神社	S49.3.15
19	ムクノキ	由布市挾間町鬼崎	馬見塚 義人	S50.1.7
20	クスノキ	臼杵市大字井村	三島神社	S50.1.7
21	アコウ	津久見市大字綱代	赤崎神社	S49.3.15
22	ウバメガシ	津久見市大字中央町	宮本地区	S49.3.15
23	タブノキ	津久見市大字津久見	谷川天満社	H14.1.8
24	クスノキ	佐伯市船頭町	大分県	S49.3.15
25	ジャクシン	佐伯市大字長良	真正寺	S49.3.15
26	ミツウメ	佐伯市大字青山	高瀬 精市	S51.3.9
27	ナギ	佐伯市弥生大字床木	水無地区	S61.4.11
28	イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	神崎神社	S50.1.7
29	ナギ	豊後大野市三重町上田原	御手洗神社	H14.1.8
30	ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	原 高節	S50.1.7
31	ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	正光寺	S51.3.9
32	イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	羽田野 富士正	S49.3.15
33	ムクノキ	竹田市大字会々	竹田市	S51.3.9
34	イチイガシ	竹田市大字植木	六柱神社	S53.3.22
35	イチヨウ	竹田市荻町新藤	荻神社	S49.3.15
36	ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	戸坂 アヤメ	S51.3.9
37	カヤ	九重町大字菅原	佐藤 良作	S49.3.15
38	イチヨウ	玖珠町大字大田	長尾 嘉人	S49.3.15
39	マツ	日田市隈町2丁目	八坂神社	S49.3.15
40	クスノキ	日田市大字西有田	大行寺八幡宮	S50.1.7
41	イチヨウ	日田市天瀬町馬原	穴井 登士太	S49.3.15
42	ムクノキ	日田市上津江町川原	伊藤 光雄	H1.10.3
43	イチヨウ	中津市大字金谷森の丁	貴船神社	S49.3.15
44	クス	中津市大字大貞	薦神社	S49.3.15
45	スギ	中津市本耶馬溪町跡田	羅漢寺	S50.1.7
46	シダレザクラ	中津市耶馬溪町大字深耶馬	光円寺	H10.3.20
47	スギ	中津市山国町中摩	諏訪神社	S50.1.7
48	イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市	S50.1.7
49	クロガネモチ	宇佐市大字下高家	高家神社	S51.3.9
50	ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	S53.3.22
51	イチヨウ	宇佐市院内町西椎屋	西椎屋神社	S49.3.15
52	スギ(右)	宇佐市院内町齊藤	藤群神社	H14.1.8
53	スギ(左)	宇佐市院内町齊藤	藤群神社	H14.1.8
54	ツバキ	日田市大字高瀬	高瀬 秋吉	H15.2.18
55	クロマツ	宇佐市大字住江	貴船神社	H15.4.25
56	オンツツジ(南)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部 勇	H15.7.29
57	ムクノキ	国東市国見町赤根	古幡社	H18.3.14
58	ケンボナシ	国東市国見町赤根	古幡社	H18.3.14
59	スダジイ	宇佐市大字西大堀	熊野神社	H20.4.8
60	ヤマザクラ	佐伯市大字海崎字竹ノ脇	中野地区	H23.10.28
61	ヤナギ	宇佐市大字江須賀	宇佐市	H25.2.5
62	イヌマキ	佐伯市大字堅田	佐伯市西野地区区長	H25.10.8
63	ムクノキ	宇佐市安心院町寒水	江藤 敏廣	H29.5.12

(2) 特別保護樹林一覧表

(平成31年3月現在)

番号	名称	所在	所有	樹林の状況(主樹種)	指定年月日
1	熊野権現の森	豊後高田市平野	熊野社	スギ、ウラジロ、カシ、ケヤキ、モチノキ、ムク、ツバキ	S49. 3.15
2	朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ、カシ、クス、バクチノキ	S49. 3.15
3	観海寺の森	別府市南立石観海寺	佐藤 保雄	コジイ	S49. 3.15
4	火男火売神社の森	別府市鶴見	火男火売神社	スギ、イチイガシ	S49. 3.15
5	柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	S49. 3.15
6	小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ、イチヨウ、モミ	S49. 3.15
7	春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	S49. 3.16
8	西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ、スギ、イチイガシ、オガタマノキ	S49. 3.15
9	日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ、スギ、クス、モミ、カシ、シイ、ハゼ	S49. 3.15
10	鷹松神社の森	大分市大字高松東	鷹松神社	クス、イチヨウ、マキ	S51. 3. 9
11	若宮八幡社の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡社	スギ、クス、ツガ、シイ	S49. 3.15
12	堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S50. 1. 7
13	八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51. 3. 9
14	健男社の森	豊後大野市緒方町上畑	健男社	スギ、ヒノキ、マツ	S50. 1. 7
15	キンメイモウソウチクの林	臼杵市野津町大字王子	西山 順一	キンメイモウソウチク	S51. 7.20
16	城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ、イチヨウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	S49. 3.15
17	宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	津江神社	スギ	S50. 1. 7
18	浦津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S51. 3. 9
19	法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50. 1. 7
20	雲八幡神社の森	中津市耶馬溪町宮園	雲八幡神社	スギ	H10. 3.20
21	真玉八幡神社の林	豊後高田市西真玉	真玉八幡神社	コジイ、イチイガシ	H17.12. 9

表2.1-12 県緑化地域の指定状況

(平成31年3月現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49. 3.15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船域を中心とした丘陵山地の地域	S49. 3.15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾沿いの地域	S49. 3.15
計		610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62. 4. 7
合計	4 地域	1,230		

第4項 身近な水辺の創造

1 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり続け、その治水・利水機能の増進によって生活領域や生産活動を拡大させ、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。しかし近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した憩いの場・安らぎの場としての河川空間整備への期待が高まってきている。このため、身近にふれあえる水辺の確保や、やすらぎを感じるうるおいのある川づくりに努めている。また、ボランティア活動の支援、水辺の学習会等を行うことにより地域と連携した川づくりを推進している。

(主な取組)

リバーフレンド制度

地元自治会等の河川美化活動を支援し、総合的な河川管理活動を行っている。

かわまちづくり支援制度

河川とそれに繋がるまちの活性化を目的に、良好なまち空間と水辺空間を形成するため、竹田市の芹川、玉来川にて事業を実施している。

地域との連携による宮川再生・活性化事業

地域住民と連携し、外来水草(オオセキキョウモ)の駆除を実施している。

海岸環境整備事業

快適な海岸環境の空間を創出するため、国東市の安岐海岸で事業を実施している。

2 海岸における親水空間の確保

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸を目指し、親水性の高い護岸等の整備を別府港海岸（関ノ江地区）、国東港海岸（武蔵（藤本）地区）において行っている。

3 港湾における憩い空間の確保

港湾における自然環境を保全・再生・創造し、豊かで親しみのあるウォータースタイルを形成し、安らぎ・にぎわいのある港湾緑地の整備を別府港において行っている。

第5項 農山漁村の持つ多面的な機能の維持・再生

1 農地の適切な管理・保全

本県では、生産条件の不利な中山間地域が耕地面積の7割を占め、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加およびこれに伴う水源涵養、洪水の防止や生態系の保全など多面的機能の低下が懸念されることから、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の適切な管理・保全に努めている。現在、平成27年度にスタートした第4期対策（平成27～31年度）を実施中である。

第4期対策初年度の平成27年は協定締結面積・交付金額がともに前年を大きく下回ったため、新設された加算措置の周知を図りながら、条件不利地域の農業生産活動を継続する取組を支援した。その結果、平成30年度までに新たに38の協定が締結され、面積で760ha、交付金額で116,107千円平成27年度から増加した。

こうした取組の一例として、宇佐市の小平集落協定では平成12年度から本制度を利用して農道や水路等の草刈り、農道舗装等を実施し、農業生産活動を維持してきた。小平集落の農地には、日本棚田百選に認定されている「両合棚田」が含まれており、地域での活動が棚田の保全につながっている。

このように県下各地で農業生産を維持しながら、集落間の交流、都市と農村の交流及び生態系の保全など多面的機能を確保する活動が積極的に進められている。

2 農村の環境保全対策

平成13年度に土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正がなされ、田園環境整備マスタープランに基づく環境との調和に配慮した事業の

推進が定められた。

このため、事業を実施する市町村では「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）とに区分し、事業計画との整合性を図ることが求められている。平成23年度までに、県内全ての市町村において本マスタープランを作成している。

なお、平成14年度から「大分県農業農村整備環境情報協議会」を県内全振興局に設置し、新規地区を中心に農業農村整備事業の実施により自然環境に与える影響について議論するとともに、現地調査等において、貴重な動植物の確認を行っている。さらに、必要に応じて追跡調査や移植などの環境保全対策も講じている。

また、景観に優れ豊かで住みよい農村の創造を目指し、ほ場整備、農道、農業用排水路などの農業生産基盤の整備と併せて、集落道・集落排水路・防災安全施設などの生活環境基盤の整備を総合的に行う事業を、平成30年度は以下のとおり実施している。

- ① 農村振興総合整備事業 5地区
- ② 中山間地域総合整備事業 17地区

さらに、平成19年度から実施している「農地・水保全管理支払交付金」に引き続き、平成26年度からは、「多面的機能支払交付金」により、地域共同による農地・農業用施設等の適切な管理と農村環境の保全活動及び、農業用施設の長寿命化や水質・地域環境の保全のための取組を行う活動に対して支援を行っている。

また、環境負荷を低減するために化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らした営農活動に対して支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用している。

第6項 文化的遺産（文化財）の保存・活用・継承

1 文化財の保護

(1) 文化財の現況

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物（史跡・名勝・天然記念物）・伝統的建造物群・文化的景観の6種類と埋蔵文化財に分けられる。このうち、記念物及び文化的景観は自然環境と密接な関わりを持つ。

(2) 平成30年度に実施した記念物及び文化的景観に対する文化財保護対策

ア 調査

九州山地のカモシカの生息密度調査のため、今年度から2年間で特別天然記念物カモシカの特別調査を実施するとともに、県全体の悉皆調査及び保護推進事業として、天然記念物（動植物・地質鉱物）緊急調査（25年度～）を生活環境部主体事業として実施した。

さらに、文化庁の日本遺産の認定を通して、地域の歴史的・文化的遺産の保存と活用を図るため、28年度から大分県日本遺産認定推進事業（28年度～30年度）を開始した。

イ 指定

平成30年10月に臼杵市の下藤キリシタン墓地在国指定史跡に、豊後高田市の中山仙境（夷谷）と国東市の文殊耶馬が国指定名勝に新たに指定された。また、平成31年2月には竹田市神原の大野川水系のイワメ生息地在国指定天然記念物に新たに指定された。さらに、平成31年3月に中津市の

平田城跡を県指定史跡に指定した。なお、記念物についての指定状況は、表2.1-13に示す通りであり、県下における国指定及び県指定の全ての文化財件数は、表2.1-14に示す通りである。

ウ 保存修理及び環境整備

特別史跡の臼杵磨崖仏（臼杵市）をはじめとして、国史跡の宇佐神宮境内（宇佐市）、富貴寺境内（豊後高田市）、安国寺集落遺跡（国東市）、岡城跡（竹田市）、岡藩主中川家墓所（竹田市）、廣瀬淡窓旧宅及び墓（日田市）、角牟礼城跡（玖珠町）、国重要文化的景観の田染荘小崎の農村景観（豊後高田市）などや、県史跡の文殊仙寺（国東市）、永山城跡（日田市）などの保存修理、環境整備等を実施した。

エ 土地の公有化

国史跡について、杵築市による小熊山古墳・御塔山古墳、大分市による大友氏遺跡・横尾貝塚、竹田市による岡城跡の土地公有化を支援した。

表2.1-13 記念物の指定状況

分 類	国指定	県指定
貝塚・集落跡・古墳など	20	40
城跡など	3	10
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	13	33
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び墓	1	13
旧宅など	4	1
計	42	107

(平成31年3月31日現在)

分 類	国指定	県指定
公園・庭園	1	3
峡谷・瀑布・溪流	1	3
岩石・洞穴	3	1
火山・温泉	1	
計	6	7

(天然記念物)

分 類	国指定	県指定
動物（生息地を含む）	6	7
植物（群落・自生地を含む）	9	66
地質・鉱物	9	5
計	24	78

表2.1-14 国・県指定文化財件数（選定含む）

(平成31年3月31日現在)

国 指 定	件数	県 指 定	件数	合計
重要文化財（国宝4含む）	87	有形文化財	496	583
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	47	54
史跡（特別史跡1含む）	42	史跡	107	149
名勝	6	名勝	7	13
天然記念物（特別天然記念物2含む）	24	天然記念物	78	102
重要伝統的建造物群保存地区（選定）	2			2
重要文化的景観（選定）	3			3
選定保存技術			1	1
合 計	176	合 計	751	927

第3節 温泉資源の保護と適正利用の推進

第1項 おおいた温泉基本計画

本県は、緑豊かな山野、清らかな河川、変化に富んだ海岸線など、全国に誇れる豊かな自然環境に恵まれている。中でも、温泉資源は豊富で、別府や由布院など全国的に著名な温泉地を中心に、県内の16市町村で温泉が湧出し、日本一の源泉数と湧出量を誇ることから、平成25年度には「おんせん県おおいた」として商標登録が認められた。

奈良時代に編纂された「豊後国風土記」にも温泉に関する記述があるように、県内では古くから浴用を中心に療養や保養、休養のために温泉が利用され、観光資源としても活用されてきた。また、温泉熱を活用した施設暖房や施設園芸、養殖漁業、地熱発電などの他目的な利用も行われ、その中でも、再生可能エネルギーとして注目を集める地熱発電による発電電力量は日本一となっている。

その一方で、温泉は雨水を起源とする有限な資源であり、持続可能な利用を行うためには適切に保護することが不可欠である。県内の温泉地においては、温度低下や湧出量の減少、泉質の変化など、温泉資源の衰退化が生じつつある地域もあり、保護対策の強化を求める意見も強くなっている。また、温泉偽装問題の発生や温泉付随ガスによる爆発事故、地熱開発の急激な増加、温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項の改訂、療養泉の泉質分類の改訂など温泉資源及びその利用を取り巻く環境は大きく変化している。

こうしたことから、県では、新たに生じている課題や社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、温泉行政の基本指針となる「おおいた温泉基本計画」を平成27年度に策定した。「おんせん県おおいた」として温泉を将来にわたって持続可能な利用ができるよう保護し、魅力ある温泉利用を推進するため、この計画に基づいて諸施策を推進している。

第2項 温泉資源の保護

1 温泉の現況

(1) 大分県の温泉の現況

本県の平成29年度末の源泉総数は4,418個、湧出量は279,549L/分であり、ともに全国第1位である。

温泉の多い市町村としては別府市、由布市、九重町が挙げられる。

全国及び大分県の状況は、表2.1-15のとおりである。

表2.1-15 温泉の源泉数・湧出量
(全国の状況)

●源泉数の上位5都道府県 (平成29年度)

都道府県	源泉数
大分県	4,418
鹿児島県	2,753
静岡県	2,249
北海道	2,139
熊本県	1,346

●湧出量の上位5都道府県 (平成29年度)

都道府県	湧出量 (L/分)
大分県	279,549
北海道	201,055
鹿児島県	157,989
青森県	144,874
熊本県	131,224

(大分県の状況)

●源泉数の上位5市町村 (平成29年度)

市町村	源泉数
別府市	2,288
由布市	972
九重町	411
大分市	243
日田市	155

●湧出量の上位5市町村 (平成29年度)

市町村	湧出量 (L/分)
別府市	87,550
九重町	84,509
由布市	50,699
大分市	16,771
日田市	14,153

〈温泉の泉質〉

本県の温泉は含有する成分が多様であり、様々な泉質を楽しむことができる。泉質は泉温や液性、含有成分などで分類されるが、療養泉の分類によれば、県内では10種類のうち、含よう素泉と放射能泉を除く8種類の療養泉が湧出している。市町村別にみると、由布市や九重町には県内全域と同じ8種類の療養泉があり、別府市、竹田市においても7種類の療養泉が楽しめる。

(2) 温泉の多目的利用

本県の温泉は、古くから浴用を中心に、疾病等の治療手段や観光資源として利用されてきたが、近年では、クリーンエネルギーとしても注目されており、温泉熱を利用した暖房、施設園芸、養魚、地熱発電等の産業面にも幅広く利用されるようになった。

特に、地熱発電への利用が進んでおり、日本の発電実績の約42%にあたる約88万MWhの発電が行われており、全国第1位となっている。

2 温泉の行政処分状況

(1) 温泉掘削等の許可

温泉の掘削等の行為に際しては、**温泉法**に基づく許可申請を行い知事の許可を受けなければならない。

大分県では学識経験者等で構成される「大分県環境審議会温泉部会」(年6回開催)において審議を行い、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。

本県における温泉掘削等の許可件数は、表2.1-16のとおりである。

表2.1-16 温泉掘削等許可状況 (件)

年度/区分	掘削	増掘	動力	計
平成26年度	71	9	38	118
平成27年度	83	10	41	134
平成28年度	48	4	29	81
平成29年度	53	11	30	94
平成30年度	57	3	21	81

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事(大分市にあっては大分市長)の許可が必要であり、平成30年度は、浴用74件、飲用5件の合計79件について許可した。

(2) 温泉利用状況調査

温泉の公共利用許可を受けた者は、温泉法第18条の規定により温泉の成分等について施設内に掲示しなければならないこととされており、温泉の適正な利用を図るため、温泉法第35条に基づき管内の施設を対象に立入検査を実施し、所要の指導を行っている。

(3) メタンガス対策

平成19年6月19日に東京都渋谷区で発生した温泉施設の爆発事故を受けて、平成20年10月1日に施行された改正温泉法により、温泉をくみ上げる者はメタンガス濃度が基準値より低いことの知事による確認、又はメタンガス対策を行ったうえで温泉採取許可を受けることが義務づけられた。

併せて、温泉掘削についても、メタンガス対策が新たに盛り込まれ、隣地からの距離の確保、掘削途中のメタンガスの測定等が義務づけられた。

3 温泉資源の保護と適正な利用

(1) 温泉資源の保護

現在、大分県環境審議会温泉部会では審議基準を設定し、既存泉から一定の距離での掘削を規制し、また別府市、由布市湯布院町の一部地域では、新規掘削を禁止するなどして温泉資源の保護に努めている。

しかし近年では、いままで温泉が湧出していなかった地域でも温泉の掘削が行われるようになるとともに、古くからの温泉地やその周辺地域では温泉の衰退化傾向がみられるところも出てきた。

温泉は有限な地下資源の一つであることから、温泉利用がこのまま増大していけば、今後の利用に支障が生じることが憂慮される。県では平成5年度から温泉地保全対策事業として、各温泉地の現況調査を実施したうえで、平成9年から湯平温泉の一部を保護地域に、平成10年から長湯温泉を保護地域に、平成13年から宝泉寺温泉を保護地域に、平成15年から天ヶ瀬温泉を保護地域に指定した。更に、平成30年には、これまでの調査研究結果等を基に別府温泉の保護地域を見直すなどして温泉資源の保護に努めている。

また、平成13年度からは、保護地域における温泉資源の現状把握と保護対策の効果検証を目的に、水位、泉温、湧出量等を定期的にモニタリングする温泉資源監視基礎調査を実施している。平成17年度からは対象地域に大分市も加え、平成30年度末現在で計33か所での調査を行っている。モニタリングの

実施にあたっては地元市町村の協力を得るとともに、学識経験者等で構成する大分県温泉監視調査委員会を設置して、調査結果の解析、検討を行っている。

(2) 温泉資源の適正利用

近年、再生可能エネルギーの普及促進が求められる中、安定的な発電が見込まれる地熱発電への注目が高まっており、固定価格買取制度の創設以降、地熱発電を目的とした温泉掘削が増加している。

温泉資源を有効活用するための環境を整備するとともに、無秩序な開発による温泉資源の衰退化を防止するため、地熱発電目的の温泉掘削を行う場合、温泉モニタリング調査の実施や地域との合意形成の推進などを定めた「地熱発電を目的とした温泉掘削申請に係る審議基準」を平成26年10月に制定している。

第3項 多目的利用と温泉地づくり

「おんせん県おおいた」の魅力をさらに加速するため、湯の花小屋や湯けむりの景観、多様な泉質に由来する湯治文化などを継承するとともに、景観、街並み、歴史など、地域の特性を生かした温泉地づくりが求められている。

また、既存源泉を活用した温泉熱発電、施設暖房等の温泉熱エネルギーの多目的利用を推進するため、温泉モニタリング調査の結果や、登録分析機関が行なった温泉分析結果を、広く一般に公表するほか、温泉資源の保護と適正な利用のため、昭和24年度より「大分県温泉調査研究会」が中心となり、温泉にかかる調査研究を推進している。

1 温泉に関する調査研究

「大分県温泉調査研究会」（事務局：自然保護推進室内）は、学識経験者、県及び温泉が湧出している市町村等を会員として構成されており、昭和24年の発会以来、地球物理学、地質学、医学等の科学的見地に基づき温泉の調査研究を推進している。

平成30年度は、次の11テーマの調査研究の発表があった。

- 温泉治療の下肢血流への影響
- 豊後高田市、国東市の温泉の現況調査
- 別府湾周辺の沖積層の放射性炭素年代（¹⁴C年代）
- 別府市の自噴温泉の現状調査
- 由布岳・鶴見岳の地球化学的研究
- 大分県内の火山岩類の化学・Sr-Nd同位体比(4)九重山
- 由布・鶴見火山群地下の磁化構造推
- 市民参加型温泉モニタリング体制の構築を通じた温泉地の市民科学のあり方の探求
- 健康寿命の延伸に、高い割合で温泉入浴が寄与することの既成の統計資料を用いた解析
- 温泉分析における知覚的試験（臭気）と成分分析値とのデータ比較
- 別府温泉藻類RG92の培養条件の検討

平成30年度の調査研究の成果については、大分県温泉調査研究会報告第70号（令和元年8月発行）で公表している。

第2章 循環を基調とする地域社会の構築

第1節 大気環境の保全

第1項 大気環境保全対策の推進

1 大気汚染の概況

(1) 環境基準

環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものである。

大気汚染に係る環境基準は、昭和44年2月に硫黄酸化物に係る環境基準が設定されたのをはじめとして、昭和45年2月に一酸化炭素、昭和47年1月に浮遊粒子状物質に係る環境基準が設定された。

昭和48年5月には、硫黄酸化物の環境基準が二酸化硫黄に係る環境基準に改定され、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定された。その後、二酸化窒素については、昭和53年7月に環境基準の改定が行われた。

平成に入ってから、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質、平成11年12月にダイオキシン類、平成13年4月にジクロロメタン、平成21年9月に微小粒子状物質について、環境基準が定められた。

平成31年3月現在、大気汚染に係る環境基準は、資料編 表 大気1のとおりである。

(2) 固定発生源対策

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場の事業活動に伴って発生する**ばい煙**、**粉じん**及び**揮発性有機化合物（VOC）**に係る排出基準を定めている。ばい煙、粉じん及び揮発性有機化合物（VOC）に係る規制の概要は、次のとおりである。

（ア）ばい煙に係る規制

ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令により、一定規模以上のボイラー、加熱炉等33種類の施設が定められている。

ばい煙発生施設の設置者に対しては、施設の設置等の届出の義務及びばい煙に係る排出基準の遵守が課せられている。

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、施設ごとにその排出口（煙突）の高さに応じて許容排出量を定める**K値**規制方式がとられており、硫黄酸化物の環境基準の達成を目標として段階的に強化されてきた。本県のK値は、資料編 表 大気2のとおり推移してきている。

b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設から排出されるばいじんの濃度について、施設の種類及び規模ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

この基準は、昭和46年6月に設定され、昭和57年6月にエネルギー情勢の変化や浮遊粒子状物質対策の推進を図るために改定・強化され、新たに標準酸素ガス濃度によりばいじん濃度を補正する方式が導入された。

c 窒素酸化物

窒素酸化物の排出規制は、昭和48年8月の大型のばい煙発生施設を対象とする第1次規制に始まり、昭和50年12月の対象施設の規制強化を内容とする第2次規制、昭和52年6月の対象施設の拡大及び基準強化を内容とする第3次規制、昭和54年8月のほとんどすべての施設を対象にした第4次規制、昭和58年9月の石炭等固体燃焼ボイラーの基準強化を内容とする第5次規制まで、段階的に強化・改定がなされてきた。現在では、ほとんどすべてのばい煙発生施設について、施設の種類及び規模ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

d その他の有害物質

カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物について、施設の種類ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

(イ) 粉じんに係る規制

石綿等による大気汚染を防止するため、平成元年12月に改正が行われ、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質を特定粉じんとし、それ以外の粉じんを一般粉じんとすることとなった。

a 特定粉じん

現在、特定粉じんとして定められている物質は、石綿のみである。特定粉じんを発生する施設が特定粉じん発生施設であり、その規制基準は全国一律に、工場又は事業場の敷地境界における大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本となっている。

b 一般粉じん

一般粉じん発生施設には、一定規模以上の堆積場、ベルトコンベア等5種類が定められている。一般粉じんに係る規制は、施設の種類ごとに防じん装置や散水設備の設置、建築物内設置や薬剤散布等を定めた設備管理基準となっている。

(ウ) 揮発性有機化合物 (VOC) に係る規制

揮発性有機化合物 (VOC) の排出規制は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントによる大気汚染の状況を改善するために、平成16年5月に導入された。

なお、VOC排出削減にあたっては、法規制と事業者の自主的取組を組み合わせ（ベスト・ミックス）、効果的な削減を行っていくという仕組みがとられている。

a 揮発性有機化合物 (VOC)

VOCの排出基準は、VOC排出施設から排出されるVOCの濃度について、施設の種類ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

VOC排出施設の設置者に対しては、施設の設置等の届出の義務及びVOCに係る排出基準の遵守が課せられている。なお、平成22年3月末までは、既存のVOC排出施設については排出基準の適用が猶予されていたが、平成22年4月からは既存の施設を含めて排出基準が適用されることとなった。

(エ) ばい煙発生施設等の届出

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の設置者は、施設の設置等について知事に届出を行う義務が課されている。なお、中核市である大分市内の工場・事業場については、大分市長に届け出ることになっている。

平成30年度末におけるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の届出状況は、表2.2-1～2.2-3のとおりであり、特定粉じん発生施設については、届出がない。

表2.2-1 ばい煙発生施設数 (平成30年度末)

令別表第1の項番号	ばい煙発生施設の種類	施設数 (大分市含む)	大分県内の施設数 (大分市を除く)	大分市内の施設数
1	ボイラー	1,085	767	318
2	ガス発生炉	2	0	2
3	焙焼炉、焼結炉	6	1	5
4	溶鋳炉、転炉	5	0	5
5	溶解炉	10	8	2
6	金属加熱炉	23	11	12
7	石油加熱炉	43	0	43
8	触媒再生塔	1	0	1
8-2	燃焼炉	1	0	1
9	焼成炉	14	12	2
10	反応炉、直火炉	2	0	2
11	乾燥炉	74	45	29
12	電気炉	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	42	24	18
14	精錬用焙焼炉等	10	0	10
19	塩素反応施設等	5	0	5
21	複合肥料等製造	1	0	1
28	コークス炉	5	0	5
29	ガスタービン	14	10	4
30	ディーゼル機関	116	68	48
施設数合計		1,459	946	513
届出工場、事業場数合計		520	369	151

備考：電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く

表2.2-2 一般粉じん発生施設数 (平成30年度末)

令別表第2の項番号	一般粉じん発生施設の種類	施設数 (大分市含む)	大分県内の施設数 (大分市を除く)	大分市への届出数
1	コークス炉	5	0	5
2	堆積場	207	79	128
3	ベルトコンベア	1,559	556	1,003
4	破砕機・摩砕機	265	186	79
5	ふるい	203	55	148
施設数合計		2,239	876	1,363
届出工場、事業場数合計		120	82	38

備考：電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設を除く

表2.2-3 揮発性有機化合物排出施設数

(平成30年度末)

施行令別表 第一の二の 項番号	揮発性有機化合物 排出の種類	施設数 (大分市含む)	大分県内 の施設数 (大分市を除く)	大分市内 の施設数
1	化学製品製造用 乾燥施設	2	0	2
2	塗装施設	9	9	0
3	塗装の用に供する 乾燥施設	6	6	0
9	貯蔵タンク	8	0	8
	施設数合計	25	15	10
	届出工場、事業場数合計	5	2	3

イ 生活環境の保全等に関する条例による規制

平成12年12月に施行された大分県生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法が施設の種類や規模に応じた濃度規制であるのに対し、規制対象工場等の排ガス量の規模に応じて窒素酸化物及びばいじんの総量を規制する方式をとっている。

また、炭化水素系物質としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについて、排煙特定物質としてカドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物について排出口における排出量規制を行っている。

ウ 公害防止協定等による指導

本県においては、最新の技術を採用して極力排出量の削減を図るよう指導しており、特に排出量の大きい主要企業については、県と立地している自治体との3者間で公害防止協定を締結して、その徹底を図っている。

現在、締結している公害防止協定のうち、大気関係の主な内容は、資料編 表 大気3のとおりである。

なお、大分地域については、昭和48年から昭和50年にかけて実施した風洞実験を主体とする拡散シミュレーションを基礎にして、硫黄酸化物の排出許容総量を定め、これに基づき昭和52年5月に主要企業に対して総量の割当てを行い、昭和53年4月から指導を実施している。

エ 公害パトロール

工場・事業場における排出基準の遵守状況、届出履行状況、ばい煙量等の測定の実施状況等を調査し、企業に対する大気汚染防止対策の徹底を図るため、公害パトロールを実施している。

(3) 自動車排出ガス対策

自動車排ガスの規制は、昭和41年9月の一酸化炭素の濃度規制に始まり、その後昭和43年の大気汚染防止法の制定により、炭化水素、窒素酸化物等が規制項目に加えられるなど、逐次規制の強化が図られてきた。なお、これらの規制は、中央環境審議会の答申に基づき定められる道路運送車両法の「保安基準」により行われている。現在では、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ディーゼル黒煙について、規制が実施されている。

国の自動車排出ガス専門委員会が報告した「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」を受け、中央環境審議会の答申（中間答申平成8年10月～第五次答申平成14年4月）により、ガソリン・LPG自動車及びディーゼル自動車に対して規制が強化されている。

その後、第六次答申平成15年6月～第九次答申平成20年1月において、ディーゼル特殊自動車等についてPM、NO_x、非メタン炭化水素及び一酸化炭素の目標値等の設定を行っている。第十次答申（平成22年7月）では、ディーゼル重量車のNO_xに係る新たな排出ガス許容限度目標値等を設定し、E10対応ガソリン車の排出ガス及び燃料蒸発ガスのVOC低減対策のためのE10の燃料規格を設定するよう答申がなされ、第十一次答申（平成24年8月）では、二輪車、ディーゼル重量車の排出ガス低減対策等の答申がなされた。

なお、大気汚染防止法に基づき、知事及び政令市の長は、道路周辺環境濃度の測定を行い、そのレベルが一定の限度を超えた場合、県公安委員会に対し交通規制等の要請を行うとともに、必要に応じ、道路管理者等に対して道路構造の改善等について意見を述べることができることとなっている。

(4) 大気環境監視の充実と緊急時の連携強化

ア 大気環境監視測定網の整備

大気環境の測定は、環境基準の適合状況の把握のほか、一時的な高濃度の出現等緊急時の把握や、規制効果の確認、各種開発に伴う事前調査など地域の特性に応じた大気汚染防止対策を講ずる上で不可欠である。このため、県では関係市町の協力を得ながら、逐次、大気汚染測定網の拡充に努めている。

平成21年9月にPM2.5の環境基準が定められたことを受け、平成25年2月から日田市、佐伯市及び中津市にPM2.5自動測定器を順次設置し、平成26年12月には、新たに中部保健所由布保健部及び国東高等学校に測定局を新設するとともに、既設の5測

定局にPM2.5自動測定器を設置し、県内10地点（大分市除く）で測定を開始した。

イ 大気汚染常時監視テレメータシステム

大気汚染を常時監視し、緊急時等の事態に迅速に対応するためにはテレメータシステムが必要であり、本県においては環境監視及び発生源監視のテレメータシステムを整備している。

環境監視テレメータシステムは、当初、昭和47年1月に大分市7局及び旧佐賀関町1局の計8測定局の常時監視のために整備し、逐次、測定局の拡充を図ってきた。61年度には、大分市に市内の測定局を移管した。平成17年1月1日には、大分市、佐賀関町及び野津原町が合併したことにより、旧佐賀関町における県測定局を大分市に移管した。

また、テレメータシステムは老朽化により逐次更新しており、平成28年度には、ホームページにおける県民への情報提供の内容を充実させた。

平成30年度末現在、県の10測定局についてテレメータシステムを整備しており、大分市の14測定局（一般環境大気測定局12局、自動車排出ガス測定局2局）は、大分市のシステムからデータの提供を受けている。

平成30年度における県内の大気環境監視測定局設置状況は、資料編 図 大気4のとおりである。

一方、発生源監視テレメータシステムは、大分地域の主要企業を対象として硫酸化物、窒素酸化物の濃度や排出量を集中監視するシステムとして、昭和52年6月から運用を開始したが、平成19年度には大分市において同システムが設置されたため、県のシステムを廃止した。

2 大気汚染の現況

(1) 一般環境調査

ア 環境基準及びその評価

大気汚染の状況を環境基準に照らして評価することについて、**長期的評価**と**短期的評価**の2通りの方法が示されている。長期的評価は、1年間の大気汚染状況を長期的に監視したうえでなすべきであるとの観点から定められ、短期的評価は、監視を行った時間または日につきリアルタイムで環境基準の達成状況を評価するために定められている。

(資料編 表 大気1)

イ 環境基準の達成状況

平成30年度は、県内10市1町の計27測定局（一般環境大気測定局25局、自動車排出ガス測定局2局）で大気汚染の常時監視を行った。このうち、一般環境大気測定局12局、自動車排出ガス測定局2局については大分市が常時監視を行っている。

環境基準の達成状況等については、表2.2-4及び資料編 表 大気5に示すとおりである。

環境基準の評価は光化学オキシダントを除き、長期的評価で行うこととされており、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及びPM2.5については、すべての測定局で環境基準を達成した。

一方、光化学オキシダントについては、22測定局すべてで環境基準を達成しなかった。

表2.2-4 環境基準の達成状況及び達成率

区 分	測定局数	達成局数	達成率 (%)	H29全国達成率 (%)
一般環境大気測定局				
二酸化硫黄	25(13)	25(13)	100	99.8
二酸化窒素	24(12)	24(12)	100	100
浮遊粒子状物質	24(12)	24(12)	100	99.8
光化学オキシダント	22(10)	0(0)	0	0
一酸化炭素	1(0)	1(0)	100	100
微小粒子状物質(PM2.5)	16(10)	16(10)	100	89.9
自動車排出ガス測定局				
二酸化窒素	2(0)	2(0)	100	99.7
浮遊粒子状物質	2(0)	2(0)	100	100
一酸化炭素	2(0)	2(0)	100	100
微小粒子状物質(PM2.5)	1(0)	1(0)	100	86.2

※ () 内の数字は県設置測定局数

※設置主体(県・市)は、資料編 表 大気3「各測定局の環境基準達成状況」を参照

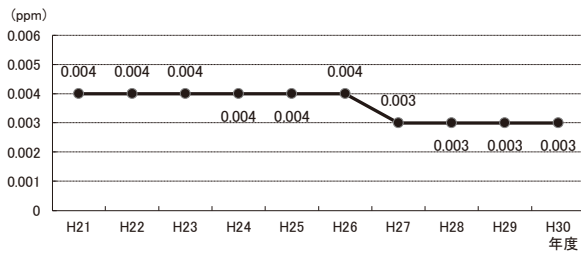
a 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、主として、石油や石炭など化石燃料の燃焼に伴い、その中に含まれる硫黄分が酸化されることにより生じる無臭で刺激性のある気体で、気管支炎等の原因となる。

平成30年度における二酸化硫黄濃度の一般環境調査は、25測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

また、二酸化硫黄の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図2.2-5のとおり、近年は減少傾向にある。

図2.2-5 二酸化硫黄の年平均値の経年変化
(一般環境大気測定局平均)



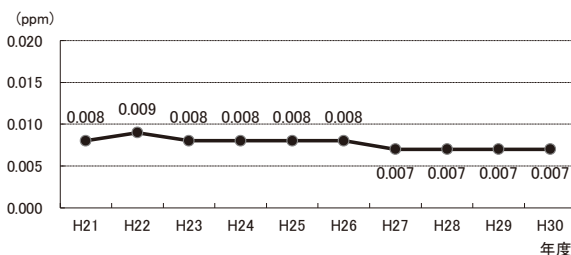
b 二酸化窒素

窒素酸化物は、一般に、物の燃焼に伴い、空気中の窒素や燃料中の窒素分が酸化されて生じ、光化学オキシダントの生成要因物質の一つでもある。窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物で、特に、二酸化窒素は、気管支炎をはじめとする呼吸器系の障害を引き起こすことが知られている。

平成30年度における二酸化窒素濃度の一般環境調査は、24測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

また、二酸化窒素に係る大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図2.2-6のとおり、近年は減少傾向にある。

図2.2-6 二酸化窒素の年平均値の経年変化
(一般環境大気測定局平均)



c 浮遊粒子状物質

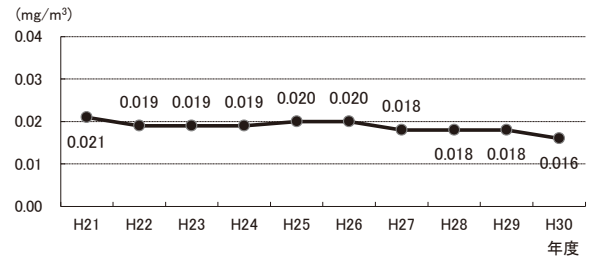
大気中の浮遊粉じんは、石油や石炭の燃焼、土砂や鉱物などの破碎処理等の人為的要因のほか、風による土壌の巻き上げや、黄砂現象等の自然的要因によっても発生する。このうち、粒径10 μ m以下のものを浮遊粒子状物質といい、環境基準が定められている。これらの粒子は、沈降速度が小さいため、長期間にわたって大気中に滞留し、人の気道又は肺胞に沈着して呼吸器系に悪影響を及ぼす。

平成30年度における浮遊粒子状物

質濃度の一般環境調査は、24測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

浮遊粒子状物質に係る大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図2.2-7のとおりであり、近年は減少傾向にある。

図2.2-7 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化
(一般環境大気測定局平均)



d 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中の浮遊粉じんのうち、粒径2.5 μ m以下の小さな粒子をPM2.5という。浮遊粒子状物質に比べて肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されており、平成21年9月9日に環境基準が設定された。

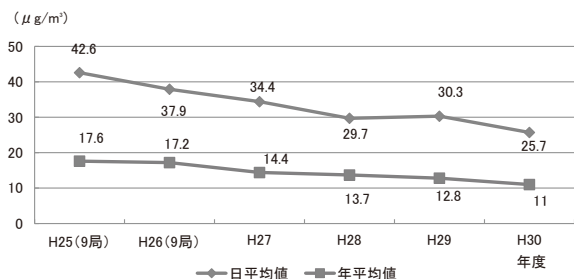
また、平成25年1月中旬から、大陸からの越境大気汚染の影響により、西日本で広域的に環境基準を超える濃度が観測され、社会的関心が高まっている。

そのため、環境省は平成25年2月に、環境基準とは別に、健康影響が出現する可能性があるとして予測される濃度水準を、法令等に基づかない注意喚起のための「暫定的な指針となる値」として定め、本県では、平成25年3月9日から運用を開始している。

平成30年度におけるPM2.5濃度の一般環境調査は、一般環境大気測定局16局において調査を実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準（年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、日平均値の95%値が35 μ g/m³以下であること）を達成した。

微小粒子状物質の大気汚染状況の推移を年平均値及び日平均値の経年変化で見ると、図2.2-8のとおり、近年は減少傾向にある。

図2.2-8 微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の経年変化
(一般環境大気測定局平均)



※年度 () 内の数字は有効測定局数。平成27年度以降は16局

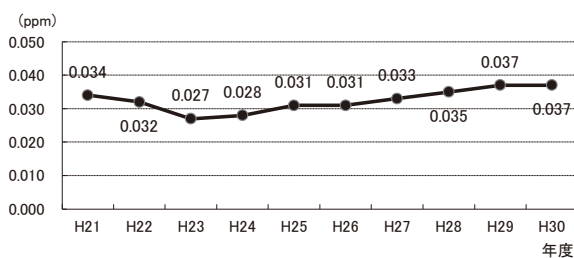
e 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素類などが、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンを中心とする酸化性物質で、目や気道の粘膜を刺激して炎症を引き起こしたり、植物を枯死させたりする。

平成30年度における光化学オキシダント濃度の一般環境調査は、22測定局で実施した。評価対象となる有効測定局の全局で環境基準を達成しなかった。

また、光化学オキシダントに係る大気汚染状況の推移を見ると、図2.2-9のとおり、近年は横ばいの状況である。

図2.2-9 光化学オキシダントに係る昼間の年平均値の経年変化
(一般環境大気測定局平均)



f 一酸化炭素

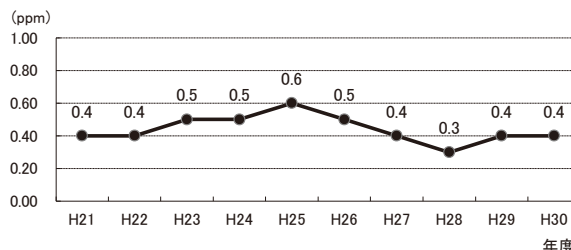
一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼によって発生する無臭の有害な気体で、血液中のヘモグロビンと強く結合して酸素の供給を阻害し、めまい等を引き起こす。症状が重くなると、中枢神経が低酸素状態に陥り、回復不能の障害を受けることがある。

平成30年度における一酸化炭素濃度の一般環境調査は、大分市の三佐小学校において行った。年平均値は

0.4ppmであり、環境基準を達成した。

また、一酸化炭素の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図2.2-10のとおり、近年は横ばいの状況である。

図2.2-10 一酸化炭素に係る年平均値の経年変化
(大分市三佐小学校)



g 非メタン炭化水素

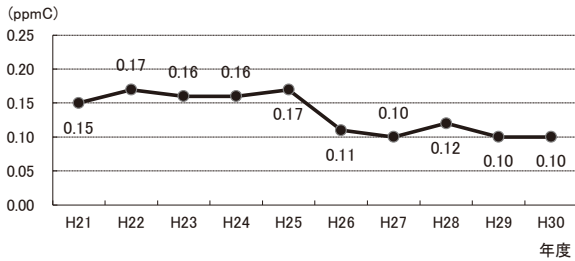
炭化水素は、石油系燃料の漏洩や自動車等の塗料、燃焼の未燃分として排出される。炭化水素は、反応性の低い物質であるメタンと、反応性に富む非メタン炭化水素に大別され、非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質の一つになる。非メタン炭化水素については、中央公害対策審議会により、大気中の濃度レベル指針（午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値として、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲）が示されている。

この指針値は、非メタン炭化水素自体の有害性について検討されたものではなく、光化学オキシダント生成の原因物質としての観点から定められたものである。

平成30年度における非メタン炭化水素濃度の一般環境調査は、大分市の三佐小学校、敷戸小学校、大在小学校の3測定局において行った。非メタン炭化水素の3時間値（午前6時から9時まで）の年平均値は、三佐小学校で0.11ppmC、敷戸小学校で0.08ppmC、大在小学校で0.12ppmCであった。

また、非メタン炭化水素の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値（午前6時から9時）の経年変化で見ると、図2.2-11であり、近年は減少傾向にある。

図2.2-11 非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値の経年変化（3局平均）



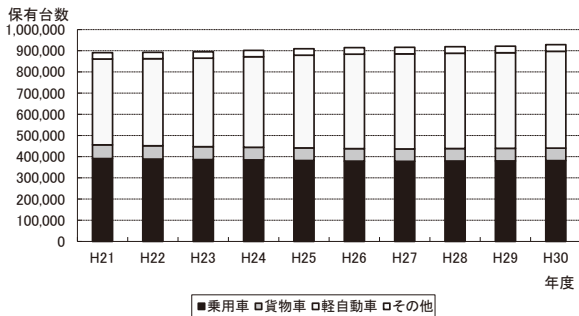
(2) 自動車排出ガスの現況

ア 自動車台数の現況

昭和40年代からのモータリゼーション（自動車社会）の進展により、自動車に起因する大気汚染、騒音及び振動は、特に大都市や幹線道路の周辺地域において深刻な社会問題になってきたことから、昭和43年12月に大気汚染防止法に基づく一酸化炭素の排出ガス規制が実施され、以後、排出規制の対象物質や対象車種の拡大等規制の強化が順次行われてきた。

本県においても、自動車保有台数は図2.2-12のとおり推移しており、平成30年度末現在、乗用車約38万台、貨物車約5万9千台、軽自動車約45万6千台、その他の車両約3万1千台、合計約93万台となっている。

図2.2-12 大分県の自動車保有台数経年推移



引用：国土交通省九州運輸局ホームページ

イ 自動車排出ガスに係る調査

自動車排出ガス中には、一酸化炭素、窒素酸化物、粒子状物質、炭化水素等の大気汚染物質が含まれている。県下における自動車排出ガスの監視測定については、県では、交通量が比較的多い主要交差点で移動測定車により定期的に調査を実施しており、平成30年度は別府市、日田市、宇佐市、日出町で調査を行った。

なお、大分市は、中央測定局及び宮崎測定局の2地点で常時監視を行っている。

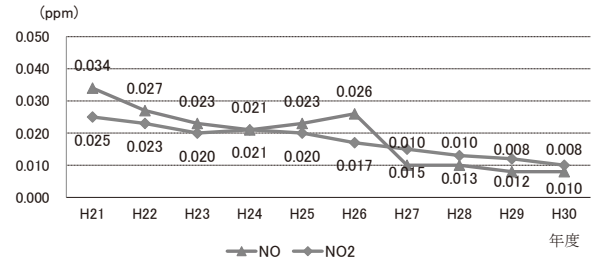
(ア) 常時監視測定結果

a 二酸化窒素

平成30年度の道路沿道における二酸化窒素濃度の1日平均値の98%値は、中央測定局で0.017ppm、宮崎測定局で0.019ppmであり、環境基準を達成している。

窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）に係る大気汚染の状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図2.2-13のとおり減少傾向にある。

図2.2-13 窒素酸化物の年平均値の経年変化

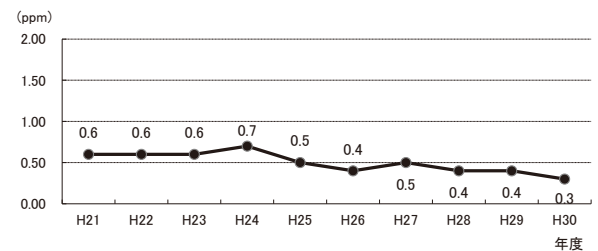


b 一酸化炭素

平成30年度の道路沿道における一酸化炭素濃度の1日平均値の2%除外値は、中央測定局で0.6ppm、宮崎測定局で0.4ppmであり、環境基準を達成している。

一酸化炭素の大気汚染の状況の推移を、過去10年間の年平均値の経年変化で見ると図2.2-14のとおり、減少傾向にある。

図2.2-14 一酸化炭素の年平均値の経年変化

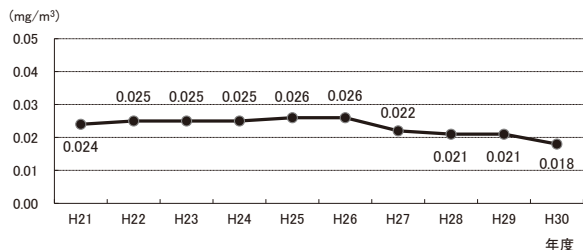


c 浮遊粒子状物質

平成30年度の道路沿道における浮遊粒子状物質濃度の1日平均値の2%除外値は、中央測定局で0.041mg/m³、宮崎測定局で0.042mg/m³であり、環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質の大気汚染の状況の推移を年平均値の経年変化で見ると、図2.2-15のとおり、近年は減少傾向にある。

図2.2-15 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

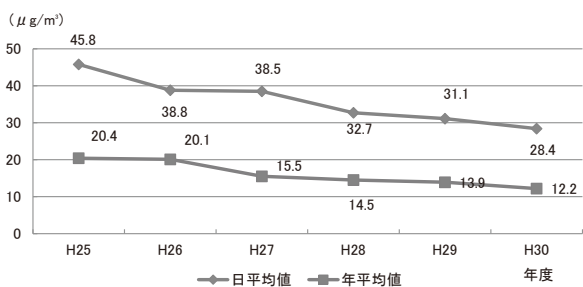


d 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成30年度の道路沿道におけるPM2.5濃度調査は、自動車排ガス測定局(中央測定局)1局において実施した。年平均値は12.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98%値は28.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準を達成している。

微小粒子状物質の大気汚染状況の推移を年平均値及び日平均値の経年変化で見ると、図2.2-16のとおり、近年は減少傾向にある。

図2.2-16 微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の経年変化

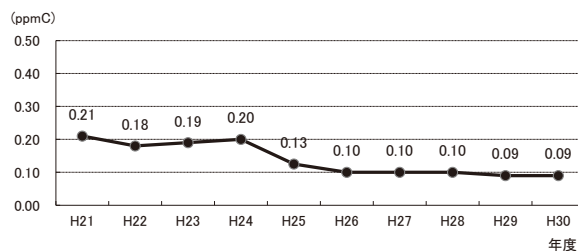


e 非メタン炭化水素

大気中の濃度レベル指針(午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値として、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲)が設定されている非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時における平成30年度の年間平均値は、中央測定局が0.10ppmC、宮崎測定局が0.08ppmCであった。

非メタン炭化水素の大気汚染の状況の推移を、過去10年間の年平均値の経年変化で見ると図2.2-17のとおり、減少傾向にある。

図2.2-17 非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値の経年変化



(3) 緊急時対策

個々のばい煙排出者が排出基準を遵守している場合であっても、気象条件等によって著しく大気の汚染状況が悪化することがある。県では「大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱」を定め、大分市とともに、大気汚染常時監視テレメータシステムにより被害の未然防止に努めている。

緊急時の発令対象区域は、平成30年4月現在、中津・宇佐地域、高田・国東地域、杵築・日出地域、別府地域、大分市地域(中部、南部、佐賀関の3地域で区分)、臼杵地域、津久見地域、佐伯地域、日田・玖珠地域、豊肥地域、由布地域である。

平成30年度は、光化学オキシダント予報及び注意報の発令はなかった。

(4) 有害大気汚染物質調査

近年、低濃度ながら、多様な化学物質が大気から検出されており、これらの有害化学物質の長期暴露による健康影響が懸念されている。このうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、環境基準が定められている。(資料編 表 大気1)

県では、平成9年度から有害大気汚染物質モニタリング事業を実施しており、平成30年度は県下11地点で21物質の測定を行った。有害大気汚染物質調査結果及び環境基準の達成状況については、資料編 表 大気7のとおりであり、固定発生源周辺の1,2-ジクロロエタン以外は、すべての地点で環境基準及び指針値を達成した。1,2-ジクロロエタンについては、平成24年度に新たに調査を開始した発生源周辺の1地点において、指針値を超過していた。調査地点の近くにある工場で溶媒として使用されている1,2-ジクロロエタンが原因であると考えられるため、工場に対して使用量の削減、代替物質への切替え及び排出ガス処理装置の導入等を指導している。

第2項 地域の生活環境保全対策の推進

1 騒音・振動対策

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項に基づき、一般地域と道路に面する地域について定められている。環境基準の各類型を当てはめる地域の指定については、都道府県知事（平成24年4月1日から市の区域内の地域については市長）が行うこととなっており、現在16市町で指定を行っている（資料編 表 騒音1、騒音5）。

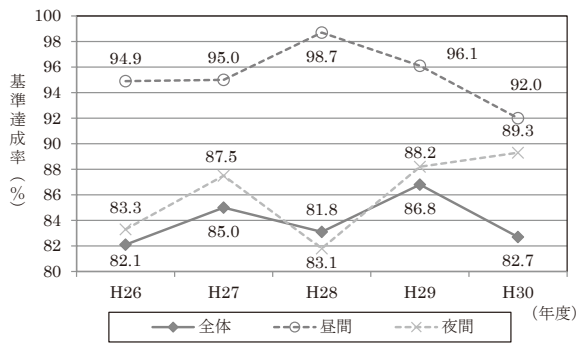
地域が指定されていない町村については、必要に応じて地域の実態調査を行うとともに類型指定を行うこととしている。

一般地域における騒音測定は、類型当てはめ地域がある市町が実施しており、平成30年度は12市町の75地点で行われた。昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準値以下であったのは62地点（82.7%）であった。（詳細は資料編 表 騒音6）

なお、平成30年度の全国の適合率は、89.4%であった。

過去5年間の達成状況の推移は、下の図2.2-18のとおりである。

図2.2-18 一般地域における騒音の環境基準達成状況の経年変化



(2) 自動車交通等の騒音・振動対策

ア 自動車騒音・振動

自動車騒音・振動については、自動車単体の構造の改善による騒音の低減等の発生源対策、交通流対策、道路構造対策、沿道対策等の様々な対策が国によって推進されており、自動車単体から発生する騒音対策としては、加速走行騒音、定常走行騒音、近接排気騒音について規制がなされている。

また、県においても、**騒音規制法**第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況の把握に努めている。

平成16年度からは、従来から実施している騒音測定に加え面的評価を行うシステムを導入し、より地域の実態に即した環境基準の評価が可能になった。

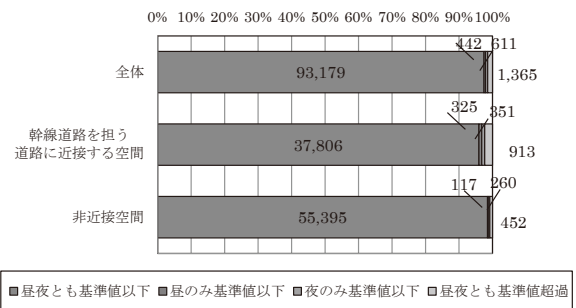
平成30年度の県下主要道路における自動車騒音常時監視では、延長3,111.0kmの道路（高速自動車国道93.7km、一般国道985.2km、県道2,020.0km、4車線以上の市町村道12.1km）に面する地域の95,597戸の住居等について環境基準達成状況の評価を行った。評価の対象となった95,597戸のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準を達成していたのは93,179戸（97.5%）であった。

（詳細は資料編 表 騒音8～11。ただし、騒音10～11については、町村の区域）

なお、平成29年度の全国の適合状況は、93.9%であった。

達成状況の評価結果の概要は図2.2-19のとおりである。

図2.2-19 平成30年度環境基準達成状況の評価結果



この結果は、国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ（環境GIS自動車交通騒音実態調査報告）」で、情報提供されている。

（URL：http://tenbou.nies.go.jp/gis/monitor/?map_mode=monitoring_map&field=8）

道路に面する地域の騒音測定は、市町が実施した分もあわせて67地点で行われ、昼間・夜間とも環境基準値以下であったのは54地点であった。（資料編 表 騒音7）

なお、市町村長は、自動車騒音や道路交通振動のレベルが、総理府令で定める一定の限度を超過し、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請できることとされている。また、道路交通振動の場合は、道路管理者に対し所要の措置を執るべきことを要請できることとされており、市町村では、適宜調査を実施し、実態把握に努めている。

イ 航空機騒音

大分空港は、昭和46年10月に滑走路2,000mで供用開始し、その後昭和57年12月に2,500mに延長され、さらに昭和63年10月に3,000mに延長され、今日に至っている。

同空港は、海上空港であり、離着陸の飛行コースもすべて海上にあり、しかも、空港周辺では、年間を通じて陸側から海側に向かって吹く風が多いことなど、航空機騒音対策上、立地条件に恵まれている。

航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準が定められており、知事が類型指定を行うこととされている。県では、昭和60年3月15日に、国東市武蔵町及び国東市安岐町の大分空港周辺地域について類型指定を行った。

航空機騒音の平成30年度調査結果では、全調査地点で航空機騒音に係る環境基準を達成していた。(資料編 表 騒音2、騒音12)

航空機騒音対策として、次に掲げる事項など様々な対策を総合的に推進する必要がある。

(ア) 発生源対策

航空機騒音の発生源対策としては、低騒音型機の導入や、離着陸時の騒音を軽減させる運航方式の実施などがある。また、一定の基準以上の騒音を発生する航空機の運航を禁止する耐空証明(旧騒音基準適合証明)制度により、昭和53年に強化された騒音基準に適合しない航空機の運航については、平成14年4月1日以降禁止することとされた。

(イ) 土地利用の適正化

国土利用計画法に基づく国土利用計画は、国東市武蔵町、国東市安岐町とも既に策定されており同計画の適切な運用等により、土地利用の適正化を積極的に推進するとともに、空港周辺の緑化等に努める必要がある。

(ウ) 障害防止対策

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、概ねL_{den}値が62デシベル以上の騒音影響が及ぶ地域を第1種区域として指定し、住宅の防音工事を希望する住民に対し助成措置を講じている。

大分空港については、昭和52年9月の告示で第1種区域の指定が行われ、その

後昭和54年に対象区域が拡大されており、地域内の告示日前住宅については、昭和52年度から56年度にかけて、告示日後住宅については平成4年度に防音工事を実施し、既に区域内の81戸の住宅全てが完了している。

(3) 工場・事業場、建設作業等の騒音・振動対策

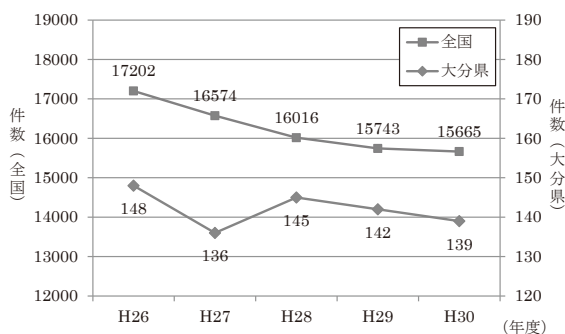
騒音・振動のうち、特に騒音の苦情件数は、公害苦情件数の中で高い割合を占めている。

平成30年度の騒音の新規受付苦情件数は139件(全公害苦情件数の19.1%)で、前年度と同程度であった。発生原因別にみると、工事・建設作業が53件(38.1%)、産業用機械作動が27件(19.4%)が多かった。(詳細は資料編 表 騒音13)

過去5年間の騒音苦情件数の推移は図2.2-20のとおりである。

なお、振動の苦情件数は8件であり、前年度に比べて1件減少した。(資料編 表 振動2)

図2.2-20 騒音苦情件数の推移



騒音規制法及び振動規制法に基づき、県知事(平成24年4月1日から市の区域内の地域については市長)が、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を指定している。

平成31年4月1日現在、地域の指定が行われている市町村数は、騒音が17市町、振動が16市町である。(大分市を含む。資料編 表 騒音5)

「大分県の事務処理の特例に関する条例」により、平成20年4月1日から別府市、日田市、豊後高田市、宇佐市、九重町、玖珠町の6市町に、平成21年4月1日から津久見市、杵築市、国東市の3市に、平成22年4月1日から臼杵市、竹田市、由布市の3市に、平成23年4月1日から佐伯市、豊後大野市、日出町、姫島村に規制地域の指定及び規制基準の設定事務等の権限を移譲していたが、平成23年8月26日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法

律の整備に関する法律」による騒音規制法及び振動規制法の改正により、平成24年4月1日からすべての市に権限が委譲された。

指定地域内において、金属加工機械等の政令で定める特定施設を設置している工場・事業場（以下「特定工場等」という。）と、くい打ち作業等の政令で定める特定建設作業を伴う建設工事が規制の対象となっており、市町村が指導を行っている。

平成30年度末における県内の騒音規制法に係る特定施設総数は14,666施設、特定工場等総数は1,648工場（資料編 表 騒音14）、振動規制法に係る特定施設総数は5,526施設、特定工場等総数は816工場（資料編 表 振動3）であった。

なお、カラオケ騒音等の風俗営業及び深夜飲食店営業等に係る騒音については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により、音量規制等の対策が講じられている。

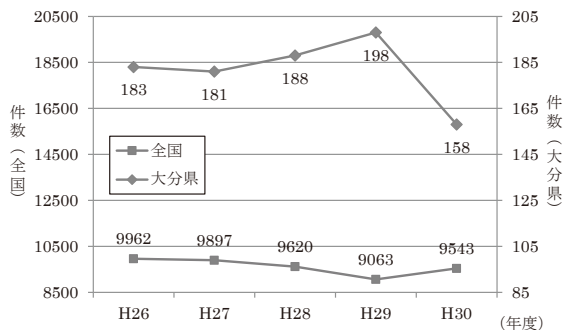
2 悪臭対策

悪臭公害は、大気汚染、水質汚濁等の公害と異なり、嗅覚という人の感覚に知覚されるものであり、その感知の程度は各人の嗜好、体調などにも影響され、さらに発生源も多種多様であることから、毎年多くの苦情が寄せられている。

平成30年度の悪臭苦情件数は158件（全公害苦情件数の21.7%）で、前年度に比べて40件減少した。発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」が72件（45.6%）が最も多くなっている。（詳細は資料編 表 悪臭1）

過去5年間の悪臭苦情件数の推移は、図2.2-21のとおりである。

図2.2-21 悪臭苦情件数の推移



悪臭防止法に基づき、工場・事業場から排出される悪臭物質の規制等が行われている。

県知事（平成24年4月1日から市の区域内の地域については市長）は、規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、平成30年4月1日現在、由布市及び国東市を除く12市（大分

市を含む。）に地域の指定が行われており、市長は必要に応じて指定地域内の悪臭発生工場・事業場に対し指導を実施している。

なお、「大分県の事務処理の特例に関する条例」により、平成20年4月1日から別府市、日田市、豊後高田市、宇佐市、九重町、玖珠町の6市町に、平成21年4月1日から津久見市、杵築市、国東市の3市に、平成22年4月1日から臼杵市、竹田市、由布市の3市に、平成23年4月1日から佐伯市、豊後大野市、日出町、姫島村に規制地域の指定及び規制基準の設定事務等の権限を移譲していたが、平成23年8月26日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による悪臭防止法の改正により、平成24年4月1日からすべての市に権限が移譲された。

同法に定める悪臭の規制は、特定悪臭物質による規制（特定の悪臭物質の濃度を測定する方法）又は臭気指数による規制（人の嗅覚により判定する方法）のいずれかによることとされている。

本県の悪臭規制地域のうち、豊後大野市以外は特定悪臭物質による規制を採用しており、豊後大野市は臭気指数による規制を採用している。

特定悪臭物質による規制に係る特定悪臭物質の種類及び規制基準の範囲は、6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5で規制基準を設定している。（資料編 表 悪臭2）

悪臭物質の22項目については、工場・事業場の敷地境界線の地表において規制するとともに、特にアンモニア等13項目については排出口においても規制している。（資料編 表 悪臭3）

なお、別府市においては、温泉地域という特性を考慮し、硫化水素を規制対象物質から除外している。

平成29年度から臭気指数による規制を行っている豊後大野市については、市内全域を規制区域とし、都市計画区域内を第1種区域、都市計画区域外を第2種区域として定め、全ての事業場の敷地境界線の地表において、第1種区域は臭気指数12、第2種区域は臭気指数15の規制を行っている。

悪臭に係る規制だけでなく、平成13年度に環境省が実施した「かおり風景100選」において、県からは4地点（旧6市町）が特に優れたかおり環境として選定され（資料編 表 悪臭4）、平成15年度には別府市において「2003 かおり環境フォーラム in 別府」を開催した。

3 畜産環境保全の現状と対策

(1) 畜産による環境問題の発生状況

混住化の進行、飼養規模の拡大、住民の環境意識の高まり等を背景として、畜産に起因する水質汚濁、悪臭発生、害虫発生等の環境問題が発生している。このため、環境に対する負荷を軽減するとともに、資源の有効活用を図るとの観点から、家畜排せつ物を適正に管理し、堆肥として土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進する必要がある。

畜産環境問題による苦情発生の実態については毎年調査を実施しており、平成30年度においては、31件の問題が発生している。(図2.2-22)

発生状況は、内容別では、「悪臭」によるものが14件(43.8%)と最も多く、次いで「水質汚濁」が4件(12.5%)となっている。また、畜種別では、豚に起因するものが18件(58.1%)、肉用牛に起因するものが、8件(25.8%)となっており、以下、乳用牛および採卵鶏がそれぞれ2件、ブロイラー1件、その他0件となっている。(図2.2-23)

図2.2-22 内容別苦情発生状況

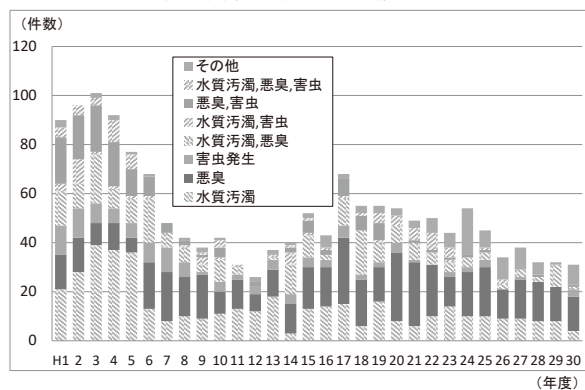
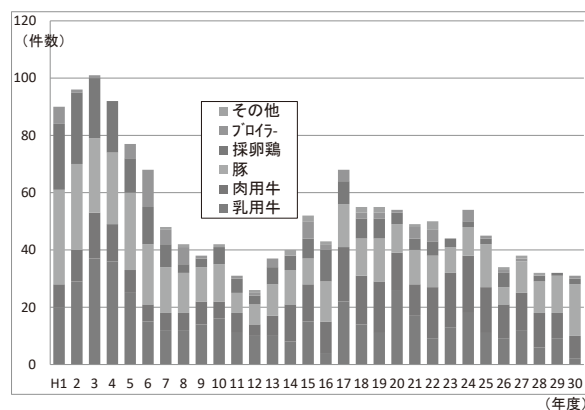


図2.2-23 畜種別苦情発生状況



(2) 畜産環境保全対策

ア 畜産環境保全の基本方針

畜産に起因する環境問題を解消し、畜産経営の健全かつ安定的な発展を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」)の規程により、平成27年4月に変更された家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の規程に基づき、以下の環境保全対策を推進する。

- ・家畜排せつ物の管理の適正化を図るため、「家畜排せつ物法」に規定された家畜排せつ物の管理基準(堆肥舎等の施設の構造設備に関する基準、家畜排せつ物の管理の方法に関する基準)に従い畜産農家へ指導・助言等を行う。
- ・家畜排せつ物の利用の促進を図るため、平成28年3月に国が定めた基本方針の内容に即した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」(①家畜排せつ物の利用の目標、②整備を行う処理高度化施設の内容及び整備に関する目標、③家畜排せつ物の利用の促進に関する技術研修の実施及び技術向上に関する事項等、以下「県計画」)を作成し、計画に基づき、本県の畜産を担う大規模経営体を育成するとともに、環境保全型農業を推進するため、畜産と耕種の連携による堆肥の流通利用促進を図る。

イ 畜産環境保全のための具体的な施策

今後、経営規模の拡大に伴い家畜排せつ物の発生量が増加することから、「大分県環境保全型畜産確立基本方針」に基づき設置している県及び地域畜産環境保全推進指導協議会の活動を強化するとともに、管理基準に基づく適正な管理に向けた指導等を行う。

また、畜産に起因する様々な環境問題等に適切に対応できるよう、中央畜産技術研修及び家畜排せつ物処理研修会等に職員を派遣し技術習得を図るとともに、適正処理に向けた普及啓発を行う。

一方、家畜排せつ物処理施設等については、畜産関係団体等の協力の下に「県計画」に沿い、各種制度を活用しながら整備する。

なお、畜産環境保全対策の推進指導体制は資料編 図 悪臭5,6に示したとおりである。

第2節 水・土壌・地盤環境の保全

第1項 水環境保全対策の推進

1 水環境の現状

平成30年度は、県内の53河川110地点、6湖沼12地点及び8海域50地点、計172地点について環境基準項目等の水質の汚濁の状況を調査した。(資料編 表 水質1,2)

健康項目について47河川75地点、6湖沼10地点、8海域25地点、計110地点を調査した結果、表2.2-24のとおり2河川2地点で**環境基準**を達成しなかった。超過した項目は砒素であり、その他の項目については、全て環境基準を達成した。

砒素が超過した河川は、八坂川(杵築市)及び町田川(九重町)であった。

原因は、八坂川については上流(立石川)の休廃止鉱山の影響、町田川については、上流域の地質(温泉)に起因する自然的なものであると考えられる。

なお、いずれも水道用水等の利水上の影響については特に問題はないが、引き続き水質を監視し、健康被害等の未然防止に努める。

生活環境項目について52河川108地点、6湖沼12地点、8海域50地点を調査した結果、**BOD**又は**COD**について、各水域とも年間平均値はおおむね横ばいで推移しているが、表

2.2-25のとおり類型指定している河川42水域中4水域、海域19水域中2水域の計6水域で環境基準を達成しなかった。環境基準の達成率は、河川が90.5%、湖沼が100%、海域が89.5%、合計90.5%であった。(資料編 表 水質3,4)

全窒素及び全磷については、2湖沼2水域及び8海域8水域について類型指定されており、全ての水域で環境基準を達成した。(資料編 表 水質5,6)

水生生物の保全に係る水質環境基準(以下、水生生物保全環境基準)については52河川86地点、6湖沼9地点、6海域11地点合計106地点を調査した結果、全て環境基準を達成した。(資料編 表 水質7)

公共用水域の水質常時監視の結果や利水状況等を踏まえ、必要に応じて水質を改善するための施策を講じることができるよう、新たに類型の指定や、指定された類型の見直しを行っている。

平成29年度には、新たに水生生物の保全に係る水質環境基準について、1海域2水域が環境省により類型指定され、告示された。

環境基準の指定状況は資料編 表 水質8のとおりで項目及び基準値等は資料編表水質17のとおりである。BOD及びCODの環境基準達成状況の判定は**75%水質値**で行う。

水域別の水質結果の概況は(1)~(3)のとおり。

表2.2-24 健康項目に係る環境基準を達成しなかった地点の調査結果

水域	地点名	項目	総検体数	基準値超過検体数	最大値	平均値	基準値
					(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
八坂川	大左右橋	砒素	6	3	0.019	0.011	0.01
町田川	潜石橋		6	3	0.026	0.015	

表2.2-25 公共用水域の生活環境項目(BOD、COD)の環境基準達成状況

水域	区分	達成			未達成	欠測
河川	山国川(1) 犬丸川 田深川 朝見川上流 丹生川上流 大分川下流 原川 堅田川上流 中江川 玖珠川	山国川(2) 駅館川 武蔵川 朝見川下流 丹生川下流 大野川上流 末広川 堅田川下流 筑後川(2) 町田川	津民川 都甲川 安岐川 祓川 大分川上流 大野川下流 番匠川上流 木立川 花月川	跡田川 伊美川 八坂川 住吉川 大分川中流 乙津川 番匠川下流 中川 床手川	伊呂波川 寄藻川 桂川 白杵川	大肥川
	湖沼	松原ダム貯水池	北川ダム		-	-
海域	響灘及び周防灘 住吉泊地水域 鶴崎泊地水域 別府港水域 別府湾東部水域 佐賀関港水域 臼杵湾 佐伯湾中央水域 南海部郡地先		国東半島地先海域 乙津泊地水域 大分港水域 守江港水域 大野川東部水域 北海道郡東部地先水域 津久見湾 佐伯湾東部水域		豊前地先海域 別府湾中央水域	-

(1) 河川

生活環境項目のうち、水素イオン濃度(pH)については、臼杵川、武蔵川及び伊呂波川の3水域において、日間平均値の最大値がそれぞれ8.7、8.8、8.9と環境基準値を超過した測定日があった。

浮遊物質量(SS)については、寄藻川、花月川及び伊呂波川の3水域において、日間平均値の最大値がそれぞれ33mg/L、44mg/L、26mg/Lと環境基準値を超過した測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

溶存酸素量(DO)については、番匠川上流、堅田川下流、中江川、中川、住吉川、乙津川、大野川、犬丸川、駅館川、寄藻川、桂川、八坂川、臼杵川、原川、丹生川、末広川、安岐川及び伊呂波川の18水域において、日間平均値の最小値が3.4～7.4mg/Lと環境基準値に満たない測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

大腸菌群数については、AA～B類型に指定されている河川の日間平均値の最大値は、240～1,600,000MPN/100mLで大分川下流及び大野川下流を除く全ての水域で環境基準を超過した測定日があった。

BOD年間平均値の推移は次のとおり。

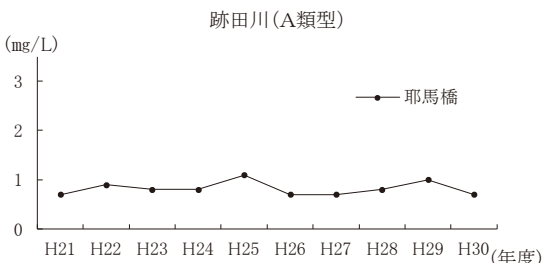
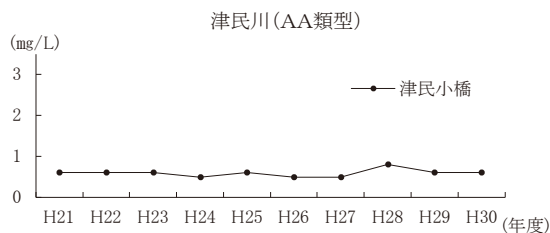
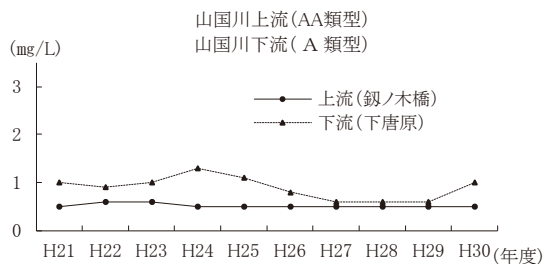
a 山国川水系

山国川は一級河川であり、山移川等32の支川を合し、中津川を分派して周防灘に流入している。流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図a 山国川水系BOD年間平均値の経年変化



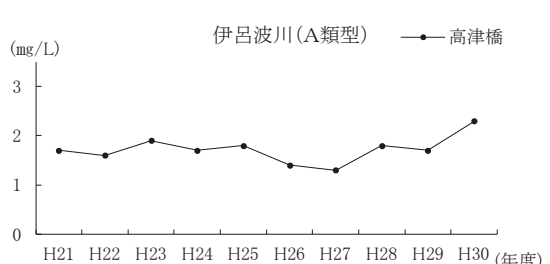
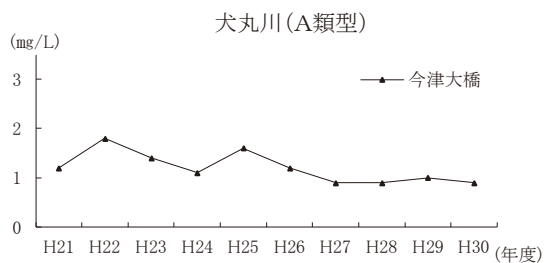
b 県北河川

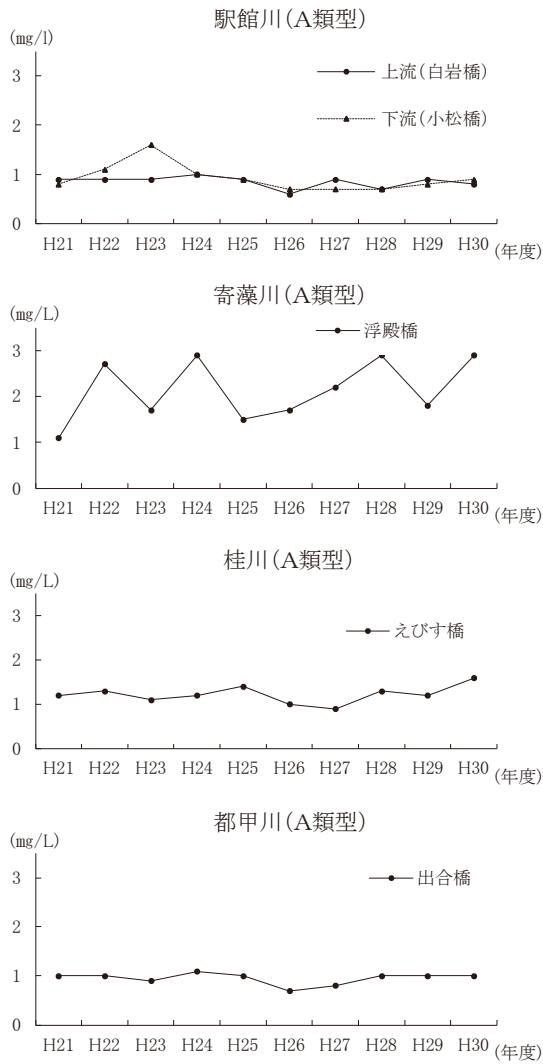
犬丸川、伊呂波川、駅館川、寄藻川、桂川及び都甲川(桂川の支川)は、周防灘(豊前地先)に流入する二級河川である。これらの流域に特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編表 水質4のとおりで、伊呂波川、寄藻川及び桂川で環境基準を超過した。環境基準を超過した原因として、一時的な汚濁量の増加、渇水や藻類の繁殖などの影響が考えられる。

BOD年間平均値の推移は、犬丸川、駅館川上流、駅館川下流及び都甲川では、おおむね横ばい状態である。桂川及び伊呂波川では、上昇傾向が見られる。寄藻川では、例年BOD年間平均値が大きく変動しているが、この変動は、渇水や一次生産の活発化によってBOD値が大きく上昇することがあり、これにより全体の平均値が増減するためと考えられる。

図b 県北河川BOD年間平均値の経年変化



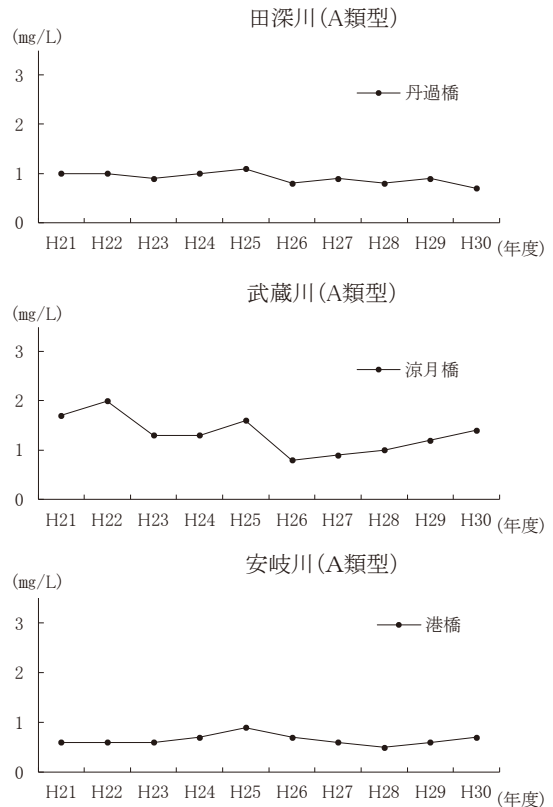
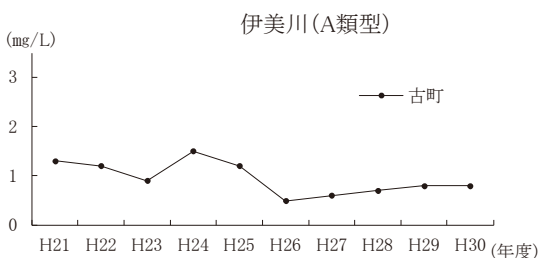


c 国東半島東部河川

伊美川は国東半島北部から、田深川、武蔵川及び安岐川は半島東部から国東半島地先海域に流入する二級河川である。これらの河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図c 国東半島東部河川BOD年間平均値の経年変化



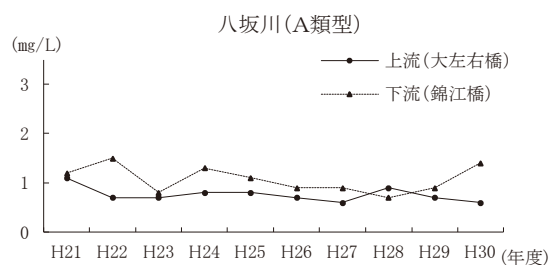
d 別枠速見地域河川

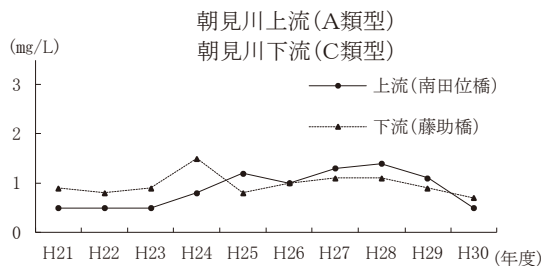
八坂川は立石川等4支川を合して別府湾(守江港)に流入する二級河川であり、朝見川は3支川を合し、別府市南部の市街地を貫流して別府湾に流入している二級河川である。両河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、八坂川上流についてはおおむね横ばい状態である。八坂川下流では、増加傾向であり、朝見川上流及び朝見川下流では減少傾向が見られる。

図d 別枠速見地域河川BOD年間平均値の経年変化





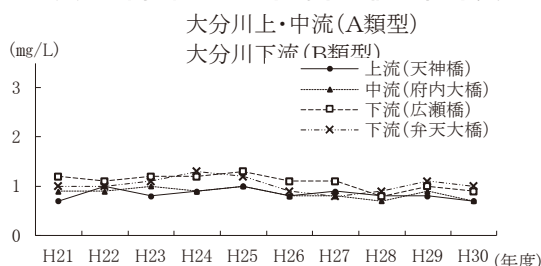
e 大分川水系

大分川は、本県を代表する一級河川で、賀来川、阿蘇野川、芹川のほか、七瀬川等45の支川を合し、裏川を分派して別府湾に流入している。上流域には温泉観光地の由布市湯布院町があり、下流の大分市内には食料品、機械器具等の製造業が立地しているが、流域人口が多い中流域の生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図e 大分川水系BOD年間平均値の経年変化



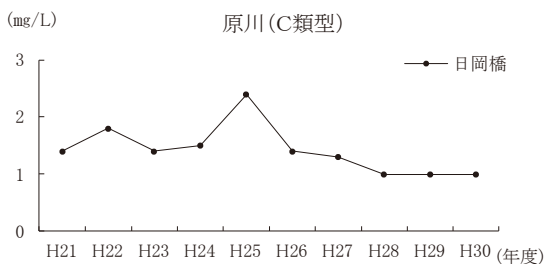
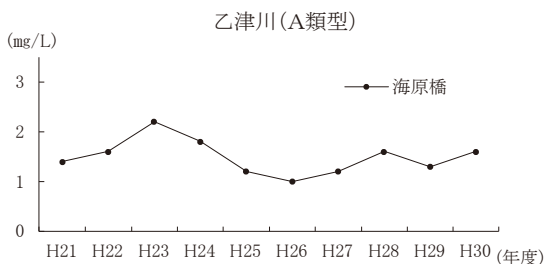
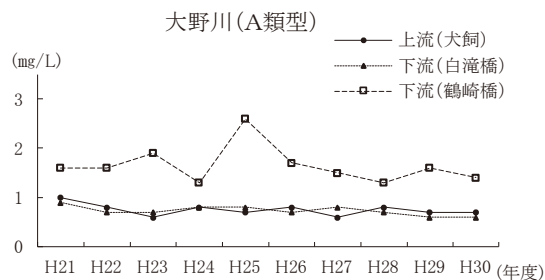
f 大野川水系

大野川は、本県の中央部を貫流する代表的な一級河川であり、玉来川、稲葉川、緒方川、三重川等128の支川を合し、乙津川を分派して別府湾に流入している。上流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水、畜産排水が汚濁の主体であるが、下流域には化学、機械器具等の大規模企業が立地し、産業排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、大野川上流、大野川下流（白滝橋）及び乙津川では、おおむね横ばい状態である。大野川下流（鶴崎橋）では、単年度で増加することもあるが、おおむね横ばい状態である。原川では、単年度で増加することもあるが、減少傾向が見られる。

図f 大野川水系BOD年間平均値の経年変化



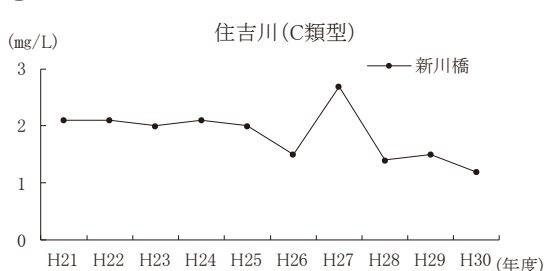
g 大分市内河川

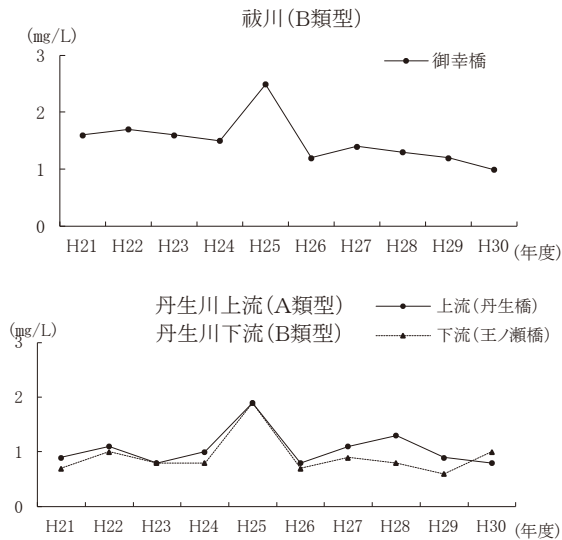
祓川、住吉川及び丹生川は、いずれも大分市内を貫流し、別府湾に流入する二級河川である。これらの河川の流域には、特に大きな汚濁源はないが、流域人口が比較的多く、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、丹生川上流及び丹生川下流では、単年度で増加することもあるが、おおむね横ばい状態である。住吉川及び祓川では、単年度で増加することもあるが、減少傾向が見られる。

図g 大分市内河川BOD年間平均値の経年変化





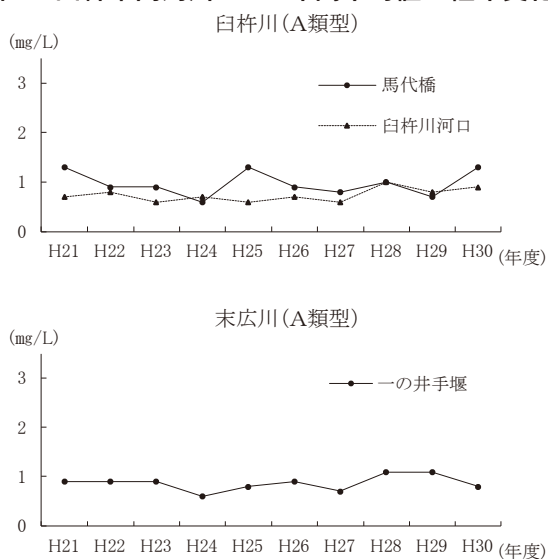
h 白杵市内河川

白杵川は、中白杵川等8支川を合し、白杵市を貫流して、河口部では末広川、熊崎川と合流し白杵湾に流入する二級河川である。下流域には食料品等の製造業が立地しているが、特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体である。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、白杵川で環境基準を超過した。環境基準を超過した原因として、春期から夏季の降水量不足や高い気温によって藻類の増殖などの一次生産が活発になったことの影響が考えられる。

BODの年間平均値の推移は、白杵川（白杵川河口）及び末広川ではおおむね横ばい状態である。白杵川（馬代橋）では、増加傾向が見られる。

図h 白杵市内河川BOD年間平均値の経年変化



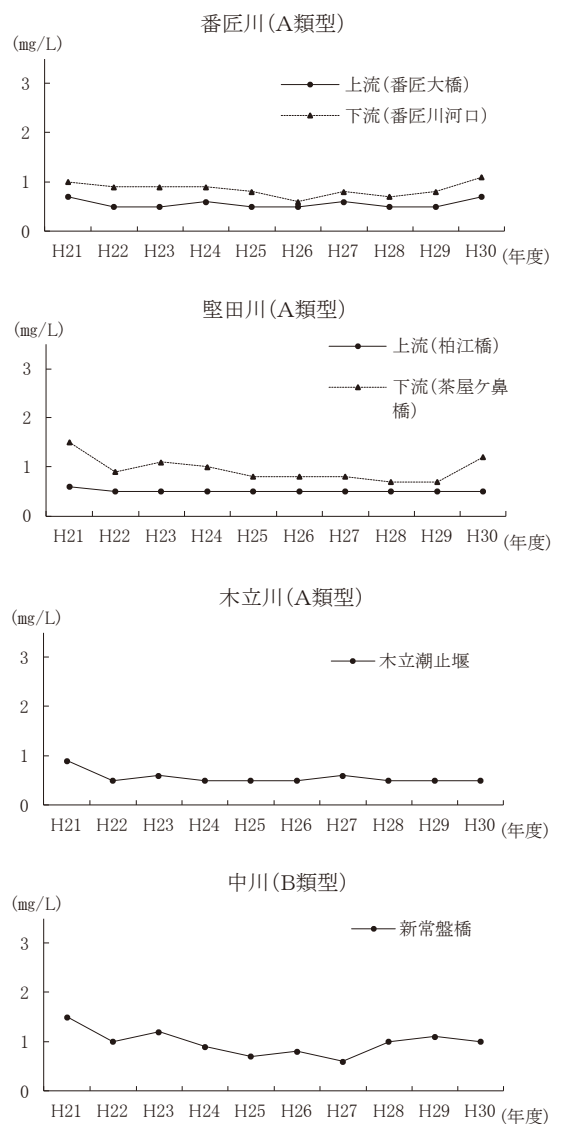
i 番匠川水系

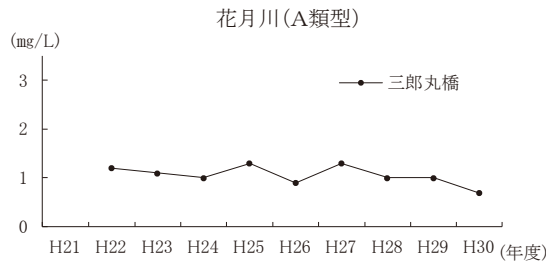
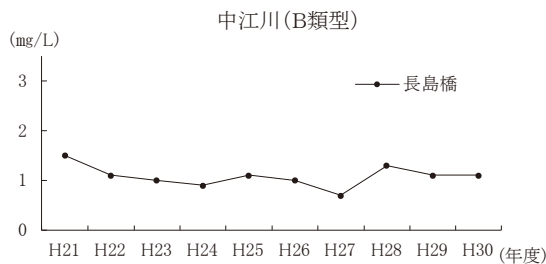
番匠川は、佐伯市内を貫流する一級河川であり、堅田川、木立川等47の支川を合し、中川、中江川を分派して佐伯湾に流入している。これら河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、番匠川上流（番匠大橋）、堅田川上流（柏江橋）、木立川、中川及び中江川ではおおむね横ばい状態である。番匠川下流（番匠川河口）及び堅田川下流（茶屋ヶ鼻橋）では、増加傾向が見られる。

図i 番匠川水系BOD年間平均値の経年変化





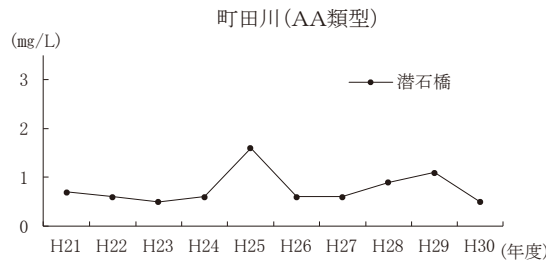
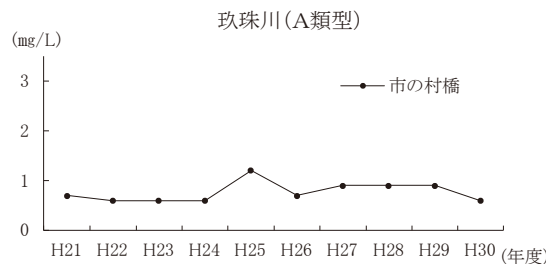
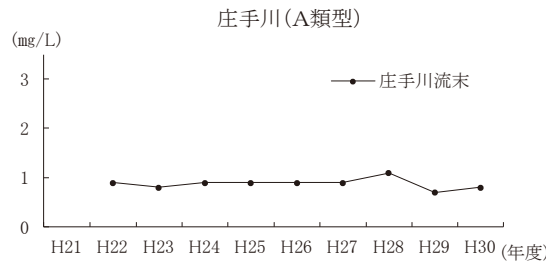
j 筑後川水系

筑後川は、九州を代表する一級河川であり、県内の支川は津江川、玖珠川等78あり、日田市の夜明ダム下流で福岡県に至り、有明海に流入している。これら河川の流域には大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

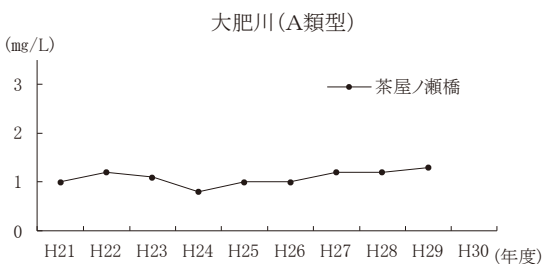
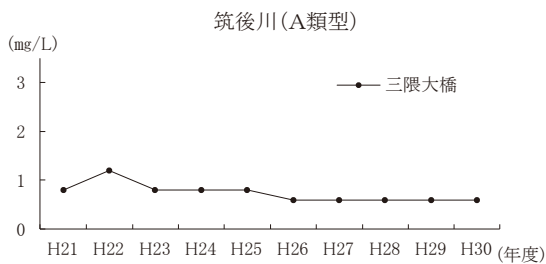
環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、筑後川、庄手川及び玖珠川ではおおむね横ばい状態である。花月川及び町田川では、減少傾向が見られた。

なお、大肥川については測定地点である茶屋ノ瀬橋が九州北部豪雨により崩落したため、同等の水質と思われる下流の茶屋ノ瀬新橋を代替地点として水質測定を実施した。しかし、復旧工事等の影響もあり水質が通常の状態ではないと判断されたため、欠測とした。



図j 筑後川水系BOD年間平均値の経年変化



(2) 湖沼

湖沼については、国土交通省直轄の松原ダム貯水池、下笠ダム貯水池及び耶馬溪ダム貯水池、県管理の芹川ダム貯水池及び北川ダム貯水池、水資源機構管理の大山ダム貯水池が常時監視の対象である。松原ダム貯水池、下笠ダム貯水池及び大山ダム貯水池は筑後川水系、耶馬溪ダム貯水池は山国川水系、北川ダム貯水池は五ヶ瀬川水系、芹川ダム貯水池は大分川水系に設置されている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、松原ダム貯水池及び北川ダム貯水池が類型指定されており、いずれも環境基準を達成している。

水素イオン濃度 (pH) については、全ての地点の全ての測定日で環境基準を達成した。

溶存酸素量 (DO) については、日間平均値の最小値が松原ダム貯水池で5.7mg/L、北川ダム貯水池で4.6mg/Lと環境基準値に満たない測定日があった。

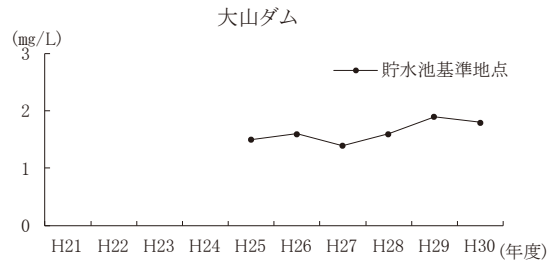
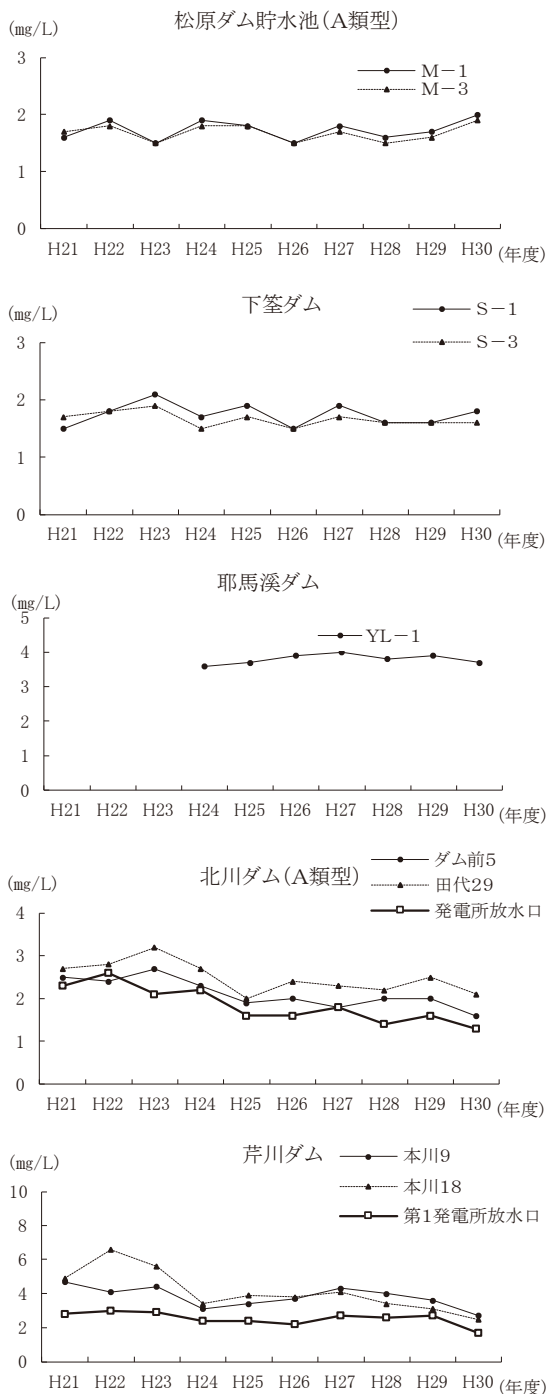
浮遊物質 (SS) については、日間平均値の最大値が松原ダム貯水池で6mg/L、北川

ダム貯水池で7mg/Lと環境基準を超過した測定日があった。

大腸菌群数については、日間平均値の最大値が松原ダム貯水池で2,400MPN/100mL、北川ダム貯水池で1,300MPN/100mLと環境基準を超過した測定日があった。

CODの年間平均値の推移については、松原ダム貯水池、下笠ダム貯水池、耶馬溪ダム貯水池、北川ダム貯水池及び大山ダム貯水池はおおむね横ばい状態である。芹川ダムは、値の変動が大きく、単年度で増加することもあるが、減少傾向が見られる。

図 各湖沼COD年間平均値の経年変化



(3) 海域

生活環境項目のうち、水素イオン濃度 (pH) については、全ての水域の全ての測定日で環境基準を達成していた。

溶存酸素量 (DO) については、豊前地先海域、別府湾中央水域、別府湾東部水域、北海部郡東部地先水域、臼杵湾、津久見湾、佐伯湾東部水域及び南海部郡地先水域の最小値が6.2～7.4mg/Lと環境基準値に満たない測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

大腸菌群数については、臼杵湾、豊前地先海域、別府湾中央水域及び国東半島地先海域において、日間平均値の最大値が1,100～13,000MPN/100mLと環境基準を超過した測定日があった。A類型に指定されているその他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

COD年間平均値の推移は次のとおり。

a 周防灘

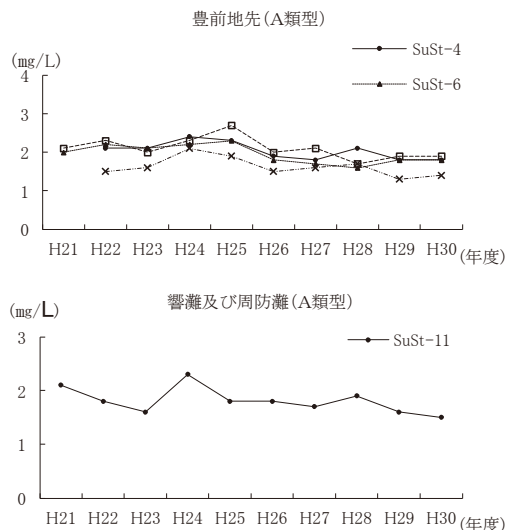
周防灘は、中津市から豊後高田市までの地先海域で、沿岸の中津市、宇佐市、豊後高田市から直接又は山国川や駅館川等の河川を通じて、生活排水や産業排水等が流入している。

近年、輸送機械、電気機械関係等の製造業が立地しているが、大規模な水質汚濁源となる事業場はない。陸域からの汚濁の流入は生活排水が主体である。陸域からの汚濁負荷量は少ないが、浅海域の潮流は微弱であり、海水の交換が緩慢な閉鎖性海域で、浅海域の底質等の影響があり、水質はやや汚濁された状態が続いている。

環境基準の達成状況は資料編表水質4のとおりで、豊前地先水域で環境基準を超過した。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図a 周防灘COD年間平均値の経年変化



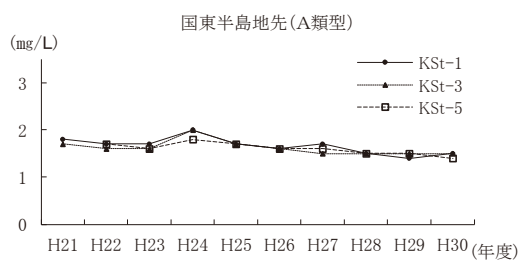
b 国東半島地先水域

国東半島地先水域は、国東市の国見町から安岐町までの地先海域で、大分空港周辺にはIC関係の先端技術産業が立地しているが、大規模な汚濁源はなく、陸域からの汚濁の流入は、生活排水が主体で汚濁負荷量は比較的少ない。

環境基準の達成状況は資料編表 水質4のとおりで、環境基準を達成した。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図b 国東半島地先COD年間平均値の経年変化



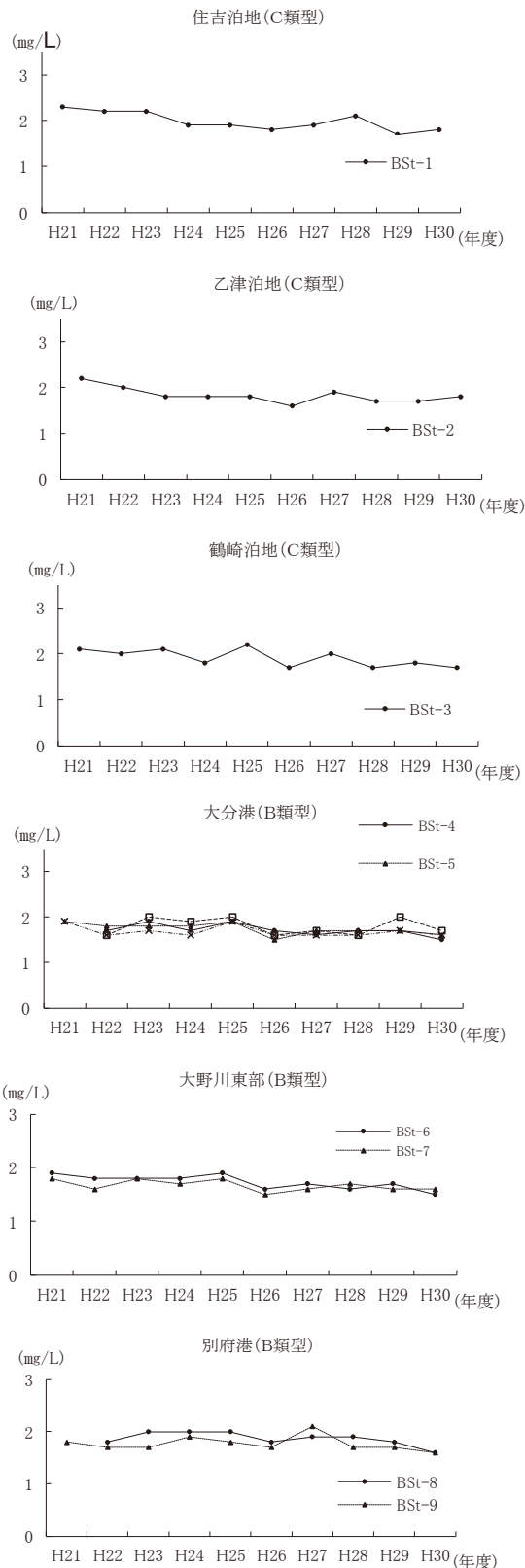
c 別府湾

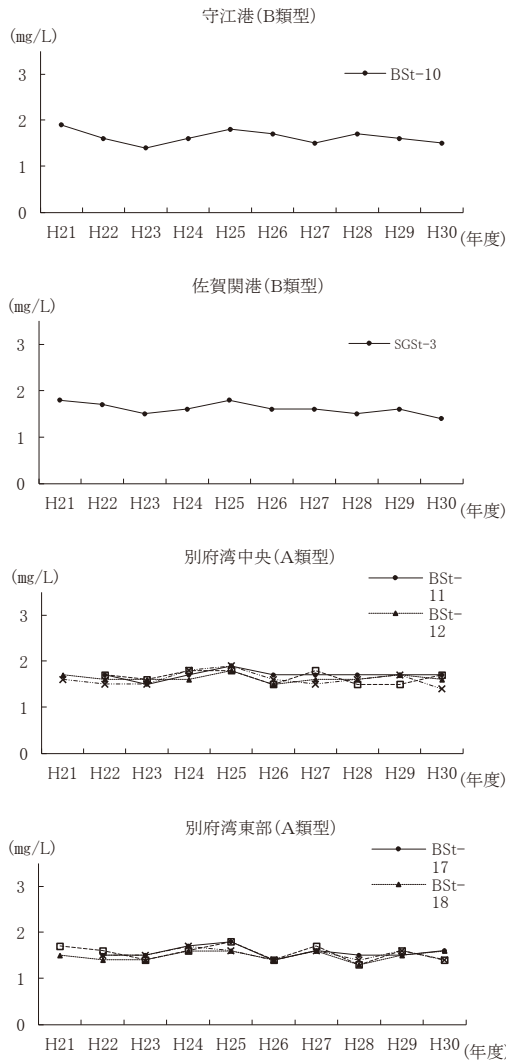
別府湾は、湾口の幅が20km、奥行きが25kmで、湾口部の水深は50mであるのに対し、湾奥部の高崎山前面付近では70mと深くなっており、湾奥部の潮流が微弱で特に停滞性が強く、中央部はやや浅くなっており、中央水域は他の水域に比べて水質の改善が困難であると考えられる。沿岸の杵築市、日出町、別府市、大分市のほか、大分川、大野川を通じて内陸部の豊後大野市、竹田市等からも生活排水や産業排水が流入している。流域人口は県人口の60%以上を占め、南岸の大分市には紙パルプ、化学、石油精製、鉄鋼、非鉄金属などの大

規模工場群が立地しているため、流入する汚濁負荷量が多い。

環境基準の達成状況は資料編表 水質4のとおりで、別府湾中央水域で環境基準を超過した。CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図c 別府湾COD年間平均値の経年変化





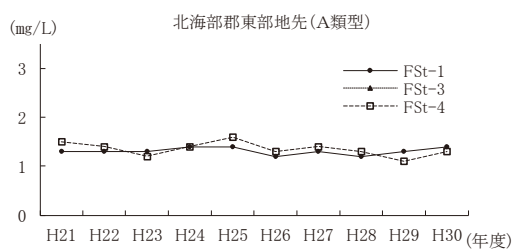
d 北海部郡東部地先水域

北海部郡東部地先水域は、佐賀関半島東端の関崎から臼杵市下ノ江に至る地先の海域で、この海域の背後には大規模な汚濁源はなく、陸域から流入する生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成した。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図d 北海部郡東部地先COD年間平均値の経年変化



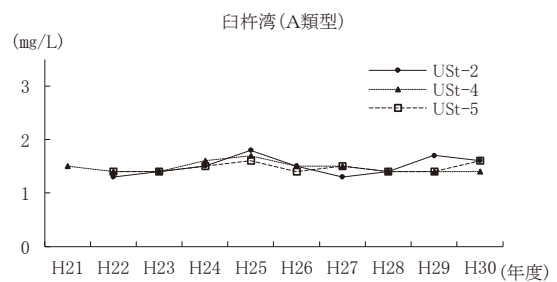
e 臼杵湾

臼杵湾は、臼杵市下ノ江から津久見市楠屋鼻に至る陸岸のリアス式の地先海域で臼杵川等の陸水の影響を比較的受けやすい。この海域には臼杵市等からの生活排水と醸造業等の産業排水が流入しているが大規模な汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成した。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図e 臼杵湾COD年間平均値の経年変化



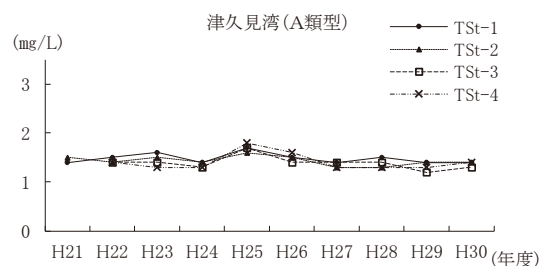
f 津久見湾

津久見湾は、津久見市楠屋鼻から佐伯市上浦蒲戸崎に至る陸岸のリアス式の地先海域で、この海域には、セメント工業、窯業土石製品製造業などの産業排水と津久見市等からの生活排水が流入しているが大規模な汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成した。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図f 津久見湾COD年間平均値の経年変化



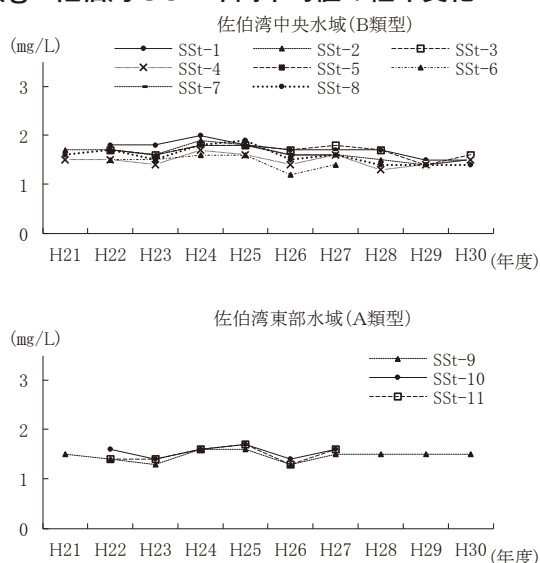
g 佐伯湾

佐伯湾は、佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域で、一級河川番匠川が流入している。この海域には、佐伯市に立地する発酵工業、造船業等の産業排水と沿岸部の市の生活排水が流入している。湾奥部に位置する大入島との間の中央水域(旧甲、乙、丙水域)は閉鎖性水域でB類型に指定されている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成した。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図g 佐伯湾COD年間平均値の経年変化



h 南海部郡地先水域

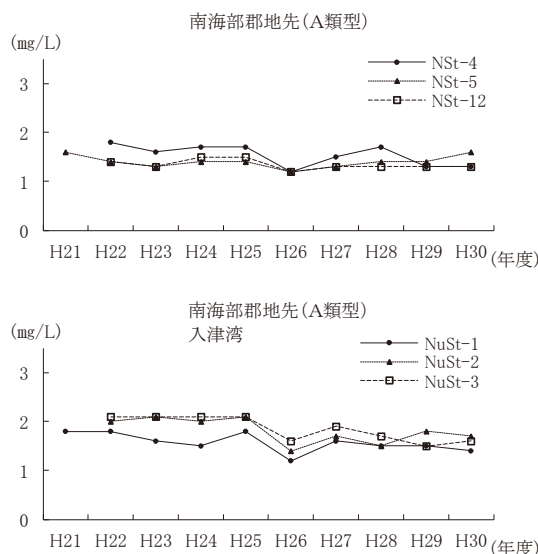
南海部郡地先水域は、鶴御崎から宮崎県との県境に至る陸岸の地先海域で、この海域は、養殖漁業が盛んであり、陸域からの汚濁の流入は畜産排水等で、大規模な汚濁源はない。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成した。

なお、入津湾は、閉鎖性水域として平成6年度から水質測定を実施しており、環境補助点3地点で水質測定を実施している。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図h 南海部郡地先COD年間平均値の経年変化



2 親水活動の推進

県民が環境保全意識を醸成し、その主体的な行動により良好な水環境を保全するためには、親水活動を通じて身近な水環境に対する関心を高めることが重要である。県民の親水活動を推進する事業として、海水浴場の水質調査と河川の水生生物調査を実施した。

(1) 水浴場の水質調査

海水浴場の水質調査は、年間延べ利用者数がおおむね1万人以上もしくは快水浴場百選に環境省が選定した海水浴場等を対象に行っており、平成30年度は8か所について遊泳期間前2回、期間中1回の調査を行った。調査結果は表2.2-26のとおりであり、すべての水浴場が判定基準に適合していた。

また、平成23年度からは、平成23年3月11日の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受け、海水中の放射性物質濃度(対象核種:セシウム134、セシウム137、ヨウ素131)や砂浜における空間放射線量率について調査を実施しており、平成30年度も同様に調査を行った。

調査結果は、表2.2-27のとおりで、海水から放射性物質(対象核種)は検出されなかった。また、砂浜での空間放射線量率については、いずれも震災前における大分県衛生環境研究センターでの最大値を下回っており、県内に一般的に見られる範囲の空間放射線量率であった。

表2.2-26 海水浴場調査結果（平成30年度）

市町名	海水浴場名	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)		COD (mg/L)		透明度 (m)		油膜の有無		判定	
		遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中
大分市	田ノ浦ビーチ	不検出	不検出	3.5	2.4	>1	>1	なし	なし	B	B
	こうざき	不検出	不検出	1.8	2.2	>1	>1	なし	なし	AA	B
	大志生木	不検出	不検出	1.6	2.1	>1	>1	なし	なし	AA	B
佐伯市	瀬会	不検出	3	1.5	1.6	>1	>1	なし	なし	AA	A
臼杵市	黒島	不検出	不検出	1.6	1.3	>1	>1	なし	なし	AA	AA
杵築市	住吉浜リゾートパーク	不検出	不検出	1.6	1.8	>1	>1	なし	なし	AA	AA
	奈多	不検出	不検出	1.6	1.6	>1	>1	なし	なし	AA	AA
日出町	糸ヶ浜	不検出	3	1.8	2.1	>1	>1	なし	なし	AA	B

国が定めた海水浴場の判定基準

判定は、下表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」及び「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	COD	油膜の有無	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満～50cm以上
不適	1,000個/100mLを超えるもの	8mg/L超	常時油膜が認められる	50cm未満

表2.2-27 海水浴場放射性物質調査結果表（平成30年度）

市町村名	海水浴場名	採水日	海水の放射性物質濃度 (単位: Bq/L) (水質の目安: セシウム134・137の合計10Bq/L※)			砂浜の放射線量 (単位: μSv/hr) (大分県の最大値: 0.110)		
			表層 (海面)		検出下限値	地上1cm	地上50cm	地上1m
			セシウム134 セシウム137	ヨウ素131				
大分市	田ノ浦	4月23日	不検出	不検出	I131: 1, Cs134: 1, Cs137: 1	0.038	0.042	0.042
		7月12日	不検出	不検出	I131: 1, Cs134: 1, Cs137: 1	0.042	0.048	0.040
	大志生木	4月23日	不検出	不検出	I131: 1, Cs134: 1, Cs137: 1	0.028	0.030	0.030
		7月12日	不検出	不検出	I131: 1, Cs134: 1, Cs137: 1	0.030	0.036	0.032
	こうざき	4月23日	不検出	不検出	I131: 1, Cs134: 1, Cs137: 1	0.028	0.030	0.028
		7月12日	不検出	不検出	I131: 1, Cs134: 1, Cs137: 1	0.028	0.030	0.032
佐伯市	瀬会	5月16日	不検出	不検出	I131:0.38, Cs134:0.31, Cs137:0.40	0.050	0.040	0.040
		7月24日	不検出	不検出	I131:0.39, Cs134:0.35, Cs137:0.45	0.040	0.040	0.040
臼杵市	黒島	5月16日	不検出	不検出	I131:0.38, Cs134:0.31, Cs137:0.40	0.029	0.025	0.025
		7月24日	不検出	不検出	I131:0.39, Cs134:0.35, Cs137:0.45	0.025	0.024	0.027
杵築市	住吉浜	5月16日	不検出	不検出	I131:0.38, Cs134:0.31, Cs137:0.40	0.041	0.043	0.045
		7月24日	不検出	不検出	I131:0.39, Cs134:0.35, Cs137:0.45	0.047	0.041	0.039
	奈多	5月16日	不検出	不検出	I131:0.38, Cs134:0.31, Cs137:0.40	0.051	0.037	0.039
		7月24日	不検出	不検出	I131:0.39, Cs134:0.35, Cs137:0.45	0.047	0.037	0.039
日出町	糸ヶ浜	5月16日	不検出	不検出	I131:0.38, Cs134:0.31, Cs137:0.40	0.025	0.027	0.029
		7月24日	不検出	不検出	I131:0.39, Cs134:0.35, Cs137:0.45	0.020	0.022	0.025

※平成23年度の暫定値ではヨウ素131の目安は「30Bq/L未満」であったが、半減期が約8日と短いことから平成24年6月8日に示された新しい指針では目安の設定はなくなっている。

(2) 水生生物調査

河川等の公共用水域の水質の評価については、一般に、**BOD**、**SS**などの理化学的方法により測定された値を水質環境基準と比較することにより行われている。一方、**水生生物による水質調査**は、サワガニ、カワゲラ、トビケラなど、川に棲む生物（指標生物（資料編 表 水質9））の生息状況から河川の水質を知るものであり、理化学的方法に比べて結果が分かりやすいだけでなく、次のような優れた特徴がある。

- ①比較的長期間の水質を捉えることができる。
- ②水質汚濁の生物に対する影響を捉えることができる。
- ③住民の河川愛護、水質浄化の啓発に資することができる。
- ④適切な指導者のもとに、一般の人でも比較的簡単に調査が行える。

県では、この方法による調査活動を広く普及することにより、住民意識にマッチした水質保全施策の基礎資料を得るとともに調査への参加、結果の公表を通じて住民の水質保全意識の高揚を図り、河川の良い水質環境の確保を進めていくこととしている。

平成30年度は夏季に、14河川17地点において調査を行った。調査参加団体は21団体、参加延べ者数は472人であった。（表2.2-28）

調査結果は、きれいな水（水質階級I）が13地点（76.5%）を占め、県下の調査河川での水質の状況は概ね良好であった。（表2.2-29）

なお、水生生物による水質調査は全国各地で実施されており、環境省が設けている全国水生生物調査のページ（URL <https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/suisei/>）により、全国の調査結果を閲覧することができる。

表2.2-28 水生生物調査の参加団体、参加者数
(平成30年度)

団体の別	参加団体数	参加延べ人数 (人)
小 学 校	12	299
中 学 校	1	9
公 共 団 体	4	80
こども会等	3	44
その他の団体	1	40
計	21	472

表2.2-29 水生生物調査結果

(水質階級の状況・平成30年度)

水質階級	地点数	割合 (%)
I きれいな水	13	76.5
II ややきれいな水	4	23.5
III きたない水	0	0
IV とてもきたない水	0	0
計	17	100

3 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減

水質汚濁防止法は、国民の健康の保護及び生活環境の保全を確保するために、工場や事業場からの排水及び地下浸透水を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることを目的の一つとして昭和46年6月に施行された。

同法では、工場や事業場を監督指導するために、特定施設の設置や構造等の変更をしようとする者に対して、当該施設に係る事項について事前の届出を義務付けるとともに、健康被害や生活環境の悪化の原因となる化学物質等について、排出水中に許容可能な濃度を排水基準として定めている。

特に、瀬戸内海区域（資料編 図 水質10）に設置され、日最大排出水量が50m³以上である特定事業場については、下水道終末処理場や地方公共団体の設置するし尿処理施設等一部の施設を除き、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を受けなければならない。

平成30年度の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による申請や届出の件数については、表2.2-30及び2.2-31のとおりである。

表2.2-30 水質汚濁防止法に基づく届出件数

(平成30年度)

区 分	環 境 保 全 課	東 部 保 健 所	国 東 保 健 部	中 部 保 健 所	由 布 保 健 部	南 部 保 健 所	豊 肥 保 健 所	西 部 保 健 所	北 部 保 健 所	豊 後 高 田 保 健 部	大 分 市	計
設 置 届 (第5条)	4	64	11	4	35	19	10	15	13	3	33	211
使 用 届 (第6条)	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	5
構 造 等 変 更 届 (第7条)	3	1	4	0	1	0	0	2	1	0	16	28
氏名等変更・廃止届 (第10条)	17	38	5	1	24	9	4	10	9	1	63	181
承 継 届 (第11条)	3	9	2	1	6	2	1	3	1	0	12	40

表2.2-31 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請及び届出件数

(平成30年度)

区 分	件 数
設 置 許 可 申 請 (第5条)	27 (8)
使 用 届 (第7条)	0 (0)
構 造 等 変 更 許 可 申 請 (第8条)	24 (13)
構 造 等 変 更 届 (第8条第4項)	2 (0)
氏 名 等 変 更 届 (第9条)	27 (14)
汚 染 状 態 等 変 更 届 (第9条)	0 (0)
廃 止 届 (第9条)	13 (3)
承 継 届 (第10条)	3 (0)

備考 () 内は大分市の件数(再掲)

また、本県においては、大分県生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（**上乘せ排水基準**）を制定し、工場や事業場に対する規制を強化している。

大分県生活環境の保全等に関する条例は、公害防止のための規制と事業活動及び日常生活の環境に対する負荷低減措置等を定めることにより、県民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、平成12年12月23日から施行された。

同条例では、めっき、紙・パルプの製造の作業等30種類の作業を行う工場・事業場（特定工場等）を規制対象とし、その設置については事前届出制を採用するとともに、規制基準については総量規制を導入している。

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数は、平成31年3月31日現在で5,439事業場となっている。（資料編 表 水質11）

特定施設別の事業場数でみると、旅館業が最も多く全体の35.2%を占め、自動式車両洗浄施設の12.0%、指定地域特定施設の6.7%、野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の6.1%がこれに続いている。

これらの事業場に対しては、表2.2-32のとおり水質汚濁防止法の規定に基づく立入調査を適宜実施している。特に日平均排出水量が50m³以上の特定事業場については、製造業では原則

2回／年以上、非製造業では1回／年以上を目的に立入調査を実施しているが、効率的な立入調査を実施するため、直近3年間における排水基準違反の有無を加味し、違反の無い事業場についてはその立入頻度を半減させている（休止中又は未稼働の事業場を除く）。

平成30年度に実施した立入調査の結果、排水基準違反があった特定事業場については、表2.2-33のとおり文書等による排水処理施設の維持管理の強化等を指導し、適切な改善がなされていることを確認した。

また、申請及び届出の審査等により、生産工程の合理化や水利用の効率化、適切な排水処理や維持管理の徹底を指導し、産業排水に起因する**汚濁負荷量**の削減を図った。

特定事業場に係る排水基準等の概要については以下のとおり。

●排水基準の設定

特定事業場から公共用水域に排出される排水については、水質汚濁防止法に基づき、有害物質やその他の項目の濃度を規制する排水基準（一律排水基準及び上乘せ排水基準）並びに化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量（T-N）及びりん含有量（T-P）の汚濁負荷量を規制する**総量規制**基準が設定されている。（資料編 表 水質12）

a 一律排水基準

一律排水基準は、国が全国一律に設定した基準であり、このうち有害物質（健康項目）については、平成24年5月25日に1,4-ジオキサンが追加され、現在28項目についてすべての特定事業場に適用されている。

また、その他の項目（生活環境項目）については15項目の基準が定められており、日平均排出水量が50m³以上の特定事業場に限り適用されている。このうち窒素含有量及びりん含有量の規制は、従来からの指定湖沼に加えて、平成5年8月から閉鎖性の高い海域（瀬戸内海、有明海、入津）及びこれに流入する公共用水域に排出する特定事業場に適用範囲が拡大された。

b 上乗せ排水基準

水質汚濁防止法では、一律排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域について、条例により一律排水基準より厳しい排水基準（上乗せ排水基準）を定めることができるとされている。本県においては、昭和47年12月に佐伯湾水域に係

る上乗せ排水基準（COD及びSS）を設定したが、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、昭和49年7月に、この条例を全面的に改正し、適用区域を瀬戸内海区域に拡大するとともに、対象業種の拡大及び規制項目へn-ヘキサン抽出物質含有量（油分）の追加を行った。

更に上乗せ排水基準とCODに係る第5次総量規制基準との整合を図るため、平成14年12月に条例を改正し、規制基準の強化、対象業種を追加及び細分化するとともに、適用区域を瀬戸内海及び入津に拡大した。

c 大分県生活環境の保全等に関する条例の規制基準

大分県生活環境の保全等に関する条例の規制基準は、有害物質25項目及び生活環境項目15項目のうち7項目については一律排水基準と同等の濃度基準を定め、CODやSS等の残り8項目については負荷量基準を定めている。この基準は、特定工場等について、排水量の多寡を問わずに適用され、特に、負荷量基準は工場の新増設等により排水量の規模が大きくなるほど段階的に厳しい基準が適用される。

表2.2-32 特定事業場立入調査実施状況

区 分		28年度			29年度			30年度		
		特定事業場数	延べ立入件数	排水基準違反件数	特定事業場数	延べ立入件数	排水基準違反件数	特定事業場数	延べ立入件数	排水基準違反件数
大分県実施分	50m ³ /日以上の特 定事業場	377	218	4	369	167	1	368	159	7
	50m ³ /日未満の特 定事業場	3,795	303	0	3,852	249	1	3,975	287	0
	小 計	4,172	521	4	4,221	416	2	4,343	446	7
大 分 市 実 施 分		1,294	234	2	1,172	218	2	1,096	215	2
合 計		5,466	755	6	5,393	634	4	5,439	661	9

表2.2-33 排水基準違反に対する措置状況等 (大分県実施分)

区 分		28年度	29年度	30年度
違反項目	有害物質	0	1	0
	pH	1	0	5
	BOD	1	0	0
	COD	2	0	1
	SS	2	1	1
	その他の項目	2	0	0
措置状況	一時停止命令	0	0	0
	改善命令	0	0	0
	文書指導	4	2	7
対策状況	排水処理施設の新・増設	1	1	0
	排水処理施設の改善	2	2	3
	排水処理施設の管理強化	1	2	3
	下水道への接続	0	0	0
	特定施設等の改善	0	0	0
	特定施設等の管理強化	0	0	0

(重複を含む)

4 水環境の安全性の確保

(1) 水質事故等に対する措置

有害物質や油類の流出、魚類のへい死等の水質事故が発生した場合は、平成16年2月に策定した水質事故等緊急連絡体制マニュアルに基づき県及び市町村の関係機関が連携して迅速に対応し、被害の拡大防止、原因究明、原状回復等必要な措置を講じている。

平成30年度は、油類の流出等を原因とする水質事故45件（うち油類流出事故31件、魚斃死5件、その他9件）を通報等により了知した（表2.2-34）。いずれも水道利水に対する被害はなかった。

(2) 地下水の保全

地下水は、一般的に地表水に比べて汚染されにくく、水量が安定し、水質も良好であることから、水道水等の生活用水や工業用水など多方面に利用されてきたが、近年、テトラクロロエチレン等による水質汚濁や過剰な利用による水位低下、水資源の枯渇等地下水に係る問題が全国的に顕在化していることが明らかになった。

このため、平成元年6月に水質汚濁防止法が改正され、有害物質を含む水の地下への浸透の禁止、地下水の水質の常時監視等の規定が整備された。更に、平成8年6月の水質汚

濁防止法の一部改正により、汚染された地下水の浄化措置命令に関する規定等が整備され、平成9年4月1日から施行された。

本県では、昭和59年度からテトラクロロエチレン等を使用している工場、事業場に対して、その使用状況等の実態を把握するとともに、周辺の井戸等の水質調査を実施してきており、こうした調査の結果を踏まえて事業者に対する規制や指導、井戸所有者に対する飲用上の指導等を行っている。

地下水の水質については、人の健康の保護に関する環境基準に基づき評価されており、平成30年度には、概況調査（地域の全体的な地下水質の状況を把握する調査）43本、汚染井戸周辺地区調査（新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するための調査）2本、継続監視調査（汚染地域について継続的な監視、経年的なモニタリングとして実施する調査）34本計79本の井戸で調査を行った。（資料編 表 水質13,14）

概況調査では、テトラクロロエチレンが1本の井戸で環境基準を超過した。汚染井戸周辺地区調査では、環境基準を超過した井戸はなかった。

継続監視調査では、砒素が1本、総水銀が1本、トリクロロエチレンが1本、テトラクロロエチレンが4本、硝酸性窒素及び亜硝酸

表2.2-34 水質事故発生状況（件数）

発生年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
大分市	(1) 油の流出	9	22	20	8	19	31	24	16	12
	(2) 魚の斃死	5	0	1	1	6	2	1	2	2
	(3) その他	1	3	7	0	7	4	16	2	3
	ア 色	0	0	1	0	1	2	5	1	2
	イ 臭い	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	1	2	6	0	6	2	11	1	1
小 計		15	25	28	9	32	37	41	20	17
大分市以外の区域	(1) 油の流出	13	18	14	25	14	17	30	38	19
	(2) 魚の斃死	14	14	3	12	1	5	5	10	3
	(3) その他	5	7	4	7	9	9	10	6	6
	ア 色	1	4	3	4	5	5	3	3	2
	イ 臭い	0	2	0	0	0	1	0	0	0
	ウ その他	4	1	1	3	4	3	7	3	4
小 計		32	39	21	44	24	31	45	54	28
計	(1) 油の流出	22	40	34	33	33	48	54	54	31
	(2) 魚の斃死	19	14	4	13	7	7	6	12	5
	(3) その他	6	10	11	7	16	13	26	8	9
	ア 色	1	4	4	4	6	7	8	4	4
	イ 臭い	0	3	0	0	0	1	0	0	0
	ウ その他	5	3	7	3	10	5	18	4	5
小 計		47	64	49	53	56	68	86	74	45

性窒素が8本、ふっ素が1本、クロロエチレンが3本の井戸で環境基準を超過した。

継続監視調査を実施している井戸について環境基準を超過している原因については、砒素、鉛、水銀、ふっ素は自然（地質）由来、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は農地への施肥等と推察されている。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等揮発性有機化合物（VOC）については、原因不明のものもあるが、主にクリーニング所等の事業場からの排水や、非意図的な地下浸透などによる汚染と推察される。

クロロエチレンについては、過去にトリクロロエチレンが環境基準を超過し継続調査をしていた地点において、トリクロロエチレンが分解する過程で生成されたものと考えられる。

近年、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水質汚染が全国的に指摘されており、本県においても環境基準超過が多々みられ、地下水汚染の顕在化が危惧される。

今後とも、環境基準を超過した地下水が新たに確認された場合には、汚染原因を究明するための汚染井戸周辺地区調査等必要な措置を迅速に行い、地域特性に応じた適切な対策を進め健康被害を防止するとともに、有害物質に関する情報収集、提供に努め、有害物質を使用等している事業場等に対して適正な使用・保管管理や地下浸透の防止等を指導するよう、監視指導体制を充実し、環境汚染の未然防止を図る。

(3) 水道の普及状況

ア 水道普及率

平成29年度末における本県の水道普及率は、全国平均の98.0%に対し、91.9%となっている。

普及率の低い要因として、地形が複雑なうえ、集落が点在しているなどの地理的条件や水源確保の困難性などによる建設費の割高等により、市町村の負担が増大することが考えられる。

一方、現状において、小規模な水道や井戸・湧水等で生活用水が確保されていることなどにより施設整備が遅れている地域も多く、給水施設を除いた未普及地域人口は約78,000人となっている。

表2.2-35 水道普及率の推移

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
普及率 (%)	90.2	90.4	90.6	90.7	90.9	91.1	91.4	91.4	91.6	91.9

イ 水質検査等維持管理の強化

水道事業者等には、安全で衛生的な水の供給を確保するため、水道法の規定により、定期及び臨時の水質検査の実施や水質検査施設の設置が義務づけられている。

水質基準項目は、平成15年5月30日に新水質基準に関する省令が公布され、その後の改正により51項目に拡充強化された。また、これらを補完するため、26項目に水質管理目標が設定された。

水質検査の実施状況は、上水道や公営簡易水道では問題ないものの、組合営簡易水道や専用水道、給水施設では十分ではなく、隔年、各地域毎に開催する水道施設等維持管理講習会により、水質検査の実施を指導している。

また、水質検査施設は、一部の水道事業者しか設置しておらず、大多数の水道事業者では、**厚生労働大臣登録検査機関**に委託等して水質検査を行っている。

安全な水道水の供給を図るため、水質検査が適正に実施され水道水質の状況を把握するとともに水質検査体制の整備拡充を図っていく必要がある。

ウ 水道の計画的整備

水道普及率の早期向上を図るべく、特に普及率の低い過疎市町村における水道の普及を促進するため、簡易水道等施設整備費国庫補助事業を実施する市町村に対し、昭和54年度から県費による助成を行ってきた。しかし、地形が複雑で集落が点在するなどの地理的条件や人口減少による水道料金収入の減少などから、新たな水道施設の整備が困難となっているため、小規模な給水施設の整備による生活用水の確保の推進に転換する。

また、非常時用貯水槽や停電時予備電源、水道事業間相互の連絡管など緊急時対策施設の整備を図るよう、また、水道施設の機能向上・漏水防止対策のために、老朽施設の改善、建築物の3階以上への直接給水など給水サービス向上を目指した施設整備を図るよう水道事業者を指導する。

エ 小規模給水施設の整備

公営水道の整備が困難な地域では、共同で管理する簡易な施設に生活用水を頼っているが、水質に問題を抱えている施設や、過疎や高齢化により維持管理が困難となっている施設が見受けられ、水問題の実態把握や将来を見据えた解決策が必要となっている。

県では平成21年から平成24年にかけて、

生活水の確保が困難な小規模集落において、水問題の調査・解決方法の検討の段階から施設整備までを、モデル事業として7市12地区で実施した。平成25年度からは、この事業で得られた成果を生かし、地域の現状にあった小規模な給水施設の整備によって生活水の確保を推進するため、各集落の実態を把握して中長期的な整備計画の作成と施設整備を行う市町村に対して県費による助成を行っている。

5 閉鎖性水域などにおける水環境の保全

湖沼や閉鎖性が高い海域は、流入する生活排水や産業排水による汚濁物質が蓄積しやすいうえ、窒素、りん等の栄養塩の蓄積により、**富栄養化**が進行し、湖沼においては、アオコの繁殖による異臭味などの利水障害や、海域においては、**赤潮**等の発生により漁業被害が生じるおそれがある。したがって、これらの水域の水環境を保全するために、次の特別な対策を講じている。

(1) 瀬戸内海の水質汚濁対策

ア 総量削減計画

広域的な**閉鎖性水域**である瀬戸内海の水質汚濁を改善するため、昭和55年度以降、CODに関する総量規制を実施している。総量規制制度は、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づいて知事が総量削減計画を策定し、総量規制基準の設定や下水道整備等の施策を総合的、計画的に推進することによってCOD負荷量の削減を図るものである。

これまで、第1次（昭和59年度目標）、第2次（平成元年度目標）、第3次（平成6年度）、第4次（平成11年度）、第5次（平成16年度）、第6次（平成21年度）及び第7次（平成26年度）の7次にわたるCOD

負荷量の総量削減に加え、第5次、第6次及び第7次では総量規制項目として窒素含有量、りん含有量を加えた総量削減計画を定め、産業排水、生活排水等の負荷量の削減対策を実施してきた。

本県においては、第6次総量削減計画における窒素含有量及びりん含有量において、削減目標量を達成できなかった。（資料編 表 水質15）

そのため、瀬戸内海において現在の水質から悪化を防ぐことを目的として、平成29年7月に平成31年度を目標年次とする8次総量削減計画を策定し、COD、窒素及びりんの削減目標量の達成を図ることとした。

イ 総量規制基準

総量規制基準は瀬戸内海区域の日平均排水量が50m³以上である指定地域内の特定事業場に対して適用され、次のような算式で許容される汚濁負荷量（L）が求められる。Cの値は、業種や施設の設置時期等に応じてきめ細かく設定されており、この値を段階的に強化することにより汚濁負荷量の削減を図っていく仕組みとなっている。なお、総量規制基準の遵守状況を把握するため、指定地域（瀬戸内海に接続する流域）内の事業場に対しては汚濁負荷量の測定・記録が義務付けられている。

$$L=C \times Q$$

C：県知事が定める特定排出水のCOD、窒素含有量、りん含有量の濃度

Q：特定排出水の最大水量

この総量削減計画の達成状況を把握するため、毎年、発生負荷量管理等調査により、COD、窒素含有量及びりん含有量の負荷量実績について、調査を実施している。

小規模給水施設普及支援事業実施状況

施設整備実施箇所	
H25	日田市松金地区、日田市出口福路地区
H26	日田市出口松原地区、日田市岩下地区、宇佐市小平西部地区、宇佐市小平東部地区、宇佐市須崎地区
H27	日田市松野地区、竹田市九重野田原地区、竹田市南稲葉地区、竹田市靱山久保地区、宇佐市大内地区、宇佐市大平地区、日出町法花寺地区
H28	竹田市緩木高源寺地区、竹田市久住小倉地区、竹田市宮城久保地区、宇佐市西椎屋地区、九重町相挾間地区
H29	竹田市緩木尾村地区、竹田市久住梅ノ木地区、竹田市神原井手ノ上地区、竹田市直入社家地区、中津市耶馬溪小川内地区、中津市山国市平地区
H30	別府市東山合棚地区、津久見市畑地区、竹田市久住石田地区、豊後大野市松谷地区、豊後大野市小切畑地区、九重町折戸地区

中長期整備計画作成市町村

H25	日田市、宇佐市、九重町、大分市
H26	竹田市、津久見市、日出町、玖珠町

ウ 瀬戸内海的环境保全に関する大分県計画

瀬戸内海的环境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、瀬戸内海環境保全特別措置法による基本計画に基づき、昭和56年7月に瀬戸内海的环境保全に関する大分県計画を策定した。その後、総量削減計画の段階的な見直しに伴い、昭和62年12月、平成4年6月、平成8年7月、平成14年7月、平成20年6月及び平成28年11月に大分県計画の変更を行った。(資料編 表 水質16)

(2) 有明海の水質汚濁対策

九州最大の閉鎖性海域である有明海については、平成12年度に深刻なノリの不作の問題が生じたことを契機として、海洋環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を目的とする「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年に制定された。大分県は有明海に面していないが、有明海への流入河川である筑後川の上流域に位置することから、関係県として平成15年3月に「有明海の再生に関する大分県計画」を策定し、有明海的环境改善に資する施策を行っている。

なお、毎年度、改善事業の見直しに伴い、大分県計画の変更を行っている。

(3) 閉鎖性水域における里海・水環境創生事業

環境省の里海創生支援事業は、県や市町村が地域と一体となって沿岸域の生態系の保全や水産資源の確保に取り組んでいる海域を環境省が選定し、その活動を支援することにより、多様な魚介類等が生息する恵み豊かな「里海」作りを進めていこうという事業である。

大分県では、中津干潟が選定されており、平成20年度にはササヒビ復活等の取り組みを行った。平成21年度には、山・川・海の流域環境の物質循環における干潟の海の有効性の理解を深めるため、「里海シンポジウム」を開催した。

また、平成21年度から以下の事業に取り組んでいる。

ア 水環境創生事業

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を行ううえで必要な水生生物の調査を行うとともに水生生物の観察会等を通じて、当該水質環境基準に対する県民の理解の深化と水質環境保全意識の高揚を図っている。

(ア) 類型指定水生生物生息状況調査

県下全域の河川・湖沼・海域について、現地調査及び文献調査等により水生生物生息状況等を把握し、そのデータに基づき類型指定を行う。

平成22年度に大分川水系、大野川水系、大分市内等の24河川、芹川ダム1湖沼、平成23年度に番匠川水系、佐伯市内等10河川、北川ダム1湖沼、平成24年度に筑後川水系、県北河川等18河川、耶馬溪ダム1湖沼、平成25年度に大分県地先水域3海域について類型指定の告示を行った。

(イ) 水生生物観察会

水生生物の保全に係る環境基準について、県民の理解を深めるために、小中学生等を対象に河川等での観察会を年12回開催した。

6 水環境の保全に関する調査研究の推進

公共用水域及び地下水の水質に係るデータベースを構築し、データ解析・調査研究を推進することにより、水環境保全に係る施策の立案や環境影響評価等に活用する。

7 生活排水対策の推進

海や川などの水質汚濁の原因は、以前は工場などの産業排水が中心であったが、産業排水の占める割合は減少し、近年では生活排水による水質汚濁が主要な原因の一つになっている。このため、生活排水処理施設の整備を促進し、周辺環境の改善、公共用水域の水質保全に努めている。

(1) 生活排水対策基本方針

県では、平成17年3月に、大分県生活環境の保全等に関する条例に基づき、「大分県生活排水対策基本方針」を策定した。

この方針は、生活排水対策の重要性を鑑み、きれいな水環境を創造し、次の世代に引き継ぐために、県民、市町村及び県が適切な役割分担のもとに連携し、生活排水による河川等の水質汚濁の防止を図る施策を総合的、計画的に実施するため、県としてなすべき基本的な事項について定めている。

特に、下水道の日の9月10日から浄化槽の日の10月1日を含む10月10日迄の1カ月間を「生活排水きれい推進月間」とし、各種啓発活動を集中的に行うこととしている。

基本方針の概要については、次のとおりで

ある。

(2) 生活排水処理施設の整備

県では、平成28年3月に策定した「大分県生活排水処理施設整備構想2015」に基づき、効率的・計画的な生活排水処理施設の整備を推進しており、本県の平成30年度末現在の生活排水処理率は76.9%となっている。

ア 公共下水道の推進

(ア) 公共下水道の事業実施・整備状況

現在11市1町で公共下水道事業を実施している。

また、特定環境保全公共下水道事業は、9市1村で実施している。

それぞれの供用開始状況は表2.2-36のとおりである。

(イ) 公共下水道普及促進の施策

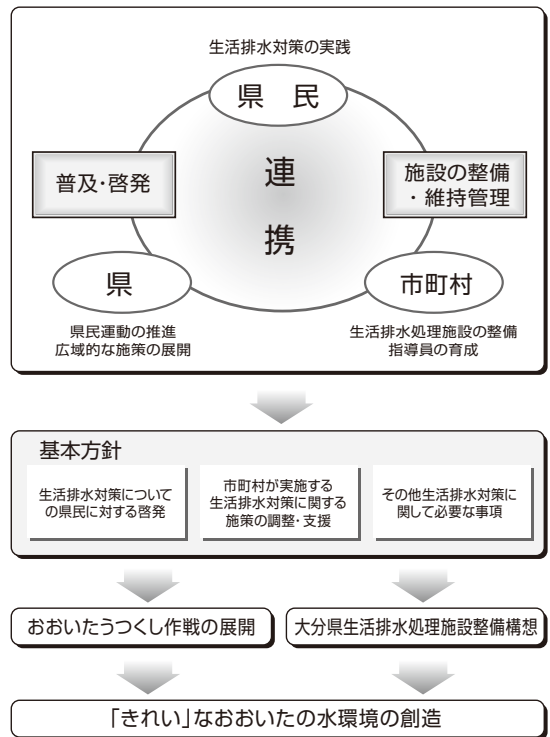
下水道の整備を促進するため、下水道事業を実施している市町村に対し、県費助成制度である「下水道整備緊急促進事業」及び平成29年度から新たに創設した「下水道整備未普及対策促進事業」により、財政負担の軽減を図っている。

さらに、財政力が弱く一定条件を満たす過疎町村に対して、終末処理場や幹線管渠を県が代行して建設する「下水道県過疎代行事業」を平成4年度から実施してきた。

また、近接する市町村が共同して経済的かつ効率的に下水道を管理するいわゆる「下水道船団方式事業」を平成6年度

から杵築市（旧杵築市）と国東市（旧国見町、旧国東町、旧武蔵町、旧安岐町）、姫島村で、平成10年度から臼杵市（旧野津町）と豊後大野市（旧大野町）で実施している。

大分県生活排水対策基本方針
「きれい」な水環境を保全し、次の世代に引き継ぐために



県民・市町村・県の役割

区分	県民の役割	市町村の役割	県の役割
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 家庭及び地域での生活排水対策の実践 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策の普及・啓発 生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 県民運動の推進等による生活排水対策の普及・啓発
施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設への早期接続・設置 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設の整備 生活排水処理施設への接続を促進するための施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策に係る広域にわたる施策の策定 市町村等が実施する生活排水処理施設整備への支援・調整
施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽及び排水設備の適正な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設の適正な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設の適正な維持管理の指導
その他			<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策に関する情報の収集及び提供 生活排水対策に関する調査研究及び処理技術の開発

表2.2-36 公共下水道実施市町村一覧表

(平成31年3月31日現在)

	市町村名	処理区名	事業着手年度	処理人口		供用開始年月日	備考
				全体計画(人)	現況(人)		
公共下水道	大分市	植田	S47～	73,510	65,550	S48.12.1	
		中央	S46～	131,545	97,368	S52.10.1	
		東部	S41～	143,881	88,642	S44.9.1	
		大南	S52～	66,491	28,801	H2.4.1	
		南	S60～	29,394	22,788	H4.4.1	
		計		444,821	303,149		
	別府市	別府	S35～	115,477	78,208	S37.11.26	
	中津市	中津	S53～	53,900	31,937	S61.4.1	
	日田市	日田	S48～	48,831	46,268	S56.4.1	
	佐伯市	佐伯	S51～	22,880	19,354	S62.4.1	
	臼杵市	臼杵	S52～	16,671	16,394	S58.7.1	
	津久見市	津久見	S51～	9,660	9,504	H4.3.31	
	豊後高田市	豊後高田	S51～	9,384	9,270	H5.3.31	
	杵築市	杵築	H5～	8,252	7,394	H12.3.31	
	宇佐市	四日市・駅川柳ヶ浦・長洲	S59～	26,387	15,322	H4.3.31	
由布市	大分		855	855	S53.4.5	大分市植田処理区へ	
国東市	国東	H5～	3,927	3,852	H10.3.31		
日出町	日出	S51～	20,392	16,116	S61.4.1		
	計		781,437	557,709			
特定環境保全公共下水道	中津市	山国	H18～	1,040	998	H23.4.1	完了事業
		三光	H7～H17	2,800	2,553	H11.4.1	完了事業(中津処理区へ)
	日田市	大山	H10～H18	1,653	825	H14.10.1	完了事業
		蒲江	H19～	1,778	1,736	H24.4.1	
	佐伯市	鶴見	H3～H17	2,352	2,352	H9.3.31	完了事業
		上浦	H8～H19	1,291	1,238	H12.4.1	完了事業
	臼杵市	野津	H5～	2,030	2,030	H13.3.30	完了事業
	豊後高田市	真玉	H13～	1,429	1,394	H19.3.31	
		香々地	H13～	865	832	H19.3.31	
	杵築市	山香	H5～	2,493	2,493	H13.3.30	
	宇佐市	安心院	H5～H21	1,822	1,822	H13.3.30	完了事業
	豊後大野市	田中	H8～H16	1,130	1,130	H11.3.31	完了事業
	国東市	伊武蔵東	H5～H14	1,486	1,486	H10.3.27	完了事業
	安岐	H3～	4,174	4,174	H9.3.20	完了事業	
	岐	H4～H22	5,878	5,878	H11.3.31	完了事業	
姫島村	姫島	H4～H12	1,685	1,685	H8.3.19	完了事業	
	計		33,906	32,540			

表2.2-37 農業集落排水事業実施市町村一覧表

(平成31年3月31日現在)

市町村名	処理区名	事業着手年度	処理人口(人)		供用開始年月日	備考
			全体計画(定住人口)	現況(定住人口)		
大分市	吉野外2地区	H5～H22	2,488	1,792	H11.4	完了事業
中津市	平田外7地区	H4～H20	5,605	4,340	H8.3	完了事業
日田市	大明	H13～H17	2,980	1,591	H17.5	完了事業
佐伯市	久留須外9地区	S59～H20	8,496	7,361	S61.4	完了事業
臼杵市	王子外1地区	H6～H18	1,889	1,372	H11.4	完了事業
竹田市	桜町外1地区	H7～H15	2,173	1,806	H12.4	完了事業
豊後高田市	白野	H10～H16	976	749	H16.6	完了事業
杵築市	立石外2地区	H4～H16	2,911	1,898	H9.6	完了事業
宇佐市	山城外4地区	H6～H20	4,670	3,613	H10.4	完了事業
豊後大野市	馬場外6地区	S59～H17	4,064	3,010	H2.1	完了事業
由布市	三船外2地区	S63～H9	1,928	1,397	H3.4	完了事業
国東市	朝来	H9～H20	571	372	H14.3	完了事業
日出町	原山	H4～H9	895	928	H9.3	完了事業
	計		39,646	30,229		

表2.2-38 漁業集落排水事業実施市町村一覧表

(平成31年3月31日現在)

市町村名	処理区名	事業着手年度	処理人口(人)		供用開始年月日	備考
			全体計画(定住人口)	現況(定住人口)		
佐伯市	浪太外10地区	S59～H24	3,806	2,043	S62.4	完了事業
臼杵市	泊ヶ内	H7～H11	200	119	H12.7	完了事業
豊後高田市	松津	H5～H9	154	71	H11.4	完了事業
姫島村	大海外2地区	H5～H8	556	321	H7.6	完了事業
日出町	大神	S63～H6	1,000	805	H6.3	完了事業
	計		5,716	3,359		

イ 農業集落排水事業の推進

公共用水域の水質保全を図るとともに、農村の生活環境を改善し、活力ある農村社会を形成するため、農村集落におけるし尿、生活雑排水などを処理する施設の整備を行う農業集落排水事業を昭和59年度から実施している。(表2.2-37)

ウ 漁業集落排水事業の推進

漁業集落からの家庭排水等によって港内汚濁が進行すると、漁業活動への影響が懸念されることから、漁港及び周辺水域への汚濁負荷の軽減と漁村の生活環境改善を図るため、汚水処理に必要な施設の整備を行う漁業集落排水事業に取り組んでいる。(表2.2-38)

エ 浄化槽の普及促進

浄化槽は、個別処理の生活排水処理施設として重要な役割を担っている。

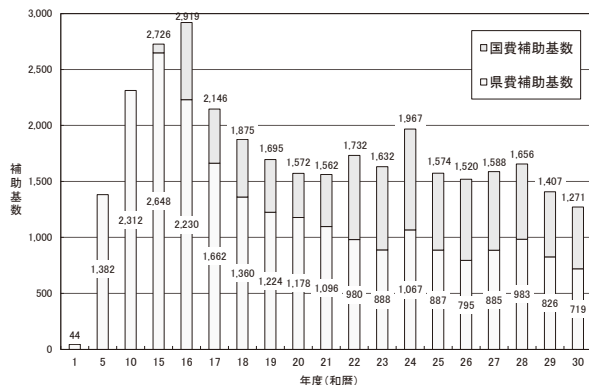
県では、国庫補助事業の実施に伴い、平成元年度から浄化槽の設置整備に対する補助制度を創設し、さらに平成15年度からは、浄化槽市町村整備推進事業を補助対象とし、個人設置型と併せて市町村設置型浄化槽の普及を推進している。

この補助制度による浄化槽の設置基数は、図2.2-39のとおりであり、平成30年度には17市町で719基が設置された。(国庫補助では1,271基)

(3) 生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法の規定に基づき、平成3年度に旧大分市全域と旧湯布院町全域、平成4年度に旧中津市全域と旧臼杵市全域、平成5年度に旧竹田市全域、平成9年度に佐伯市中江川及び門前川の流域、平成11年度に旧三重町全域を生活排水対策重点地域に指定した。

図2.2-39 浄化槽設置整備事業補助基数の推移



8 浄化槽の設置と維持管理

(1) 浄化槽の設置状況(平成30年度)

水道が普及し、水を多量に消費するライフスタイルが定着する中で、トイレの水洗化が進んだ。住宅のトイレを水洗にする場合、下水道等が整備されていない区域では、浄化槽を設置しなければならない。県内の浄化槽の設置基数は図2.2-40及び表2.2-41のとおり、平成15年頃までは大きな増加が続いた。その後、下水道整備の進捗に伴い、下水道への接続により下水道整備区域に設置されていた浄化槽の使用廃止が進んだことなどを主な理由として、平成22年頃まで一旦減少するものの、近年は緩やかに増加している。平成30年度末においては約15万基で、前年度末よりも若干増加した。

(2) 合併処理浄化槽の設置の推進

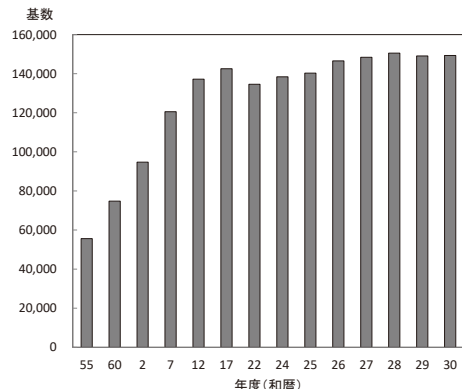
平成12年6月の浄化槽法改正(平成13年4月1日施行)により、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止されるとともに、併せて既設単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽へと転換するよう努力義務が設けられた。こうした状況の中で既設単独処理浄化槽の廃止に向けて市町村、関係業界と連携しつつ、啓発等の取り組みを進めている。

(3) 浄化槽の維持管理に関する指導

ア 立入検査等

浄化槽法においては、浄化槽管理者等に対して浄化槽が適正に維持管理されるよう、法律の施行に必要な限度において立入検査等ができることとされており、平成30年度は63件、保健所職員及び権限移譲市職員が立入検査を行った。浄化槽の保守点検業者については、「浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」に基づき適正な保守点検業務の指導をしており、平成30年度末現在の登録業者数は110業者となっている(大分市を除く)。

図2.2-40 浄化槽設置基数の推移



イ 法定検査

浄化槽は、使用開始後3か月経過した日から5か月の間に、適正に設置されているか(7条検査)、また、1年に1回、保守点検・清掃が適正に実施されているか(11条検査)を確認するため、知事指定検査機関(公益財団法人分県環境管理協会)の検査を受けなければならない。

平成30年度の法定検査受検状況は、表

2-2-42のとおりで、7条検査の実施率は、平成30年度中検査対象となった2,903基中2,903基で100%、また11条検査は146,474基中64,495基で44.0%と前年度43.1%より0.9%増となった。検査結果については表2-2-43のとおりで、不適正件数が7条検査で474基で16.3%(前年度14.8%)、11条検査で8,641基で13.4%(前年度12.8%)となっている。

表2.2-41 浄化槽規模別・種類別設置状況

(1) 旧構造基準適用のもの(昭和56年7月建設省告示1292号前)

平成31年3月31日現在

種類	人槽	合計	規模												
			5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~	
単独処理浄化槽	腐敗型	6,281	4,521	1,581	149	17	6	5	2	0	0	0	0	0	0
	ばっ気型	17,405	15,421	1,859	101	16	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	162	134	26	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	23,848	20,076	3,466	251	33	15	5	2	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	活性汚泥	114	3	15	32	25	27	7	2	2	0	0	1	0	
	その他	12	0	1	6	1	2	1	1	0	0	0	0	0	
	小計	126	3	16	38	26	29	8	3	2	0	0	1	0	
合計		23,974	20,079	3,482	289	59	44	13	5	2	0	0	1	0	

(2) 新構造基準適用のもの(昭和56年7月建設省告示1292号後)

平成31年3月31日現在

種類	人槽	合計	規模													
			5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~
単独処理浄化槽	分離接触ばっ気	35,993		32,463	3,343	126	47	10	3	0	1	0	0	0	0	
	分離ばっ気	9,165		8,699	383	72	9	2	0	0	0	0	0	0	0	
	散水ろ床	3		1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	5		4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	45,166		41,167	3,726	200	57	12	3	0	1	0	0	0	0	
合併処理浄化槽	構造例示型	分離接触ばっ気	1,272	219	329	696	25	0	2	0	1	0	0	0	0	0
		嫌気ろ床接触ばっ気	19,844	19,301	360	142	24	11	0	2	2	2	0	0	0	0
		脱窒ろ床接触ばっ気	73	0	0	0	26	25	10	11	0	1	0	0	0	0
		回転板接触	2				0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
		接触ばっ気	1,509				691	491	177	95	31	20	1	2	1	0
		散水ろ床	13				2	1	2	6	2	0	0	0	0	0
		長時間ばっ気	178				25	32	53	29	25	10	3	0	1	0
		標準活性汚泥	1													0
		接触ばっ気・ろ過	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		接触ばっ気・活性炭	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離・活性炭	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		硝化液循環	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		三次処理 脱窒・脱磷	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大臣認定型		57,257	51,811	1,501	2,869	662	267	78	49	13	5	2	0	0	0
大臣認定型	うち窒素又は磷除去能力を有する高度処理型	24,900	23,848	363	532	125	27	2	3	0	0	0	0	0	0	
	うち窒素及び磷除去能力を有する高度処理型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うちBOD除去能力に関する高度処理型	70	63	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0														
小計		80,149	71,331	2,190	3,707	1,430	820	301	216	78	55	13	5	1	1	
合計		125,315		114,688	7,433	1,630	877	313	219	78	56	13	5	1	1	

表2.2-42 検査実施件数（保健所）

（平成30年度）

保健所	検査区分	7条検査				11条検査			
		件数	判定			件数	判定		
			適正	おおむね適正	不適正		適正	おおむね適正	不適正
東 部 保 健 所		216	140	22	54	3,992	2,527	836	629
国 東 保 健 部		57	52	3	2	1,934	1,316	350	268
中 部 保 健 所		112	78	14	20	2,461	1,811	374	276
南 部 保 健 所		260	187	25	48	6,406	4,022	1,327	1,057
西 部 保 健 所		128	79	20	29	5,440	3,697	1,016	727
大 分 市		1,023	659	189	175	16,661	10,287	3,936	2,438
日 田 市		58	34	12	12	3,047	2,096	644	307
中 津 市		295	235	38	22	5,771	4,074	1,060	637
津 久 見 市		34	21	3	10	757	472	152	133
竹 田 市		82	56	12	14	2,847	2,009	516	322
豊 後 高 田 市		42	36	3	3	1,338	926	252	160
宇 佐 市		192	155	18	19	4,686	2,964	1,110	612
豊 後 大 野 市		168	116	29	23	4,829	3,489	817	523
由 布 市		236	161	32	43	4,316	2,900	864	552
姫 島 村		0	0	0	0	10	10	0	0
計		2,903	2,009	420	474	64,495	42,600	13,254	8,641

表2.2-43 維持管理別判定結果

（平成30年度）

管 理 状 況	件数	7条検査			件数	11条検査		
		判定				判定		
		適正	おおむね適正	不適正		適正	おおむね適正	不適正
管 理 契 約 有	2,637	1,897	396	344	62,864	42,357	13,016	7,491
管 理 契 約 無	107	0	1	106	950	0	1	949
自 主 管 理	2	2	0	0	207	29	133	45
不 明	157	110	23	24	474	214	104	156
計	2,903	2,009	420	474	64,495	42,600	13,254	8,641

ウ 今後の方針

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査は、浄化槽の適正な維持管理を確保するために必要不可欠であるが、実施状況は十分でない。特に11条検査の受検率の改善は、かねてからの課題となっているので、浄化槽管理者に対して11条検査の受検を徹底するよう啓発・指導の取組を強化する。

9 漁場環境保全の現況と対策

(1) 赤潮・貝毒及び油濁の発生状況

赤潮については、平成30年度豊後水道を中心に21件が確認され、その状況は表2.2-44のとおりである。確認されたプランクトンは8属10種で、このうち有害種ではカレニアミキモトイが8件、ヘテロシグマ アカシオが4件、シャットネラ属が1件、コクロディニウム ポリクリコイデスが2件発生した。うち漁業被害は4件で発生し、カレニアミキモトイでは養殖マグロ、養殖ブリ、養殖ヒラメ、蓄養魚介類でへい死が確認された。

貝毒については、佐伯市南部海域で採取された養殖ヒオウギガイ、天然アサリから、国の規制値（4MU/g）を超える麻痺性貝毒が検出され、養殖ヒオウギガイの出荷および天然二枚貝（毒化が確認されなかったタイラギを除く）の採捕・出荷の各自規制措置を以下のとおり行った。

・養殖ヒオウギガイ

：自主規制期間 H30.4.5～H30.4.26
（毒力4.9 MU/g）

・天然二枚貝（タイラギ除く）

：自主規制期間 H30.11.29～H31.2.7
（毒力50.0 MU/g）

* 3週連続で規制値を下まわり、安全性が確認された際に自主規制措置を解除

なお、平成11年に佐伯市蒲江森崎地先のムラサキイガイから規制値を超える貝毒が検出され、採捕・出荷の自主規制が行われているが、この措置は30年度も継続して行われている。

油濁については、平成30年度は漁業被害を伴うような油の流出はなかった。

表2.2-44 赤潮発生状況

(平成30年度)

発生期間	発生海域	赤潮構成種名	漁業被害の有無
4/25～5/29	別府湾	ヘテロシグマ アカシオ	無
5/15～5/23	別府湾	ヘテロシグマ アカシオ	無
5/9～7/20	豊後水道(入津湾)	ケラチウム属	無
6/11～6/20	周防灘	ヘテロシグマ アカシオ	無
6/11～8/16	豊後水道(佐伯湾)	カレニア ミキモトイ	有
6/22～7/20	豊後水道(入津湾)	プロロセントラム トリエステイナム	有
6/25～8/16	豊後水道(佐伯湾)	ヘテロシグマ アカシオ	無
7/9～8/10	豊後水道(入津湾～元猿湾沖)	カレニア ミキモトイ	無
7/9～8/16	豊後水道(蒲江南部海域)	カレニア ミキモトイ	無
7/9～7/25	豊後水道(米水津湾)	カレニア ミキモトイ	無
7/11～8/15	豊後水道(臼杵湾)	カレニア ミキモトイ	無
7/13～8/10	豊後水道(元猿湾)	カレニア ミキモトイ	無
7/13～8/15	豊後水道(津久見湾)	カレニア ミキモトイ	無
7/23～7/27	豊後水道(臼杵湾)	ノクチルカ シンチランス	無
8/10～9/20	豊後水道(入津湾)	プロロセントラム デンタータム	有
8/17～9/20	豊後水道(入津湾)	シャットネラ属	有
8/20～8/30	豊後水道(米水津湾)	ココロディニウム ポリクリコイデス	無
9/5～9/20	豊後水道(入津湾)	カレニア ミキモトイ	無
10/25～12/3	周防灘	コックロデニウム コンボルタム	無
11/5～11/19	豊後水道(猪串湾)	ココロディニウム ポリクリコイデス	無
11/26～1/7	周防灘	シュードシャットネラ ヴェルキュローサ	無

(2) 漁業公害調査と指導

水産研究部により、内水面3定点において水温、pH、DO等の定期観測を行うとともに、県漁協各支店から環境情報の提供を受けるなど漁場環境の監視、情報収集等を行った。

(3) 赤潮情報交換と予察

赤潮の発生に伴う漁業被害の防止と軽減を目的に、連絡体制の整備を行うとともに、市町村、漁協等を対象とした研修会を開催した。また、赤潮発生機構の解明を図るため、水産研究部及び同浅海・内水面グループにより、プランクトンの発生状況、水質等に関する定期調査を実施した。

(4) 沿岸漁場保全対策

生活関連廃棄物の堆積等により効用の低下している沿岸漁場の生産力を回復させるため、漁場の保全対策を講じている。

ア 漁場クリーンアップ事業(非公共)

平成30年度は、1市で有害生物の駆除を実施した。

イ 漁民の森づくり活動推進事業(非公共)

豊かな漁場を維持するうえで、重要な役割を果たす森林を育成保護するため、植樹、下刈り等を実施した。平成30年度は、2地区で下刈り等を実施した。

10 公害被害の救済の状況

ア 制度の沿革

公害による健康被害者については、「公害健康被害の補償等に関する法律」で保護されているが、大分県は、この法律の適用を受ける地域として指定されていない。

しかし、県は独自に、原因者が不明の公害による被害の救済を図るために、昭和48年12月に、「大分県公害被害救済措置条例」を制定するとともに、大分県公害被害救済等基金を設置した。この制度では、大気汚染による健康被害及び水質汚濁による漁業被害を救済の対象としているが、健康被害については、条例の適用を受ける地域を指定していないので、具体的に運用されたことはない。

漁業被害については、県の沿岸海域を救済対象地域とし、救済制度の適用を受ける漁業被害の原因を、油濁、赤潮、水質又は底質の悪化及び有害物質の蓄積の4種類に限定している。救済の対象者は、これらにより被害を受けた漁業者又は漁業協同組合である。

なお、漁業被害の救済対象のうち油濁被害については、昭和50年3月に「財団法人漁業油濁被害救済基金」(平成23年10月より「財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構」に組織改正)が設置され、被害の救済が図られるようになり、この基金の適用を受けるものは、これに移行した。

また、異常かつ長期間にわたる赤潮被害対

策として、昭和52年3月に「大分県公害被害救済等基金条例」等の一部を改正し、赤潮の発生に伴う漁業環境保全事業及び赤潮被害緊急防止事業に対して補助金を交付できることとした。

さらに、平成17年は陸上養殖魚類にも赤潮による大きな被害が発生したことから、平成17年9月に条例を改正し、陸上養殖魚類に対しても被害の救済が図られるようになった。

表2.2-45 漁業被害の補填状況

(昭和50年度～平成30年度)

年度	被害発生期間(月日)	関係支店数(関係漁協数)	申請件数	申請被害額(千円)	補填額(千円)
50	5.25 - 6.30	6	263	13,511	10,162
51	5.24 - 9.12	7	217	38,978	24,235
52	5.12 - 7.10	1	96	9,414	8,065
54	8.13 - 8.23	3	3	123,790	27,100
56	6.9 - 6.28	7	589	69,271	14,855
57	7.26 - 8.2	11	139	255,783	16,993
60	7.11 - 8.19	26	499	486,373	56,793
61	7.19 - 8.20	6	67	35,003	8,490
元	8.4 - 8.19	3	69	31,041	12,199
3	10.18 - 10.19	1	1	17,403	6,021
9	7.16 - 7.25	1	3	4,518	2,623
10	8.16 - 8.22	2	2	1,432	1,031
13	7.29 - 8.10	2	12	152,816	5,153
15	8.7 - 8.9	1	1	1,496	667
17	7.25 - 8.10	3	19	353,743	50,076
18	5.16 - 6.5	2	4	17,800	4,000
	7.20 - 8.7	7	13	156,262	43,403
19	7.1 - 7.10	1	6	113,403	18,036
	7.10 - 7.12	1	4	2,929	1,925
20	3.17 - 6.3	2	3	10,659	2,982
	7.2 - 8.6	7	8	80,831	20,597
21	7.17 - 7.30	2	3	24,736	7,764
22	8.27 - 9.24	2	13	17,134	5,072
23	7.14 - 9.22	4	7	7,058	3,757
	1.20	1	1	260	204
24	6.14 - 8.7	6	9	234,647	59,414
26	7.26 - 9.1	3	3	21,897	7,528
27	7.20 - 7.30	2	2	1,972	801
28	3.29 - 7.22	2	46	280,432	50,930
	7.3 - 7.25	2	2	17,315	4,484
	9.6 - 9.21	1	1	181	0
29	7.12 - 9.21	3	4	83,483	20,275
	7.20 - 8.28	2	8	32,584	6,164
	7.19 - 9.4	2	4	79,213	18,469
	12.1 - 12.13	1	2	2,078	1,000
30	6.21 - 7.9	2	2	2,732	1,150
	6.23	1	1	329	270
	8.20 - 8.30	1	1	1,147	600
合計		137	2,127	2,783,654	523,288

備考 上記の表に記載のない年度は、被害額の申請がなかった。

表2.2-46 赤潮被害対策事業の補助金交付状況

(昭和60年度～平成30年度)

年度	被害発生期間(月日)	関係支店数(関係漁協数)	事業実施件数	補助金申請額(千円)	補助金交付額(千円)
60	7.16 - 8.13	2	3	1,300	1,300
61	7.30 - 8.21	3	4	1,085	1,085
元	8.31 - 9.6	2	2	1,919	1,919
10	8.16 - 8.25	1	2	806	806
17	7.27 - 8.16	2	2	1,240	1,240
18	7.20 - 8.10	1	1	520	520
20	7.31 - 8.11	1	1	570	570
合計		12	15	7,440	7,440

備考 上記の表に記載のない年度は、補助金の交付申請がなかった。

イ 基金の運用

公害被害救済等基金は、当面、漁業被害に係る救済事業を行うため、昭和49年度以降、県、沿岸市町村（22旧市町村）及び関係企業（沿岸部市町村に立地する主要企業）からの拠出金により積立てを行ってきたが、昭和60年度には目標額の5億円に達し、現在では、その果実で運用している。

ウ 漁業被害の救済の状況

公害被害救済等基金による漁業被害補填状況、赤潮被害対策事業の補助金の交付状況は表2.2-45、表2.2-46に示すとおりであり、これまでに約521百万円の被害補填、約7百万円の補助金の交付を行っている。

第2項 豊かな水環境の創出

公共用水域の水質は、近年概ね良好に推移しているものの、一部の河川では「昔のように魚が泳いでいない」「ホタルがいなくなった」等の声があり、現状の水質データと県民の意識には乖離が見られる。

また、本県の豊かな水環境を保全・創出していくためには河川ごとに流域全体の住民、事業者、行政等が連携して多様な取組を行う必要がある。

(1) 現状及び課題

- ・身近な河川等の水環境を保全していくためには、流域住民が主体的・継続的に水環境保全活動が行える仕組みをつくる必要がある。
- ・各河川の流域を取り巻く水環境は、地形をはじめ、文化や歴史等が異なるため、流域毎に連携して取り組む必要がある。
- ・水質データのみならず、流域住民主導で分かりやすい、取り組みやすい水環境保全目標を設ける必要がある。

(2) 豊かな水環境創出に向けた取組

平成26年度から筑後川、大分川、大野川、犬丸川をモデル河川に指定して、流域住民の水環境保全活動に積極的に支援・協働している。平成29年度のモデル河川毎の取組は次のとおりである。

①筑後川 平成26年度に、日田市、九重町及び玖珠町のNPO、商工会及び水環境保全団体等の12団体により発足した「未来へつなごう!! 豊かな水環境上流ネット」は、地域住民に川と人の生活とのつなが

りについての理解を深めてもらうため、流域での保全活動のほか、日本童話祭（5月）での川にやさしい暮らしの工夫の啓発、小学生を対象とした環境バスツアーの実施など環境教育に取り組んだ。

②大分川 平成26年度に、由布市湯布院町内の公益財団、温泉観光協会及び商工会等の14団体により発足した「豊かな水環境創出ゆふいん会議」は、外来藻の除去活動のほか、地域住民が自分達にとっての理想の川について考えるワークショップや、大分川について学ぶ「大分川水環境フォーラム」等を開催した。

平成27年度に、竹田市直入町内の漁協、旅館組合及び学校等の16団体により発足した「豊かな水環境創出芹川会議」は、学校における環境教育の取組を積極的に進めており、中学生による川の調査や地域住民への学習発表会のほか、全校生徒による芹川の清掃活動を実施した。

③大野川 平成10年度に、大分市、竹田市及び豊後大野市の水環境保全団体等により発足した「大野川流域ネットワーク」は、地域住民も参加する「大野川クリーンアップキャンペーン」での一斉清掃や各地域での河川清掃・美化活動のほか、大野川源流まつり（5月）、入田名水まつり（7月）などのイベントにおいて、パネル展示により、大野川の魅力を情報発信するとともに、生活排水対策について啓発を行った。

④犬丸川 平成26年度に、犬丸川の支川の五十石川流域で、中津、宇佐両市の自治会や小学校、地域づくり協議会等の6団体により発足した「豊かな水環境創出 五十石川等流域会議」は、上中下流の各流域で、子ども調査隊による水生生物調査や住民の環境学習会やシニア世代による語り部活動、自然観察会や環境保全活動、今津わいわい祭り（11月）での生活排水対策の啓発を行った。

(3) 浄化槽整備との連携

豊かな水環境の創出のために、河川等公共用水域の水質の改善は必須である。本県は、河川の上流域ほど生活排水処理率が低い傾向であるが、良好な水質を保全し、清流を維持するためには、これらの地域において生活排水処理施設の整備を着実にすすめ、生活排水処理率の向上を図ることが重要である。特に、下水道等集合処理施設の整備計画がない地域では、戸別に合併処理浄化槽を設置していかなければならない。

こうした中、流域住民等の活動に対する積極的な支援・協働の一つとして、平成26年度から、モデル河川の流域を有する市町の住宅において、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に設置替えをする場合、当該市町と協力して補助金額の上乗せを行った。さらに、平成29年度からは補助金額の上乗せ対象地域を、大分県内全域に拡充した。本取組により個人負担が軽減されることから、合併処理浄化槽への転換が積極的に実施され、生活排水処理率の更なる向上を目指している。

第3項 土壌環境保全対策等の推進

1 土壌汚染対策の推進

(1) 土壌汚染対策法

近年、土壌汚染対策の確立を求める社会的要請が強まる中、人の健康の保護と環境の保全を確保するため、土壌汚染の状況の調査、土壌汚染に係る区域の指定等を内容とする「土壌汚染対策法」が、平成15年2月15日から施行された。

また、平成29年5月19日に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成30年4月1日に2段階施行の第1段階が、平成31年4月1日に第2段階が施行された。改正法では、土壌汚染状況調査の対象となる土地の拡大や汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等、土壌汚染に関するより適切なリスク管理を推進する措置が講じられた。

法では、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害があるおそれがある26物質（鉛、砒素、クロロエチレンその他の物質等）を特定有害物質として指定している（平成31年4月1日シス-1,2-ジクロロエチレンを1,2ジクロロエチレンに変更）。特定有害物質によるリスクについては、汚染土壌から溶出することにより汚染された地下水を摂取するこ

とによるリスクと、汚染された土壌から直接摂取するリスクに分けて考えられており、地下水経由のリスクについては、26物質全てにおいて土壌溶出量の基準が、直接摂取のリスクについては、重金属等9物質において土壌含有量の基準が定められている。（平成31年4月1日現在）

ア 土壌汚染状況の把握

土壌汚染の状況を把握するため、一定の機会をとらえて土壌の汚染状況の調査を行うことが定められている。具体的には、以下に示す場合において調査を行うこととなる。

(ア) 有害物質使用特定施設を廃止する場合（法第3条）

有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造、使用又は処理するもの）が廃止された場合、その土地の所有者等に調査の義務が発生する。

平成30年度において、該当事例は0件（うち大分市0件）であった。

(イ) 土地の形質変更の際に汚染のおそれがある場合（法第4条）

一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更を行う場合、工事に着手する30日前までに都道府県知事に届出を行うことが義務づけられている。この届出において、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合、土壌汚染の調査命令を発出する。

平成30年度には200件（うち大分市66件）の形質変更の届出があった。

(ウ) 人の健康被害が発生するおそれがある場合（法第5条）

土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして、都道府県知事が認める場合、土地の所有者に調査を命ずることができる。

なお、これまで県内で法第5条の規定に基づき調査命令が発出された事例はない。

(エ) 自主検査において汚染が判明した場合（法第14条）

上記(ア)～(ウ)の場合によらず、自主的に行った土壌検査において汚染が判明した

場合、当該土地の区域指定を申請することが出来る。

平成30年度において、1件（うち大分市0件）の申請がなされた。

イ 区域指定

土壌の汚染が判明した場合、その汚染状況により区域指定を行うこととなる。汚染土壌の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域は要措置区域に、汚染土壌の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域は形質変更時要届出区域に指定される。要措置区域に指定された場合は、土壌の浄化、汚染物質の封じ込め等の汚染の除去等の措置が指示される。

平成30年度末現在、要措置区域が1件、形質変更時要届出区域が12件（うち大分市0件）指定されている。平成30年度中に新たに指定されたのは、要措置区域が0件（うち大分市0件）、形質変更時届出区域が1件（うち大分市0件）である。

ウ 汚染土壌の処理

区域指定を受けた場所において汚染土壌を掘削除去する場合等、汚染土壌を区域外に搬出する際には特定有害物質等の飛散や地下への浸透を防止する措置を講ずる必要がある他、搬出した汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者へ委託しなければならない。

現在、県内の汚染土壌処理業者は、埋立処理施設2業者（うち大分市1業者）、セメント製造施設1業者の計3業者が存在する。

(2) 農用地における土壌汚染対策

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」によりカドミウム、銅及び砒素が特定有害物質として定められており、必要に応じて土壌汚染防止対策を実施している。

県内では、長谷緒地域（豊後大野市緒方町）が昭和58年3月に「農用地土壌汚染対策地域」に指定されたが、昭和61年度から平成2年度まで公害防除特別土地改良事業を実施し、確認調査結果に基づき、平成6年3月に対策地域指定が解除されたので、現在、県内には指定地域はない。

2 地盤沈下対策

「工業用水法」及び「ビル用水法」により、地下水の採取規制が行われてきたが、未然防止の面からは十分でなく地盤沈下とこれに伴う被

害が著しく、緊急に防止する必要がある地域も見られるため、昭和56年11月に地盤沈下防止等対策関係閣僚会議が設置された。その後、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部については、地盤沈下防止等対策要綱に基づき各種対策が講じられ今日に至っている。

なお、県内においては、顕著な地盤沈下の事例は見られない。

第3節 化学物質等への環境保全対策

第1項 環境リスクの低減及び リスクコミュニケーションの推進

人類がこれまでに作り出した化学物質は膨大な数にのぼり、さらに年々新しい化学物質が開発されている。これら化学物質は、様々な用途に有用性を持ち、現代生活のあらゆる面で利用され、人類の生活の向上に寄与している。その反面、化学物質の中には、その製造、流通、使用、処理等のあらゆる過程で環境中に放出され、環境中での残留、食物連鎖による生物濃縮などにより、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあり、これらの有害物質による環境汚染が強く懸念されることから、種々の調査・対策を行っている。

1 ダイオキシン類対策

(1) ダイオキシン類調査

ア ダイオキシン類対策の概況

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、廃棄物など物の焼却の過程で非意図的に生成してしまう物質である。環境中の濃度は微量であり、通常の生活における暴露レベルでは、健康影響を生じるおそれは少ないが、発ガン性や催奇形性を有することから、適切な対応が求められている。

このため国においては、平成11年3月のダイオキシン対策関係閣僚会議において、平成14年度までにダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べて約9割削減することを目標とする「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定した。さらにダイオキシン対策の一層の推進を図るため、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定、平成12年1月から施行された。

法では、耐容1日摂取量（ヒトが生涯にわたり毎日摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断される1日当たりの摂取量）や大気、水質、土壌の環境基準が定められるとともに、廃棄物焼却炉等の排出ガス・排出水の規制基準、汚染土壌等に関する措置等が定められた。

これを受けて県では、市町村等のごみ焼却施設に対する削減指導を行うなど、ダイオキシン類の主要な発生源である廃棄物焼却炉の指導を強化した。

また、知事に環境中のダイオキシン類の常時監視が義務づけられたことから、ダイ

オキシン類分析室と分析装置を衛生環境研究センターに整備し、平成12年度から、廃棄物焼却施設の周辺地域や一般の環境における大気、河川、海域、土壌等について総合的に調査を実施し、公表している。

これらの対策の結果、平成29年の全国でのダイオキシン類の排出量は平成9年に比べ、9割以上削減された。（H29年度の排出量は、106～107g-TEQ/年と推測されている。）

イ 調査結果概況

県下のダイオキシン類汚染の実態を把握するため、平成30年度は県下の大気、河川、湖沼、海域の水質と底質、地下水及び土壌の一般環境調査及び発生源周辺環境調査を実施した。環境基準を表2.2-47に示す。

なお、大分市内の調査は、大分市等が実施した。

表2.2-47 ダイオキシン類の環境基準等

環境質	基準値
大気	年平均値 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質	年平均値 1pg-TEQ/L以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
底質	150pg-TEQ/g以下
備考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。	
2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。	
3 土壌については、環境基準が達成されている場合であつて、土壌のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	
4 耐容1日摂取量（TDI）は、4pg-TEQ/kg/日である。	

(ア) 大気

県下の6市9地点において、一般環境及び発生源周辺の大気環境調査を実施した。

各調査地点ごとの年平均値を資料編表 大気11(1)大気に示す。各地点の年平均値は、0.0071～0.016pg-TEQ/m³の範囲内にあり、すべての調査地点で環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること）を達成した。

(イ) 水質

15河川20地点、2湖沼2地点、2海域2地点、地下水21地点において水質調査を実施した。地下水1地点で3.0pg-TEQ/

Lと環境基準（年平均値が1pg-TEQ/L以下であること）を超過したが、その他の地点の測定値は0.013～0.083pg-TEQ/Lの範囲にあり、環境基準を達成した。本地下水は、平成16年度の概要調査で環境基準を超過したため、大分市が追跡調査を実施している。

調査結果は資料編 表 大気11(2)水質 に示す。

(ウ) 底質

13河川15地点、2湖沼2地点、2海域2地点において底質調査を実施した。各地点の測定値は0.098～4.6pg-TEQ/gの範囲にあり、すべての調査地点で底質の環境基準（150 pg-TEQ/g以下であること）を達成した。調査結果は資料編 表 大気11(3)底質 に示す。

(エ) 土壌

公園等10地点において土壌調査を実施した。各地点の測定値は0.00089～1.0pg-TEQ/gの範囲にあり、すべての調査地点で土壌環境基準（1,000pg-TEQ/g以下であること）を達成した。

調査結果は資料編 表 大気11(4)土壌 に示す。

ウ 特定事業場の監視・指導

(ア) 特定施設の届け出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出の状況は、表2.2-48及び表2.2-49に示すとおり、大気基準適用

施設は58特定事業場の77特定施設、水質基準適用施設は6特定事業場の22特定施設である。

(イ) 特定施設設置者による測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設の設置者は、毎年1回以上ダイオキシン類の測定を行い、その結果を知事（大分市内は大分市長）に報告し、知事（大分市長）はその結果を公表することとなっている。

平成30年度の排ガスの測定結果については60施設から報告があり、測定結果は、0～16ng-TEQ/Nm³の範囲であった。2施設が処理基準を超過し、施設の改善を指導した。（表2.2-50参照）

排出水の測定結果は、4特定事業場から報告があり、すべての事業場で排水基準に適合していた。（表2.2-51参照）

ばいじんの測定結果は41施設から報告があり、測定結果は0～3.3ng-TEQ/gの範囲であった。（表2.2-52参照）

焼却灰及び燃え殻の測定結果は、44施設から報告があり、測定結果は0～2.6ng-TEQ/gの範囲であった。（表2.2-53参照）

なお、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻のうち、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを越えるものは、特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物として取り扱われる。

表2.2-48 大気基準適用の特定施設

特定施設の種類		特定施設数	特定事業場数
廃棄物焼却炉（焼却能力別）	4000kg/時以上	11（9）	5（4）
	2000kg/時以上4000kg/時未満	12（2）	7（2）
	2000kg/時未満	50（14）	43（11）
焼結鉄の製造用焼結炉		2（2）	1（1）
アルミニウム合金の製造用溶解炉		1（0）	1（0）
アルミニウム合金の製造用培焼炉		1（0）	1（0）
合 計		77（27）	58（18）

※注1) 平成31年3月31日現在 ※注2) 特定事業場数には重複がある。 ※注3) () 内は大分市分

表2.2-49 水質基準適用の特定施設

特定施設の種類		特定施設数	特定事業場数
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		1（1）	1（1）
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち	イ-廃ガス洗浄処理施設	7（7）	3（3）
	ロ-湿式集じん施設	9（9）	2（2）
廃棄物焼却炉から排出される灰の貯留施設（汚水又は廃液を排出するもの）		2（2）	2（2）
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		3（3）	2（2）
合 計		22（22）	6（6）

※注1) 平成31年3月31日現在 ※注2) 特定事業場数には重複がある。 ※注3) () 内は大分市分

(2) 化学物質に関する環境汚染実態調査

国においては、平成12年12月に策定された「環境基本計画」において、不確実性を伴う環境問題の一つとして捉え、その対処は今日の環境政策の重要な課題であるとされている。国は、昭和49年度から化学物質環境汚染実態調査により化学物質の一般環境中の残留状況を調査し、公表してきた。平成14年度からは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」や環境リスク評価等の施策に直結するための初期環境調査、詳細環境調査及びモニタリング調査が実施されている。

本県では、大分川河口の水質、底質、魚類(スズキ)について、環境省から試料採取の委託を受け、さらに平成22年度より大気についても試料採取を行い、化学物質環境汚染実態調査を実施しているが、平成30度は対象物質がなかったため、大気試料採取は未実施となった。

また、平成元年度からは未規制の化学物質について次のとおり県独自の調査を実施した。

ア 未規制化学物質調査(有機スズ化合物)

有機スズ化合物は、船底塗料や漁網への効果の高い防汚剤として使用されていたが、昭和60年度の環境庁調査(生物モニタリング)において、魚介類からトリブチルスズ化合物が比較的高濃度で検出されたため、国の関係省庁及び業界団体において昭和62年2月以降使用自粛の措置が取られた。更に昭和63年4月以降順次、トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく指定化学物質となり、現在は、ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)が第一種特定化学物質に指定され、製造輸入等の規制及び開放系用途への使用が禁止されており、トリフェニルスズ化合物7物質及びトリブチルスズ化合物13物質が第二種指定特定化学物質に指定され、製造輸入等の規制が行われている。

本県においては、平成4年度から平成24年度まで海域での有機スズ化合物(トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合

表2.2-50 排ガス測定結果の報告内容

(単位: ng-TEQ/Nm)

特定施設の種類	施設数	測定結果	基準値	
			既設	新設
廃棄物焼却炉 (焼却能力別)	4000kg/時以上	11(9)	0.000033 ~ 0.032	既設: 1 新設: 0.1
	2000kg/時以上 4000kg/時未満	11(1)	0 ~ 1.3	既設: 5 新設: 1
	2000kg/時未満	35(11)	0.00000042 ~ 16	既設: 10 新設: 5
焼結鋳の製造用焼結炉	2(2)	0 ~ 0.0076	既設: 1 新設: 1	
アルミニウム合金の製造用溶解炉	1(0)	0.16	既設: 5 新設: 1	
アルミニウム合金の製造用培焼炉	0(0)	-	既設: 5 新設: 1	
合計	60(23)	-	-	

()内は大分市分

表2.2-51 排出水の測定結果

(単位: pg-TEQ/L)

特定施設の種類	報告施設数	測定結果
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0(0)	-
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設	2(2)	0.0012 ~ 0.0090
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2(2)	0.00048 ~ 0.083
合計	4(4)	-

()内は大分市分

表2.2-52 ばいじんの測定結果

(単位: ng-TEQ/g)

特定施設の種類	施設数	測定結果	
廃棄物焼却炉 (焼却能力別)	4000kg/時以上	4(2)	0.21 ~ 0.40
	2000kg/時以上 4000kg/時未満	10(0)	0.06 ~ 2.9
	2000kg/時未満	27(6)	0 ~ 3.3
合計	41(8)	-	

()内は大分市分

表2.2-53 焼却灰等の測定結果

(単位: ng-TEQ/g)

特定施設の種類	施設数	測定結果	
廃棄物焼却炉 (焼却能力別)	4000kg/時以上	6(4)	0 ~ 0.51
	2000kg/時以上 4000kg/時未満	7(1)	0 ~ 0.026
	2000kg/時未満	31(8)	0 ~ 2.6
合計	44(13)	-	

()内は大分市分

物)の調査を実施した。平成24年度の調査結果は表2.2-54のとおりであり、国が水生生物の保護の観点から暫定的に設定した目安値と比較すると、この目安値を超えたところはなかった。

表2.2-54 未規制化学物質調査(有機スズ化合物)

水 域 名	測 定 地 点	調 査 年 月 日	調 査 結 果 (μg/L)	
			トリブチルスズ化合物 (TBT ⁺)	トリフェニルスズ化合物 (TPT ⁺)
豊前地先	SuSr-6	H24. 7. 2	<0.003	<0.004
		H25. 1. 7	<0.003	<0.004
国東半島地先	KSt-3	H24. 6. 6	<0.003	<0.004
		H25. 1. 8	<0.003	<0.004
別府港	BSt-8	H24. 9. 4	<0.003	<0.004
		H25. 2. 4	<0.003	<0.004
別府湾中央	BSt-12	H24. 9. 4	<0.003	<0.004
		H25. 2. 4	<0.003	<0.004
臼杵港	USt-2	H24. 7.10	<0.003	<0.004
		H25. 1. 8	<0.003	<0.004
津久見港	TSt-1	H24. 7.10	<0.003	<0.004
		H25. 1. 8	<0.003	<0.004
佐伯港(甲)	SSt-2	H24. 6.14	<0.003	<0.004
		H24.12.17	<0.003	<0.004
佐伯港(丁)	SSt-9	H24. 6.14	<0.003	<0.004
		H24.12.17	<0.003	<0.004
環境庁が定めた 目安値(平成3年)	公共用水域		0.01	0.01
	船溜、ドック周辺		0.1	0.1

TBT⁺ = 0.891 × TBT塩化物濃度
TPT⁺ = 0.908 × TPT塩化物濃度

2 化学物質の適正管理 (PRTR制度)

平成11年7月、有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質管理の改善を促進し、環境の保全上、化学物質による支障が生ずることを未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」が成立した。

化管法で定められたPRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所外に運び出されたかなどのデータを事業者自らが把握し、都道府県を經由して国に届出を行う仕組みである。届出を受けた国は、事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づいて、排出量・移動量を集計し、公表することと

なっている。

平成29年度の排出量等の集計結果は、表2.2-55のとおりである。

なお、PRTR制度の届出の対象は当初354物質であったが、平成20年度に化管法施行令が改正され、平成22年度分の届出からは462物質となっている。

表2.2-55 平成29年度集計結果

	全 国	大分県
届出事業所数(事業所)	34,253	390
届出物質種類数(物質)	434	147
排出量(千トン)	152	1.6
移動量(千トン)	235	3.5

3 環境リスクの低減及び

リスクコミュニケーションの推進

(1) GAP手法による農業生産工程管理の普及推進

GAP(Good Agricultural Practice以下「GAP」という)手法とは、生産者自らが、食品の安全性の確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するための「農業生産工程管理手法(プロセスチェック手法)」である。

従来の収穫後に検査を行う管理方法(ファイナルチェック)に対し、GAPは農作業の各工程でのリスクを記録・評価・点検しながら改善していく管理方法であり、確実に実施することで環境負荷の軽減及び農産物の安全性を確保することを目指している。

本県では、平成20年度から県内の生産地・生産者に対し、GAPの導入推進を図っている。

また、平成27年2月にGAP手法を取り入れた県独自の「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」を、平成30年9月には、オリンピックにも供給可能な県独自の「大分版GAP認証制度」をスタートさせることにより、安全・安心な農産物の生産体制の強化を図っている。

(2) 農薬危害防止等の対策に係る最近の情勢

農薬は、農業生産の安定を図る上で重要な資材であるが、その使用方法を誤ると、人畜、水産物への被害や残留による食品、土壌、水質の汚染等、人の健康や生活環境の保全上問題が生じてくる。

このため、農薬による危被害の防止には諸般の対策が講じられており、特に農作物、土壌の汚染及び水質の汚濁等で問題のある農薬は、農薬取締法において使用規制を設けるな

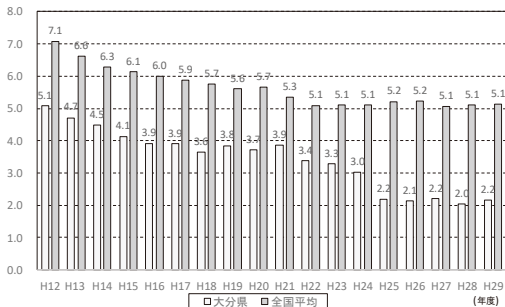
ど、安全性について厳しい措置がとられている。

また、平成15年3月には、無登録農薬販売、使用問題が全国に拡大したことを契機に、農薬の使用者が遵守すべき基準が法的に定められた改正農薬取締法が施行された。

さらに、平成18年5月29日には、食の安全に対する対策をより強化することを目的に、食品衛生法で原則全ての農薬に残留基準値が設定され、農薬が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止するポジティブリスト制度が始まった。

県内における単位面積当たりの農薬の使用量は減少傾向にあり、環境保全型農業の拡大等により、図2.2-56のとおり全国平均より少ないレベルで推移している。

図2.2-56 10a当たり農薬使用量 (kg) の推移 (大分県と全国平均の比較)



(出荷量で推定。農薬要覧(日本植物防疫協会発行)より)

(3) 肥料・農薬の使用量低減及び農薬安全使用対策

肥料・農薬の使用量低減及び農薬の適正使用、安全使用を図るため、県下全域を対象に以下のとおり対策を実施した。

ア 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を推進するため、平成17年度に化学肥料及び化学合成農薬を削減して栽培された県内産の農産物を認証する「e-naおおいた農産物認証制度」を創設した。さらに、平成27年2月からは、「e-naおおいた農産物認証制度」の取り組みにGAPの考え方を加えた「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」へと移行した。平成30年3月末現在、44件390戸が認証されている。

また、有機農業推進のため、平成29年3月に「第2次大分県有機農業推進計画」を策定・公表し、普及拡大に取り組んでいる。

平成23年度から始まった環境保全型農業直接支払制度にも積極的に取り組み、有機農業者や化学肥料・化学合成農薬の削減な

ど、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行った。平成30年度の取組面積は474haとなった。

イ 農薬危害防止運動の実施

農薬による危害を未然に防止するため、6月～8月を農薬危害防止運動期間に定め、ラジオCMやポスター等による広報を行うとともに、振興局等関係機関が講習会等において運動の徹底を図った。

ウ 農薬の適正使用指導の実施

農薬の適正使用の徹底を図るため、GAP手法の実践推進や各種研修会等を通じ、生産者や指導者等に対し、各地域、各機関での指導を行った。

また、近年、小型無人機(ドローン)による農薬散布が普及しつつあることから、平成22年に定めた「無人ヘリコプター利用による農薬散布指導に関する基本方針」を平成28年8月に「無人航空機利用による農薬散布指導に関する基本方針」に改正し、無人ヘリコプターに加えてドローン利用による農薬散布の安全性確保と適正な防除の実施を進めた。同方針は、国の新ガイドライン通知に伴い、令和元年9月に改正した。

エ 防除指導指針の策定

「大分県主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」をインターネットで公開し、農薬の適正かつ安全な使用を推進するとともに、関係者へ広く速やかな情報提供を図った。

オ 大分県農薬指導士の認定

昭和62年度から始まったこの制度は、農薬販売業者、防除業者等の農薬取扱者及び指導者の資質向上と農薬安全使用の促進を図るため、農薬指導士養成研修及び認定試験を実施するものである。平成15年度からは期限を設けない認定制度であったが、認定者の定期的な資質向上を図るため、平成30年度より、3年ごとの更新制を導入した。平成30年度は、新たに94名が認定され合計2,139名となった。

カ 農薬指導取締

農薬販売業者を対象に、農薬の危害防止や適正流通及び、農薬の適正使用促進を図るため、必要に応じて立ち入り調査を行い、農薬の販売、保管管理及び農薬取締法遵守の徹底に努めた。

また、ゴルフ場業者に対しては、「ゴル

フ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき農薬使用実績の報告を受けるとともに、必要に応じて立ち入り調査を行い、農薬の使用手法や保管管理等について指導を行った。

第2項 放射線の監視体制の充実

1 環境放射能監視の現況

環境中には、様々な形で放射性物質や放射線が存在し、我々は常に放射線等にさらされて生活している。呼吸あるいは飲食によって取り込んだ放射性物質によって体内から放射線を受け、また、宇宙や大地など体外からも放射線等を受けているが、通常の放射線量のレベルであれば、健康上の支障は生じないものと考えられている。

一方、原子力の平和利用の拡大等に伴い、環境中の放射線量や放射性物質濃度等を監視する必要性が高まったことから、本県では、昭和62年12月に科学技術庁（現文部科学省）からの委託を受け、昭和63年度から環境放射能の監視を開始し、継続して空間放射線量率と環境試料中の放射性物質の測定を行っている。（現在は、原子力規制庁からの委託）

また、平成23年3月12日に発生した東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故を受けて、平成24年4月から、モニタリングポストを4局増設し、県内5局で空間放射線量率を常時監視しており、降下物等の測定結果とともにホームページにて情報提供を行っている。

(1) 空間線量率の現況

空間放射線量率の測定は、空間における放射線の量を調べるもので、連続測定を行うモニタリングポストと運搬可能な計測器であるサーベイメータにより測定している。モニタリングポストは、大分県内5局（衛生環境研

究センター（大分市）、大分市立佐賀関小学校（大分市）、大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市）、大分県日田総合庁舎（日田市）、大分県立国東高等学校（国東市））に設置しており、年間の空間放射線量率は資料編 表 大気8のとおりで異常は認められなかった。

なお、モニタリングポスト設置市を除く県内各市町村においてサーベイメータによる地上1mの地点での空間放射線量率の測定を年4回実施したが、異常は認められなかった。

(2) 環境試料中の放射能の現況

環境試料中の放射能は、雨水に含まれる全ベータ放射能測定と各種環境試料中の核種分析（放射性ヨウ素131、セシウム134、137等）を行っている。

2 調査結果

(1) 全ベータ放射能調査

降雨ごとの雨水に含まれる全ベータ線の量をベータ線自動測定装置により測定している。大分市（衛生環境研究センター）で、1日あたり1mm以上の降水のあった90検体について測定した結果は、資料編 表 大気9のとおりで、特に異常は認められなかった。

(2) 各種環境試料中の核種分析

大気浮遊じん、降下物、上水、牛乳、野菜類、精米及び土壌の環境試料に含まれる放射性ヨウ素131、セシウム134、137等を人工放射性物質の指標としてゲルマニウム半導体検出器により測定している。

平成30年度の調査では、土壌及び野菜類中から人工放射性物質が検出されたが、過去の測定値の範囲内であった。環境試料中の放射性物質測定結果は、資料編 表 大気10のとおりである。

第4節 廃棄物・リサイクル対策

第1項 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な利用を進める一方で廃棄物の発生抑制や適正処理などを図り、環境に与える負荷を極力抑えた「循環型社会」への転換を迫られている。

「循環型社会」の実現を目指す国の施策としては、平成7年6月の容器包装リサイクル法制定を皮切りに、基本的枠組みを定めた循環型社会形成推進基本法をはじめ、循環型社会の形成を進める各種法律が制定・施行されている。

本県においては、平成14年3月に大分県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物・リサイクル対策の具体的な施策を示す（現在は平成28年3月に定めた第4次計画期間中）とともに、循環型社会を支え

るべき県民・事業者・行政それぞれの責務について言及している。

1 3Rを推進する取組

(1) リデュースの推進

ア レジ袋無料配布中止の取組

県民の身近な取組として、買い物の際に袋を持参し、レジ袋等を削減する「マイバッグキャンペーン」を平成10年度から実施、平成18年度からは「大分県版エコマネー『めじろん』推進事業」として、県内の小売店と連携したスタンプカード方式の実施により運動を展開した。エコマネー『めじろん』が終了する平成20年度には「大分県レジ袋削減検討会議」を設置し、事業者、消費者及び行政等で検討した結果、「県内一斉にレジ袋の無料配布中止を実施すべきである。」との意見をまとめた。これを受けて事業者、消費者団体、市町村及び県が「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、平成21年6月から「マイバッグを持ってお買い物に行こう♪」のキャッチフレーズで、レジ袋の無料配布中止の取組を全県的に開始した。平成31年3月末現在、34事業者1組合330店舗が参加し、平成30年度の食品スーパー等のマイバッグ持参率は83.8%となっている。平成22年度から、レジ袋無料配布中止の取組で生じた収益金を活用し、幼児向け環境劇の公演やワークショップ研修の開催などを実施することにより県民の環境保全意識の向上に取り組んでいる。

イ 食品ロス削減の推進

平成25年度から「おいしい大分食べきりキャンペーン」として、飲食店や家庭において廃棄されている食べ残し等の食品ロスを減らすための啓発活動を開始した。小盛りメニューなどを提供する飲食店向けの「食べきり協力店」、少量ずつ小分けしたパックの販売を行う総菜店向けの「食べきり応援店」の登録や「わが家のエコ料理コンテスト」に取り組んできた。食べきり協力店・応援店の取組については、九州では本県が早くから取り組んでおり、28年度からは九州全体に広がった。令和元年11月末時点で、協力店は219事業者373店舗、応援店は39事業者115店舗である。

平成28年度からは新たに、宴会料理の食べ残しによる食品ロスを削減するため、予約時には適量を注文し、宴会の開始後30分間とお開きの前の10分間は自席で料理を

楽しむ「おおいた30・10運動」に取り組んでおり、市町村や各種団体と連携して啓発チラシを配布するなど広く周知を図った。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年5月31日公布、同年10月1日に施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとし、10月を「食品ロス削減月間」、同月30日を「食品ロス削減の日」とすることが明記された。

(2) リユースの推進

リユース食器の県内イベントへの貸出や大分県農業祭等でのリユース食器利用促進につながる協力店の募集及び食器の貸し出しを通じ、ゴミの減量、リユース食器の利用に関する啓発を行った。

また、県内で日用品等の修理を行っている店を「九州まちの修理屋さん（大分県版）」として登録（平成30年3月現在438店舗）し、県のホームページで修理する店舗の情報を紹介することにより、使えるものは修理して大切に使う意識の醸成を図った。

(3) リサイクルの推進

ア 小型家電リサイクルの推進

使用済みの携帯電話、デジタルカメラ等の小型家電には貴重なレアメタル等の金属が含まれているが、大半はリサイクルされずに廃棄されている。

そこで、安全かつ効率的なレアメタルのリサイクルシステムを検討するため、平成23年度から平成25年度まで県内6市町において使用済小型家電の回収モデル事業を実施した。

平成26年度は、県内の13市町において「小型家電リサイクル法」に基づく回収が行われたが、回収量が少なく対応に苦慮していたことから、回収された小型家電製品がリサイクルされる過程を見学してもらうことにより適性排出に努める意識の高揚を図るため、県民を対象とした小型家電リサイクルバスツアーを実施した。

イ 大分県リサイクル製品認定制度

県内で発生する廃棄物を利用した製品で一定の基準を満たした製品に対する認定制度「大分県リサイクル製品認定制度」を設け普及を促進している。（平成31年3月末現在、285製品を認定。）なお、県が発注する土木工事のみならず市町村に対しても大分県リサイクル認定製品について優先使

用を依頼している。

産業廃棄物については、排出抑制やリサイクルを促進するための経済的手法として、平成17年度から産業廃棄物税を導入している。循環型社会形成のための目的税として最大限の効果を発揮するよう、その税収を活用して、排出抑制及び再生利用等の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進及び啓発広報等の推進に向けた各種施策を展開している。

第2項 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

3Rの取組が着実に進み、ごみの排出量が削減され、廃棄物の最終処分量も減少してきている。廃棄物の排出抑制や再資源化に関する意識の醸成を促し、持続可能な循環社会の構築を図るため、廃棄物を資源として捉えた取組を進めるとともに、循環産業を牽引する企業を育成していく必要がある。

また、不法投棄などの廃棄物の不適正処理は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあるため、さらなる取組を行い、周辺住民の不安を除く必要がある。

1 廃棄物処理計画

本県では、廃棄物処理法の規定及び「大分県環境基本計画」の基本目標「循環を基調とする地域社会の構築」の「廃棄物・リサイクル対策」を実行するための個別計画として、平成13年度に「大分県廃棄物処理計画」（計画期間：平成13年度から平成17年度までの5年間）を策定した。以降、平成18年度に第2次、平成22年度に第3次の処理計画を策定し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

平成27年度には、新たに「第4次大分県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物対策として①循環型社会の構築に向けた意識改革、②減量化及び再資源化の推進、③適正処理の推進、産業廃棄物対策として①排出抑制、循環的利用の推進、②安全・安心な適正処理の推進、③情報公開・相互理解の増進を図るとともに、一般廃棄物の新広域化ブロックや「産業廃棄物処理施設の整備方針」を定め、適切な施設配置の指標としている。

また、同年度に、東日本大震災を契機に、新たな課題として生じた災害廃棄物への対策を示すため、それまでの「大分県災害廃棄物等処理基本方針」に代えて、新たに「大分県災害廃棄物処理計画」を策定した。

2 廃棄物の発生状況

(1) 一般廃棄物の現況

ア ごみ処理の現況

平成29年度に県内で排出されたごみの量は、表2.2-57及び図2.2-58のとおり、400千トン（1人1日あたり936グラム）となっている。

このうち、市町村（一部事務組合を含む）が処理したごみは、395千トン（排出量の約99%）となっている。

また、これらのごみを処理する市町村（一部事務組合を含む）のごみ処理施設は、ごみ焼却施設12施設（公称処理能力1,599t/日）、粗大ごみ処理施設4施設（公称処理能力64t/日）、粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設12施設（公称処理能力331.7t/日）、ごみ燃料化施設2施設（公称処理能力112t/日）及び埋立処分施設15施設（残余容量979千 m^3 ）となっている。

イ し尿処理の現況

平成29年度に県内で排出されたし尿の量は、表2.2-59及び図2.2-60のとおり、414,362キロリットル（1人1日あたり1.74リットル）となっている。

このうち市町村（一部事務組合を含む）が処理したし尿の量は、414,362キロリットル（排出量の約98%）となっている。

また、これらのごみを処理する市町村（一部事務組合を含む）のし尿処理施設は、16施設（公称処理能力1,403.69キロリットル/日）である。

ウ 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

平成29年度における県内の一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理の状況は、表2.2-61のとおりである。

表2.2-57 ごみ処理状況の推移

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画処理区域内人口(千人)		1,206	1,199	1,191	1,184	1,178	1,169
計画処理区域ごみ総排出量(t/年)		416,670	415,962	416,126	408,386	401,673	399,535
ごみ処理量	焼 却	324,544	328,075	331,413	323,464	320,840	321,043
	埋 立	3,115	3,618	2,584	2,878	2,795	2,795
	直 接 資 源 化	13,330	12,391	10,410	10,250	10,275	9,309
	高 速 堆 肥 化	878	630	640	596	473	499
	そ の 他	65,549	65,420	64,708	64,124	60,244	61,507
	計 (t/年)	407,416	410,134	409,755	401,312	394,627	395,153
計画処理区域内1人1日あたりごみ排出量(g)		947	951	957	942	934	936
1人1日あたりごみ排出量(全国値)(g)		963	956	947	939	925	920

※ごみ処理量には、資源化量を含まない。

表2.2-58 ごみ処理実績内訳

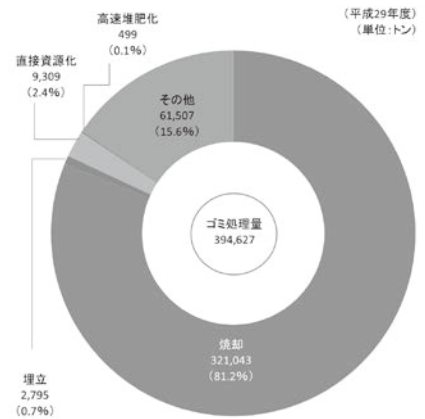


表2.2-59 し尿処理状況の推移

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画処理区域内人口(千人)		1,206	1,199	1,191	1,184	1,178	1,169
計画処理区域し尿排出量(kL/年)		422,382	426,854	422,421	422,573	420,806	420,970
し尿処理量	し尿処理施設	413,877	418,872	413,364	415,663	414,119	414,362
	下水道投入	0	0	0	0	0	0
	農地還元	27	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,491	1,543	1,565	0	0	0
計 (kL/年)		415,395	420,415	414,929	415,663	414,119	414,362
自家処理量 (kL/年)		6,987	6,439	7,492	6,910	6,687	6,608
し尿発生量 (kL/年)		422,382	426,854	422,421	422,573	420,806	420,970
計画人口	下水道人口(人)	478,887	484,455	491,445	496,322	500,754	505,161
	コミュニティプラント(人)	3,799	643	648	659	584	4,012
	浄化槽(人)	563,637	564,909	559,332	553,566	550,729	543,421
	計(人)	1,046,323	1,050,007	1,051,425	1,050,547	1,052,067	1,052,594
非水洗化人口(人)		159,211	148,760	140,059	133,380	125,575	116,891
1人1日当たり排出量(L/人・日)		1.59	1.64	1.65	1.68	1.70	1.74
1人1日当たり排出量の全国値(L/人・日)		2.33	2.40	2.43	2.51	2.52	2.54

表2.2-60 し尿処理実績内訳

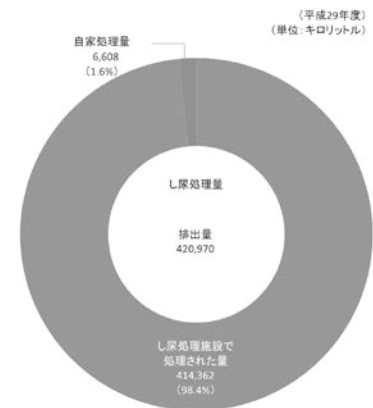


表2.2-61 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

区 分	不法投棄件数		苦情処理件数	
	29年度	30年度	29年度	30年度
ごみ	780	421	434	863
し尿	-	1	24	7
浄化槽	1	0	41	38
その他	16	13	93	193
計	797	435	592	1101

(2) 災害廃棄物の処理状況

平成29年7月に発生した九州北部豪雨により日田市、中津市が被災し、特に日田市において、839戸の建物被害、約11,000トン(推計値)の流木が発生した。日田市では、平成30年度は、住宅35戸の公費解体を行い、発災から平成31年3月までに約9,171トンの災害廃棄物を処理した。

平成29年9月の台風18号では、佐伯市、臼杵市、津久見市が被災した。中でも、市中心部が浸水した津久見市の被害が甚大で、約1500戸の建物被害等が発生した。平成30年度は、住宅26戸の公費解体を行い、発災から平成31年3月までに約16,750トンの災害廃棄物を処理した。

平成30年7月に発生した梅雨前線豪雨により、中津市と日田市が被災し、中津市で48.2トン、日田市で70.5トンの災害廃棄物を処理した。

(3) 産業廃棄物の現況

平成26年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成25年度の本県における産業廃棄物の発生量は8,663千トンと推計され、平成21年度の7,875千トンに比べ788千トン増加している。

また、発生量から有償物量の4,947千トンを除いた排出量は3,716千トンとなっており、平成21年度の3,953千トンに比べ237千トン減少している。

ア 地域別産業廃棄物排出量

排出量を地域別にみると、大分地域が最も多く1,433千トン（38.6%）、次いで臼津大野竹田地域の590千トン（15.9%）、日田玖珠地域520千トン（14.0%）、県北地域514千トン（13.8%）、別杵国東由布地域461千トン（12.4%）、県南地域199千トン（5.3%）となっている。

イ 業種別産業廃棄物排出量

排出量を業種別にみると、建設業が最も多く1,066千トン（28.7%）、次いで農業・林業1,022千トン（27.5%）、製造業812千トン（21.9%）、電気・水道業755千トン（20.3%）となっており、この4業種で全体の98.3%を占めている。

ウ 種類別産業廃棄物排出量

排出量を種類別にみると、汚泥が最も多く1,142千トン（30.7%）、次いで動物のふん尿1,017千トン（27.4%）、がれき類934千トン（25.1%）となっており、この3種類で全体の83.1%を占めている。

エ 産業廃棄物の処理状況

排出量3,716千トンのうち、脱水や焼却、破碎等中間処理された量は3,679千トン（99.0%）となっており、中間処理されることなく直接処分された直接最終処分量は36千トン（1.0%）となっている。

また、中間処理により1,255千トン（33.8%）が減量化されており、2,376千トン（64.0%）が資源化・再生利用されている。残りの84千トン（2.3%）は最終処分されている。

3 廃棄物の処理体制の整備

(1) 一般廃棄物処理体制の整備

ア 一般廃棄物の広域処理

一般廃棄物の適正な処理を図るため、「第2次大分県ごみ処理広域化計画（平成19年度～平成27年度）」及び「第4次大分県廃棄物処理計画（平成28年度～平成32年度）」に基づき、市町村等におけるごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の設置整備を促進している。

平成30年度における市町村等の一般廃棄物処理施設の整備状況は、表2.2-62のと

おりであり、施設整備事業が3事業、施設整備に関する計画支援事業が2事業実施された。

イ 一般廃棄物処理施設に係るダイオキシン類排出実態調査

ダイオキシン類の排出実態を把握するため、市町村等が設置している焼却施設の排出ガスのダイオキシンの排出濃度、基準への適合状況等について把握を行っている。

平成30年度実績については、表2.2-63のとおりであり、全ての施設において基準値を下回っている。

(2) 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物処理業者の団体である一般社団法人大分県産業資源循環協会や産業廃棄物排出事業者の団体である大分県環境保全協議会との連携を図りながら、「不法投棄パトロール」や「不法投棄廃棄物の撤去事業」、「産業廃棄物広域交換需給調査」などの取組を行政と業界が一体となって進め、産業廃棄物の排出量抑制、再生利用の促進、適正処理の推進に努めている。

しかしながら、民間による産業廃棄物最終処分場等が、地域住民の理解を得にくいなどの理由によりその設置が困難となっていることから、最終処分場の残余容量、民間事業者による処理施設の整備動向等を踏まえながら、適正な処理施設の整備を進めている。

表2.2-62 市町村等一般廃棄物処理施設整備状況

(平成30年度)

事業主体	事業内容	施設規模	施行年度
別 府 市	有機性廃棄物リサイクル推進施設	75kl/日	27～30
中 津 市	施設整備に関する計画支援事業		30～34
姫 島 村	焼却施設 マテリアルリサイクル推進施設 施設整備に関する計画支援事業	3t/日 1t/日	30～31

表2.2-63 平成30年度一般廃棄物焼却施設ダイオキシン類排出実態調査結果（環境省実施）

事業主体	施設名称	炉番号	測定日	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/Nm ³)
大 分 市	大分市佐野清掃センター	1	31. 1.10	0.0032
		2	30.12.10	0.00047
		3	30.12. 7	0.00028
	大分市福宗環境センター 清掃工場	1	30.11. 8	0.0058
		2	31. 1.25	0.0051
		3	30.11. 8	0.011
別杵速見地域広域 市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	1	30.11. 6	0.00044
		2	30.11. 6	0.000033
中 津 市	中津市クリーンプラザ	1	30.11.30	0.23
		2	30.11.30	0.21
日 田 市	日田市清掃センター	1	31. 2. 6	1.2
		2	31. 3.20	0.68
佐 伯 市	エコセンター番匠	1	30. 7.26	0.0017
		2	30. 7.27	0.0059
豊 後 高 田 市	豊後高田市ごみ清掃工場	1	30.11.28	0.0030
		2	30.11.29	0.0019
宇 佐 市	宇佐市ごみ焼却センター	1	30. 9.13	0.66
		2	30. 9.14	0.46
豊 後 大 野 市	豊後大野市清掃センター	1	30. 7.10	0.43
		2	30. 7.11	0.084
国 東 市	国東市クリーンセンター	1	31. 2. 5	0.054
		2	31. 2. 6	0.043
姫 島 村	姫島村清掃センター	1	31. 4.12	0.73
玖 珠 九 重 行 政 事 務 組 合	玖珠清掃センター	1	30.10.11	0.064
		2	30.10.12	0.077

4 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 最終処分場対策

最終処分場については、従来、一定規模以上の施設（管理型最終処分場については埋立地の面積が1,000㎡以上のもの、安定型最終処分場については埋立地の面積が3,000㎡以上のもの）が許可対象施設であったが、廃棄物処理法施行令の改正により、平成9年12月以降設置される施設については、面積の大小にかかわらず全て許可対象施設とされることとなった。また、最終処分場の技術上の基準を定める命令（いわゆる共同命令）が平成10年6月に改正され、施設設置者に対して浸透水、排水及び周縁地下水の水質検査の実施、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止するための展開検査の実施などが義務づけられた。

県では、不適正な埋立処分を防止するため、**産業廃棄物監視員**を保健所に配置して定期的な立入調査を実施している。また、最終処分場の浸透水等の状態を確認するため、定期的に水質の行政検査を実施している。平成30年度においては、17の処分場について、放流水2施設、浸透水15施設及び地下水16施設の検査を実施した。その結果、安定型最終処分場3箇所において、1回ずつの基準超過があったことから、行政指導を行い、水質が改善するまで、事業者による自主的な廃棄物の搬入・埋立処分の中止を講じるなどした。

(2) 焼却施設

焼却施設については、平成9年度の廃棄物処理法の改正により、施設の構造及び維持管理の規制が強化された。また、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月15日に施行され、一定規模以上の廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上または焼却能力が1時間あたり50kg以上のもの）において、排ガス、集じん灰及び焼却灰のダイオキシン類濃度を測定することが義務づけられた。

県では、不適正な焼却処分を防止するため、定期的な立入調査を行うとともに、設置者が行う焼却灰等のダイオキシン類濃度の測定結果を随時確認している。

(3) 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

産業廃棄物の不法投棄、不法焼却、不適正保管等の不適正処理は、地域の景観をそこない、自然破壊に繋がる等、県民の快適な生活環境を阻害している。

県内の不法投棄件数及び不法投棄に関する

苦情処理件数は、いずれも平成16年度をピークとしてやや減少傾向にあるものの、平成30年度の不法投棄件数は54件と、依然として数多く発生しており、憂慮すべき状況である。（表2.2-64参照）

このため、県では、産業廃棄物監視員による排出事業者や処理業者への定期的な立入調査を実施し、産業廃棄物の不適正保管等に対する監視・指導を行うとともに、山間部など不法投棄が行われやすい箇所を巡回し、不法投棄の発見に努めている。

また、ヘリコプターやドローンによる上空からの監視のほか、監視カメラや不法投棄防止用フェンスの設置により、不法投棄対策を強化している。

併せて、県、警察本部、関係業界等により構成する「不法処理防止連絡協議会」を各保健所単位で設置したほか、市町村職員が産業廃棄物処理業者等への立入調査が可能となる「市町村職員の県職員併任制度」を設けるなど、関係機関との連携を強化し、産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。

行政指導に従わない業者等については、積極的に警察に通報するとともに、産業廃棄物処理業許可の取消処分や業停止処分等の行政処分を行い、悪質な業者の排除の徹底を図っている。

(4) PCB廃棄物対策の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画により、県内の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州PCB処理事業所で処分を行うことが義務づけられており、高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等は平成30年3月31日までに、安定器及び汚染物等は令和3年3月31日までに処分を行う必要がある。

低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日までに環境大臣から無害化処理認定を受けた事業者等に委託して処分を行う必要がある。

県内に存在するPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めるため、平成18年3月に大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定して、PCB廃棄物の保管事業者に対する立入指導や助言等を行ってきた。また、未処理のPCB廃棄物を掘り起こすための調査を平成26年度から実施してきた。その結果、平成30年3月時点で把握した全ての高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処分を完了した。

平成30年1月から、県内のPCB使用安定

表 2.2-64 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）

1 種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
燃 え 殻	1	2		7	3		2		7	3
汚 泥	1	1		2		1	1	1	2	
廃 油	1	1	1		1	1	3	3	1	1
廃 酸										
廃 アルカリ										
廃プラスチック類	8	10	14	9	27	8	10	17	17	18
紙 く ず			3	1			2	3	2	
木 く ず	5	13	10	22	29	20	15	17	25	22
織 維 く ず		3	2	1	3	1	3	1	2	3
動植物性残さ		1					1	1	1	
動物系固形不要物										
ゴ ム く ず	3	2	1	2	3		2	1	1	3
金 属 く ず	4	6	7	4	15		5	7	5	10
ガラスくず等	4	5	3	2	18	9	6	4	3	13
鋳 さ い										
が れ き 類	6	10	14	16	30	12	14	17	13	19
動物のふん尿		1	1	2	1	5	1	3	2	2
動物の死体										
ば い じ ん				1					1	
そ の 他										
合 計	33	55	56	69	130	57	65	75	82	94

2 地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
国 東 地 域	8	1	0	1	10	9	3	2	2	8
大 分 中 央 地 域	8	18	25	7	11	14	21	23	8	6
県 南 地 域	6	13	4	4	8	3	10	13	8	2
大 野 地 域	2	0	5	0	2	12	5	4	3	2
日 田 玖 珠 地 域	3	4	5	6	5	2	4	15	8	7
県 北 地 域	6	19	17	18	18	17	22	18	18	12
合 計	33	55	56	36	54	57	65	75	47	37

※ 国東 = 国東 / 大分中央 = 東部・由布 / 県南 = 中部・南部 / 大野 = 豊肥
日田玖珠 = 西部 / 県北 = 北部・豊後高田

器の本格的な掘り起こし調査に着手し、テレビCM、新聞広告、関係団体への訪問、調査費用の補助制度の創設、説明会の開催等などの取組を行い、令和3年3月31日までに県内のPCB使用安定器の処分を完了させることを目指している。

5 地域住民の不安解消のための措置

(1) 大分県産業廃棄物適正化条例の運用

産業廃棄物の処理施設の設置にあたり、設置予定者は「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、県へ事前協議を行うとともに、関係地域住民への説明会を開催することが義務づけられている。

また、県外産業廃棄物の無秩序な流入により、産業廃棄物の適正処理に支障が生じるおそれがあるため、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく事前協議と環境保全協力金の納入制度を適正に運用して、産業廃棄物の適正処理の確保と住民の生活環境の保全に努めることにしている。

6 循環型社会構築加速化の取組

(1) セメント工場への廃棄物搬入体制の整備

焼却残さ等のセメント原料化をはじめとした資源循環の仕組みを構築し、廃棄物の減量化・再資源化を進めるため、市町村や一部事務組合、関係団体を構成員とする「おおいた

資源循環推進協議会」を平成29年2月15日に設置した。

平成30年度は、焼却残さの全量セメント化をはじめとする資源循環の仕組みづくりについて、研修会やセメント工場の見学会を実施した。

(2) 循環産業牽引企業の育成

ア 産業廃棄物の発生抑制や再資源化に関する研究開発等について

平成29年度に、産業廃棄物の排出抑制や再資源化に関する意識の醸成を促し、持続可能な循環型社会の構築を図ることを目的とし、大分県産3Rアイデアコンテストを実施し、5件の応募があった。

審査の結果、大分エコセンター株式会社の「アップサイクルによる3R推進（端材を資源として捉え、付加価値の高い商品を創る取組）」と、くにさきエコシステム株式会社の「小型バイオガス発生装置によるバイオマスの小規模・分散型利活用（実用型小型バイオガス発生装置の開発の取組）」が受賞した。

平成30年度からは県内で排出される産業廃棄物等を地域資源として活用し3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進による環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、産業廃棄物等の発生抑制やリサイクルに係る研究・技術開発等に必要経費の一部を補助する大分県資源化推進モデル事業を実施している。

平成30年度は11件の応募があり、審査の結果、くにさきエコシステム株式会社の「超小型バイオガス発生装置によるバイオマスの小規模・分散型利活用」、松尾機器産業株式会社の「浄水場汚泥減容化法「エスエスゲン」」及び大分エコセンター株式会社の「アップサイクル加速化プラットフォーム構築事業」の3件を採択した。

イ 循環産業牽引企業育成講習会について

産業廃棄物の減量化・再資源化に先進的な取組を行っている企業の役員を講師として招き、中間処理業者向けのセミナーを開催した。セミナーの後、県内の中間処理業者による視察研修を行い、企業意識の醸成を図った。

平成29年度は、独自のリサイクル技術の開発により減量化・再資源化率95%を達成した石坂産業株式会社と、廃棄物を素材と捉え、リユース・リサイクル率が99%の株式会社ナカダイの2社を招き、講習会を開催した。

平成30年度は、働き方改革等に取り組む企業である株式会社フロンティア・スピリットを招き、講習会を開催した。

第3項 バイオマス等の循環資源の利活用

1 大分県のバイオマス利活用計画について

本県では、動植物に由来する有機物である資源が豊富に存在しており、こうした農山漁村地域にあるバイオマスを最大限に活用し、地域活性化やエネルギーの利用など積極的な活用推進を図るため、平成28年2月に「大分県バイオマス活用推進計画」を策定した。

この計画は、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な指針等を定めた国の「バイオマス活用推進基本計画」及び、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」における環境部門での施策を具体化した「第3次大分県環境基本計画」を受けて、地域のバイオマスを利活用して豊かで安心、活力、発展する循環型社会づくりを目指すものである。

第3次大分県環境基本計画では、2024年（令和6年度）を目標年として設定し、達成に向けて、それぞれの担当部門において取り組むこととしている。平成30年度（計測値は29年度）における進捗状況については下表のとおりである。

【環境指標】

指標項目	単位	現状 H30 (H29)	目標	
			R1 (H30)	R6 (R5)
廃棄物系バイオマス利用率	%	97.8	98.1	98.7
未利用バイオマス利用率	%	79.0	70.8	80.3

注) カッコ内は測定年度

2 プランの主な取組

(1) 地域資源の総合的な利活用の推進状況

国は市町村が自らバイオマスの利活用構想を樹立する「市町村バイオマス活用推進計画」の策定を推進している。

大分県では、「バイオマスタウン」については日田市、宇佐市、佐伯市、九重町、玖珠町、竹田市、杵築市の7市町が認定を受けており、また「バイオマス産業都市」については佐伯市、臼杵市、国東市の3市に加え令和元年度に新たに竹田市が認定を受け、地域の特性を活かしたバイオマス活用の取組が行われている。今後は新たにバイオマスの活用に取り組む市町村に対

し、市町村バイオマス活用推進計画の作成等の支援を行う。

日田市は日田市バイオマス資源化センターの設置やエフオン日田、グリーン発電大分、日田資源開発協同組合の設立により、家畜排せつ物(豚糞)、集落排水汚泥、生ごみ、焼酎かすのメタン発酵化や製材残材、杉バーク等を燃料化・木質チップ化すること等により、バイオマス資源の利活用を進めている。

(2) 産・学・官・県民連携による利活用の推進状況

ア エネルギー関連産業を県経済の新たな牽引産業に成長させることを目指し、大分県エネルギー産業企業会を平成24年度に設立。県内企業が取り組む地熱、小水力、バイオマス等に関する製品・技術開発から販路開拓までの活動について支援を実施している。

イ 家畜用飼料の高騰対策として、県内食品製造事業所等で発生する食品製造残渣の飼料化について、行政・試験研究機関・食品製造業者、飼料製造業者を構成員とし、実証試験を実施。濃厚飼料の代替えとして、既に実用化されている。

第3章 地球温暖化対策の推進

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムのもとで、利便性の向上を追求した生活をおくってきた。しかしながら、こうした私たちの日常生活は、一方で**環境負荷**を増大させ、今日問題となっている**地球温暖化**、**オゾン層の破壊**、**酸性雨**、森林（熱帯林）の減少、生態系

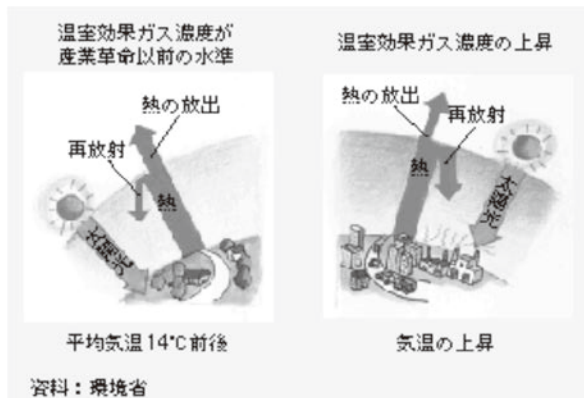
の破壊などの地球環境問題の原因となっている。国際社会において地球環境問題への取組は大きなテーマとして取り上げられ、世界レベルで様々な取組がなされているが、地球環境はむしろ深刻化してきている。

第1節 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進

第1項 地球温暖化の概要

1 地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽からのエネルギー入射と地球からのエネルギー放射のバランスによって決定される。地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球からは熱が放射されるが、大気に含まれる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスがこの熱を吸収し、再び地表に戻している（再放射）。これにより、地球上は、平均気温約14℃という生物の生存が可能な環境に保たれている。ところが、産業革命以降の人間社会は化石燃料を大量に燃やして使うようになり、大量の二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に排出するようになった。このため、大気中の温室効果ガス濃度が上昇し続け、地表からの放射熱を吸収する量が増えてきた。これにより、地球全体が温暖化している。



2 地球温暖化の影響

平成19年11月に公表された「**気候変動に関する政府間パネル（IPCC）**」第4次評価報告書統合報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いとしている。また、1980年から1999年までに比べ、21世紀末（2090年～2099年）の平均気温の上昇は、経済、社会及び環境の持続可能性のために世界的な対策に重点が置かれ、地域間格差が縮小した社会では、約1.8（1.1～2.9）℃とする一方、高度経済成長が続く中で化石エネルギー源を重視した社会では約4.0（2.4～6.4）℃と予測している。

さらに、平成25年9月の、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）」では、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主要因であった可能性が極めて高いと公表されている。また、二酸化炭素の累積排出量と世界平均地上気温の上昇量は、ほぼ比例関係にある等の新見解が示された。1986年から2005年を基準とした、2016年から2035年の世界平均地上気温の変化は、0.3℃から0.7℃の間である可能性が高いと予測している。

3 国際的な取組

平成4年に開催された「**環境と開発に関する国連会議（地球サミット）**」の結果、「**環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言**」及びその具体的な取組を示す「**アジェンダ21**」が採択され、

その後、「**気候変動に関する国際連合枠組条約**」等の国際約束が合意された。条約の採択後、条約締約国会議が継続的に開催され、平成9年12月に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進各国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数量化された削減約束を定めた「**京都議定書**」が採択された。京都議定書は、先進国が、平成20年～24年までの各年の温室効果ガス排出量の平均を基準年（平成2年）から削減される割合を定めており、日本は6%、アメリカは7%、EUは8%削減することとなっている。その後、平成13年11月にモロッコのマラケシュで開催されたCOP7において、京都議定書の具体的な運用方針が決定されたことにより、先進国等の京都議定書締結に向けた環境が整い、平成14年6月に日本は京都議定書を締結した。その後、平成16年11月にロシアが締結したことにより、平成17年2月に京都議定書は発効された。その後も締約国会議が重ねられ、平成19年12月にインドネシアのバリ島で開催されたCOP13において、平成25年以降の温室効果ガス削減をめぐる国際交渉の道筋を定めた「**バリ・ロードマップ**」が採択された。平成20年7月には、北海道洞爺湖サミットが開催され、「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する長期目標を、国連気候変動枠組条約のすべての締約国と共有し、採択することを求める」ことが合意された。また、平成21年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15で留意することが決定された「**コペンハーゲン合意**」に基づき、日本は、2020年の排出削減目標として、「90年比で25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」との内容を平成22年1月に気候変動枠組条約事務局に提出した。

平成25年11月にポーランドで開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年以降の温室効果ガス削減目標について全ての国が自主的に削減目標や行動計画を決定し、早ければ2015年3月末までに国連に提出することが合意された。この中で、わが国は、2020年の排出削減目標として「05年比3.8%減」を表明した。

平成27年11～12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、途上国を含む全ての国・地域の合意のもと、「**パリ協定**」が採択され、2020（令和2）年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築された。「**パリ協定**」では、世界共通の長期目標として産業革命からの平均気温上昇を2℃未満に抑えることが定められ、さら

に1.5℃未満に抑える努力を追求することも言及された。また、できるだけ早い時期に温室効果ガスの排出量増加を止め今世紀後半には実質ゼロにすること、全ての国が温室効果ガスの削減目標を策定し5年ごとに見直すこと、世界全体の実施状況を5年ごとに確認する仕組み（**グローバル・ストックテイク**）等も盛り込まれた。

パリ協定は、世界の温室効果ガス総排出量の55%を占める55か国による締結という発効要件を満たし、採択から1年にも満たない平成28年11月4日に発効した。我が国は、パリ協定の締結について国会の承認を得て、同年11月8日に批准した。

平成30年12月には、ポーランドのカトヴィツェで開催された気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）において、パリ協定実施に向けた具体的な方策が合意され、翌年12月にスペインのマドリッドで開催されたCOP25では、温室効果ガス削減目標の引上げを各国に促すことが採択されたが、パリ協定の下で削減を進めるための詳細なルールづくりはCOP26に持ち越された。

4 国の取組

平成2年10月に策定された「**地球温暖化防止行動計画**」で、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組んでいくべき実行可能な対策の全体像を明らかにした。その後、地球サミットの成果を受け、新たな地球環境時代に対応した法制度を整備して環境問題解決のための政策手段を拡充するため、平成5年11月に「**環境基本法**」が制定されるなど、持続可能な社会の構築に向けた枠組みづくりが進められた。また、従来、地球温暖化防止行動計画をはじめ、地球温暖化対策に関する基本方針（平成11年）、**地球温暖化対策推進大綱**（平成10、14年）を定めるなどして地球温暖化対策を推進してきたが、平成17年2月の京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、これらを引き継ぐ「**京都議定書目標達成計画**」を同年4月に策定した。なお、京都議定書目標達成計画は、京都議定書の第一約束期間（平成20年から平成24年）の前年である平成19年度に同計画の評価・見直しを行うこととなっていたことから、平成20年3月28日に全部改定が行われた。

また、温室効果ガスについて、2020年までに基準年（1990年）比25%削減、2040年までに基準年比80%削減することを中長期目標として掲げた「**地球温暖化対策基本法案**」を平成22年10月に閣議決定したが、平成24年11月に廃案となった。

平成27年には、7月にCOP21に向けて地球温暖化対策推進本部において「日本の約束草案」を決定、11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定された。12月のCOP21における「パリ協定」の採択後、平成28年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正、「地球温暖化対策計画」の閣議決定が行われ、「COOLCHOICE（賢い選択）」を旗印とする国民運動の普及啓発強化や国際協力を通じた温暖化対策、地方自治体の温暖化対策の促進など、中期目標（温室効果ガスの排出量全体で2030年度に13年比26.0%削減）達成に向けて国や各主体が取り組むべき対策の方向が示された。今後、戦略的取組を行うなかで、長期的な目標として2050年までに13年比80.0%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）が進められる一方で、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策の推進を図るため、平成30年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、同年12月に「気候変動適応法」が施行された。

第2項 本県の削減目標と県内の排出状況

本県においては、地球環境問題を地域の課題としてとらえ、地域からの取組を積極的に展開していくこととし、平成5年3月に地球環境問題に関する基本姿勢や取組の方針を定めた「大分県地球環境保全基本方針」を、平成6年3月にこの基本方針を具体化するための「大分県地球環境保全行動計画」を策定し、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、地球環境保全に向けた具体的な行動を推進してきた。平成17年2月の京都議定書の発効や国が同年4月に定めた「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、平成18年3月に県民総参加で温室効果ガス削減に取り組むため「大分県地球温暖化対策地域推進計画（第1期）」（以下、この項において「第1期計画」という。）を策定し、二酸化炭素の排出抑制対策、エコエネルギー導入促進対策及び二酸化炭素の吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組んだところであるが、本計画の計画期間が平成22年度で終了したため、新たに平成23年度から平成27年度を計画期間とする「大分県地球温暖化対策地域推進計画（第2期）」（以下、この項において「第2期計画」という。）を平成23年7月に策定した。

平成28年3月には、「第2期計画」と1事業所としての県庁の取組を定めた「第3期大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を統合し、平成28年度から令和2年度を計画期間とする「第4期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、この項において「第4期実行計画」という。）

を策定した。「第4期実行計画」では、二酸化炭素排出量を削減する緩和策に加え、避けられない気候変動影響への適応策について、農林水産業や自然生態系、健康などの分野別施策を適応策として新たに整理している。

1 温室効果ガス排出量の削減目標

「第4期実行計画」において、温室効果ガス排出量の約98%を占める二酸化炭素について、経団連の低炭素社会実行計画等により削減を目指す産業部門を除いて、二酸化炭素排出量が多く増加率の高い家庭、業務、運輸の各部門について、令和2年度までに平成25年度実績から、家庭部門で16%、業務部門で16%、運輸部門で11%をそれぞれ削減する目標を設定した。なお、国の温室効果ガス削減目標を踏まえて2030（令和12）年度における目標も設定し、国と同等の削減を目指している。

2 県内の排出状況

平成29年度の県内における温室効果ガス排出量（速報値）は、表2.3-1のとおり4,227万1千t-CO₂であり、基準年（平成25年度）比9.9%減、対前年度比2.4%減となっている。

前年度からの排出量の減少は、石炭等のエネルギー消費量が減少したことが主な要因である。

削減目標を設定している3部門の二酸化炭素排出量は、前年度比で、家庭部門1.7%減、業務部門8.9%減、運輸部門0.05%減となっており、また、第4期実行計画の目標年度（2020年度）と比較すると、家庭部門と業務部門は目標を達成しているが、運輸部門では11.2%の乖離がある。

表 2.3-1 県内の温室効果ガス排出量

	排出量 (千t-CO ₂ 換算)					2020削減目標 (対13) ※2	2017年度増減率 (%)			全国・2017年度増減率 (%)	
	1990 (H2) ※1	2013 (H25)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)		対1990年度	対2013年度	対前年度	対1990年度	対前年度
温室効果ガス排出量	37,273	46,921	44,819	43,306	42,271	—	13.4	▲9.9	▲2.4	1.3	▲1.2
二酸化炭素 (CO ₂)	36,390	46,339	44,318	42,807	41,784	—	14.8	▲9.8	▲2.4	2.2	▲1.5
産業部門 (製造業、鉱業等)	28,203	36,482	35,129	33,835	33,096	—	17.3	▲9.3	▲2.2	▲16.7	▲1.3
家庭部門	1,300	2,328	1,937	1,786	1,756	▲16%	35.1	▲24.6	▲1.7	44.6	6.4
業務部門 (事務所・ビル、卸小売、病院等)	1,452	2,362	2,098	1,924	1,753	▲16%	20.8	▲25.8	▲8.9	65.9	▲2.7
運輸部門 (自動車、鉄道等)	2,097	2,785	2,791	2,792	2,790	▲11%	33.1	0.2	▲0.05	3.9	▲0.8
廃棄物部門 (廃棄物の焼却等)	168	231	253	254	253	—	50.4	9.8	▲0.2	22.9	▲1.0
工業プロセス部門 (セメント製造等)	3,170	2,151	2,110	2,216	2,135	—	▲32.6	▲0.7	▲3.6	▲29.8	1.2
メタン (CH ₄)	344	276	309	300	294	—	▲14.7	6.5	▲2.2	▲32.1	▲1.4
一酸化二窒素 (N ₂ O)	290	138	124	123	121	—	▲58.3	▲12.7	▲1.7	▲35.5	1.0
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	21	15	13	13	13	—	▲38.0	▲15.6	0.3	182.4	5.4
パーフルオロカーボン (PFC)	193	96	40	50	50	—	▲74.1	▲47.7	0.0	▲46.2	4.1
六フッ化硫黄 (SF ₆)	34	20	5	3	3	—	▲89.9	▲82.7	0.0	▲83.7	▲4.6
三フッ化窒素 (NF ₃)	1	38	10	9	7	—	580.0	▲82.1	▲24.4	1400.0	▲29.1
森林吸収量 (前年から増加分)	2,418	2,451	1,974	2,081	1,558	—	▲35.6	▲36.4	▲25.1		
電力のCO ₂ 排出原単位 (kg-CO ₂ /kWh)	0.436	0.613	0.509	0.462	0.438						

「大分県温室効果ガス排出量算定システム」を用いた推計による

※1 HFC、PFC及びSF₆については、1995年。

※2 削減目標は、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素について設定し、全国規模で削減を目指す産業、工業プロセス部門は除いて、家庭、業務、運輸の各部門を対象としている。

図 2.3-2 県内の温室効果ガス排出量の推移

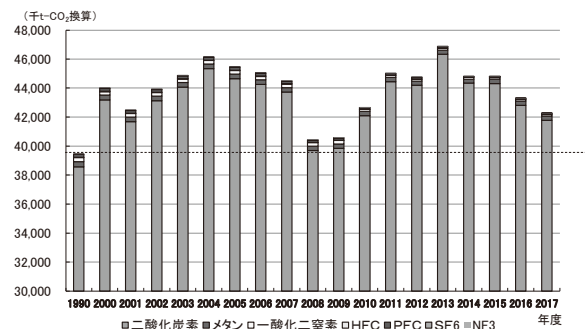


図 2.3-3 県内の部門別二酸化炭素排出量の推移 (1990年を100とした指数)

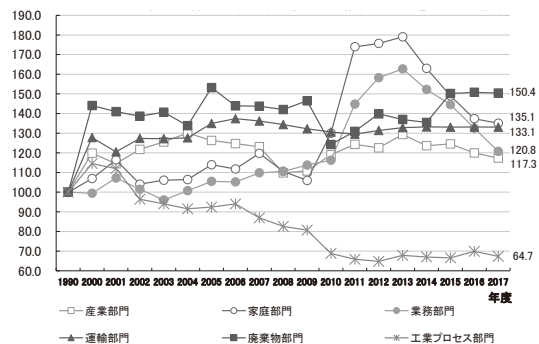
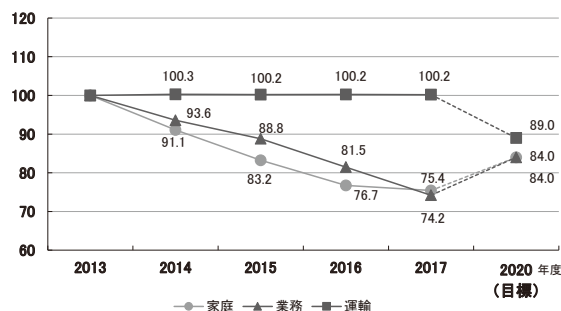


表 2.3-4 第4期実行計画で目標設定した3部門の推移

(2013年=100とした指数表示)

	2013	2014	2015	2016	2017	2020目標年度	目標との乖離
家庭	100.0	91.1	83.2	76.7	75.4	84	▲8.6
業務	100.0	93.6	88.8	81.5	74.2	84	▲9.8
運輸	100.0	100.3	100.2	100.2	100.2	89	11.2

図 2.3-5 第4期実行計画で目標設定した3部門の推移



第3項 本県の削減目標に向けた取組

第4期実行計画の取組として、これまでの取組成果と最近の地球温暖化対策の状況から、新たな取組を拡充・追加し、中でも優先的に実施すべき施策について、重点戦略として「温室効果ガスの排出抑制対策の推進」、「エコエネルギーの導入促進」、「森林吸収源対策の推進」の3項目を掲げている。

重点戦略の主な取組として、「温室効果ガスの排出抑制対策の推進」では家庭や事業所における省エネ機器の普及促進や事業所の省エネルギー化の促進、「エコエネルギーの導入促進」では太陽光・地熱・温泉熱発電の導入促進やバイオマスの導入促進、「森林吸収源対策の推進」では森林の適正な管理と保全や地域材の利用拡大等をあげ、これらの取組については、県民、事業者、地球温暖化防止活動推進センター、行政等が緊密な連携を図って推進していくこととしている。

1 家庭部門におけるCO₂排出抑制対策の推進

家庭部門では、CO₂の主な発生要因として、家電製品や照明による電力使用と風呂などの給湯設備やストーブによる灯油やガスの使用が考えられることから、その使用量の抑制に向けた取組が必要となる。このため、省エネ診断や省エネチェックシートの活用などにより省資源・省エネルギー型ライフサイクルの普及啓発をはじめ、給湯器や照明など高効率な省エネ機器の導入促進などに取り組んでいる。

2 業務部門におけるCO₂排出抑制対策の推進

業務部門では、CO₂の主な発生要因として、オフィス機器、空調設備、給湯設備等による電力、ガス、灯油等の使用が考えられることから、その使用量の低減に向けた取組が必要となる。このため、「エコアクション21」認証取得の促進や、無料省エネ診断の推進等により省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及を図り、省エネ機器等の導入促進やエネルギー関連産業の成長促進等により事業所における省エネルギー化を促進している。

3 運輸部門におけるCO₂排出抑制対策の推進

運輸部門では、自動車等の利用によるガソリン等の燃料使用量の低減に向けた取組が必要となる。このため、エコドライブの普及促進等の取組により、自動車の環境に配慮した利用を促進するほか、ハイブリッド車などの低燃費車や電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図っている。

4 大分県地球温暖化対策各部門連絡会

第4期実行計画の目標を達成するためには、県民、事業者、地球温暖化対策関係団体、行政等の各主体がそれぞれ責任と役割を果たしつつ、緊密な連携をしていくことが必要である。そこで本計画の推進に関係する団体等で構成する、大分県地球温暖化対策各部門連絡会により、各主体の取組を情報共有するとともに、連携して取り組む体制を整え、二酸化炭素の排出削減に取り組んでいる。

第4項 脱炭素社会を目指したまちづくりの推進

1 気候変動対策推進事業

第4期実行計画で掲げた二酸化炭素排出削減目標を達成するため、家庭、業務、運輸の各部門では必要な施策を実施している。また、気候変動への適応策についても対応を行っている。

家庭部門では、診断士による「うちエコ診断」や、WEB版の家庭向けエコ診断により、エネルギー使用量の「見える化」を図るほか、「省エネ・節電セミナー」や「地球温暖化防止推進大会」の開催、省エネチェックシートの活用等により、広く県民に対して啓発活動を展開している。また、平成25年度からは、「九州エコライフポイント」（九州版炭素マイレージ制度推進協議会が実施）に取り組み、節電活動への参加促進等により家庭のCO₂排出削減を図っている。

業務部門では、平成17年度から「オフィスから始めるCO₂ダイエット」として、エコスタイルキャンペーン（冷房28℃設定、暖房19℃設定）、ノーマイカーウィークの実施、アイドリングストップの徹底について、県内事業者に参加を呼びかけている。平成22年度から開始した専門の省エネアドバイザーによる無料省エネアドバイスは、平成30年度までに829件を診断し、約27,373tのCO₂削減と約11億8,425万円の経費削減の改善策を提案した。

運輸部門対策では、平成20年度から、県内一斉で地球温暖化防止に取り組む「ストップ地球温暖化大分県ノーマイカーウィーク」を実施し、事業所でのモニター事業を行っている。また、エコドライブの普及を目的として、平成19年度から営業車を保有する事業所を対象にエコドライブセミナーを実施したほか、24年度からは事業所を対象としたエコドライブコンテストを実施した。また、25年度にはEV（電気自動車）の普及促進のため急速充電器の設置

計画について「大分県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定した。そのほか、自動車等から公共交通機関への利用転換を図ることを目的とした「エコ通勤割引」制度を平成25年度から実施している。

今後も引き続き、地球温暖化防止に向けて県民運動となるよう施策を進めていく必要がある。

また、本県においても、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇等が現れており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響が既に顕在化している。将来は、さらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加等に加え、大雨による降水量の増加、台風の最大強度の増加等が生じ、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康などの分野で様々な影響が生じる可能性があることから、気候変動の影響への各分野別の適応策として、次の5分野に取り組んでいる。

- ① 農林水産業分野
…高温耐性品種への転換や栽培管理技術の開発・普及等。
- ② 水環境・水資源分野
…公共水域でのモニタリングや監視の実施、節水意識の醸成等。
- ③ 自然生態系分野
…生物多様性を支える基盤づくり。
- ④ 自然災害・沿岸域分野
…ソフト対策として局地的豪雨等の防災情報の提供と避難体制の支援、ハード対策として河川改修やダム等の整備、管理、更新、土砂災害防止施設の整備等。
- ⑤ 健康分野
…熱中症や感染症の情報提供と注意喚起。

2 地域の地球温暖化対策の取組

「大分県地球温暖化対策地域協議会連絡会」を設置し、地域協議会間の情報の共有及び連携の促進、研修の実施等を行っている。また、「お

おい地球温暖化防止推進大会」を開催し、地域協議会会員に対して地球温暖化防止に関する最新の知見に関する情報を提供するとともに、地球温暖化防止に関する県民意識の醸成を図っている。また、平成28年度から、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性を地域において普及啓発するため、地域協議会による「地球温暖化対策講座」を開催している。

3 県庁内における地球温暖化防止の取組

地球温暖化の防止に向けて県が率先して温室効果ガスの排出抑制を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年制定）に基づく「大分県地球温暖化対策実行計画」（平成12年度策定）により、県庁内の温暖化対策に取り組んできている。平成27年度をもって第3期計画期間が終了したため、平成28年度から新たに平成32年度を目標年度とし、平成26年度実績比5%を削減目標とした第4期計画に見直し、引き続き温暖化対策を推進した。

平成30年度における県庁からの温室効果ガス総排出量実績（表2.3-6）は、平成26年度実績（基準年度）と比較して、24.2%（14,165t-CO₂）の減少となっており、項目ごとにみると、電気が28.9%（13,209t-CO₂）、庁舎冷暖房用等燃料が2.6%（155t-CO₂）、ガソリンが12.5%（539t-CO₂）の減少となった。



エコドライブステッカー



大分版Web家庭のエコ診断

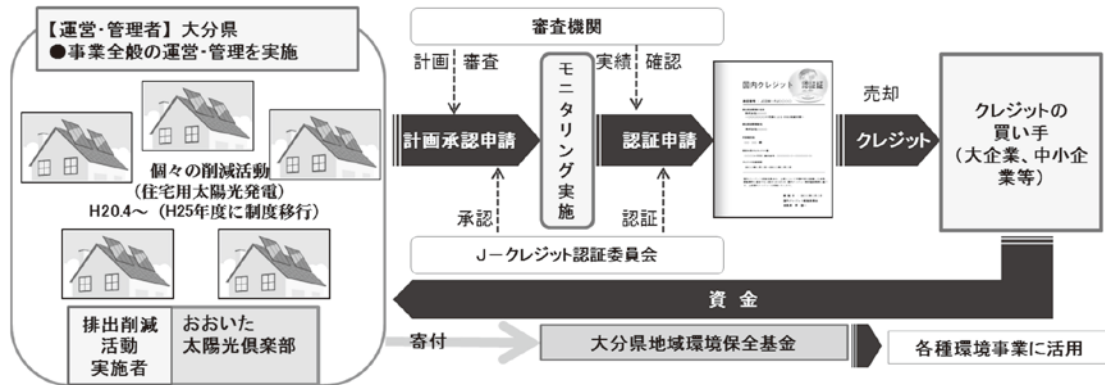
表2.3-6 県庁からの温室効果ガス総排出量実績

項目	単位	H26 (基準年度)	H29	H30			H32	
				実績	対基準年比	対前年比	目標値	対基準年比
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	58,541	49,965	44,376	▲24.2%	▲11.2%	55,614	▲5%
電気	t-CO ₂	45,661	37,308	32,452	▲28.9%	▲13.0%	43,378	
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO ₂	6,043	6,330	5,888	▲2.6%	▲7.0%	5,741	
ガソリン	t-CO ₂	4,326	3,957	3,787	▲12.5%	▲4.3%	4,110	
その他（軽油等）	t-CO ₂	2,511	2,370	2,249	▲10.4%	▲5.1%	2,385	
コピー用紙の購入量 (県立学校除く)	千枚	82,172	75,785	78,168	▲4.9%	3.1%	69,846	▲15%
水の使用量	千m ³	792	736	705	▲11.0%	▲4.2%	752	▲5%
可燃ごみの排出量	千kg	955	933	880	▲7.9%	▲5.7%	907	▲5%

第5項 エネルギー利用の効率化とその他の取組

1 J-クレジット等の排出量取引の活用促進

J-クレジット制度など地球温暖化防止に資す



おおいた太陽光倶楽部の取組

る市場メカニズムを活用し、J-クレジット制度に基づく「おおいた太陽光倶楽部」の運営を行っている。

第2節 エコエネルギーの導入促進

第1項 エコエネルギー導入支援

30年7月に改定された、国の新たな「エネルギー基本計画」では、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどのエコエネルギー（再生可能エネルギー）は、経済的に自立し「脱炭素化」し主力電源化をめざすとされ、低コスト化、電力を電力系統に流す時に発生する「系統制約」の克服、不安定な太陽光発電などの出力をカバーするための「調整力」の確保に取り組むとしている。また、27年7月に決定された、国の長期エネルギー需給見通しでは、令和12年度における電源構成では、再生可能エネルギーは22%～24%とされている。

本県でも、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーを含めたエコエネルギーの重要性が再確認される中、24年7月に開始された固定価格買取制度により、メガソーラーなどの建設が飛躍的に進み、また、地元企業による温泉熱や小水力、木質バイオマスなどを活用した発電の動きが活発化している。

県では、エコエネルギーの重要性に早くから着目し、全国に先駆け、15年4月に、エコエネルギー導入に関する施策の基本方針や、県、市町村、事業者及び県民の責務などを定めた「大分県エコエネルギー導入促進条例」を施行、その基本計画として「大分県新エネルギービジョン」を策定し、エコエネルギーの導入を推進してきた。また、28

年3月にはビジョンの全面改定、令和2年3月にその中間見直しを行い、導入したエコエネルギーを活用した産業振興や地域振興に資する取組を推進していくこととしている。本ビジョンでは、「エコエネルギー導入量」と「省エネルギーに資する取組」に分け、それぞれに個別目標を設けている。

こうした流れの中で、再生可能エネルギー等の導入促進とそれを支える関連産業の育成を2本柱に、エネルギー政策の充実を図っており、導入促進については、単なる発電設備の整備に止まらず、地域の活力創造振興に資する取組を支援し再生可能エネルギー導入のモデルケースとなる事業の創出を図るとともに、専門的な知識を有するコーディネーターを配置し、県内事業者などからの様々な相談に対応している。

千葉大学等の調査報告によれば、大分県は再生可能エネルギーの自給率が日本一とされている。太陽光発電のみならず、八丁原発電所に代表される地熱発電、豊富な水資源を生かした小水力発電、森林などの豊富なバイオマスエネルギーなどバラエティに富んだエネルギーが存在する。今後も、こうした大分県の特徴と県内企業の力を最大限活かすことにより、「再生可能エネルギー日本一」の県として、例えば、温泉熱など未利用エネルギーの利用促進など、引き続きエコエネルギー導入を牽引していくことが期待される。

県内のエコエネルギー導入状況については資料編 表 エコエネルギーのとおり。

表2.3-7a 令和6年度エコエネルギー導入目標及び実績（31年3月現在）

項目	26年度（基準年）		30年度（実績）		令和6年度（目標）		増加率（%）	
	設備容量等	熱量換算	設備容量等	熱量換算	設備容量等	熱量換算		
エコエネルギー導入量	太陽光発電	599,658kW	7,177	1,039,382kW	12,441	1,399,519kW	16,751	133
	太陽熱利用	13,307kl	432	13,674kl	444	14,307kl	464	7
	風力発電	11,497kW	196	11,368kW	194	63,368kW	1,083	453
	地熱・温泉熱発電	155,390kW	11,026	168,153kW	11,933	177,890kW	12,623	15
	（うち温泉熱発電）	425kW	30	4,533kW	321	8,270kW	586	1,853
	地熱・温泉熱（地中熱）利用	4,105TJ	4,105	4,084TJ	4,084	4,305TJ	4,305	5
	バイオマス発電	19,901kW	952	88,501kW	4,237	111,101kW	5,319	459
	バイオマス熱利用	99,409kW	1,274	105,913kW	1,358	115,669kW	1,483	16
	水力発電	337,540kW	12,986	337,540kW	12,986	338,840kW	13,036	0
	小水力発電	1,694kW	86	1,780kW	91	3,536kW	181	110
	廃棄物発電	44,300kW	2,121	46,100kW	2,207	46,300kW	2,216	4
	ガスコージェネレーション	17,706kW	1,033	13,626kW	796	13,746kW	802	▲22
	燃料電池（エネファーム）	263kW	10	563kW	23	1,509kW	60	500
合計	41,398TJ		50,795TJ		58,323TJ		41	

表2.3-7b 令和6年度省エネルギーに資する取組の目標及び実績（31年3月現在）

項目	26年度（基準年）	30年度（実績）	令和6年度（目標）	増加率（%）	
省エネルギーに資する取組	クリーンエネルギー自動車（燃料電池自動車含む）の普及【導入台数】	45,430台	88,184台	153,889台	239
	エコエネルギーを活用したスマートコミュニティの形成【形成件数】	-	-	4箇所	-
	家庭用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）の普及【1000世帯当たり所有数量】	13台/1000世帯	13台/1000世帯	630台/1000世帯	4,746
	水素ステーションの設置【設置件数】	-	1箇所	3箇所	-
	国の省エネ関連補助金を活用した産業用設備や工場・事業所などの高効率化【省エネ設備導入支援件数】	47件	18件	20件	▲57
	（参考）エネルギー消費量	497,162TJ	492,267TJ	455,342TJ	▲8.4

第2項 エコエネルギーの普及啓発

エコエネルギーの有用性を普及啓発するため、事業者に対して、国の補助事業などの各種助成制度や最新のエネルギー動向などに関する情報提供を積極的に行っている。

また、経済産業省から21年8月に認定を受けた「大分県次世代エネルギーパーク構想※」に基づき、インフォメーションコーナーやパンフレットによる情報発信を実施している。

※大分県次世代エネルギーパーク構想

次世代エネルギーパークは、新エネルギーに関する設備や体験施設を整備し、国民が実際に新エネルギーを見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、国民の理解増進を図ることを目的とした、経済産業省の制度である。31年3月現在、全国で64箇所の施設が認定を受けている。

第3節 森林吸収源対策の推進

第1項 森林の適正な管理・保全

平成24年度までの第一約束期間は、温室効果ガスの排出削減目標6%のうち3.8%（1,300万炭素トン）を森林による二酸化炭素の吸収によって確保するため、全国で330万ヘクタール（年平均55万ヘクタール）の間伐を目標として取組み、第一約束期間中の目標値を達成したところである。

我が国は、平成25年度からの第二約束期間における温室効果ガスの排出削減目標は設定しないものの、国際的な責務は有していることから自主的取組を図ることとしている。

このため、第二約束期間は、「革新的エネルギー・環境戦略」の内容を踏まえ、森林吸収量の算入上限値3.5%を確保するため、毎年52万ヘクタールの間伐、伐採後の確実な再生林の促進や木材利用等の推進に取り組むこととしている。

本県においては、平成19年8月に「大分県森林吸収源確保のための森林整備計画」を策定し、平成24年度までに8万4千ヘクタールを目標に間伐等の森林整備に取り組んだところである。

また、平成25年度から平成30年度までの6ヶ年については、3万3千ヘクタール（年5千5百ヘクタール）の間伐等を計画的に推進したところである。

表2.3-8 森林吸収源確保のための森林整備計画

(単位：ha)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
除間伐	6,594	9,168	10,700	11,024	10,800	10,800	9,086	68,172
人工造林等	2,871	3,504	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	23,875
計画 (FM林対象)	9,465 (8,556)	12,672 (11,439)	14,200 (12,828)	14,524 (13,328)	14,300 (13,198)	14,300 (13,198)	12,586 (11,455)	92,047 (84,000)
実績 (FM林対象)	9,465 (8,556)	12,786 (11,445)	14,233 (12,674)	15,421 (13,694)	13,934 (12,902)	13,120 (12,206)	10,280 (9,310)	89,239 (80,787)

表2.3-9 健全な森林の整備

(単位：ha)

年 度	人 工 造 林						除間伐	合 計
	再 造 林			複層林	拡大造林	計		
	再造林	被害地造林	小 計					
14	224	291	515	23	503	1,041	12,057	13,098
15	356	191	546	7	481	1,034	10,809	11,843
16	369	46	415	31	390	837	9,054	9,891
17	239	147	385	27	322	734	6,009	6,743
18	200	295	495	1	402	898	7,375	8,273
19	165	274	439	4	217	660	9,043	9,703
20	393	244	637	4	330	971	10,234	11,205
21	433	185	618	6	256	880	11,480	12,360
22	427	109	536	7	226	770	9,879	10,649
23	609	36	645	16	155	816	9,385	10,201
24	675	121	796	8	113	917	6,812	7,729
25	758	210	968	0	114	1,082	7,357	8,439
26	636	12	649	0	191	839	4,547	5,386
27	691	19	710	0	132	842	5,225	6,067
28	831	23	854	4	140	998	4,106	5,104
29	891	36	928	2	134	1,064	2,889	3,953
30	832	44	877	1	130	1,007	3,067	4,074

第2項 県民総参加の森林づくりの推進

県では、森林環境税を活用し、「県民総参加の森林づくり運動」を推進しており、森林ボランティア活動を支援するため「大分県森林づくりボランティア支援センター」を設置し、森林ボランティア情報の収集・発信や研修会等を実施している。また、森林づくり提案事業では森林ボランティア団体等が、自ら企画し実践する里山や竹林の整備などを支援している。

「企業参画の森林づくり」では、企業が社会貢献活動の一環として森林所有者、森林組合と協定を締結して行う植樹などの森林整備活動を支援しており、地球温暖化防止対策の取組みとして、その実施計画に応じた二酸化炭素吸収量証明書を発行している。

第3項 地域材の利用拡大

平成23年2月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく県の基本方針を策定し、「大分県公共建築物等における地域材利用促進会議」等を通じて公共建築物、土木工事において地域材の利用を進めている。

また、木材の良さや特性について、農林水産祭や木育活動等を通じて広く県民に普及啓発を行うとともに、木造建築物の設計・施工を担える人材の育成や木造ビルの建設促進など木材の利用拡大に取り組んでいる。

第4節 その他地球規模の環境問題への対策

第1項 フロン等オゾン層破壊物質の回収対策

オゾン層の保護を図るため、国際的な取組みとして、昭和60年（1985年）に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択された。昭和62年（1987年）にはオゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択された。その後の4次にわたるモントリオール議定書の改正により、規制対象物質の追加や、既存規制物質の規制スケジュールの前倒しなど、段階的に規制が強化されている。

我が国においても、昭和63年にウィーン条約及びモントリオール議定書を締結するとともに、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（以下「オゾン層保護法」という。）を制定することにより、オゾン層破壊物質の生産等の規制が行われてきた。

平成14年には「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の法律（フロン回収破壊法）」が施行され、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）と使用済自動車のエアコン（第二種特定製品）のフロン回収が義務づけられるとともに、フロン類回収業者等について、知事の登録が義務付けられた。

その後、平成17年1月1日に本格施行された「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」により、第二種特定製品に関する回収等については、フロン回収破壊法から削除

され、自動車リサイクル法へと移行した。

また、平成18年6月にフロン回収破壊法が改正され、回収義務の拡大や行程管理制度（フロン類の引き渡し等を書面で管理する制度）が導入され、平成19年10月1日に施行された。

さらに、業務用冷凍空調機器の廃棄時の漏えいと同程度の機器使用中の漏えいが判明したことなどにより、フロン回収破壊法は平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」と名称を改め、対策強化が図られた（平成27年4月1日施行）。

(1) 本県の状況

本県では、平成6年度に環境庁の委託を受け、「オゾン層保護対策地域実践モデル事業」を実施し、フロンの回収・再利用等の実態及び課題の調査を行うとともに、国・県・市町村や家庭用電気製品、自動車、空調設備等の関係68団体から構成する「フロン回収推進協議会」を設置し、フロン回収を促進するため必要な検討や普及啓発を行ってきた。

平成7年度及び8年度は、フロン回収装置を整備する場合の補助制度を設け、県下の全ての市町村で廃家電からのフロン回収が可能となった。

平成9年度には、「回収フロンに係る破壊処理実施要領」を作成するとともに、回収されたフロンを破壊処理するシステムを、フロン回収推進協議会が中心となって確立し、フ

ロンの回収・破壊を推進してきた。また、平成13年から施行された「大分県生活環境の保全に関する条例」にオゾン層破壊物質の回収について努力義務を定め、フロン類に対する適正処理を推進している。

(2) フロン排出抑制法による充填回収対策

フロン類の充填回収を行う登録事業者には計画的に立入検査を実施し、事業者の法の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行っている。

なお、フロン排出抑制法による充填回収業者等の知事登録件数は、平成31年3月末には、第一種特定製品からフロン類を充填回収する業者（第一種フロン類充填回収業者）が542件となっている。

第2項 酸性雨対策

1 概況

近年、地球規模の環境問題として、地球の温暖化やオゾン層の破壊とともに**酸性雨**が取り上げられ、これらの問題の解決に向けた種々の取り組みがなされている。

酸性雨とは、石油や石炭などの化石燃料が燃焼した際、二酸化硫黄や**窒素酸化物**などの大気汚染物質が大気中に放出され、これらが大気中で硫酸や硝酸に変化した後、これらの酸が雲や雨にとりこまれて雨が酸性化するもので、通常pH（水素イオン濃度指数のことであり、7が中性、7を超える場合はアルカリ性、7未満は酸性である。）が5.6以下になった雨を「酸性雨」という。

酸性雨は欧米を中心に土壤や河川、湖沼の酸性化による生態系の変化、森林の衰退等の問題を引き起こしており、わが国においても、関東・中部地方の森林衰退等の報告がある。

これらの報告が直接に酸性雨（大気汚染）によるものであるとは断定できないが、その複合作用であろうと考えられており、メカニズムの解明や対策の実施が課題となっている。そのため環境省では、我が国における酸性雨の実態及びその影響を明らかにするため、昭和58年度から酸性雨モニタリング調査等の酸性雨対策調査を実施している。

また酸性雨は、その解決のために関係国が協力してこの問題に取り組む必要があることから、平成13年1月から「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」が本格稼働し、現在、日本、中国、韓国等13か国が参加し、参加各国の連携により東アジア地域全体での酸

性雨モニタリング調査等が行われている。

環境省が酸性雨の測定を行っている地点は全国に23箇所あり、平成28年度の年平均値はpHが4.69～5.21であった。

2 酸性雨対策調査結果

本県内においては、酸性雨による影響は、まだ観測されていないが、長期に及ぶ生態系への影響については十分注意していく必要がある。

本県では、衛生環境研究センターの調査研究として、県下における酸性雨の実態を把握し、発生メカニズムを解明することを目的に昭和60年度にろ過式採取法による酸性雨調査を開始し、平成25年度からは降水時開放型捕集装置法による酸性雨調査を実施している。

平成26～30年度の大分市における雨水のpH（年平均値）は、表2.3-10のとおり4.52～4.70で変動している。

表2.3-10 酸性雨測定局における調査結果*(pH)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
大分市	4.52	4.64	4.65	4.70	4.67

※湿性沈着（降水時開放型捕集装置法による）

第4章 環境を守り育てる産業の振興

第1節 環境・エネルギービジネスの拡大

第1項 新エネルギーの事業化の支援

地球温暖化対策や新興国を中心としたエネルギー需要の急増に伴う資源確保が求められる中、純国産であり、二酸化炭素等温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー導入の重要性が高まっている。県では、環境・エネルギー分野にいち早く着目しており、平成18年8月から県内の大学、企業、行政機関を構成員とする「大分県新エネルギー産業化研究会」を組織し技術開発に取り組んでいた。

23年3月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け再生可能エネルギー導入促進への期待が高まる中、節電意識の定着や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始もあり、新エネルギー、省エネルギーの導入が加速化し、それに伴うビジネスチャンスも拡大してきた。こうしたビジネスチャンスの拡大に積極的に対応すべく、24年6月に大分県新エネルギー産業化研究会を発展的に解消し、エネルギー関連産業を県の経済を牽引する産業に育てるため、産・学・官連携のもと「大分県エネルギー産業企業会」を設立している。現在、企業会では、(株)神戸製鋼所の佐藤廣士顧問を会長として、運営には地場企業を中心とした企画運営員会を据えて、分野別のワーキンググループ活動を中心に、研究開発、人材育成・会員交流、販路開拓・情報発信といった活動を展開している。

研究開発について、27~29年度にかけては、エネルギー関連分野の中から特定のテーマ（地熱・温泉熱、小水力、水素、小風力、スマートコミュニティ）を決め、地場企業や大学などが連携したワーキンググループを組織し、新技術・新製品などを共同で行う研究開発について公募で採択された活動に「分野別ワーキンググループ活動事業費補助金」を交付し支援を行った。これまでの主な取組を挙げると、地熱・温泉熱ワーキンググループでは、熱水と蒸気のエネルギーを最大限に活用するトータルフロー発電方式の「湯けむり発電システム」を実用化し、県農林水産研究センター花きグループ等で稼働している。また、小水力ワーキンググループでは、県内企業連合によるオール大分での発電所導入体制を確立し、県内外で発電所導入等の業務を受注している。

30年度からは、会員企業のエネルギーに関す

るチャレンジングなビジネス展開を支援するため、新製品の開発や試作品の実証実験等の事業プランを募集し、採択されたプランについて必要経費の一部を助成する「エコエネルギーチャレンジ支援事業費補助金」を交付している。30年度に採択された事業として、水素分野では、県内のベンチャー企業が、大分コンビナート内の企業の協力を得て、大分工業高等専門学校の水素透過合金膜技術を用いた水素を含む副生ガスから直接、水素を分離することで、低コスト省スペースを実現する水素製造装置の開発を行っており、その取組は将来の水素社会に向け有望視されている。また、スマートコミュニティに関する分野では、姫島村での太陽光発電による超小型電気自動車（EV）の充電と観光客と住民のEVシェアの取組を支援したところ、本取組によりEVの貸出等を行っている姫島エコツーリズム推進協議会が、地球温暖化防止活動の日本一を決める低炭素杯2019において最高の環境大臣賞グランプリを獲得する等大きな反響があったところである。

人材育成・会員交流の取組としては、エネルギー関連分野のさまざまなテーマについて、専門家を招いたセミナーや研修会を定期的に開催し、情報交換や新たなビジネスチャンスの拡大を図るほか、先進地の視察や、会員相互の親睦を深める活動も行っている。

販路開拓・情報発信の取組としては、会員が開発した技術や製品情報を広く発信するため、県外のエネルギー関連展示会に出展し、販路拡大を支援している。また、新エネコオーディネーターや省エネコオーディネーターを設置し、企業のエコエネルギー導入や省エネ対策の取り組みを後押ししている。

表2.4-1 大分県エネルギー産業企業会エコエネルギーチャレンジ支援事業費補助金 (30年度)

分野	取組概要	事業者
水素	大分石油コンビナートで発生する副生ガスから水素透過金属膜により高純度水素を精製する装置について、効率的に水素を精製するための膜の形状等の検討、及び事業化モデルの調査検討及びコスト試算	(株)ハイドロネクスト
スマートコミュニティ	独立型太陽光発電の青空コンセントを電源として電気自動車を観光客や島民の通勤の交通手段とするカーシェアの実証実験	T・プラン(株)

表2.4-2 大分県エネルギー産業育成分野別ワーキンググループ活動事業費補助金 (29年度)

ワーキンググループ名	事業概要	幹事社
小水力WG	トンボ翼水車発電とトンボ翼風力発電をハイブリッド化することで出力アップを可能にするための実証実験を実施	(株)興栄
地熱・温泉熱WG	これまでの発電事業の実績や活動状況について紹介し、販路開拓に活かすホームページを作成	西日本地熱発電(株)
水素WG	水素透過金属膜による水素精製デバイスを用いて副生ガスから精製した水素で家庭用燃料電池を運用することにより、副生ガスの有効利用を検討	(株)ハイドロネクスト
小風力WG	弾性のある回転翼と、風力集積及び翼間相互作用による性能向上のための固定翼を付帯した垂直軸小型風力発電機の開発	(株)ダイテック
	工場用、空調設備の電源等として使用可能な、揚力型（航空機の主翼型）と抗力型の長所を併せ持つ小型風力発電設備の開発	(有)共立精巧

(28年度)

ワーキンググループ名	事業概要	幹事社
小水力WG	小水力発電の販路拡大のため、展示会出展や講演時に使用する動画を製作	エネフォレスト(株)
地熱・温泉熱WG	湯けむり発電システムがより多くの泉源で対応できるよう、泉源から噴出する砂への対策の実証実験を実施	地熱ワールド工業(株)
水素WG	水素を含む副生ガスから直接、水素を分離する技術を確認することで、低コスト省スペースを実現する革新的水素精製装置の事業化	(同)ハイドロネクスト
	低純度副生水素での安定反応・輸送に関する基礎研究	柳井電機工業(株)
	酸水素ガスをエンジンの吸気口から取り入れることによる燃費向上	(株)スカイテクノロジー
	市町村と連携して、水素利活用の広報活動やセミナーを行い、水素需要創出活動を実施	江藤産業(株)
電力自由化WG	BEMS、HEMSを活用した「見守り」「防災アナウンス」機能の立ち上げ・評価に加え、蓄電池によるバーチャルパワープラント（VPP：仮想発電所）を実証し、町ぐるみのエネルギー管理+行政課題の解決に役立てた。	(株)デンケン
小風力WG	弾性のある回転翼と、風力集積及び翼間相互作用による性能向上のための固定翼を付帯した「垂直軸小型風力発電機」の実証実験を実施	(株)ダイテック
	水平軸小型風力発電機の開発に向けた、ブレード、変速機、パワー変換ユニットの試作及び実証実験を実施	(有)共立精巧


(27年度)


ワーキンググループ名	事業概要	幹事社
小水力WG	山奥などに設置が多い小水力発電について、現地に行かず遠隔地からの監視操作を実現するシステムの開発	長谷緒井路土地改良区
	全国的に需要が多いフランシス水車について、製管・組立技術を確立し、受注拡大を実現	ターボブレード(株)
	全国へのPR活動のため、展示会で開発製品や技術などを展示	エネフォレスト(株)
地熱・温泉熱WG	温泉噴気に含まれる硫化水素をフィルターにより除去し電子機器等の腐食を防止	西日本地熱発電(株)
	微弱電磁波周波数変調処理装置を活用し、水中のカルシウムやスケールの付着を防止	西日本地熱発電(株)
	温泉熱などの熱と熱電素子を使った温度差発電システムの効率改善と商品化	(株)スカイテクノロジー
水素WG	大分コンビナート由来の副生水素の活用に向け、低純度水素の安定反応や混焼エンジンの検証	柳井電機工業(株)
	再エネや未利用資源を活用した水素製造の可能性や、地産地消、災害対策など社会的なニーズに合致した利用方法の確立などに向けた調査の実施	江藤産業(株)
電力自由化WG	家庭に配布するHEMSなどを通じ、電力の地産地消型スマートコミュニティを形成するビジネスモデルの検証や行政ニーズに応じたサービスの提供に向けた実証実験	(株)デンケン

表2.4-3 大分県エネルギー産業企業会概要

大分県エネルギー産業企業会

会長	佐藤廣士(株)神戸製鋼所顧問
企画運営委員会	地元8企業で構成
会員数	205団体(企業等:179 大学:6 行政:20) ※R1. 11. 30現在
事務局	大分県商工観光労働部新産業振興室





(令和元年度総会:R1. 5. 23)

研究開発

・地場企業のエネルギーに関するチャレンジングなビジネス展開を支援

例)水素、スマートコミュニティ

人材育成・会員交流

・各種セミナーの開催

- ・改正FIT法
- ・省エネ補助金活用
- ・コージェネレーション 等

販路開拓

・展示会合同出展
スマートエネルギーWeek2020
@東京ビッグサイト

・HP、メルマガによる情報発信

第2項 循環型環境産業の育成

循環型環境産業とは、産業活動の副産物として県内で排出される産業廃棄物等について、発生抑制、再使用、再生利用による再資源化を図り、環境負荷の低減に貢献しながら持続可能な経済活動を実現する産業である。

大分県では、循環型環境産業の育成を図るため、17年度に創設された産業廃棄物税を活用し、新たな技術開発のための研究開発や事業化に対して助成する「循環型環境産業創出事業」を18年度から実施してきた。これまで、製油所で原油を精

製する際に発生する硫黄を材料として製造される硫黄固化体の施工技術の開発や、RPF（廃プラスチック等を燃焼した固形燃料）ボイラーから発生する燃焼灰のセメント固化にかかる事業化の支援など、県内で発生した産業廃棄物等の再資源化にかかる取組への支援を幅広く実施してきており、その成果が着実に広がりつつある。

30年度は、中小企業が取り組む産業廃棄物等を再生利用するための設備導入に対する支援や、環境ビジネスへの新規参入等を支援するためのセミナーを実施した。

表 2.4-4 循環型環境産業創出事業

(事業化支援・30年度)

事業テーマ	事業者
アスファルト・コンクリートリサイクル製品の品質向上	蒼生産業(株)
ペレット製造装置、自動梱包機導入による肥料の造粒化と梱包販売	HOKO(株)
ペットボトルリサイクル工程改善の為にラベル分離工程の自動化ライン導入	(有)アサヒ産業
排水処理嫌気処理設備の導入による発生汚泥の減量化	名水美人ファクトリー(株)
脱水装置導入による汚泥排出量の減量化	サンアスバルフーズ(株)
破砕機導入による塩び管・硬質プラスチックのリサイクルフロー創出	(株)富士重機クレーン

第2節 企業の環境活動の促進

第1項 省エネルギー・低炭素化機器の導入促進

原油等のエネルギー資源の高騰に加え、これまでの影響による電気料金の引き上げは、県内事業者の経営を圧迫している。厳しい電力不安の時代を生き抜き、県経済の活力を維持するためには、一層の省エネルギー化によりコストダウンを図ることが不可欠である。また、化石燃料を大量に消費する火力発電への過度の依存は、エネルギーの安全保障と地球温暖化のリスクを高めることが懸念されており、低炭素化に向けた技術開発、機器の活用促進は引き続き重要な課題である。

しかしながら、省エネ・低炭素化技術は多岐にわたるうえ、エネルギーマネジメントシステムや蓄電池等の新たな機器も登場するなど、技術革新等により情報は複雑化している。中小企業が多い県内の事業者において、どのような設備を導入すれば、どれくらいの経費やCO₂が削減できるのかを判断するのは難しく、また、厳しい経営環境の中で、省エネ・低炭素化機器の導入コストの負担は容易ではない。

このため、県では事業者を対象に、省エネ技術等に関するセミナーや、省エネルギーコーディネーターによる省エネ機器等に関する情報提供、アドバイスを実施し、エネルギーの最適化を図る取組を支援するとともに、国の省エネ設備などの導入経費助成事業の活用により、県内事業者における省エネルギー・低炭素化機器の導入促進を図っている。

30年度は、18件の国の補助事業活用があった。

第2項 企業の環境対策への取組の支援

企業は地域社会の一員として、事業活動に伴って発生する大気汚染や水質汚濁、騒音・振動など環境への負荷を低減する環境保全活動や、CO₂などの温室効果ガスによる地球温暖化対策への取組などを通して、企業の社会的責任を果たすことが期待されている。

一方、多くの中小企業では、環境に対する関心や意識が依然として低く、環境に関する専門知識を持った人材やノウハウ等が不足しているため、

環境対策が進んでいない状況にある。

このため、大分県では、県内各地で環境マネジメントシステムセミナーを開催し、事業者が環境に取り組む仕組みをつくり、それを実践し、社会に公表するための方法であるエコアクション21などの環境マネジメントシステムの取得を働きかけている。

また、環境ビジネス情報の発信やマッチングを支援するため、環境・リサイクルに関するセミナーを実施している。

1 地域と協働した環境活動の推進

環境対策に取り組んでいる企業では、地域住民の視察を積極的に受け入れ、自社の環境対策についての情報提供やPRに努めるなど、事業活動に対する地域住民の理解促進を図っている。また、企業が地域の美化活動等に参加するなど、地域と企業が協働して環境活動に取り組んでおり、今後とも、こうした優良活動事例の情報提供やPRを通じて中小企業への環境に対する意識啓発を図っていくとともに、環境活動に功績のあった企業を顕彰する。(おおいとうつくし作戦功労者表彰受賞者は P.19 表1.2-5のとおり)

2 環境保全対策のための融資制度

(1) 大分県地域産業振興資金 (環境保全対策融資)

近年、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等地球規模の環境問題が議論されている中で、事業者自らの産業公害防止施設及び環境保全施設の設置が緊急の課題とされている。

このため本県では、昭和46年に「大分県公害防止施設整備資金」を創設し、中小企業者の資金調達の円滑化や金利負担の軽減等を図ってきたところであるが、平成7年4月1日には、資金の名称を「大分県環境保全対策資

金」に改め、同年8月1日からは、融資対象にフロン対策のための施設整備を追加した。

平成23年4月1日から、資金名を「大分県地域産業振興資金(環境保全対策融資)」に改めた。

ア 大分県地域産業振興資金 (環境保全対策融資)(令和元年度)

- 融資対象者
県内において事業を営んでいる中小企業者及び組合
- 対象費用
融資要綱に定める公害防止若しくは環境保全施設の設置、事業所等の移転に必要な設備 資金又は事業者負担金を納付するための費用
- 融資限度額
1企業8,000万円以内
(組合は1億円以内)
- 融資期間
10年以内
(1年以内の据置後毎月均等償還)
- 利率等
融資利率 年2.1%
保証料率 年0.85%以内
- 申込窓口
指定金融機関・商工会議所・商工会・中小企業団体中央会
(指定金融機関)
大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・大分県信用組合・株式会社商工組合中央金庫
大分支店

(2) その他の融資制度

産業公害防止及び環境保全のための融資制度としては、県制度のほかに、政府系金融機関及び各市単独の制度があり、その概要は表2.4-10のとおりである。

表2.4-9 融資実績

(単位：件、千円)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
件数	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金額	70,000	0	0	60,000	25,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表2.4-10 その他の融資制度（県制度資金以外の融資制度）

（令和元年4月現在）

資金又は融資機関	貸付対象	貸付施設	限度	利率	期間	申込窓口	備考
環境・エネルギー対策資金（日本政策金融公庫）	特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の公害防止施設等を設置する方など	非化石エネルギー施設、省エネルギー施設、省エネ施設、大気・アスベスト関連施設、水質汚濁防止施設等	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	融資期間等に依り異なる	設備資金 20年以内（据置2年以内） 運転資金 7年以内（据置2年以内）	日本政策金融公庫又は代理店	詳細は申し込み窓口へお問い合わせ下さい
大分市環境保全資金	同一事業を一年以上経営している中小企業者	環境保全施設の設置・改善、工場等の移転等	1,000万円	年1.9%（信用保証料は全額補給）	10年以内（据置1年以内）	取扱金融機関	詳細は申し込み窓口又は市へお問い合わせ下さい
別府市公害防止設備改善資金	公害防止にかかる事業を要する方	公害防止施設等の設置・改善、及び工場等の移転	1,000万円	年1.8%（信用保証料は全額補給）	10年以内（措置1年以内）	取扱金融機関	同上
日田市公害防止資金	市内で1年以上同一の事業を行っている中小企業者	公害防止のための施設設置・改善、又は事業場の移転に必要な資金	準工業地域 2,000万円	年1.8%（金利・保証料に対して3割以内の補助）	8年以内（措置1年以内）	取扱金融機関	同上
			その他の地域 1,000万円		6年以内（措置1年以内）		

第3節 自然と共生する産業の促進

第1項 農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全

(1) 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を推進するため、平成17年度に化学肥料及び化学合成農薬を削減して栽培された県内産の農産物を認証する「e-naおおいだ農産物認証制度」を創設した。さらに、平成27年2月からは、「e-naおおいだ農産物認証制度」の取り組みにGAPの考え方を加えた「安心いちばんおおいだ産農産物認証制度」がスタートした。平成30年3月末現在、44件390戸が認証されている。

また、有機農業推進のため、平成29年3月に「第2次大分県有機農業推進計画」を策定・公表し、普及拡大に取り組んでいる。

平成23年度から始まった環境保全型農業直接支払制度にも積極的に取り組み、有機農業者や化学肥料・化学合成農薬の削減など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行った。平成30年度の取組面積は474haとなった。

さらに、環境保全型農業に資する下記の技術導入を図った。

ア IPM（総合的病害虫・雑草管理技術）の導入

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能なすべての防除技術について経済性を考慮しつつ、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。

現在、化学農薬の使用回数の削減や生物農薬の利用等に積極的に取り組んでいる事例が農業生産現場で見られるようになっている。

しかしながら、病害虫・雑草の発生状況等は地域ごとに異なり、その地域の実状に応じた適切な病害虫・雑草管理手法を実践することが重要である。このため、平成17年度に、農作業における具体的な取組内容を示す「IPM実践指標」を主要作物8品目で策定し、IPM導入拡大の取組を進めた。平成28～29年度には、23品目へと追加・改訂した。

イ 肥料・農薬の適正使用の指導

肥料・農薬の適正使用の徹底を図るため、GAP手法の実践推進や各種研修会等を通じ、生産者や指導者等に対し指導を行った。

第2項 グリーンツーリズム等観光産業の振興

本県には海拔0mから九州の屋根と呼ばれるくじゅう連山の1,700mを超える山々に至るまで、海、川、山と移り変わる自然がある。都市や海外から訪れる人々にとって、海、島、山、高原、溪谷、滝、鍾乳洞などの複雑な地形や雄大な自然が織りなす景観や、新緑や紅葉、季節ごとに野や山を彩る花を鑑賞することに加え、農林水産業や地域の文化に触れることなどは非常に魅力的であり、本県の重要な観光資源となっている。

このことから、県では、国内外の都市と農山漁村の交流を図るグリーンツーリズムを振興するため、動画作成やホームページでの情報発信、学校や旅行会社への教育旅行誘致、受入農家・協議会関係者等に対する研修会などを行うとともに、地域の自然環境や歴史文化とふれあうエコツーリズムを普及するため、ユネスコエコパークやジオパークの情報発信やガイド育成、自然を満喫するオルレ、ロングトレイル、フットパスなどのコース設定や情報発信などを実施した。

第5章 すべての主体が参加する美しく 快適な県づくり

第1節 県民総参加による環境保全活動の推進

環境問題の多くは、経済成長の結果、社会経済構造が大きく変革し、日常生活や事業活動における**環境負荷**が増大したことに起因するとされている。

こうした状況を踏まえ、県は、平成11年を「環境元年」と位置づけ、平成12年2月に「エコおおい推進県民会議」を設置し、県民、事業者及び行政の各主体が公平に役割を担い、互いに連携・協力しながら、環境に配慮した活動を推進しようと「環境にやさしい大分県」の実現に向けて取り組んできた。

また、平成15年9月には「ごみゼロおおい作戦県民会議」を設置し、県民総参加により美しく快適な大分県づくりに取り組んだ。

こうした取組の成果を生かして、さらにステップアップさせた地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」を推進するため、平成28年4月には「**おおいたうつくし作戦県民会議**」を設置し、恵み豊かな大分の環境を守り、地域を元気にする取組を進めている。

第1項 地域活性化につながる 環境保全活動の推進

1 地域活性化につながる環境保全活動の推進

おおいたうつくし作戦は、ごみゼロおおい作戦の成果を生かし、さらにステップアップさせ、「まちづくり（地域の活性化）」、「ひとづくり（人材の育成）」、「なかまづくり（活動の基盤づくり）」の3つのアクションにより、環境保全活動を通じて地域活性化を図っていくものである。

「まちづくり」は、生物観察会+海岸清掃、花いっぱい運動+観光客のおもてなしなど、環境保全活動と他の活動を組み合わせることで、参加者の増加や地域の活性化につなげ、「ひとづくり」は、地域や企業などで、子どもをはじめとするあらゆる世代への環境教育を行い、環境に関する意識を持ち自ら行動する人を増やし、「なかまづくり」では、保健所・部や県庁

に事務局を置く地域連絡会が、それぞれの地域に密着した環境保全活動を支援するとともに、団体相互のつながりや将来にわたって活動が続けられる基盤を作る。

これらの3つのアクションの好循環により、美しく快適な大分県づくりを目指している。そして、地域において環境活動等を展開する団体を「**おおいたうつくし推進隊**」に任命し、作戦のけん引役としてその取組を支援している。推進隊は令和元年度11月末に177団体となっている。

また、本県の恵み豊かな環境に感謝し、環境保全の大切さを再認識する機会とするために、平成28年度から「おおいたうつくし感謝祭」を開催している。

（令和元年度おおいたうつくし推進隊名簿は表2.5-1）

(1) おおいたうつくし作戦まちづくり推進事業（まちづくり）

平成28年度から、おおいたうつくし作戦を県民に広げるため、環境保全活動を通じて地域を活性化する波及効果の高い普及啓発活動を実施する。平成30年度は12団体に委託した。

(2) おおいたうつくし作戦なかまづくり推進事業（なかまづくり）

平成28年度から、おおいたうつくし作戦をけん引する新たな団体の設立や既存団体の構成員増加等を支援する。平成30年度は5団体に補助金を交付した。

(3) おおいたこども探険団事業（ひとづくり）

平成26年度から、子どもの環境学習を推進するため、実体験を伴う年間を通じた環境学習を実施する団体に補助金を交付する「ごみゼロ探険団推進事業」を実施してきた。

平成28年度からは、子どもたちの環境意識を高めるため、子どもを対象とした自然体験活動を年間通じて行う「おおいたこども探険団推進事業」を実施し、平成30年度は15団体に委託した。

表2.5-1 平成30年度任命おおいたうつくし推進隊名簿

番号	市町村	団体名	活動内容
1	杵築市	杵築市環境ネットワーク	・段ボールコンポスト講習会 ・化石燃料を使わない昔の遊び
2	大分市	チーム2℃おおいた協議会	・地球温暖化に関する各種の普及啓発
3	豊後高田市	NPO法人アンジュ・ママン	・ごみの減量 ・エコ啓発活動（エコクッキング等）
4	大分市	大分中部生活学校	・段ボールコンポスト ・植樹活動
5	大分市	ボーイスカウト大分第5団	・地域の花いっぱい運動 ・環境学習
6	大分市	NPO法人岡原花咲かそう会	・スポーツ公園周辺での花いっぱい運動
7	宇佐市	宇佐自然と親しむ会	・生物多様性の観察会、海岸清掃等
8	大分市	大分県理科・化学教育懇談会	・夏休み子どもサイエンスの実施
9	大分市	大分県自動車整備振興会大分久大支部	・エコな暮らしの推進
10	大分市	一般社団法人大分県産業資源循環協会青年部会	・環境保全の普及啓発
11	大分市	NPO法人アイラブグリーン大分	・落ち葉を活用した環境啓発
12	大分市	大分南部生活学校	・マイバッグ運動 等
13	大分市	大分東部生活学校	・食品ロス調査活動 等
14	大分市	大分西部生活学校	・レジ袋削減運動 等
15	大分市	大分県立芸術文化短期大学地域活動室	・府内学生エコフェスタ ・羅漢寺旧参道花いっぱいプロジェクト
16	大分市	NPO法人いきいき安心おおいた	・海岸清掃 ・放置竹林の整備 ・自然教室や地域交流会の実施
17	大分市	日本たばこ産業株式会社大分支店	・「ひろえば街が好きになる運動」の実施
18	日出町	内堀エコクラブごみ0推進隊	・地区の清掃活動
19	大分市	国道442号「宗方・植田区間」整備促進期成会	・国道442号宗方－植田間の道路清掃
20	津久見市	つくみ環境美化グループ	・市内公園の清掃や植樹 ・リサイクル作品づくり
21	大分市	おおいた応援隊 大友歴史保存会	・文化財、遺跡公園の清掃 ・歴史紙芝居の上映
22	大分市	NPO法人Sa-Na・エンタープライズ	・環境保全事業等の企画と清掃活動
23	大分市	大分友の会	・省エネや食品ロス削減の啓発等
24	大分市	大分国際情報高等学校	・地域での清掃活動
25	国東市	国東市地球温暖化防止協議会	・緑のカーテン、エコバッグ、マイエンザ などの普及活動
26	大分市	ななせ交流会	・河川敷の整備&花いっぱい運動
27	大分市	日本文理大学 人間力育成センター	・里山保全、海岸清掃など
28	中津市	NPO法人アースデイ中津	・環境上映
29	大分市	公益社団法人ガールスカウト大分県連盟	・自然体験活動 ・小型家電の回収
30	中津市	ありんこクラブ お多福の会	・ごみの学習会 ・休耕田に花いっぱい運動
31	中津市	中津市地球温暖化対策協議会	・やまくに山林塾活動 ・環境講演会
32	大分市	東植田探検隊	・西寒多神社の自然観察

番号	市町村	団体名	活動内容
33	玖珠町	玖珠ライオンズクラブ	・地域の清掃活動
34	豊後大野市	三重川を守る会	・地域の清掃活動
35	佐伯市	大分県立佐伯豊南高等学校	・地域での清掃活動 ・花いっぱい運動
36	大分市	NPO法人福祉コミュニティ KOUZAKI	・海岸清掃 ・ウミガメが帰ってくる森づくり
37	由布市	狭間生活学校「るぼ」	・食品ロスやエコクッキング・クリーン作戦へ参加
38	中津市	東九州短期大学幼児教育学科	・廃材を利用したおもちゃづくり
39	由布市	由布市湯布院町青少年ボランティアサポートセンター	・地域のクリーンアップ作戦
40	由布市	ちょボラクラブ	・キャンプ場内の清掃活動等
41	宇佐市	乙女新田ふれあいサロン	・地域の清掃活動、花いっぱい活動
42	豊後大野市	三重町くらしを考える会 生活学校	・廃食油を使ったせっけんづくり教室
43	佐伯市	花てまりの会	・キャンドルナイトイベントの開催
44	豊後高田市	千部もみじ村	・地域の子どもの対象とした森林体験
45	中津市	NPO法人水辺に遊ぶ会	・ビーチクリーン、環境教育
46	佐伯市	つな★ばんプロジェクト	・海岸清掃 ・婚活イベントの実施
47	別府市	大平山友遊エコクラブ	・水辺の観察会の開催等
48	別府市	やまなみこどもエコクラブ	・花いっぱい運動 ・ボトルキャップの回収等
49	臼杵市	臼杵市生活学校	・マイバッグ運動の啓発
50	大分市	河原内自然環境保全くらぶ	・里山体験活動、環境教育
51	国東市	くにさきエコシステム株式会社	・環境を通じた地域貢献
52	大分市	小野鶴新町生活学校	・花いっぱい運動
53	大分市	一般社団法人大分県自動車整備振興会	・地域での清掃活動・海岸清掃
54	国東市	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい	・ウミガメの保護 ・海岸清掃、環境教室
55	九重町	九重ふるさと自然学校	・自然体験、環境教育
56	佐伯市	NPO法人さわやか佐伯	・クリーンアップ活動 ・花植えでおもてなし
57	別府市	育ドル娘（別府大学短期大学部食物栄養科）	・エコ料理の推進
58	大分市	NPO法人グリーンバード大分チーム	・定例そうじ、イベントコラボそうじ
59	別府市	リベラフ	・地球環境問題のテーマパーク作り
60	中津市	大分県立中津南高等学校耶馬溪校 科学部	・ホタルの飼育、放流 ・放流地域の清掃活動
61	杵築市	杵築市まちピカ運動推進委員会	・海岸清掃 ・小学生を対象とした干潟観察会
62	大分市	ソーシャルプラネット大分	・ホタルの生息地の清掃活動
63	日出町	NPO法人パワーウェーブ日出	・海岸清掃 ・3Rの推進
64	中津市	山国町地域婦人団体連合会	・海岸清掃 ・3Rの推進
65	中津市	NPO法人耶馬溪ほたるの会	・河川の清掃、植樹
66	佐伯市	大分県漁業協同組合女性部 鶴見支部	・魚食普及、環境美化活動

すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

番号	市町村	団体名	活動内容
67	大分市	大分県立芸術文化短期大学 地域総合連携研究室	・植物の移植活動による地域の活性化
68	大分市	ヴェルスバ大分	・サポーターとの清掃活動
69	日田市	NPO法人ひた水環境ネットワークセンター	・水環境に関する普及、啓発等
70	大分市	大分県立大分東高等学校 リボベジ研究会	・リボベジの推進
71	中津市	NPO法人耶馬溪の自然と景観を守る会	・地域の植樹、清掃 ・植樹祭への参加
72	竹田市	筒井ボタン桜会	・里山保全 ・椎茸の駒打ち 等
73	臼杵市	臼杵さくら貝の会	・ビーチクリーンアップ
74	大分市	NPO法人夢一輪の会	・夢一輪運動 ・環境教育
75	中津市	株式会社キヌガワ大分	・会社周辺の環境整備活動
76	大分市	日本風景街道 別府湾岸・国東半島海への道推進協議会	・世間遺産ウォーキングでのごみ拾い
77	大分市	道守大分会議	・笑顔のガーデン活動・道路の清掃活動
78	大分市	吉野育成クラブ	・ごみのない地区づくり ・アロマキャンドル作り
79	大分市	月・木隊	・月、木曜日のごみ拾い
80	大分市	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 大分支店	・感謝の月「地域の皆さま おかげさまで!」 活動
81	大分市	NPO法人おおいた環境保全フォーラム	・大分県エココーストプロジェクト
82	杵築市	八坂かっぱクラブ	・八坂川の自然観察等
83	佐伯市	佐伯商工会議所女性会おおいたうつくし推進隊	・佐伯商工会議所女性会eco活動
84	大分市	大分県自動車整備振興会 大分中央支部	・ウォーキングごみ拾い
85	大分市	府内高等学校	・地域の清掃活動
86	国東市	大分県立国東高等学校双国校	・地域のボランティア清掃
87	竹田市	竹田市立直入中学校	・芹川清掃、芹川の水生生物調査、ゴミ拾い
88	日田市	大分キヤノン株式会社 日田事業所	・環境改善活動
89	大分市	ネットトヨタ大分株式会社	・店舗周辺清掃活動
90	玖珠町	大分県自動車整備振興会 玖珠支部	・大分県自動車整備振興会玖珠支部の社会貢献活動（河川敷清掃等）
91	姫島村	おおいた姫島	・村内の清掃活動等
92	大分市	OBSメディア21	・会社周辺の清掃
93	佐伯市	日本文理大学附属高等学校	・上浦海岸美化活動、チャレンジゴミ拾い大会、濃霞山清掃、キャンドルナイト
94	別府市	境川を守る会	境川を守る環境保全
95	大分市	大分市竹町通商店街振興組合	商店街の環境美化活動
96	大分市	大分市中央町商店街振興組合	ごみゼロと色で感じる涼しさと暖かさプロジェクト
97	大分市	大分市府内五番街商店街振興組合	商店街の環境美化および花いっぱい運動
98	大分市	サンサン通り商店街振興組合	商店街の環境美化および花いっぱい運動
99	豊後大野市	九州電力(株)三重配電事業所	岡城址石垣清掃活動
100	佐伯市	九州電力(株)佐伯配電事業所	佐伯駅前清掃 佐伯城址石垣清掃 河津桜植樹

番号	市町村	団体名	活動内容
101	佐伯市	九州電力(株)佐伯営業所	佐伯駅前清掃 佐伯城址石垣清掃 河津桜植樹
102	日田市	九州電力(株)日田配電事業所	事業所周辺清掃 三隈川周辺清掃 千年あかりボランティア活動
103	日田市	九州電力(株)日田営業所	事業所周辺清掃 三隈川周辺清掃 千年あかりボランティア活動
104	大分市	九州電力(株)大分支社 総務・地域共生グループ	事業所周辺清掃 日田・三隈川周辺清掃 岡城址清掃 くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動
105	大分市	九州電力(株)送配電統括センター	事業所周辺清掃 日田・三隈川周辺清掃 岡城址清掃 くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動
106	大分市	九州電力(株)大分営業センター	事業所周辺清掃 日田・三隈川周辺清掃 岡城址清掃 くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動
107	大分市	九州電力(株)大分配電事業所	事業所周辺清掃 日田・三隈川周辺清掃 岡城址清掃 くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動
108	大分市	九州電力(株)大分営業所	事業所周辺清掃 日田・三隈川周辺清掃 岡城址清掃 くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動
109	大分市	(株)九電ハイテック大分支社	事業所周辺清掃 日田・三隈川周辺清掃 岡城址清掃 くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動
110	大分市	九電産業(株)大分営業所	事業所周辺清掃 日田・三隈川周辺清掃 岡城址清掃 くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動
111	大分市	ニシム電子工業(株)大分支店	事業所周辺清掃 日田・三隈川周辺清掃 岡城址清掃 くじゅう坊ガツル湿原一帯における環境保全活動
112	別府市	NPO法人べっぷ未来塾	①断捨離フリーマーケット、清掃活動 ②ピカピカな別府をつくる子ども会議
113	別府市	別府やよい商店街振興組合	商店街の清掃活動
114	佐伯市	佐伯市あまべ商工会女性部	瀬会海水浴場海岸清掃、花のあるまちづくり運動
115	大分市	日本全国スギダラケ倶楽部北部九州支部大分分会	県産杉利用のための啓発活動
116	大分市	大分みちくさ小道	うつくし作戦まちあるきの実施
117	大分市	NPO法人日本を美しくする会 大分掃除に学ぶ会	ジャングル公園、ガレリア竹町の清掃 公園のトイレ清掃
118	大分市	公益社団法人 別府湾をきれいにする会	別府湾の浮遊ごみに清掃と流木の除去 清掃乗船体験

すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

番号	市町村	団体名	活動内容
119	九重町	九州電力(株)八町原発電所	牧ノ戸登山道清掃整備活動 事業所周辺の清掃活動
120	中津市	トヨタカローラ大分(株)中津店	地域道路の清掃活動 県道213号線沿いの花壇の花植え
121	竹田市	特定非営利活動法人 しだれの里を創る会	うつくしい里山づくりを通じた地域の活性化活動
122	別府市	九州電力(株) 別府営業所	事業所周辺清掃ボランティア活動 別府鶴見岳一気登山道の清掃活動
123	別府市	九州電力(株) 別府配電事業所	
124	大分市	大塚製薬(株) 大分出張所	会社周辺の清掃活動
125	豊後大野市	神角寺溪谷緑化推進會	神角寺溪谷の緑化活動
126	由布市	豊かな水環境創出ゆふいん会議	宮川での外来藻駆除活動
127	由布市	公益財団法人人材育成ゆふいん財団	豊かな水環境創出ゆふいん会議の運営および支援
128	大分市	(株)豊和銀行	支店や公園周辺の清掃
129	大分市	J:COM大分ケーブルテレコム(株)	地域の清掃活動、植樹・植林活動
130	豊後大野市	柴北川を愛する会	花いっぱいふる里づくり活動
131	臼杵市	平清水あかねこ会	みんなで作る美しい平清水あかねこ通り活動
132	別府市	べっぷの海岸見守り隊	海岸清掃ボランティア活動
133	別府市	別府市上人ヶ浜町自治会	国道10号道守花壇活動
134	大分市	株式会社オーシー	本社周辺の美化活動
135	姫島村	姫島エコツーリズム	超小型モビリティを用いたエコツーリズム
136	玖珠町	大分県立玖珠美山高等学校 地域産業科	私たちの手で、日田・玖珠の自然と環境を守れ! ～循環型農業を目指して～
137	大分市	イオンパークプレイス大分店チアーズクラブ	湯布院の清掃活動(おもてなしサポーターとして 観光客への折り紙配布、電車のお見送り)
138	佐伯市	蒲江児童館ボランティア部	郷土愛を育てることを目的に、自分たちの街をきれいにする。
139	大分市	NPO 法人大分研究所	別大国道清掃活動
140	大分市	一般社団法人 大分県造園建設業協会	里山の景観作りとこの木なんの木
141	杵築市	奈多狩宿海岸の松林を守る会	「みんなで守ろう地元の海岸を」
142	日田市	上町豆華会	花一輪運動による花のあふれる街づくり
143	日田市	中央商店街振興組合	中央商店街花いっぱい運動
144	大分市	大分合同会夫人部会「花結」	今日からエコ みんなで大茶会!!
145	佐伯市	竜宮城プロジェクト	西浜海岸の土手に竜宮城を描こう
146	大分市	IVY大分高度コンピュータ・ IVY大分医療総合専門学校	ソフトパーク周辺美化活動
147	大分市	九州労働金庫労働組合大分支部青年幹事会	海岸清掃等
148	竹田市	めだかの学校	県市合同エコバック、各種チラシ等の配布、一斉 ごみ拾いへの参加
149	由布市	由布市地球温暖化対策地域協議会	身近なところからできる温暖化防止活動の推進
150	竹田市	片ヶ瀬白百合うつくし推進隊	片ヶ瀬改造プラン
151	大分市	合同会社 KURIHAI	森づくり活動
152	大分市	大分市立城南中学校	あまがせ川清掃
153	豊後大野市	鳥屋活性推進會	日本蜜蜂の養蜂を基本とした田畑整地、植樹 等
154	佐伯市	谷川花公園を愛する会	沿道等の植栽を通じた環境美化活動

番号	市町村	団体名	活動内容
155	日田市	琴平町自治会	琴平町周辺の花いっぱい運動
156	竹田市	菅生文化財愛護少年団	ゴミ0（ゼロ）大作戦（国道57号線沿いや神社等の清掃活動、古紙・アルミ缶回収）
157	大分市	NPO法人さかのせきまちづくり協議会	道の駅さかのせき周辺の花いっぱい活動、国道197号線ごみ・空き缶拾い
158	豊後大野市	アグリパークみやお	三重町宮尾地区及び道の駅みえ周辺道路の草刈り、清掃、ゴミ拾い
159	日田市	日田地区商工会女性部 津江支部	上津江町内の花いっぱい運動 中津江村国道442号線から県道12号線沿い及び国道387号線沿いのゴミ拾い
160	日田市	日田地区商工会女性部 天瀬支部	JR天ヶ瀬駅、豊後中川駅、高塚愛宕地藏尊等、町内の花いっぱい運動
161	大分市	大分いこいの道協議会	JR大分駅南側「大分いこいの道広場」の清掃・美化活動
162	大分市	九州電力株式会社 新大分発電所	大在地区の保育園児との芋苗付け・芋掘り、発電所周辺道路清掃活動 等
163	竹田市	稲葉川を豊かできれいにする会	河川及び水辺空間の環境整備 水環境の保全についての啓発活動
164	宇佐市	道の駅いんない	周辺の社会福祉法人や、保育園の園児たちとの花いっぱい運動
165	大分市	セイブ海外研修協同組合	高城新町の鴨ヶ池公園、向原西の日岡公園の公園内及び周辺道路の清掃・美化活動
166	別府市	夢を語れ	海岸清掃、クリーンビックの開催
167	大分市	株式会社JTB 大分支店	大分支店周辺の清掃活動 地球いきいきプロジェクト（地域の住民、社員が観光地を巡りながら清掃活動や、歴史・文化学習を行う）
168	中津市	食育グループいいたま会	年4回の筍掘りや川遊び、かぼす狩り、椎茸コマ打ちなどの自然体験 自然遊びや野外料理の親子体験
169	日出町	法花寺里山保全会	ビオトープを増し、花菖蒲や螢等の楽しめる場所づくり 等
170	佐伯市	源流の郷ウォーキングクラブ	河川敷内をはじめ、国、県、市道のごみ拾いや植樹活動
171	豊後大野市	おおいた豊後大野ジオパークガイド	ジオサイト及び周辺エリアのごみ拾い、案内看板の清掃、見学路やアクセス路の整備、登山道の整備 等
172	佐伯市	佐伯市番匠商工会女性部	JR直見駅と直川駅周辺、弥生振興局周辺の清掃活動
173	白杵市	特定非営利活動法人 三色すみれ	白杵川トリムコースに菜の花・彼岸花の群生地作りや、福良地区の配水池を含め荒廃農地等の整備
174	大分市	大分東明高等学校 吹奏楽部	田ノ浦ビーチ、大分川河川敷の清掃活動 啓発イベントでのボランティア演奏 等
175	国東市	大分キャノン株式会社 本社安岐事業所	国東市の海岸清掃、周辺道路のごみ拾い等、事業所周辺地域の環境美化
176	大分市	大分キャノン株式会社 大分事業所	事業所内の森林保全、周辺道路のごみ拾い等、事業所周辺地域の環境美化
177	大分市	非営利活動法人大分ウォーターフロント研究会	かんたん港園の花植え、管理 等

2 おおいたうつくしキャンペーン

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、行動できるようにするため、おおいたうつくし作戦では、県民総参加で取り組む「おおいたうつくしキャンペーン」を展開している。

(1) おおいたうつくしキャンドルナイト

夏至の日と七夕の日の20時から22時までの2時間、家庭や事業所の不要な照明や屋外看板を消すなどして省エネと地球温暖化対策に取り組む「おおいたうつくしキャンドルナイト」を実施している。これまでの夏至の日の取組に加え、平成21年度からは新たに七夕の日の取組を行うこととした。令和元年度は、企業・団体、市町村等を中心に3,195施設の参加登録があった。

佐伯市では、おおいたうつくし推進隊である日本文理大学附属高等学校が学生が主体となってキャンドルナイトを灯し、日田市では咸宜園教育研究グループが不要な照明のライトオフ・ライトダウンに取り組むなど、県下各地で特色ある取組が展開された。



日本文理大学附属高等学校（佐伯市）

(2) 県民一斉おおいたうつくし大行動

美しく快適な大分県づくり条例に基づく「環境美化の日」の取組として8月に県下全域を対象に美化活動の実施を呼びかけるとともに、美しい観光地づくりを目指して秋の行楽シーズンに合わせて10月に観光地やイベント会場を対象に美化活動等の実施を呼びかける「県民一斉おおいたうつくし大行動」を実施している。

平成30年度は環境美化の日を8月5日に設定し、美化活動の実施を呼びかけたところ県下で約25万人の県民が参加し、約530トンものごみが収集された。

また、10月の最終週を中心に「秋の県民一斉おおいたうつくし大行動」として県民総参加での取組を呼びかけている。



県民一斉おおいたうつくし大行動

(3) 四季折々キャンペーン

四季折々の風情を取り入れた省エネ・省資源型ライフスタイルに県民総参加で取り組む「四季折々キャンペーン」を展開している。

春にはアサガオやヘチマ等のツル性植物で窓際や壁面に「緑のカーテン」を育てる『エコ「花」ライフ』、夏には風呂の残り湯などの二次利用水を使って「打ち水」を行う『エコ「涼」ライフ』、秋には食材の使い切りや省エネ調理法などの「エコ・クッキング」に取り組む『エコ「食」ライフ』、冬には重ね着等により暖房の設定温度を抑制する『エコ「暖」ライフ』の実践を呼びかけている。



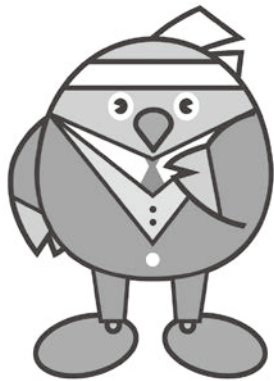
春「エコ花ライフ」～緑のカーテン（大分市）



夏「エコ涼ライフ」～打ち水（白杵市）



秋「エコ食ライフ」～エコ・クッキング



冬「エコ暖ライフ」～重ね着

(4) 緑のカーテンの推進

平成21年度から、目に見える温暖化対策として、県庁舎においてアサガオとゴーヤ等を使った「緑のカーテン」づくりに取り組んでいる。

また、「緑のカーテンフォトコンテスト」を実施し、平成30年度は家庭、学校、事業所から、60点の応募があり、最優秀賞1点、部門賞5点、特別賞10点を選出した。



緑のカーテン応募写真
(大分県立玖珠美山高等学校 チーム野菜2年)



緑のカーテン応募写真
(ホップ美容室)

3 節電対策の推進

平成30年度の九州電力管内での電力受給は、夏季、冬季ともに、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しとなったため、節電要請は見送られることとなった。県では、県民に対し県民生活や経済活動等への影響を配慮しながら省エネ・節電に取り組むよう呼びかけるとともに、家庭向け、事業所向けに次の事業を実施して、省エネ・節電の取組を促した。

(1) 家庭での節電対策

- ①節電メニューの励行
- ②県民参加の取組
 - ・節電取組の事例収集と優良事例の紹介
 - ・緑のカーテン、打ち水の実施（緑のカーテンフォトコンテスト等を実施）
- ③県民向け普及啓発の取組
 - ・夏の省エネ・節電セミナー（1カ所で開催）
 - ・家庭向けエコ診断の実施（診断士が家庭の節電・省エネについてアドバイス）
 - ・大分版Web家庭のエコ診断の普及広報
 - ・キャンドルナイト：6月21日（夏至）と7月7日（七夕）に家庭、事業所でのライトダウン、ライトオフを呼びかけ

(2) 事業所での節電対策（平成29年度）

- ①節電メニューの励行
- ②事業所への情報提供・普及啓発
 - ・事業所のための省エネ補助金活用セミナー（7回）
 - ・国・県等の補助制度の情報提供
- ③事業所の節電の取組支援
 - ・無料省エネ診断（64件）
 - ・省エネルギーコーディネータの派遣（128件）

4 環境保全活動の促進

環境保全活動を促進するためには、身近なことから地球規模にいたるまで様々な環境問題や環境保全に関する取組についての具体的な情報を提供し、県民一人ひとりの環境に関する意識を高めるとともに、多様化する住民ニーズに対応できるNPOとの協働等を通じ、それぞれが自発的に環境保全に取り組む意欲を増進する仕組みを構築する必要がある。

(1) 事業者の自発的活動の促進

事業者による事業活動は、利便性や生活水準の向上、社会基盤の整備に貢献する一方で、地域の環境のみならず地球環境にも大きな影響を及ぼしている。また、環境に配慮することは、生産性の面からマイナスであるとの見方が以前はあったが、近年の産業界では、環境への配慮を企業イメージの向上というプラスの面から捉える向きが大勢となり、自主的に環境マネジメントシステムを構築するなど、環境保全に対して積極的な取組を見せる企業が増えつつある。

・「エコおおい推進事業所」の登録

環境配慮の取組目標（5項目以上）を自主的に定め、事業活動に伴う環境負荷を低減し

ようとする事業所を、県では環境に配慮した事業所であるとして平成12年3月から「エコおおい推進事業所」に登録している。これらの取組に関する情報はインターネット（県庁ホームページ）等を通じて広く県民に紹介している。

平成31年3月末での登録数は1,049事業所となっている。

・エコアクション21認証・登録制度

環境省が平成8年に策定した中小企業向けの環境マネジメントシステムのプログラム。広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、事業者を認証・登録する制度である。県では、環境マネジメントセミナーや個別コンサルティングを通じ、エコアクション21の普及を図っており、県内では平成31年3月末現在で81事業所が認証・登録している。

(2) 啓発活動の実施状況

環境問題は、県民、事業者、行政がそれぞれの立場から環境保全に向けた取組を主体的に推進するようになってはじめて解決しうるものである。そうした中、近年、環境問題に対する県民の関心も高まりを見せ、これまでの公害の防止や自然環境の保全といった観点から、安らぎや潤いのある快適な生活環境を創出するといった観点到その指向が向きつつあり、県内各地でNPO法人やボランティア団体が主導する各般の環境保全活動が盛んに行われているところである。

県では、県民の自主的な環境保全活動を支援するとともにその活動が一層発展するよう促すため、また、より広範な環境保全思想の浸透を図るために、各種の啓発活動を実施している。

なお、平成30年度に県が実施した啓発活動の実施状況は表2.5-2のとおりである。

表2.5-2 啓発活動の実施状況

(平成30年度・大分県実施)

行事名	所管課	実施期間	場所	内 容
みどりの月間	森との共生推進室	4月15日 ～5月14日	県内	「緑の羽根」着用の呼びかけを行ったほか、緑の募金街頭キャンペーンを実施するなど緑化の普及啓発を行った。
環境月間 (6月5日環境の日)	うつくし作戦推進課	6月1日 ～6月30日	県内	詳細は表2.5-3参照。
瀬戸内海環境保全月間	環境保全課	6月1日 ～6月30日	県内	期間中(公社)瀬戸内海環境保全協会作成のポスターを市町村・保健所等へ配布し意識の高揚を行った。
つながる豊かな水 キャンペーン	環境保全課	7月7日 ～8月31日	県内	期間中の森(山)、川、海における環境保全活動や学習会等を対象にスタンプラリーを行うなど、各活動の活性化及び県民の水環境保全意識向上を図った。
河川愛護月間	河川課	7月1日 ～7月31日	県内	期間中、河川周辺のごみ拾いや雑草刈りを実施した。また、啓発活動用チラシやポスターを市町村・土木事務所等へ配布し河川愛護思想の高揚を図った。
海岸愛護月間	河川課	7月1日 ～7月31日	県内	期間中、海岸の清掃を実施し国土交通省の作成した「海岸愛護ポスター」を市町村・土木事務所へ配布し海岸愛護の高揚を図った。
自然に親しむ運動月間	自然保護推進室	7月21日 ～8月20日	県内	自然観察会が開催され、自然環境思想の高揚が図られた。
道路ふれあい月間 (8月10日道の日)	道路保全課	8月1日 ～8月31日	県内	期間中道路の草刈、側溝掃除、空き缶拾い等を実施した。また、各種広報媒体により、道路愛護思想の高揚を図った。
生活排水きれい推進月間 (9月10日下水道の日) (10月1日浄化槽の日)	公園・生活排水課	9月10日 ～10月10日	県内	市町村と連携した各種「下水道の日」「浄化槽の日」の広報・啓発等により、生活排水対策による水環境保全思想の高揚を行った。
みどりのまちづくり 推進月間	森との共生推進室	10月1日 ～10月31日	県内	県民一人ひとりの手で緑化木を植栽し、生活環境の緑化を推進するため、街頭での緑化苗木の配布を行い、緑化の意識の高揚を図った。
都市緑化月間	公園・生活排水課	10月1日 ～10月31日	県内	都市における緑の保全・創出や、都市計画、街路樹の整備等を促進し、住民参加による緑豊かな美しい町づくりを展開するため、「都市緑化月間」中に、緑に関するイベントとして苗木等の無料配布を行った。
文化財保護協調週間	文化課	11月1日 ～11月7日	県内	文化財に関する講演会・芸能発表会の開催・文化財めぐり・文化財周辺の清掃活動・児童生徒による文化財学習などを実施し、文化財愛護思想の普及・高揚を図った。
地球温暖化防止月間	うつくし作戦推進課	12月1日 ～12月31日	県内	「ストップ地球温暖化大分県ノーマイカーウィーク」や「地球温暖化防止推進大会」を実施するなど、地球温暖化防止に対する意識の高揚を図った。
省エネルギー月間	うつくし作戦推進課	2月1日 ～2月28日	県内	ラジオ等での広報活動を通じて、資源とエネルギーを大切にする意識の高揚を図った。
緑化推進強化月間	森との共生推進室	3月1日 ～3月31日	県内	期間中、県内各地で緑化用苗木の街頭配布を行ったほか、取組パンフの配布等により緑化の普及の啓発を行った。
土地改良施設愛護月間	農村整備計画課	7月10日 ～8月10日	県内	期間中、県内各地でため池やダム周辺の環境整備活動を行い、参加者へ土地改良施設維持及び農業農村の保全への意識啓発を図った。

(3) 環境月間行事の実施状況

1972年（昭和47年）6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とする「人間環境宣言」が採択されたが、この会議において日本は毎年6月5日からの1週間を「世界環境週間」とすることを提唱した。国連ではこれを受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と定めた。我が国では、環境庁の主唱により、昭和48年から毎年6月5日を初日とする1週間を「環境週間」と定め、国民一人ひとりがよりよい環境づくりに向けて認識を新たにするよう全国的な運動が展開されていたが、平成3年からは、これまで以上に環境保全活動に関する国民の責務と自覚を促すため、従来の環境週間の幅を拡大して、6月の1ヶ月間を「環境月間」として国や、都道府県、市町村、民間団体などにより各種啓発事業に取り組むこととなった。

また、平成5年11月に制定された環境基本法において、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日が「環境の日」と定められ、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることとされた。

県においても、県が主体となった行事を実施するとともに、「環境の日」及び「環境月間」について積極的に広報を行い各種自発的な取組を推進している。平成30年の実施状況は表2.5-3のとおりである。

表2.5-3 平成30年度「環境の日」及び「環境月間」関連行事

番号	行事名	行事内容	主催	場所	期日
1	夏季エコスタイルキャンペーン	冷房時の適正温度の徹底（室内温度28度）と夏季の軽装勤務を推進する	大分県	県下全域	5月1日から9月30日
2	ノーマイカーウィーク	公共交通機関の利用や徒歩、自転車での通勤を呼びかける	大分県	県下全域	6月1日から6月7日
3	おおいとうつくしキャンドルナイト	6月21日（夏至の日）及び7月7日に、夜8時から10時まで、不要な電気の消灯を呼びかける	大分県	県下全域	6月21日
4	小学生の体験学習	大分市内の小学校3年生（123名程度）を対象に自動車排出ガスの測定、水の汚れの観察などの体験学習	大分県衛生環境研究センター	大分県衛生環境研究センター	6月8日
5	施設一般公開	当センターにおいて試験検査に用いる主な分析機器等の一般公開	大分県衛生環境研究センター	大分県衛生環境研究センター	6月1日から6月29日
6	うつくし大行動	ごみ拾いや植え込みの草刈を職員が早朝に行う	大分県立先哲史料館	先哲史料館棟周辺	6月5日
7	うつくし大行動	ごみ拾いや植え込みの草刈を職員が早朝に行う	豊の国情報ライブラリー	先哲史料館棟周辺	6月5日
8	不法投棄防止の啓発活動	不法投棄防止を呼びかける街頭啓発活動を行う	豊肥保健所	豊後大野市役所周辺	6月5日
9	うつくし大行動	環境整備のため、三館（県立図書館、先哲史料館、公文書館）職員により庁舎周りの清掃を行う	県立図書館	県立図書館周辺	6月5日
10	不法投棄防止の啓発活動	不法投棄防止を呼びかける街頭啓発活動を行う	東部保健所	別府駅周辺	6月5日
11	ゴミ0運動	生徒ボランティアによる市内清掃活動	大分県立高田高等学校	豊後高田市内	6月28日
12	緑の環境学習指導者養成研修会	自然体験活動の講師を対象にしたスキルアップセミナー	大分県教育委員会	九重青少年の家及びその周辺	6月2日、3日
13	森林環境学習指導者スキルアップセミナー	自然体験活動の講師を対象にしたスキルアップセミナー	大分県教育委員会	九重青少年の家及びその周辺	6月16日、17日
14	青少年ふれあい交流体験推進事業「香々地ファミリークラブ」	小学生とその家族を対象とした森の観察会	大分県教育委員会	香々地青少年の家	6月10日
15	公害パトロール	工場、事業場の環境保全対策等の確認調査	大分県環境保全課	県内各工場	6月中

5 自発的な環境保全活動を支える 人材・団体等との連携・協力

(1) 大分県環境教育アドバイザー派遣事業

地域住民のよりよい地域環境をつくっていかうとする意識を高め、地域全体として環境保全の取組を効果的に推進するためには、環境保全活動に取り組む個人、団体と協働する必要がある。

県では環境保全活動に取り組むNPOとの協働を進めているほか、自発的な環境保全活動の重要性についての理解を深めるとともにその実践を促進するため、学校や地域団体に環境教育アドバイザーを派遣している。

(2) 水環境ネットワーク化促進事業

平成19年12月に開催された「第1回アジア・太平洋水サミット（以下「水サミット」という。）」は、世界36の国と地域から多数の参加者を得て活発な議論が行われ、その成果は、「別府からのメッセージ」として世界に発信され、大きな成功をおさめた。同時に水サミットは、県内に所在、あるいは県内で活動する学校、企業、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等の団体をはじめ、広く県民に、水問題への関心を喚起した。

県では、この水サミットを契機として、水資源確保、水災害対策、水質保全、水環境問題等の水問題及び環境保全活動全般に対する県民意識の向上と、関係団体の交流の促進し、ネットワーク化を図るため、「水環境ネットワーク化促進事業」を実施し、平成26年度は次のとおり、多彩な行事を展開した。

- ① 水サミット開催記念事業
 - ・アジア・太平洋サミット県民フォーラム「環境、地球規模で考え、地域で行動!」
- ② 水環境保全広域連携人材育成事業
 - ・第30回入田名水祭り
 - ・中津干潟生物学習会
 - ・ジュニアライフセービング教室
 - ・住みよい地球の環境づくり
 - ・水とみどりの環境リーダー養成プログラム
 - ・水辺の環境学習会
- ③ 水環境問題啓発事業
 - ・「大地」と「生きもの」シンポジウム
 - ・生きものあふれる田んぼと地域づくりシンポジウム
- ④ 地域団体と連携した調査研究事業
 - ・丈夫な海のための森づくり
 - ・大分川流域の水質調査
 - ・宇佐市オオサンショウウオ生息地域の水質調査

- ・カブトガニ生体標識調査
- ⑤ 環境保全活動NPOの実態調査事業
 - ・NPO法人の活動実態とニーズ、ネットワーク化に対する質問紙による調査
 - ・質問紙調査を受けての現地事例調査

第2項 県、市町村の率先行動の推進

環境保全の推進のためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要となっている。このため、市町村においてはそれぞれの地域特性に応じて、環境保全に関する総合的な計画等の策定を行うとともに県、事業者、県民、各種団体と協力・連携し、環境保全に関する取組を推進することが期待される。

また、市町村は地域における一大事業所であり、自ら消費者、事業者の立場から、地球温暖化対策実行計画の策定、**グリーン購入**の推進など率先して環境に配慮した活動へ取り組むことが求められている。さらに公共事業の実施においても、計画から管理までの各段階で環境への配慮が必要である。

そこで、県においては市町村のグリーン購入の推進を図るため、国等が開催するグリーン購入に関する説明会への積極的な参加を奨励している。

第2節 豊かな環境を守り育てる人づくり

第1項 環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進

美しく快適な大分県を将来の世代に継承していくために、私たちは、直面するさまざまな環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していかなければならない。そのためには、私たち一人ひとりが日常生活の中で意識的に環境に配慮した行動をとり、積極的に問題解決に取り組むことが必要となる。このように、一人ひとりの環境に対する意識を高め、環境保全活動への取組を促進していくためには、環境教育・学習が重要な役割を担っている。

本県では、平成11年9月に制定した「大分県環境基本条例」の第17条において、「環境の保全に関する教育及び学習の振興」について規定しており、平成17年10月に策定した「大分県新環境基本計画」において環境教育・学習について、推進基盤の整備及び学校、地域社会、職場といった多様な場における推進をこれからの主な取組として掲げて取り組んできた。平成28年3月に策定した「第3次大分県環境基本計画」においても、第3章に環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進、あらゆる世代・場における環境教育の推進をこれからの主な取組として掲げている。

国においては、国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境教育・学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会や情報の提供等の措置を盛り込んだ「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（環境教育推進法）を平成15年7月に制定し、同年10月から施行するとともに、翌年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を閣議決定した。

これに伴い、県においても平成18年1月に「大分県新環境教育・学習基本方針」を策定した。

また、近年、環境保全活動への取組や行政・企業・民間団体等の協働が益々重要になってきている状況や、国連の「持続可能な開発のための教育」（ESD）の取組及び日本が提案した「ESDの10年」（2005年～2014年）の取組などを受けて、環境教育推進法を改定して新たに「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育促進法）を平成23年6月に制定し、平成24年10月1日に全面施行された。

この法律では、基本理念等に協働取組の推進や生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展等を追加して、都道府県の取組として環境教育・協働取組推進の行動計画を策定すること、自然体験の場

の認定事務を行うことなどを定めた。また、学校施設の整備や教育活動での環境配慮の促進の規程を追加した他、学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、教員研修の充実等を追加するなど、学校教育における教育環境の充実を図ることを定めた。

これを受けて、県では、新たに環境教育等に関し方向性及び具体的施策を示し、それを総合的かつ計画的に実施するため、平成28年3月に**第2次大分県環境教育等行動計画**を策定し、推進している。（資料編 12 大分県環境教育等行動計画の進捗状況）

1 環境教育・学習に関する基本方針の策定

平成28年3月に策定した第2次大分県環境教育等行動計画では、①環境教育を推進する方向性、②環境教育に求められる要素、③家庭・学校・地域社会などの各主体の役割をそれぞれ示すことにより、県民一人ひとりが環境に関する意識を高め、環境保全活動について自ら考え、主体的に行動することができる人材の育成を目指す。

2 多様な学習の機会の提供

(1) 環境教育アドバイザーの派遣

平成16年度から、地域や学校で開催される環境をテーマとした講演会や自然観察会などにおける講師として**環境教育アドバイザー**を派遣している。現在、環境教育アドバイザーには、環境カウンセラー、**環境NPO法人**での活動実践者、大学教授など環境問題の有識者65名を委嘱している。平成30年度は153団体へ派遣し、延べ8,750名が受講し、環境問題への理解を深めた。

(2) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、将来を担う子どもたちが主体的に行う環境学習及び環境保全活動を支援するために、環境省が平成7年度から実施しており、本県においても令和元年11月末には35クラブ1,581名が自然観察やリサイクル活動等の環境活動に、自発的・継続的に取り組んだ。

(3) おおいた環境学習サイト「きらりんネット」

平成19年3月に、インターネットを活用し、環境学習の教材や環境情報を広く提供するた

め、大分県新環境基本計画に基づいた学習教材として、おおいた環境学習サイト「きらりんネット」を開設した。平成21年度からは、いつでも、どこでも広く活用されるように、県庁ホームページで提供することとした。平成28年3月には、より多くの県民に興味をもってもらうため「おんせん県おおいた!エコクイズ」を「きらりんネット」内に開設した。

(4) 環境学習用DVDの貸出し

地域での研修会や学校の環境活動等で広く利用していただくため、環境学習用のDVDを作成し、平成23年4月から希望者に貸し出しを開始した。平成28年3月には、新たに「守ろう!ほくたちわたしたちの大分」を制作し、貸し出すとともにYouTubeによる配信を開始した。

(5) レジ袋収益金寄付金活用事業

ア 幼児向け環境劇の公演

幼児が楽しみながら環境問題に関心を持つきっかけとなるよう平成22年度から環境劇の公演を実施している。平成30年度は、12市町30か所の幼稚園等で巡回公演を実施した(観劇者2,737人)。

イ 幼児向け環境ワークショップ研修の開催

幼児が、楽しみながら環境についての関心を持つきっかけをつくること、また各幼稚園等の指導者が環境体験プログラムの手法を学ぶことを目的として、県内3箇所の幼稚園等においてテーマを変えて2回ずつ(計6回)ワークショップを開催した。

(6) おおいたこども探検団事業(ひとつづくり)

平成26年度から、子どもの環境学習を推進するため、実体験を伴う年間を通じた環境学習を実施する団体に補助金を交付する「ごみゼロ探検団推進事業」を実施してきた。

平成28年度からは、子どもたちの環境意識を高めるため、子どもを対象とした自然体験活動を年間通じて行う「おおいたこども探検団推進事業」を実施し、平成30年度は、15団体に委託した。

(7) 森林環境教育

県内の保育所・幼稚園・小中高等学校・子ども会・子ども育成クラブ・NPO等の団体が行う活動に、県が認定する森の先生を派遣し、森林環境学習活動を通じて、子どもたちの森林や自然に対する理解や関心を高め、次世代の森林づくりを担う人材を育成することを目的に実施している。平成31年3月現在で、

森の先生登録者は272人、参加者は4,939人。

(8) 全国水生生物調査

小中学校等での環境保全に関わる学習活動の一環として、水生生物による川の水質調査を行う。川に実際に触れることで、川を知り、環境に配慮した暮らしを実践することを目的としている。

3 環境人材の育成と活用の推進

地球温暖化防止や省資源・省エネルギーに関する普及啓発や地域での取組を促進するため、地球温暖化防止活動推進員の研修と活用の促進に取り組んでいる。

また、地域や学校等での環境教育を支援するため、環境教育アドバイザーの研修を実施するとともに、公民館や学校等への普及啓発に取り組んでいる。

第2項 あらゆる世代・場における環境教育の推進

1 学校における環境教育・学習の推進

学校における環境教育・学習は、幼稚園から高等学校までの教育活動を通じて、環境や環境問題に関心・意欲を持つといった基礎的なことから、人間の活動と環境との関わりについて、総合的な理解と認識の上に立った環境への責任のある行動がとれる態度を身につけることまでを目指している。各学校では、教科や総合的な学習の時間等において創意工夫された環境教育・学習を進めている。

中でも、児童生徒の森林環境保全活動の推進を目指し、森林環境学習促進事業(社会教育課)や環境教育アドバイザー派遣事業(うつくし作戦推進課)等を活用し、森林環境教育プログラムや外部人材を活用した体験活動を促進する取組を実施している。また、高校においては各校が地域や学科の特性を活かした環境学習の取組を実施している。

環境教育・学習の対象は、家庭における身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持つとともに、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人一人の感性や心の問題にまで及んでいる。従って、今後も、学校の教育活動全体を通じての取組、児童生徒の発達段階に応じた取組、家庭や地域など生活の場における実践的な取組など、総合的な環境教育・学習をより一層推進していく必要がある。

2 地域社会における環境教育・学習の推進

県立図書館では、生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」において、県民へ学習機会と学習情報を提供している。その中の「インターネット講座」では、県民の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識の高揚を図るため、大分の海や川、山などの自然環境、動植物の生息環境等についての講座を動画配信している。

県立香々地青少年の家では、敷地内の海岸(干潟)や磯、森林の環境を活用し、様々な環境学習を実施している。児童及びその家族を対象とした「かかぢネイチャーファミリーデイズ」では、自然の恵みを体感しながら環境保全への意識高揚を図るため、海岸清掃や森林観察会、クヌギ林の整備等の事業を実施した。

県立九重青少年の家では、養成した森林環境学習指導者を活用して、青少年の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識の高揚を図り、自然を愛する心豊かな青少年を育成する「森林環境学習促進事業」を展開している。この事業では、小学生を対象にした「ここのえ緑の探検隊」等の事業や青少年の家を利用する団体を対象に指導者を派遣する「森林(もり)の環境学習サポート隊」等を実施している。

さらに、社会教育関係団体においても、大分県生活学校運動推進協議会の実態調査結果に基づく食品ロス、レジ袋及びプラスチックごみ削減に向けた意識啓発、「小さな親切」運動大分県本部が実施する「日本列島クリーン大作戦」、(一社)大分県地域婦人団体連合会の「安全で健康な食生活の推進」など、地域課題に対応した環境学習や環境保全活動に取り組んでいる。

3 職場における環境教育・学習の推進

職場における環境教育を推進するため、従業員に対する環境教育が必要となるISO9000・14000シリーズを導入しようとする事業所に、中小企業支援アドバイザー派遣制度に基づくISOアドバイザーの派遣や、大分県**環境教育アドバイザー**派遣制度に基づく研修講師等の派遣を実施している。

また、環境配慮の取組目標を自主的に定めた事業所をエコおおいた推進事業所として登録し、県庁ホームページを通じて県民へ紹介することにより、環境保全に対する意識の高い事業所を支援している。

第6章 基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価の現況

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。環境影響評価の制度としては、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布、平成11年6月に全面施行された。また、法施行から10年が経過し新たに浮かび上がった問題を解決するため、事業の位置等の決定段階からの環境配慮を求める配慮書手続等を新たに盛り込んだ「改正環境影響評価法」が平成23年4月に公布、平成25年4月から全面施行された。

本県においても、平成11年3月に「大分県環境影響評価条例」を制定、同年9月から施行し、環境影響評価の手続を進めてきたが、法との整合性を図るため、改正条例を平成25年3月に公布、同年9月から施行した。

また、大規模太陽光発電施設などの発電所の設置事業を新たに対象事業に追加する条例改正を行い、平成29年3月に公布、平成30年1月から施行された。このように規模が大きく環境に

大きな影響を及ぼすおそれがある事業等を対象に法又は条例に基づく手続が実施されている。

一方、法又は条例の対象とならない比較的小規模な事業等であって、県が主体となる開発事業を対象に「大分県環境配慮推進要綱」を制定し、自主的な環境配慮を進めている。

2 本県における環境影響評価の実施状況

本県において、平成30年度中に環境影響評価法、大分県環境影響評価条例又は大分県環境配慮推進要綱に基づく指導・審査を行った実績は、表2.6-1のとおり8件で、そのうち法の対象となった事業の審査は2件、条例の対象となった事業の審査は4件、要綱の対象となった事業の審査は2件であった。

また、上記の他、公有水面埋立法などのその他の法律等に基づき、県が昭和49年以降に環境影響評価について審査を終了した開発事業等の件数は、表2.6-2のとおり合計で327件となっており、実施主体別では県が最も多く、次いで市町村の順となっている。開発事業別には、公有水面埋立てが最も多く、平成30年度までの審査終了件数が190件と、全体の約57%を占めている。

表2.6-1 平成30年度環境影響評価指導審査実績（平成31年3月31日現在）

○環境影響評価法対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	(仮称) 国東市国見風力発電事業	(合) NWE-09 インベストメント	風力発電所 (出力4.5万kW)	配慮書に対する知事意見発出 (H30.11.26)
2	(仮称) 四浦半島風力発電事業	電源開発(株)	風力発電所 (出力6.45万kW)	配慮書に対する知事意見発出 (H30.11.26)

基盤的施策の推進

○大分県環境影響評価条例対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	(仮称) 国東風力発電事業	(株)サン・アクセス	風力発電所 (出力7,480kW)	計画書に対する知事意見発出 (H30.5.14)
2	(仮称) 大分工場次期原料山開発事業	太平洋セメント(株)	その他の土地開発 (面積220ha)	配慮書に対する知事意見発出 (H30.6.7)
3	(仮称) 大分野津太陽光発電事業	(株)ティーティーエス 企画	その他の土地開発 (面積75ha)	準備書に対する知事意見発出 (H31.1.23)
4	大分工場次期原料山開発事業	太平洋セメント(株)	その他の土地開発 (面積274ha)	計画書に対する知事意見発出 (H31.2.8)

○大分県環境配慮推進要綱対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	一般国道388号(畑野浦～楠本BP工区)道路改良事業	県	公有水面埋立 (2.0ha)	環境影響評価書受理 (H31.2.7)
2	一般国道388号(畑野浦～楠本BP工区)道路改良事業	県	道路延長 (3.6km)	環境配慮調書受理 (H31.2.7)

平成31年3月31日現在

表2.6.2 環境影響評価の審査終了件数の推移

開発事業等 事業種別	開発保全整備計画		港湾計画		公有水面埋立		電源立地		道路		農村工業導入		都市計画		土地造成		住宅団地		廃棄物処理施設		ゴルフ場		リゾート施設		その他		計		実施主体別件数						
	県	市町村	県	市町村	国	県	市町村	民間	国	県	市町村	民間	市町村	民間	国	県	市町村	民間	国	県	市町村	民間	市町村	民間	市町村	民間	国	県	市町村	民間	国	県	市町村	民間	
S49	3				1																						4	1	3	0	0	0	0		
S50	3	1			1																						8	1	6	1	0	0	0		
S51		1				2	1	1																			6	0	3	2	0	1	1		
S52				1			2	1																			5	0	1	3	0	0	1		
S53					2	3	4																			10	2	4	4	0	0	0	0		
S54		1			1	2	4	1																			9	1	2	4	1	1	1		
S55					1	4	3	1																			9	1	4	3	0	1	1		
S56				1		4			1																		6	1	5	0	0	0	0		
S57				1		3	2			1																	9	2	5	2	0	0	0		
S58						3	3		1	1																	9	1	3	3	1	1	1		
S59						3	3																				6	0	3	3	0	0	0		
S60						3	3				3																9	0	6	3	0	0	0		
S61						3	1	1																			5	0	3	0	0	2	2		
S62				1		4	1																				6	0	5	1	0	0	0		
S63						1																					1	0	1	0	0	0	0		
H1				1		11	8																			20	0	12	8	0	0	0	0		
H2						5	2	1	1	1																10	1	6	2	0	0	1	1		
H3						1	3				1																5	0	1	4	0	0	0		
H4				1			2																				5	0	2	2	0	0	1	1	
H5				1		5	3																				17	1	6	3	1	6	1	6	
H6				1		1	5	3	2																		17	1	6	3	0	7	0	7	
H7																											3	0	0	1	1	1	1	1	
H8						3	1	1		1	1																11	1	4	3	1	2	1	2	
H9				1		3	3		1	1																	16	0	6	3	0	7	0	7	
H10					1	4	2		1																		8	2	4	2	0	0	0	0	
H11				3		1	1	1	1	1																	11	1	6	1	0	3	0	3	
H12						2	1																				5	0	2	3	0	0	0	0	
H13				3		1	1																				4	0	3	1	0	0	0	0	
H14				2		2																					4	0	4	0	0	0	0	0	
H15						2	1																				3	0	2	1	0	0	0	0	
H16				1		2	1		4																		11	0	9	2	0	0	0	0	
H17						2			1																		3	6	0	6	0	0	0	0	
H18				1		1				1																	3	1	2	0	0	0	0	0	
H19						1			1																		1	6	0	6	0	0	0	0	
H20						2																					1	3	0	3	0	0	0	0	
H21																											0	0	0	0	0	0	0	0	
H22						2			1																		1	4	0	2	1	0	1	0	1
H23						2			1																		1	7	0	5	0	0	2	0	2
H24						5	2		1																		1	9	0	7	2	0	0	0	0
H25				2		6		1	2																		11	0	8	0	0	3	0	3	
H26				1		3		2	1																		8	0	5	0	0	3	0	3	
H27				2		2		2																			4	0	2	0	0	2	0	2	
H28				3		1		1																			7	0	6	0	0	1	1	1	
H29				1		2		3																			7	0	4	0	0	0	0	0	0
H30				1		3		2																			6	6	0	0	0	0	0	0	0
計	6	2	1	32	1	11	109	60	9	17	7	24	1	3	6	1	1	1	4	2	6	3	11	3	10	332	24	183	71	5	47	5	47		

3 条例施行規則及び技術指針の改正

国は、平成17年3月に基本的事項の改正を行い、これを受けて各省庁も事業ごとに環境影響評価の実施に必要な指針を定めた「主務省令」を改正した。

このような国の見直しに伴い、本県においても必要な見直しを行い、大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正と、大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針の一

部改正を、平成19年4月1日に公布し、同年7月1日から施行した。

平成25年の条例改正により、配慮書手続が導入されたことから、条例施行規則及び技術指針についても平成25年9月に必要な改正を行った。

平成29年3月の条例改正により、発電所の設置事業が条例対象事業に追加されたことに伴い、条例施行規則及び技術指針についても必要な改正を行った。

第2節 環境に配慮した取組の推進

第1項 大分県環境マネジメントシステムの構築

本県では、平成11年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、節電や紙ごみ等の廃棄物の削減などエコオフィス活動に取り組むことにより、約10年間で金額にして1億円を超える経費が節減され、大きな効果が得られた。

その一方で、本庁3庁舎の知事部局のみの取組であったことから、ISO14001の認証を継続せず対象を全所属に拡大して、県独自の新しい環境

マネジメントシステム（EMS）を構築し、平成23年4月より稼働している。

具体的な取組として、①第3次大分県環境基本計画の着実な推進 ②環境に配慮した公共事業の実施 ③エコオフィス活動の推進 ④環境法令を遵守した庁舎管理業務の4つを一体的に実施・進行管理をしている。

また、本システムの基本理念となる環境基本計画が平成28年3月に第3次大分県環境基本計画として新たに策定されたことに伴い、環境方針の一部を改定した。

環境方針

県民共有の財産である恵み豊かな自然と共生し、快適で潤いのある環境を守り育て、将来の世代へ確実に継承していくことは、私たち県民の責務です。

私はこのことを念頭に置き、県民総参加によるおおいとうつくし作戦を通じ、「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」の実現に向け、環境マネジメントシステムを構築し、率先して以下の取組を推進します。

1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

県民共有の財産である豊かな自然や生物多様性を保全し、身近な自然とのふれあいを図りながら、ゆとりある生活空間の保全や美しい景観の確保に努め、豊かな自然と人間とが共生する快適な地域環境を創造し、「自然共生社会」を構築します。

2 循環を基調とする地域社会の構築

大気・水環境・土壌等の保全、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、バイオマス等の循環資源の効率的・循環的利用などの施策を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革することにより、環境への負荷を抑えた「循環型社会」を構築します。

3 地球温暖化対策の推進

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化対策に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取組（緩和策）や温暖化による様々な影響を軽減するための取組（適応策）、エコエネルギーの導入・活用支援、森林吸収源対策を進め、「低炭素社会」を構築します。

4 環境・を守り育てる産業の振興

資源の循環やエネルギー需給に関わる経済活動をビジネスとして成り立たせる環境・エネルギー産業や生態系の維持・保全に寄与してきた農林水産業及び豊かな自然環境を地域資源として活用した観光産業など、環境と密接した産業の支援を行うことで、環境と経済が一体となって向上する「環境と経済の調和がとれた持続可能な循環型社会」を実現します。

5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

本県の恵み豊かな自然と快適な地域環境を守り育て、将来への世代へ継承するため、これまでの「ごみゼロおおいた作成」の成果を生かして、これをステップアップさせた、地域活性化型の「おおいとうつくし作戦」により、県民意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりに取り組み、「持続可能な地域づくり」を実践します。

以上の取組を定期的に見直し、継続的な改善を進めるとともに、環境関係法令等を遵守し、環境汚染の未然防止を図ります。また、職員の環境保全に向けての意識の一層の向上を図るため、環境に関する教育・訓練を徹底します。

平成28年6月

大分県知事 広瀬 勝貞

第2項 グリーン購入の促進

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、**環境負荷**の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下、「環境物品等」という。）への需要の転換を促進していかねばならない。

環境物品等の購入の促進を進めるためには、環境物品等の供給を促進するとともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を併せて実施していくことが重要である。

このことから環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらすために、国では「**国等による環境物品等の調達に関する法律**」を定め自ら率先して環境物品等の調達を推進している。

この法律を受け、県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者等のグリーン購入への転換を促すことを目的として平成14年4月から「大分県グリーン購入推進方針」を策定し、毎年度、重点的に調達を推進すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進すると同時に、これを通じて物品納入業者等に対して環境に配慮した自主的な事業活動の働きかけを行っている平成30年度実績特定調達品目以外の物品（基準外1）の購入実績は次の表2.6-3のとおりである。

表2.6-3 平成30年度特定調達品目以外の物品（基準外1）の購入実績

大分類	品 目 名	基準外1 購入額(円)
紙 類	コピー用紙	612,202
	フォーム用紙	4,306
	インクジェットカラープリンター 用塗工紙	21,564
	塗工されていない印刷用紙	22,550
	塗工されている印刷用紙	16,118
	衛生用紙（トイレトペーパー）	117,252
	衛生用紙（ティッシュペーパー）	23,105
文 具 類		270,794
オ フ ィ ス 家 具 等	いす	37,324
	机	実績なし
	棚	実績なし
	収納用什器（棚以外）	実績なし
	ローパーティション	実績なし
	コートハンガー	実績なし
	傘立て	実績なし
	掲示板	実績なし
	黒板	実績なし
	ホワイトボード	8,563
O A 機 器	コピー機	実績なし
	複合機	実績なし
	拡張性のあるデジタルコピー機	実績なし
	電子計算機	実績なし
	プリンタ	19,440
	プリンタ/ファクシミリ兼用機	実績なし
	ファクシミリ	実績なし
	スキャナ	実績なし
	磁気ディスク装置	実績なし
	ディスプレイ	実績なし
O A 機 器	シュレッダー	実績なし
	デジタル印刷機	実績なし
	記録用メディア	11,285
	一次電池又は小形充電式電池	9,326
	電子式卓上計算機	5,263
	トナーカートリッジ	59,232
	インクカートリッジ	49,367
	掛時計	16,092
移 動 電 話	携帯電話	実績なし
	PHS	実績なし
	スマートフォン	実績なし
家 電 製 品	電気冷蔵庫	実績なし
	電気冷凍庫	実績なし
	電気冷凍冷蔵庫	実績なし
	テレビジョン受信機	実績なし
	電気便座	実績なし
	電子レンジ	実績なし

基盤的施策の推進

大分類	品目名	基準外1 購入額(円)
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	実績なし
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	実績なし
	ストーブ	実績なし
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	実績なし
	ガス温水機器	実績なし
	石油温水機器	実績なし
	ガス調理機器	実績なし
照明	LED照明器具	実績なし
	LEDを光源とした内照式表示灯	実績なし
	蛍光ランプ(直管型:大ききの区分40形蛍光ランプ)	54,485
	電球形のランプ	実績なし
自動車等	自動車	実績なし
自動車等	ETC対応車載器	実績なし
	カーナビゲーションシステム	実績なし
	乗用車用タイヤ	実績なし
	2サイクルエンジン油	実績なし
消火器	消火器	実績なし
制服・作業服	制服	実績なし
	作業服	実績なし
	帽子	実績なし
	靴	実績なし
インテリア・寝装寝具	カーテン	実績なし
	布製ブラインド	実績なし
	金属製ブラインド	実績なし
	タフテッドカーペット	実績なし
	タイルカーペット	実績なし
	織じゅうたん	実績なし
	ニードルパンチカーペット	実績なし
	毛布	実績なし
	ふとん	6,000
	ベッドフレーム	実績なし
	マットレス	実績なし
作業手袋	作業手袋	12,189
その他繊維製品	集会用テント	実績なし
	ブルーシート	実績なし
	防球ネット	実績なし
	旗	実績なし
	のぼり	実績なし
	幕	実績なし
	モップ	2,138
設備	太陽光発電システム(公共・産業用)	実績なし
	太陽熱利用システム(公共・産業用)	実績なし
	燃料電池	実績なし
	エネルギー管理システム	実績なし
	生ゴミ処理機	実績なし
	節水機器	実績なし
日射調整フィルム	実績なし	

大分類	品目名	基準外1 購入額(円)
災害備蓄用品	ペットボトル飲料水	実績なし
	缶詰	実績なし
	アルファ化米	実績なし
	保存パン	実績なし
	乾パン	実績なし
	レトルト食品等	実績なし
	栄養調整食品	実績なし
	フリーズドライ食品	実績なし
	毛布	実績なし
	作業手袋	実績なし
	テント	実績なし
	ブルーシート	実績なし
	一次電池	実績なし
	非常用携帯燃料	実績なし
非常用携帯電源	実績なし	
公共工事	小径丸太材(間伐材)	実績なし
	製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)	実績なし
	再生木質ボード	実績なし
役務	省エネルギー診断	実績なし
	印刷	312,681
	食堂	実績なし
	自動車専用タイヤ更生	実績なし
	自動車整備	40,926
	庁舎管理	実績なし
	植栽管理	実績なし
	加煙試験	実績なし
	清掃	実績なし
	タイルカーペット洗淨	実績なし
	機密文書処理	実績なし
	害虫防除	実績なし
	輸配送	16,200
	旅客輸送	実績なし
	蛍光灯機能提供業務	実績なし
	庁舎等において営業を行う小売業務	実績なし
	クリーニング	78,148
	飲料自動販売機設置	実績なし
	引越輸送	実績なし
	会議運営	実績なし
合計		1,826,550

第3節 環境情報の整備と提供

環境保全施策を総合的・計画的に推進するためには、環境情報を体系的に整備し、その利用を図っていくことが必要である。また、県民、事業者や民間団体等に対する環境教育・学習を積極的に推進していくことはもちろんのこと、こうした各主体による自発的な環境保全活動の取組を促すため、環境保全に関するさまざまなニーズに応じた情報を各主体に正確かつ適切に提供することが不可欠である。

大分県の環境についての現状、条例及び計画や施策などの各種の情報については、県が開設するホームページの中で提供しており、中でも、平成28年4月より取り組んでいる県民運動「おおいたうつくし作戦」に関しては専用のページを設けて活動に関する情報の提供を行う一方、おおいたうつくし作戦の取組情報を随時に発信できるよう「おおいたうつくし作戦フェイスブック」を新たに開設した。環境学習については、平成28年3月から、より多くの県民に興味をもってもらうため「おんせん県おおいた！エコクイズ」を「きらりんネット」内に開設した。

また、自然公園区域や植生図、藻場分布図等、国や県が保有する環境情報を集約し、地図上で重ね合わせて表示できる「大分県環境地理情報システム」を整備した。このシステムで環境に関する情報を一元的に提供することで、開発事業者のほか県民に対して自主的な環境配慮を促すため、28年8月から公開している。

おおいたうつくし作戦

<http://www.pref.oita.jp/site/utsukushi/>

おおいたうつくし作戦Facebook

<https://ja-jp.facebook.com/utsukushi.oita/>

おおいた環境学習サイト「きらりんネット」

<http://www.pref.oita.jp/site/kirarinnet/>

おんせん県おおいたエコクイズ

<http://oita-eco.jp>

大分県環境地理情報システム

http://oita-kankyogis.jp/eims_oita/

大分県内のPM2.5（微小粒子状物質）の濃度について

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/particulate25.html>

大分県の大気の状態

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/taikijokyo.html>

大気環境中の放射性物質に関する測定結果について

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/kukan-housyasen.html>

公共用水域及び地下水の水質測定結果

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/suiki.html>

第4節 調査研究、監視・観測等の推進

第1項 衛生環境研究センターの概要

1 衛生環境研究センターの概要

昭和40年代中頃までの公害関係の試験・研究は、衛生研究所及び工業試験場等で行ってきたが、複雑多様化する公害事象に対応するため、昭和48年3月に大分市大字曲字芳河原団地内の衛生研究所隣接地に、公害センターが建設された。昭和48年4月の機構改革により衛生研究所と統合、公害衛生センターとして発足した。

平成3年5月には衛生環境研究センターと改称し、組織改正により管理情報部（管理課、企画情報課）、化学部、微生物部、大気部及び水質部の5部2課制となった。

平成12年3月に特定化学物質分析棟を新設、平成12年4月の組織改正により、管理部（管理課）、企画・特定化学物質部、化学部、微生物部、大気部及び水質部の6部1課制となったが、平成14年4月から管理部の管理課が廃止され、6部制となった。

平成15年3月、大分市高江西2丁目8番地に新庁舎が完成し、芳河原団地から移転した。

平成18年4月、組織改正により、部制が廃止され、企画・管理、化学、微生物、大気・特定化学物質及び水質の5担当制となった。

平成30年度からダイオキシン類の分析業務を終了した。主な業務内容は、次のとおり。

(1) 企画・管理担当

- ① 庁舎の維持・管理、予算の執行及び物品等の管理
- ② 調査研究に関する総合調整及び評価
- ③ 衛生及び環境教育に関する企画
- ④ 研修指導及び精度管理に関する企画・調整
- ⑤ 衛生及び環境に関する広報

(2) 化学担当

- ① 食品中の残留農薬、動物用医薬品、添加物等の試験検査
- ② 乳児用衣類等家庭用品の試験検査
- ③ 自然毒の試験検査
- ④ 衛生化学に関する調査研究

(3) 微生物担当

- ① 感染症、食中毒等の病原微生物の検査
- ② 食品の細菌やウイルス等の微生物学的検査
- ③ 日本脳炎等の流行予測調査
- ④ 川や海水浴場等の細菌検査
- ⑤ レジオネラ等の微生物学に関する調査研究

(4) 大気・特定化学物質担当

- ① 大気汚染の常時監視
- ② PM2.5の成分分析調査
- ③ 大気環境中における有害汚染物質等の試験検査
- ④ 環境放射能の測定調査
- ⑤ 大気汚染・酸性雨等に関する調査研究

(5) 水質担当

- ① 河川、海域、湖沼等、公共用水域の水質の試験検査
- ② 産廃処分場、工場・事業場の排水等の試験検査
- ③ 温泉の成分分析
- ④ 水環境保全・温泉に関する調査研究

第2項 環境保全に関する調査研究の実施状況

平成30年度における環境保全に関する調査研究は、資料編10 衛生環境研究センター関係資料 表 衛生1のとおりであり、調査分析件数は、資料編10 衛生環境研究センター関係資料 表 衛生2、3のとおりである。

第5節 規制的手法の活用

第1項 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種類の作業（特定作業）を行う工場等を「特定工場等」と定義し、特定工場等の新設や工場内の施設の増設等について届出の義務

を課すとともに、排出されるばい煙や排水等についての規制基準を設けている。

本条例では、特定工場等から排出される排煙、排水等について、総量規制方法が導入されており、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

平成30年度末までの特定工場等の届出の状況は表2.6-4のとおりである。

表2.6-4 特定工場等の種類別内訳

別表番号	特定作業の種類	特定工場数
1	石油製品の製造の作業	1
2	石油化学基礎製品の製造の作業	6
3	合成樹脂の製造の製造	2
4	合成ゴムの製造の作業	1
5	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	
6	医薬品の製造の作業	1
7	農薬の製造の作業	
8	1から7に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	
9	化学肥料の製造の作業	
10	無機顔料の製造の作業	
11	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	
12	10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	1
13	コークスの製造の作業	
14	銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	1
15	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	2
16	建設作業、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	
17	電気機械器具の製造の作業	
18	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
19	精密機械器具の製造の作業	
20	骨材の製造又は加工の作業	13
21	セメント又は石灰の製造の作業	4
22	生コンクリートの製造の作業	83
23	その他の土石製品の製造の作業	2
24	パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業	1
25	発電の作業	8
26	ガスの製造の作業	
27	汚水又は廃液の処理の作業	
28	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	5
29	物の表面処理又はめっきの作業	33
30	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	
	合 計	164

備考 複数の特定作業を行っている特定工場等については、主たる業種を計数している。

第2項 公害防止協定締結の現況

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、平成31年3月31日現在、県では、資料編 表 大気3及び表 水質19のとおり、10企業・企業グループとの間で協定を締結し運用している。

第3項 土地利用対策

国土利用計画法は、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を規定し、土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と土地の有効利用の促進を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものである。

1 国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものであり、県土の利用に関する行政上の指針となるものである。全国計画の改定等に伴い、平成31年3月に第五次県計

画を策定した。

また、全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成する市町村計画については、昭和59年度までに全市町村で第一次計画の策定を完了した。平成の大合併以降の策定状況は、旧市町村の計画を引き継がない市（新設合併した9市）では3市が第一次計画を策定しており、また、旧市町村からの計画を引き継ぐ市町村等（編入合併及び合併しなかった9市町村）では、第二次計画を4市町、第三次計画を1市、第四次計画を1市1町が策定している。

2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の表示である計画図と、土地利用の調整等に関する事項を定めた計画書で構成されている。五地域の指定状況については、表2.6-5のとおりである。

表2.6-5 五地域の指定状況

(単位：ha、%)

区 分		年					
		H26.3.31 現在	H27.3.31 現在	H28.3.31 現在	H29.3.31 現在	H30.3.31 現在	H31.3.31 現在
五 地 域	都 市 地 域	(16.4) 103,865	(16.4) 103,865	(16.4) 103,865	(16.4) 103,865	(16.4) 103,865	(16.4) 103,865
	農 業 地 域	(65.0) 412,316	(65.0) 412,316	(65.0) 412,316	(65.0) 412,316	(65.0) 412,333	(65.0) 412,285
	森 林 地 域	(71.2) 451,758	(71.2) 451,758	(71.2) 451,758	(71.2) 451,723	(71.2) 451,668	(71.2) 451,629
	自然公園地域	(27.5) 174,676	(27.5) 174,645	(27.5) 174,645	(27.5) 174,645	(27.5) 174,645	(27.6) 174,849
	自然保全地域	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15
五 地 域 計		(180.2) 1,142,630	(180.2) 1,142,599	(180.2) 1,142,599	(180.2) 1,142,564	(180.2) 1,142,526	(180.2) 1,142,643
白 地 地 域		(1.1) 6,979	(1.1) 6,988	(1.1) 6,988	(1.1) 6,988	(1.1) 6,988	(1.1) 7,004
合 計		(181.3) 1,149,609	(181.3) 1,149,587	(181.3) 1,149,587	(181.3) 1,149,552	(181.3) 1,149,514	(181.3) 1,149,647
県 土 面 積		633,982	634,061	634,071	634,074	634,073	634,073

備考 1 ()は、県土面積に対する割合

2 各地域に重複している地域があるため、五地域と白地地域の単純合計は、県土面積を超えている。

3 県土面積は、毎年10月1日現在で国土地理院が把握している面積

3 土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引について事後届出制及び注視区域・監視区域制度等の措置が定められている。

本県でも届出について、利用目的の審査を行い、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言・勧告をすることとしている。

また、大規模な開発行為を行う土地については、平成11年3月に定めた「大規模土地利用事前指導要綱」により、土地利用に当たっての問題点等について指導しており、更に、ゴルフ場の開発については、平成2年11月に定めた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

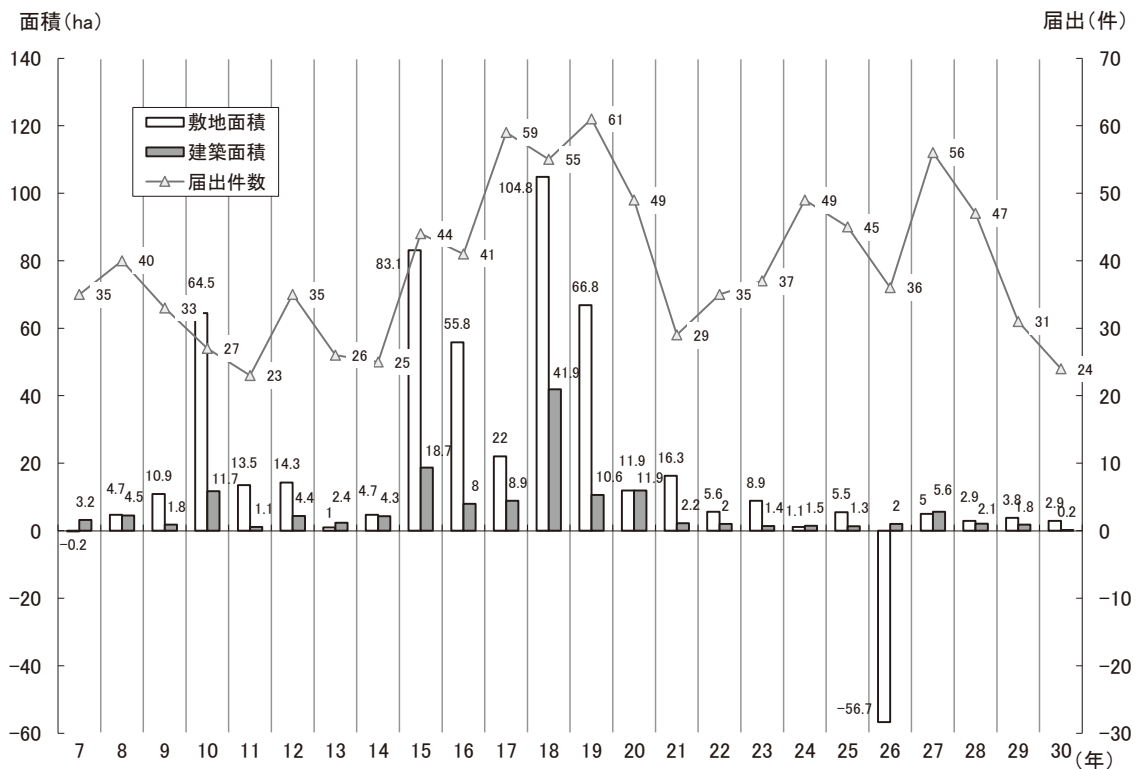
第4項 工場立地対策

本県では従来から地域の実情に応じた企業誘致を行っており、工場立地に当たっては、都市計画区域や農業振興地域など地域の土地利用計画との調整を行い、周辺環境との調和を図っている。

一方、工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められており、特に、敷地面積9,000㎡又は建築面積3,000㎡を超える「特定工場」の新設・増設には、市町村長への事前の届出が義務づけられている。市町村による届出の審査を通じ工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場の新設・増設が適正に行われるよう努めている。

工場立地法に基づく特定工場の届出件数、敷地面積の推移は、図2.6-6のとおりである。

図2.6-6 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移



第5項 環境犯罪の取締り

1 環境犯罪の傾向

建設業者等が、産業廃棄物の不適正な処分を行った事件のほか依然として家庭排出ごみの不法投棄や違法な焼却を行う事件が散見されるため、県民の環境犯罪に対する規範意識の醸成が必要である。

2 基本方針及び取締り状況

警察では、環境を破壊する廃棄物の不適正処理事犯を取り締まるとともに、関係機関と情報交換を行うなどして、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

近年の検挙状況は、表2.6-7のとおりで、平成30年中は24件34名の検挙となっている。

表2.6-7 環境事犯法令別検挙状況

法令別	H26年		H27年		H28年		H29年		H30年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物処理法	20	25	19	36	16	23	12	17	23	33
水質汚濁防止法										
水質資源保護法										
瀬戸内法										
自然公園法										
森林法	1	1	1	1					1	1
種の保存法							1	1		
河川法										
その他条例										

※種の保存法とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」をいう。
 ※その他条例とは、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」をいう。

第6節 公害紛争等の適正処理

第1項 公害苦情及び紛争の処理

1 公害苦情の現況

(1) 公害苦情の総件数

平成30年度に県及び市町村が新たに受理した公害に関する苦情件数は728件で、前年度に比べ67件減少した。

苦情の原因は、大気汚染121件（16.6%）、水質汚濁72件（9.9%）、土壌汚染0件（0%）、騒音139件（19.1%）、振動8件（1.1%）、地盤沈下0件（0%）、悪臭158件（21.7%）の典型7公害に含まれるものが498件（68.4%）、それ以外のものが230件（31.6%）であった。

平成29年度と比較すると、大気汚染(-4件)、水質汚濁(-22件)、騒音(-3件)、土壌汚染(-1件)、悪臭(-40件)の件数は減少し、振動及び地盤沈下は同数となった。また、廃棄物の不法投棄等典型7公害以外(+3)の苦情件数は増加した。

公害苦情の種類別新規件数の年度毎推移及び平成30年度の公害苦情の内訳は、図2.6-8及び図2.6-9のとおりである。

(2) 公害苦情の処理状況

平成30年度に処理した苦情は、新規処理728件に前年度からの繰り越し分1件を加えた729件で、このうち796件（99.9%）が受理機関等において解決され、翌年度への繰越件数は3件となっている。

図2.6-8 公害苦情件数の推移

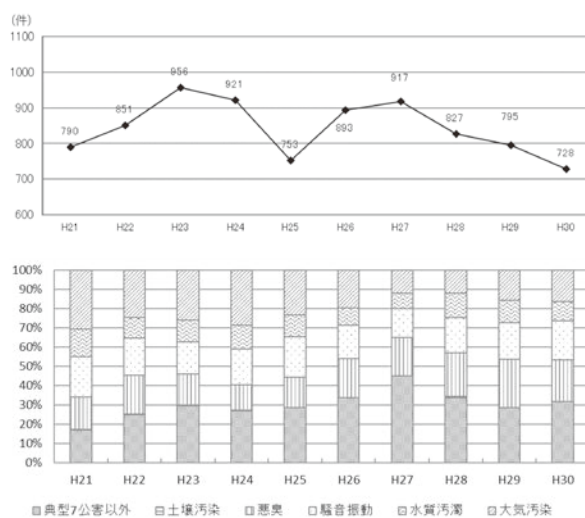
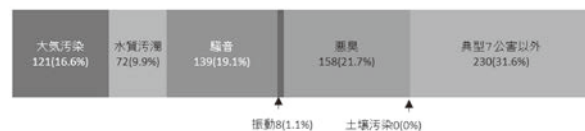


図2.6-9 公害苦情件数の内訳



2 公害苦情・紛争処理の対策

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたもので、この法律に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が設置され、あっせん、調停、仲裁等の方法により紛争の処理が行われる。

さらに、この法律では、公害紛争の未然防止の観点から、公害苦情の適切な処理に努めるべき地方公共団体の責務を明らかにしており、より地域に密着した公害苦情、紛争の処理を実現している。

(1) 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例（昭和45年大分県条例第38号）を制定し、昭和45年11月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者10名から構成され、委員の任期は3年である。公害紛争が生じた場合、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行う。

なお、本年度までに係属した事件は、ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件（平成3年10月受付、平成5年3月調停打切）、下水道終末処理場建設に係る調停申請事件（平成7年11月受付、平成8年8月調停打切）、ガソリンスタンド土壤汚染浄化工事実施協力に係

る調停申請事件（平成17年3月受付、平成17年12月調停成立）、食品製造工場からの悪臭被害防止請求事件（平成27年8月受付、平成28年1月調停打切）、福祉施設からの騒音・悪臭等被害防止請求事件（平成28年3月受付、平成29年1月調停打切）、非鉄金属製造工場からの排水による海底汚染物質除去請求事件（平成29年2月受付、平成29年3月調停打切）がある。

（大分県公害審査会委員 資料編 2-(3)）

(2) 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階ともいえるものであるから、その迅速かつ適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争を未然に防止するうえでも重要である。

このため、県及び市町村は、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

第7節 地域環境保全基金

県では、「地域環境保全対策費補助金（環境省）」により、平成2年3月に大分県地域環境保全基金を創設した。

この基金は、財源を安定的に確保し、地域環境を保全するための各種の地域環境保全推進事業を実施するためのもので、環境の保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援、その他の地域の環境を保全するための活動の推進に要する経費に充当している。

また、これまでに個人及び団体から135件、合計80,140千円（平成31年3月末現在）の寄付を受け入れている。

なお、平成21年6月から開始したレジ袋の無料配布中止の取組に伴う収益金について、事業者からの申し出により、県が実施する環境関連事業に活用する目的で、寄付として同基金に受け入れている。（上記135件のうち95件、金額64,071千円）

第8節 再生可能エネルギー等導入推進基金

県では、環境省から交付された「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」700,000千円を平成24年11月に「大分県地域環境保全基金」へ積み増しを行った。

この基金は、再生可能エネルギー等の地域資源

を活用し、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの運用等を継続的に行う事業を実施することを目的とし、平成24年度から平成28年度の5年間で事業を行った。

表2.6-10 再生可能エネルギー等導入推進基金事業一覧表

事業名	実施主体	事業内容	総事業費 (千円)	事業実施 年度	事業効果	
					発電量 (kwh/年)	CO ₂ 削減効果 (t-co ₂ /kwh)
大分県防災拠点施設再生可能エネルギー導入事業(県庁舎別館)	県	太陽光発電施設、蓄電池	18,756	H25	11,000	6.74
大分県防災拠点施設再生可能エネルギー導入事業(県央空港)	県	太陽光発電施設、蓄電池	41,551	H25	33,000	20.20
平成25年度佐伯市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(佐伯市総合体育館)	佐伯市	太陽光発電施設、蓄電池	27,363	H25	22,000	13.46
平成25年度臼杵市防災拠点施設(消防庁舎)太陽光発電設備設置工事	臼杵市	太陽光発電施設、蓄電池	20,892	H25	16,500	10.11
防災拠点再生可能エネルギー導入事業(杵築市十王教育文化会館)	杵築市	太陽光発電施設、蓄電池	23,527	H25	11,660	6.74
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(竹田市役所本庁舎)	竹田市	太陽光発電施設、蓄電池	22,214	H25	16,500	6.74
平成25年度防災拠点再生可能エネルギー導入事業(宇佐市役所庁舎新別館)	宇佐市	太陽光発電施設、蓄電池	22,893	H25	11,000	6.74
玖珠町防災拠点再生可能エネルギー導入事業(玖珠町役場庁舎)	玖珠町	太陽光発電施設、蓄電池	20,166	H25	11,550	6.74
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(由布市消防本部・消防署)	由布市	太陽光発電施設、蓄電池	19,205	H26	11,000	6.74
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(中津市消防本部・東部出張所)	中津市	太陽光発電施設、蓄電池	17,658	H27	11,660	6.74
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(道の駅なかつ)	中津市	太陽光発電施設、蓄電池	15,276	H27	11,660	6.74
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(日田市複合文化施設)	日田市	太陽光発電施設、蓄電池	22,183	H27	11,000	6.74
平成27年度佐伯市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(渡町台小学校)	佐伯市	太陽光発電施設、蓄電池	32,593	H27	16,500	10.11
平成27年度佐伯市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(道の駅やよい)	佐伯市	太陽光発電施設、蓄電池	28,637	H27	16,500	10.11
平成27年度佐伯市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(鉱泉センター直川)	佐伯市	太陽光発電施設、蓄電池	25,645	H27	16,500	10.11
平成27年度臼杵市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(福良ヶ丘小学校)	臼杵市	太陽光発電施設、蓄電池	35,276	H27	22,000	13.46
平成27年度臼杵市防災拠点施設再生可能エネルギー導入事業(市浜コミュニティセンター)	臼杵市	太陽光発電施設、蓄電池	36,620	H27	22,000	13.46
平成27年度津久見市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(津久見市消防本部・消防署)	津久見市	太陽光発電施設、蓄電池	22,641	H27	7,656	6.74
平成27年度津久見市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(第一中学校)	津久見市	蓄電池	19,130	H27	0	-
平成27年度津久見市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(第二中学校)	津久見市	蓄電池、LED	13,874	H27	0	1.70
平成27年度津久見市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(青江小学校)	津久見市	蓄電池	12,891	H27	0	-
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(真玉市民センター)	豊後高田市	太陽光発電施設、蓄電池	20,779	H27	16,500	10.11
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(豊後大野市庁舎)	豊後大野市	太陽光発電施設、蓄電池	27,842	H27	16,500	10.11
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(国東市消防本部・消防署)	国東市	太陽光発電施設、蓄電池	25,095	H27	17,160	10.11
姫島開発総合センター太陽光発電設備設置事業(離島センターやはず)	姫島村	太陽光発電施設、LED、蓄電池	26,513	H27	11,000	6.70
平成28年度津久見市防災拠点再生可能エネルギー導入事業(津久見小学校、千怒小学校)	津久見市	LED、蓄電池	26,263	H28	0	3.93
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(香々地公民館)	豊後高田市	太陽光発電施設、街路灯、LED、蓄電池	36,629	H28	22,187	14.42
公共施設再生可能エネルギー等導入事業(一時避難所)	姫島村	LED、街路灯	29,926	H28	2,310	1.42
合計			692,038		365,343	226.93

第3部 環境関連事業の取組状況

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

(単位：千円)

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造						
1	生活環境部	おおいたジオパーク推進事業	継続	32,350	19,409	<p>姫島村及び豊後大野市のジオパーク活動を持続可能なものとするため、ジオパークの魅力を県内外に発信するとともに、両地域が行う受入体制の整備等を支援する。</p> <p>【新】第10回日本ジオパーク全国大会2019おおいた大会の開催 開催日 2019年10月31日(木)～5日(火) 会場 iichikoグランシアタ(大分市)、エイトピアおおの(豊後大野市)、離島センターやはず(姫島村)等 ・両地域の子どもの交流事業の実施 など</p>
2	生活環境部	生物多様性保全推進事業 (地域環境保全基金 2,304)	継続	9,304	7,093	<p>豊かな自然環境の基盤である生物多様性を保全するため、「第2次生物多様性おおいた県戦略(2016-2020)」に基づき、各種保全施策を実施する。</p> <p>①持続可能な自然保護の推進のため、おおいたの重要な自然共生地域の公表や紹介、公表地域における研修会の開催、自然保護団体のネットワークづくりのための連絡会等の開催を行う。</p> <p>②指定希少野生動植物等の保全対策として、保全活動を行う団体への支援を行う。</p> <p>③特定外来生物の防除対策のため、県北西部における広域的計画的なアライグマ防除体制の推進、啓発用チラシ等を作成し、県民へ防除対策の普及啓発を行う。</p>
3	生活環境部	希少野生動植物保護事業 (地域環境保全基金 900)	継続	5,592	4,236	<p>県民参加型の生物調査「いきものウォッチング」を実施し、最大で3団体と委託契約を締結する予定である。また、希少野生動植物保護推進員研修会を開催するほか、普及啓発(HP、リーフレット作成等)を行う。また大分県版レッドデータブック改訂のための調査を実施する。</p>
4	生活環境部	自然環境保全管理費 (森林環境保全基金 3,520)	継続	8,879	7,142	<p>自然公園の管理、野生動植物の保護等を推進するため、自然公園内で行われる行為について許可等を行う。</p>
5	生活環境部	国立公園等施設整備事業	継続	64,523	71,141	<p>国立公園満喫プロジェクトにより阿蘇くじゅう国立公園の施設設備を整備し、大分県の魅力ある景観の保全と安全で快適な自然とのふれあいを推進するとともに、インパウンドの拡大を図るため、避難小屋の整備や、園地等を整備する九重町、由布市、竹田市への補助を行う。</p>
6	生活環境部	「山の日」記念全国大会開催準備事業	新規	11,501	0	<p>山の恵みに感謝するとともに、美しく豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐため、令和2年度にくじゅう地域で開催される第5回「山の日」記念全国大会に向けた準備を行う。</p> <p>・令和元年9月12日(木) 実行委員会設立及び第1回会議の開催</p>

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
7	生活環境部	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業 (森林環境保全基金 5,194)	継続	13,824	7,687	祖母・傾・大崩山系周辺のユネスコエコパーク登録を機に、祖母・傾地域の豊かな地域資源に改めて目を向けるきっかけをつくり、環境保全のための研究・活動の推進、自然と共生した地域の振興を目指す。 ①祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会事業として、福岡県での情報発信や、エリア内の子どもたちを対象とした自然体験学習などの普及啓発及び自然環境調査の助成事業などの学術的調査の研究・支援等を行う。 ②情報発信事業として、エリア内を巡る周遊ルートの設定を行うほか、オフィシャルアーティストを起用したオリジナル動画による情報発信を行う。
8	生活環境部	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備事業 (森林環境保全基金 6,481)	継続	19,443	3,191	ユネスコエコパーク登録を機に、入り込み客の増加が想定される祖母傾国定公園内の老朽化した公園施設等の整備を推進するため、佐伯市の藤河内遊歩道整備の補助を行う。
9	生活環境部	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク宇目エリア誘客促進事業 【南部振興局】	新規	4,177	3,366	ユネスコエコパークの登録を生かし、南部地域の活性化を図るため、周遊体験バスツアーの開催や、英語版のパンフレット作成などの誘客促進を行う。
-	生活環境部	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録エリア整備事業 【豊肥振興局】	終了	0	3,525	ユネスコエコパークの登録を生かし、豊肥地域の活性化を図るため、大分市内でのPRイベントの開催や、竹田市内でのシンポジウムの開催による普及啓発を行った。
10	生活環境部	観光施設維持管理調査事業 【生活環境部】	継続	10,983	11,928	自然公園内の県有施設や九州自然歩道などの維持管理等を実施する。
11	生活環境部	温泉資源適正利用推進事業	継続	128,552	33,339	温泉資源の保護を図るため、地熱発電の有望地域において、温泉井に圧力、温度、湧出量を計測する計器を設置し、長期的なモニタリング調査を実施する。また、別府市の温泉賦存量を把握するため、温泉資源量調査を実施する。
12	生活環境部	温泉対策事業費	継続	12,422	12,368	温泉掘削許可申請に係る調査及び環境審議会温泉部会を年6回開催する。(開催日 5/21)
13	商工観光労働部	県産竹材利用促進事業 (森林環境保全基金 502)	継続	502	330	県産竹材を活用し創業・自立しようとする若手手工芸士に必要な貸し工房を設置し、竹材利用の知識等の取得や制作活動を支援する。 ・貸し工房の入居者3名(H31.4.1～) ・産業科学技術センターによる支援を実施
14	農林水産部	世界農業遺産ファンド推進事業	継続	29,200	28,145	世界農業遺産の次世代への継承と地域の元気づくりを推進するため、域内全中学校での特別授業の実施や中学生サミットの開催、ビジネスアイデアプランを実現化する等の地域の自主的な活動等を支援する。
-	農林水産部	荒廃農地等再生支援事業	終了	0	14,021	荒廃農地等の解消を図るため、農業参入企業等の農地再生経費を支援した。
15	農林水産部	集落営農構造改革対策事業	一部特別枠	81,589	63,094	集落営農法人の経営力強化や担い手不在集落など地域農業を総合的にサポートする組織の設立・運営の支援により農村景観の保全等を図る。 地域農業経営サポート機構設立予定：国東市、大分市
16	農林水産部	中山間地域等直接支払事業	継続	1,812,496	1,795,513	中山間地域での農業生産や耕作放棄防止、水路・農道の管理等に取り組む農業者等に対する直接支払により、農業生産活動等の維持・増進を図る。(取組面積16,100ha)
17	農林水産部	環境に配慮した農業定着化推進事業	継続	30,724	23,647	環境保全型農業直接支払交付金の活用やIPM(総合的病害虫・雑草管理)技術の導入の取り組みにより環境に配慮した農業生産を推進する。
18	農林水産部	農業農村多面的機能支払事業	継続	1,013,016	949,349	地域共同で行う農業の多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。(取組面積24,800ha)
19	農林水産部	環境にやさしい農業農村整備推進事業 (農地諸費)	継続	415	348	生態系や景観に配慮した事業を推進するため、有識者による環境情報協議会を開催し、環境にやさしい農業農村整備事業の計画を策定する。
20	農林水産部	みんなで支える森林づくり推進事業 (森林環境保全基金：4,452)	継続	4,452	3,360	県民総参加の森林づくりを推進するため、豊かな国の森づくり大会等を開催する。

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
21	農林水産部	おおいたの森林づくり広報推進事業 (森林環境保全基金：4,219)	一部新規	4,219	4,622	森林環境税を広く県民に周知し、県民総参加の森林づくりを推進するため、HPやチラシ、新聞等を活用した広報活動を行う。また、ラグビーワールドカップ大分開催に併せて港湾などに県産材で作成した木製品を配置する。
22	農林水産部	森林づくりボランティア活動促進事業 (森林環境保全基金：20,728)	継続	20,728	18,189	森林ボランティア活動を推進するため、県民や企業による森林づくり活動等を支援する。
23	農林水産部	荒廃竹林整備・利活用推進事業 (森林環境保全基金：17,928)	継続	23,244	12,403	県土の保全及び竹資源の有効活用を図るため、荒廃竹林の広葉樹林への転換、竹材・タケノコ生産地として持続的管理が見込める竹林の再生、竹材生産への利活用を推進する。
24	農林水産部	森林環境教育・木育促進事業 (森林環境保全基金：8,381)	一部新規	8,381	7,278	森林環境教育・木育活動を進めるため、子どもたちの森林体験活動を支援する森の先生の派遣や森林づくり活動リーダーの育成等を行う。
25	農林水産部	環境緑化推進事業	継続	2,037	1,880	緑豊かな住みよい県土を創造するため、県が指定する特別保護樹木等の保全事業やみどりの少年団活動等を支援する。
26	農林水産部	緑のふるさとづくり推進事業	継続	4,513	4,513	緑豊かな住みよい県土を創造するため、緑化啓発用等に使用する苗木の交付を行う。
27	農林水産部	鳥獣被害総合対策事業 (森林環境保全基金：58,167)	継続	759,816	791,239	イノシシ・シカ・サル等野生動物による農林作物被害の軽減を図るため、狩猟者の確保・育成、農林業者が自ら被害対策を行う意識の醸成や技術の習得、鳥獣被害防止柵の設置、捕獲報償金の交付など、狩猟者確保・予防・捕獲に係る対策を講じる。
28	農林水産部	ジビエ利用拡大モデル整備事業	継続	6,062	1,319	ジビエの利用拡大を促進するため、処理施設の衛生管理水準の高度化に向けた取組支援のほか、県内外でのPR活動等の強化、学校給食への普及等により、安心で良質なジビエの安定供給と需要拡大を図る。
29	農林水産部	造林事業 (保育間伐推進緊急対策事業)	継続	175,028	593	若齢林(3～5齢級)の保育間伐に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全で活力ある森林の維持を図る。
30	農林水産部	造林事業 (再造林促進緊急対策事業)	継続	36,058	0	20%以上の広葉樹の植栽を伴う再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
31	農林水産部	再造林促進事業 (森林環境保全基金：105,000)	継続	588,000	438,170	林業経営適地内で、植栽本数を削減して取り組む再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
32	農林水産部	災害に強い森林づくり推進事業 (森林環境保全基金：36,524)	一部新規	79,420	16,856	災害発生等が懸念される造林未済地の再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成等を行い、健全な森林の造成を図る。
33	農林水産部	主伐・再造林システム構築事業	継続	74,894	23,117	主伐・再造林の低コスト化を図るため、全木集材と再造林の一貫作業を行う林業事業体を育成するとともに、コンテナ苗の増産に対し支援する。
34	農林水産部	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (森林環境保全基金：3,640)	継続	3,640	1,775	漁業被害を防止するため、大分県漁業協同組合が実施する泊地などに滞留する流木等の除去、回収に要する経費を助成する。
-	農林水産部	沿岸漁業振興特別対策事業 (漁場造成・資源管理対策事業 海底耕うん)	終了	0	1,204	漁場の造成及び改良を図るため、海底耕うんに要する経費を助成した。
35	土木建築部	道路維持修繕費	継続	1,698,276	1,903,952	県管理道路の草刈り、清掃、街路樹の剪定等の環境整備を実施する。
36	土木建築部	おもてなしの観光道路等環境整備事業	特別枠	65,000	126,488	観光地等を結ぶ主要路線の草刈りなどを実施する。
37	土木建築部	河川海岸維持管理費	継続	72,253	71,852	地域のボランティア団体等を担い手にして、市町村へ河川の草刈り清掃の委託を実施する。また、河川管理施設の保持につながる美化活動等の総合的管理活動を地域住民などの愛護団体と協働により行うことで、うるおいのある水辺空間の形成、安定的な河川の維持管理を図る。
38	土木建築部	かわまちづくり支援制度	新規	37,940	0	河川とそれに繋がるまちの活性化を目的に、良好なまち空間と水辺空間を形成するため、竹田市の芦川、玉来川にて事業を実施している。

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
39	土木建築部	地域との連携による宮川再生・活性化事業	新規	2,000	0	由布市湯布院町の田園地帯を流れる宮川の水環境の再生を通じて湯布院観光の活性化を図るため、地域住民と連携して大量繁殖している外来水草（オオセキショウモ）の駆除を実施する。
40	土木建築部	海岸環境整備事業	継続	67,647	41,935	台風による越波や飛沫等による海岸保全施設の被害や沿岸沿い道路の通行止めを防ぐため、防砂柵工などを実施する。
41	土木建築部	海岸環境整備事業（港湾）	継続	29,000	0	護岸等の整備により背後地の防護・利用・環境の調和のとれた事業を実施する。
42	土木建築部	港湾管理費	継続	29,658	22,067	港湾施設の草刈り、清掃、ごみ拾い等といった維持管理を実施する。 (大分、別府、臼杵、佐伯、中津、国東の各港湾施設)
43	土木建築部	港湾環境整備事業	継続	127,409	69,114	親水緑地や防災拠点緑地の整備による港湾環境の向上を図る。
44	土木建築部	砂防維持管理費	継続	3,055	3,000	観光都市別府を流れる都市河川として古くから市民に親しまれている境川・春木川において、周辺住民のボランティア活動が及ばない場所について草刈を実施する。
45	土木建築部	魅力ある景観づくり推進事業 (森林環境保全基金 10,000)	継続	11,582	8,330	景勝地等の自然景観を楽しむ観光ルート沿線や視点場において、眺望が阻害されている箇所の樹木等を伐採し、景観の再生を図る。また、景観の保全・形成の大切さについて理解を深めてもらうためのセミナーを開催する。 <樹木伐採等> 8市1町（別府市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、国東市、玖珠町）にて実施予定
46	土木建築部	屋外広告物指導費	継続	2,164	2,167	電柱等に貼付されているチラシを定期的に除却するとともに、9月の屋外広告物適正化旬間では安全点検パトロールやチラシ配布による普及啓発を実施し、屋外広告物の適正化を図る。
47	土木建築部	県営都市公園里山利活用推進事業 (森林環境保全基金 1,943)	継続	1,943	1,809	県営都市公園の里山を利活用し、県民の自然体験や環境学習等の機会を設け、県民参加による里山の再生の推進と自然環境保全への意識を醸成する。
48	土木建築部	きれいな水再生啓発事業	継続	803	762	大分県生活排水対策基本方針に基づき、合併処理浄化槽の転換促進及び下水道への接続促進を図るため、生活排水処理率が低い市町村において、地域住民への啓発活動を実施し、生活排水対策の意識向上を図る。(H30.8月末時点 啓発活動：小学校出張教室等 9校、地域イベントで啓発 2箇所)
49	教育庁	文化財保存事業費補助事業	継続	56,591	40,585	有形の文化財の調査、修理、保存のための施設の整備等並びに無形の文化財の伝承活動等の事業の実施に係る支援の一部を補助し、文化財の保存と活用を図る。
-	教育庁	日本遺産認定推進事業	終了	0	16,603	文化庁の「日本遺産魅力発信推進事業」に基づき、市町村を繋ぐ文化・伝統のストーリー化を行うことで、日本遺産認定を目指し、豊後高田市・国東市が共同申請した、鬼が仏になった里「くにさき」が認定された。
50	教育庁	おおいたの歴史・文化魅力発信事業	継続	10,247	9,645	ラグビーワールドカップ大分開催にあわせて、先哲史料館や埋蔵文化財センターで企画展等を開催し、大分の歴史・文化を国内外に発信する。
51	企業局	北川ダム濁水対策事業	継続	5,500	0	北川ダムの濁水長期化軽減につながる、佐伯広域森林組合が実施する植林事業「北川上流の森復活大作戦」や、NPO法人「宇目まちづくり協議会」が実施する北川ダム集水域における河川清掃活動への支援を実施する予定。
小計 51事業				7,301,052	6,703,699	
2 循環を基調とする地域社会の構築						
1	福祉保健部	社会福祉法人指導監督事業	継続	898	723	監査の一環として、社会福祉施設の給排水施設、浄化槽等の適正な管理について指導する。
2	福祉保健部	医療関係行政指導事業	継続	208	210	医療施設に対する立入検査の一環として、医療廃棄物の適正処理を指導している。

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
3	福祉保健部	薬務取締費	継続	158	105	毒物劇物・医薬品・医療機器関係施設に対する立入検査を行い、毒物劇物等の適正使用及び保管管理に対する指導を行っている。
4	生活環境部	3R普及推進事業 (産業廃棄物税基金 6,937)	一部新規	6,937	8,254	リデュース、リユース、リサイクルの3Rを通じた循環社会の構築と温暖化対策を推進するため、食品ロス削減やマイバック利用促進の取組等の普及啓発を実施するとともに、食品ロスに取り組む事業者等関係機関との連絡会議を開催する。また、新聞掲載等、広報媒体の活用により3Rの必要性について県民に周知を図る。
5	生活環境部	水質保全対策事業	継続	32,777	34,763	河川や海域などの公共用水域と地下水の水質汚濁の状況を年間を通じて計画的に調査し、水質汚濁防止法に基づく工場や事業場に規制、指導等を行う。
6	生活環境部	特殊公害対策費	継続	2,307	2,036	自動車騒音常時監視、航空機騒音調査等の調査を行うとともに、市町村担当者向けの騒音・振動・悪臭講習会を実施する。
7	生活環境部	大気保全対策事業 (環境保全協力金基金 9,214)	継続	35,044	32,878	大気環境保全のための大気環境の監視及び事業所に対する指導・監督を実施する。
8	生活環境部	ダイオキシン総合対策推進事業 (環境保全協力金基金 8,215)	継続	8,361	4,374	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県下のダイオキシン類による環境汚染の実態把握や常時監視及び指導を行う。
9	生活環境部	有害化学物質対策推進事業	継続	3,308	3,155	有害大気汚染物質について、県内5定点でのモニタリング調査を行うとともに、PRTR制度に基づく事業者からの届出の受理等を行う。
10	生活環境部	公害対策関係受託事業	継続	29,685	18,185	環境放射能水準調査、化学物質実態調査及び酸性雨モニタリング調査等を実施する。また、広域総合水質調査測定業務を実施する。
-	生活環境部	小規模給水施設普及支援事業	終了	0	23,010	公営水道の整備が困難な小規模集落等の水問題を解決するため、中長期計画を作成し積極的に給水施設整備に取り組む市町村に対し支援を行った。
11	生活環境部	大気環境監視推進事業 (環境保全協力金基金 28,341)	継続	31,675	4,173	PM2.5の成分分析を実施することにより、県下の監視体制を強化する。また、九州各県と連携し大陸からの越境汚染についての観測調査を行う。
12	生活環境部	豊かな水環境保全推進事業 (森林環境税 2,391)	継続	2,931	2,474	豊かな水環境を保全し、川づくりを通じて活力ある地域づくりを推進することを目的に、「豊かな水環境保全推進事業」に取り組んできた。四つのモデル河川では、流域住民が主体となって活動することにより、課題解決や水環境保全意識が高まるなど成果があったが、各流域会議構成団体の高齢化や資金不足、上下流域との連携ができていないなど課題があり、また過疎・高齢化を背景に、耕作放棄地や管理放棄林が増加し、上・中流に位置する支川部では土砂堆積、支障木等による流下阻害の発生など問題が生じている。こうした河川環境を取り巻く環境の変化に対応するため、川づくりリーダーの育成、里川づくりの検討、上下流の交流機会の創出など流域会議の活動支援に併せて活動基盤整備に取り組む。
13	生活環境部	産業廃棄物適正処理推進事業	継続	376,283	415,294	産業廃棄物税の税収を、一元的に管理するために産業廃棄物税基金への積み立てを行う。
14	生活環境部	産業廃棄物処理施設等監視指導事業 (産業廃棄物税基金 42,574)	継続	42,574	42,281	①産業廃棄物監視員（嘱託10名）を5保健所に配置 ②排出事業者、産業廃棄物処理業者への立入調査等を実施する。③行政代執行事案の早期発見、再発防止を目的に、最終処分場設置者及び中間処理業者の経営状況を把握するための、公認会計士を活用した経営審査を実施する。④無人飛行機（ドローン）を活用した産廃処分場等の空撮を行う。
15	生活環境部	廃棄物不法投棄防止対策事業 (産業廃棄物税基金 79,349) (地域環境保全基金 16,354)	継続	95,393	48,863	①保健所設置市が行う不法投棄対策事業に対し補助を行う。②不法投棄防止対策を行う市町村に対し補助を行う。③防止用フェンスの設置による不法投棄の防止を図る。④マニフェスト交付状況報告書により、排出処理状況を把握し、産業廃棄物の減量化等の目標の進行管理を行う。⑤投棄者不明で地域の美観を損なう比較的大規模の不法投棄廃棄物の撤去を行う。⑥廃棄物処理計画の策定に向け、産業廃棄物の処分場強を調査する。⑦不適正な廃棄物搬入防止及び普及啓発を図るため、廃棄物運搬車両への検問（モデル事業）を実施する。⑧市町村が行う代執行事業に対し補助を行う。

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
16	生活環境部	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業 (産業廃棄物税基金 49,502) (環境保全協力金基金 23,000)	継続	72,502	46,555	市町村・産業廃棄物処理施設設置者が処理施設周辺の環境整備を行う場合、事業に要する経費を補助する。
17	生活環境部	県外産業廃棄物対策事業 (環境保全協力金基金 23,214)	継続	142,312	162,084	①産業廃棄物適正化条例に基づき納付される環境保全協力金を基金に積み立てる。②県外排出事業者への立入調査を行う。③県外産業廃棄物監視員(嘱託2名)を廃棄物対策課に配置するとともに、県外産廃を受け入れる県内処理施設への立入調査を行う。④保健所設置市が行う県外産業廃棄物対策事業に対する補助を行う。⑤県外排出事業者との事業協議及び環境保全協力金の納付指導を行う。⑥県外から搬入される産業廃棄物の理化学的な性状検査を実施し、不適物が搬入されていないかを監視する。
18	生活環境部	産業廃棄物広報・啓発推進事業 (産業廃棄物税基金 12,863)	継続	12,863	12,945	テレビCM、ラジオ放送及び新聞広報を通じて、県民に対し廃棄物の不法投棄防止やPCB廃棄物の早期処理、産業廃棄物の排出抑制・再生利用の必要性を呼びかける。
19	生活環境部	PCB廃棄物対策推進事業 (産業廃棄物税基金 9,823) (地域環境保全基金 1,024)	継続	10,847	11,161	①PCB含有機器の掘り起こし調査や、未処理事業者への指導を行う。②事業者が保有するPCB安定器の掘り起こし調査に補助をする。
20	生活環境部	循環社会構築加速化事業 (産業廃棄物税基金 12,826)	継続	12,826	13,250	①市町村からの安定的な焼却残さ搬入に向けた協議など、セメント工場への廃棄物搬入体制を整備する。②災害廃棄物処理における連携強化を図るため、市町村職員を対象に研修会を実施する。③中間処理業者向けセミナーの開催やモデル事業などを通じて、企業の意識改革を図る。④リサイクル製品認定制度の利用促進を図る。
21	生活環境部	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (森林環境保全基金 3,000)	継続	3,000	1,810	海岸に漂着した流木等について、NPO、自治会等が行う回収・撤去活動に要する経費に対し補助を行う。
22	生活環境部	海岸漂着物地域対策推進事業 (産業廃棄物税基金 21,505)	継続	105,252	103,387	県又は市町村が事業主体となって行う海岸漂着物等の回収処理及び発生抑制対策にかかる経費を助成する。
23	生活環境部	災害時海岸漂着物処理事業 (産業廃棄物税基金 7,500)	新規	15,000	0	台風や豪雨等による大規模災害で被害を受けた県管理海岸等の復旧を図るため、滞留した草木等の漂流、漂着物を回収・処分する。
24	生活環境部	環境整備指導事業	継続	13,990	12,315	清掃船により別府湾海域の漂流物等の清掃活動を行っている公益社団法人別府湾をきれいにする会に対し支援を行う。
25	生活環境部	一般廃棄物対策事業	継続	3,161	2,797	浄化槽の維持管理及び一般廃棄物処理に関する指導監督等を実施する。
26	商工観光労働部	エネルギー関連産業成長促進事業 (産業廃棄物税基金 2,856)	継続	34,975	31,431	本県の強みを生かしたエネルギー関連産業の集積を加速化するとともに、有望分野への新たな取組へと連鎖させることで、県内エネルギー関連産業の躍進を支援する。 ・水素分野、スマートコミュニティ分野の研究開発支援(2件) ・地域課題解決型の研究開発支援(2件) ・エネルギー産業企業会の情報提供セミナーの開催 ・会員企業が開発した新技術・製品の展示会出展支援 ・新エネや省エネなどに対する国の補助金を効果的に活用するため、新エネ・省エネコーディネーターを配置 ・太陽光発電設備の保守点検や3Rの推進
27	農林水産部	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (再掲) (森林環境保全基金：3,640)	継続	3,640	1,775	漁業被害を防止するため、大分県漁業協同組合が実施する泊地などに滞留する流木等の除去、回収に要する経費を助成する。
-	農林水産部	沿岸漁業振興特別対策事業 (再掲) (漁場造成・資源管理対策事業 海底耕うん)	終了	0	1,204	漁場の造成及び改良を図るため、海底耕うんに要する経費を助成した。
28	農林水産部	環境保全型畜産確立対策推進事業	継続	277	253	畜産環境保全に対処するため、総合的な指導推進体制の整備、巡回指導の実施等を行う。

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
29	農林水産部	漁場環境保全推進事業	継続	6,723	6,452	赤潮被害防止に向けた調査や公害情報の収集等を行う。
-	農林水産部	低水温期発生型赤潮対策強化事業	終了	0	2,358	赤潮発生メカニズム解明のための漁場環境調査等を実施するとともに、漁場環境に悪影響を及ぼすアオサの利活用に向けた農業利用の有効性の検証と回収システムを構築した。赤潮環境調査51回、アオサ回収3回(500kg)、アオサ堆肥の有効性を九州大学で検証した。
30	農林水産部	養殖マグロ成長産業化推進事業 (産業廃棄物税基金 16,068)	新規	38,159	0	養殖マグロの安定供給体制の確立と生産拡大を推進するため、赤潮等の影響を軽減する生け簀の整備を支援するとともに赤潮被害に強い養殖方法について実証する。
31	農林水産部	入津湾緊急赤潮対策事業	継続	3,163	3,410	蒲江入津湾において、赤潮による養殖業への被害発生を防止するため、自動赤潮監視装置を用いて監視体制を強化する。また、赤潮発生時に使用する液体酸素の省コスト化に向け、酸素発生器を使用した効果試験を行なう。
32	土木建築部	生活排水処理施設整備推進事業 (下水道整備緊急促進事業) (下水道整備未普及対策促進事業) (農業集落排水整備推進事業) (漁業集落排水整備推進事業) (浄化槽市町村整備推進事業) (浄化槽設置整備事業)	継続	373,755	263,518	大分の恵み豊かな水環境を保全するため、県費交付金及び補助金の助成により県民と市町村の財政負担を軽減し、県と市町村が連携して生活排水処理率の向上を図る。
33	土木建築部	農業集落排水事業	継続	51,450	26,298	農業用排水路の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備する。
34	土木建築部	漁業集落排水事業	継続	58,000	22,764	漁業集落の生活環境の改善と、漁港漁場の水域環境の保全・回復を図るため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備する。
35	土木建築部	(単)交通安全事業 (産業廃棄物税基金 20,000)	継続	341,000	0	トンネル照明について、安定器のPCB使用状況を調査し、産業廃棄物の適正処理を推進するもの。
-	土木建築部	筑後川水系水環境改善事業	終了	0	41,000	河川環境改善を図るため、筑後川水系をモデルに行なった各種調査結果を踏まえ、日田市が行う分水路の整備を支援した。
36	企業局	芹川ダム環境調査事業	継続	12,347	0	平成27年度に芹川ダム水環境改善事業で設置した循環装置等の効果検証および水質及び生物への影響調査を行う。
小計 36事業				1,968,781	1,407,545	
3 地球温暖化対策の推進						
1	生活環境部	気候変動対策推進事業 (地域環境保全基金 14,861) (産業廃棄物税基金 11,017)	新規	27,042	0	県内のCO ₂ 排出量削減のため、家庭及び事業所に対し、省エネ・節電セミナーの開催や、省エネ診断、エコアクション21認証取得の支援等を実施することにより、家庭・業務部門のCO ₂ 削減を図るとともに、ノーマイカーウィークやエコ通勤割引の実施により運輸部門のCO ₂ 削減を推進する。また、家庭における節電や環境ボランティア活動への参加者にポイントを付与し、CO ₂ 排出抑制を促進する九州版炭素マイレージ制度を推進する。併せて節電・省エネ行動等の実践と普及を図るため、節電の広報や、県庁舎緑のカーテンの設置を行う。また上記のようなこれまでの緩和策に加え、適応策も推進する。
2	生活環境部	CO ₂ オフセットトライ事業 (地域環境保全基金 9,823) (産業廃棄物税基金 114)	新規	10,366	0	ラグビーワールドカップ2019大分開催において選手の移動やスタジアムで発生するCO ₂ 排出量を県民総参加の省エネ行動で削減し環境にやさしい大会にするとともに、県民の地球温暖化対策の取組を促進する。地球温暖化対策講座の実施や、地球温暖化防止活動推進員マニュアルを作成することにより推進体制を強化し、県民や事業所に省エネチェックシートを活用した取り組みを促進する。

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
1	生活環境部	地球温暖化対策推進事業 (地域環境保全基金 13,151) (産業廃棄物税基金 10,906)	終了	0	22,351	県内のCO ₂ 排出量削減のため、家庭及び事業所に対し、省エネ・節電セミナーの開催や、省エネ診断、エコアクション21認証取得の支援等を実施することにより、家庭・業務部門のCO ₂ 削減を図るとともに、ノーマイカーウィークやエコ通勤割引の実施により運輸部門のCO ₂ 削減を推進した。また、家庭における節電や環境ボランティア活動への参加者にポイントを付与し、CO ₂ 排出抑制を促進する九州版炭素マイレージ制度を推進した。
2	生活環境部	節電・省エネ対策推進事業 (地域環境保全基金 3,492)	終了	0	2,734	節電・省エネ行動等の実践と普及を図るため、節電の広報や、県庁舎緑のカーテンの設置のほか、緑のカーテン写真展やFacebook等を活用した緑のカーテンフォトコンテストの実施等により県民の節電・省エネ意識の高揚を図った。
3	生活環境部	温泉資源適正利用推進事業 (再掲)	継続	128,552	33,339	温泉資源の保護を図るため、地熱発電の有望地域において、温泉井に圧力、温度、湧出量を計測する計器を設置し、長期的なモニタリング調査を実施する。また、別府市の温泉賦存量を把握するため、温泉資源量調査を実施する。
4	商工観光労働部	エネルギー関連産業成長促進事業 (産業廃棄物税基金 2,856) (再掲)	継続	34,975	31,431	本県の強みを生かしたエネルギー関連産業の集積を加速化するとともに、有望分野への新たな取組へと連鎖させることで、県内エネルギー関連産業の躍進を支援する。 ・水素分野、スマートコミュニティ分野の研究開発支援（2件） ・地域課題解決型の研究開発支援（2件） ・エネルギー産業企業会の情報提供セミナーの開催 ・会員企業が開発した新技術・製品の展示会出展支援 ・新エネや省エネなどに対する国の補助金を効果的に活用するため、新エネ・省エネコーディネーターを配置 ・太陽光発電設備の保守点検や3Rの推進
5	農林水産部	小水力発電施設整備事業	継続	202,791	543,900	農業水利施設を活用した小水力発電の施設整備及び導入支援を行う。
6	農林水産部	木造建築物等建設促進総合対策事業	一部新規	67,548	5,331	地域材の需要拡大のため、公共建築物の木造・内装木質化を支援する。非住宅木造建築に取り組みようとする建築士の育成研修等を実施する。木造化を検討する建築士等に対する相談窓口を設置する。また、九州各県の木材を利用した木造ビルの標準モデルの製作や、ブロック塀の代替として普及可能な木塀のモデル開発を行う。
7	農林水産部	森林認証材供給体制整備事業 (森林環境保全基金：2,847)	継続	2,847	1,130	持続可能な管理がなされた森林から生産される木材の流通拡大を図るため、東京オリンピック・パラリンピック選手村の建築部材として利用する県産材の製材加工等に対し支援する。
8	農林水産部	造林事業 (保育間伐推進緊急対策事業) (再掲)	継続	175,028	593	若齢林（3～5齢級）の保育間伐に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全で活力ある森林の維持を図る。
9	農林水産部	造林事業 (再造林促進緊急対策事業) (再掲)	継続	36,058	0	20%以上の広葉樹の植栽を伴う再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
10	農林水産部	再造林促進事業（再掲） (森林環境保全基金：105,000)	継続	588,000	438,170	林業経営適地内で、植栽本数を削減して取り組む再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
11	農林水産部	災害に強い森林づくり推進事業 (再掲) (森林環境保全基金：36,524)	一部新規	79,420	16,856	災害発生等が懸念される造林未済地の再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成等を行い、健全な森林の造成を図る。
12	農林水産部	主伐・再造林システム構築事業 (再掲)	継続	74,894	23,117	主伐・再造林の低コスト化を図るため、全木集材と再造林の一貫作業を行う林業事業体を育成するとともに、コンテナ苗の増産に対し支援する。
13	病院局	屋上緑化事業	継続	196	196	病院本館3階南側の外來棟屋上に、緑のカーテン（幅70m：ネットプランター）を設置し、執務室の気温上昇の緩和と節電を図る。

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
14	警察本部	交通安全施設整備事業 (信号灯器LED化・信号機新設)	継続	240,124	211,964	県下131箇所の交差点に設置されている信号灯器をLED式信号灯器に切り替えるとともに、24箇所の交差点にLED式信号灯器を新設する。
小計 14事業				1,667,841	1,331,112	
4 環境を守り育てる産業の振興						
1	福祉保健部	障がい者工賃向上支援事業	継続	6,314	5,177	農業の専門家であるアグリ就労アドバイザーを共同受注事務局に配置し、農業を行う障害福祉サービス事業所に派遣することにより、農産物の生産性や加工技術の向上、販路拡大を支援する。
2	商工観光労働部	ラグビーワールドカップ観光振興事業 (グリーンツーリズムの受入態勢整備)	継続	5,500	10,492	ラグビーワールドカップ2019大分開催を契機として、欧米・大洋州などからの観光誘客を図るため、グリーンツーリズムの受入態勢整備を行う。インバウンド向け情報発信や研修会を実施予定。
3	商工観光労働部	農山漁村ツーリズム推進事業	継続	3,447	2,787	大分県農山漁村ツーリズムガイドブック及びHPによる情報発信や危機管理研修などの各種研修の実施を予定しており、本県グリーンツーリズムのレベルアップを図る。
4	商工観光労働部	おもてなしトイレ緊急整備事業	継続	49,399	45,890	ラグビーワールドカップ2019に向け観光地の魅力向上を図るため、おもてなしのひとつとして市町村が設置する観光公衆トイレの環境改善を支援し、衛生的かつ利便性の高いトイレの整備を促進する。県内12市町村の35箇所でトイレの新築や改修に取り組むこととしている。
5	商工観光労働部	中小企業金融対策費 (地域産業振興資金・環境保全対策融資)	継続	72,435	77,386	大気汚染、水質汚濁などの処理施設等、環境保全のための施設設置やエネルギー対策として新エネルギー施設等を導入する中小企業を支援するため貸付原資を金融機関に預託する。
6	商工観光労働部	循環型環境産業創出事業 (産業廃棄物税基金 91,002)	継続	91,002	56,428	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物を地域資源として活用する循環型産業を育成するため、事業者が行う発生抑制、減量化及び再生利用に必要な設備や機器の導入に対し支援する。また、県内の環境関連企業を対象に環境ビジネス支援セミナーを開催する。
7	商工観光労働部	コンビナート企業国際競争力強化対策事業	継続	2,079	2,023	コンビナート立地企業の国際競争力強化を図るため、大分コンビナート競争力強化ビジョンに沿ってコンビナート内のエネルギー・副生物の最適化などについて検討する。 ・大分コンビナート企業協議会通常総会・競争力強化検討部会の開催 ・各分科会（ユーティリティ、物流、規制緩和、人材育成）での検討支援 ・コンビナート企業と地場企業の連携促進
8	商工観光労働部	エネルギー関連産業成長促進事業 (産業廃棄物税基金 2,856) (再掲)	継続	34,975	31,431	本県の強みを生かしたエネルギー関連産業の集積を加速化するとともに、有望分野への新たな取組へと連鎖させることで、県内エネルギー関連産業の躍進を支援する。 ・水素分野、スマートコミュニティ分野の研究開発支援（2件） ・地域課題解決型の研究開発支援（2件） ・エネルギー産業企業会の情報提供セミナーの開催 ・会員企業が開発した新技術・製品の展示会出展支援 ・新エネや省エネなどに対する国の補助金を効果的に活用するため、新エネ・省エネコーディネーターを配置 ・太陽光発電設備の保守点検や3Rの推進
-	農林水産部	荒廃農地等再生支援事業 (再掲)	終了	0	14,021	荒廃農地等の解消を図るため、農業参入企業等の農地再生経費を支援する。
9	農林水産部	集落営農構造改革対策事業	継続	81,589	63,094	集落営農法人の経営力強化や担い手不在集落など地域農業を総合的にサポートする組織の設立・運営の支援により農村景観の保全等を図る。 地域農業経営サポート機構設立予定：国東市、大分市

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
10	農林水産部	GAP認証農場拡大推進事業	継続	15,223	8,808	国内外のマーケットから求められるGAP認証取得を促進するため、生産者の各レベルに応じたGAP認証への支援及びGAP認証体制の整備を図る。また、将来のGAPの核となる人材を育成できる環境を整備する。
11	農林水産部	環境に配慮した農業定着化推進事業 (再掲)	継続	30,724	23,647	環境に配慮した農業生産を推進するため、環境保全型農業直接支払交付金やIPM(総合的病害虫・雑草管理)技術の導入に取り組む。
12	農林水産部	安全農業推進事業 (土壌保全対策)	継続	498	364	土壌の維持管理を適正に行うため、土壌診断体制の整備や土壌管理に対する指導を行うとともに土壌汚染対策の検討を行う。
13	農林水産部	中山間地域等直接支払事業 (再掲)	継続	1,812,496	1,795,513	中山間地域での農業生産や耕作放棄防止、水路・農道の管理等に取り組む農業者等に対する直接支払により、農業生産活動等の維持・増進を図る。(取組面積16,100ha)
14	農林水産部	有機農産物生産流通拡大推進事業	継続	7,512	6,127	有機農産物の生産・流通体制を確立するため、生産者グループの機器整備や共同出荷に要する経費を支援するとともに、県内での有機農産物の販路拡大に取り組む。
15	農林水産部	「おおいの有機」産地づくり加速化事業	新規	24,302	0	有機農業の産地拡大と生産者の経営力強化を図るため、関東圏や海外への販路開拓を目指した有機野菜の生産者による県域での生産出荷体制の構築を支援するとともに、県産有機農産物の認知度向上に取り組む。 ・有機野菜広域出荷体制づくり支援事業業務契約締結・開始 ・有機碾茶づくり普及拡大研修事業業務契約締結・開始
16	農林水産部	畜産農場HACCP認証取得推進事業	継続	3,170	2,240	生産段階の安全性を証明する農場HACCP認証制度やJGAP家畜・畜産物認証の普及啓発に取り組む。
17	農林水産部	農業農村多面的機能支払事業	継続	1,013,016	949,349	地域共同で行う農業の多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。(取組面積24,800ha)
18	農林水産部	環境にやさしい農業農村整備推進事業 (農地諸費)	継続	415	348	生態系や景観に配慮した事業を推進するため、有識者による環境情報協議会を開催し、環境にやさしい農業農村整備事業の計画を策定する。
19	農林水産部	戦略魚種ハモ資源管理対策事業	終了	0	2,331	ハモの良好な資源状況を維持するため、各海域でのハモ資源の分布、資源量、産卵時期等の調査を実施する。
20	農林水産部	水産資源回復強化事業	継続	60,967	55,811	水産資源の維持・増大を図るため、新たな保護区の設定などの資源管理措置の強化と効果的な種苗放流等に取り組む漁業者に対して支援を行う。
21	農林水産部	沿岸漁場基盤整備事業 (水産基盤整備調査事業)	継続	37,520	85,406	県内17活動組織が、藻場・干潟の機能保全のための母藻の設置、干潟の造成、耕うん、モニタリング調査等に取り組む。また、磯焼けの進行等により藻場の衰退が懸念される豊後水道沿岸域及び豊後灘・別府湾海域で藻場分布調査を実施する。
22	農林水産部	浅海養殖推進事業	継続	7,386	8,454	アサリなど地域の特性を活かした新たな養殖技術を確立するとともに、地域への定着を目指す。
小計 22事業				3,402,976	3,247,127	
5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり						
1	企画振興部	広報活動費	継続	141,443	132,513	テレビ・ラジオなどの県政情報番組や、新聞広報などを通じ、県民に対して環境問題や環境美化活動について広報を行う。
2	福祉保健部	老人クラブ助成事業	継続	28,464	28,704	一人暮らし高齢者等の見守り活動や清掃奉仕、児童の登下校時の見守り等の地域活動やスポーツ活動などを行う、老人クラブの活動費を助成する。

平成30年度及び令和元年度実施事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R1 当初予算額	H30 決算額	令和元年度事業内容及び取組状況 (終了事業についてはH30取組内容)
3	生活環境部	おおいたうつくし作戦推進事業 (産業廃棄物税基金 7,978) (森林環境保全基金 1,796)	継続	11,301	16,303	環境保全活動を通じて地域を活性化する県民運動である「おおいたうつくし作戦」を展開する。この作戦を牽引する新たな団体の設立等への支援など、うつくし推進隊の基盤強化を図るとともに、推進隊活動を地域に定着させ、地域活性化につなげるため、3つのモデル(うみ・やま・まち)を確立させる。また、ラグビーワールドカップ時の環境視点のおもてなし活動や県民一斉おおいたうつくし大行動等、県民総参加で取り組み、環境意識の醸成を図る。
4	生活環境部	未来の環境を守る人づくり事業 (地域環境保全基金 6,049) (産業廃棄物税基金 5,401) (森林環境税基金 3,573)	継続	19,766	18,398	地域や学校等における環境教育を推進するため、環境教育アドバイザー派遣制度の充実を図り実施するとともに、子どもを対象とした自然体験活動を年間を通じて行う、おおいたこども探険団活動を実施するとともに、環境教育の指針である第3次大分県環境教育行動等計画の策定を行う。また、大分県地域環境保全基金へ寄附されたレジ袋無料配布中止の取組による収益金を、幼児向け環境教育等に活用することにより、環境保全活動に自主的、継続的に取り組む人材の育成を推進し、レジ袋無料配布中止の取組への県民理解の一層の浸透を図る。
5	農林水産部	森林づくりボランティア活動促進事業(再掲) (森林環境保全基金:20,728)	継続	20,728	18,189	森林ボランティア活動を推進するため、県民や企業による森林づくり活動等を支援する。
6	農林水産部	森林環境教育・木育促進事業(再掲) (森林環境保全基金:8,381)	一部新規	8,381	7,278	森林環境教育・木育活動を進めるため、子どもたちの森林体験活動を支援する森の先生の派遣や森林づくり活動リーダーの育成等を行う。
7	土木建築部	クリーンロード支援事業	継続	16,000	16,000	道路愛護団体(ボランティア団体や地元自治会等)の育成及び道路愛護気運の醸成を目的に、草刈り活動や花植え等活動への支援を行う。
8	教育庁	森林環境学習促進事業 (森林環境保全基金:7,729)	継続	7,729	5,776	森林環境学習指導者の養成及び児童・生徒への学習機会の提供等、環境教育の推進を図るとともに、県産材を使用したアスレチック施設を整備することで、子どもたちの適切な運動による心身の豊かな成長を図る。
小計 8事業				253,812	243,161	
6 基盤的施策の推進						
1	生活環境部	環境保全対策費 (産業廃棄物税基金 1,048)	継続	3,577	2,607	・大分県環境審議会を開催する。 ・環境白書を作成し、県ホームページに掲載する。
2	生活環境部	環境影響評価指導事業	継続	4,042	2,220	環境影響評価条例等に基づいて事業者が実施する環境影響評価について、技術指導及び審査を行う。
小計 2事業				7,619	4,827	
総計						
120事業				11,568,482	10,500,907	

※ 各施策の予算額には、再掲分を含んでいるため、総計の予算額と一致しない。

大分県地球温暖化防止活動推進センター 年次報告

大分県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条の規定に基づき、平成15年9月から**大分県地球温暖化防止活動推進センター**（以下「センター」という。）を指定しており、平成15年9月から平成18年3月まではNPO法人緑の工房ななぐらすを、平成18年4月から平成21年3月まではNPO法人地域環境ネットワークを、平成21年4月からNPO法人大分県地球温暖化対策協会をそれぞれセンターに指定している。

センターの事業内容は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地域の**地球温暖化防止活動推進員**及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること並びに日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、必要な助言を行うことである。

第1項 平成30年度の実績

1 地域における地球温暖化防止活動促進事業（環境省補助事業）

事業名称等	実施日	事業実績等
地球温暖化対策等（COOL CHOICE含む）についての広報・啓発活動	年間	地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」への賛同呼びかけ 夏の省エネ・節電セミナー、地球温暖化防止推進大会の開催 環境月間行事等への支援・連携
地球温暖化防止活動推進員や民間団体の活動支援	年間	地球温暖化防止活動推進員研修（年2回） 推進員を講師とした地球温暖化対策講座、広報業務 各地域環境イベントにおける地球温暖化対策講座、広報業務 地域協議会活動支援 低炭素活動事例集作成
日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等について相談対応、助言	年間	照会・相談・助言の実施
地域の温室効果ガス排出に関する実態調査、情報収集・分析、成果の発信	年間	うちエコ診断によるCO ₂ 排出実態調査及び啓発資料の作成 家電製品・日常の行動に関するアンケートの実施
指定自治体への施策協力	年間	連絡調整会議等の開催（年3回）

2 低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業（環境省補助事業）

事業名称等	実施日等	事業実績等
家庭向けエコ診断の実施	年間	家庭向けエコ診断の実施 10件

3 家庭向けCO₂削減推進事業（県委託事業）

事業名称等	実施日等	事業実績等
家庭向けCO ₂ 削減推進事業	年間	家庭向けエコ診断の実施 60件 診断士研修会の実施 セミナー等の開催（夏の省エネ・節電セミナー、地球温暖化防止推進大会） 家庭での省エネの取組に対する顕彰 地球温暖化防止活動推進員研修会の開催（年2回） 地球温暖化対策地域協議会研修会の開催（年2回） 地球温暖化対策講座の実施、参加

4 地球温暖化対策エコドライブ推進事業（県委託事業）

事業名称等	実施日等	事業実績等
地球温暖化対策エコ&セーフティドライブ推進事業	年間	事業所の安全運転管理者講習（25カ所 3,585名） 事業所営業車両に「エコドライブ宣言」の掲出 エコドライブキャンペーンの実施（イベント、メディアなど） 交通安全県民大会啓発 新規運転免許取得者への啓発 先進事例情報収集

5 その他

事業名称等	実施日等	事業実績等
①九州エコライフポイント支援事業	年間	参加者募集と啓発
②ホームページ掲載	年間	情報提供
③報道機関への取材協力 県、市等関係機関の広報番組、マスコミ取材等	年間	
④普及器材など貸し出し	年間	推進員や地域協議会が活動を実施するため、パネル・DVD・自然エネルギー学習器材等貸し出しや資料提供
⑤相談・照会への対応	年間	

第2項 令和元年度の取組

1 地域における地球温暖化防止活動促進事業（環境省補助事業）

事業名称等	実施日	事業実績等
地球温暖化対策等（COOL CHOICE含む） についての広報・啓発活動	年間	夏の省エネ・節電セミナー、地球温暖化防止推進大会の開催 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の推進 低炭素活動事例の募集、再配達防止キャンペーン、省エネ体験 エコドライブの推進
地球温暖化防止活動推進員や民間団体の活動 支援	年間	地球温暖化防止活動推進員研修（年2回） 推進員を講師とした地球温暖化対策講座、広報業務 各地域環境イベントにおける地球温暖化対策講座、広報業務 地域協議会活動支援 低炭素活動事例募集・審査・表彰
日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等 について相談対応、助言	年間	照会・相談・助言の実施
地域の温室効果ガス排出に関する実態調査、 情報収集・分析、成果の発信	年間	うちエコ診断によるCO ₂ 排出実態調査 家電製品・日常の行動に関するアンケートの実施
指定自治体への施策協力	年間	連絡調整会議等の開催

2 家庭向けCO₂削減推進事業（県委託事業）

事業名称等	実施日等	事業実績等
家庭向けCO ₂ 削減推進事業	年間	家庭向けエコ診断の実施 60件 セミナー等の開催（夏の省エネ・節電セミナー、地球温暖化 防止推進大会） 家庭での省エネの取組に対する顕彰 地球温暖化防止活動推進員に対する研修（年2回） 地球温暖化対策地域協議会に対する研修（年2回） 地球温暖化対策講座の実施、参加 CO ₂ オフセットトライ事業啓発

3 地球温暖化対策エコ&セーフティドライブ推進事業（県委託事業）

事業名称等	実施日等	事業実績等
地球温暖化対策エコ&セーフティドライブ推進事業	年間	事業所の安全運転管理者講習 各種学校へのエコドライブ講習 事業所営業車両に「エコドライブ宣言」の掲出 新規運転免許取得者への啓発 エコドライブキャンペーンの実施（イベント、メディアなど）

4 その他

事業名称等	実施日等	事業実績等
①九州エコライフポイント支援事業	年間	参加者募集と啓発
②ホームページ掲載	年間	情報提供
③報道機関への取材協力 県、市等関係機関の広報番組、マスコミ取材等	年間	
④普及器材など貸し出し	年間	推進員や地域協議会が活動を実施するため、パネル・DVD・自然エネルギー学習器材等貸し出しや資料提供
⑤相談・照会への対応	年間	

資料編

大分県環境白書（資料編） 目次

1 環境分野における主な取り組み ……………	181	表 水質11 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数及び有害物質貯蔵指定施設数……………	216
2 各種審議会委員等名簿 ……………	182	表 水質12 排水基準の概要……………	217
(1) 大分県環境審議会委員……………	182	表 水質13 地下水調査井戸数……………	218
(2) 大分県環境影響評価技術審査会委員…	183	表 水質14 地下水質調査結果……………	219
(3) 大分県公害審査会委員……………	184	表 水質15 総量削減計画の概要(COD、窒素含有量及びりん含有量) ……	221
(4) 大分県産業廃棄物審査会……………	184	表 水質16 瀬戸内海の環境保全に関する大分県計画の施策……………	222
(5) 大分県漁業被害認定審査会委員……………	184	表 水質17 水質環境基準等(公共用水域) ……	223
(6) おおいたうつくし作戦県民会議委員…	185	表 水質18 地下水の環境基準等と地下浸透の防止に係る基準……………	230
(7) 自然公園指導員(大分県委嘱)……………	186	表 水質19 水質関係公害防止協定値……………	233
(8) 自然公園指導員(環境省委嘱)……………	188		
(9) 大分県環境教育アドバイザー……………	189		
3 大気関係資料 ……………	191	5 騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料 ……	234
表 大気1 環境基準及びその評価方法 ……	191	表 騒音1 騒音に係る環境基準……………	234
表 大気2 硫酸酸化物に係る排出基準(K値)の推移……………	191	表 騒音2 航空機騒音に係る環境基準 ……	234
表 大気3 大気関係公害防止協定値……………	192	表 騒音3 特定工場等に関する騒音の規制基準……………	235
図 大気4 大気環境監視測定局設置状況……………	192	表 騒音4 特定建設作業に関する騒音の規制基準……………	235
表 大気5 各測定局の環境基準達成状況……………	193	表 騒音5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧……………	236
表 大気6 主要交差点における測定結果……………	193	表 騒音6 一般環境における騒音の環境基準達成状況……………	237
表 大気7 有害大気汚染物質調査結果……………	194	表 騒音7 道路に面する地域の騒音測定結果……………	238
表 大気8 空間放射線量率……………	195	表 騒音8 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の面的評価結果……………	239
表 大気9 雨水の全ベータ放射能……………	195	表 騒音9 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の評価結果(道路種類別総括表)……………	240
表 大気10 環境試料中の放射性物質濃度……………	195	表 騒音10 町村の路線別の面的評価結果(戸数)……………	241
表 大気11 ダイオキシン関係(大気、水質、底質、土壌)……………	196	表 騒音11 町村の路線別の面的評価結果(割合)……………	242
4 水質関係資料 ……………	197	表 騒音12 航空機騒音実態調査結果……………	243
表 水質1 公共用水域の水質測定項目……………	197	表 騒音13 騒音苦情受付件数(発生原因別)……………	243
表 水質2 公共用水域の水質調査に係る測定機関別測定地点総括表……………	198	表 騒音14 騒音に係る特定施設別届出数……………	243
表 水質3 生活環境項目(BOD、COD)の環境基準達成率の推移……………	198	表 騒音15 騒音に係る特定建設作業別届出数……………	244
表 水質4 生活環境項目(BOD、COD)の環境基準達成状況の推移……………	199	表 振動1 振動規制基準……………	245
表 水質5 生活環境項目(全窒素、全磷)の環境基準達成率の推移……………	201		
表 水質6 生活環境項目(全窒素及び全磷)の環境基準達成状況の推移……………	202		
表 水質7 水生生物の保全に係る環境基準達成状況……………	203		
表 水質8 環境基準類型指定状況……………	209		
表 水質9 水生生物調査に係る指標生物……………	215		
図 水質10 瀬戸内区域及び入津……………	215		

表 振動2	振動苦情受付件数 (発生原因別) ……………	245
表 振動3	振動に係る特定施設別届出数	246
表 振動4	振動に係る特定建設作業別 届出数 ……………	246
表 悪臭1	悪臭苦情受付件数 (発生原因別) ……………	247
表 悪臭2	六段階臭気強度表示法 ……………	247
表 悪臭3	悪臭防止法に基づく規制基準	247
表 悪臭4	かおり風景100選選定地点 (県内) ……………	248
図 悪臭5	畜産環境保全指導體制 ……………	249
図 悪臭6	畜産環境対策推進体制 ……………	249
6	土壌関係資料 ……………	250
表 土壌1	土壌の汚染状況に関する基準	250
表 土壌2	要措置区域一覧 ……………	251
表 土壌3	形質変更時要届出区域一覧 …	251
7	廃棄物関係資料 ……………	252
表 廃棄物1	種類別一発生量及び 処理・処分量 ……………	252
表 廃棄物2	地域別一発生量及び 処理・処分量 ……………	254
表 廃棄物3	排出量(業種別・種類別)	255
表 廃棄物4	産業廃棄物処理施設の 設置数と能力 ……………	256
表 廃棄物5	産業廃棄物処理業及び 特別管理産業廃棄物処理業の 許可件数 ……………	256
8	自然環境関係資料 ……………	257
表 自然1	市町村別自然公園面積調 ……	257
表 自然2	狩猟鳥獣 ……………	259
表 自然3	狩猟者による主な鳥獣の 捕獲数 ……………	259
表 自然4	主な鳥獣による農林作物の 被害金額の推移 ……………	259
表 自然5	平成29年度温泉利用状況 報告書 ……………	260
9	エコエネルギー関係資料 ……………	262
表	県内のエコエネルギー導入状況……………	262
10	衛生環境研究センター関係資料 ……	278
表 衛生1	環境保全に関する調査研究 …	278
表 衛生2	大気汚染等に関する 調査分析件数 ……………	279
表 衛生3	水質汚濁等に関する 調査分析件数 ……………	279

11	第3次環境基本計画 ……………	280
表	指標 環境指標一覧……………	280
12	大分県環境教育等行動計画の進捗状況	
表	指標一覧……………	284
	語句説明・索引 ……………	287

1 環境分野における主な取り組み

年月日	県	年月日	国
平成30年		平成30年 4.17	第5次環境基本計画閣議決定
5.15	平成30年度おおいたうつくし作戦功労者表彰式 平成30年度「第1回おおいたうつくし作戦県民会議」開催		
6.21、7.7	おおいたうつくしキャンドルナイト		
8.5	県民一斉うつくし大行動（第1弾）		
10.13	第12回「くじゅうの自然に感謝する日」		
10.31	平成30年度第2回「おおいたうつくし作戦県民会議」開催		
10.24～31	県民一斉うつくし大行動（第2弾）	12.1	気候変動適応法 施行
12.8	「おおいたうつくし感謝祭」開催	12.2～15	気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）開催

2 各種審議会委員等名簿

(1) 大分県環境審議会委員

(令和2年3月1日現在)

氏名	所属・職名等	部会						備考
		総合	水質	自然環境	温泉	鳥獣	環境緑化	
塚田俊三	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部客員教授	◎						会長・総合政策部会長
内田健	弁護士	○						副会長
井上雅公	(一社)大分県医師会常任理事	○						副会長
足立高行	NPO法人おおいた生物多様性保全センター理事長	○		◎				自然環境部会長
安達由美子	祖峰婦人女性林研グループ会長					○		
穴井豊水	大分県樹苗生産農業協同組合代表理事副組合長						○	
池松信子	おおいた上野の森の会 代表					○		
井上隆	NPO法人里山保全竹活用百人会 理事長	○						
野見山裕治	日本製鉄(株)執行役員 大分製鉄所長	○						
大上和敏	大分大学教育学部教授	○	◎		○			水質部会長
大沢信二	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授	○			◎			温泉部会長
海原明子	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい 副理事長		○					
笠木梨恵	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会幹事	○						
川野智美	九重ふるさと自然学校代表	○		○				
小口陽介	九州地方環境事務所統括自然保護企画官			○				
北崎康文	大分地方気象台長	○						
衣本太郎	大分大学理工学部准教授/減災・復興デザイン教育研究センター	○						
久壽米木洋子	大分県薬剤師会検査部長	○	○					
上月明美	別府温泉女将の会 副会長/おにやまホテル女将				○			
小斉和代	大分商工会議所女性会理事	○						
後藤政子	大分県商工会女性部連合会会長						○	
斉藤功	大分大学医学部 公衆衛生・疫学講座 教授		○					
坂本和隆	大分森林管理署長			○		○		
重本悟	公益財団法人森林ネットおおいた理事長	○					◎	環境緑化部会長
須賀要子	NPO法人アースデイ中津 理事長	○						
高見大介	日本文理大学工学部助教/人間力育成センター長	○						
高見徹	西日本工業大学工学部総合システム工学科教授		○					
竹村恵二	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設名誉教授			○	○			
谷上和年	日本野鳥の会大分県支部 支部長	○				◎		鳥獣部会長
戸高壽生	大分県森林組合連合会代表理事会 副会長理事					○	○	
富田能範	一般社団法人大分県猟友会会長					○		
中野聖子	大分県獣医師会/ファミリー動物病院 院長					○		
永野昌博	大分大学理工学部准教授			○				
如法寺晴美	湯平温泉女将の会 会長/旅館 都屋				○			
樋口虎喜	大分県みどりの少年団育成連絡協議会副会長						○	
姫野由香	大分大学理工学部助教			○				
藤本昭夫	姫島村長	○						
星野和夫	株式会社マリーンパレス飼育部企画開発室リーダー		○					
牧野直樹	九州大学名誉教授				○			
松本佳織	弁護士				○			
水谷トシエ	一般社団法人大分県地域婦人団体連合会副会長						○	
森崎澄江	公益社団法人ガールスカウト大分県連盟連盟長						○	
山下博美	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部准教授		○					
綿末しのぶ	大分県環境教育アドバイザー/環境カウンセラー	○						

特別委員(水質部会：水質汚濁防止法関係)

氏名	所属	備考
廣田明	九州農政局生産部長	
柳生勇	九州経済産業局資源エネルギー環境部長	
堂蘭俊多	九州地方整備局企画部長	
小野有司	大分海上保安部長	
本田悦久	九州産業保安監督部産業保安監督管理官	

任期：平成30年12月1日～令和2年11月30日

(2) 大分県環境影響評価技術審査会委員

(令和元年6月3日現在)

氏 名	職 名 等	備 考
大 上 和 敏	大分大学教育学部 教授	
影 山 隆 之	大分県立看護科学大学看護学部 教授	会長代理
桑 野 恭 子	NPO法人地域環境ネットワーク 理事	
坂 井 美 穂	日本文理大学工学部 教授	
定 金 香 里	大分県立看護科学大学看護学部 講師	
副 島 顕 子	熊本大学大学院先端科学研究部 教授	
竹 村 恵 二	京都大学名誉教授	会 長
谷 上 和 年	別府溝部学園短期大学 教授	
銭 学 鵬	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部 准教授	
堤 内 雄 二	大分昆虫同好会 幹事	
永 野 昌 博	大分大学理工学部 准教授	
姫 野 由 香	大分大学理工学部 助教	
星 野 和 夫	大分マリーンパレス水族館「うみたまご」飼育部企画開発室 リーダー	
吉 永 浩 二	別府大学 非常勤講師	

委員の任期：令和元年6月3日～令和3年6月2日

(3) 大分県公害審査会委員

(平成31年4月1日現在)

専門分野	氏名	役職名等
法 律	原 口 祥 彦	弁護士
	井 田 雅 貴	弁護士
	松 田 健太郎	弁護士
	中 山 裕 佳	弁護士
公 衆 衛 生	貞 永 明 美	大分県医師会常任理事
	斉 藤 功	大分大学医学部公衆衛生・疫学講座 教授
	久壽米木 洋子	大分県薬剤師会理事
産業技術・その他	影 山 隆 之	大分看護科学大学看護学部看護学講座 教授
	平 田 誠	大分大学理工学部共創理工学科応用化学コース 准教授
	大 上 和 敏	大分大学教育学部 教授

任期：平成31年1月8日～令和4年1月7日

(4) 大分県産業廃棄物審査会

(平成31年4月1日現在)

氏名	職名
雪 野 佐喜子	大分県中小企業診断士
工 藤 宗 治	大分工業高等専門学校都市・環境工学科准教授
原 口 祥 彦	弁護士
阿 部 貴 史	弁護士
葛 西 満里子	NPO法人緑の工房ななぐらす理事長
平 田 誠	大分大学理工学部准教授
信 岡 かおる	大分大学理工学部准教授
久壽米木 洋子	大分県薬剤師会検査センター検査部長 大分県薬剤師会理事
大 上 和 敏	大分大学教育学部准教授
田 島 義 久	元大分県環境保全課長

任期：平成30年4月26日～令和2年4月25日

(5) 大分県漁業被害認定審査会委員

(令和元年12月25日現在)

氏名	職名
小 野 眞 一	みなと新聞アドバイザー
酒 井 久美子	大分大学医学部助教
鶴 原 誠 二	大分県立海洋科学高等学校副校長
山 下 博 美	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部准教授
久壽米木 洋子	大分県薬剤師会理事
小 野 裕 佳	弁護士
奥 澤 公 一	国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所育種研究センター長
富 高 新 一	佐伯市農林水産部水産課長

任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日

(6) おおいたうつくし作戦県民会議委員

(令和元年10月31日現在)

会長 関 莊一郎

副会長 各 部 会 長

顧問 大分県知事 広瀬 勝貞

(自然保護・観光部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	日本文理大学	工学部教授	杉 浦 嘉 雄
副 部 会 長	大分大学	理工学部准教授	永 野 昌 博
委 員	NPO法人ソーシャルプラネット	理事長	荒 江 進
委 員	日本野鳥の会大分県支部	事務局長	衛 藤 民 子
委 員	日本風景街道別府湾岸・国東半島海への道推進協議会	事務局長	加 藤 千 明
委 員	九重ふるさと自然学校	代表	川 野 智 美
委 員	九州旅客鉄道(株)大分支社	総務企画課 課長代理	菊 池 建 次
委 員	九重の自然を守る会	事務局長	小 山 正 記
委 員	(株)マリーンプレス	飼育部・獣類グループ 主任	佐 藤 名 保
委 員	九州アフリカ・ライオン・サファリ(株)	総務課 主任	福 田 裕 作
委 員	NPO法人アイラブグリーン大分	理事長	二 村 沢 行
委 員	NPO法人大分環境カウンセラー協会	理事	都 信 親
委 員	国東半島峯道トレイルクラブ	顧問	山 岡 研 一
委 員	大分県山岳連盟	会長	吉 野 眞 治
委 員	NPO法人おくぶんごツーリズム研究所	理事長	渡 部 順 子

(廃棄物・大気・水環境部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	大分大学	教育学部教授	大 上 和 敏
副 部 会 長	気象予報士		花 宮 廣 務
委 員	生活協同組合コープおおいた	理事	宇都宮 日登美
委 員	大分県生活学校運動推進協議会	庶務	衛 藤 賢 美
委 員	(一社)大分県産業資源循環協会	会長	加 藤 晴 夫
委 員	大分県商工会女性部連合会	会長	後 藤 政 子
委 員	(一社)大分県自動車整備振興会	専務理事	須 藤 正 智
委 員	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	理事長	関 莊一郎
委 員	特定医療法人聖陵会		高 倉 千 恵 美
委 員	-		詫 摩 賢 治
委 員	(一社)大分県建設業協会	理事	利 光 正 臣
委 員	大分県漁業協同組合女性部	委員	中 山 早 苗
委 員	大分県食生活改善推進協議会	会長	荷 宮 み ち 恵
委 員	(株)トキハ	総務部総務課環境担当	前 田 義 憲
委 員	チーム2℃おおいた協議会		溝 部 敏 勝
委 員	立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋学部准教授	山 下 博 美

(地球温暖化対策部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	立命館アジア太平洋大学	客員教授	塚 田 俊 三
副 部 会 長	NPO法人地域環境ネットワーク	理事	桑 野 恭 子
委 員	祖峰女性林研グループ	会長	安 達 由 美 子
委 員	NPO法人大分県地球温暖化対策協会	参与	安 藤 美 江
委 員	大分大学	理工学部准教授	井 上 高 教
委 員	九州電力(株)大分支社	企画・総務部地域共生グループ 課長	内 田 利 美
委 員	チーム2℃おおいた協議会	代表	加 藤 俊 一
委 員	中津市地球温暖化対策協議会	代表	久 保 皓 一
委 員	大分瓦斯(株)	取締役 供給部長	戸 高 利 恒
委 員	-		原 田 真 美
委 員	(公社)大分県トラック協会	常務理事	益 永 浩
委 員	(株)石井工作研究所	SDG s ファシリテーター	松 山 真 弓
委 員	(一社)大分県バス協会	専務理事	脇 紀 昭
委 員	大分県地球温暖化防止活動推進員		綿 末 しのぶ
委 員	(一社)大分県タクシー協会	専務理事	渡 邊 憲 一
委 員	(株)大分銀行	地域創造部社会貢献グループ推進役	渡 辺 徹

(環境関連産業部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	T・プラン(株)	代表取締役	寺 下 満
副 部 会 長	日本製鉄(株)大分製鉄所	安全環境防災部 上席主幹	安 田 賢 一
委 員	(有)育葉産業	代表取締役	栗 田 洋 蔵
委 員	(株)JTB 大分支店	業務課長	黒 川 一 也
委 員	昭和電工(株)大分コンビナート	生産技術部長	桜 井 和 宏
委 員	太平洋セメント(株)大分工場	製造部長	笹 尾 達 史
委 員	大分大学	理工学部助教	鈴 木 絢 子
委 員	-		鈴 木 武 仁
委 員	グラン プリマヴェーラ	代表	洲 本 千 春
委 員	エレファントジャパン(株)	代表取締役社長	高 橋 枝 見
委 員	(株)環境整備産業	取締役収集運搬部長	福 永 亮 介
会 長	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	専務理事	堀 精 治
委 員	九州林産(株)	林業部長	松 尾 正 信
委 員	(株)エフバイオス 日田事業所	所長代行	松 尾 康 行
委 員	新きこり隊	代表	横 川 淳 子
委 員	大分短期大学 園芸科	教授	吉 野 賢 一

(環境教育・ボランティア部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	学校法人渕野学園 富士見が丘幼稚園	理事長 園長	渕 野 二 三 世
副 部 会 長	NPO法人アースデイ中津	理事長	須 賀 要 子
委 員	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい	副理事長	海 原 明 子
委 員	大分県青少年団体連絡協議会	会長	小 手 川 和 彦
委 員	大分県自治会連合会	会長	貞 池 富 士 生
委 員	大分県立佐伯鶴城高等学校	校長	志 賀 信 幸
委 員	(一社)大分県地域婦人団体連合会	副会長	徳 丸 由 美 子
委 員	(公財)大分県老人クラブ連合会	会長	林 三 男
委 員	大分県環境教育アドバイザー		原 口 サトミ
委 員	チーム2℃おおいた協議会		楢 本 明 美
委 員	大分県PTA連合会	母親部	森 恵
委 員	(公社)ガールスカウト大分県連盟	連盟長	森 崎 澄 江
委 員	大分生物談話会	事務局	柳 本 典 枝
委 員	大分県公民館連合会	副会長	矢 野 省 三
委 員	NPO法人さわやか佐伯	理事長	山 本 眞 壽 美
委 員	大分県高等学校PTA連合会	副会長	渡 辺 美 和 子

任期：令和元年9月26日～令和3年9月25日

(7) 自然公園指導員 (大分県委嘱)

(平成31年4月1日現在)

氏 名	主 な 活 動 地 域		所 属 団 体
秋 吉 文 隆	瀬戸内海	国東半島	
足 利 慶 聖	耶馬日田英彦山		水辺に遊ぶ会
麻 生 敏 夫	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
安 東 桂 三	阿蘇くじゅう		日本山岳ガイド協会
安 藤 俊 二	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会ほか
安 東 愛 美	阿蘇くじゅう		大分県植物研究会
石 川 大 介	阿蘇くじゅう	祖母傾	猪の瀬戸湿原再生ボランティア
伊 東 都 茂 子	阿蘇くじゅう	神角寺芹川	大分グリーンインストラクター他
伊 東 博 光	阿蘇くじゅう	神角寺芹川	森と遊ぶ会等
井 上 千 鳥	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会
岩 尾 淳 子	阿蘇くじゅう	国東半島	水辺に遊ぶ会、日本野鳥の会
内 田 桂	瀬戸内海	日豊海岸	おおいた環境保全フォーラム
内 田 ひとみ	日豊海岸	豊後水道	おおいた環境保全フォーラム
江 口 初 男	瀬戸内海	阿蘇くじゅう	日本野鳥の会大分県支部
江 藤 明 彦	阿蘇くじゅう		湯布院登山クラブ・県山岳救助隊
江 藤 健 二	津江山系		臼杵さくらの会
江 藤 光 男	阿蘇くじゅう		
大 倉 鉄 也	祖母傾		大分生物談話会
太 田 博 之	瀬戸内海	耶馬日田英彦山	水辺に遊ぶ会
大 向 弘	阿蘇くじゅう		

氏名	主な活動地域		所属団体
奥森岳士	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会
小野嘉子	阿蘇くじゅう		大分県植物研究会
甲斐善江	阿蘇くじゅう		
海原明子	瀬戸内海	国東半島	国東市手と手とまちづくりたい
城井勉	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会
木原泉	阿蘇くじゅう	祖母傾	
清田謙二	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会
工藤剛	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会
黒瀬初輔	瀬戸内海		猪の瀬戸湿原保全の会
小島安国	瀬戸内海		
後藤聡	阿蘇くじゅう	祖母傾	日本野鳥の会、日本自然保護協会
古谷美和	日豊海岸	豊後水道	臼杵ミワリークラブ
是永保孝	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
坂本亮	阿蘇くじゅう	国東半島	大分緑山岳会
佐藤賢二	瀬戸内海		大分地球温暖化対策協会
佐藤豊明	阿蘇くじゅう	祖母傾国定	大分トレッキングクラブ
佐藤美樹	阿蘇くじゅう		みちくさ案内人
佐保隆	祖母傾県立		大分県山岳避難捜索救助隊 佐伯分隊
志賀一哉	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
首藤房子	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会
菅本夕子	瀬戸内海		
高野憲太郎	日豊海岸	豊後水道	大分県植物研究会
高野裕樹	耶馬日田英彦山	祖母傾	大分生物談話会
高橋賢一	阿蘇くじゅう	日豊海岸	九重の自然を守る会
高橋誠一	瀬戸内海		
高山良範	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分環境カウンセラー協会
瀧石裕一	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
竹内義昭	阿蘇くじゅう	日豊海岸	
田邊勇	神角寺芹川		大分県樹木医会
谷上和年	阿蘇くじゅう	耶馬日田英彦山	日本野鳥の会
恒松勲	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
藤内広三	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会
時松和弘	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
時松博範	阿蘇くじゅう	祖母傾	山岳遭難救助隊玖珠分隊
中村茂	日豊海岸	国東半島	日本自然保護協会、日本野鳥の会ほか
西嶋功	阿蘇くじゅう		九重・飯田高原公私隊
大戸佳子	耶馬日田英彦山		大分生物談話会
野上安一	阿蘇くじゅう		由布岳南山麓景観保全機構
長谷俊介	津江山系		
濱田義照	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会理事
日隈巖	耶馬日田英彦山		
日野佳代	阿蘇くじゅう	祖母傾	九重の自然を守る会
深江克寿	日豊海岸	豊後水道	大分生物談話会
堀英樹	阿蘇くじゅう		大分生物談話会・大分生物多様性保全センター
本郷貴行	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会
宮本英一	耶馬日田英彦山	瀬戸内海	
宮脇哲雄	日豊海岸	豊後水道	米水津アサギマダラの会
森田祐介	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分生物談話会、日本爬虫両棲類学会他
矢野真紀夫	神角寺芹川	祖母傾	豊後大野市自然史友の会ほか
矢野義嗣	瀬戸内海	阿蘇くじゅう	
山崎美土子	日豊海岸		県自然保護協会
山下莖三	耶馬日田		水辺に遊ぶ会
山田俊治	祖母傾国定	神角寺芹川	大分生物談話会
山田敏美	瀬戸内海	国東半島	いのむれ会
山本幸雄	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
吉武道孝	阿蘇くじゅう	耶馬日田英彦山	大分県山岳連盟
吉弘久美	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
吉弘好孝	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
渡辺和子	阿蘇くじゅう		大分県植物研究会
渡邊新十郎	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会ほか

(任期：平成29年7月1日～令和元年6月30日)

(8) 自然公園指導員（環境省委嘱）

(平成31年4月1日現在)

氏名	主な活動地域		所属団体
	国立公園	国定公園	
相田展正	阿蘇くじゅう		猪の瀬戸湿原保全の会
赤嶺和樹	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
足利由紀子		耶馬日田	水辺に遊ぶ会
足立高行	阿蘇くじゅう	日豊海岸	日本自然保護協会
穴井輔嘉	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
池松信子	阿蘇くじゅう		日本自然保護協会
石川明德	阿蘇くじゅう	日豊海岸	高登研
伊藤正行	阿蘇くじゅう		
今田光博	瀬戸内海	耶馬日田英彦山	日本自然保護協会ほか
入江久生	阿蘇くじゅう		日本自然保護協会ほか
奥村伸幸	阿蘇くじゅう		
鬼塚隆子	阿蘇くじゅう		グリーンインストラクターおおいた
葛西満里子	阿蘇くじゅう		緑の工房ななぐらす
川野智美	阿蘇くじゅう		九重ふるさと自然学校
後藤信子	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
小山正記	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
財津博文		耶馬日田英彦山	日本野鳥の会大分県支部ほか
齋藤行雄		日豊海岸	日本自然保護協会ほか
齋藤義信		祖母傾	大分県自然観察連絡協議会
坂本浩昭	阿蘇くじゅう		大分県山岳連盟
笹平浩江	阿蘇くじゅう		大分県自然観察連絡協議会
指原里美	阿蘇くじゅう		
佐藤一生	阿蘇くじゅう		大分県自然観察連絡協議会
佐藤吉克	阿蘇くじゅう		
首藤佐織	阿蘇くじゅう	日豊海岸	大分県自然観察指導員協議会
炭本悟朗	阿蘇くじゅう		おおいた生物多様性保全センター
瀬口三樹弘	阿蘇くじゅう	祖母傾	日本自然保護協会
高橋裕二郎	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
寺田豪淳	瀬戸内海		両子の森プロジェクト
長尾武彦	阿蘇くじゅう	耶馬日田・祖母傾	日本山岳ガイド協会ほか
二宮孝明	阿蘇くじゅう		豊嶺会
野田美智子	阿蘇くじゅう		グリーンインストラクターおおいた
波多野英哲	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分県山岳連盟ほか
原勇人	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分県山岳連盟
姫野澄男	阿蘇くじゅう	祖母傾	猪の瀬戸湿原保全の会
平野憲司	阿蘇くじゅう	日豊海岸	大分県自然観察連絡協議会
弘蔵岳久	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
堀田実	阿蘇くじゅう		おおいた生物多様性保全センターほか
宮崎博文	阿蘇くじゅう		日本自然保護協会
宮野敬樹		耶馬日田英彦山	日本自然保護協会
宮本寛	阿蘇くじゅう		ココベリウエスタンライディング
山本信治		日豊海岸	佐伯山の会OB
山本兆司		耶馬日田英彦山	水辺に遊ぶ会ほか
吉武秀樹	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
吉成彰夫	阿蘇くじゅう	耶馬日田英彦山	
吉野真治	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分県山岳連盟
渡辺政治	阿蘇くじゅう、瀬戸内海		大分県自然観察連絡協議会
渡辺了孔	瀬戸内海	日豊海岸	森と海の共生ネットワーク
宮本寛	阿蘇くじゅう		ココベリウエスタンライディング
山本信治		日豊海岸	佐伯山の会OBほか
山本兆司		耶馬日田英彦山	水辺に遊ぶ会ほか
吉武秀樹	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
吉成彰夫	阿蘇くじゅう		
吉野真治	阿蘇くじゅう	祖母傾	大分県山岳連盟
渡辺政治	阿蘇くじゅう	祖母傾	日本自然保護協会ほか
渡辺了孔	瀬戸内海	日豊海岸	日本自然保護協会
増田啓次	阿蘇くじゅう	祖母傾	日本自然保護協会
種村英大	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
佐藤三貴	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
日隈慶子	阿蘇くじゅう		九重の自然を守る会
高野努	阿蘇くじゅう		公益社団法人日本山岳ガイド協会

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

(9) 大分県環境教育アドバイザー

(令和2年2月14日現在)

No.	氏名	住所地	専門分野等
1	足利由紀子	中津市	干潟の生物、水・海の生物、鳥、底生生物、海の問題、沿岸環境、水環境、海洋ごみ
2	足立高行	大分市	動物生態学(哺乳類)、自然環境保全、環境教育、環境アセスメント(自然環境部門)、自然観察
3	池邊理	大分市	地球温暖化問題、在来種による里山林の再生、オオイタサンショウウオの保護・自然観察会
4	伊東博光	大分市	森、林の自然観察(上野の森、田尻小近辺、植田近辺)、水の中の生き物(主に七瀬川)、身近な植物、動物(学校の校庭等での観察会)、大分県民の森での観察会、ネイチャーゲーム、動植物全般自然観察
5	糸原愛徳	杵築市	地球温暖化問題、省エネルギー対策、新エネルギー、生ゴミ処理(コンポスト)、住環境対策
6	岩本慶子	九重町	地球温暖化、生物多様性
7	植木和宏	大分市	環境分析(大気・水質・土壌)、環境測定(騒音・振動・悪臭)、水質その他(飲料水)
8	大久保渡	大分市	循環型経済、企業文化と環境、ドイツと環境、江戸時代と環境、環境マネジメントシステム、持続可能な発展と環境情報
9	大塚政雄	宇佐市	植物(特にコケ植物)、自然環境と暮らし、生物多様性、地球温暖化問題
10	小田毅	別府市	自然保護、植物観察、環境保全と生物多様性
11	海原明子	国東市	海岸保全、国東半島に上陸する海がめの保護、漂着ごみを題材とした環境学習、海岸での体験学習、地球温暖化
12	葛西満里子	大分市	環境教育(自然体験活動、エコクラフト)、3Rの推進、地球温暖化問題、ゴミとリサイクル
13	加藤俊一	大分市	地球温暖化に関すること(家庭部門)、IPCC5ARコミュニケーターとして、環境家計簿の普及に関すること、家庭のエコライフ行動全般に関すること
14	川津潔	日田市	森林生態系、森作り、造園、自然環境
15	川野田実夫	大分市	水環境、環境化学、地球化学、体験(海洋観測・南極観測・大陸の塩湖調査)
16	城井堅	大分市	環境政策、地球環境問題、地域環境保全対策
17	木下和子	大分市	ごみとリサイクル、人材育成、歴史と文化のまちづくり、エコクッキング、ものづくり、人的環境、自然環境問題、地域と共に生き、地域に還元する活動、エコなまちづくり、歴史と文化のまちづくり、自然体験、廃油石けんづくり、心と体の健康
18	清原正義	国東市	地球温暖化防止関連
19	久保皓一	中津市	地球温暖化問題の講座、環境問題「ゴミとリサイクル」、森林づくり「里山の暮らし」
20	桑野恭子	大分市	地球温暖化問題
21	小坂正則	大分市	地球温暖化防止、自然エネルギー関連、電力自由化等の問題、林業再生、雇用創出
22	近藤政利	大分市	地球温暖化問題(地球温暖化防止活動推進員、IPCCレポートコミュニケーター)
23	齋藤行雄	臼杵市	水辺の自然観察(干潟・磯・川など)、エコミュージアムの企画、ビオトープの施工と管理・身近な植物を生活に取り込む方法、歴史的環境保全とまちづくり、外来生物問題
24	桜井浩子	大分市	理科(生化学)、自然観察(干潟の生き物)、乙津川河口干潟、干潟の植物
25	須賀要子	中津市	ごみとリサイクル、地球温暖化、環境コミュニケーション
26	杉浦嘉雄	大分市	自然体験活動、野鳥保護教育、鳥類保護、愛鳥養育、生物多様性の保全・再生
27	高山良範	豊後大野市	地球温暖化問題、生物多様性、生活排水・水問題、環境マネジメント、食料・農業農村環境問題
28	田中純二	大分市	化学品製造・取扱いの環境保全(ISO14001、エコアクション21)、安全衛生(OSHMS)、品質管理(ISO9001)、保安・防災、工学倫理、小集団活動
29	玉田学	大分市	電気理論、工事(電検3種、2級電気工事士)、木工工作指導(DIYアドバイザー)、ガーデニング(ハンギングマスター)、地球温暖化問題
30	利満邦家	大分市	省エネルギー問題、環境教育における人材育成、人的環境におけるリーダー養成、地球環境、省エネ対策の紙芝居を使った講演 地震について(3.11を東京で体験したときの話、地震時の津波の怖さ、非常時にどう対応するかを考える)
31	野上和彦	大分市	地球温暖化問題、省エネルギー住宅・生活、緑のカーテン、省エネ機器、生ゴミ処理、太陽光発電

No.	氏名	住所地	専門分野等
32	花宮 廣務	由布市	気象、防災、環境問題、昆虫の移動、地球温暖化と異常気象（大雨、台風、熱波、大雪）、暮らしと災害、大雨・台風に備える、天気予報の利用、食と災害と温暖化
33	羽生 正宗	別府市	環境マネジメント・監査、消費者教育、ごみとリサイクル、水の中の生き物、環境保全、地球温暖化問題、川を活かした町づくり
34	原口 サトミ	中津市	体験型環境教育（ネイチャーゲーム、ネイチャークラフトなど）、紙芝居やパネルシアターを取り入れた環境学習、身近なエコ活動の紹介、森林、環境保全、ごみとリサイクル
35	幡東 孝則	大分市	公園緑地、街路樹、屋上緑化、街づくり、景観計画
36	日高 清志	別府市	環境学習をテーマとした体験学習（講座）、家庭エコ、子どもの遊び（幼児学習）、高齢者福祉
37	福山 隆	大分市	地球温暖化、エネルギー問題、EA21（エコアクション）のすすめ方、ISO14001のすすめ方、廃棄物関連
38	藤澤 剛	豊後大野市	環境調査（水質・地下水・土壌・騒音・振動）
39	古田 京太郎	日田市	省エネルギーおよび再生可能エネルギー、ごみとリサイクル（生ごみの堆肥化）、自然観察指導、学校における環境教育、地球温暖化問題、森林の働き
40	古田 二三子	日田市	化学物質（食品添加物・経皮毒）、消費者教育、食育、環境教育、省エネとエコライフ
41	間地 景一郎	中津市	自然林（里山）の復元
42	松井 猛	大分市	環境教育（ヒト・サル・自然との共生）、自然観察（ニホンザルの生態）
43	松尾 敏生	大分市	生物（水生生物・海・川）、自然観察会、化学
44	松本 克哉	大分市	町づくり、環境計画・保護
45	松本 紀子	大分市	プロジェクト・ワイルド、ネイチャーゲーム等自然を使った環境教育
46	三浦 逸朗	大分市	地球温暖化、森林保全、環境まちづくり、エコ住宅、省エネルギー、ライフスタイル
47	都 信親	大分市	環境計画、自然観察、森林保護自然保護、生物多様性の保全
48	森 豊治	大分市	屋上・壁面緑化、公園緑地
49	森田 祐介	大分市	野生生物・小動物（哺乳類、両生類、は虫類）
50	安廣 光男	中津市	環境マネジメント（エコアクション21）、企業の環境対策、化学物質の管理、リサイクル、省エネルギー
51	矢野 真紀夫	豊後大野市	動物全般の生態および環境
52	矢野 凱久	大分市	工場改善、ISO（環境）改善、人材教育（社内教育）、地球環境改善
53	山本 幸司	大分市	天体観測、スターウォッチング、天体観測施設環境等アドバイス、住環境と自然素材
54	山守 巧	中津市	生物学・・野依新池（中津市）を中心とした淡水止水域生物の研究 考古学・・野依・伊藤田窯跡群（古墳時代）の研究
55	横光 陽子	中津市	環境と身体に優しいエコライフ、生ごみ堆肥（ダンボールコンポストなど）、石けん（お茶石けん、ぬか石けん、カボス石けんなど）、水問題、ごみ問題、節電
56	綿末 しのぶ	杵築市	地球温暖化、地球の水環境、自然環境（川や海、生き物の生態系と循環など）、人の暮らしと環境（ごみ、リサイクル、省エネ、節電、合成洗剤、食廃油石けん作り、エコクッキング、エコドライブ、エコライフ、牛乳パック工作など）、環境教育、環境学習指導
57	富山 雄太	由布市	水環境保全、自然再生、水生生物（主に魚類）、水域生態学
58	伊東 都茂子	大分市	幼児教育（森の幼稚園の活動）、自然体験学習、身近な自然の観察体験、フィールドに沿った簡単なクラフト制作、盲・聾の方の自然観察会（日常会話程度の手話可能）
59	宮野 敬樹	中津市	自然観察会における指導、鳥類・植物の生態
60	江口 初男	大分市	野鳥、自然観察
61	増田 啓次	九重町	登山ガイド、自然観察
62	吉崎 裕美	大分市	森林保護、水環境保全
63	上山 容江	大分市	環境保全、生物多様性、防災
64	裕本 明美	別府市	地球温暖化、エシカル消費
65	松山 真弓	大分市	SDGs インストラクター

3 大気関係資料

表 大気1 環境基準及びその評価方法

区分	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	区分	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	環境基準	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	評価方法	1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下		1年平均値について評価を行う。 (※長期基準に対応した評価)				
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について行う。		年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98パーセンタイル値)について評価を行う。 (※短期基準に対応した評価)				

(備考)

- ・長期的評価については、年間測定時間が6,000時間未満の場合には、評価対象としないこととなっている。
- ・トリクロロエチレンの環境基準については、平成30年11月19日に「1年平均値が0.13mg/m³以下であること。」に改定された。

表 大気2 硫酸化物に係る排出基準(K値)の推移

区分		期別	44.8～	45.21～	46.624～	47.15～	49.41～	50.415～	51.928～
大分・佐賀 地域	特別排出基準		—	—	—	—	2.34 (0.004)	2.34 (0.004)	2.34 (0.004)
	一般排出基準		26.3 (0.045)	14.0 (0.024)	14.0 (0.024)	9.34 (0.016)	6.42 (0.011)	4.67 (0.008)	3.5 (0.005)
その他県下地域			—	—	26.3 (0.045)	22.2 (0.038)	17.5 (0.030)	17.5 (0.030)	17.5 (0.030)

備考1 ()内数値は、最大着地濃度(ppm)である。

備考2 特別排出基準は新設施設に、一般排出基準は既設施設(昭和49年3月31日以前に設置された施設)に適用する。

表 大気3 大気関係公害防止協定値（平成31年4月1日現在）

項目企業名	基本協定締結年月	硫酸化合物 排出量 (Nm ³ /h)	窒素酸化物		ばいじん	
			排出量 (Nm ³ /h)	排出濃度 (ppm)	排出量 (kg/h)	排出濃度 (mg/Nm ³)
日本製鉄(株) 大分製鉄所	昭48.10	900	920.0	共火1号ボイラー 26 共火2号ボイラー 170 ほか	108	第2焼結炉 48 コークス炉 10 ほか
昭和電工(株) 及びそのグループ 各社	昭49.12	183.4	199.0	2号ボイラー 160 ガスタービン 70 ほか	35.8	2号ボイラー 56 共同焼却炉 100 ほか
NSスチレンモノマー (株)大分製造所	昭50. 1	13.3	19.2	第2スチレン加熱炉 80 ほか	6.8	第2スチレン加熱炉 46 ほか
JXTGエネルギー(株) 大分製油所	昭49. 6	200.0	126.1	減圧蒸留加熱炉 150 7号ボイラー 95 ほか	66.2	減圧蒸留加熱炉 70 7号ボイラー 5 ほか
住友化学(株) 大分工場	昭51. 2	70.0	43.6	6号ボイラー 180 S T -1 焼却炉 500 ほか	12.1	6号ボイラー 30 S T -1 焼却炉 150 ほか
王子マテリア(株) 大分工場	昭63. 3	78.1	83.9	重油ボイラー 180 R P F ボイラー 165 ほか	19.5	重油ボイラー 100 R P F ボイラー 30 ほか
九州電力(株) 新大分発電所	昭58. 9	—	300.0	1、2号系列 12.5 ほか	—	—
パンパシフィック・ カップ(株) 佐賀関製錬所	平元. 3	560.0	120.3	No.2自溶炉用ドライヤ 160 No.2自溶炉 70 ほか	93.7	No.2自溶炉用ドライヤ 150 No.2自溶炉 50 ほか
三井造船(株) 大分事業所	昭55.10	—	—	—	—	—
太平洋セメント(株) 大分工場（津久見）	昭47. 6	既設工場 85 増設工場 125	—	—	—	—

備考1 協定値は、年次区分等によって段階的に厳しく定められていることから、最終的な数値を掲げている。

備考2 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、主な施設について掲げている。

図 大気4 大気環境監視測定局設置状況（平成30年度末現在）

- 1 青山中学校
- 2 中津総合庁舎
- 3 西部振興局
- 4 南部振興局
- 5 石間
- 6 臼杵市役所
- 7 津久見市役所
- 8 青江小学校
- 9 堅徳小学校
- 10 豊肥保健所
- 11 由布保健部
- 12 国東高等学校
- 13 日出町鷹匠
- 14 王子中学校
- 15 南大分中学校
- 16 西部清掃事業所
- 17 東大分小学校
- 18 三佐小学校
- 19 大東中学校
- 20 敷戸小学校
- 21 大在小学校
- 22 坂ノ市中学校
- 23 丹生小学校
- 24 戸次中学校
- 25 佐賀関小学校
- 26 中央測定局(自排局)
- 27 宮崎測定局(自排局)

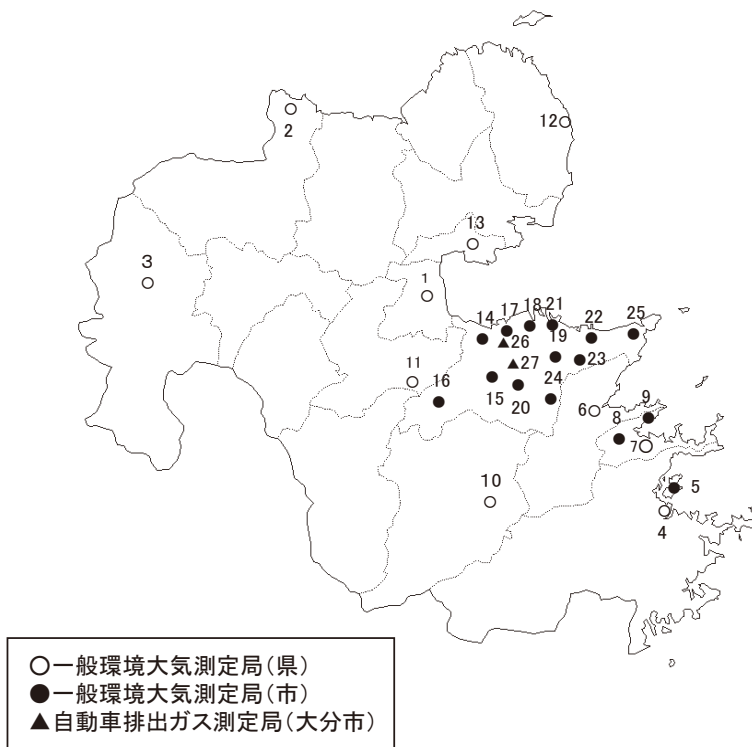


表 大気5 各測定局の環境基準達成状況

○達成 ×非達成 (平成30年度)

No.	市町村	設置主体	測定局	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質
一般環境大気測定局									
1	別府市	県	青山中学校	○	○	○	×	-	○
2	中津市	県	中津総合庁舎	○	○	○	×	-	○
3	日田市	県	西部振興局	○	○	○	×	-	○
4	佐伯市	県	南部振興局	○	○	○	×	-	○
5		市	石間	○	-	-	-	-	-
6	臼杵市	県	臼杵市役所	○	○	○	×	-	○
7	津久見市	県	津久見市役所	○	○	○	×	-	○
8		市	青江小学校	○	○	○	-	-	-
9		〃	堅徳小学校	○	○	○	-	-	-
10	豊後大野市	県	豊肥保健所	○	○	○	×	-	○
11	由布市	県	由布保健部	○	○	○	×	-	○
12	国東市	県	国東高等学校	○	○	○	×	-	○
13	日出町	県	日出町鷹匠	○	○	○	×	-	○
14	大分市	市	王子中学校	○	○	○	×	-	○
15		〃	南大分中学校	○	○	○	×	-	-
16		〃	西部清掃事業所	○	○	○	×	-	○
17		〃	東大分小学校	○	○	○	×	-	○
18		〃	三佐小学校	○	○	○	×	○	-
19		〃	大東中学校	○	○	○	×	-	-
20		〃	敷戸小学校	○	○	○	×	-	-
21		〃	大在小学校	○	○	○	×	-	○
22		〃	坂ノ市中学校	○	○	○	×	-	-
23		〃	丹生小学校	○	○	○	×	-	-
24		〃	戸次中学校	○	○	○	×	-	○
25	〃	佐賀関小学校	○	○	○	×	-	○	
自動車排ガス測定局									
26	大分市	市	中央測定局	-	○	○	-	○	○
27		〃	宮崎測定局	-	○	○	-	○	-

※県設置10局、大分市設置14局（内、自排局2局）、佐伯市設置1局、津久見市設置2局

表 大気6 主要交差点における測定結果

(平成30年度)

調査地点	調査期間	一酸化炭素			一酸化窒素		二酸化窒素		二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		風向	風速	
		日平均値	8時間値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	1時間値	日平均値	1時間値
		最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最頻風向	最高値	最高値
		最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	その割合	最低値	最低値
		ppm	ppb		ppb		ppb		μg/m ³		%	m/s			
的ヶ浜公園前 交差点 (別府市)	12月12日	0.2	0.3	0.6	22	80	26	50	4	9	14	44	N	1.9	4.1
	～	0.1	0.0	0.0	10	3	17	5	0	0	10	0	17	0.6	0.1
	12月18日	0.2	0.2	0.2	16	17	21	21	1	1	13	13	0	1.2	1.2
元町交差点 (日田市)	10月24日	0.6	0.7	0.8	20	115	19	69	4	6	30	59	SE	1.3	2.9
	～	0.4	0.3	0.3	6	1	8	4	2	2	10	2	13	0.4	0.0
	10月30日	0.5	0.4	0.4	10	10	12	12	2	2	17	17	0	0.8	0.8
堀交差点 (日出町)	11月27日	0.2	0.3	0.7	40	209	35	71	3	8	39	61	E	1.4	2.6
	～	0.0	0.0	0.0	15	3	17	7	0	0	18	1	15	0.4	0.0
	12月3日	0.1	0.1	0.1	30	30	28	28	1	1	27	27	0	0.8	0.8
笠松交差点 (宇佐市)	11月13日	0.0	0.1	0.2	16	57	12	27	3	9	15	36	SSE	1.7	3.7
	～	0.0	0.0	0.0	4	1	8	1	0	0	6	0	31	1.4	0.0
	11月19日	0.0	0.0	0.0	12	12	11	11	1	1	10	10	0	1.5	1.5
環境基準 (参考)		日平均値が10ppm以下、かつ、8時間平均値が20ppm以下 **：欠測			-		日平均値が40ppbから60ppbまでのゾーン内又はそれ以下		日平均値が40ppb以下、かつ、1時間値が100ppb以下		日平均値が100μg/m ³ 以下、かつ、1時間値が200μg/m ³ 以下		-	-	

表 大気7 有害大気汚染物質調査結果

(平成30年度)

調査項目 (単位)	調査地点名											基準値等
	大分市以外の測定局					大分市の測定局						
	一般環境		固定発生源周辺		沿道	一般環境		固定発生源周辺		沿道		
	中津総合庁舎 (中津市)	西部保健所 (日田市)	津久見市役所 (津久見市)	狩宿北部公民館 (杵築市)	別府北浜中環ボイ場 (別府市)	王子中学校	三佐小学校	東大分小学校	佐賀関測定局	自動車排出ガス中央測定局	自動車排出ガス宮崎測定局	
1 ベンゼン (μg/m ³)	0.96	1	-	1.3	1.4	0.89	1.0	1.3	-	1.2	1.3	3(環境基準)
2 トリクロロエチレン (μg/m ³)	0.031	0.032	-	0.031	0.021	0.015	-	-	-	-	-	130(環境基準)
3 テトラクロロエチレン (μg/m ³)	0.092	0.11	-	0.075	0.052	0.016	0.027	0.019	-	-	-	200(環境基準)
4 ジクロロメタン (μg/m ³)	0.87	1.6	-	0.94	0.77	0.93	1.2	1.5	-	-	-	150(環境基準)
5 アクリロニトリル (μg/m ³)	0.029	0.02	-	0.023	0.017	0.019	0.021	-	-	-	-	2(指針値)
6 塩化ビニルモノマー (μg/m ³)	0.031	0.045	-	0.042	0.029	0.028	-	-	-	-	-	10(指針値)
7 クロロホルム (μg/m ³)	0.23	0.21	-	0.24	0.33	0.16	0.17	-	-	-	-	18(指針値)
8 1,2-ジクロロエタン (μg/m ³)	0.33	0.36	-	5.6	0.33	0.13	-	-	-	-	-	1.6(指針値)
9 1,3-ブタジエン (μg/m ³)	0.065	0.092	-	0.18	0.1	0.16	0.15	-	-	0.19	0.15	2.5(指針値)
10 塩化メチル (μg/m ³)	1.5	1.3	-	1.5	1.5	1.3	1.3	1.3	-	-	-	-
11 トルエン (μg/m ³)	3.8	4.7	-	2.3	4.6	9.7	9.9	16	-	12	8.8	-
12 アセトアルデヒド (μg/m ³)	1.1	1.6	-	-	1.6	3.8	5.3	-	-	3.6	5.2	-
13 ホルムアルデヒド (μg/m ³)	1.4	1.6	-	-	1.7	3.4	3.1	-	-	6.9	3.4	-
14 酸化エチレン (μg/m ³)	0.11	0.12	-	-	-	0.068	-	-	-	-	-	-
15 ニッケル化合物 (ng/m ³)	3.3	4.5	2.6	-	-	1.5	-	1.6	2.8	-	-	25(指針値)
16 クロム及びその化合物 (ng/m ³)	3.3	1.2	1.5	-	-	1.5	1.7	2.0	1.5	-	-	-
17 ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	1.1	0.71	4.4	-	-	0.71	-	0.83	5.3	-	-	6(指針値)
18 ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	0.031	0.026	0.025	-	-	0.0069	-	-	0.0069	-	-	-
19 水銀及びその化合物 (ng/m ³)	2	1.7	2.9	-	-	1.8	-	1.8	2.0	-	-	40(指針値)
20 マンガン及びその化合物 (ng/m ³)	15	12	13	-	-	6.9	22	26	5.2	-	-	140(指針値)
21 ベンゾ[a]ピレン (ng/m ³)	0.21	0.19	-	-	0.31	0.16	-	0.28	0.23	0.20	0.24	-

※上記の結果は、原則として年12回の測定値の算術平均値

環境基準が定められている4物質の環境基準達成状況

有害大気汚染物質	大分市以外の測定局		大分市の測定局		H29全国達成率 (%)
	測定局	達成局	測定局	達成局	
ベンゼン	4	4	5	5	100
トリクロロエチレン	4	4	1	1	100
テトラクロロエチレン	4	4	3	3	100
ジクロロメタン	4	4	3	3	100

表 大気8 空間放射線量率

測定年月	モニタリングポスト (μ Gy/h) 大分市高江 (衛生環境研究センター)			モニタリングポスト (μ Gy/h) 大分市佐賀関 (大分市立佐賀関小学校)			モニタリングポスト (μ Gy/h) 佐伯市 (大分県立佐伯豊南高校)			モニタリングポスト (μ Gy/h) 日田市 (大分県日田総合庁舎)			モニタリングポスト (μ Gy/h) 国東市 (大分県立国東高等学校)		
	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値
平成30年 4月	0.049	0.064	0.050	0.044	0.064	0.045	0.047	0.057	0.051	0.035	0.052	0.038	0.036	0.055	0.038
5月	0.049	0.077	0.051	0.044	0.087	0.046	0.046	0.080	0.051	0.035	0.066	0.038	0.036	0.066	0.038
6月	0.049	0.076	0.051	0.043	0.077	0.046	0.045	0.083	0.050	0.035	0.060	0.038	0.035	0.064	0.038
7月	0.049	0.076	0.051	0.042	0.073	0.046	0.045	0.067	0.049	0.035	0.065	0.038	0.035	0.058	0.038
8月	0.049	0.053	0.050	0.043	0.050	0.045	0.045	0.056	0.049	0.035	0.043	0.038	0.036	0.041	0.038
9月	0.049	0.080	0.051	0.043	0.084	0.046	0.046	0.070	0.050	0.035	0.060	0.038	0.035	0.064	0.039
10月	0.049	0.069	0.051	0.043	0.063	0.045	0.044	0.059	0.050	0.034	0.047	0.037	0.035	0.053	0.038
11月	0.049	0.071	0.051	0.043	0.087	0.046	0.047	0.079	0.051	0.035	0.058	0.038	0.036	0.071	0.038
12月	0.049	0.067	0.051	0.043	0.073	0.046	0.047	0.072	0.050	0.034	0.052	0.038	0.036	0.066	0.038
平成31年 1月	0.049	0.080	0.051	0.044	0.101	0.046	0.047	0.076	0.050	0.035	0.081	0.039	0.036	0.073	0.038
2月	0.049	0.083	0.052	0.044	0.089	0.047	0.047	0.084	0.050	0.035	0.068	0.038	0.036	0.077	0.039
3月	0.049	0.068	0.051	0.043	0.075	0.046	0.046	0.072	0.050	0.035	0.058	0.038	0.035	0.067	0.039
年間値	0.049	0.083	0.051	0.042	0.101	0.046	0.044	0.084	0.050	0.034	0.081	0.038	0.035	0.077	0.038

備考1 μ Gy/h : 1時間あたりの γ 線の吸収エネルギー量

表 大気9 雨水の全ベータ放射能

採取年月	測定回数	降雨量 (mm)	放射能濃度 (6時間値)		月間降水量 (MBq/km ²)
			最低値 (Bq/L)	最高値 (Bq/L)	
平成30年 4月	6	44.0	N.D	1.7	11
5月	10	105.0	N.D	1.8	49
6月	9	328.5	N.D	0.88	64
7月	9	306.5	N.D	N.D	N.D
8月	7	76.0	N.D	N.D	N.D
9月	9	536.0	N.D	1.1	3.8
10月	7	104.5	N.D	2.0	86
11月	5	56.5	N.D	2.1	40
12月	10	48.5	N.D	1.4	7.7
平成31年 1月	2	35.0	N.D	N.D	N.D
2月	8	98.5	N.D	0.82	63
3月	8	181.0	N.D	1.3	54
計	90	1920.0	-	-	378
年間値	-	-	N.D	2.1	N.D ~ 86

備考1 Bq : 一秒間あたりの放射性核種の崩壊数

2 N.D : 検出されない

3 降雨量は雨量計による測定値

表 大気10 環境試料中の放射性物質濃度

試料名	試料数	採取場所	単位	核種名 ヨウ素-131	核種名 セシウム-134	核種名 セシウム-137	
大気浮遊じん	4	大分市	mBq/m ³	N.D	N.D	N.D	
大気降下物	12	大分市	MBq/km ²	N.D	N.D	N.D	
上水	1	大分市	mBq/L	N.D	N.D	N.D	
土壌	(0 ~ 5 cm)	1	竹田市	Bq/kg・乾土	N.D	N.D	37
	(5 ~ 20 cm)	1	竹田市	Bq/kg・乾土	N.D	N.D	8.9
精米	1	宇佐市	Bq/kg・生	N.D	N.D	N.D	
野菜類	2	宇佐市	Bq/kg・生		N.D	0.030	
牛乳	1	竹田市	Bq/L	N.D	N.D	N.D	

備考1 検出値は最高値

2 N.D : 検出されない

表 大気11 ダイオキシン関係 (大気、水質、底質、土壌)

(1) 大気 (単位pg-TEQ/m³)

区分	調査地点	調査結果	環境基準
一般環境	大分市※1 西部清掃事業所	0.0097	0.6以下
	大分市※1 大在小学校	0.013	
	別府市 東部保健所	0.0089	
	中津市 中津総合庁舎	0.0095	
	日田市 西部保健所	0.015	
	佐伯市 佐伯市弥生振興局	0.0071	
発生源 周辺環境	大分市※1 三佐小学校	0.012	
	大分市※1 東大分小学校	0.016	

(2) 水質

ア 公共用水域 (河川、湖沼、海域) (単位pg-TEQ/L)

区分	調査地点	調査結果	環境基準
一般環境	大分市※1 住吉川 新川橋	0.033	1以下
	大分市※1 賀来川 賀来橋	0.049	
	大分市※1 七瀬川 胡麻鶴橋	0.021	
	大分市※2 大分川 府内大橋	0.072	
	大分市※1 大分川 滝尾橋	0.032	
	大分市※1 乙津川 別保橋	0.031	
	大分市※1 大野川 川添橋	0.022	
	大分市※1 原川 日岡橋	0.19	
	大分市※1 祇川 御幸橋	0.047	
	大分市※1 丹生川 王ノ瀬橋	0.037	
	日田市※2 津江川 下釜ダム	0.067	
	中津市※2 山国川 下唐原	0.070	
	宇佐市 駅館川 白岩橋	0.048	
	豊後高田市 寄藻川 浮殿橋	0.46	
	国東市 安岐川 港橋	0.044	
	豊後大野市 大野川 犬飼	0.034	
	豊後大野市 緒方川 共栄橋	0.036	
	豊後大野市※2 大野川 白滝橋	0.068	
	豊後大野市※2 乙津川 海原橋	0.075	
	佐伯市※2 番匠川 番匠川	0.067	
	由布市※1 大分川 天神橋	0.029	
	芹川ダム 本川-9	0.032	
	白杵湾 USt-2	0.064	
	津久見湾 TSt-1	0.031	

(3) 底質 (河川・湖沼・海域) (単位pg-TEQ/g)

区分	調査地点	調査結果	環境基準
一般環境	大分市※1 住吉川 新川橋	1.0	150以下
	大分市※1 七瀬川 胡麻鶴橋	0.15	
	大分市※1 乙津川 別保橋	0.27	
	大分市※1 丹生川 王ノ瀬橋	0.61	
	由布市※1 大分川 天神橋	0.20	
	大分市※2 大分川 府内大橋	0.23	
	日田市※2 津江川 下釜ダム	3.3	
	中津市※2 山国川 下唐原	0.22	
	宇佐市 駅館川 白岩橋	0.32	
	豊後高田市 寄藻川 浮殿橋	0.50	
	国東市 安岐川 港橋	0.11	
	豊後大野市 大野川 犬飼	0.098	
	豊後大野市 緒方川 共栄橋	0.14	
	豊後大野市※2 大野川 白滝橋	0.22	
	豊後大野市※2 乙津川 海原橋	0.24	
	佐伯市※2 番匠川 番匠川	0.22	
	芹川ダム 本川-9	3.3	
	白杵湾 USt-2	4.6	
津久見湾 TSt-1	4.0		

(4) 土壌 (単位pg-TEQ/g)

区分	調査地点	調査結果	環境基準
一般環境	大分市※1 西春日	0.31	1,000以下
	大分市※1 猪野	0.0064	
	大分市※1 中判田	0.024	
	大分市※1 東野台	0.0089	
	大分市※1 恵比寿	0.018	
	中津市 福島	1.0	
	日田市 上津江町上野田	0.050	
	佐伯市 本匠大字宇津々	0.00089	
	豊後大野市 大野町田中	0.076	
	国東市 国東町安国寺	0.068	

※1：大分市検査
 ※2：国土交通省検査

イ 地下水 (単位pg-TEQ/L)

区分	調査地点	調査結果	環境基準
一般環境	大分市※1 神崎	0.020	1以下
	大分市※1 東院	0.015	
	大分市※1 賀来	0.017	
	大分市※1 横瀬	0.018	
	大分市※1 宮河内	0.019	
	大分市※1 広内	0.017	
	大分市※1 福良	0.038	
	大分市※1 皆春	0.037	
	大分市※1 猪野	0.013	
	大分市※1 松岡	0.015	
	大分市※1 大字廻栖野A (継続)	3.0	
	大分市※1 大字廻栖野B (継続)	0.016	
	別府市 幸町	0.032	
	中津市 田尻	0.028	
	日田市 石井町	0.028	
	佐伯市 宇日大字重岡	0.028	
	白杵市 末広	0.054	
	津久見市 上青江	0.028	
	豊後高田市 新城	0.028	
	宇佐市 熊	0.083	
豊後大野市 三重町市場	0.028		
国東市 安岐町吉松	0.028		

4 水質関係資料

表 水質1 公共用水域の水質測定項目

区分	項目	区分	項目		
環境基準項目	生活環境項目	11	プロピザミド		
	1	水素イオン濃度	12	EPN	
	2	溶存酸素量	13	ジクロロボス	
	3	生物化学的酸素要求量	14	フェノブカルブ	
	4	化学的酸素要求量	15	イプロベンホス	
	5	浮遊物質量	16	クロロニトロフェン	
	6	大腸菌群数	17	トルエン	
	7	n-ヘキサン抽出物質	18	キシレン	
	8	全窒素	19	フタル酸ジエチルヘキシル	
	9	全燐	20	ニッケル	
	水生生物の保全	10	全亜鉛	21	モリブデン
	11	ノニルフェノール	22	アンチモン	
	12	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	23	塩化ビニルモノマー	
	13	底層溶存酸素量	24	エピクロロヒドリン	
	1	カドミウム	25	全マンガン	
	2	全シアン	26	ウラン	
	3	鉛	水生生物の保全	27	クロロホルム
	4	六価クロム		28	フェノール
	5	砒素		29	ホルムアルデヒド
	6	総水銀		30	4-t-オクチルフェノール
	7	アルキル水銀		31	アニリン
	8	PCB		32	2,4-ジクロロフェノール
	9	ジクロロメタン	特定項目	トリハロメタン生成能	
	10	四塩化炭素	特殊項目	1	全クロム
	11	1,2-ジクロロエタン		2	銅
	12	1,1-ジクロロエチレン		3	溶解性鉄
	13	シス-1,2-ジクロロエチレン		4	全鉄
14	1,1,1-トリクロロエタン	5		溶解性マンガン	
15	1,1,2-トリクロロエタン	その他の項目	1	塩化物イオン	
16	トリクロロエチレン		2	塩分	
17	テトラクロロエチレン		3	電気伝導率	
18	1,3-ジクロロプロペン		4	アンモニア性窒素	
19	チウラム		5	亜硝酸性窒素	
20	シマジン		6	硝酸性窒素	
21	チオベンカルブ		7	有機性窒素	
22	ベンゼン		8	燐酸性燐	
23	セレン		9	陰イオン界面活性剤	
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10	全有機炭素	
25	ふっ素		11	クロロフィル-a	
26	ほう素		12	2-メチルイソボルネオール	
27	1,4-ジオキサソ		13	ジオスミン	
要監視項目	1		クロロホルム	14	濁度
	2		トランス-1,2-ジクロロエチレン	15	糞便性大腸菌群数
	3		1,2-ジクロロプロパン	16	植物プランクトン
	4		p-ジクロロベンゼン	17	シリカ
	5		イソキサチオン	18	カルシウム
	6		ダイアジノン	19	O-157
	7		フェニトロチオン	20	透視度
	8		イソプロチオラン	21	フェオフィチン (フェオ色素)
	9	オキシソ銅			
	10	クロロタロニル			

表 水質2 公共用水域の水質調査に係る測定機関別測定地点総括表

水域区分	測定地点数					計
	測定機関					
	大分県	国土交通省	水資源機構	大分市		
河川	58	28	0	25	111	
環境基準点	31	11	0	6	48	
湖沼	6	5	1	0	12	
環境基準点	1	1	0	0	2	
海域	50	0	0	0	50	
環境基準点	45	0	0	0	45	
計	114	33	1	25	173	
環境基準点	77	12	0	6	95	

表 水質3 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成率の推移

水域	類型	基準値 (mg/L)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
河川 (BOD)	AA	1以下	3/3	3/3	3/3	3/3	2/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
	A	2以下	29/30	29/32	30/32	30/32	26/32	31/32	31/32	32/32	31/32	27/31
	B	3以下	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
	C	5以下	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
	D	8以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	E	10以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	40/41	40/43	41/43	41/43	36/43	42/43	42/43	43/43	42/43	38/42
達成率 (%)	-	97.6 (92.3)	93.0 (92.5)	95.3 (93.0)	95.3 (93.1)	83.7 (92.0)	97.7 (93.9)	97.7 (95.8)	100.0 (95.2)	97.7 (94.0)	90.5 (94.6)	
湖沼 (COD)	AA	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	A	3以下	2/2	2/2	1/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
	B	5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	C	8以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	2/2	2/2	1/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
	達成率 (%)	-	100.0 (50.0)	100.0 (53.2)	50.0 (53.7)	100.0 (55.3)	100.0 (55.1)	100.0 (55.6)	100.0 (58.7)	100.0 (56.7)	100.0 (53.2)	100.0 (54.3)
海域 (COD)	A	2以下	8/10	9/10	9/10	6/10	3/10	9/10	8/10	7/10	7/10	8/10
	B	3以下	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	6/6	6/6	6/6
	C	8以下	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	3/3	3/3	3/3
	合計	-	19/21	20/21	20/21	17/21	14/21	20/21	19/21	16/19	16/19	17/19
	達成率 (%)	-	90.5 (79.2)	95.2 (78.3)	95.2 (78.4)	81.0 (79.8)	66.7 (77.3)	95.2 (79.1)	90.5 (81.1)	84.2 (79.8)	84.2 (78.6)	89.5 (79.2)
合計	合計	-	61/64	62/66	62/66	60/66	52/66	64/66	63/66	61/64	60/64	57/63
	達成率 (%)	-	95.3 (87.6)	93.9 (87.8)	93.9 (88.2)	90.9 (88.6)	78.8 (87.3)	97.0 (89.1)	95.5 (91.1)	95.3 (91.1)	93.8 (89.0)	90.5 (89.6)

備考1 分母は調査を実施した環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。

2 達成率は、環境基準達成水域数÷環境基準類型指定水域数×100(%)

3 達成率の()内は、全国の公共用水域集計結果(環境省調べ)による。

4 環境基準の評価は、75%水質値により行い、当該水域内のすべての環境基準点におけるその値が環境基準値以下の場合に「達成」とした。

表 水質4 生活環境項目 (BOD、COD) の環境基準達成状況の推移

(1) 河川 (BOD)

(単位: mg/L)

水系等の区分	水域名	類型	測定地点	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
				75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	
山国川水系	山国川(1)	AA	釧ノ木橋	0.5 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	0.5 ○	0.5 ○	0.5 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	<0.5 ○
	山国川(2)	A	下唐原	0.9 ○	0.9 ○	1.2 ○	1.6 ○	1.2 ○	0.9 ○	0.7 ○	0.6 ○	0.5 ○	1.1 ○
	津民川	AA	津民小橋	<0.5 ○	0.6 ○	0.7 ○	<0.5 ○	0.7 ○	0.5 ○	<0.5 ○	1.0 ○	0.5 ○	0.6 ○
	跡田川	A	耶馬橋	0.8 ○	0.9 ○	1.0 ○	1.1 ○	1.4 ○	0.9 ○	0.8 ○	0.8 ○	1.2 ○	1.0 ○
県北河川	犬丸川	A	今津大橋	1.3 ○	2.1 ×	1.6 ○	1.3 ○	2.8 ×	1.7 ○	1.1 ○	1.1 ○	1.0 ○	1.2 ○
	伊呂波川	A	高津橋	2.2 ×	1.8 ○	2.0 ○	2.8 ×	2.2 ×	1.7 ○	1.3 ○	1.8 ○	1.9 ○	2.5 ×
	駅館川	A	白岩橋	1.3 ○	1.0 ○	1.0 ○	1.2 ○	1.1 ○	0.6 ○	1.1 ○	0.9 ○	1.4 ○	0.8 ○
			小松橋	1.1 ○	1.1 ○	2.0 ○	1.1 ○	1.1 ○	0.8 ○	1.0 ○	0.8 ○	0.8 ○	1.2 ○
	寄藻川	A	浮殿橋	1.2 ○	1.9 ○	1.7 ○	3.2 ×	1.6 ○	2.1 ×	2.1 ×	1.8 ○	2.2 ×	3.7 ×
	桂川	A	えびす橋	1.4 ○	1.5 ○	1.3 ○	1.5 ○	1.5 ○	1.1 ○	1.0 ○	1.9 ○	1.6 ○	3.0 ×
	都甲川	A	出合橋	1.2 ○	1.2 ○	0.9 ○	1.2 ○	1.1 ○	0.8 ○	1.1 ○	1.4 ○	1.4 ○	1.2 ○
国東半島河川	伊美川	A	古町	1.3 ○	1.1 ○	0.7 ○	1.5 ○	1.0 ○	0.5 ○	0.7 ○	0.7 ○	0.6 ○	1.0 ○
	田深川	A	丹過橋	0.9 ○	1.7 ○	1.0 ○	1.4 ○	1.2 ○	0.8 ○	0.9 ○	0.8 ○	1.1 ○	0.8 ○
	武蔵川	A	涼月橋	1.5 ○	3.0 ×	2.5 ×	1.7 ○	2.1 ×	0.9 ○	0.9 ○	1.0 ○	1.1 ○	2.0 ○
	安岐川	A	港橋	0.6 ○	0.7 ○	0.6 ○	0.9 ○	0.9 ○	0.7 ○	0.6 ○	0.5 ○	0.7 ○	0.7 ○
別府速見河川	八坂川	A	大左右橋	1.2 ○	0.8 ○	0.7 ○	1.0 ○	0.9 ○	0.7 ○	0.7 ○	1.2 ○	0.8 ○	0.6 ○
			錦江橋	1.3 ○	1.9 ○	1.0 ○	1.5 ○	1.6 ○	1.2 ○	0.9 ○	0.9 ○	1.1 ○	1.3 ○
	朝見川上流	A	南田位橋	<0.5 ○	0.6 ○	<0.5 ○	1.0 ○	1.3 ○	1.3 ○	1.2 ○	1.8 ○	1.3 ○	<0.5 ○
大分市内河川	朝見川下流	C	藤助橋	1.1 ○	0.8 ○	0.9 ○	1.4 ○	0.9 ○	1.3 ○	1.3 ○	1.4 ○	0.9 ○	0.9 ○
	祓川	B	御幸橋	1.7 ○	2.1 ○	1.8 ○	1.5 ○	3.0 ○	1.4 ○	1.7 ○	1.7 ○	1.3 ○	1.3 ○
	住吉川	C	新川橋	2.5 ○	2.2 ○	2.0 ○	2.5 ○	2.2 ○	1.8 ○	2.3 ○	1.7 ○	1.8 ○	1.3 ○
	丹生川上流	A	丹生橋	1.0 ○	1.1 ○	0.9 ○	1.1 ○	2.6 ×	0.8 ○	1.1 ○	1.3 ○	1.0 ○	0.9 ○
大分川水系	丹生川下流	B	王ノ瀬橋	0.7 ○	1.1 ○	0.9 ○	0.9 ○	2.4 ○	0.8 ○	1.1 ○	1.0 ○	0.6 ○	0.6 ○
	大分川上流	A	天神橋	0.8 ○	1.1 ○	0.9 ○	1.1 ○	1.0 ○	0.9 ○	1.0 ○	0.9 ○	0.9 ○	0.9 ○
	大分川中流	A	府内大橋	1.0 ○	1.0 ○	1.2 ○	1.0 ○	1.1 ○	0.9 ○	1.0 ○	0.8 ○	0.9 ○	0.8 ○
広瀬橋			1.3 ○	1.2 ○	1.4 ○	1.2 ○	1.6 ○	1.1 ○	1.4 ○	1.0 ○	1.2 ○	1.1 ○	
大野川水系	大野川上流	A	犬飼	1.4 ○	0.9 ○	0.9 ○	0.9 ○	0.8 ○	1.0 ○	0.6 ○	1.3 ○	0.9 ○	0.9 ○
			白滝橋	0.8 ○	0.7 ○	0.9 ×	0.8 ○	0.9 ×	0.7 ○	0.8 ○	0.7 ○	0.6 ○	0.5 ○
	大野川下流	A	鶴崎橋	1.5 ○	1.6 ○	3.0 ×	1.6 ○	4.4 ×	1.4 ○	1.3 ○	1.5 ○	2.0 ○	2.0 ○
			海原橋	1.8 ○	2.2 ×	1.8 ○	2.0 ○	1.4 ○	1.2 ○	1.2 ○	2.0 ○	1.4 ○	2.0 ○
河白杵市内川	原川	C	日岡橋	1.7 ○	2.1 ○	1.8 ○	1.7 ○	2.9 ○	1.9 ○	1.3 ○	1.4 ○	1.2 ○	1.2 ○
			馬代橋	1.6 ○	0.9 ○	0.7 ○	0.6 ○	2.4 ×	0.8 ○	0.7 ○	1.2 ○	0.7 ○	2.5 ×
	白杵川	A	白杵川河口	1.2 ○	0.8 ○	0.8 ○	0.8 ○	0.6 ×	0.8 ○	0.7 ○	1.3 ○	1.0 ○	1.1 ○
番匠川水系	末広川	A	一の井手堰	0.8 ○	1.0 ○	1.4 ○	0.5 ○	1.2 ○	0.9 ○	0.7 ○	1.8 ○	1.9 ○	1.1 ○
	番匠川上流	A	番匠大橋	0.8 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	0.6 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	0.6 ○	<0.5 ○	0.5 ○	0.7 ○
	番匠川下流	A	番匠川河口	1.1 ○	0.7 ○	1.1 ○	1.0 ○	0.9 ○	0.5 ○	0.9 ○	0.7 ○	0.9 ○	1.3 ○
	堅田川上流	A	柏江橋	<0.5 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	0.5 ○	<0.5 ○	0.6 ○	<0.5 ○	<0.5 ○
	堅田川下流	A	茶屋ヶ鼻橋	1.8 ○	1.0 ○	1.6 ○	0.9 ○	0.7 ○	0.9 ○	0.9 ○	0.9 ○	0.9 ○	1.3 ○
	木立川	A	木立潮止堰	1.1 ○	0.5 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	0.5 ○	0.5 ○	0.6 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	0.5 ○
	中江川	B	新常盤橋	2.2 ○	1.2 ○	1.7 ○	1.0 ○	1.0 ○	0.9 ○	0.8 ○	1.4 ○	1.4 ○	1.3 ○
筑後川水系	中江川	B	長島橋	2.0 ○	1.9 ○	1.3 ○	1.1 ○	1.3 ○	1.4 ○	1.0 ○	1.9 ○	1.2 ○	1.4 ○
	筑後川(2)	A	三隈大橋	0.8 ○	1.5 ○	0.9 ○	0.9 ○	0.9 ○	0.7 ○	0.7 ○	0.5 ○	0.6 ○	0.7 ○
	大肥川	A	茶屋ノ瀬橋	1.4 ○	1.7 ○	1.2 ○	1.0 ○	1.1 ○	1.3 ○	1.7 ○	1.6 ○	0.8 ○	-
	花月川	A	三郎丸橋	-	1.4 ○	1.4 ○	1.2 ○	1.7 ○	1.0 ○	1.5 ○	1.4 ○	0.9 ○	0.8 ○
	庄手川	A	庄手川流末	-	1.0 ○	1.0 ○	1.1 ○	1.4 ○	0.9 ○	0.9 ○	1.4 ○	0.8 ○	0.9 ○
玖珠川	A	市の村橋	0.8 ○	0.7 ○	0.6 ○	0.7 ○	0.9 ○	0.7 ○	1.0 ○	1.1 ○	1.1 ○	0.6 ○	
町田川	AA	潜石橋	0.7 ○	0.8 ○	0.5 ○	0.6 ○	1.4 ×	0.8 ○	0.8 ○	1.0 ○	0.8 ○	<0.5 ○	

- 備考1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
 2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。
 3 75%値 - は測定未実施であることを示す。

(2) 湖沼 (COD)

(単位: mg/L)

水域名	類型	測定地点	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
			75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定
松原ダム	A	M - 1	1.6 ○	2.2 ○	1.6 ○	2.0 ○	1.8 ○	1.8 ○	2.0 ○	1.7 ○	1.9 ○	2.3 ○
北川ダム	A	ダム前-5	3.0 ○	2.7 ○	3.1 ×	2.5 ○	2.1 ○	2.8 ○	2.5 ○	2.4 ○	2.2 ○	1.7 ○

- 備考1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
 2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。

(3) 海域 (COD)

(単位: mg/L)

水系等の区分	水域名	類型	測定地点	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
				75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値
				判定	判定	判定	判定	判定	判定	判定	判定	判定	判定
周防灘	豊前地先	A	SUSt-4	-	2.2	2.3	2.3	2.7	2.0	2.1	2.1	2.0	2.3
			SUSt-6	2.2	2.5	2.4	2.3	2.5	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4
			SUSt-8	2.3	2.7	2.2	2.6	2.8	2.3	2.5	2.0	2.0	2.2
			SUSt-12	-	1.8	1.6	2.4	2.1	1.7	1.8	2.1	1.5	1.8
	響灘及び周防灘	A	SUSt-11	2.4	2.0	1.8	2.6	2.2	1.9	1.9	2.2	1.7	1.7
国東半島地先	A	KSt-1	2.0	1.7	1.8	2.1	2.0	1.7	1.8	1.6	1.6	1.8	
		KSt-3	1.8	1.9	1.7	2.2	2.1	1.8	1.8	1.7	1.5	1.8	
		KSt-5	-	1.8	1.9	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.5	1.6	
別府湾	住吉泊地	C	BSt-1	2.9	2.2	2.5	2.0	2.5	2.0	2.1	2.6	2.0	1.9
	乙津泊地	C	BSt-2	2.6	1.9	2.1	2.0	2.1	1.7	2.1	1.9	1.9	2.2
	鶴崎泊地	C	BSt-3	2.2	2.2	2.9	1.9	2.5	1.8	2.4	2.0	2.0	1.9
	大分港	B	BSt-4	-	2.0	2.1	2.0	2.3	1.6	1.9	1.9	1.9	1.9
			BSt-22	2.1	1.8	1.6	1.8	2.2	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0
			BSt-5	2.2	1.9	1.9	2.0	2.1	1.8	1.8	2.0	2.1	2.2
			BSt-21	-	1.9	2.3	2.1	2.1	1.7	1.9	1.8	2.4	1.7
	別府港	B	BSt-9	1.9	1.8	1.7	2.2	2.2	1.7	2.6	2.0	1.9	1.9
			BSt-8	-	1.9	2.3	2.1	2.4	1.9	2.6	2.0	2.2	2.3
	守江港	B	BSt-10	2.0	1.7	1.5	1.7	2.0	1.7	1.9	1.9	1.7	1.7
	別府湾中央	A	BSt-15	-	1.8	1.6	2.1	2.3	1.7	2.4	1.7	1.6	2.1
			BSt-11	-	1.9	1.7	2.1	2.4	1.9	2.1	1.9	2.1	2.4
			BSt-16	1.7	1.6	1.7	2.3	2.2	1.8	1.8	2.0	2.1	1.7
			BSt-12	1.7	1.7	1.7	1.9	2.3	1.8	1.8	1.9	1.8	2.0
	別府湾東部	A	BSt-17	-	1.5	1.7	1.9	2.0	1.6	1.7	1.6	1.7	1.8
BSt-18			1.7	1.5	1.5	1.9	1.6	1.5	1.8	1.3	1.7	1.8	
BSt-19			1.9	1.8	1.5	1.9	2.0	1.6	1.7	1.5	1.7	1.4	
BSt-20			-	1.6	1.7	1.8	1.7	1.4	1.8	1.6	1.7	1.4	
大野川東部	B	BSt-6	2.0	1.9	2.0	1.9	2.5	1.7	1.8	1.7	1.8	2.0	
		BSt-7	1.9	2.0	2.2	1.8	2.1	1.6	1.8	1.9	1.7	2.0	
佐賀関港	B	SGSt-3	1.9	1.7	1.6	1.7	2.1	1.7	1.7	1.8	1.9	1.5	
北東部地先	A	FSt-1	1.4	1.3	1.6	1.6	1.7	1.6	1.4	1.3	1.4	1.5	
		FSt-4	1.5	1.5	1.4	1.6	2.0	1.5	1.5	1.4	1.2	1.4	
白杵湾	A	USt-2	-	1.3	1.5	1.8	2.2	1.6	1.3	1.6	2.1	2.0	
		USt-4	1.6	1.5	1.5	1.8	2.0	1.6	1.7	1.6	1.8	1.7	
		USt-5	-	1.5	1.6	1.7	1.8	1.5	1.7	1.6	1.6	1.8	
津久見湾	A	TSt-1	1.5	1.7	1.8	1.6	1.9	1.6	1.5	1.6	1.6	1.7	
		TSt-2	1.4	1.5	1.7	1.6	2.0	1.7	1.5	1.4	1.5	1.3	
		TSt-3	-	1.5	1.7	1.4	2.3	1.5	1.7	1.7	1.3	1.5	
		TSt-4	-	1.6	1.5	1.6	2.1	1.8	1.6	1.4	1.4	1.7	
佐伯湾	中佐伯湾	旧甲水域	SSt-1	-	1.9	2.1	2.3	2.1	1.8	2.0	-	-	-
			SSt-2	1.8	1.9	1.9	2.3	2.2	1.7	1.9	1.8	1.5	1.6
			SSt-3	-	1.7	1.7	2.0	2.3	2.0	2.0	-	-	-
	旧乙水域	B	SSt-4	1.6	1.7	1.5	1.9	2.0	1.5	1.9	1.4	1.6	1.6
			SSt-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			SSt-6	-	1.8	1.7	1.7	2.0	1.3	1.7	-	-	-
	旧丙水域	B	SSt-8	1.8	1.8	1.6	2.2	2.2	1.6	1.9	1.7	1.8	1.8
SSt-7			-	1.8	1.7	2.1	2.2	1.7	2.0	-	-	-	
東佐伯湾	旧丁水域	A	SSt-10	-	1.7	1.6	1.8	1.8	1.6	1.7	-	-	-
			SSt-9	1.5	1.6	1.5	1.9	2.0	1.5	1.6	1.4	1.6	1.8
			SSt-11	-	1.5	1.5	1.9	1.9	1.4	1.9	-	-	-
南海部郡地先	A	NSt-4	-	1.5	1.8	1.7	2.3	1.4	1.6	2.1	1.4	1.5	
		NSt-5	-	1.9	1.3	1.5	1.6	1.3	1.4	1.7	1.4	2.0	
		NSt-12	1.6	1.4	1.3	1.5	1.8	1.2	1.5	1.5	1.8	1.7	

備考1 測定地点は、各水域の環境基準点である。

2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。

3 平成28年3月佐伯湾甲水域をC類型からB類型に変更し、甲、乙、丙水域を中央水域に統合、丁水域を東部水域に変更

表 水質5 生活環境項目（全窒素、全リン）の環境基準達成率の推移

水域	類型	基準値 (mg/L)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		全窒素	全リン										
湖沼	I	0.1以下	0.005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	II	0.2以下	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	III	0.4以下	0.03以下	2/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/2	1/2	1/2	1/2	2/2
	IV	0.6以下	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	V	1以下	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	2/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/2	1/2	1/2	1/2	2/2
	達成率 (%)	-	-	100 (52.2)	50 (50.4)	50 (47.9)	50 (51.3)	50 (50.4)	100 (50.4)	50 (51.2)	50 (49.6)	50 (47.9)	100 (48.8)
海域	I	0.2以下	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	II	0.3以下	0.03以下	7/7	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8
	III	0.6以下	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	IV	1以下	0.09以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	7/7	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8
	達成率 (%)	-	-	100 (81.5)	100 (81.6)	100 (84.8)	100 (83.9)	100 (88.6)	100 (89.4)	100 (86.8)	100 (90.1)	100 (90.7)	100 (92.1)
合計	合計	-	-	9/9	9/10	9/10	9/10	9/10	10/10	9/10	9/10	9/10	10/10
	達成率 (%)	-	-	100.0	90.0	90.0	90.0	90.0	100.0	90.0	90.0	90.0	100.0

備考1 分母は環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。

2 達成率は、環境基準達成水域数 ÷ 環境基準類型指定水域数 × 100 (%)

3 達成率の () 内は、全国の公共用水域集計結果（環境省調べ）による。

4 環境基準の評価は、当該水域内のすべての環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均したその値が、全窒素及び全リンともに環境基準値以下の場合に「達成」とした。

表 水質6 生活環境項目（全窒素及び全磷）の環境基準達成状況の推移

(1) 湖沼

(単位：mg/L)

水域名	類型	調査地点	項目	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
				平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価
松原ダム貯水池	Ⅲ	M-1	全窒素	0.40	○	0.41	×	0.44	×	0.43	×	0.42	×	0.36	○	0.47	×	0.44	×	0.42	×	0.36	○
				0.029	○	0.029	○	0.034	×	0.030	○	0.029	○	0.023	○	0.026	○	0.025	○	0.033	×	0.027	○
北川ダム	Ⅲ	ダム前-5	全窒素	0.40	-	0.33	-	0.46	-	0.29	-	0.38	-	0.32	-	0.30	-	0.30	-	0.32	-	0.29	-
				0.017	○	0.010	○	0.027	○	0.011	○	0.012	○	0.013	○	0.012	○	0.011	○	0.015	○	0.010	○

備考1 北川ダムについては、全磷に限る。

2 評価は年間平均値にて行い、評価欄の「○」は環境基準を達成、「×」は未達成、「-」は評価していないことを示す。

(2) 海域

(単位：mg/L)

水域名	類型	調査地点	項目	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
				平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価	平均値	総評価
響灘及び周防灘(ニ)	Ⅱ	SUS-468, 11.12	全窒素	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.19	○	0.13	○	0.15	○	0.13	○	0.13	○	0.17	○
				0.022	○	0.022	○	0.021	○	0.023	○	0.024	○	0.020	○	0.021	○	0.021	○	0.019	○	0.021	○
国東半島地	Ⅱ	KSt-1.35	全窒素	0.17	○	0.12	○	0.12	○	0.10	○	0.10	○	0.10	○	0.12	○	0.11	○	0.13	○	0.13	○
				0.024	○	0.021	○	0.019	○	0.018	○	0.019	○	0.020	○	0.020	○	0.020	○	0.019	○	0.022	○
別府湾(イ)	Ⅱ	BS-11.12, 15.16	全窒素	0.17	○	0.14	○	0.15	○	0.12	○	0.14	○	0.13	○	0.15	○	0.14	○	0.14	○	0.16	○
				0.022	○	0.023	○	0.022	○	0.025	○	0.022	○	0.020	○	0.022	○	0.025	○	0.019	○	0.025	○
別府湾(ロ)	Ⅱ	BS-17.18, 19.20	全窒素	0.16	○	0.13	○	0.13	○	0.11	○	0.12	○	0.12	○	0.12	○	0.13	○	0.12	○	0.17	○
				0.021	○	0.020	○	0.018	○	0.020	○	0.021	○	0.019	○	0.020	○	0.020	○	0.017	○	0.022	○
北海道郡東部地先	Ⅱ	FS-1.4	全窒素	0.14	○	0.12	○	0.11	○	0.11	○	0.12	○	0.12	○	0.13	○	0.13	○	0.14	○	0.15	○
				0.019	○	0.022	○	0.016	○	0.017	○	0.023	○	0.018	○	0.018	○	0.018	○	0.020	○	0.019	○
白杵湾	Ⅱ	US-4.5	全窒素	0.15	○	0.12	○	0.13	○	0.12	○	0.14	○	0.11	○	0.14	○	0.15	○	0.15	○	0.18	○
				0.025	○	0.020	○	0.018	○	0.020	○	0.024	○	0.018	○	0.018	○	0.021	○	0.021	○	0.023	○
津久見湾	Ⅱ	TS-3.4	全窒素	-	-	0.12	○	0.12	○	0.11	○	0.13	○	0.11	○	0.15	○	0.14	○	0.15	○	0.17	○
				-	-	0.021	○	0.014	○	0.022	○	0.017	○	0.022	○	0.017	○	0.020	○	0.019	○	0.023	○
佐伯湾	Ⅱ	SS-8.9	全窒素	0.13	○	0.12	○	0.13	○	0.16	○	0.15	○	0.11	○	0.14	○	0.14	○	0.14	○	0.17	○
				0.021	○	0.022	○	0.023	○	0.029	○	0.025	○	0.017	○	0.017	○	0.021	○	0.019	○	0.024	○

備考 評価は水域内の全ての環境基準点の年間平均値にて行い、評価欄の「○」は環境基準を達成、「×」は未達成を示す。

表 水質7 水生生物の保全に係る環境基準達成状況

1 全亜鉛

(1) 河川

(単位：mg/L)

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	0.002	○	0.001	○	<0.001	○
	山国川下流	生物B	下唐原	0.001	○	0.001	○	0.003	○
	山移川	生物B	Y R - 1	<0.001	○	0.001	○	0.002	○
	津民川上流	生物A	土居橋	0.002	○	0.001	○	<0.001	○
	津民川下流	生物B	津民小橋	0.003	○	0.005	○	<0.001	○
	跡田川	生物B	耶馬橋	0.002	○	0.002	○	0.001	○
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	0.005	○	0.002	○	0.002	○
	伊呂波川	生物B	高津橋	0.003	○	0.001	○	0.002	○
	駅館川	生物B	白岩橋	0.003	○	0.005	○	<0.001	○
			小松橋	0.003	○	0.003	○	0.001	○
	寄藻川	生物B	浮殿橋	0.006	○	0.003	○	0.003	○
	桂川	生物B	えびす橋	0.003	○	0.005	○	0.001	○
	都甲川	生物B	出合橋	0.002	○	0.003	○	0.003	○
国東半島 東部河川	伊美川	生物B	古町	0.002	○	0.002	○	<0.001	○
	田深川	生物B	丹過橋	0.002	○	0.002	○	<0.001	○
	武蔵川	生物B	涼月橋	0.003	○	0.001	○	0.003	○
	安岐川	生物B	港橋	0.002	○	0.001	○	0.002	○
別杵速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	0.004	○	0.002	○	0.008	○
			大左右橋	0.002		0.001		0.001	
	朝見川	生物B	南田位橋	0.008	○	0.003	○	0.002	○
藤助橋	0.006	0.005	0.004						
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	0.002	○	0.004	○	0.003	○
	住吉川	生物B	新川橋	0.016	○	0.006	○	0.012	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	0.010	○	0.007	○	0.005	○
			丹生橋	<0.001		<0.001		0.002	
尾田川	生物B	落合橋	0.003	○	0.005	○	<0.001	○	
大分川水系	大分川	生物B	弁天大橋	0.002	○	0.002	○	0.001	○
			府内大橋	0.001		0.001		<0.001	
			天神橋	0.002		<0.001		0.002	
	裏川	生物B	裏川橋	0.011	○	0.004	○	0.010	○
	寒田川	生物B	平田橋	0.003	○	<0.001	○	0.006	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	<0.001	○	0.001	○	0.001	○
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	0.012	○	0.001	○	0.007	○
	賀来川	生物B	賀来橋	0.002	○	0.001	○	0.002	○
	芹川	生物B	猿渡橋	0.004	○	0.002	○	0.002	○
	阿蘇野川上流	生物A	村内橋	0.005	○	0.009	○	0.001	○
	阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	0.003	○	0.002	○	0.001	○
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎橋	<0.001	○	0.001	○	<0.001	○
			白滝橋	<0.001		0.001		0.001	
			犬飼	0.001		0.001		<0.001	
			猿飛橋	0.005		0.004		0.002	
	判田川	生物B	八地藏橋	0.002	○	0.001	○	<0.001	○
	茜川	生物B	福門大橋	0.004	○	0.001	○	<0.001	○
	野津川	生物B	吉四六大橋	0.002	○	0.005	○	<0.001	○
	三重川	生物B	下赤嶺橋	0.006	○	0.014	○	0.005	○
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	0.003	○	0.002	○	0.001	○
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	0.004	○	0.003	○	0.005	○
	九折川	生物A	岡橋	0.031	※	0.027	※	0.028	※
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	0.001	○	0.002	○	<0.001	○
	緒方川下流	生物B	共栄橋	0.002	○	0.004	○	0.002	○
	稲葉川	生物B	萬里橋	0.007	○	0.002	○	0.001	○
	玉来川	生物B	常盤橋	0.007	○	0.012	○	0.001	○
	乙津川	生物B	海原橋	0.003	○	0.003	○	0.002	○
	原川	生物B	日岡橋	0.009	○	0.011	○	0.008	○

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
白杵市内河川	白杵川	生物B	馬代橋	0.002	○	0.001	○	0.004	○
			白杵川河口	0.003		0.001		0.002	
	末広川	生物B	一の井手堰	0.002	○	0.001	○	0.002	○
番匠川水系	番匠川上流	生物A	虫月橋	0.002	○	<0.001	○	0.002	○
	番匠川下流	生物B	番匠大橋	<0.001	○	0.002	○	0.002	○
			番匠川河口	0.001		0.004		0.002	
	中川	生物B	新常盤橋	0.005	○	0.003	○	0.005	○
	中江川	生物B	長島橋	0.006	○	0.005	○	0.004	○
	堅田川上流	生物A	船形橋	0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	堅田川下流	生物B	柏江橋	0.003	○	0.002	○	<0.001	○
			茶屋ヶ鼻橋	0.001		0.004		0.015	
木立川	生物B	木立潮止堰	0.002	○	0.007	○	0.001	○	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	0.003	○	0.004	○	0.003	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	0.003	○	0.003	○	0.002	○
	町田川	生物B	潜石橋	0.005	○	0.002	○	0.001	○
	庄手川	生物B	庄手川流末	0.004	○	0.002	○	0.002	○
	花月川上流	生物A	山神橋	0.006	○	<0.001	○	<0.001	○
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	0.005	○	0.004	○	0.006	○
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	0.007	○	0.004	○	-	-

※ 九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

- 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
- 2 平均値 - は測定未実施であることを示す。
- 3 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成、- は測定未実施であることを示す。(以下同じ)

(2) 湖 沼

(単位：mg/L)

水 域 名	水域類型	基 準 点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	0.001	○	0.002	○	0.001	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	0.002	○	0.002	○	0.002	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	0.002	○	0.001	○	0.001	○
		本川-18	0.004		0.003		0.001	
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	0.004	○	0.003	○	0.005	○

(3) 海 域

(単位：mg/L)

水 域 名	水域類型	基 準 点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BSt-12	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
		BSt-15	<0.001		<0.001		<0.001	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KSt-5	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
		BSt-10	<0.001		<0.001		<0.001	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	USt-4	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
		SSt-4	<0.001		<0.001		<0.001	
響灘及び周防灘(イ)	海域生物特A	SUSt-4	-	-	<0.001	○	<0.001	○
		SUSt-8	-		<0.001		<0.001	

- 1 響灘及び周防灘(イ)の類型指定は平成29年度から適用

2 ノニルフェノール

(1) 河川

(単位：mg/L)

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	—	—	<0.00006	○	<0.00006	○
	山国川下流	生物B	下唐原	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	山移川	生物B	Y R - 1	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	津民川上流	生物A	土居橋	—	—	—	—	—	—
	津民川下流	生物B	津民小橋	—	—	<0.00006	○	<0.00006	○
	跡田川	生物B	耶馬橋	—	—	<0.00006	○	<0.00006	○
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	伊呂波川	生物B	高津橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	駅館川	生物B	白岩橋	—	—	—	—	—	—
		生物B	小松橋	—	—	—	—	—	—
	寄藻川	生物B	浮殿橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	桂川	生物B	えびす橋	<0.00006	○	—	—	—	—
国東半島 東部河川	都甲川	生物B	出合橋	—	—	<0.00006	○	<0.00006	○
	伊美川	生物B	古町	<0.00006	○	—	—	—	—
	田深川	生物B	丹過橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	武蔵川	生物B	涼月橋	<0.00006	○	—	—	—	—
別杵速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	—	—	—	—	—	—
			大左右橋	—	—	—	—	—	—
	朝見川	生物B	南田位橋	—	—	—	—	—	—
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			新川橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	0.00008	○	0.00007	○	<0.00006	○
			丹生橋	<0.00006	○	0.00053	○	0.00044	○
	尾田川	生物B	落合橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
大分川水系	大分川	生物B	弁天大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			府内大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			天神橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	裏川	生物B	裏川橋	0.00009	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	寒田川	生物B	平田橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	賀来川	生物B	賀来橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	芹川	生物B	猿渡橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	阿蘇野川上流	生物A	村内橋	—	—	<0.00006	○	<0.00006	○
	阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	<0.00006	○	—	—	—	—
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎橋	<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—
			白滝橋	<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—
			犬飼	—	—	—	—	—	—
			猿飛橋	—	—	—	—	—	—
	判田川	生物B	八地藏橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	茜川	生物B	福門大橋	—	—	<0.00006	○	<0.00006	○
	野津川	生物B	吉四六大橋	—	—	<0.00006	○	<0.00006	○
	三重川	生物B	下赤嶺橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	—	—	—	—	—	—
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	九折川	生物A	岡橋	—	—	—	—	—	—
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	—	—	<0.00006	○	<0.00006	○
	緒方川下流	生物B	共栄橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	稲葉川	生物B	萬里橋	—	—	—	—	—	—
	玉来川	生物B	常盤橋	—	—	—	—	—	—
	乙津川	生物B	海原橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	原川	生物B	日岡橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
白杵市内河川	白杵川	生物B	馬代橋	-	-	-	-	-	-
			白杵川河口	-	-	-	-	-	-
	末広川	生物B	一の井手堰	<0.00006	○	-	-	-	-
番匠川水系	番匠川上流	生物A	虫月橋	-	-	<0.00006	○	<0.00006	○
	番匠川下流	生物B	番匠大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			番匠川河口	<0.00006	-	<0.00006	-	<0.00006	-
	中川	生物B	新常盤橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	中江川	生物B	長島橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	堅田川上流	生物A	船形橋	-	-	<0.00006	○	<0.00006	○
	堅田川下流	生物B	柏江橋	-	-	-	-	-	-
			茶屋ヶ鼻橋	<0.00006	-	<0.00006	-	<0.00006	-
木立川	生物B	木立潮止堰	-	-	<0.00006	○	<0.00006	○	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	-	-	-	-	-	-
	町田川	生物B	潜石橋	-	-	<0.00006	○	<0.00006	○
	庄手川	生物B	庄手川流末	-	-	-	-	-	-
	花月川上流	生物A	山神橋	-	-	<0.00006	○	<0.00006	○
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	-	-	-	-	-	-
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	<0.00006	○	-	-	-	-

- 測定地点は、各水域の環境基準点である。
- 平均値 - は測定未実施であることを示す。
- 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成、- は測定未実施であることを示す。(以下同じ)

(2) 湖沼

(単位：mg/L)

水域名	水域類型	基準点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	<0.00006	-	<0.00006	-	<0.00006	-
		本川-18	-	-	-	-	-	-
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○

(3) 海域

(単位：mg/L)

水域名	水域類型	基準点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BSt-12	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
		BSt-15	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KSt-5	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
		BSt-10	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	USt-4	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
		SSt-4	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
響灘及び周防灘(イ)	海域生物特A	SUSt-4	-	-	<0.00006	○	<0.00006	○
		SUSt-8	-		<0.00006		<0.00006	

- 響灘及び周防灘(イ)の類型指定は平成29年度から適用

3 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

(1) 河川

(単位: mg/L)

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	-	-	-	-	<0.0006	○
	山国川下流	生物B	下唐原	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	山移川	生物B	Y R - 1	-	-	-	-	-	-
	津民川上流	生物A	土居橋	-	-	-	-	<0.0006	○
	津民川下流	生物B	津民小橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
	跡田川	生物B	耶馬橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	伊呂波川	生物B	高津橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	駅館川	生物B	白岩橋	-	-	-	-	<0.0006	○
		生物B	小松橋	-	-	-	-	-	-
	寄藻川	生物B	浮殿橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	桂川	生物B	えびす橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
	都甲川	生物B	出合橋	-	-	-	-	<0.0006	○
国東半島 東部河川	伊美川	生物B	古町	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
	田深川	生物B	丹過橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
	武蔵川	生物B	涼月橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	安岐川	生物B	港橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
別杵速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	<0.0006	-	<0.0006	-	-	-
			大左右橋	-	-	-	<0.0006	-	
	朝見川	生物B	南田位橋	-	-	-	-	<0.0006	○
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	0.011	○	0.044	○	0.026	○
			新川橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	<0.0006	○	0.0010	○	0.0011	○
			丹生橋	<0.0006	○	0.0011	○	0.039	○
	尾田川	生物B	落合橋	<0.0006	○	0.0006	○	0.013	○
大分川水系	大分川	生物B	弁天大橋	-	-	-	-	-	-
			府内大橋	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-
			天神橋	<0.0006	-	<0.0006	-	0.0018	-
	裏川	生物B	裏川橋	<0.0006	○	<0.0006	○	0.015	○
	寒田川	生物B	平田橋	<0.0006	○	0.0011	○	0.0031	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	<0.0006	○	0.0011	○	<0.0006	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	-	-	-	-	-	-
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	0.018	○	0.023	○	0.0018	○
	賀来川	生物B	賀来橋	<0.0006	○	0.0009	○	0.0011	○
	芹川	生物B	猿渡橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
阿蘇野川上流	生物A	村内橋	-	-	-	-	<0.0006	○	
阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-	
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎橋	-	-	-	-	-	-
			白滝橋	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-
			犬飼	<0.0006	-	<0.0006	-	-	-
			猿飛橋	-	-	-	-	-	-
	判田川	生物B	八地藏橋	0.0015	○	0.0018	○	0.015	-
	茜川	生物B	福門大橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
	野津川	生物B	吉四六大橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	三重川	生物B	下赤嶺橋	<0.0006	○	0.0085	○	0.0085	○
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	-	-	-	-	-	-
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	-	-	-	-	<0.0006	○
	九折川	生物A	岡橋	-	-	-	-	-	-
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	-	-	-	-	<0.0006	○
	緒方川下流	生物B	共栄橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
	稲葉川	生物B	萬里橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	玉来川	生物B	常盤橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
乙津川	生物B	海原橋	-	-	-	-	-	-	
原川	生物B	日岡橋	<0.0006	○	<0.0006	○	0.0012	○	

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
白杵市内河川	白杵川	生物B	馬代橋	-	-	-	-	<0.0006	-
			白杵川河口	-	-	-	-	-	-
	末広川	生物B	一の井手堰	0.0012	○	0.0014	○	<0.0006	○
番匠川水系	番匠川上流	生物A	虫月橋	-	-	-	-	<0.0006	○
			番匠大橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	番匠川下流	生物B	番匠川河口	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
			新常盤橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
	中江川	生物B	長島橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-
	堅田川上流	生物A	船形橋	-	-	-	-	<0.0006	○
	堅田川下流	生物B	柏江橋	-	-	-	-	<0.0006	○
			茶屋ヶ鼻橋	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	○
木立川	生物B	木立潮止堰	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	0.015	○	0.0006	○	<0.0006	○
	町田川	生物B	潜石橋	0.0008	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	庄手川	生物B	庄手川流末	-	-	-	-	<0.0006	○
	花月川上流	生物A	山神橋	-	-	-	-	<0.0006	○
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	-	-	-	-	-	-
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	<0.0006	○	<0.0006	○	-	-

- 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。
- 2 平均値 - は測定未実施であることを示す。
- 3 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成、- は測定未実施であることを示す。(以下同じ)

(2) 湖 沼

(単位：mg/L)

水 域 名	水域類型	基 準 点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-
		本川-18	-	-	-	-	-	-
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	-	-	<0.0006	○	<0.0006	○

(3) 海 域

(単位：mg/L)

水 域 名	水域類型	基 準 点	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BSt-12	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
		BSt-15	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KSt-5	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
		BSt-10	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-
大分県南部沿岸域	海域生物特A	USt-4	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
		SSSt-4	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-
響灘及び周防灘(イ)	海域生物特A	SUSt-4	-	-	<0.0006	○	<0.0006	○
		SUSt-8	-	-	<0.0006	-	<0.0006	-

- 1 響灘及び周防灘(イ)の類型指定は平成29年度から適用

表 水質8 環境基準類型指定状況（平成31年3月31日現在）

(1) 生活環境の保全に関する環境基準（BOD、COD等）

ア 河川

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
山国川水系	山国川 (1)	新谷橋より上流	A A	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	山国川 (2)	新谷橋より下流	A	イ	
	津民川	全域	A A	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	跡田川	全域	A	イ	
県北河川	伊呂波川	全域	A	イ	平成18年3月31日 県告示第359号
	都甲川	全域	A	イ	
	大丸川	全域	A	ロ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	駅館川	全域（津房川を含む）	A	イ	
	寄藻川	全域	A	イ	
桂川	全域	A	イ		
国東半島 東部河川	伊美川	全域	A	イ	平成17年3月31日 県告示第469号
	田深川	全域	A	イ	
	武蔵川	全域	A	イ	
	安岐川	全域	A	イ	
別枠速見河川	八坂川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	朝見川上流 朝見川下流	観海寺橋より上流 観海寺橋より下流	A C	イ ロ	
大分市内河川	住吉川	全域	C	イ	平成19年3月30日 県告示第408号
	祓川	全域	B	ハ	平成11年3月31日 県告示第289号
	丹生川上流 丹生川下流	松本橋より上流（支川を除く） 松本橋より下流（支川を除く）	A B	イ ロ	
大分川水系	大分川上流	小野鶴橋より上流（流入する支川を含む）	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで（流入する支川を含む）	A	ロ	
	大分川下流	府内大橋より下流（流入する支川を含む）	B	ハ	
大野川水系	大野川上流	筒井大橋より上流（流入する支川を含む）	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大野川下流	筒井大橋より下流（流入する支川を含む）	A	ロ	
	乙津川 原川	原川を除く全域 全域	A C	イ ロ	平成7年6月2日 県告示第592号
臼杵市内河川	臼杵川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	末広川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
番匠川水系	番匠川上流	潮止堰より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	番匠川下流	潮止堰より下流	A	イ	平成20年3月31日 県告示第222号
	堅田川上流	柏江橋より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	堅田川下流	柏江橋より下流	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	木立川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	中川 中江川	全域 全域	B B	イ イ	平成7年6月2日 県告示第592号
筑後川水系	筑後川 (1)	松原ダムより上流で松原ダム貯水池（梅林湖） （全域）に係る部分を除く	A A	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	筑後川 (2)	松原ダムから豆津橋まで	A	イ	
	大肥川	全域	A	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	花月川	全域	A	イ	
	庄手川	全域	A	イ	
玖珠川	全域	A	イ		
町田川	全域	A A	イ		

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 湖 沼

水 域 名	範 囲	水域類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
松原ダム貯水池（梅林湖）	全域	A	イ	平成28年3月31日 環境省告示第41号
北 川 ダ ム	全域	A	イ	平成19年3月30日 県告示第409号

ウ 海 域

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
周 防 灘	豊前地先海域 響灘及び周防灘	別記1参照 別記2参照	A	ハ	平成14年3月29日 環境省告示第33号
			A	イ	
国東半島地先水域		別記3参照	A	イ	昭和50年4月1日 県告示第370号
別 府 湾	住吉泊地水域 乙津泊地水域 鶴崎泊地水域 大分港水域 別府港水域 守江港水域 別府湾中央水域	別記4参照 別記5参照 別記6参照 別記7参照 別記8参照 別記9参照 別記10参照	C	イ	昭和49年7月1日 県告示第796号
			C	イ	
			C	イ	
			B	イ	
			B	イ	
			B	イ	
			A	3年以内	
別府湾東部水域 大野川東部水域 佐賀関港水域	別記11参照 別記12参照 別記13参照	A	イ	平成11年3月31日 県告示第289号	
		B	イ		
		B	イ		
北海部郡東部地先		別記14参照	A	イ	平成10年3月31日 県告示第300号
白 杵 湾		別記15参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
津 久 見 湾		別記16参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
佐 伯 湾	佐伯湾中央水域 佐伯湾東部水域	別記17参照 別記18参照	B	イ	平成28年3月29日 県告示第200号
			A	イ	
南海部郡地先水域		別記19参照	A	イ	昭和53年4月1日 県告示第336号

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（全窒素及び全燐）

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
松原ダム貯水池（梅林湖）		全域	湖沼Ⅲ	イ	平成28年3月31日 環境省告示第41号
北 川 ダ ム		全域	湖沼Ⅲ※1	イ	平成19年3月30日 県告示第409号
周 防 灘	響灘及び周防灘(=)	別記20参照	海域Ⅱ	イ	平成15年3月27日 環境省告示第35号
国東半島地先		別記21参照	海域Ⅱ	イ	平成10年3月31日 県告示第301号
別 府 湾	別府湾(イ)	別記22参照	海域Ⅱ	イ	
	別府湾(ロ)	別記23参照	海域Ⅱ	イ	
北海部郡東部地先		別記14参照	海域Ⅱ	イ	
白 杵 湾		別記15参照	海域Ⅱ	イ	
津 久 見 湾		別記16参照	海域Ⅱ	イ	
佐 伯 湾		別記24参照	海域Ⅱ	イ	

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。
「イ」はただちに達成
「ロ」は5年以内可及的速やかに達成
「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成
※1 全燐に限る

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準

ア 河川

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
山国川水系	山国川上流	大曲橋より上流	生物A	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	山国川下流	大曲橋より下流	生物B	イ	
山国川水系	山移川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	津民川上流	土居橋より上流	生物A	イ	
津民川下流	土居橋より下流	生物B	イ		
跡田川	全域	生物B	イ		
県北河川	犬丸川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	伊呂波川	全域	生物B	イ	
	駅館川	全域（津房川を含む）	生物B	イ	
	寄藻川	全域	生物B	イ	
	桂川	全域	生物B	イ	
	都甲川	全域	生物B	イ	
国東半島 東部河川	伊美川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	田深川	全域	生物B	イ	
武蔵川	全域	生物B	イ		
国東半島 東部河川	安岐川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
	別杵速見河川	八坂川 朝見川	全域 全域	生物B 生物B	イ イ
大分市内河川	祓川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	住吉川	鳥越橋より下流	生物B	イ	
	丹生川	全域	生物B	イ	
	尾田川	堤原橋より下流	生物B	イ	
大分川水系	大分川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	裏川	全域	生物B	イ	
	寒田川	全域	生物B	イ	
	七瀬川上流	出会橋より上流	生物A	イ	
	七瀬川下流	出会橋より下流	生物B	イ	
	尼ヶ瀬川	全域	生物B	イ	
	賀来川	全域	生物B	イ	
	芹川	鑰小野橋より下流（芹川ダム貯水池を除く）	生物B	イ	
	阿蘇野川上流	村内橋より上流	生物A	イ	
阿蘇野川下流	村内橋より下流	生物B	イ		
大野川水系	大野川	白水ダムより下流	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	判田川	全域	生物B	イ	
	茜川	全域	生物B	イ	
	野津川	全域	生物B	イ	
	三重川	全域	生物B	イ	
	奥嶽川上流	権現橋より上流	生物A	イ	
	奥嶽川下流	権現橋より下流	生物B	イ	
	九折川	全域	生物A※	イ	
	緒方川上流	原尻の滝より上流	生物A	イ	
	緒方川下流	原尻の滝より下流	生物B	イ	
	稲葉川	稲葉ダムより下流	生物B	イ	
	玉来川	全域	生物B	イ	
	乙津川	全域	生物B	イ	
原川	全域	生物B	イ		
臼杵市内河川	臼杵川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
	末広川	全域	生物B	イ	
番匠川水系	番匠川上流	虫月橋より上流	生物A	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
	番匠川下流	虫月橋より下流	生物B	イ	
	中川	全域	生物B	イ	
	中江川	全域	生物B	イ	
	堅田川上流	船形橋より上流	生物A	イ	
	堅田川下流	船形橋より下流	生物B	イ	
木立川	全域	生物B	イ		

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
筑後川水系	筑後川下流	北里川合流点より下流 (松原ダム貯水池を除く)	生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	玖珠川 町田川 庄手川 花月川上流 花月川下流 大肥川	全域 全域 全域 山神橋より上流 山神橋より下流 全域	生物B 生物B 生物B 生物A 生物B 生物B	イ イ イ イ イ イ	平成25年3月29日 県告示第226号

※ 九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

イ 湖沼

水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	湖沼生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
北川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
芹川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第797号
耶馬溪ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第227号

ウ 海域

水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
大分県地先水域	全域(大分県北部沿岸域及び大分県南部沿岸域に係る部分を除く)	海域生物A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県北部沿岸域	別記25参照	海域生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県南部沿岸域	別記26参照	海域生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
響灘及び周防灘	全域(響灘及び周防灘(イ)に係る部分を除く)	海域生物A	イ	平成29年5月22日 環境省告示第47号
響灘及び周防灘(イ)	別記27参照	海域生物特A	イ	平成29年5月22日 環境省告示第47号

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。
「イ」はただちに達成

別記

No	水 域 名	水 域 の 範 囲
1	豊前地先海域	大分県西国東郡香々地町（注1）長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2	響灘及び周防灘	宇部市黒埼と大分県西国東郡香々地町（注1）長崎鼻を結ぶ線、下関市網代埼と北九州市八幡埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域（甲）、宇部・小野田地先海域（乙）、奥洞海、製鉄戸畑泊地、堺川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの
3	国東半島地先水域	香々地町（注1）長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
4	住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5	乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6	鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
7	大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より24度20分2,100mの地点、大分市千歳三角点より24度40分6,100mの地点、同地点から136度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
8	別府港水域	両郡橋（別府市と大分市との境界地点）から鳥山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸により囲まれた海域
9	守江港水域	杵築市権現鼻と同市住吉浜燈台とを結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
10	別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域
11	別府湾東部水域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町（注2）関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く水域
12	大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1)大分市大在大野川右岸北端 (2)大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯1号地北東端から10度1,800mの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点とを結ぶ線の交点 (3)大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点 (4)大分市と北海道郡佐賀関町（注2）との境界と海岸との交点から101度52分514mの地点から358度22分4,080mの点 (5)大分市と北海道郡佐賀関町（注2）との境界と海岸との交点から101度52分514mの点
13	佐賀関港	北海道郡佐賀関町（注2）踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域
14	北海道郡東部地先	北海道郡佐賀関町（注2）関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から白杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域
15	白杵湾	白杵市下ノ江港灯台から津久見市楠屋鼻に至る陸岸の地先海域
16	津久見湾	津久見市楠屋鼻から南海部郡上浦町（注3）蒲戸崎に至る陸岸の地先海域
17	佐伯湾中央水域	佐伯市大字二栄漁港防波堤先端と大入島大字高松浦上浦936番地を結ぶ線、大入島、元ヶ鼻と片白島北端を結ぶ線、同島、同島南端と野崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
18	佐伯湾東部水域	佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域であって、佐伯湾中央水域に係る部分を除いたもの
19	南海部郡地先水域	鶴御崎（鶴見町（注4））と米水津村（注5）との境界陸岸地点）から大分県と宮崎県の境界陸岸地点に至る陸岸の地先海域
20	響灘及び周防灘(=)	北九州市網ノ鼻とB点（網ノ鼻から南東方22,100mの地点（北緯33度48分7秒、東経131度11分54秒））を結ぶ線、同地点とC点（B地点から東方20,600mの地点（北緯33度48分7秒、東経131度25分7秒））を結ぶ線、同地点と大分県西国東郡香々地町（注1）長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
21	国東半島地先	西国東郡香々地町（注1）長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
22	別府湾(イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの
23	別府湾(ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線、杵築市白石鼻と北海道郡佐賀関町（注2）関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域
24	佐伯湾	南海部郡上浦町（注3）蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域

No	水域名	水域の範囲
25	大分県北部沿岸域	宇部市黒崎と豊後高田市香々地長崎鼻を結ぶ線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線（別府市と日出町の境界陸岸地点から水深30mの地点までの部分に限る。）、水深30mの等深線及び陸岸に囲まれた海域
26	大分県南部沿岸域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線（大野川右岸北端から水深30mの地点までの部分に限る。）、大分県と宮崎県の境界陸岸地点、水深30mの等深線及び陸岸に囲まれた海域（入津湾を除く。)
27	響灘及び周防灘(イ)	平成29年5月22日環境省告示47号の別記26参照

注1 「西国東郡香々地町」または「香々地町」とは現「豊後高田市香々地」をいう。

注2 「北海部郡佐賀関町」または「佐賀関町」とは現「大分市佐賀関」をいう。

注3 「南海部郡上浦町」とは現「佐伯市上浦」をいう。

注4 「鶴見町」とは現「佐伯市鶴見」をいう。

注5 「米水津村」とは現「佐伯市米水津」をいう。

別図

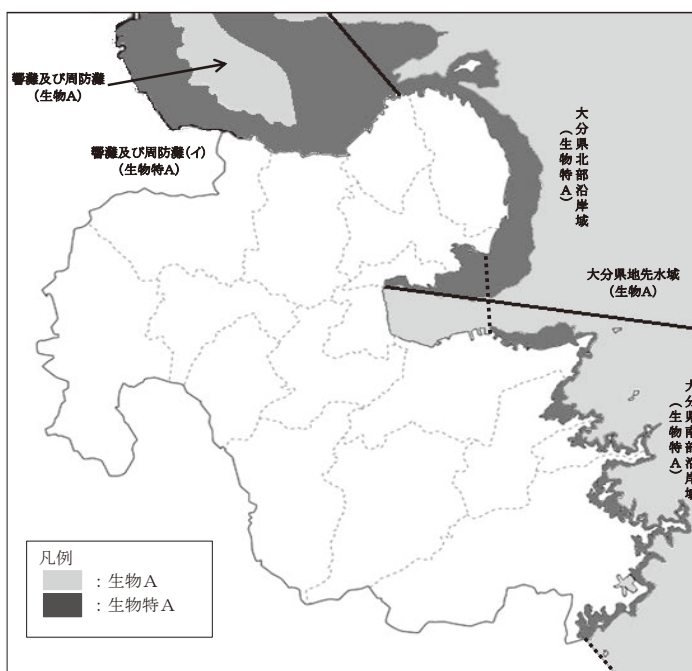
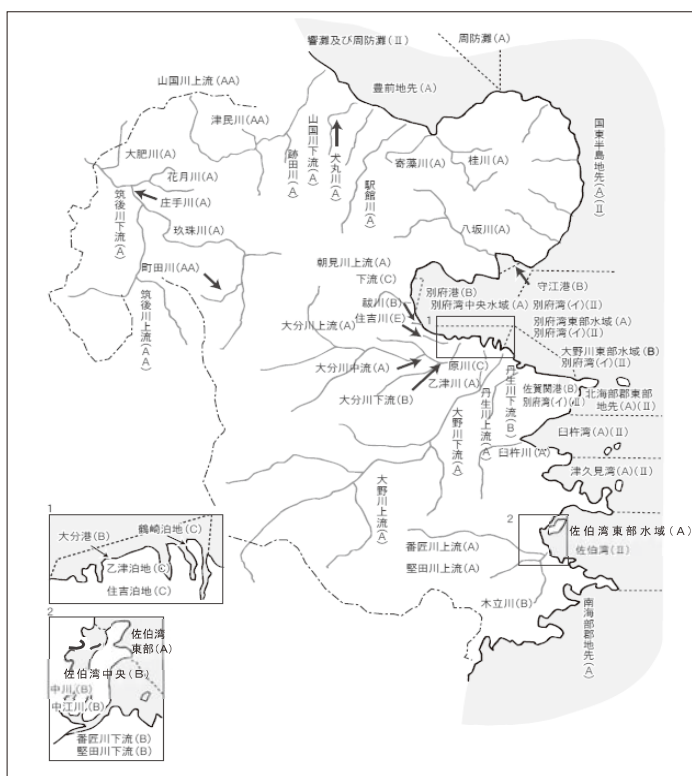


表 水質9 水生生物調査に係る指標生物

水質階級	指標生物
I きれいな水	ナミウズムシ
	ヒラタカゲロウ類
	ヘビトンボ
	ヤマトビケラ類
	アミカ類
	サワガニ
	カワゲラ類
	ナガレトビケラ類
	ブユ類
	ヨコエビ類
II ややきれいな水	カワニナ類
	コガタシマトビケラ類
	ヒラタドロムシ類
	ヤマトシジミ
	コオニヤンマ
	オオシマトビケラ
	ゲンジボタル
	イシマキガイ

水質階級	指標生物
III きたない水	タニシ類
	ミズムシ
	ニホンドロソコエビ
	シマイシビル
	ミズカマキリ
	イソコツブムシ類
IV とてもきたない水	サカマキガイ
	アメリカザリガニ
	チョウバエ類
	エラミミズ
	ユスリカ類

図 水質10 瀬戸内区域及び入津



表 水質11 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数及び有害物質貯蔵指定施設数

(平成31年3月31日現在)

水濁法施行令別 表第1の号番号	業 種 名	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場					日平均排水量 50m ³ 未満の特定事業場					計	
		指定地域内事業場				瀬戸内法適用区域外の地域	小計	大分市内		その他の地域		特定事業場数	瀬戸内法許可対象事業場数
		大分市内		その他の地域				瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法		
		瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法								
1の2	畜産農業又はサービス業			3		3		17		284	301	304	3
2	畜産食料品製造業	1		2	1	4		8		50	58	62	3
3	水産食料品製造業			5	1	6		14		127	141	147	5
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			5	5	10		28		292	320	330	5
5	みそ、しょう油等製造業			5		5		4		72	76	81	5
8	パン・菓子の製造業又は製あん業			1		1		3	1	12	16	17	2
9	米菓製造業又はこうじ製造業							1			1	1	
10	飲料製造業			7	5	12		9		97	106	118	7
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業							4		31	35	35	
12	動植物油脂製造業									3	3	3	
16	めん類製造業							10		25	35	35	
17	豆腐又は煮豆の製造業							9		210	219	219	
18の2	冷凍調理食品製造業									7	7	7	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業							2		4	6	6	
21	化学繊維製造業			1		1						1	1
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業									16	16	16	
21の3	合板製造業									1	1	1	
22	木材薬品処理業							1		6	7	7	
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	3				3				1	1	4	3
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業							10		1	11	11	
24	化学肥料製造業							1		1	2	2	
27	25号及び26号の事業以外の無機化学工業製品製造業			3		3		2		1	3	6	3
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業							1			1	1	
30	発酵工業			1		1						1	1
33	合成樹脂製造業			1		1		3	1		4	5	2
34	合成ゴム製造業							1			1	1	
37	31号から36号までの事業以外の石油化学工業	3				3		2			2	5	3
46	28号から45号までの事業以外の有機化学工業製品製造業	1				1		3			3	4	1
47	医薬品製造業	1				1						1	1
48	火薬製造業	1				1						1	1
49	農薬製造業									1	1	1	
51	石油精製業	1				1						1	1
51の2	自動車タイヤ若しくは自動車用チューブ等製造業	1				1						1	1
52	皮革製造業							1			1	1	
53	ガラス又はガラス製品の製造業							2		1	3	3	
54	セメント製品製造業							25		45	70	70	
55	生コンクリート製造業			3		3		25		123	148	151	3
58	窯業原料の精製業			2		2						2	2
59	砕石業				1	1		4		14	18	19	
60	砂利採取業							10		6	16	16	
61	鉄鋼業	1				1		1			1	2	1
62	非鉄金属製造業	1				1				1	1	2	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			1		1		2		7	9	10	1
63の2	空きびん卸売業							1		1	2	2	

表第1の号番号別 水濁法施行令別	業種名	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場						日平均排水量 50m ³ 未満の特定事業場				計		
		指定地域内事業場				瀬戸内法適用区域外の地域	小計	大分市内		その他の地域		小計	特定事業場数	瀬戸内法許可対象事業場数
		大分市内		その他の地域				瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法			
		瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法									
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	1				1						1	1	
64	ガス供給業又はコークス製造業									1	1	1		
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道							5		6	11	11		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3		2		1	6	13		17	30	36	5	
66	電気めつき施設			1		1	2	1	4	2	7	9	2	
66の3	旅館業	5		58		36	99	220		1,598	1,818	1,917	63	
66の4	共同調理場			2		1	3	2		14	16	19	2	
66の5	弁当仕出し屋又は弁当製造業	1					1	13		1	14	15	1	
66の6	飲食店	2		4		7	13	18		15	33	46	6	
67	洗たく業			3			3	84		171	255	258	3	
68	写真現像業							29		72	101	101		
68の2	病院	4		2			6	4		2	6	12	6	
69	と畜業又はへい獣取扱業			1		1	2	1		1	2	4	1	
69の3	地方卸売市場							1			1	1		
70の2	自動車分解整備事業							9		2	11	11		
71	自動式車両洗浄施設	1					1	264		389	653	654	1	
71の2	試験研究機関	2		5		1	8	1	27	1	37	66	74	9
71の3	一般廃棄物処理施設			1			1	2		13	15	16	1	
71の4	産業廃棄物処理施設	1					1			1	1	2	1	
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設			1			1	1		4	5	6	1	
71の6	トリクロロエチレン等の蒸留施設	15					15					15	15	
72	し尿処理施設		2	26	56	15	99	4		13	17	116	26	
73	下水道終末処理施設	1	5		23	3	32					32	1	
74	特定事業場から排出される水の処理施設			1			1	4		2	6	7	1	
	指定地域特定施設		29		63		92	99		171	270	362		
	計	50	36	147	142	79	454	2	1,008	3	3,972	4,985	5,439	202
	業種名	大分市内の有害物質貯蔵指定施設						その他の地域の有害物質貯蔵指定施設				計		
	有害物質貯蔵指定施設	1						16				17		

注) 2以上の業種を兼業する特定事業場においては、代表業種に属するものとみなし、1つとして数えている。

表 水質12 排水基準の概要

種類	項目	適用事業場	適用区域	適用年月	最近の改正状況	
濃度規制	一律排水基準 有害物質 Cd、Cr6+等28項目	全特定事業場	全域	昭和46年 6月24日	平成24年5月23日(平成24年5月25日施行) 1,4-ジオキサン追加	
		日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場	同上	同上	平成5年8月27日(平成5年10月1日施行) 海域の窒素、磷追加	
	上乗せ 排水基準	COD、SS、油分	同上	瀬戸内・ 入津区域	昭和49年 8月1日	平成14年12月24日(平成15年4月1日施行) 適用区域に入津追加
総量 規制	総量 規制基準	COD、T-N、T-P	同上	瀬戸内 区域	昭和55年 7月1日	平成28年9月5日(平成28年9月5日施行) 化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N) 及びりん含有量(T-P)に係る第8次総量規制 基準

表 水質13 地下水調査井戸数

(1) 市町村別

(単位：本)

市町村名	概況調査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視調査	合計
	定点方式	ローリング方式	計			
大分市	0	10	10	0	10	20
別府市	2	0	2	0	0	2
中津市	1	1	2	0	5	7
日田市	3	2	5	0	1	6
佐伯市	4	2	6	0	1	7
臼杵市	0	1	1	0	1	2
津久見市	0	1	1	0	0	1
竹田市	3	0	3	0	0	3
豊後高田市	2	2	4	2	2	8
杵築市	1	0	1	0	0	1
宇佐市	1	2	3	0	4	7
豊後大野市	0	1	1	0	5	6
由布市	2	0	2	0	1	3
国東市	0	1	1	0	4	5
姫島村	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0	0
玖珠町	1	0	1	0	0	1
合計	20	23	43	2	34	79

(2) 測定機関別

(単位：本)

調査機関	概況調査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視調査	合計
	定点方式	ローリング方式	計			
大分県	17	13	30	2	24	56
国土交通省	3	0	3	0	0	3
大分市	0	10	10	0	10	20
合計	20	23	43	2	34	79

表 水質14 地下水質調査結果

(1) 環境基準項目 (調査区分別)

(単位:本)

環境基準項目	環境基準値 (mg/L)	概況調査						汚染井戸周辺 地区調査			継続監視調査			合 計		
		定点方式			ローリング方式			調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数
		調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数									
カドミウム	0.003以下	4	0	0	23	0	0	0	0	0	3	0	0	30	0	0
全シアン	検出されないこと	1	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0
鉛	0.01以下	4	0	0	23	0	0	0	0	0	3	0	0	30	0	0
六価クロム	0.05以下	4	0	0	23	0	0	0	0	0	3	0	0	30	0	0
砒素	0.01以下	4	2	0	23	4	0	0	0	0	3	3	1	30	9	1
総水銀	0.0005以下	1	0	0	23	0	0	0	0	0	2	1	1	26	1	1
アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
PCB	検出されないこと	1	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0
ジクロロメタン	0.02以下	10	0	0	23	0	0	1	0	0	6	0	0	40	0	0
四塩化炭素	0.002以下	10	0	0	23	0	0	1	0	0	6	0	0	40	0	0
クロロエチレン※	0.002以下	1	0	0	10	0	0	0	0	0	7	4	3	18	4	3
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	10	0	0	23	0	0	1	0	0	6	0	0	40	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	10	0	0	23	0	0	1	0	0	13	0	0	47	0	0
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	10	2	0	23	0	0	1	0	0	13	9	0	47	11	0
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	10	0	0	23	0	0	1	0	0	6	0	0	40	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	10	1	0	23	0	0	1	0	0	6	0	0	40	1	0
トリクロロエチレン	0.01以下	10	2	0	23	0	0	1	0	0	13	8	1	47	10	1
テトラクロロエチレン	0.01以下	10	4	1	23	0	0	1	0	0	7	7	4	41	11	5
1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	11	0	0	23	0	0	1	0	0	6	0	0	41	0	0
チウラム	0.006以下	3	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0
シマジン	0.003以下	3	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0
チオベンカルブ	0.02以下	3	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0
ベンゼン	0.01以下	10	0	0	23	0	0	1	0	0	6	0	0	40	0	0
セレン	0.01以下	2	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	19	16	0	23	21	0	2	2	0	23	19	8	67	58	8
ふっ素	0.8以下	10	8	0	23	9	0	1	0	0	13	9	1	47	26	1
ほう素	1以下	4	1	0	23	0	0	1	0	0	3	0	0	31	1	0
1,4-ジオキサン	0.05以下	2	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0
総 計		20	20	1	23	22	0	2	2	0	33	32	19	78	76	20

備考 1 1,2-ジクロロエチレンは、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和

2 検出井戸とは、各物質ごとに、定量下限値以上の検出のあった井戸本数をいい、超過井戸本数を含む。

3 超過井戸とは、年間平均値が環境基準を超過したものをいう。

※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(2) 環境基準項目（用途別）

（単位：本）

		基準値 (単位：mg/L)	飲用に 供しているもの			その他の井戸			合 計			
			調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	
健 康 項 目	1	カドミウム	0.003以下	12	0	0	18	0	0	30	0	0
	2	全シアン	検出されないこと	9	0	0	15	0	0	24	0	0
	3	鉛	0.01以下	12	0	0	18	0	0	30	0	0
	4	六価クロム	0.05以下	12	0	0	18	0	0	30	0	0
	5	砒素	0.01以下	11	3	0	19	6	1	30	9	1
	6	総水銀	0.0005以下	9	0	0	17	1	1	26	1	1
	7	アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	8	P C B	検出されないこと	9	0	0	15	0	0	24	0	0
	9	ジクロロメタン	0.02以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
	10	四塩化炭素	0.002以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
	11	クロロエチレン※	0.002以下	0	0	0	18	4	3	18	4	3
	12	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
	13	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	11	0	0	36	0	0	47	0	0
	14	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	11	0	0	36	11	0	47	11	0
	15	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	11	0	0	29	1	0	40	1	0
	17	トリクロロエチレン	0.01以下	11	0	0	36	10	1	47	10	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	11	1	0	30	10	5	41	11	5
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	11	0	0	30	0	0	41	0	0
	20	チウラム	0.006以下	9	0	0	17	0	0	26	0	0
	21	シマジン	0.003以下	9	0	0	17	0	0	26	0	0
	22	チオベンカルブ	0.02以下	9	0	0	17	0	0	26	0	0
	23	ベンゼン	0.01以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
	24	セレン	0.01以下	9	0	0	16	0	0	25	0	0
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	20	16	1	47	42	7	67	58	8
	26	ふっ素	0.8以下	14	4	1	33	22	0	47	26	1
	27	ほう素	1以下	13	1	0	18	0	0	31	1	0
	28	1,4-ジオキサン	0.05以下	9	0	0	16	0	0	25	0	0
総 計			20	19	2	58	57	18	78	76	20	

※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(3) 要監視項目

(単位：本)

	指針値 (単位：mg/L)	飲用に 供しているもの			その他の井戸			合 計			
		調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	
1	クロロホルム	0.06以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
3	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
4	イソキサチオン	0.008以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
5	ダイアジノン	0.005以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
7	イソプロチオラン	0.04以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
8	オキシ銅 (有機銅)	0.04以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
9	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
10	プロピザミド	0.008以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
11	EPN	0.006以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
12	ジクロロボス (DDVP)	0.008以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
14	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
15	クロルニトロフェン (CNP)	-	9	0	0	15	0	0	24	0	0
16	トルエン	0.6以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
17	キシレン	0.4以下	11	0	0	29	0	0	40	0	0
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
19	ニッケル	-	12	1	0	18	0	0	30	1	0
20	モリブデン	0.07以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
21	アンチモン	0.02以下	9	0	0	15	0	0	24	0	0
22	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0	0	0	10	0	0	10	0	0
23	全マンガン	0.2以下	12	3	2	18	6	3	30	9	5
24	ウラン	0.002以下	9	0	0	15	2	0	24	2	0
総 計			13	4	2	32	7	3	45	11	5

表 水質 15 総量削減計画の概要 (COD、窒素含有量及びりん含有量)

(単位：トン/日)

COD	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次	
	54年度	59年度	59年度	64年度	元年度	6年度	6年度	11年度	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	21	(22)	21	19	19	17	19	17	18	16	16	15	14	13	13	12
産業排水	29	(56)	31	30	29	27	25	25	22	22	17	17	13	13	14	14
その他	8	(7)	8	8	7	7	7	7	6	6	5	5	6	6	5	5
総 量	58	(85)	60	57	55	51	51	49	46	44	38	37	33	32	32	31

注：() 内は、計画ベースの値である。

(単位：トン/日)

窒 素 含有量	第5次		第6次		第7次		第8次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	11	10	11	10	10	10	8	8
産業排水	8	8	6	6	6	6	7	7
その他	22	21	16	16	18	17	18	18
総 量	41	39	33	32	34	33	33	33

(単位：トン/日)

り ん 含有量	第5次		第6次		第7次		第8次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6
産業排水	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	1.0	1.0	1.0	1.0	1.4	1.3	1.2	1.2
総 量	2.6	2.5	2.3	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3

表 水質16 瀬戸内海の水環境保全に関する大分県計画の施策

施 策	主 な 取 組	
1 沿岸域の水環境の保全、再生及び創出	(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等	・保護水面水域、藻場等ひき網漁業禁止区域及び鳥獣保護区特別保護地区における藻場、干潟の保全のための規制措置の適切な運用 ・沿岸漁場基盤整備事業による人工藻場造成
	(2) 自然海浜の保全等	・自然海浜保全地区指定の潮干狩場、海水浴場における自然海浜のための規制措置の適切な運用 ・海岸環境整備事業（養浜等）による養浜事業の積極的推進
	(3) 底質改善対策・窪地対策の推進	・浚渫や覆砂、敷砂、海底耕うん、堆積物除去等による漁場改善の推進
	(4) 海砂利の採取の抑制	・漁場環境保全及び水質汚濁防止の観点から原則禁止 ・河口閉塞対策等やむを得ず採取を行う場合は環境影響を配慮
	(5) 埋立てに当たっての水環境保全に対する配慮	・埋立の免許承認にあたっての瀬戸内海環境保全特別措置法の運用に関する基本方針に沿った配慮
	(6) 環境配慮型構造物の採用	・新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時、藻場機能の付加など環境への配慮
2 水質の保全及び管理	(1) 水質総量削減制度等の実施	・「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の積極的推進、進捗状況及び流入負荷量の実態把握 ・湾、灘、季節毎の状況に応じたきめ細やかな水質管理を順応的に推進 ・養殖漁場における投餌量等の適正化、化学肥料の使用の低減、家畜排せつ物の適正処理等による富栄養化の防止 ・漁場環境保全推進事業等により監視通報体制を強化し、赤潮発生監視調査等により赤潮対策の調査研究
	(2) 下水道等の整備の促進	・「大分県生活排水処理施設整備構想2015」に基づき下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備の推進 ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進 ・し尿処理施設の更新等の計画的な整備と高度処理施設の積極的な導入
	(3) 水質及び底質環境の改善	・沿岸漁場基盤整備事業等により海底耕うん、海底堆積物の除去を実施
	(4) 有害化学物質等の低減のための対策	・健康項目に係る水質環境基準の達成の維持 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく発生源の監視指導、環境基準の達成状況等汚染実態の把握 ・PRTR法等に基づく化学物質の排出量等の把握、管理の促進 ・除去基準を上回る底質の除去等の促進
	(5) 油等による汚染の防止	・船舶及び陸上からの油等排出防止のための「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」等の規制の徹底と監視取締り強化 ・事故による海洋汚染の未然防止のための「消防法」等による規制の徹底と監視指導の強化及び防災活動等の適切な運営 ・排出油等の流出拡大を防ぐため「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」等の規制指導及び海上災害防止センターの活用等の実施
	(6) 海水浴場等の保全その他の措置	・水質環境基準の維持達成のため水質汚濁防止法等に基づく排水規制の適切な運用
	(7) 廃棄物の処理施設の整備及び処分場の確保	・廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の推進、ごみ処理施設等の計画的な整備、ごみの減量化・再生利用の促進 ・産業廃棄物排出事業者や処理業者に対する監視指導の強化、減量化、適正処理のための施設整備促進
	(8) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	・藻場、干潟、自然海岸等の沿岸域の水環境保全の推進 ・森林づくりボランティア活動促進事業により森林から供給される河川水による漁場環境の維持・保全 ・森林や水田・畑地の適切な維持管理、緑化対策の推進、湿地の保全などによる県土の保水能力の向上 ・工場等の水循環使用や再生利用、家庭における節水、雨水の有効利用などの普及啓発活動の推進 ・幅広い世代が協働して、各地域で取り組む豊かな水環境の創出に向けた活動の推進
3 自然景観及び文化的景観の保全	(1) 自然公園等の保全	・自然公園法等による規制の徹底と監視指導の強化及び公園事業、保全事業の積極的推進 ・国立公園、国定公園及び県立自然公園区域等の見直しや自然環境保全地域等の指定など自然景観の保全 ・自然公園指導員の適正配置の推進、自然公園の適正利用、動植物の保護等の普及啓発
	(2) 緑地等の保全	・良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地の確保のための保安林制度等の規制の適正な運用 ・都市公園整備事業、漁業集落環境整備事業、港湾環境整備事業及び海岸環境整備事業の積極的促進、風致地区及び特別緑地保全地区の指定による規制の徹底 ・健全な森林保護育成のための環境緑化推進事業等の積極的推進、松くい虫防除対策、治山事業の促進 ・緑化修景のための緑化基準に即した公園緑地等の確保、緑化協定の締結等の指導
	(3) 島しょ部の環境の保全	・下水道や漁業集落排水施設を整備するなど環境配慮の推進 ・離島漁業再生支援交付金制度の活用、漁場の改善、藻場造成、海岸清掃等の支援
	(4) 史跡、名勝、天然記念物等の保全	・関係法令により文化財保存の規制の徹底及び防災施設の設置、保存修理、整備及び修景等の積極的推進
	(5) 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進	・清掃船の積極的活用 ・沿岸漁場のごみの除去や耕うんによる底質改善により漁場の機能回復 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の規制の徹底と監視取締りの強化
	(6) エコツーリズム等の推進	・地域の自然環境や歴史文化とふれあうエコツーリズムの普及 ・グリーンツーリズムやブルーツーリズムにより都市と農村漁村との交流促進 ・日本ジオパークや世界農業遺産等を活用した広域的な地域づくりの促進
4 水産資源の持続的な利用の確保	・水産動植物の増殖の推進を図り、水産資源の適切な保存及び管理の推進 ・水産物の生活史に対応した良好な生息・俯瞰的な視点を持った漁場整備と水質環境保全対策の推進 ・藻場造成や磯焼け回復のための効果的な技術の積極的導入 ・魚礁や増殖礁の設置による漁場造成の推進、漁業に被害を及ぼす生物の駆除・防除対策の推進	
5 基盤的な施策	(1) 水質等の監視測定	・発生源に対して排水基準遵守の指導、水質自動計測器の整備促進、測定体制の充実 ・水質汚濁の状況等環境基準の類型指定、見直し等の実施、適切な監視体制の整備
	(2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等	・監視測定技術の向上のため、水質測定機器及び測定技術の調査研究 ・隣県等と連携し、有害赤潮の予測及び監視に関する取組として漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業（赤潮モニタリング）の実施 ・養殖漁場の水質・底質環境を定期的に観測し、漁場の生産力に見合う適正な漁場利用の推進
	(3) 広域的な連携の強化等	・瀬戸内海環境保全知事・市長会議を通じた広域的な連携、瀬戸内海環境保全協会等への活動参加、情報交換による連携強化
	(4) 情報提供、広報の充実	・食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動等の情報を提供するシステムの構築 ・「せとちうネット」の活用を図り、瀬戸内海の水環境等多様な情報提供の促進
	(5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進	・瀬戸内海の水環境保全についての正しい認識を高めるための広報活動の実施 ・ごみの不法投棄、浄化槽の維持管理の適正化など実践活動の普及、幅広い主体の意見の反映方策の検討
	(6) 環境教育・学習の推進	・環境教育を推進する人材の育成と確保に努め、活用を図り、積極的に情報提供 ・学習会等のあらゆる場での環境教育の推進 ・学校教育での実践型の環境教育の推進や教職員への環境教育研修の充実

表 水質17 水質環境基準等（公共用水域）

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

	項 目	基 準 値
1	カドミウム	0.003 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01 以下
4	六価クロム	0.05 以下
5	砒素	0.01 以下
6	総水銀	0.0005 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	P C B	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02 以下
10	四塩化炭素	0.002 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
16	トリクロロエチレン	0.01 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
19	チウラム	0.006 以下
20	シマジン	0.003 以下
21	チオベンカルブ	0.02 以下
22	ベンゼン	0.01 以下
23	セレン	0.01 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
25	ふっ素	0.8 以下
26	ほう素	1 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05 以下

(2) 要監視項目及び指針値

(単位：mg/L)

	項 目	指 針 値
1	クロロホルム	0.06 以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
5	イソキサチオン	0.008 以下
6	ダイアジノン	0.005 以下
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003 以下
8	イソプロチオラン	0.04 以下
9	オキシ銅 (有機銅)	0.04 以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05 以下
11	プロピザミド	0.008 以下
12	E P N	0.006 以下
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008 以下
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下
15	イプロベンホス (IBP)	0.008 以下
16	クロルニトロフェン (CNP)	-
17	トルエン	0.6 以下
18	キシレン	0.4 以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
20	ニッケル	-
21	モリブデン	0.07 以下
22	アンチモン	0.02 以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002 以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004 以下
25	全マンガン	0.2 以下
26	ウラン	0.002 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値である。
- 2 「検出されないこと」は、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準、水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

1 河川（湖沼を除く。）

ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が みとめられない こと。	2mg/L以上	-	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極若しくは光 学式センサを用 いる水質自動監 視測定装置によ りこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	最確数による定 量法	
<p>備考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	環境基準基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全重鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	クロロ ホルム	フェノール	ホルム アルデヒド	4-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	日本工業規格K0125(用水・排水中揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表3に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。											

2 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに指 定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L以上	-	
測 定 方 法		規格12.1に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の 得られる方法	規格17に定め る方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める方 法又は隔膜電極若 しくは光学式センサ を用いる水質自動監 視測定装置によりこ れと同程度の計測 結果の得られる方法	最確数による 定量法	X
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〳 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〳 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 〳 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〳 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 生活環境の保全に関する環境基準（窒素、リン）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに指 定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の 欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、 農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測 定 方 法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備 考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〳 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〳 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 〳 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 〳 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	環境基準基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩 (LAS)	ク ロ ロ ホルム	フェノール	ホルム アルデヒド	4-t-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	第1の2 の(2)により水域類 型ごとに指定する 水域
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	日本工業規格K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表3に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。											

エ 水生生物の保全に係る水質環境基準(底層溶存酸素量)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環境基準基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類 型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。			

3 海域

ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質(油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg /L以下	7.5mg /L以上	1,000MPN /100mL以下	検出されない こと	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg /L以下	5mg /L以上	-	検出されない こと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg /L以下	2mg /L以上	-	-	
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定め る方法(ただし、 B類型の工業用 水及び水産2級 のうちノリ養殖 の利水点におけ る測定方法はア ルカリ性法)	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学式 センサを用いる水 質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方法	最確数による定 量法	付表14に掲げ る方法	X
備 考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。 同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 COD(O ₂ mg/L)=0.08×[(b)-(a)]×fNa ₂ S ₂ O ₃ ×1000/50 (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b)：蒸留水について行った空試験値(mL) fNa ₂ S ₂ O ₃ ：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、リン)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg /L以下	0.02mg /L以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する水 域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg /L以下	0.03mg /L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg /L以下	0.05mg /L以下	
IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg /L以下	0.09mg /L以下	
測 定 方 法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備 考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	環境基準基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全重鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	クロロ ホルム	フェノール	ホルム アルデヒド	4-tert- オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール	
生物A	水生生物の生息 する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	2 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	0.0009 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域の うち、水生生物 の生息する産卵 場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場 として特に保 全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.0004 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
測定方法		規格53に 定める方法	付表11に 掲げる方法	付表12に 掲げる方法	日本工業 規格K0125 (用水・排 水中の揮 発性有機 化合物試 験方法)5. 1、5.2及 び5.3.1 に定める 方法	付表1に 掲げる方法	付表2に 掲げる方法	付表1に 掲げる方法	付表2に 掲げる方法	付表3に 掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。											

エ 水生生物の保全に係る水質環境基準(底層溶存酸素量)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環境基準基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域 類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める 方法又は付表13 に掲げる方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。			

表 水質 18 地下水の環境基準等と地下浸透の防止に係る基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01 以下
4	六価クロム	0.05 以下
5	砒素	0.01 以下
6	総水銀	0.0005 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	P C B	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02 以下
10	四塩化炭素	0.002 以下
11	クロロエチレン※	0.002 以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
17	トリクロロエチレン	0.01 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下
19	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下
20	チウラム	0.006 以下
21	シマジン	0.003 以下
22	チオベンカルブ	0.02 以下
23	ベンゼン	0.01 以下
24	セレン	0.01 以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
26	ふっ素	0.8 以下
27	ほう素	1 以下
28	1,4-ジオキサン	0.05 以下

(2) 要監視項目及び指針値

(単位：mg/L)

	項目	指針値
1	クロロホルム	0.06 以下
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
3	p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
4	イソキサチオン	0.008 以下
5	ダイアジノン	0.005 以下
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003 以下
7	イソプロチオラン	0.04 以下
8	オキシ銅 (有機銅)	0.04 以下
9	クロロタロニル (TPN)	0.05 以下
10	プロピザミド	0.008 以下
11	E P N	0.006 以下
12	ジクロルボス (DDVP)	0.008 以下
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下
14	イプロベンホス (IBP)	0.008 以下
15	クロルニトロフェン (CNP)	—
16	トルエン	0.6 以下
17	キシレン	0.4 以下
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
19	ニッケル	—
20	モリブデン	0.07 以下
21	アンチモン	0.02 以下
22	エピクロロヒドリン	0.0004 以下
23	全マンガン	0.2 以下
24	ウラン	0.002 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、4.2.3、4.3.2.5又は4.3.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 - 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- ※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(3) 地下浸透の防止に係る基準

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法
(平成元年8月21日環境庁告示第39号)

以下の表の中欄に掲げる検定方法により左欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の右欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合をいう。

	有害物質の種類	検定方法	備考 改正：平成26年3月20日環告第42号	
1	カドミウム及びその化合物	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（ただし、規格55.1に定める方法にあつては規格55の備考1に定める操作を、規格55.3に定める方法にあつては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）	カドミウムとして0.001mg/L	
2	シアン化合物	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法	シアンとして0.1mg/L	
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法	0.1mg/L	
4	鉛及びその化合物	規格54に定める方法（ただし、規格54.1に定める方法にあつては規格54の備考1に定める操作を、規格54.3に定める方法にあつては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）	鉛として0.005mg/L	
5	六価クロム化合物	規格65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格65.1に定める方法）又は規格65.2.6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	六価クロムとして0.04mg/L	
6	砒素及びその化合物	規格61に定める方法	砒素として0.005mg/L	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法	水銀として0.0005mg/L	
8	アルキル水銀化合物	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法	アルキル水銀として0.0005mg/L	
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	環境基準告示付表3に掲げる方法	0.0005mg/L	
10	トリクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002mg/L	
11	テトラクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L	
12	ジクロロメタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L	
13	四塩化炭素	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002mg/L	
14	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法	0.0004mg/L	
15	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L	
16	1,2-ジクロロエチレン	シス体	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.004mg/L
		トランス体	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L	
18	1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006mg/L	

	有害物質の種類		検定方法	備考 改正：平成26年3月20日環告第42号
19	1,3-ジクロロプロペン		日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002mg/L
20	チウラム		環境基準告示付表4に掲げる方法	0.0006mg/L
21	シマジン		環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003mg/L
22	チオベンカルブ		環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.002mg/L
23	ベンゼン		日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001mg/L
24	セレン及びその化合物		規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	セレンとして0.002mg/L
25	ほう素及びその化合物		規格47に定める方法	ほう素として0.2mg/L
26	ふっ素及びその化合物		規格34.1、34.2若しくは34.4に定める方法又は規格34.1 C) (注(6)第3文を除く。)に定める方法及び環境基準告示付表6に掲げる方法	ふっ素として0.2mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物	規格42.2、42.3、42.5又は42.6に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法	アンモニア性窒素として0.7mg/L
		亜硝酸化合物	規格43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法	亜硝酸性窒素として0.2mg/L
		硝酸化合物	規格43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	硝酸性窒素として0.2mg/L
28	塩化ビニルモノマー		平成9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法	0.0002mg/L
29	1,4-ジオキサン		環境基準告示付表7に掲げる方法	0.005mg/L

表 水質19 水質関係公害防止協定値

企業名	締結 (改正) 年月	排水基準値 (pHを除きmg/L)						負荷基準値 (kg/日)				備考							
		水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノキ物質 ルサ含有 率抽出 率	全窒素	全りん	フェノール	シアン	残留塩素	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノキ物質 ルサ含有 率抽出 率	全窒素	全りん	フェノール	シアン	排水基準値 (ダイオキシン類を除きmg/L、 ダイオキシン類については pg-TEQ/L)	負荷基準値 (kg/日)
新大 日鐵住金(株) 製鐵所	H294	6号 7.5~8.6 4.5-9号 7.0~8.6	4.9号 10 5.6号 8 5.6号 5	4.9号 20 5号 8 5.6号 5	4号 12 5.6-9号 8	4.9号 0.8 5.6号 0.5	0.05	0.05	ND	2,300	7,180	400	7,300	350	25	30	溶解性鉄 4号 4号 5.6-9号 4号 取・排水温度差 7℃以下	溶解性鉄 1 4 1.5 7℃以下 (ふっ素は実質負荷量)	1,300 1,000
住大 友化学(株) 工場	H209	5.8~8.6	45 (40)	25 (20)	10 (8)	5 (3)	0.2	-	-	3,400	1,700	-	680	255	-	-	BOD 20(15) ふっ素 7(6) ジクロロメタン 0.04 ベンゼン 0.05 ほう素 3 ダイオキシン類 2 トルエン 1.2 フェニトロチオン 0.006 銅含有量 1 ネトラクロロエチレン 0.02 1,2-ジクロロエタン 0.012	BOD 1,275 ふっ素 510	
王子 マテリア(株) 工場	H14.11	5.8~8.6	75	35	7	0.5	0.4	-	-	3,400	1,540	45	300	18	15	-	BOD 70	BOD 3,050	
昭及 び電工(株) ソーダ各 社	H209	6.0~8.6	6 (3)	8 (4)	3 排出口 2 その他 2(1)	0.4 (0.2)	0.03	-	-	3,040	3,591	168	1,290	138	-	-	ジクロロメタン 0.02 ベンゼン 0.05 ダイオキシン類 1 取・排水温度差 7℃以下		
NS モノ(株) 製造所	H元.3	6.0~8.6	15 (10)	15 (11)	20 (12)	3 (2)	0.5 (0.2)	-	-	43.2	47.5	4.3	51.8	8.6	0.9	-			
JXTG エネギー(株) 製油所	H16.3	6.0~8.6	15 (10)	15 (10)	12 (10)	2 (1)	0.1	0.05	ND	156	156	156	156	15.6	1.6	-	取・排水温度差 7℃以下		
九州 電力(株) 新大分 発電所	H25.7	1.2号系列 5.8~8.6 3号系列 5.8~8.6	10 (7) 10 (7) 10 (6)	10 (7) 10 (7)	30 (20)	3 (2)	-	-	ND	1.2 11.2 3号系列 10.8	11.2 12.6	1.6 1.8	32 36	3.2 3.6	-	-	取・排水温度差 7℃以下		
パシ ンパ ンカ ツバ イ(株) 佐賀 製鐵 所	H31.2	6.0~8.4	6 (3)	15 (10)	2.9 (1.5)	0.5 (0.3)	-	-	ND	651	2,171	109	326	65	-	-	銅 1(0.6) 亜鉛 1 砒素 0.07 鉛 0.05 カドミウム 0.01 セレン 0.05	銅 130	
太平 洋セ メント(株) 大分 工場 (津久見)	S47.6	6.0~9.0	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
三井 造船 事業 所	S55.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

備考1 ()内は、日間平均値である。
備考2 全窒素、全りんのうち*印のついているものは、それぞれアンモニウム態窒素、リン酸態リンである。

5 騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料

表 騒音1 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

- 備考 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

(単位：デシベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

- 備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する空間における特例)

基準値	
昼間	夜間
70以下	65以下

- 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）。
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

(注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 騒音2 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

- 備考 1 Iを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 2 IIを当てはめる地域は、I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

表 騒音3 特定工場等に関する騒音の規制基準

時間の区分	区域の区分				時間の区分
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
昼間	50	60	65	70	午前8時～午後7時 (津久見市は午前7時～午後7時)
朝・夕	45	50	60	65	午前6時～午前8時 (津久見市は午前6時～午前7時) 午後7時～午後10時
夜間	40	45 日田市は40	50 津久見市は55	60 臼杵市は55	午後10時～ 翌日の午前6時

- 備考 1 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいう。
 2 第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。
 3 第3種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。
 4 第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

表 騒音4 特定建設作業に関する騒音の規制基準

規制項目	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	85デシベル	
作業禁止時間	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時
最大作業時間	10時間/日	14時間/日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

備考 1号区域とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が指定した区域を言う。

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

2号区域とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 騒音5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧 (平成31年4月1日現在)

市町村名	旧市町村名	騒音規制法						振動規制法							
		特定工場等に係る区域の区分				特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	告示番号	特定工場等に係る区域の区分		特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	告示番号
		1種	2種	3種	4種	1号	2号			1種	2種	1号	2号		
大分市	大分市	○	○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	野津原町		○				○			規制地域なし					
	佐賀関町		○	○	○	○	○			○	○	○	○		
別府市	別府市	○	○	○		○		市告示		○	○	○		市告示	
中津市	中津市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	三光村		○				○	市告示		規制地域なし					
	本耶馬溪町		○				○	市告示		規制地域なし					
	耶馬溪町		○				○	市告示		規制地域なし					
	山国町		○				○	市告示	○		○		市告示		
日田市	日田市		○	○		○		市告示		○	○	○		市告示	
佐伯市	佐伯市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	上浦町		○				○	市告示		○		○		市告示	
	弥生町		○				○	市告示		○		○		市告示	
	本匠村		○				○	市告示		○		○		市告示	
	宇目町		○				○	市告示		○		○		市告示	
	直川村		○				○	市告示		○		○		市告示	
	鶴見町		○				○	市告示		○		○		市告示	
	米水津村		○				○	市告示		○		○		市告示	
蒲江町		○				○	市告示		○		○		市告示		
臼杵市	臼杵市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
津久見市	津久見市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
竹田市	竹田市	○	○	○		○		市告示		○	○	○		市告示	
	久住町	規制地域なし													
豊後高田市	豊後高田市	○	○	○	○	○		市告示		○	○	○		市告示	
	香々地町		○				○	市告示		規制地域なし					
杵築市	杵築市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	山香町		○	○			○	市告示		規制地域なし					
宇佐市	宇佐市	○	○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	院内町		○				○	市告示		規制地域なし					
	安心院町		○				○	市告示		規制地域なし					
豊後大野市	三重町	○	○	○		○		市告示		○	○	○		市告示	
	緒方町		○				○	市告示		規制地域なし					
	大野町		○				○	市告示		○		○		市告示	
	千歳村		○				○	市告示		○		○		市告示	
	犬飼町		○				○	市告示		○		○		市告示	
由布市	挾間町	○	○	○		○		市告示		○	○	○		市告示	
	庄内町		○				○			○		○			
	湯布院町	○	○	○		○				○	○	○			
国東市	国見町		○	○		○		市告示		規制地域なし					
	国東町	○	○	○		○				○	○	○			
	武蔵町		○				○			○		○			
	安岐町		○				○			○		○			
日出町	日出町	○	○	○		○		町告示		○	○	○		町告示	
九重町	九重町		○				○	S54. 4. 3 第389号		規制地域なし					
玖珠町	玖珠町	○	○	○		○		町告示		○	○	○		町告示	
姫島村	姫島村	規制地域なし													

(備考) 着色されている市町は、騒音に係る環境基準の類型の当てはめがあることを示す。

表 騒音6 一般環境における騒音の環境基準達成状況

(平成30年度)

市町村名	地域の 類型	測定 地点数	環境基準達成地点		時間区分毎の環境基準達成状況			
					昼間		夜間	
			地点数	達成率	地点数	達成率	地点数	達成率
大分市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	2	2	100%	2	100%	2	100%
	計	6	6	100%	6	100%	6	100%
別府市	A	4	2	50%	4	100%	2	50%
	B	10	8	80%	10	100%	8	80%
	C	6	4	67%	5	83%	4	67%
	計	20	14	70%	19	95%	14	70%
中津市	A	2	1	50%	1	50%	2	100%
	B	5	4	80%	4	80%	5	100%
	C	3	2	67%	2	67%	3	100%
	計	10	7	70%	7	70%	10	100%
日田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	0	0%	1	100%	0	0%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	2	67%	3	100%	2	67%
佐伯市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	0	0	-	0	-	0	-
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
津久見市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	4	3	75%	4	100%	3	75.0%
	C	5	5	100%	5	100%	5	100%
	計	11	10	91%	11	100%	10	91%
竹田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	0	0	-	0	-	0	-
	C	0	0	-	0	-	0	-
	計	1	1	100%	1	100%	1	100%
豊後高田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
杵築市	A	3	3	100%	3	100%	3	100%
	B	4	4	100%	4	100%	4	100%
	C	2	2	100%	2	100%	2	100%
	計	9	9	100%	9	100%	9	100%
宇佐市	A	2	0	0%	0	0%	2	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	5	3	60%	3	60%	5	100%
国東市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	0	0	-	0	-	0	-
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100.0%
日出町	A	3	3	100%	3	100%	3	100.0%
	B	0	0	-	0	-	0	-
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	4	4	100%	4	100%	4	100.0%
合計	A	23	18	78.3%	20	87.0%	21	91.3%
	B	30	25	83.3%	29	96.7%	26	86.7%
	C	22	19	86.4%	20	90.9%	20	90.9%
	計	75	62	82.7%	69	92.0%	67	89.3%

備考 調査は下記の機関による

大分市環境対策課、別府市環境課、中津市生活環境課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、津久見市環境保全課、竹田市市民課、豊後高田市環境課、杵築市生活環境課、宇佐市生活環境課、国東市環境衛生課、日出町生活環境課

表 騒音7 道路に面する地域の騒音測定結果

(平成30年度)

道路名	測定地点	測定開始 年月日	測定終了 年月日	環境 基準 類型	騒音 規制 区分	車 線 数	環境基準				要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音 レベル (dB)	
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
東九州自動車道	大分市丹川	2018/11/14	2018/11/15	B	b	2	52	46	70	65	75	70
国道10号線	大分市中戸次5186-2	2018/11/7	2018/11/8	C	c	4	△71	65	70	65	75	70
	大分市大字中戸次4840-19	2018/11/7	2018/11/8	C	c	4	△72	△66	70	65	75	70
	杵築市山香町大字立石	2018/12/17	2018/12/17	-	-	2	61	56	70	65	75	70
	宇佐市大字岩崎1177-1	2019/1/8	2019/1/9	B	b	2	69	△66	70	65	75	70
	宇佐市大字四日市965-1	2019/1/30	2019/1/31	C	c	2	68	65	70	65	75	70
	宇佐市大字南宇佐2124-5	2018/11/6	2018/11/7	C	c	2	69	△66	70	65	75	70
	速見郡日出町大字豊岡308	2019/3/4	2019/3/5	C	c	4	△72	△69	70	65	75	70
	速見郡日出町1855	2019/3/4	2019/3/5	C	c	4	△74	△70	70	65	75	70
国道57号線	竹田市大字会々 赤坂	2019/3/27	2019/3/28	C	c	2	△71	△67	70	65	75	70
国道210号線	日田市石井2丁目556-6	2019/2/4	2019/2/5	B	b	2	61	56	70	65	75	70
国道212号線	中津市本耶馬溪町曾木1861-1	2019/1/30	2019/1/31	B	b	2	67	62	70	65	75	70
	中津市耶馬溪町柿坂138-1	2019/1/29	2019/1/30	B	b	2	67	63	70	65	75	70
	中津市山国町宇曾1210	2019/1/28	2019/1/29	B	b	2	68	64	70	65	75	70
	日田市吹上町1231-4	2019/3/13	2019/3/14	B	b	4	67	59	70	65	75	70
国道213号線	中津市沖代町1-1-11	2019/2/6	2019/2/7	C	c	4	65	61	70	65	75	70
	中津市下池永436	2019/1/22	2019/1/23	C	c	2	68	64	70	65	75	70
	豊後高田市新地1719番地1	2019/3/11	2019/3/12	B	c	2	56	51	70	65	75	70
	杵築市大字大内	2018/12/17	2018/12/17	B	b	2	67	64	70	65	75	70
	杵築市大字杵築	2018/12/17	2018/12/17	C	c	2	63	58	70	65	75	70
	杵築市大字猪尾	2018/12/17	2018/12/17	B	b	2	52	50	70	65	75	70
	国東市国東町小原121番地4	2019/3/8	2019/3/12	C	c	2	67	55	70	65	75	70
	国東市国東町鶴川1905番地1	2019/3/8	2019/3/12	A	a	2	64	57	70	65	75	70
	国東市国東町鶴川136番地1	2019/3/8	2019/3/12	C	c	2	62	60	70	65	75	70
	国東市国東町田深280番地2	2019/3/8	2019/3/12	C	c	2	63	60	70	65	75	70
	速見郡日出町大字川崎1691	2019/3/4	2019/3/5	C	c	4	△72	65	70	65	75	70
	速見郡日出町大字川崎	2018/12/5	2018/12/6	C	c	4	69	63	70	65	75	70
	国道217号線	佐伯市大字戸穴352-1	2018/10/29	2018/10/30	B	b	2	64	51	70	65	75
佐伯市西谷町5番49号		2018/11/2	2018/11/3	C	c	2	63	56	70	65	75	70
津久見市セメント町2番		2018/11/8	2018/11/9	C	c	2	66	59	70	65	75	70
津久見市中町4-32		2018/10/25	2018/10/26	C	c	2	△72	△66	70	65	75	70
津久見市大字千怒210-6		2018/12/13	2018/12/14	C	c	2	68	59	70	65	75	70
国道387号線	宇佐市大字別府254-5	2018/12/12	2018/12/13	C	c	4	67	59	70	65	75	70
	宇佐市院内町山城32	2018/10/25	2018/10/26	B	b	2	66	59	70	65	75	70
国道387号線BP	玖珠郡九重町大字町田	2018/12/5	2018/12/6	-	-	2	65	57	70	65	75	70
国道388号線	佐伯市駅前2丁目4番26号	2018/10/25	2018/10/26	C	c	4	62	52	70	65	75	70
国道442号線	大分市大字木上568-2	2018/12/13	2018/12/14	B	b	2	62	53	70	65	75	70
国道500号	宇佐市安心院町下毛2115	2018/11/8	2018/11/9	B	b	2	65	56	70	65	75	70
県道511号線	大分市千代町1丁目2番30号	2018/11/13	2018/11/14	C	c	4	61	56	70	65	75	70
県道東下中津線	中津市上宮永314	2019/2/5	2019/2/6	A	a	2	62	61	70	65	75	70
県道中津吉富線	中津市一ツ松62-1	2019/1/21	2019/1/22	A	a	2	62	59	70	65	75	70
県道田尻臨海線	中津市田尻1101	2019/1/23	2019/1/24	B	b	2	69	64	70	65	75	70
県道中津吉富線	中津市殿町1385	2019/3/5	2019/3/6	C	c	2	64	58	70	65	75	70
県道中津高田線	中津市豊田町14-85	2019/2/4	2019/2/5	C	c	4	60	52	70	65	75	70
県道中津高田線	中津市中殿512(東本町)	2019/1/16	2019/1/17	C	c	2	69	▲※73	70	65	75	70
県道中津高田線	中津市中殿571	2019/1/17	2019/1/18	C	c	2	64	60	70	65	75	70
県道万田四日市線	中津市福島1902	2019/1/24	2019/1/25	B	b	2	58	48	70	65	75	70
県道白木沖代線	中津市三光白木1495-4	2019/2/1	2019/2/2	B	b	2	65	60	70	65	75	70
県道白地日田線	日田市上城内町29	2019/2/20	2019/2/21	C	c	2	61	49	70	65	75	70

道路名	測定地点	測定開始 年 月 日	測定終了 年 月 日	環境 基準 類型	騒音 規制 区分	車 線 数	環境基準				要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音 レベル (dB)	
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
県道大田杵築線	杵築市大字杵築	2018/12/17	2018/12/17	B	b	2	61	55	70	65	75	70
県道23号	宇佐市大字長洲1482-1	2019/1/16	2019/1/17	C	c	2	67	61	70	65	75	70
県道44号	宇佐市大字川部841-1	2018/10/31	2018/11/1	B	b	2	59	48	70	65	75	70
県道別府挾間線	由布市挾間町高崎377番地	2019/1/10	2019/1/11	C	-	2	63	52	70	65	75	70
県道豊後高田国東線	国東市国東町田深741番地	2019/3/8	2019/3/12	B	b	2	60	54	70	65	75	70
市道下郡宮崎大通り線	大分市大字下郡字国境3260-17	2018/11/1	2018/11/2	C	c	4	70	△67	70	65	75	70
市道金池上野丘線	大分市金池南2丁目8番8号	2018/10/30	2018/10/31	C	c	4	63	55	70	65	75	70
市道今津留大津町線	大分市今津留3丁目4番25号	2018/11/13	2018/11/14	C	c	4	64	57	70	65	75	70
市道高城駅通り線	大分市高松1丁目3番2号	2018/11/14	2018/11/15	C	c	4	59	53	70	65	75	70
市道大原日田線	日田市田島2丁目6-1	2019/1/24	2019/1/25	C	c	2	56	47	65	60	75	70
市道駅前佐伯大橋線	佐伯市池船町19番19号	2018/10/22	2018/10/23	B	b	2	61	52	65	60	75	70
市道女島白坪線	佐伯市中村北町6番8号	2018/10/24	2018/10/25	B	b	2	64	52	65	60	75	70
市道徳浦松崎線	津久見市入船東町3	2018/10/15	2018/10/16	C	c	2	64	57	65	60	75	70
市道117号	宇佐市大字閣395	2018/12/13	2018/12/14	C	c	2	△66	59	65	60	75	70
市道120号	宇佐市大字四日市1352-2	2019/1/28	2019/1/29	C	c	2	62	48	65	60	75	70
市道128号	宇佐市大字岩崎798-2	2018/11/28	2018/11/29	B	b	1	55	45	55	45	65	55
市道243号	宇佐市大字神子山新田39-17	2019/1/15	2019/1/16	B	b	2	61	49	65	60	75	70
町道日出中央線	速見郡日出町2519	2019/3/4	2019/3/5	C	c	2	△66	△63	65	60	75	70

(備考) 1 調査は下記の機関による

大分市環境対策課、中津市生活環境課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、津久見市環境保全課、竹田市市民課、豊後高田市環境課、杵築市生活環境課、宇佐市生活環境課、由布市環境課、国東市環境衛生課、日出町生活環境課

2 網掛け部分は大分県環境保全課の常時監視測定結果である。

3 △は環境基準値を超過するもの。▲は要請限度を超過する騒音レベルを示す。

(要請限度は3日間の測定で評価を行わなければならないため、※を付したものは参考までの評価とする。)

表 騒音8 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の面的評価結果

(平成30年度)

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
全戸数 (95,597戸)	93,179	97.5	442	0.5	611	0.6	1,365	1.4
近接空間 (39,373戸)	37,806	96.0	325	0.8	351	0.9	913	2.3
非近接空間 (56,224戸)	55,395	98.5	117	0.2	260	0.5	452	0.8

備考 1 近接空間とは、面的評価を行う50mの範囲のうちで、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

・2車線以下の車線を有する幹線道路 道路端から15m

・2車線を越える車線を有する幹線道路 道路端から20m

2 非近接空間とは、50mの評価範囲のうちで近接空間以外の場所をいう。

表 騒音9 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の評価結果（道路種類別総括表）（平成30年度）

道路種類別の内訳	評価区間延長 (km)	評価結果（全体）				評価結果（近接空間）				評価結果（非近接空間）						
		評価区間数	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④
全体（住居等戸数）	3111.0	1136	93,179	442	611	1,365	39,395	37,806	325	351	913	56,224	55,395	117	260	452
高速自動車国道	93.7	47	1,137	0	3	6	422	421	0	1	0	724	716	0	2	6
一般国道	985.2	463	34,100	328	133	740	14,161	13,346	248	59	508	21,140	20,754	80	74	232
県道	2020.0	613	53,997	97	466	600	23,126	22,372	63	291	400	32,056	31,647	34	175	200
4車線以上の 市町村道	12.1	13	3,990	17	9	19	1,686	1,667	14	0	5	2,304	2,278	3	9	14

道路種類別の内訳	評価区間延長 (km)	評価結果（全体）				評価結果（近接空間）				評価結果（非近接空間）						
		評価区間数	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④
全体（割合）	3111.0	1136	97.5	0.5	0.6	1.4	100.0	96.0	0.8	0.9	2.3	100.0	98.5	0.2	0.5	0.8
高速自動車国道	93.7	47	99.2	0.0	0.3	0.5	100.0	99.8	0.0	0.2	0.0	100.0	98.9	0.0	0.3	0.8
一般国道	985.2	463	96.6	0.9	0.4	2.1	100.0	94.2	1.8	0.4	3.6	100.0	98.2	0.4	0.4	1.1
県道	2020.0	613	97.9	0.2	0.8	1.1	100.0	96.7	0.3	1.3	1.7	100.0	98.7	0.1	0.5	0.6
4車線以上の 市町村道	12.1	13	98.9	0.4	0.2	0.5	100.0	98.9	0.8	0.0	0.3	100.0	98.9	0.1	0.4	0.6

（備考1） 上表の「全体（住居等戸数）」「全体（割合）」に記載されている数字は、重複計上されている分を除く。
 ただし、「道路種類別の内訳」に記載されている戸数及び割合については、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。

表 騒音10 町村の路線別の面的評価結果(戸数)

(平成30年度)

路線名	面的評価(全体)				面的評価(近接空間)				面的評価(非近接空間)					
	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜のみ 基準値 以下 ③ (戸)
九州横断自動車道長崎大分線	105	105	0	0	0	42	42	0	0	63	63	0	0	0
一般国道10号	523	519	4	0	0	174	174	3	0	346	345	1	0	0
一般国道10号(日出ハイパス)	31	31	0	0	0	10	10	0	0	21	21	0	0	0
一般国道210号	668	432	150	0	86	282	73	130	0	386	359	20	0	7
一般国道213号	435	431	0	4	0	166	166	0	0	269	265	0	4	0
一般国道387号	427	426	0	0	1	206	205	0	0	221	221	0	0	0
一般国道387号BP(町田ハイパス)	73	73	0	0	0	28	28	0	0	45	45	0	0	0
稲積姫島港線	151	151	0	0	0	57	57	0	0	94	94	0	0	0
右田引治線	26	26	0	0	0	13	13	0	0	13	13	0	0	0
下恵良九重線	232	232	0	0	0	141	141	0	0	91	91	0	0	0
玖珠山国線	446	445	0	0	1	214	213	0	0	232	232	0	0	0
玖珠天瀬線	52	52	0	0	0	28	28	0	0	24	24	0	0	0
書曲野田線	169	169	0	0	0	96	96	0	0	73	73	0	0	0
森耶馬溪線	21	21	0	0	0	13	13	0	0	8	8	0	0	0
菅原戸畑線	3	3	0	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0	0
西浦姫島港線	98	98	0	0	0	29	29	0	0	69	69	0	0	0
川上玖珠線	38	38	0	0	0	19	19	0	0	19	19	0	0	0
田野庄内線	45	45	0	0	0	25	25	0	0	20	20	0	0	0
田野宝泉寺停車場線	55	55	0	0	0	28	28	0	0	27	27	0	0	0
田野野上線	48	48	0	0	0	26	26	0	0	22	22	0	0	0
藤原杵築線	4	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0
日出港線	93	93	0	0	0	23	23	0	0	70	70	0	0	0
日出山香線	54	54	0	0	0	23	23	0	0	31	31	0	0	0
日出真那井杵築線	393	393	0	0	0	189	189	0	0	204	204	0	0	0
日田玖珠線	90	90	0	0	0	47	47	0	0	43	43	0	0	0
白地日田線	8	8	0	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0	0
八坂真那井線	12	12	0	0	0	7	7	0	0	5	5	0	0	0
飯田高原中村線	151	151	0	0	0	82	82	0	0	69	69	0	0	0
平原耶馬溪線	12	12	0	0	0	7	7	0	0	5	5	0	0	0
別府一の宮線	5	5	0	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	0
別府山香線	20	20	0	0	0	7	7	0	0	13	13	0	0	0
北浦姫島港線	63	63	0	0	0	18	18	0	0	45	45	0	0	0
全体(合計)	4,458	4,212	154	6	86	1,952	1,740	133	0	2,506	2,472	21	6	7

(備考1) 上表の戸数は、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。ただし、「全体(合計)」の戸数は、重複計上されている分を除く。

表 騒音 11 町村の路線別の面的評価結果 (割合)

(平成30年度)

路線名	面的評価結果 (全体)				面的評価結果 (近接空間)				面的評価結果 (非近接空間)				
	昼夜とも基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)	昼夜とも基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)	昼夜とも基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)	昼夜とも基準値以下 (%)	
九州横断自動車道長崎大分線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
一般国道10号	99.2	0.8	0.0	98.3	1.7	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	0.0	99.7	0.0
一般国道10号 (日出バイパス)	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
一般国道210号	64.7	22.5	12.9	25.9	46.1	0.0	0.0	93.0	5.2	0.0	0.0	93.0	1.8
一般国道213号	99.1	0.0	0.9	100.0	0.0	0.0	0.0	98.5	0.0	0.0	0.0	98.5	0.0
一般国道387号BP (町田バイパス)	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
一般国道387号	99.8	0.0	0.2	99.5	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
稲積姫島港線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
右田引治線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
下恵良九重線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
玖珠山国線	99.8	0.0	0.2	99.5	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
玖珠天瀬線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
書曲野田線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
森耶馬溪線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
菅原戸畑線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
西浦姫島港線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
川上玖珠線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
田野庄内線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
田野宝泉寺停車場線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
田野野上線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
藤原杵築線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
日出港線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
日出山香線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
日出真那井杵築線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
日田玖珠線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
白地日田線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
八坂真那井線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
飯田高原中村線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
平原耶馬溪線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
別府一の宮線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
別府山香線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
北浦姫島港線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
全体 (合計)	94.5	3.5	0.1	89.1	6.8	0.0	4.0	98.6	0.8	0.0	0.2	98.6	0.3

(備考1) 上表の割合の算出にあたっては、交差点等における複数評価区間の重複計上分の戸数を含んでいる。ただし、「全体 (合計)」の割合の算出にあたっては、重複計上されている分を除いている。

表 騒音12 航空機騒音実態調査結果

(平成30年度)

調査地点	調査場所	地域類型	調査結果	
			WECPNL	L den (dB)
No.1	国東市武蔵町糸原120	II	47	60
No.2	国東市武蔵町糸原3694	II	50	65
No.5	国東市武蔵町糸原1627	I	44	58
No.7	国東市安岐町塩屋1754	I	42	54
No.9	国東市安岐町下原1134番地1	I	42	55
No.10	国東市安岐町下原807番地1	II	54	67
No.13	国東市武蔵町内田1648番地	I	39	53

※調査地点番号が連番でないのは、調査地点の見直しを行ったことによるもの

表 騒音13 騒音苦情受付件数(発生原因別)

(平成30年度)

発生原因区分 市町村等	産業用機械作動	工事・建設作業	飲食店営業	カラオケ	自動車	鉄道	航空機	家庭生活	その他	不明	合計	うち低周波
大分市	14	33	1	2	7	1	0	2	26	2	88	1
別府市	7	14	0	0	1	0	0	8	3	1	34	0
中津市	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3	0
日田市	1	4	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇佐市	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0
豊後大野市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
由布市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	27	53	1	3	9	1	0	11	31	3	139	1

表 騒音14 騒音に係る特定施設別届出数

(平成31年3月31日現在)

特定施設 市町村	金機	空圧	土破	織	建製	穀製	木機	抄	印	合射	鑄	特総	特総
	属加 工械	縮 機 気等	砕 石 機 用等	機	設 造 用 資 材 械	物 粉 用機	材 加 工械	紙 機	刷 機 械	成 出 樹 成 脂 形 用機	型 造 型 機	定 施 設 数	定 工 場 等 数
大分市	689	5,595	326	834	61	1	340	11	277	226	43	8,403	870
別府市	22	525	2		2		47		117	5		720	173
中津市	369	901	43		13	1	78		37	222	15	1,679	166
日田市	37	282	4		2		272		32	21		650	129
佐伯市	99	480	45		7		112		57		1	801	99
臼杵市	9	359	1		6		12		15		1	403	47
津久見市	38	530	178	0	2	0	0	0	1	0	0	749	27
竹田市	2	2					2					6	5
豊後高田市	15	137	1		1		7		15	55		231	27

市町村	特定施設 金機 属加 工械	空圧 縮機 等	土破 砕機 等	織 機	建製 造機 材	穀製 物粉 用機	木機 材加 工械	抄 紙 機	印 刷 機 械	合射 成出 樹脂 成形 用機	鑄 型 造機	特 定 施 設 数	特 定 工 場 等 数
杵築市		271								16		287	3
宇佐市	96	96			2		8		3	86	1	292	45
豊後大野市	2	58	4		2					26		92	19
由布市	3	16					1					20	8
国東市	15	80	1		1					113		210	17
姫島村												0	0
日出町		2	13	71					4			90	5
九重町												0	0
玖珠町	1	9							2	21		33	8
合計	1,397	9,343	618	905	99	2	879	11	560	791	61	14,666	1,648

表 騒音 15 騒音に係る特定建設作業別届出数

(平成30年度)

市町村	特定建設作業 く使用 する 打機 等を 作業	び使用 する 打機 を 作業	さ使用 する 岩機 を 作業	空使用 する 圧縮 機を 作業	コン クリ ト等 を 設 け て 行 う 作 業	バ ッ ク ホ ウ を 使 用 す る 作 業	ト シ ョ ク タ ル を 使 用 す る 作 業	ブ ル ド ー ザ ー を 使 用 す る 作 業	合 計
大分市	14		473	9				2	498
別府市	7		35	3		17		1	63
中津市			2			6			8
日田市			3	1		3			7
佐伯市	3		6	1		38			48
臼杵市	1		3	2	1	5			12
津久見市	1	0	6	0	0	7	0	0	14
竹田市			2			3			5
豊後高田市			3			1			4
杵築市						3			3
宇佐市									0
豊後大野市	1		4			4			9
由布市	1		6			5			12
国東市									0
姫島村									0
日出町						2	1		3
九重町									0
玖珠町			2	1		1			4
合計	28	0	545	17	1	95	1	3	690

表 振動1 振動規制基準

(1) 特定工場等

(単位：デシベル)

時間の区分	区域の区分		時間の区分
	第1種区域	第2種区域	
昼間	60	65	午前8時～午後7時 (ただし、津久見市は午前7時～午後7時)
夜間	55	60	午後7時～翌日の午前8時 (ただし、津久見市は午後7時～翌日の午前7時)

備考 「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。

「第2種区域」とは、住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域をいう。

(2) 特定建設作業

規制項目	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	75デシベル	
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時
最大作業時間	10時間/日	14時間/日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

備考 「1号区域」とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定した区域を言う。

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域

ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

「2号区域」とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 振動2 振動苦情受付件数（発生原因別）

(平成30年度)

市町村	振動の種類					
	産業用 機械作動	工事・ 建設作業	自動車・鉄道・ 航空機運行	その他	不明	合計
大分市	0	6	1	0	0	7
別府市	0	1	0	0	0	1
合計	0	7	1	0	0	8

表 振動3 振動に係る特定施設別届出数

(平成31年3月31日現在)

特定施設 市町村	金属 機械加工	圧 縮 機	土 石 用 破 砕 機 等	織 機	ブ ロ ッ ク リ ン ト マ シ ン 等	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	練 機 用 の ロ ー ル	機 合 成 樹 脂 又 は グ ム 練 用	射 出 成 形 機 用	合 成 樹 脂 用	鋳 造 機	特 定 施 設 総 数	特 定 工 場 等 総 数
大 分 市	573	778	234	716	27	31	120	0	205	41	2,725	433		
別 府 市	56	86	2				39		5		188	61		
中 津 市	282	309	26		3	4	5	14	292	4	939	101		
日 田 市	2	126				2			21		151	19		
佐 伯 市	82	68	46			21	13		1		231	50		
臼 杵 市	76	155	1		1	1	5		1		240	36		
津 久 見 市	36	123	171	0	0	0	0	0	0		330	22		
竹 田 市		2				2					4	3		
豊 後 高 田 市	16	94	1			2	4		74		191	24		
杵 築 市		19							19		38	3		
宇 佐 市	95	63							86		244	31		
豊 後 大 野 市		18	3						26		47	9		
由 布 市	2	14									16	5		
国 東 市	16	32	1						102		151	13		
姫 島 村											0	0		
日 出 町											0	0		
九 重 町											0	0		
玖 珠 町		8						2	21		31	6		
合 計	1,236	1,895	485	716	31	63	186	16	853	45	5,526	816		

表 振動4 振動に係る特定建設作業別届出数

(平成30年度)

特定建設作業 市町村	く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	鋼 球 を 使 用 し て 破 壊 す る 作 業	舗 装 版 破 砕 機 を 使 用 す る 作 業	ブ レ ー カ ー を 使 用 す る 作 業	合 計
大 分 市	14			371	385
別 府 市	8			56	64
中 津 市				3	3
日 田 市				3	3
佐 伯 市	3			32	35
臼 杵 市				2	2
津 久 見 市					0
竹 田 市				1	1
豊 後 高 田 市				3	3
杵 築 市					0
宇 佐 市				1	1
豊 後 大 野 市	1			4	5
由 布 市	1			7	8
国 東 市					0
姫 島 村					0
日 出 町				3	3
九 重 町					0
玖 珠 町				2	2
合 計	27	0	0	488	515

表 悪臭1 悪臭苦情受付件数（発生原因別）

（平成30年度）

発生原因区分 市町村等	産業用機械作動	産業排水	流出・漏洩	飲食店営業	廃棄物投棄	家庭生活（機器）	家庭生活（その他）	焼却（野焼き）	自然系	その他	不明	合計
県（保健所）		1			1	2				3	1	8
大分市	16			3			12	72	1	3	11	118
別府市				2			12			1	3	18
日田市					1					1		2
佐伯市		1	1								3	5
津久見市							1					1
杵築市										1		1
宇佐市										1	2	3
豊後大野市			1				1					2
合計	16	2	2	5	2	2	26	72	1	10	20	158

表 悪臭2 六段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱い臭い（認知閾値濃度）
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 悪臭3 悪臭防止法に基づく規制基準

(1) 敷地境界線の地表における規制基準

ア 物質濃度による規制

（旧大分市、別府市、旧中津市、旧日田市、旧佐伯市、旧臼杵市、津久見市、旧竹田市、旧豊後高田市、旧杵築市、旧宇佐市）
（単位:ppm）

特定悪臭物質の種類	規制基準	特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素※	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

※別府市内は硫化水素の規制が適用されない。

イ 臭気指数による規制
(豊後大野市)

第1種区域（都市計画区域内）の規制基準	第2種区域（都市計画区域外）の規制基準
12	15

(2) 排出口における規制基準

ア 物質濃度による規制

(旧大分市、別府市、旧中津市、旧日田市、旧佐伯市、旧臼杵市、津久見市、旧竹田市、旧豊後高田市、旧杵築市、旧宇佐市)

特定悪臭物質（*）の種類ごとに次の式により算出した流量 $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ q 悪臭物質の流量（0℃、1気圧での m ³ /時） He 補正された気体排出口の高さ（m） Cm 敷地境界における規制基準（ppm）
* アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

イ 臭気指数による規制
(豊後大野市)

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

(3) 排水における規制基準

ア 物質濃度による規制

(旧大分市、別府市、旧中津市、旧日田市、旧佐伯市、旧臼杵市、津久見市、旧竹田市、旧豊後高田市、旧杵築市、旧宇佐市)

特定悪臭物質の種類	排水の量	規制基準（mg/L）
メチルメルカプタン	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.03
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.007
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.02
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.3
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.07
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.6
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.03

イ 臭気指数による規制
(豊後大野市)

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

表 悪臭4 かおり風景100選選定地点（県内）

市 町 村	名 称
別 府 市	別府八湯の湯けむり
大 分 市	大分野津原香りの森
白 杵 市 竹 田 市	白杵・竹田の城下町のカボス
竹 田 市 九 重 町	くじゅう四季の草原、野焼きのかおり

図 悪臭5 畜産環境保全指導体制

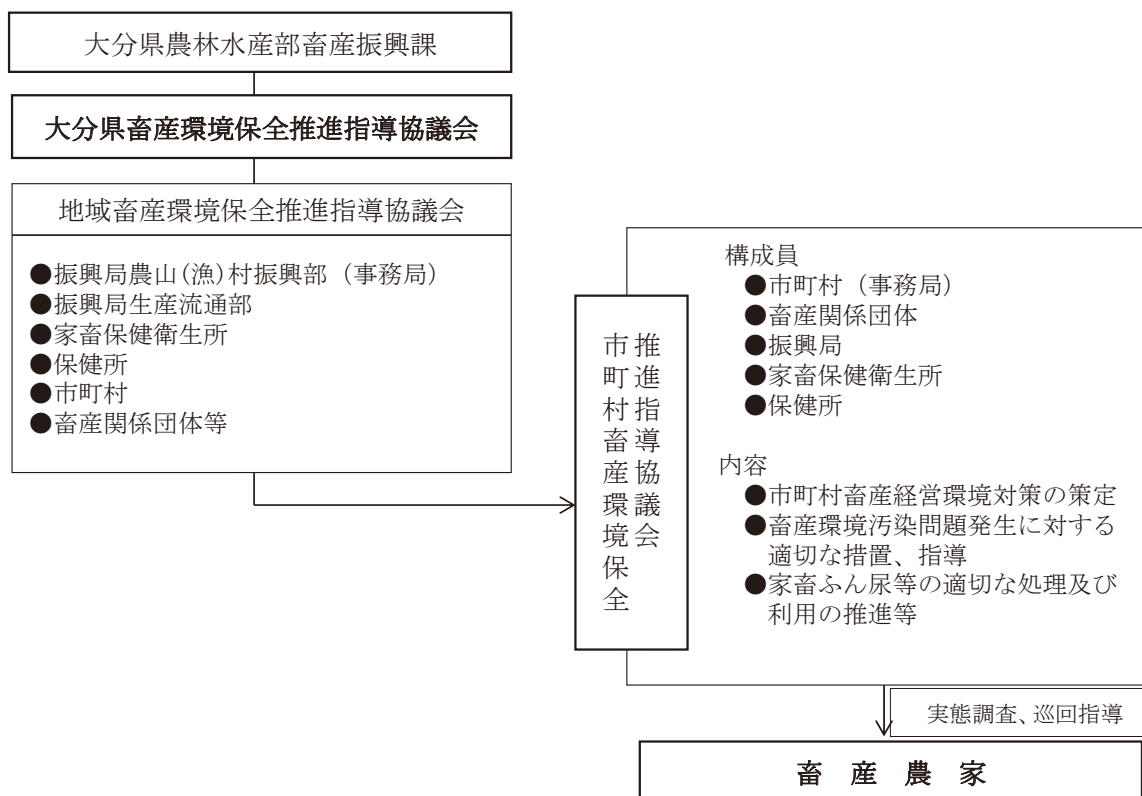
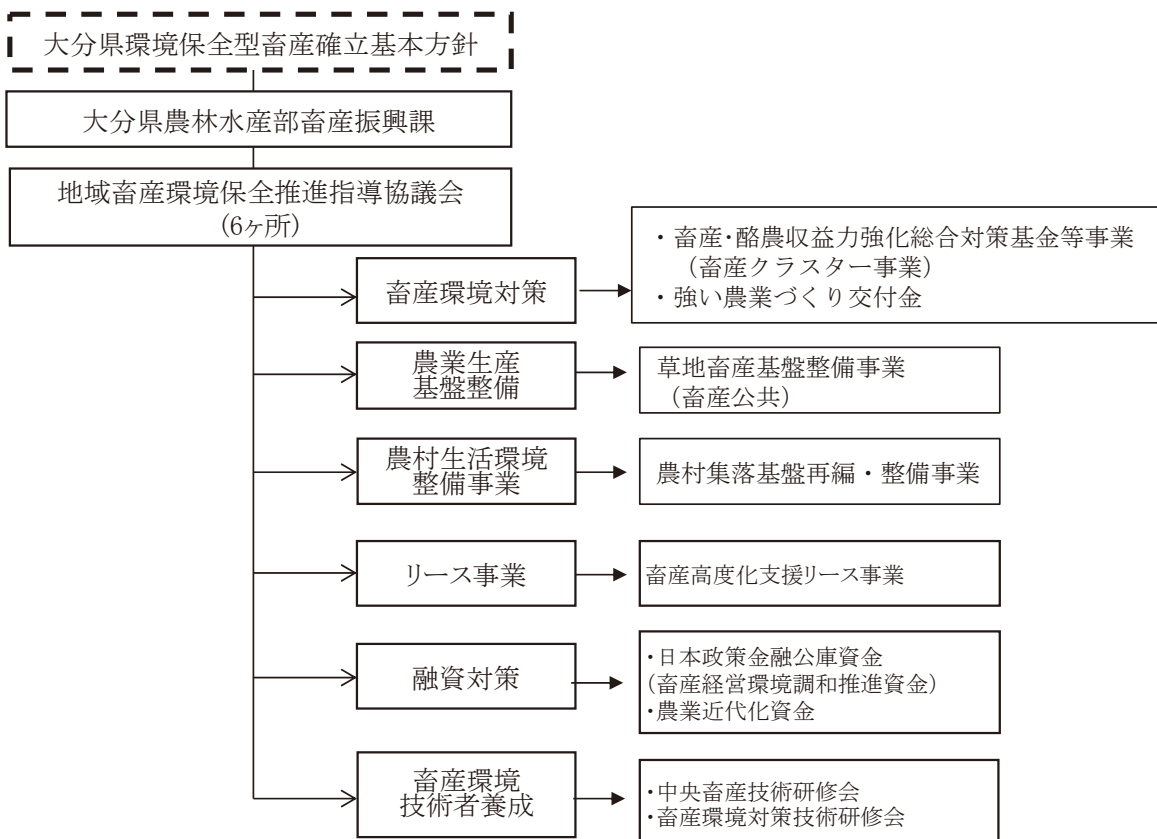


図 悪臭6 畜産環境対策推進体制



6 土壌関係資料

表 土壌1 土壌の汚染状況に関する基準

	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第一種 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	
第二種 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアンとして 50mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと	
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	
第三種 (農薬等)	シマジン	0.003mg/L 以下	
	チウラム	0.006mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
	PCB	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

表 土壌2 要措置区域一覧

		(平成31年3月31日現在)				
市町村	指定年月日	要措置区域の住所	指定区域の面積 (平方メートル)	指定基準に適合しない 特定有害物質	講ずべき指示措置	備考
別府市	平成29年12月1日	別府市上野口町3087番7、3087番137	343	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	地下水の水質の測定	

表 土壌3 形質変更時要届出区域一覧

		(平成31年3月31日現在)			
市町村	指定年月日	形質変更時要届出区域の住所	指定区域の面積 (平方メートル)	指定基準に適合しない 特定有害物質	備考
別府市	平成23年4月5日	別府市大字平道字藤ヶ谷次の333番地3の一部、305番地の一部	2,962	鉛及びその化合物	
別府市	平成23年5月20日	別府市大字平道字藤ヶ谷次の333番地3の一部、303番地の一部、304番地の一部、305番地の一部	16,035	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	
中津市	平成23年11月11日 平成24年3月2日(解除) 平成27年6月9日(再指定)	中津市大字田尻字余水川新開2499番3の一部、2500番1の一部、2501番2の一部	1,100	ふっ素及びその化合物	
別府市	平成23年11月18日	別府市大字内籠字上別府1226番1の一部、字片上1256番2の一部、字霜月田1367番1の一部、字中無田1430番1の一部、1430番13の一部、1430番15の全部、1430番16の全部、1451番2の全部、字湯ノ森1473番1の一部、1473番11の一部、字川原田1477番3の一部、1483番の一部、1484番1の一部、字亀山1919番2の一部	44,180	ヒ素及びその化合物	自然由来特例区域
佐伯市	平成25年1月25日	佐伯市鶴岡町3丁目1447番4	60	テトラクロロエチレン	
別府市	平成25年11月29日	別府市大字南立石字尾ノ上1150番10の一部他 ※全84筆	8,860	水銀及びその化合物	自然由来特例区域
中津市	平成26年5月20日	中津市大字是則字高見後670番の一部、 字城700番の一部、字城ヶ迫701番の一部	7,867	鉛及びその化合物	自然由来特例区域
日出町	平成26年7月15日	速見郡日出町大字川崎字高尾4260番1の一部、 字奥山3927番3の一部	1,694	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	
宇佐市	平成27年9月15日	宇佐市大字上田字鳴1393番1の一部、字一盃田1770番1の一部、字女鹿1905番1の一部、1920番の一部、1970番の一部、1971番1の一部、字小坂ノ上2032番の一部、2033番1の一部、字坂ノ平2042番の一部、2048番の一部、字坂ノ上2111番の一部	2,538	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	
豊後大野市	平成29年2月28日	豊後大野市三重町宮野字大原3964番1の一部	900	鉛及びその化合物	
豊後大野市	平成30年3月13日	豊後大野市犬飼町原字舞田714番2の一部	211	ふっ素及びその化合物	
別府市	平成30年7月10日	別府市大字内籠字上別府1226番3の一部、字片上1256番7の一部、字片上1256番14の一部、字片上1256番15の一部	16,109	ヒ素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一部自然由来特例区域

7 廃棄物関係資料

表 廃棄物 1 種類別 - 発生量及び処理・処分量 < 平成 25 年度 >

区 分 種 類	発生量 (A) (B+C)	有償物量 (B)	排出量 (C) (D+G)	自己中間処理量				自己中間処理後量				自己未処理量				搬出量				自己最終処分量	
				自己中間処理量				自己中間処理後量				自己未処理量				自己未処理の処理内訳				自己最終処分量	
				自己中間処理量				自己中間処理後量				自己未処理量				自己未処理の処理内訳				自己最終処分量	
				(E)	(D)	(C)	(D+G)	(E1)	(E2)	(E3)	(E4)	(E5)	(G)	(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	(H)	(I)	県内
合 計	8,662,677	4,946,754	3,715,923	2,314,111	1,127,616	957,386	274	1,683,936	1,020	11,528	1,401,812	178	158	1,364,980	36,334	162	1,571,864	432	432		
燃 え	11,528		11,528		3,675	92	4	3,566	13					8,463	3,065		15,111	4	4		
汚 泥	1,550,591	408,210	1,142,381	1,081,304	140,582	5,576		134,031	975	61,077	167	42	56,419	4,449			195,916	42	42		
有機性汚泥	815,580		815,580	786,728	95,295			95,143	152	28,852	167		28,772	80			124,147				
無機性汚泥	735,011	408,210	326,801	294,576	45,287	5,576		38,888	823	32,225	167	42	27,647	4,369			71,769	42	42		
油	37,761	1,323	36,438	4,785	3,421	3,419	2		2	31,653			31,653				31,655				
一般廃油	34,081	1,323	32,758	4,783	3,419	3,417	2			27,975			27,975				27,977				
廃溶剤	2,228		2,228	2	2	2				2,226			2,226				2,226				
その他	1,452		1,452							1,452			1,452				1,452				
廃酸	72,754		72,754	58,301	15,705	7,343		8,362		14,453			14,453				22,815				
廃アルカリ	16,012		16,012	262	190			190		15,750			15,750				15,940				
廃プラスチック類	50,796	53	50,743	4,079	1,046	272		755	19	46,694		26	43,169	3,466	3		47,438	26	26		
廃プラスチック類	45,708	9	45,699	4,077	1,044	272		753	19	41,622		26	38,168	3,425	3		42,394	26	26		
廃タイヤ	5,088	44	5,044	2	2			2		5,042			5,001	41			5,044				
紙くず	9,431	1,067	8,364	6,478	217	1		216		1,886			1,817	69			2,102				
紙くず	128,837	26,579	102,258	8,781	7,419	3,313		4,106		93,477			92,851	539	87		97,583				
繊維くず	732	12	720	38						682			654	27	1		682				
動植物性残さ	55,790	1,721	54,069	26,242	10,561	9,271		1,277	13	27,827			27,827				29,117				
動物系固形不要物	1,140		1,140							1,140			1,140				1,140				
ゴムくず	558	41	517							517			404	113			517				
金属くず	97,186	26,467	70,719	11	11					70,708			69,725	913	68		70,719	2	2		
金属くず	69,064	19,545	49,519	3,605	3,605	673	270	2,662		45,914		11	43	39,695	6,165		48,835	313	313		
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	3,818,812	380,712	11,685							11,685			11,511	174			11,685				
鉄くず	98,080	23,914	99,166	102,660	102,660	89,188		13,472		83,506		20	82,088	10,678			84,497	20	20		
がれき類	532,490	12,446	520,044	40,458	40,458	34,221		6,237		479,586		7	474,684	4,895			485,823	7	7		
コンクリート片	403,361	11,468	391,893	62,153	62,153	54,945		7,208		329,740		13	329,175	565			336,948				
廃プラスチック類	22,229		22,229	49	49	22		27		22,180			16,949	5,218			22,207	13	13		
その他	7,265,08	630,575	95,933							95,933			94,041	1,892			95,933				
ばいじん	101,727		1,017,279	838,238	838,238					2,460			2,460				2,460				
動物のふん尿	2,460		2,460	286	286					36,952		25	32,140	4,784	3		37,238	25	25		
動物の死体	37,358	120	37,238	286	286					4,537		25	4,524	13			4,537				
その他産業廃棄物	4,537		4,537	286	286					32,415		25	27,616	4,771	3		32,701	25	25		
感染性廃棄物																					
混合物等	32,821	120	32,701	286	286																

(その1)

(単位：t/年)

表 廃棄物 1 種類別 - 発生量及び処理・処分量 <平成25年度>

(その2)

種類	委託処理量		委託直接最終処分量		委託中間処理量										最終処分量				その他量		(単位：t/年)
	委託処理量		委託直接最終処分量		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		委託中間処理後量		再生利用量 (R) (E1+G1+M1)	(Q) (I+O+M2)	処理主体の内訳		(J) (E5+G5)	(S) (B+R)	
	(K) (O+L)	(O)	業者	自治体	県内	県外	業者	自治体	県内	県外	(M1)	(M2)	(M1)	(M2)			(Q1)	(Q2)			
	1,571,270	37,354	36,924	430	35,159	2,195	1,533,916	1,527,193	6,723	1,387,339	146,577	1,465,298	1,418,819	46,479	2,376,383	84,265	482	813	83,020	162	
燃え	15,107	3,078	3,078		1,380	1,698	12,029	12,029	3,850	8,179	14,569	10,909	3,660	11,001	6,742	4	383	6,355			11,001
汚泥	195,874	5,424	5,424		5,378	46	190,450	189,891	559	141,557	48,893	174,091	870	178,964	6,336	42		6,294			587,174
有機性汚泥	124,147	232	232		210	22	123,915	123,356	559	94,333	29,582	116,723	198	116,525	430			430			116,525
無機性汚泥	71,727	5,192	5,192		5,168	24	66,535	66,535	47,224	19,311	57,368	56,696	672	62,439	5,906	42		5,864			470,649
廃油	31,655						31,655	31,605	50	22,513	9,142	19,928		23,347							24,670
一般廃油	27,977						27,977	27,931	46	20,680	7,297	17,117		20,534							21,857
廃溶剤	2,226						2,226	2,226		1,402	824	1,769		1,771							1,771
その他	1,452						1,452	1,448	4	431	1,021	1,042		1,042							1,042
酸	22,815						22,815	21,807	1,008	9,107	13,708	8,960		16,303							16,303
廃アルカリ	15,940						15,940	15,940		6,191	9,749	608		608							608
廃プラスチック類	47,409	3,485	3,485		3,320	165	43,924	43,397	527	34,102	9,822	39,857	28,560	11,297	28,832	26		14,782		3	28,885
廃プラスチック	42,365	3,444	3,444		3,279	165	38,921	38,394	527	30,971	7,950	35,811	24,666	11,145	24,938	26		14,589		3	24,947
廃タイヤ	5,044	41	41		41		5,003	5,003		3,131	1,872	4,046	152	3,894	193			193			3,938
紙くず	2,102	69	69		69		2,033	2,019	14	1,851	182	1,921		1,922	69			69			2,989
木くず	97,496	539	539		539		96,957	96,914	43	89,777	7,180	90,234	60	93,547	599			599		87	120,126
繊維くず	681	27	27		27		654	623	31	294	360	506	56	450	83			83		1	462
動物性残さ	29,117	13	13		13		29,104	25,395	3,709	23,366	5,738	26,678		35,949	13			13			37,670
動物系固形不要物	1,140						1,140	720	420	420	720	720		720							720
ゴムくず	517	113	113		113		404	404		404		109	105	4	105			117			146
金属くず	70,649	913	913		882	31	69,736	69,724	12	61,694	8,042	69,736	68,555	1,181	68,555	2		2,094		68	95,022
ガラス、コンクリート、陶磁器くず	48,522	6,163	6,163	2	5,925	240	42,357	42,270	87	39,504	2,853	42,267	32,010	10,257	32,694	313	2	16,420			52,239
鉄さ	11,685	174	174		174		11,511	11,511		6,295	5,216	9,164	2,347	9,164	2,521			2,521			3,816,291
がれき	844,958	10,678	10,678	417	10,677	1	834,280	834,280		832,494	1,786	834,280	825,187	9,093	914,375	20	417	19,354			938,289
コンクリート片	485,816	4,895	4,895		4,895		480,921	480,921		479,405	1,516	480,921	477,989	2,932	512,210	7		7,827			524,656
廃アスファルト	336,948	565	565		565		336,383	336,383		336,138	245	336,383	334,967	1,416	389,912			1,981			401,380
その他	22,194	5,218	4,801	417	5,217	1	16,976	16,976		16,951	25	16,976	12,231	4,745	12,253	13	417	9,546			12,253
ばいじ	95,933	1,892	1,892		1,892		94,041	94,041		89,364	4,677	94,041	94,041		94,041			1,892			724,616
動物のふん尿														838,238							838,238
動物の死体	2,460						2,460	2,460		2,460		2,460									
その他産業廃棄物	37,210	4,784	4,773	11	4,770	14	32,426	32,163	263	24,556	7,870	27,568	7,654	27,568	124,63	25	11	12,427		3	27,688
感染性廃棄物	4,537	13	13		13		4,524	4,524		1,552	2,972	563	543	20	543			33			543
混合物等	32,673	4,771	4,760	11	4,770	1	27,902	27,639	263	23,004	4,898	34,659	7,634	27,025	124,30	25	11	12,394		3	27,145

表 廃棄物 2 地域別 - 発生量及び処理・処分量 <平成 25 年度 >

(その 1)

(単位：t/年)

区分 種類	発生量 (A) (B+C)	有償物量 (B)	排出量 (C) (D+G)	自己中間処理後量										自己未処理量				搬出量		自己最終処分量	
				自己中間処理後量					自己中間処理後の処理内訳					再生利用量 (G1)	自己最終 処分量 (G2)	委託中間 処理量 (G3)	委託直接 最終処分量 (G4)	その他量 (G5)	県内 (H) (I+K+J)	県外 (I) (E2+G2)	
				再生利用量 (E1)	自己最終 処分量 (E2)	委託中間 処理量 (E3)	自己中間処理後の処理内訳		自己未処理の処理内訳												
							再生利用量 (E4)	その他量 (E5)	再生利用量 (G1)	自己最終 処分量 (G2)	委託中間 処理量 (G3)	委託直接 最終処分量 (G4)	その他量 (G5)								
計	8,662,677	4,946,754	3,715,923	2,314,111	1,127,616	957,386	274	168,936	1,020	1,401,812	178	158	1,364,980	363,334	162	157,1864	432	432			
大分	6,316,304	4,883,679	1,432,625	877,926	189,537	94,097	245	94,885	310	554,699		137	533,680	20,881	1	650,139	382	382			
別府	464,272	2,871	461,401	255,759	136,053	122,148	5	13,874	26	203,642		8	202,557	3,077		219,547	13	13			
津久	594,725	5,113	589,612	402,151	315,486	309,697		5,783	6	187,461			185,092	2,297		193,250					
大野	529,014	15,196	513,818	316,742	190,229	167,421	13	22,118	677	197,076	11		194,472	2,544		219,873					
北	212,842	14,160	198,682	94,717	52,041	38,244		13,796	1	103,965			102,417	1,546		117,762					
南	545,520	25,735	519,785	366,816	244,270	225,779	11	18,480		152,969	167	13	146,762	5,989	38	171,293	24	24			

表 廃棄物 2 地域別 - 発生量及び処理・処分量 <平成 25 年度 >

(その 2)

(単位：t/年)

区分 種類	委託処理量 (K) (O+L)	委託直接最終処分量										委託中間処理後量				再生利用量		最終処分量		その他量		資源化量
		委託直接最終処分量					委託中間処理後量					再生利用量 (M1)	委託中間 処理後量 最終処分量 (M2)	再生利用量 (R) (E1+G1+M1)	最終処分量 (Q) (I+O+M2)	委託処分量 (Q1)	処理業者 (Q3)					
		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)			(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)													
		業者	自治体	県内	県外	業者	自治体	県内	県外													
計	1,571,270	37,354	36,924	430	35,159	2,195	1,533,916	1,527,193	6,723	1,387,339	1,465,298	1,418,819	46,479	2,229	2,376,383	84,265	432	813	83,020	162	7,323,137	
大分	649,756	21,191	21,191		20,050	1,141	628,565	628,562	3	562,787	65,778	591,736	569,507	22,229	663,604	43,802	382	43,420	1	5,547,283		
別府	219,534	3,103	3,103		2,860	243	216,431	216,313	118	210,465	5,966	208,664	201,817	6,847	323,965	9,963	13	10	9,940		3,268,36	
津久	193,178	2,303	2,303		2,303		190,875	189,769	1,106	183,769	7,106	178,232	174,681	3,551	484,378	5,854		85	5,769	72	4,894,91	
大野	219,811	3,221	2,803	418	3,204	17	216,590	215,177	1,413	180,126	36,464	209,831	205,683	4,148	373,115	7,382	13	610	6,759	49	3,883,311	
北	117,760	1,547	1,547		1,543	4	116,213	116,143	70	113,073	3,140	115,392	108,356	7,036	146,600	8,583		11	8,572	2	1,607,60	
南	171,231	5,989	5,977	12	5,199	790	165,242	161,229	4,013	137,119	28,123	161,443	158,775	2,668	384,721	8,681	24	97	8,560	38	410,456	

表 廃棄物3 排出量(業種別・種類別) <平成25年度>

(単位:千t/年)

種類	業種										電										運輸					その他																				
	計	農	畜	建設	製造	食料	飲料	繊維	木	家	パ	印	化	石	プ	ゴ	皮	窯	鉄	非	金	はん	生	業	電	電	電	ガ	上	工	下	卸	宿	医	サ	そ										
	3,716	1,022	21	1,066	812	37	123	1	13	3	148	1	64	9	3	3	89	78	3	5	6	2	16	123	2	11	70	1	755	188	68	35	464	3	20	4	8	4	2							
燃え	12			6							5																																			
汚泥	1,142		20	358	18	20					115		18	5			43	1			5		9	116		2	4		748	181		35	464		2											
有機性汚泥	816			3	175	18	20				115		14	1			2						3	3		1			637	172			464		1											
無機性汚泥	327		20	10	183							4	3				41	1			5		8	113		2	3		111	9		35		2												
廃油	36		1		28	1						16	1	1			2	1					1	2		1								4	2											
一般廃油	33		1		25	1						16	1				2	1					1	2		1								4	2											
廃溶剤	2				2	1									1																															
その他	1				1																																									
廃アルカリ	73			72		64						4								1			2																							
廃プラスチック類	51	1		7	30	1					3	1		2	2		1		1				5	3	1	4	2	1							1	8		1	1							
廃プラスチック	46	1		7	30	1					3	1		2	2		1		1				5	3	1	4	2	1							1	4		1	1							
廃タイヤ	5																																													
紙くず	8			1	7																																									
紙くず	102			75	27				13	3																																				
繊維くず	1																																													
動植物性残さ	54				54	15	39																																							
動物系固形不要物	1				1	1																																								
ゴムくず	1				1																																									
金属くず	71			8	58																																									
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	48			28	19																																									
鋳さ	12				12																																									
がれき類	934	1		90	22																																									
コンクリート片	520	1		496	21																																									
廃スチロール	392			392																																										
その他	22			22																																										
動物のふん尿	1,017																																													
動物の死体	2	2																																												
ばいじん	96				96						18			2																																
その他の産業廃棄物	38			25	5												1										2	1																		
感染性廃棄物	5																																													
混合物等	34			25	5												1																													

注) 表中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
 ※欄の「その他の業種」は、漁業、情報通信業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、学術研究・専門サービス業、生活関連サービス業、公務の合計値である。

表 廃棄物4 産業廃棄物処理施設の設置数と能力

(平成31年3月末現在)

処理施設の種類	規模	施設数	
汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの	22 (9)	
汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの (天日乾燥施設にあっては100m ³ /日)	5 (1)	
汚泥の焼却施設	5m ³ /日を超えるもの	8 (5)	
廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの	2 (2)	
廃油の焼却施設	1m ³ /日を超えるもの	11 (8)	
廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの	5 (3)	
廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの	28 (15)	
廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/日を超えるもの	10 (7)	
木くずまたはがれき類の破碎施設		183 (57)	
汚泥のコンクリート固型化施設		1 (1)	
その他の産業廃棄物の焼却施設		13 (6)	
最終処分場	し ゃ 断 型	有害物質を含むもの	-
	安 定 型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類の埋立処分地	36 (14)
	管 理 型	その他 (上記以外) の埋立処分地	6 (4)
計		310 (132)	

注：法第15条第1項の許可対象となる施設で、法（平成3年法律第95号）附則第5条第1項の規定により、許可を受けたとみなされる施設を含む。なお、同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数に計上している。

注：()内は大分市所管分で内数

表 廃棄物5 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

(平成31年3月末現在)

区 分	産業廃棄物					特別管理産業廃棄物					合計
	収集 運搬	中間 処理	最終 処分	中間 最終	小計	収集 運搬	中間 処理	最終 処分	中間 最終	小計	
大分県知事許可	2,347	116	4	9	2,476	242	4	1	0	247	2,723
大分市長許可	154	86	2	10	252	15	6	2	0	23	275
合 計	2,501	202	6	19	2,728	257	10	3	0	270	2,998

8 自然環境関係資料

表 自然1 市町村別自然公園面積調

(平成30年10月1日現在)

	阿蘇くじゅう国立公園						瀬戸内海国立公園					
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計
大分市						0.0	146.0	24.0	267.0			437.0
別府市		95.0	2,020.0			2,115.0						0.0
中津市						0.0						0.0
日田市						0.0						0.0
佐伯市						0.0						0.0
臼杵市						0.0						0.0
津久見市						0.0						0.0
竹田市	1,097.0	1,092.0	1,012.0	1,744.0	1,880.0	6,825.0						0.0
豊後高田市						0.0			736.0		70.0	806.0
杵築市						0.0						0.0
宇佐市						0.0						0.0
豊後大野市						0.0						0.0
由布市		251.0	1,780.0	195.0	837.0	3,063.0						0.0
国東市						0.0			906.0		278.0	1,184.0
姫島村						0.0			78.0		428.0	506.0
日出町						0.0						0.0
九重町	91.0	771.0	2,999.0	1,527.0	917.0	6,305.0						0.0
玖珠町			2.0			2.0						0.0
計	1,188.0	2,209.0	7,813.0	3,466.0	3,634.0	18,310.0	146.0	24.0	1,987.0	0.0	776.0	2,933.0

※海面普通地域を除く

	耶馬日田英彦山国定公園						祖母傾国定公園				
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	計
大分市						0.0					0.0
別府市						0.0					0.0
中津市	49.6		5,271.4	7,175.8	24,863.6	37,360.4					0.0
日田市			1,426.8	1,090.4	6,651.9	9,169.1					0.0
佐伯市						0.0		452.0	23.0	3,703.0	4,178.0
臼杵市						0.0					0.0
津久見市						0.0					0.0
竹田市						0.0		482.0		4,029.0	4,511.0
豊後高田市						0.0					0.0
杵築市						0.0					0.0
宇佐市			752.4		2,143.0	2,895.4					0.0
豊後大野市						0.0	593.0		60.0	898.0	1,551.0
由布市						0.0					0.0
国東市						0.0					0.0
姫島村						0.0					0.0
日出町						0.0					0.0
九重町		260.6	2,390.4		3,842.0	6,493.0					0.0
玖珠町	97.9	186.4	3,267.9	1,297.4	14,005.0	18,854.6					0.0
計	147.5	447.0	13,108.9	9,563.6	51,505.5	74,772.5	593.0	934.0	83.0	8,630.0	10,240.0

	日豊海岸国定公園						国東半島県立自然公園				国東半島以外の県立自然公園			
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	海中公園	計	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	豊後水道普通地域	神角寺芹川普通地域	津江山系普通地域	祖母傾普通地域
大分市			266.7			266.7				0.00		2,348.0		
別府市						0.0				0.00				
中津市						0.0				0.00				
日田市						0.0				0.00		16,246.0		
佐伯市	29.5	260.2	2,921.0	231.4		3,442.1				0.00	4,266.9			1,497.14
臼杵市			186.6	40.5		227.1				0.00	918.1			
津久見市		5.6	153.2	199.1		357.9				0.00	3,086.5			
竹田市						0.0				0.00	2,577.0			861.56
豊後高田市						0.0	1,295.00	3,435.50	2,993.40	7,723.90				
杵築市						0.0	506.80	603.60	758.90	1,869.30				
宇佐市						0.0			458.90	458.90				
豊後大野市						0.0				0.00		3,769.5		11,765.25
由布市						0.0				0.00	1,371.0			
国東市						0.0	709.40	3,083.80	1,287.50	5,080.70				
姫島村						0.0				0.00				
日出町						0.0				0.00				
九重町						0.0				0.00				
玖珠町						0.0				0.00				
計	29.5	265.8	3,527.5	471.0	(33.5)	4,293.8	2,511.20	7,122.90	5,498.70	15,132.80	8,271.5	10,065.5	16,246.0	14,123.95

(単位：ha)

	国立公園計						国定公園計						県立自然公園計				合計
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	
大分市	146.0	24.0	267.0	0.0	0.0	437.0	0.0	0.0	266.7	0.0	0.0	266.7	0.0	0.0	2,348.00	2,348.00	3,051.70
別府市	0.0	95.0	2,020.0	0.0	0.0	2,115.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	2,115.00
中津市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.6	0.0	5,271.4	7,175.8	24,863.6	37,360.4	0.0	0.0	0.00	0.00	37,360.40
日田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,426.8	1,090.4	6,651.9	9,169.1	0.0	0.0	16,246.00	16,246.00	25,415.10
佐伯市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.5	712.2	2,944.0	3,934.4	0.0	7,620.1	0.0	0.0	5,764.04	5,764.04	13,384.14
臼杵市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	186.6	40.5	0.0	227.1	0.0	0.0	918.10	918.10	1,145.20
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	153.2	199.1	0.0	357.9	0.0	0.0	3,086.50	3,086.50	3,444.40
竹田市	1,097.0	1,092.0	1,012.0	1,744.0	1,880.0	6,825.0	0.0	482.0	0.0	4,029.0	0.0	4,511.0	0.0	0.0	3,438.56	3,438.56	14,774.56
豊後高田市	0.0	0.0	736.0	0.0	70.0	806.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,295.0	3,435.50	2,993.40	7,723.90	8,529.90	
杵築市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	506.8	603.60	758.90	1,869.30	1,869.30	
宇佐市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	752.4	0.0	2,143.0	2,895.4	0.0	0.0	458.90	458.90	3,354.30
豊後大野市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	593.0	0.0	60.0	898.0	0.0	1,551.0	0.0	0.0	15,534.75	15,534.75	17,085.75
由布市	0.0	251.0	1,780.0	195.0	837.0	3,063.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,371.00	1,371.00	4,434.00
国東市	0.0	0.0	906.0	0.0	278.0	1,184.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	709.4	3,083.80	1,287.50	5,080.70	6,264.70
姫島村	0.0	0.0	78.0	0.0	428.0	506.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	506.00
日出町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00
九重町	91.0	771.0	2,999.0	1,527.0	917.0	6,305.0	0.0	260.6	2,390.4	0.0	3,842.0	6,493.0	0.0	0.0	0.00	0.00	12,798.00
玖珠町	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0	97.9	186.4	3,267.9	1,297.4	14,005.0	18,854.6	0.0	0.0	0.00	0.00	18,856.60
計	1,334.0	2,233.0	9,800.0	3,466.0	4,410.0	21,243.0	770.0	1,646.8	16,719.4	18,664.6	51,505.5	89,306.3	2,511.2	7,122.90	54,205.65	63,839.75	174,389.05

(単位：ha)

	国立		国定			県立					計	市町村面積	公園の割合
	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	耶馬日田英彦山	祖母傾	日豊海岸	国東半島	豊後水道	神角寺川	津江山系	祖母傾			
大分市	0.0	437.0	0.0	0.0	266.7	0.0	0.0	2348.0	0.0	0.0	3,051.7	50,239.0	6.1%
別府市	2,115.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,115.0	12,534.0	16.9%
中津市	0.0	0.0	37,360.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37,360.4	49,153.0	76.0%
日田市	0.0	0.0	9,169.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16,246.0	0.0	25,415.1	66,603.0	38.2%
佐伯市	0.0	0.0	0.0	4,178.0	3,442.1	0.0	4,266.9	0.0	0.0	1,497.1	13,384.1	90,311.0	14.8%
臼杵市	0.0	0.0	0.0	0.0	227.1	0.0	918.1	0.0	0.0	0.0	1,145.2	29,120.0	3.9%
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	357.9	0.0	3,086.5	0.0	0.0	0.0	3,444.4	7,948.0	43.3%
竹田市	6,825.0	0.0	0.0	4,511.0	0.0	0.0	0.0	2,577.0	0.0	861.6	14,774.6	47,753.0	30.9%
豊後高田市	0.0	806.0	0.0	0.0	0.0	7,723.9	0.0	0.0	0.0	0.0	8,529.9	20,624.0	41.4%
杵築市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,869.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1,869.3	28,008.0	6.7%
宇佐市	0.0	0.0	2,895.4	0.0	0.0	458.9	0.0	0.0	0.0	0.0	3,354.3	43,905.0	7.6%
豊後大野市	0.0	0.0	0.0	1,551.0	0.0	0.0	0.0	3,769.5	0.0	11,765.3	17,085.8	60,314.0	28.3%
由布市	3,063.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,371.0	0.0	0.0	4,434.0	31,932.0	13.9%
国東市	0.0	1,184.0	0.0	0.0	0.0	5,080.7	0.0	0.0	0.0	0.0	6,264.7	31,810.0	19.7%
姫島村	0.0	506.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	506.0	699.0	72.4%
日出町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7,332.0	0.0%
九重町	6,305.0	0.0	6,493.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12,798.0	27,137.0	47.2%
玖珠町	2.0	0.0	18,854.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18,856.6	28,651.0	65.8%
計	18,310.0	2,933.0	74,772.5	10,240.0	4,293.8	15,132.8	8,271.5	10,065.5	16,246.0	14,124.0	174,389.1	634,073.0	27.5%

表 自然2 狩猟鳥獣

ゴイサギ・マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・エゾライチョウ・ヒヨドリ・ムクドリ・コジュケイ・ヤマドリ・キジ・バン・ヤマシギ・タシギ・キジバト・ニューナイスズメ・スズメ・ミヤマガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス・カワウ	鳥類 28種
ヒグマ・ツキノワグマ・ノウサギ・ユキウサギ・イノシシ・ノイヌ・ノネコ・タイワンリス・シマリス・タヌキ・キツネ・テン・イタチ ※・チョウセンイタチ・アナグマ・ニホンジカ・ミンク・ハクビシン・アライグマ・ヌートリア	獣類 20種

※メスについては捕獲禁止

表 自然3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数

(頭・羽) (平成28年度)

鳥獣名	大分県	全国	鳥獣名	大分県	全国
シカ	4,828	161,134	キジ	267	34,444
イノシシ	5,579	162,731	ヤマドリ	111	14,396
タヌキ	95	6,579	カモ類	1,487	167,107
アナグマ	120	1,697			

※1 有害捕獲による捕獲数は含まない。

表 自然4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移

(単位：千円)

鳥獣名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
シカ	71,961	67,999	66,516	62,228	43,966	49,896	49,270
イノシシ	150,147	168,496	150,702	152,708	122,171	111,375	104,909
サル	27,700	15,978	17,712	21,084	30,285	9,253	9,913
カラス	11,392	8,909	14,157	11,597	7,034	7,012	7,970
全体	287,475	293,585	273,866	267,307	225,100	194,885	191,757

表 自然5 平成29年度 温泉利用状況報告書

(平成30年3月31日現在)

管轄保健所名	市町村名	源泉総数 (A+B)	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 L/分			宿泊施設数	収容定員	年度別 宿泊利 用人員	温泉利用 の公衆浴 場施設数	国民保養温泉 地年度延泊 利用人員		
			自噴	動力	自噴	動力	25℃ 未満	25℃ 以上 42℃ 未満	42℃ 以上	水蒸気 及びガス	自噴	動力	計							
東部保健所 国東保健部	国東市	4	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	500	96	596	2	136	21,487	3	0
	姫島村	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	388	0	388	0	0	0	1	0
東部保健所	計	6	3	1	0	2	2	0	0	0	0	0	888	96	984	2	136	21,487	4	0
	別府市	2,288	358	1,395	142	393	1	194	1,811	282	20,388	67,162	87,550	282	18,324	2,569,927	136	433,085		
中部保健所 由布保健部	杵築市	47	9	30	1	7	2	34	11	0	730	2,958	3,688	52	837	39,063	13	0		
	日出町	9	0	7	0	2	0	5	4	0	0	996	996	20	1,979	211,236	4	0		
計		2,344	367	1,432	143	402	3	233	1,826	282	21,118	71,116	92,234	354	21,140	2,820,226	153	433,085		
中部保健所 由布保健部	由布市	972	95	753	34	90	18	83	859	12	11,218	39,481	50,699	220	8,814	806,673	41	767,711		
	計	972	95	753	34	90	18	83	859	12	11,218	39,481	50,699	220	8,814	806,673	41	767,711		
中部保健所	臼杵市	13	6	1	6	0	12	1	0	0	10	50	60	3	133	5,050	1	0		
	計	13	6	1	6	0	12	1	0	0	10	50	60	3	133	5,050	1	0		
南部保健所	佐伯市	2	0	1	1	0	2	0	0	0	0	40	40	0	0	0	2	0		
	計	2	0	1	1	0	2	0	0	0	0	40	40	0	0	0	2	0		
豊肥保健所	竹田市	117	45	40	31	1	15	36	64	2	4,339	1,914	6,253	56	2,324	217,368	28	217,368		
	計	117	45	40	31	1	15	36	64	2	4,339	1,914	6,253	56	2,324	217,368	28	217,368		
西部保健所	日田市	155	10	112	2	31	3	40	108	4	921	13,232	14,153	43	3,539	480,172	36	0		
	九重町	411	166	170	27	48	10	98	203	100	73,461	11,048	84,509	96	5,725	350,000	35	0		
西部保健所	玖珠町	63	3	51	0	9	0	20	43	0	1,751	3,558	5,309	14	510	17,737	16	0		
	計	629	179	333	29	88	13	158	354	104	76,133	27,838	103,971	153	9,774	847,909	87	0		
北部保健所	中津市	48	12	13	10	13	4	29	15	0	4,024	1,551	5,575	10	409	46,338	12	0		
	宇佐市	29	0	13	3	13	3	18	8	0	96	1,725	1,821	3	299	20,881	14	0		
計		77	12	26	13	26	7	47	23	0	4,120	3,276	7,396	13	708	67,219	26	0		
北部保健所 豊後高田保健部	豊後高田市	15	2	6	6	1	2	12	1	0	617	524	1,141	2	110	9,535	4	0		
	計	15	2	6	6	1	2	12	1	0	617	524	1,141	2	110	9,535	4	0		
大分市保健所	大分市	243	9	215	4	15	7	35	200	0	918	15,853	16,771	21	2,545	936,089	42	0		
	計	243	9	215	4	15	7	35	200	0	918	15,853	16,771	21	2,545	936,089	42	0		
合	計	4,418	718	2,808	267	625	81	609	3,327	400	119,361	160,188	279,549	824	45,684	5,731,556	388	1,418,164		

表 自然5 平成29年度 温泉利用状況報告書 他目的利用分

上段：利用数、下段：うち浴用、飲用に供されているもの（内数）（平成30年3月31日現在）

市町村名	用途	源泉総数 (A+B)	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (L/分)			備考
			自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25以上 42℃未満	42℃ 以上	水蒸気 及びガス	計	自噴	動力	
別府市	農業園芸	62	25	27				34	28	3,119	1,392	1,727		
		39	14	21				25	14	2,155	860	1,295		
	地熱発電	28	28						28	2,739	2,739			
		23	23						23	2,231	2,231			
	暖房	9	4	2	1	2		3	6	502	324	178		
		5	2	1	1	1		2	3	268	162	106		
	養殖	4			1	3		3	1	169	54	115		
		3			1	2		2	1	94	54	40		
	湯の花採取	51	24		27				51	2,750	2,750			
		9	1		8				9	432	432			
観覧用	18	12		3	3		4	14	897	756	141			
	6	4			2		2	4	256	216	40			
小計	172	93	29	32	18		3	41	128	10,176	8,015	2,161		
	85	44	22	10	9		2	29	54	5,436	3,955	1,481		
杵築市	養殖	3		2	1			3		225	25	200		
		2		2				2		200		200		
	小計	3		2	1			3		225	25	200		
		2		2				2		200		200		
由布市	農業園芸	10	1	9				10		649	200	449		
		4		4				4		140		140		
	地熱発電	4	3		1				4	1,000	1,000			
		2	2						2	400	400			
	養殖	4	1	3				1	3	195	60	135		
小計	18	5	12	1			1	13	4	1,844	1,260	584		
	6	2	4					4	2	540	400	140		
竹田市	農業園芸	2	2					1	1	96	96			
		2	2					1	1	96	96			
	地熱発電	2			2				2					
	暖房	1		1				1		80		80		
		1		1				1		80		80		
	養殖	1	1					1		41	41			
	その他	6	4		2			4	2	169	169			
小計	12	7	1	4			4	2	4	386	306	80		
	5	4	1				2	1	2	342	262	80		
日田市	農業園芸	4		4					4	660		660		
	暖房	2		2				1	1	100		100		
	養殖	1		1				1		1,000		1,000		
	その他	2		2				2		1,000		1,000		
	小計	9		9				4	1	4	2,760		2,760	
九重町	農業園芸	6	2	2	2			1	5	1,003	953	50		
		1	1					1		120	120			
	地熱発電		85		1				86	63,832	63,832			
	小計	92	87	2	3			1	5	86	64,835	64,785	50	
	1	1					1		120	120				
中津市	養殖	2	2					2		700	700			
	小計	2	2					2		700	700			
宇佐市	農業園芸	1		1				1		200		200		
		1		1				1		200		200		
	養殖	3		1	1	1		2	1	170	90	80		
		1		1					1	60		60		
小計	4		2	1	1		3	1	370	90	280			
	2		2				1	1	260		260			
大分市	農業園芸	5		5				2	3	463		463		
		2		2				1	1	304		304		
	養殖	3		3				2	1	209		209		
		1		1					1	50		50		
	その他	1		1				1		50		50		
小計	9		9				5	4	722		722			
	3		3				1	2	354		354			
合計	321	194	66	42	19		4	24	69	82,018	75,181	6,837		
	104	51	34	10	9		2	8	38	56	7,252	4,737	2,515	

9 エコエネルギー関係資料

表 県内のエコエネルギー導入状況

1. 太陽光発電（住宅用及び照明灯除く）

(平成31年3月31日現在)

	設置箇所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	大分県産業科学技術センター	50 kW (大分市)	大分県	H5年度
2	大分県農業技術センター	20 kW (宇佐市)	大分県	H5年度
3	九州電力(株)日田支店	10 kW (日田市)	九州電力(株)	H6年度
4	豊後高田市立真玉中学校	30 kW (豊後高田市)	豊後高田市	H8年度
5	祖母山「あけぼの山荘」	5.44 kW (豊後大野市)	豊後大野市	H9年度
6	国道387号日出生大橋	3 kW (玖珠町)	大分県	H9年度
7	九州電力(株)大分支社 支店	10 kW (大分市)	九州電力(株)	H9年度
8	NTT西日本(株)大分支店	20 kW (大分市)	NTT西日本(株)	H10年度
9	小代築炉工業(株)	20 kW (津久見市)	小代築炉工業(株)	H10年度
10	七瀬川自然公園	8 kW (大分市)	大分市	H10年度
11	(株)松田興業	20 kW (大分市)	(株)松田興業	H11年度
12	大分工業高等専門学校	40 kW (大分市)	文部科学省	H11年度
13	大分大学教育福祉科学部附属中学校	10 kW (大分市)	文部科学省	H11年度
14	〃附属小学校	10 kW (大分市)	文部科学省	H11年度
15	〃附属幼稚園	5 kW (大分市)	文部科学省	H11年度
16	〃附属養護学校	10 kW (大分市)	文部科学省	H11年度
17	大分大学工学部	8 kW (大分市)	文部科学省	H11年度
18	三芳昭和園	10 kW (日田市)	社会福祉法人 三芳福祉会	H11年度
19	大分県本庁舎	20 kW (大分市)	大分県	H12年度
20	国立別府重度障害者センター	20 kW (別府市)	九州地方整備局	H12年度
21	県立大分舞鶴高校	20 kW (大分市)	大分県	H13年度
22	仁医会病院	10 kW (大分市)	医療法人社団 三杏会	H13年度
23	日田市立北部中学校	40 kW (日田市)	日田市	H13年度
24	日田市中央児童館	10 kW (日田市)	日田市	H13年度
25	大分市立下郡小学校	4.35 kW (大分市)	大分市	H13年度
26	大分県衛生環境研究センター	20 kW (大分市)	大分県	H14年度
27	田ノ浦公園駐車場	70 kW (大分市)	大分市	H14年度
28	日田市浄化センター	20 kW (日田市)	日田市	H14年度
29	中津市耶馬溪町農林水産物等直売所	10 kW (中津市)	中津市	H14年度
30	宇佐市立安心院中学校	40 kW (宇佐市)	宇佐市	H14年度
31	佐伯市立松浦小学校	40 kW (佐伯市)	佐伯市	H14年度
32	大分パークプレイスSS	10 kW (大分市)	コスモ石油(株)	H14年度
33	日田市大山町林業センター	3 kW (日田市)	筑後川上流倶楽部	H14年度
34	今村団地町営住宅(第1期)	12.6 kW (玖珠町)	玖珠町	H14年度
35	市内5ヶ所(不法投棄監視カメラシステム)	0.9 kW (大分市)	大分市	H14年度
36	南太平寺バス停(下り)	0.02 kW (大分市)	大分バス(株)	H14年度
37	大分放送前バス停(下り)	0.02 kW (大分市)	大分バス(株)	H14年度
38	別府市総合体育館	7 kW (別府市)	別府市	H15年度
39	別府市立南小学校	3 kW (別府市)	別府市	H15年度
40	中津市耶馬溪町立耶馬溪中学校	50 kW (中津市)	中津市	H15年度
41	餅ヶ浜保育園第2園舎	10 kW (別府市)	社会福祉法人 徳丸福祉会	H15年度
42	九重町営恵良住宅(第1期)	20.432 kW (九重町)	九重町	H15年度
43	宗教法人トラビスト安心院の聖母修道院	22.62 kW (宇佐市)	宗教法人 トラビスト安心院の聖母修道院	H15年度
44	宇佐保育園	9.7 kW (宇佐市)	社会福祉法人 宇佐福祉会	H15年度
45	由布川保育園	9.7 kW (由布市)	社会福祉法人 護念福祉会	H15年度
46	NPO法人養老会	8.6 kW (豊後大野市)	NPO法人 養老会	H15年度
47	新善光寺	8.4 kW (別府市)	宗教法人 新善光寺	H15年度
48	大分市立大在西小学校	30 kW (大分市)	大分市	H16年度
49	古島眼科	12.8 kW (竹田市)	医療法人 古島眼科	H16年度
50	大分スポーツパーク	8 kW (大分市)	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク	H16年度
51	すみれ保育園	10 kW (臼杵市)	社会福祉法人 熊崎福祉会	H16年度
52	坂ノ市保育園	7 kW (大分市)	社会福祉法人 寿光福祉会	H16年度
53	宗教法人いつくしみの聖母修道会	9.98 kW (別府市)	宗教法人 いつくしみの聖母修道会	H16年度
54	社会福祉法人青葉会	9.98 kW (別府市)	社会福祉法人 青葉会	H16年度
55	社会福祉法人別府永生会	9.98 kW (別府市)	社会福祉法人 別府永生会	H16年度
56	佐伯福音キリスト協会	12.02 kW (佐伯市)	宗教法人 日本ホーリネス教団	H16年度
57	鷹巣学園	14 kW (玖珠町)	社会福祉法人 光輪福祉会	H16年度
58	渡辺内科	10 kW (大分市)	医療法人 渡辺内科	H16年度
59	玄々堂泌尿器科	30 kW (宇佐市)	医療法人 玄々堂	H16年度
60	桂林胃腸科循環器科病院	10 kW (日田市)	医療法人 鶴林会	H16年度
61	さわやか佐伯	3 kW (佐伯市)	NPO法人 さわやか佐伯	H16年度
62	(株)大日本社社屋	10 kW (日田市)	(株)大日	H16年度
63	今村団地町営住宅(第2期)	6.08 kW (玖珠町)	玖珠町	H16年度
64	医療法人杵築泌尿器科クリニック	20 kW (杵築市)	医療法人 杵築泌尿器科クリニック	H16年度
65	社会福祉法人紫雲会	5 kW (日田市)	社会福祉法人 紫雲会	H16年度
66	アクト化成(株)園芸培土倉庫	50 kW (宇佐市)	アクト化成(株)	H16年度
67	萩の里温泉	10 kW (竹田市)	萩町まちおこし(有)	H16年度
68	久住山避難小屋トイレ	0.24 kW (竹田市)	大分県	H16年度
69	杵築市立山香小学校	30 kW (杵築市)	杵築市	H16・17年度
70	日田市立光岡小学校	30 kW (日田市)	日田市	H16・17年度
71	(株)石井工作研究所大分工場	300 kW (大分市)	(株)石井工作研究所	H16・17年度
72	九重町営恵良住宅(第2期)	20.296 kW (九重町)	九重町	H17年度
73	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク事務局	10 kW (大分市)	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク	H17年度
74	べっぴ子育て支援拠点ほっぺパーク	2 kW (別府市)	別府市	H17年度

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
75	リバーサイド病院	20kW (大分市)	医療法人社団 青樹会	H17年度
76	上東学園もりまち幼稚園	10kW (大分市)	学校法人 上東学園もりまち幼稚園	H17年度
77	大分石油(株)三重町給油所	10kW (豊後大野市)	大分石油(株)	H17年度
78	(株)TRI大分AE	10kW (豊後高田市)	(株)TRI大分AE	H17年度
79	宮田保育園	20kW (由布市)	社会福祉法人 産土会	H17年度
80	海宴亭市内店	30kW (大分市)	(株)かみ風船	H17年度
81	別府リハビリテーションセンター	40kW (別府市)	社会福祉法人 農協共済別府リハビリテーションセンター	H17年度
82	宗教法人「生長の家大分県教化部」会館	20kW (大分市)	宗教法人 生長の家大分県教化部	H17年度
83	大分市役所合同新聞社前バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分バス(株)	H17年度
84	中津し尿・浄化槽汚泥高度処理施設	130kW (中津市)	中津市	H18年度
85	県農林水産研究指導センター豊後大野管理部	10kW (豊後大野市)	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク	H18年度
86	中津市教育福祉センター	60kW (中津市)	中津市	H18年度
87	中津市槻木交流センター	50kW (中津市)	中津市	H18年度
88	グリーンコープ西の台店	4.6kW (大分市)	グリーンコープ生活協同組合おおい	H18年度
89	おぎまクリニック	10kW (由布市)	おぎまクリニック	H18年度
90	松山医院	30kW (大分市)	医療法人 誠医会	H18年度
91	シルバランド メルヘン2	20kW (九重町)	社会福祉法人 大樹会	H18年度
92	西大分分教会	11kW (大分市)	宗教法人 天理教・西大分分教会	H18年度
93	江藤酸素(株)本社ビル	10kW (大分市)	江藤酸素(株)	H18年度
94	(株)シモセ内装サービス	10kW (豊後高田市)	(株)シモセ内装サービス	H18年度
95	天理教平豊分教会	11kW (大分市)	宗教法人天理教平豊分教会	H18年度
96	ナカノス建設工業(株)本社ビル	10kW (大分市)	ナカノス建設工業(株)	H18年度
97	(有)南酒造	10kW (国東市)	(有)南酒造	H18年度
98	介護老人保健施設 大樹	30kW (国東市)	医療法人 堀田医院	H18年度
99	日田市立三隈中学校	20kW (日田市)	日田市	H18・19年度
100	別府競輪場	4kW (別府市)	別府市	H19年度
101	中津市三光地区農業集落排水処理施設	10kW (中津市)	中津市	H19年度
102	中津市総合体育館	130kW (中津市)	中津市	H19年度
103	三保交流センター	30kW (中津市)	中津市	H19年度
104	日田市民文化会館	50kW (日田市)	日田市	H19年度
105	大分市立のつはる少年自然の家	10kW (大分市)	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク	H19年度
106	グリーンコープ生活協同組合おおい	10kW (大分市)	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク	H19年度
107	西別府住宅B棟	8kW (別府市)	別府市	H19年度
108	電光標示板等(県道設置分)	0.17kW (県内)	大分県	H19年度
109	江藤酸素(株)大分工場	100kW (大分市)	江藤酸素(株)	H19年度
110	ぶんご銘醸(株)	20kW (佐伯市)	ぶんご銘醸(株)	H19年度
111	(有)ファイバーテクノス本社	10kW (日田市)	(有)ファイバーテクノス	H19年度
112	日田市立五馬中学校	30kW (日田市)	日田市	H19・20年度
113	大分市古国府浄水場	10kW (大分市)	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク	H20年度
114	別府リハビリテーションセンター	130kW (別府市)	社会福祉法人 農協共済別府リハビリテーションセンター	H20年度
115	中津市三光地区農業集落排水処理施設	40kW (中津市)	中津市	H20年度
116	双葉ヶ丘幼稚園	15kW (中津市)	学校法人 明佳学園	H20年度
117	(株)TRI大分AE	100kW (豊後高田市)	(株)TRI大分AE	H20年度
118	特別養護老人ホーム ナーシングホームはるかぜ	50kW (別府市)	社会福祉法人 洗心会	H20年度
119	保戸島漁港航路標識灯	0.36kW (津久見市)	大分県	H20年度
120	アクロス前バス停(アクロス側)	0.02kW (大分市)	大分バス(株)	H20年度
121	市内3ヶ所(不法投棄監視カメラシステム)	0.39kW (大分市)	大分市	H20年度
122	浜脇バス停(下り)	0.02kW (別府市)	大分交通(株)	H20年度
123	なかよし公園前バス停(上り)	0.02kW (別府市)	大分交通(株)	H20年度
124	別府浜町バス停(上り)	0.02kW (別府市)	大分交通(株)	H20年度
125	流川通りバス停(下り)	0.02kW (別府市)	大分交通(株)	H20年度
126	餅ヶ浜バス停(下り)	0.02kW (別府市)	大分交通(株)	H20年度
127	春木川バス停(下り)	0.02kW (別府市)	大分交通(株)	H20年度
128	古市バス停(下り)	0.02kW (別府市)	大分交通(株)	H20年度
129	日赤病院入口バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
130	一本松バス停(大分駅向き)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
131	春日浦バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
132	王子町バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
133	生石バス停(下り、40M)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
134	西大分前バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
135	かんたんバス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
136	田の浦バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
137	あおば公園前バス停	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
138	あおば台北バス停	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
139	東生石バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
140	王子西町バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
141	駄の原豊和銀行前バス停(上り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
142	駄の原豊和銀行前バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
143	西春日町バス停(上り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
144	西春日町バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
145	春日町小学校前バス停(上り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
146	春日町小学校前バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
147	高砂町バス停(上り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
148	高砂町バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
149	オアシスひろば前バス停(下り)	0.02kW (大分市)	大分交通(株)	H20年度
150	大分スポーツ公園	70kW (大分市)	大分県	H21年度
151	大分県産業科学技術センター	100kW (大分市)	大分県	H21年度
152	大分農業文化公園	40kW (杵築市)	大分県	H21年度
153	中津市鶴居コミュニティセンター	50kW (中津市)	中津市	H21年度
154	中津市大幡コミュニティセンター	50kW (中津市)	中津市	H21年度
155	別府リハビリテーションセンター	130kW (別府市)	社会福祉法人 農協共済別府リハビリテーションセンター	H21年度
156	双葉ヶ丘幼稚園	15kW (中津市)	学校法人 明佳学園	H21年度

	設置箇所	規模等 (kW)	設置者等	備考
157	すみれ保育園	10 kW (臼杵市)	社会福祉法人 熊崎福祉会	H21年度
158	大分市高崎山自然動物園「おさる館」	10.45 kW (大分市)	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク	H21年度
159	妙光寺	19 kW (日出町)	宗教法人 妙光寺	H21年度
160	ゆふいん椿(旅館)	19 kW (由布市)	ゆふいん椿	H21年度
161	二階堂酒造(株)	16 kW (日出町)	二階堂酒造(株)	H21年度
162	ハーモニー四季(老人ホーム)	10 kW (大分市)	㈹四季	H21年度
163	堀田医院	30 kW (国東市)	医療法人 堀田医院	H21年度
164	餅ヶ浜保育園(本館)	10 kW (別府市)	社会福祉法人徳丸福祉会	H21年度
165	長福寺	10 kW (日田市)	長福寺	H21年度
166	里の駅 小の岩の庄	11 kW (宇佐市)	㈹小の岩の庄	H21年度
167	県立海洋科学高等学校	29 kW (臼杵市)	大分県	H21年度
168	県立中津工業高等学校	29 kW (中津市)	大分県	H21年度
169	県立国東高等学校	15 kW (国東市)	大分県	H21年度
170	県立日出陽谷高等学校	29 kW (日出町)	大分県	H21年度
171	県立響学校	29 kW (大分市)	大分県	H21年度
172	県立佐伯鶴岡高等学校	29 kW (佐伯市)	大分県	H21年度
173	県立玖珠農業高等学校	29 kW (玖珠町)	大分県	H21年度
174	姫島村立姫島小学校	30 kW (姫島村)	姫島村	H21年度
175	姫島村立姫島中学校	30 kW (姫島村)	姫島村	H21年度
176	日出町役場庁舎	20 kW (日出町)	日出町	H21年度
177	日田市立戸山中学校	30 kW (日田市)	日田市	H21年度
178	日田市立東有田中学校	30 kW (日田市)	日田市	H21年度
179	日田市立前津江中学校	30 kW (日田市)	日田市	H21年度
180	日田市立東部中学校	40 kW (日田市)	日田市	H21年度
181	日田市立津江中学校	30 kW (日田市)	日田市	H21年度
182	大道小学校前バス停(上り)	0.02 kW (大分市)	大分バス(株)	H21年度
183	飯田地域ふれあい交流センター	10 kW (九重町)	九重町	H21年度
184	北浜雨水ポンプ場	3.2 kW (杵築市)	杵築市	H21年度
185	新日本製鐵(株)	50 kW (大分市)	新日本製鐵(株)	H22年度
186	大分県立病院	30 kW (大分市)	大分県	H22年度
187	東陶ポンプ場	1 kW (大分市)	大分県	H22年度
188	臼杵市土づくりセンター(堆肥センター)	150 kW (臼杵市)	臼杵市	H22年度
189	日出町浄水場施設	20 kW (日出町)	日出町	H22年度
190	県立高田高等学校	30 kW (豊後高田市)	大分県	H22年度
191	県立竹田高等学校	30 kW (竹田市)	大分県	H22年度
192	県立日田林工高等学校	30 kW (日田市)	大分県	H22年度
193	県立宇佐高等学校	30 kW (宇佐市)	大分県	H22年度
194	県立三重総合高等学校	30 kW (豊後大野市)	大分県	H22年度
195	大分市学校給食西部共同調理場	10.45 kW (大分市)	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク	H22年度
196	大在市民センター	5 kW (大分市)	大分市	H22年度
197	坂ノ市市民センター	15 kW (大分市)	大分市	H22年度
198	別府市保健センター	5 kW (別府市)	別府市	H22年度
199	別府市立亀川小学校	3 kW (別府市)	別府市	H22年度
200	日田市立南部中学校	30 kW (日田市)	日田市	H22年度
201	佐伯市消防署	15 kW (佐伯市)	佐伯市	H22年度
202	国東市立安岐中学校	20 kW (国東市)	国東市	H22年度
203	国東市立武蔵中学校	10 kW (国東市)	国東市	H22年度
204	国東市立国東中学校	30 kW (国東市)	国東市	H22年度
205	国東市立国見中学校	10 kW (国東市)	国東市	H22年度
206	国東市立伊美小学校	10 kW (国東市)	国東市	H22年度
207	国東市立富来小学校	20 kW (国東市)	国東市	H22年度
208	国東市立国東小学校	20 kW (国東市)	国東市	H22年度
209	国東市立武蔵東小学校	20 kW (国東市)	国東市	H22年度
210	宇佐市立北部中学校	40 kW (宇佐市)	宇佐市	H22年度
211	宇佐市立西部中学校	30 kW (宇佐市)	宇佐市	H22年度
212	宇佐市立長洲中学校	30 kW (宇佐市)	宇佐市	H22年度
213	宇佐市立宇佐中学校	40 kW (宇佐市)	宇佐市	H22年度
214	宇佐市立駅川中学校	30 kW (宇佐市)	宇佐市	H22年度
215	宇佐市立院内中学校	30 kW (宇佐市)	宇佐市	H22年度
216	竹田市立竹田南部中学校	18 kW (竹田市)	竹田市	H22年度
217	竹田市立竹田中学校	20 kW (竹田市)	竹田市	H22年度
218	竹田市立緑ヶ丘中学校	15 kW (竹田市)	竹田市	H22年度
219	竹田市立久住中学校	15 kW (竹田市)	竹田市	H22年度
220	竹田市立都野中学校	15 kW (竹田市)	竹田市	H22年度
221	竹田市立直入中学校	18 kW (竹田市)	竹田市	H22年度
222	中津市立山口小学校	25 kW (中津市)	中津市	H22年度
223	中津市立樋田小学校	40 kW (中津市)	中津市	H22年度
224	中津市立三郷小学校	50 kW (中津市)	中津市	H22年度
225	中津市立中津中学校	50 kW (中津市)	中津市	H22年度
226	中津市立和田小学校	50 kW (中津市)	中津市	H22年度
227	中津市立耶馬溪中学校(体育館)	30 kW (中津市)	中津市	H22年度
228	豊後高田市立真玉小学校	16.7 kW (豊後高田市)	豊後高田市	H22年度
229	豊後高田市立高田中学校	27 kW (豊後高田市)	豊後高田市	H22年度
230	豊後高田市立香々地小学校	10 kW (豊後高田市)	豊後高田市	H22年度
231	豊後高田市消防庁舎	10 kW (豊後高田市)	豊後高田市	H22年度
232	玖珠町立森中央小学校	19.5 kW (玖珠町)	玖珠町	H22年度
233	玖珠町立塚脇小学校	19.5 kW (玖珠町)	玖珠町	H22年度
234	玖珠町立北山田小学校	20.5 kW (玖珠町)	玖珠町	H22年度
235	玖珠町立八幡小学校	19.5 kW (玖珠町)	玖珠町	H22年度
236	知的障害者授産施設 緑の家	20 kW (由布市)	社会福祉法人 庄内厚生館	H22年度
237	特別養護老人ホーム 天領ガーデン	30 kW (大分市)	社会福祉法人 三愛会	H22年度
238	みなと眼科	19 kW (別府市)	医療法人 祥成会	H22年度

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
239	多機能ホーム	10 kW (由布市)	医療法人 人昭会	H22年度
240	オアシス第一病院	20 kW (大分市)	医療法人 善昭会	H22年度
241	共同住宅	203 kW (県内)	一般社団法人エコエネルギー推進協議会	H22年度
242	寄り合いセンターいずみ	10 kW (中津市)	社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団	H22年度
243	明和保育園	10 kW (宇佐市)	財団法人 明和保育園	H22年度
244	鶴見台病院	10 kW (別府市)	医療法人 哲生会	H22年度
245	緑ヶ丘第二幼稚園	15 kW (日田市)	学校法人 河野学園	H22年度
246	タカキ技研(株)第3工場	30 kW (杵築市)	タカキ技研(株)	H22年度
247	九州ジージーシー(株)日田工場	20 kW (日田市)	九州ジージーシー(株)	H22年度
248	大分瓦斯(株)生産部大分工場	10 kW (大分市)	大分瓦斯(株)	H22年度
249	大分自動車整備協業組合	10 kW (由布市)	大分自動車整備協業組合	H22年度
250	(有)カーステーション星光	28 kW (別府市)	(有)カーステーション星光	H22年度
251	大分デバイステクノロジー(株)	26 kW (大分市)	大分デバイステクノロジー(株)	H22年度
252	(株)日出電機	38 kW (日出町)	(株)日出電機	H22年度
253	(有)加藤商店	19 kW (大分市)	(有)加藤商店	H22年度
254	(有)割烹のがみ	41 kW (豊後高田市)	(有)割烹のがみ	H22年度
255	(有)広瀬電気工事	5.32 kW (佐伯市)	(有)広瀬電気工事	H22年度
256	大分市立大在中学校	10 kW (大分市)	大分市	H22年度
257	杵築市立杵築小学校	49 kW (杵築市)	杵築市	H22年度
258	中山警報局	0.7 kW	大分県企業局	H23年度
259	竜原警報局	0.7 kW (由布市)	大分県企業局	H23年度
260	豊後大野市消防署	15 kW (豊後大野市)	豊後大野市	H23年度
261	杵築市役所山香庁舎	20 kW (杵築市)	杵築市	H23年度
262	国東市歴史体験学習館	10 kW (国東市)	国東市	H23年度
263	大分市立大道小学校	10 kW (大分市)	大分市	H23年度
264	大分市立坂ノ市小学校	10 kW (大分市)	大分市	H23年度
265	大分市立滝尾中学校	10 kW (大分市)	大分市	H23年度
266	大分市上下水道局 横尾浄水場	10 kW (大分市)	キョウセツAQUA(株)	H23年度
267	松下竜一資料館	6.3 kW (大分市)	NPO法人九州・自然エネルギー推進ネットワーク	H23年度
268	由布市立由布院小学校	30 kW (由布市)	由布市	H23年度
269	川澄化学工業(株)	5 kW (臼杵市)	川澄化学工業(株)	H23年度
270	長湯温泉観光案内所	0.9 kW (竹田市)	河野電気(株)	H23年度
271	日本文理大学	1.1 kW (大分市)	T・プラン(株)	H23年度
272	仲道トーヨー(株)	8.1 kW (大分市)	仲道トーヨー(株)	H23年度
273	馬馬虎虎農園	17.9 kW (日出町)	馬馬虎虎農園	H23年度
274	佐伯市立鶴谷中学校	40 kW (佐伯市)	佐伯市	H23年度
275	大分市立南大分小学校	5 kW (大分市)	大分市	H24年度
276	日建リース工業(株)	498 kW (大分市)	日建リース工業(株)	H24年度
277	大分エージェンシー(株)	201 kW (大分市)	大分エージェンシー(株)	H24年度
278	(株)柴田産業	163 kW (大分市)	(株)柴田産業	H24年度
279	別府市立青山中学校	3 kW (別府市)	別府市	H24年度
280	別府市立朝日小学校	3 kW (別府市)	別府市	H24年度
281	日田市立咸宜小学校	50 kW (日田市)	日田市	H24年度
282	日田市立大明小学校・中学校	20 kW (日田市)	日田市	H24年度
283	佐伯市佐伯東地区公民館	10 kW (佐伯市)	佐伯市	H24年度
284	中央生コン(株) (第1)	393 kW (佐伯市)	中央生コン(株)	H24年度
285	(株)ダイプロ	445 kW (佐伯市)	(株)ダイプロ	H24年度
286	臼杵市立野津中学校	10 kW (臼杵市)	臼杵市	H24年度
287	(株)菅組	970 kW (豊後高田市)	(株)菅組	H24年度
288	千代田産業(株)真玉工場	550 kW (豊後高田市)	千代田産業(株)	H24年度
289	宇佐市立柳ヶ浦小学校	30 kW (宇佐市)	宇佐市	H24年度
290	宇佐市立北馬城小学校	30 kW (宇佐市)	宇佐市	H24年度
291	由布市立狭間小学校	20 kW (由布市)	由布市	H24年度
292	(有)スギジョー	39.36 kW (由布市)	(有)スギジョー	H24年度
293	おさるの湯	200 kW (由布市)	おさるの湯	H24年度
294	由布太陽光発電(株)	180 kW (由布市)	由布太陽光発電(株)	H24年度
295	九重町立ここのえ緑陽中学校	30 kW (九重町)	九重町	H24年度
296	久住山避難小屋トイレ(ポンプ用電源)	0.2 kW (竹田市)	大分県	H24年度
297	ソレイユ日田(株)	1,800 kW (日田市)	ソレイユ日田(株)	H24年度
298	(株)クリエーションエネルギー	1,500 kW (宇佐市)	(株)クリエーションエネルギー	H24年度
299	(株)日出電機	973 kW (竹田市)	(株)日出電機	H24年度
300	小楠コミュニティセンター	50 kW (中津市)	中津市	H24年度
301	由布市立湯布院中学校	30 kW (由布市)	由布市	H24年度
302	由布市庄内町鳴沢地区	72.4 kW (由布市)	鳴沢環境部会	H24年度
303	ゼロエネルギービル	21 kW (大分市)	西ノ洲環境(株)	H24年度
304	江藤牧場発電所	302 kW (大分市)	(有)江藤牧場	H24年度
305	ホルトホール大分	15 kW (大分市)	大分市	H25年度
306	大分市役所 第2庁舎	10 kW (大分市)	大分市	H25年度
307	大分市立春日町小学校	10 kW (大分市)	大分市	H25年度
308	宇佐市役所新別館	10 kW (宇佐市)	宇佐市	H25年度
309	宇佐市役所院内支所	20 kW (宇佐市)	宇佐市	H25年度
310	宇佐市立長洲小学校	10 kW (宇佐市)	宇佐市	H25年度
311	宇佐市立和間小学校	30 kW (宇佐市)	宇佐市	H25年度
312	(有)新和企画	138 kW (大分市)	(有)新和企画	H25年度
313	(株)石井鐵工所	302 kW (大分市)	(株)石井鐵工所	H25年度
314	(株)東部開発	1,100 kW (大分市)	(株)東部開発	H25年度
315	近畿日本鉄道(株)	1,900 kW (大分市)	近畿日本鉄道(株)	H25年度
316	仲道トーヨー(株)	148 kW (大分市)	仲道トーヨー(株)	H25年度
317	(株)九州機工	852 kW (大分市)	(株)九州機工	H25年度
318	(有)ゼロッー	116 kW (大分市)	(有)ゼロッー	H25年度
319	(株)エーアール	1,000 kW (大分市)	(株)エーアール	H25年度
320	菱甲産業(株)	197 kW (大分市)	菱甲産業(株)	H25年度

	設置箇所	規模等 (kW)	設置者等	備考
321	中津市立豊田小学校	37 kW (中津市)	中津市	H25年度
322	中津市山国浄化センター	20 kW (中津市)	中津市	H25年度
323	中津市民病院	130 kW (中津市)	中津市	H25年度
324	ソーラーフィールド日田太陽光発電所	1,800 kW (日田市)	㈱ファーストエスコ	H25年度
325	日田天領水メガソーラー発電所	1,999 kW (日田市)	㈱日田天領水	H25年度
326	本川牧場牛舎屋根	800 kW (日田市)	㈱ホンカフ	H25年度
327	津久見市立津久見小学校	20 kW (津久見市)	津久見市	H25年度
328	津久見市立青江小学校	20 kW (津久見市)	津久見市	H25年度
329	津久見市立千怒小学校	10 kW (津久見市)	津久見市	H25年度
330	津久見市立堅徳小学校	10 kW (津久見市)	津久見市	H25年度
331	津久見市立越智小学校	5 kW (津久見市)	津久見市	H25年度
332	津久見市立保戸島小学校	5 kW (津久見市)	津久見市	H25年度
333	津久見市立第一中学校	20 kW (津久見市)	津久見市	H25年度
334	津久見市立第二中学校	10 kW (津久見市)	津久見市	H25年度
335	向洋保育園	10 kW (津久見市)	社会福祉法人 橘福祉会	H25年度
336	大分石油㈱	2,200 kW (豊後高田市)	大分石油㈱	H25年度
337	中央生コン㈱ (第2)	395 kW (佐伯市)	中央生コン㈱	H25年度
338	大和冷機工業㈱佐伯工場	1,824 kW (佐伯市)	大和冷機工業㈱	H25年度
339	小田開発工業㈱	984.96 kW (佐伯市)	小田開発工業㈱	H25年度
340	㈱佐々木建設	600 kW (佐伯市)	㈱エム・ティエス	H25年度
341	ソーラーファーム佐伯	1,700 kW (佐伯市)	㈱デンケン	H25年度
342	佐伯市役所	49.98 kW (佐伯市)	佐伯市	H25年度
343	杵築十王教育文化会館	10.6 kW (杵築市)	杵築市	H25年度
344	(株) デンケン	1,000 kW (由布市)	㈱デンケン	H25年度
345	日出町立豊岡小学校	20 kW (日出町)	日出町	H25年度
346	大分県農業協同組合佐伯支店	34.08 kW (佐伯市)	大分県農業協同組合	H25年度
347	〃国見支店	11.04 kW (国東市)	大分県農業協同組合	H25年度
348	〃穂田支店	22.50 kW (大分市)	大分県農業協同組合	H25年度
349	〃東陽支店	20 kW (大分市)	大分県農業協同組合	H25年度
350	〃竹田支店	32 kW (竹田市)	大分県農業協同組合	H25年度
351	〃直入支店	45 kW (竹田市)	大分県農業協同組合	H25年度
352	〃拝田原支店	17.25 kW (竹田市)	大分県農業協同組合	H25年度
353	〃玉川支店	36 kW (日田市)	大分県農業協同組合	H25年度
354	〃野津甘藷貯蔵施設	45 kW (臼杵市)	大分県農業協同組合	H25年度
355	〃山香花き集出荷施設	45 kW (杵築市)	大分県農業協同組合	H25年度
356	〃豊後大野清川ライスセンター	34 kW (豊後大野市)	大分県農業協同組合	H25年度
357	〃杵築柑橘選果場	48.51 kW (杵築市)	大分県農業協同組合	H25年度
358	〃日田梨選果場	189 kW (日田市)	大分県農業協同組合	H25年度
359	〃大野広域農産物集出荷場	140 kW (豊後大野市)	大分県農業協同組合	H25年度
360	日産グリーンエナジーファームイン大分	26,540 kW (大分市)	日揮 (株)	H25年度
361	三井造船	17,000 kW (大分市)	三井造船・三井不動産JV	H25年度
362	大分ソーラーパワー	82,020 kW (大分市)	大分ソーラーパワー (株) (丸紅)	H25年度
363	大分県企業局	1,362 kW (大分市)	大分県企業局	H25年度
364	大分西高等学校他県立学校 (7施設・9棟)	264.98 kW (県内)	柳井電機工業 (株)	H25年度
365	国東高等学校他県立学校 (3施設・3棟)	150.32 kW (県内)	大分石油 (株)	H25年度
366	臼杵市消防署	15 kW (臼杵市)	臼杵市	H25年度
367	杵築市文化会館	15 kW (杵築市)	杵築市	H25年度
368	大分県高等技術専門学校 管理棟屋上	10 kW (大分市)	大分県	H25年度
369	JA おおいた県南柑橘広域選果場低温貯蔵庫	63 kW (津久見市)	大分県農業協同組合	H26年度
370	津久見市県南柑橘広域選果場	262.5 kW (津久見市)	大分県農業協同組合	H26年度
371	大分県農業協同組合国東支店	49 kW (国東市)	大分県農業協同組合	H26年度
372	大分県農業協同組合同三重支店	27.5 kW (豊後大野市)	大分県農業協同組合	H26年度
373	大分県農業協同組合同山国支店	30 kW (中津市)	大分県農業協同組合	H26年度
374	豊後大野市太陽光第1発電所	744.4 kW (豊後大野市)	豊後大野市	H26年度
375	豊後大野市太陽光第2発電所	200.0 kW (豊後大野市)	豊後大野市	H26年度
376	豊後大野市太陽光第3発電所	406.5 kW (豊後大野市)	豊後大野市	H26年度
377	豊後大野市太陽光第4発電所	296.8 kW (豊後大野市)	豊後大野市	H26年度
378	豊後大野市太陽光第5発電所	500.0 kW (豊後大野市)	豊後大野市	H26年度
379	県中央空港飛行場	30.0 kW (豊後大野市)	大分県	H26年度
380	県庁舎別館	10.0 kW (大分市)	大分県	H26年度
381	大分市立大在小学校	5.76 kW (大分市)	大分市	H26年度
382	竹田市役所本庁舎	15.0 kW (竹田市)	竹田市	H26年度
383	佐伯市総合運動公園体育館	20.0 kW (佐伯市)	佐伯市	H26年度
384	佐伯市八幡小学校	20.0 kW (佐伯市)	佐伯市	H26年度
385	佐伯市消防署 蒲江分署	5.5 kW (佐伯市)	佐伯市	H26年度
386	佐伯市消防署 城南機庫	5.0 kW (佐伯市)	佐伯市	H26年度
387	玖珠町役場庁舎	15.0 kW (玖珠市)	玖珠町	H26年度
388	大分県立美術館	76.5 kW (大分市)	大分県	H26年度
389	(公財) 大分県自治人材育成センター	30.0 kW (大分市)	(公財) 大分県自治人材育成センター	H26年度

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
390	JX日鉱日石エネルギー (株)	906.0kW (大分市)	JX日鉱日石エネルギー (株)	H26年度
391	(株) デンケン	963.0kW (大分市)	(株) デンケン	H26年度
392	(合) 今井メガソーラー大分細発電所	11395.0kW (大分市)	(合) 今井メガソーラー大分細発電所	H27年度
393	大分日吉原ソーラー (株)	44884.0kW (大分市)	大分日吉原ソーラー (株)	H27年度
394	由布市消防本部庁舎	15.0kW (由布市)	由布市	H27年度
395	臼杵市立福良ヶ丘小学校	20.0kW (臼杵市)	臼杵市	H27年度
396	国東市消防署	15.0kW (国東市)	国東市	H27年度
397	中津市消防署東部出張所	10.6kW (中津市)	中津市	H27年度
398	道の駅なかつ	10.0kW (中津市)	中津市	H27年度
399	日田市中央公民館	10.0kW (日田市)	日田市	H27年度
400	豊後高田市真玉市民センター	15.0kW (豊後高田市)	豊後高田市	H27年度
401	豊後大野市本庁舎	15.0kW (豊後大野市)	豊後大野市	H27年度
402	姫島村離島センター	15.0kW (姫島村)	姫島村	H27年度
403	宇佐市立八幡小学校	30.0kW (宇佐市)	宇佐市	H27年度
404	臼杵市市浜地区コミュニティセンター	20.0kW (臼杵市)	臼杵市	H27年度
405	(株) シモセ	952.0kW (豊後高田市)	(株) シモセ	H27年度
406	県内事業所	629.3kW (豊後高田市)	県内事業所	H27年度
407	県内事業所	1800.0kW (豊後高田市)	県内事業所	H27年度
408	国東市役所	20.0kW (国東市)	国東市	H27年度
409	姫島開発総合センター「やはず」	10.0kW (姫島村)	姫島村	H27年度
410	エネハウス (株)	107.1kW (大分市)	エネハウス (株)	H27年度
411	JAMCソーラーエナジー合同会社	764.4kW (大分市)	JAMCソーラーエナジー合同会社	H27年度
412	WWB (株)	343.4kW (大分市)	WWB (株)	H27年度
413	(株) ウェル企画	2376.0kW (大分市)	(株) ウェル企画	H27年度
414	佐伯市蒲江翔南中学校	40.0kW (佐伯市)	佐伯市	H27年度
415	豊後高田市高田庁舎	40.0kW (豊後高田市)	豊後高田市	H27年度
416	大分市立鶴崎小学校	5.76kW (大分市)	大分市	H28年度
417	大分石油 (株)	1020.0kW (大分市)	大分石油 (株)	H28年度
418	上坂泰伸	64.2kW (大分市)	上坂泰伸	H28年度
419	(株) ユニロット	49.0kW (大分市)	(株) ユニロット	H28年度
420	日野出 (株)	152.9kW (大分市)	日野出 (株)	H28年度
421	山陽木材 (株)	714.0kW (大分市)	山陽木材 (株)	H28年度
422	(株) NEO	1424.6kW (大分市)	(株) NEO	H28年度
423	渡町台小学校	15.0kW (佐伯市)	佐伯市	H28年度
424	道の駅やよい	15.0kW (佐伯市)	佐伯市	H28年度
425	鉱泉センター直川	15.0kW (佐伯市)	佐伯市	H28年度
426	津久見消防本部・消防署	6.6kW (津久見市)	津久見市	H28年度
427	香々地公民館	20kW (豊後高田市)	豊後高田市	H28年度
428	佐々木建設 (株)	1451.5kW (豊後高田市)	佐々木建設 (株)	H28年度
429	佐々木商事 (株)	2353.7kW (豊後高田市)	佐々木商事 (株)	H28年度
430	碩田学園	5.5kW (佐伯市)	大分市	H29年度
431	佐伯市蒲江振興局	10.0kW (佐伯市)	佐伯市	H29年度
432	豊後高田市草地	1123.0kW (豊後高田市)	(株) ソレイユ	H29年度
433	豊後高田市呉崎	508.8kW (豊後高田市)	(有) 三進建設	H29年度
434	豊後高田市払田	504kW (豊後高田市)	(株) 大分ビルダー	H29年度
435	別府市リバーサイドオアシス春木苑	10kW (豊後高田市)	別府市	H30年度
436	豊後高田市白野	3402kW (豊後高田市)	(株) ウェストエネルギーソリューション	H30年度
437	豊後高田市界	950kW (豊後高田市)	熊本鉄構 (株)	H30年度
438	豊後高田市界	1000kW (豊後高田市)	熊本鉄構 (株)	H30年度
439	サイクリングハブ施設	5kW (豊後大野市)	豊後大野市	H30年度
合計 (H30年度まで)		245,267.574kW		

【参考】住宅用太陽光発電

①住宅用太陽光発電設置状況（年度累計）

	大分県			
	単年度設置数		累計	
～ H10年度	－		172件	
H11年度	251件		423件	
H12年度	369件		792件	
H13年度	437件		1,229件	
H14年度	743件		1,972件	
H15年度	812件		2,784件	
H16年度	1,031件		3,815件	
H17年度	848件		4,663件	
H18年度	1,681件	－	6,344件	24,133kW
H19年度	865件	3,242kW	7,209件	27,375kW
H20年度	701件	2,796kW	7,910件	30,171kW
H21年度	2,195件	8,596kW	10,105件	38,767kW
H22年度	3,318件	13,666kW	13,423件	52,433kW
H23年度	3,720件	17,094kW	17,143件	69,527kW
H24年度	4,511件	22,631kW	21,654件	92,158kW
H25年度	4,425件	26,156kW	26,079件	118,314kW
H26年度	3,521件	23,725kW	29,600件	142,039kW
H27年度	1,230件	8,961kW	30,830件	151,000kW
H28年度	3,110件	17,570kW	33,940件	168,570kW
H29年度	1,622件	9,762kW	35,562件	178,332kW
H30年度	1,792件	10,924kW	37,354件	189,256kW

注) H17年度までは、新エネルギー財団（NEF）の助成件数（H17年度末に制度終了）。
H18年度以降は、大分県～九電大分支社の系統連系契約数

②集合住宅太陽光発電施設設置状況（年度累計）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度
大分県	31件	31件	35件	40件	110件	354件	721件	1,312件	1,771件	2,095件	2,175件	2,260件
	184kw	178kw	199kw	217kw	730kw	2,292kw	6,391kW	15,307kW	22,849kW	27,438kW	28,805kW	30,167kW

注) 九電大分支社の系統連系契約数

1-2. ハイブリット街路灯

	設置箇所	規模等（kW）		設置者等	備考
1	サッポロビール(株)新九州工場	6基	風力発電400W（12.5m）太陽光発電50W	サッポロビール(株)	H12年度
2	大分県マリンカルチャーセンター	1基	風力発電300W（12.5m）太陽光発電50W	大分県	H15年度
3	大分県立香々地青少年の家	1基	風力発電300W（12.5m）太陽光発電50W	大分県	H15年度
4	大分県立大分高等技術専門学校	1基	風力発電300W（12.5m）太陽光発電50W	大分県	H15年度
5	離島開発総合センター	1基	風力発電30W 太陽光発電168W	姫島村	H16年度
6	大分県立看護科学大学	1基	風力発電300W（12.5m）太陽光発電50W	大分県	H16年度
7	大分県立芸術文化短期大学	1基	風力発電300W（12.5m）太陽光発電50W	大分県	H16年度
8	大分県立日田高等技術専門学校	1基	風力発電300W（12.5m）太陽光発電50W	大分県	H17年度
9	大分県立工科短期大学	1基	風力発電300W（12.5m）太陽光発電50W	大分県	H17年度
10	大分県立佐伯高等技術専門学校	1基	風力発電62W（5.5m）太陽光発電108W	大分県	H18年度
11	大分県立病院	1基	風力発電62W（5.5m）太陽光発電108W	大分県	H18年度
合計	(H30年度まで)	16基	風力発電5kW 太陽光発電1kW		

1-3. ソーラー照明灯

	設置個所		規模等 (kW)	設置者等	備考
1	豊後大野市緒方町原尻	33基	0.033 kW (豊後大野市)	大分県	H13年度
2	大分市立下郡小学校	13基	0.26 kW (大分市)	大分市	H13年度
3	臼杵市総合公園	18基	0.9 kW (臼杵市)	臼杵市	H13年度
4	大分市廻栖野	36基	0.648 kW (大分市)	大分市	H15年度
5	大分市立大在西小学校	15基	0.195 kW (大分市)	大分市	H16年度
6	別府子育て支援拠点ほっぺパーク	2基	0.216 kW (別府市)	別府市	H16年度
7	別府競輪場	11基	0.242 kW (別府市)	別府市	H16年度
8	大野町田中ぬく森パーク内公園	16基	0.352 kW (豊後大野市)	豊後大野市	H18年度
9	九重“夢”大吊橋駐車場	4基	0.087 kW (九重町)	九重町	H18年度
10	大分市立上野ヶ丘中学校	1基	0.014 kW (大分市)	大分市	H19年度
11	大分市立上野ヶ丘中学校	5基	0.02 kW (大分市)	大分市	H20年度
12	大分市立神崎中学校	3基	0.043 kW (大分市)	大分市	H19年度
13	大分市荷揚町(歩道)	1基	0.02 kW (大分市)	大分市	H19年度
14	大分県国東総合庁舎	1基	0.065 kW (国東市)	大分県	H19年度
15	大分県佐伯総合庁舎	1基	0.02 kW (佐伯市)	大分県	H19年度
16	大分県竹田総合庁舎	1基	0.065 kW (竹田市)	大分県	H19年度
17	県立三重病院	1基	0.02 kW (大分市)	大分県	H19年度
18	大分スポーツ公園	2基	0.04 kW (大分市)	大分県	H20年度
19	大分県宇佐総合庁舎	1基	0.023 kW (宇佐市)	大分県	H20年度
20	大分県日田総合庁舎	1基	0.023 kW (日田市)	大分県	H20年度
21	へびん湯	1基	0.174 kW (別府市)	別府市	H20年度
22	別府市明礬	1基	0.18 kW (別府市)	別府市	H20年度
23	市道汐見竹下線	8基	0.032 kW (大分市)	大分市	H20年度
24	大分市立松岡小学校	3基	0.024 kW (大分市)	大分市	H20年度
25	大分市立佐賀関小学校	1基	0.014 kW (大分市)	大分市	H20年度
26	大分市立佐賀関中学校	1基	0.014 kW (大分市)	大分市	H20年度
27	大分県中津総合庁舎	1基	0.02 kW (国東市)	大分県	H21年度
28	大分県別府総合庁舎	1基	0.02 kW (佐伯市)	大分県	H21年度
29	こころとからだの相談支援センター	1基	0.02 kW (大分市)	大分県	H21年度
30	県立爽風館高校	13基	0.156 kW (大分市)	大分県	H21年度
31	市道羽田8号線(大分市羽田)	7基	0.161 kW (大分市)	大分市	H21年度
32	市道羽田17号線(大分市羽田)	5基	0.115 kW (大分市)	大分市	H21年度
33	都市計画道路下郡羽田線(大分市羽田)	4基	0.092 kW (大分市)	大分市	H21年度
34	山香中学校通学路	1基	0.174 kW (杵築市)	杵築市	H21年度
35	コープ下郡店	3基	0.36 kW (大分市)	コープおおいた生活協同組合	H21年度
36	大分市 中央町	14基	0.056 kW (大分市)	大分市	H21年度
37	大分市 府内町	11基	0.044 kW (大分市)	大分市	H21年度
38	芹川ダム	1基	0.12 kW (大分市)	大分県	H22年度
39	玖珠総合庁舎	1基	0.084 kW (玖珠町)	大分県	H22年度
40	こども・女性相談支援センター	1基	0.06 kW (大分市)	大分県	H22年度
41	大分スポーツ公園	1基	0.06 kW (大分市)	大分県	H22年度
42	中部保健所	1基	0.06 kW (大分市)	大分県	H22年度
43	大分市立大在中学校	1基	0.006 kW (大分市)	大分市	H22年度
44	大分市学校給食西部共同調理場	6基	0.036 kW (大分市)	大分市	H22年度
45	都市計画道路下郡羽田線(大分市羽田)	9基	0.207 kW (大分市)	大分市	H22年度
46	大南市民センター	3基	0.018 kW (大分市)	大分市	H22年度
47	ソーラー照明灯 飯田地区公共駐車場	4基	0.084 kW (九重町)	九重町	H22年度
48	大分市 中央町地下駐輪場天井照明	121基	4.84 kW (大分市)	大分市	H22年度
49	企業局総合管理センター	1基	0.12 kW (大分市)	大分県企業局	H23年度
50	城下海岸プロムナード	13基	0.26 kW (日出町)	日出町	H23年度
51	大分市羽田(都市計画道路下郡羽田線)	8基	0.184 kW (大分市)	大分市	H23年度
52	臼杵市立野津中学校	3基	0.056 kW (臼杵市)	臼杵市	H23年度
53	音の調べ通り公園	2基	0.085 kW (宇佐市)	宇佐市	H23年度
54	柳ヶ浦駐輪場	1基	0.085 kW (宇佐市)	宇佐市	H23年度
55	活きいきランド連絡路	2基	0.018 kW (九重町)	九重町	H23年度
56	萩尾公園 駐車場	7基	0.14 kW (日田市)	日田市	H23年度
57	ソーラー照明灯 活きいきランド連絡路	1基	0.085 kW (九重町)	九重町	H24年度
58	大分市上下水道局 屋外照明	2基	0.06 kW (大分市)	大分市水道局	H24年度
59	大分市上下水道局 駐輪場照明	1基	0.06 kW (大分市)	大分市水道局	H24年度
60	大分市上下水道局 ウォールライト	5基	0.013 kW (大分市)	大分市水道局	H24年度
61	大分市上下水道局庁舎内	30基	0.001 kW (大分市)	大分市水道局	H24年度
62	大分市葬斎場 屋外照明	15基	0.055 kW (大分市)	大分市葬斎場	H25年度
63	姫島村村内一円	15基	2.1 kW (姫島村)	姫島村	H28年度
64	上城地区防災・避難広場	13基	1.105 kW (佐伯市)	佐伯市	H29年度
65	活きいきランド連絡路	3基	0.27 kW (臼杵市)	臼杵総合公園	H30年度
66	大分市水道局 屋外照明	1基	0.08 kW (臼杵市)	臼杵石仏公園	H30年度
67	上城地区防災・避難広場	5基	0.425 kW (佐伯市)	佐伯市	H30年度
合計	(H30年度まで)	519基	15.7 kW		

2. 太陽熱利用（住宅用太陽熱利用除く）

	設置箇所	設備概要・規模等	設置者等	備考
1	日田はぎの園（日田市）	真空管 1.75㎡×17本	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	S58年度
2	大分県身体障害者福祉センター（大分市）	真空ガラス管式 1.75㎡×84枚	大分県	S61年度
3	糸口学園（宇佐市）	平板型 1.91㎡×75枚	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	H4年度
4	日田市菅畑中住宅	OMソーラー (パッシブソーラーシステム) 集熱面積 3㎡程度	日田市	H8年度
5	医療法人財団天心堂へつぎ病院（大分市）	集熱面積 127.4㎡ 蓄熱容量 18㎡	医療法人財団天心堂	H9年度
6	日田市すぎっ子保育園	OMソーラー (パッシブソーラーシステム) 集熱面積 137㎡	日田市	H11年度
7	大分駅南高齢者福祉複合施設	真空ガラス式 集熱面積 21.84㎡ 蓄熱容量 2.0㎡	大分市	H1 1年度
8	西部清掃事業所	集熱面積 60㎡ 蓄熱容量 3㎡	大分市	H1 1年度
9	日田市上津江振興局	OMソーラー (パッシブソーラーシステム) 集熱面積 33㎡	日田市	H12年度
10	飯田高原診療所	空調設備	九重町	H12年度
11	日出町保健福祉センター	パッシブソーラーシステム	日出町	H13年度
12	豊後高田市健康交流センター	集熱面積 201㎡	豊後高田市	H13年度
13	白丹交流センター（竹田市久住町）	パッシブソーラーシステム	竹田市	H13年度
14	大分市消防局中央消防署明野出張所	集熱面積 6.0㎡ 蓄熱容量 330ℓ	大分市	H13年度
15	社会福祉法人平成会（日田市）	60枚	社会福祉法人平成会	H15年度
16	特別養護老人ホーム長良苑	集熱面積 52㎡	社会福祉法人長陽会	H18年度
17	中津し尿・浄化槽汚泥高度処理施設	集熱面積 115㎡	中津市	H18年度
18	大分市南消防署	真空式ソーラーシステム 集熱面積 18.54㎡ 蓄熱容積 27ℓ	大分市	H18年度
19	日田市立大明小学校・中学校	OMソーラー（集熱面積 321㎡）	日田市	H24年度

3. 風力発電

	設置箇所	規模等（kW）	設置者等	備考
1	大分キャノンマテリアル(株)	1kW×1基	大分キャノンマテリアル(株)	H15年度
2	鏡山（玖珠町戸畑）	1,000kW×11基	(株)JEN玖珠ウインドファーム	H16年度
3	大分瓦斯(株)生産部大分工場	1kW×1基	大分瓦斯(株)	H22年度
4	大分石油(株)（国東市）	3.2kW×2基	大分石油(株)	H27年度
5	FIT認定設備（7件）	107kW		H28年度
6	FIT認定設備（12件）	213kW		H29年度
7	FIT認定設備（2件）	35kW		H30年度
合計	（H30年度まで）	11,363kW		

4. 廃棄物発電

	設置箇所	規模等（kW）	設置者等	備考
1	大分市福宗清掃工場（大分市）	6,000kW (工場内消費、余剰分は売電)	大分市、由布・大分環境衛生組合	H9年度
2	エコセンター番匠（佐伯市）	1,600kW (工場内消費、余剰分は売電)	佐伯市	H14年度
3	佐野清掃センター清掃工場（大分市）	9,500kW (工場内消費、余剰分は売電)	大分市	H15年度
4	王子板紙(株)大分工場（大分市）	25,000kW (362G J/h) (工場内消費)	王子板紙(株)	H16年度
5	藤ヶ谷清掃センター（別府市）	4,000kW	別杵速見地域広域市町村圏事務組合	H26年度
合計	（H30年度まで）	46,100kW		

5. バイオマスエネルギー（バイオマス発電（廃棄物利用を除く）・熱利用・燃料製造）

バイオマス発電

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	日田市バイオマス資源化センター (日田市)	340kW	日田市	H18年度
2	(株)エフオン日田 (日田市)	12,000kW	(株)エフオン日田	H18年度
3	浄化センター内マイクロガスタービン発電 (日田市)	95kW	日田市	H23年度
4	二豊味噌協業組合 (臼杵市)	50kW	二豊味噌協業組合	H25年度
5	(株)グリーン発電大分天瀬発電所 (日田市)	5,700kW	(株)グリーン発電大分	H25年度
6	新日鐵住金(株)大分製鐵所 (大分市)	1,716kW ※出力 330MW	新日鐵住金(株)	H26年度
7	イーレックスニューエナジー(株) (佐伯市)	50,000kW	イーレックスニューエナジー(株)	H28年度
8	(株)エフオン豊後大野 (豊後大野市)	18,000kW	(株)エフオン豊後大野	H28年度
9	(株)未来電力 (宇佐市)	600kW	(株)未来電力	H30年度
合計	(H30年度まで)	88,501kW		

バイオマス発電

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	日田市清掃センター (日田市)	熱利用 838,000kJ/h	日田市	H2年度
2	ドリームフューエルセンター (津久見市)	廃棄物固形燃料 (RDF) 製造	津久見市	H8年度
3	東部開発固形燃料製造工場 (大分市)	廃プラスチック、建設廃材、古紙を固形化燃料し、工場ボイラーに使用 4,000t/月 (王子板紙大分工場に販売)	(株)東部開発	H16年度
4	三和酒類(株) (宇佐市)	メタンガス利用 834km ³ /年	三和酒類(株)	H20年度
5	(株)日本フォレスト (日田市)	5,000m ³ /年	(株)日本フォレスト	H23年度
6	中山リサイクル産業(株) (佐伯市)	15,000m ³ /年	中山リサイクル産業(株)	H23年度
7	中山リサイクル産業(株) (杵築市)	22,100m ³ /年	中山リサイクル産業(株)	H26年度
合計	(H30年度まで)	4,318kW		

木屑焚ボイラー

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	中津市	水量 1,200 ^{リットル} 温水平環式	中津市	H18年度
2	(株)佐藤製材所 (日田市)	3,000kg/h	(株)佐藤製材所	H18年度
3	(株)ヤマサ (九重町)	1,000kg/h	(株)ヤマサ	H18年度
4	佐伯広域森林組合	5,000kg/h	佐伯広域森林組合	H20年度
5	(株)武内製材所 (日田市)	3,000kg/h	(株)武内製材所	H23年度
6	(株)こがね (中津市)	チップボイラー (550kW)	(株)こがね	H23年度
7	(有)安心院製材所 (日田市)	3,500kg/h	(有)安心院製材所	H23年度
8	小田製材所 (日田市)	4,000kg/h	(株)小田製材所	H24年度
9	日田資源開発事業協同組合 (日田市)	6,000kg/h	日田資源開発事業協同組合	H26年度
10	大分県立美術館 (大分市)	チップボイラー (180kW)	大分県	H26年度
11	(株)池永セメント工業所 (大分市)	750kg/h	(株)池永セメント工業所	H26年度
12	医療法人聖陵会聖陵ストーム (日田市)	500kg/h	医療法人聖陵会	H26年度
13	(株)日田中央木材市場 (日田市)	2,400kg/h	(株)日田中央木材市場	H27年度
14	(株)深津製材所	300kg/h	(株)深津製材所	H28年度
合計	(H30年度まで)	95,128kW 相当		

RPF加温機

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	おおいた中央柑橘園芸農協連合会 (杵築市)	5,360kW 相当 (80kW 相当×67台)	おおいた中央柑橘園芸農協連合会 (杵築市)	H20年度
2	おおいた中央柑橘園芸農協連合会 (国東市)	80kW 相当 (80kW 相当×1台)	おおいた中央柑橘園芸農協連合会 (国東市)	H20年度
3	日出町柑橘研究会 (日出町)	560kW 相当 (80kW 相当×7台)	日出町柑橘研究会 (日出町)	H20年度
4	竹田市かばす生産出荷組合 (竹田市)	240kW 相当 (80kW 相当×3台)	竹田市かばす生産出荷組合 (竹田市)	H20年度
合計	(H30年度まで)	6,240kW 相当		

ペレットストーブ

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	(株)トライ・ウッド (日田市)	出力 11,000kcal × 5基	(株)トライ・ウッド	H18年度
2	社会福祉法人永生会明治清流苑 (大分市)	出力 11,000kcal 程度 × 3基	社会福祉法人永生会	H18年度
3	サッポロビール(株)新九州工場 (日田市)	出力 5,000kcal × 1基	サッポロビール(株)	H19年度
4	(株)日田中央木材市場 (日田市)	出力 11,000kcal × 1基	(株)日田中央木材市場	H19年度
5	社会福祉法人永生会清流苑 (大分市)	出力 11,000kcal × 1基	社会福祉法人永生会	H20年度
6	社会福祉法人慈眼福祉会みのり保育園 (日田市)	出力 11,000kcal × 1基	社会福祉法人慈眼福祉会	H20年度
7	日田市立五馬中学校 (日田市)	出力 8,250kcal × 3基	日田市	H20年度
8	医療法人仁友会森内科医院 (大分市)	出力 11,000kcal × 1基	医療法人仁友会	H20年度
9	社会福祉法人洗心会ナーシングホームはるかぜ (別府市)	出力 11,000kcal × 1基	社会福祉法人洗心会	H21年度
10	日田市立津江中学校 (日田市)	出力 10,080kcal × 1基	九州薪・木質ペレット活用協議会	H25年度
11	長者原ビジターセンター (九重町)	出力 7kW × 2基	九州地方環境事務所	H26年度
合計	(H30年度まで)	226.59kW		

BDF製造装置

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	くにさきエコシステム(株) (国東町)	ごみ収集車 4台 1,000ℓ/月	くにさきエコシステム(株)	H13年度
2	おおの育成会はいだて作業所	90 L BDF 製造 / 1バッチ	おおの育成会	H18年度
3	社会福祉法人びいたあバンの家 (日田市)	90 L BDF 製造 / 1バッチ	社会福祉法人びいたあバンの家	H18年度
4	社会福祉法人清流会宇佐リハビリセンター (宇佐市)	90 L BDF 製造 / 1バッチ	社会福祉法人清流会	H19年度
5	(株)大総 (大分市)	400 L BDF 製造 / 日	(株)大総	H20年度
6	社会福祉法人びいたあバンの家 (日田市)	200 L BDF 製造 / 1バッチ	社会福祉法人びいたあバンの家	H20年度
7	社会福祉法人樹の実園 (杵築市)	90 L BDF 製造 / 1バッチ	社会福祉法人樹の実園	H21年度
8	社会福祉法人みのり村 (杵築市)	90 L BDF 製造 / 1バッチ	社会福祉法人みのり村	H21年度

6. 地熱発電

	会社名	発電所名	所在地	出力	運転開始年度
1	九州電力(株)	大岳	九重町	12,500 kW	S42年度
2	九州電力(株)	八丁原1号	九重町	55,000 kW	S52年度
3	九州電力(株)	八丁原2号	九重町	55,000 kW	H2年度
4	九州電力(株)出光大分地熱(株)	滝上	九重町	27,500 kW	H8年度 H22年度増強
5	(株)杉乃井ホテル (自家用)	杉乃井	別府市	1,900 kW	H18年度
6	(株)九重観光ホテル	九重	九重町	990 kW	H12年度
7	九州電力(株)	八丁原バイナリー発電	九重町	2,000 kW	H18年度
8	九電みらいエナジー(株)	菅原バイナリー発電所	九重町	4,330 kW	H27年度
9	出光大分地熱	滝上バイナリー発電所	九重町	4,400 kW	H28年度
合計	(H30年度まで)			163,620 kW	

6-2. 温泉熱発電

	設置個所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	五湯苑発電所 (別府市)	91.6 kW	西日本地熱発電(株)	H25年度
2	タタラ第一発電所 (別府市)	49 kW	日本地熱興業(株)	H26年度
3	湯山地熱発電所 (別府市)	100 kW	西日本地熱発電(株)	H26年度
4	亀の井発電所 (別府市)	11 kW	地熱ワールド工業(株)	H26年度
5	コスモテック別府バイナリー発電所 (別府市)	500 kW	(株)コスモテック	H26年度
6	フィノバイナリー発電所 (別府市)	220 kW	フィノバイナリー発電所(同)	H27年度
7	湯布院フォレストエナジーバイナリー発電所(由布市)	49.5 kW	湯布院フォレストエナジー(株)	H27年度
8	大分県農林水産研究指導センター農業研究部 花きグループ発電所 (別府市)	6 kW	大分県	H27年度
9	安倍内科医院発電所 (別府市)	19 kW	安倍内科医院	H27年度
10	三光地熱開発バイナリー発電所 (別府市)	43 kW	(有)三光電機	H28年度
11	PPSNバイナリー発電所 (別府市)	110 kW	PPSN	H28年度
12	SUMOPOWER発電所 (別府市)	110 kW	SUMOPOWER	H28年度
13	HTBエナジー別府温泉保養ランド発電所 (別府市)	33.6 kW	HTBエナジー(株)	H28年度
14	エスエヌエスパワー発電所 (別府市)	125 kW	(株)エスエヌエスパワー	H28年度
15	FIT認定設備 (別府市)	32.8 kW		H28年度
16	FIT認定設備 (別府市)	31.9 kW		H28年度
17	湯布院フォレストエナジーバイナリー2号発電所(由布市)	49.8 kW	湯布院フォレストエナジー(株)	H29年度
18	OTE大分奥江温泉地熱バイナリサイクル発電所(由布市)	49.8 kW	OTE大分(株)	H29年度
19	九重野矢地区バイナリー発電所(九重町)	49 kW	(株)タカフジ	H29年度
20	牧野発電所(別府市)	110 kW	牧野海運(株)	H29年度
21	BLDバイナリー発電所(別府市)	220 kW	BLD Power Stations(株)	H29年度
22	ホットラグーン大分地熱発電所(九重町)	49 kW	(株)神戸物産	H29年度
23	千葉発電所(別府市)	220 kW	(株)千葉	H29年度
24	千葉HD発電所(別府市)	220 kW	(株)千葉ホールディングス	H29年度
25	GRACE発電所(別府市)	110 kW	(株)GRACE	H29年度
26	基住発電所(別府市)	110 kW	(株)基住	H29年度
27	檜崎幹雄発電所(別府市)	110 kW	檜崎 幹雄	H29年度
28	VEPエナジー発電所(別府市)	110 kW	(株)VEPエナジー	H29年度
29	RE-ENERGY地熱発電所(別府市)	110 kW	有限責任事業組合RE-ENERGY	H29年度
30	レナヴィス発電所(別府市)	110 kW	(株)レナヴィス	H29年度
31	レナ発電所1号発電所(別府市)	220 kW	レナ発電所1号合同会社	H29年度
32	P-POWER発電所(別府市)	212 kW	(株)PPSN	H29年度
33	FIT認定設備(別府市)	49 kW		H29年度
34	エヌアイエスパイナリー発電所(別府市)	220 kW	エヌアイエスパイナリー発電所 合同会社	H29年度
35	鉄輪プロジェクト温泉再生事業1号発電所(別府市)	43 kW	(有)辻田建機	H29年度
36	デュアルエナジー発電所(別府市)	220 kW	デュアルエナジーバイナリー 発電所1号(同)	H30年度
37	別府鶴見温泉地熱発電所1号発電所(別府市)	220 kW	別府鶴見温泉地熱発電所1号(同)	H30年度
38	バイナリー発電所(九重町)	46.3 kW	(株)ベツダイ	H30年度
39	FIT認定設備(別府市)	46.3 kW		H30年度
40	FIT認定設備(別府市)	46.3 kW		H30年度
41	三光地熱開発バイナリー第2発電所(別府市)	49.9 kW	(株)キャルスアシスト	H30年度
合計	(H30年度まで)	4,532.8 kW		

7. 中小水力発電（出力 1,000kW未満・除く九州電力分）

	設置箇所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	富士緒井路第一発電所（豊後大野市緒方町）	380 kW	富士緒井路土地改良区	S51年度
2	松原ダム発電所（日田市大山町）	220 kW	国土交通省松原ダム管理事務所	S57年度
3	大野原発電所（豊後大野市大野町）	260 kW	大野町土地改良区	S62年度
4	花合野川発電所（由布市湯布院町）	680 kW	大分県企業局	H元年度
5	やまめの郷（日田市前津江町）	18.2 kW	やまめの郷	H9年度
6	サッポロビール新九州工場（日田市）	9.9 kW	サッポロビール(株)	H12年度
7	鯛生発電所（日田市中津江村）	66 kW	日田市	H15年度
8	城原井路発電所（竹田市）	25 kW	城原井路土地改良区	H22年度
9	浄化センター内小水力発電（日田市）	3.7 kW	日田市	H22年度
10	鏡坂公園内小水力発電（日田市）	0.33 kW	日田市	H22年度
11	女子畑小水力発電（日田市）	1 kW	日田市	H23年度
12	日田市小ヶ瀬井路（日田市）	1 kW	日田市	H24年度
13	三隈川小水力発電所（日田市）	10 kW	国土交通省	H24年度
14	大竜井路野畑小水力発電所（由布市）	19 kW	安部重機建設(株)	H26年度
15	宮ヶ瀬発電所（竹田市）	17 kW	竹田市土地改良区宮ヶ瀬工区	H27年度
16	緒方井路発電所（豊後大野市）	19 kW	緒方井路土地改良区	H27年度
17	松木ダム発電所（九重町）	49.9 kW	九重町	H29年度
合計	(H30年度まで)	1,780.03 kW		

8. 天然ガスコージェネレーション

	設置箇所	規模等 (kW)	設置者等	備考
1	住友化学(株)大分工場（大分市）	6,500 kW	住友化学(株)	H14年度
2	医療法人同仁会大分下郡病院（大分市）	66kW (22kW×3マイクロエンジン)	医療法人同仁会	H16年度
3	ダイハツ九州(株)（中津市）	5,820 kW	ダイハツ九州(株)	H17年度
4	医療法人山本記念会山本病院アイケア棟（別府市）	9.9 kW	医療法人山本記念会	H18年度
5	大分赤十字病院新館（大分市）	350 kW	日本赤十字社	H18年度
6	マリーゴールド迎賓館（大分市）	5 kW	マリーゴールド迎賓館	H18年度
7	マチカラフィットネス大分（大分市）	5 kW	(株)マチカラフィットネス	H20年度
8	ホテルフォルツァ大分（大分市）	5 kW	(株)エフ・ジェイ・ホテルズ	H20年度
9	大分市学校給食西部共同調理場（大分市）	25 kW	大分市	H22年度
10	大分醤油協業組合（臼杵市）	800 kW	大分醤油協業組合	H25年度
11	スポーツクラブN A S パークプレイス大分（大分市）	25 kW	スポーツクラブN A S(株)	H26年度
12	花べっふ（別府市）	5 kW	JR九州ホテルズ(株)	H27年度
13	コナミススポーツクラブ大分明野（大分市）	9.9 kW	(株)コナミススポーツクラブ	H28年度
14	スポーツクラブルネサンスおおいた（大分市）	9.9 kW	(株)ルネサンス	H30年度
合計	(H30年度まで)	13,635.7 kW		

9. 燃料電池

	設置箇所	規模等 (kW)	備考
1	民生用燃料電池導入支援補助金	35.7kW (0.7kW×51ヶ所)	H21年度
2	民生用燃料電池導入支援補助金	14.7kW (0.7kW×21ヶ所)	H22年度
3	民生用燃料電池導入支援補助金	30.8kW (0.7kW×44ヶ所)	H23年度
4	民生用燃料電池導入支援補助金	30.1kW (0.7kW×43ヶ所)	H24年度
5	民生用燃料電池導入緊急対策費補助金	81.9kW (0.7kW×117ヶ所)	H24・H25年度
6	民生用燃料電池導入支援補助金	70.0kW (0.7kW×100ヶ所)	H25年度
7	民生用燃料電池導入支援補助金	76.3kW (0.7kW×109ヶ所)	H26年度
8	民生用燃料電池導入支援補助金	63.7kW (0.7kW×91ヶ所)	H28年度
9	民生用燃料電池導入支援補助金	77.7kW (0.7kW×111ヶ所)	H29年度
10	民生用燃料電池導入支援補助金	81.9kW (0.7kW×117ヶ所)	H30年度
合計	(H30年度まで)	562.8kW	

10-1. クリーンエネルギー自動車（県）

	設置箇所	規模等 (台)	設置者等	備考
1	北部振興局	ハイブリッド車1台	大分県	H12年度
2	中津県税事務所	ハイブリッド車1台	大分県	H14年度
3	別府県税事務所	ハイブリッド車1台	大分県	H14年度
4	監査指導室	ハイブリッド車1台	大分県	H14年度
5	監査指導室	ハイブリッド車1台	大分県	H14年度
6	高齢者福祉課	ハイブリッド車1台	大分県	H15年度
7	大分県税事務所	ハイブリッド車1台	大分県	H15年度

	設置箇所	規模等 (台)	設置者等	備考
8	日田県税事務所	ハイブリッド車1台	大分県	H15年度
9	監査指導室	ハイブリッド車1台	大分県	H15年度
10	中津児童相談所	ハイブリッド車1台	大分県	H15年度
11	東部保健所地域福祉室	ハイブリッド車1台	大分県	H15年度
12	用度管財課	ハイブリッド車1台	大分県	H20年度
13	用度管財課	ハイブリッド車8台	大分県	H21年度
14	豊肥保健所	ハイブリッド車1台	大分県	H21年度
15	北部保健所	ハイブリッド車1台	大分県	H21年度
16	中部保健所由布保健部	ハイブリッド車1台	大分県	H21年度
17	中津県税事務所	ハイブリッド車1台	大分県	H21年度
18	東部保健所	ハイブリッド車1台	大分県	H21年度
19	豊肥保健所	ハイブリッド車1台	大分県	H21年度
20	労政福祉課	ハイブリッド車2台	大分県	H21年度
21	大分教育事務所	ハイブリッド車1台	大分県	H21年度
22	用度管財課	電気自動車1台	大分県	H23年度
23	用度管財課	ハイブリッド車2台	大分県	H23年度
24	豊肥振興局	ハイブリッド車1台	大分県	H24年度
25	生活環境企画課	プラグインハイブリッド車1台	大分県	H24年度
26	西部振興局	ハイブリッド車1台	大分県	H24年度
27	企業局 総合管理センター	電気自動車1台	大分県	H25年度
28	東部振興局	ハイブリッド車1台	大分県	H25年度
29	用度管財課	ハイブリッド車1台	大分県	H25年度
30	北部振興局	ハイブリッド車1台	大分県	H26年度
31	議会事務局	ハイブリッド車1台	大分県	H26年度
32	中部振興局	ハイブリッド車1台	大分県	H27年度
33	こども・女性相談支援センター	ハイブリッド車1台	大分県	H27年度
34	企業局	ハイブリッド車1台	大分県	H27年度
35	企業局	ハイブリッド車1台	大分県	H27年度
36	大分県立工科短期大学校	ハイブリッド車1台	大分県	H27年度

10- 2. クリーンエネルギー自動車 (市町村)

	設置箇所	規模等 (台)	設置者等	備考
1	日田市役所	ハイブリッド車6台	日田市	H11年度
2	竹田市役所	ハイブリッド車1台	竹田市	H12年度
3	九重町役場	ハイブリッド車1台	九重町	H12年度
4	由布市役所	ハイブリッド車1台	由布市	H13年度
5	臼杵市役所	ハイブリッド車2台	臼杵市	H13年度
6	由布市役所	ハイブリッド車1台	庄内町	H13年度
7	中津市役所耶馬溪支所	ハイブリッド車2台	中津市耶馬溪町	H13年度
8	臼杵市役所	ハイブリッド車1台	臼杵市	H13年度
9	豊後高田市役所	ハイブリッド車1台	豊後高田市	H14年度
10	国東町役場	ハイブリッド車1台	国東町	H14年度
11	佐伯市役所	ハイブリッド車1台	佐伯市	H14年度
12	中津市民病院	ハイブリッド車1台	中津市	H15年度
13	日田市役所	LPガス車1台	日田市	H17年度
14	別府市役所	ハイブリッド車1台	別府市	H18年度
15	大分市役所	電気自動車2台	大分市	H19年度
16	杵築市役所	ハイブリッド車1台	杵築市	H20年度
17	由布市役所	ハイブリッド車1台	由布市	H20年度
18	国東市役所	ハイブリッド車1台	国東市	H20年度
19	国東市役所	ハイブリッド車1台	国東市	H21年度
20	日出町役場	ハイブリッド車2台	日出町	H21年度
21	宇佐市役所	ハイブリッド車8台	宇佐市	H21年度
22	豊後大野市役所	ハイブリッド車3台	豊後大野市	H21年度
23	中津市役所	ハイブリッド車2台	中津市	H21年度
24	杵築市役所	ハイブリッド車4台	杵築市	H21年度
25	姫島村役場	ハイブリッド車1台	姫島村	H21年度
26	玖珠町役場	ハイブリッド車1台	玖珠町	H21年度

	設置個所	規模等 (台)	設置者等	備考
27	臼杵市役所	ハイブリッド車2台	臼杵市	H21年度
28	宇佐市役所	ハイブリッド車2台	宇佐市	H21年度
29	日田市役所	ハイブリッド車1台	日田市	H22年度
30	佐伯市役所	ハイブリッド車6台	佐伯市	H22年度
31	豊後大野市役所	ハイブリッド車3台	豊後大野市	H22年度
32	国東市役所	ハイブリッド車3台	国東市役所	H22年度
33	九重町役場	ハイブリッド車1台	九重町	H22年度
34	豊後高田市役所	ハイブリッド車1台	豊後高田市	H22年度
35	別府市役所	ハイブリッド車2台	別府市	H22年度
36	大分市役所	ハイブリッド車2台	大分市	H23年度
37	別府市役所	ハイブリッド車1台	別府市	H23年度
38	津久見市役所	ハイブリッド車1台	津久見市	H23年度
39	竹田市役所	ハイブリット車	竹田市	H23年度
40	日田市役所	ハイブリッド車2台	日田市	H23年度
41	九重町役場	ハイブリッド車1台	九重町	H23年度
42	津久見市役所	ハイブリッド車2台	津久見市	H24年度
43	竹田市役所	ハイブリット車	竹田市	H24年度
44	豊後高田市役所	ハイブリッド車1台	豊後高田市	H24年度
45	大分市役所	ハイブリッド車1台	大分市	H24年度
46	大分市役所	プラグインハイブリッド車1台	大分市	H24年度
47	別府市役所	電気自動車	別府市	H24年度
48	日田市役所	ハイブリッド車1台	日田市	H24年度
49	由布市役所	ハイブリッド車1台	由布市	H24年度
50	大分市役所	ハイブリッド車1台	大分市	H25年度
51	竹田市役所	電気自動車	竹田市	H25年度
52	豊後高田市役所	ハイブリッド車2台	豊後高田市	H25年度
53	宇佐市役所	ハイブリッド車1台	宇佐市	H25年度
54	九重町役場	ハイブリッド車2台	九重町	H25年度
55	姫島村役場	ハイブリッド車1台	姫島村	H25年度
56	別府市議会	ハイブリッド車1台	別府市	H25年度
57	臼杵市議会事務局	ハイブリッド車1台	臼杵市	H25年度
58	別府市役所	ハイブリッド車1台	別府市	H25年度
59	別府市役所	ハイブリッド車1台	別府市	H25年度
60	臼杵市役所	ハイブリッド車1台	臼杵市	H26年度
61	大分市上下水道局	ハイブリッド車1台	大分市上下水道局	H26年度
62	竹田市役所	ハイブリッド車1台	竹田市	H26年度
63	宇佐市役所	ハイブリッド車1台	宇佐市	H26年度
64	由布市議会事務局	ハイブリッド車1台	由布市	H26年度
65	佐伯市役所	ハイブリッド車1台	佐伯市	H26年度
66	大分市役所	燃料電池(水素)自動車1台	大分市	H27年度
67	日田市役所	電気自動車1台	日田市	H27年度
68	日田市役所	ハイブリッド車1台	日田市	H27年度
69	竹田市役所	ハイブリッド車1台	竹田市	H27年度
70	竹田市役所	電気自動車1台	竹田市	H27年度
71	豊後高田市	電気自動車1台	豊後高田市	H27年度
72	佐伯市役所	電気自動車1台	佐伯市	H27年度
73	宇佐市役所	ハイブリッド車1台	宇佐市	H27年度
74	大分市役所	燃料電池(水素)自動車1台	大分市	H28年度
75	日田市役所	ハイブリッド車1台	日田市	H28年度
76	豊後高田市役所	超小型モビリティ2台	豊後高田市	H28年度
77	杵築市役所	電気自動車1台	杵築市	H28年度
78	大分市役所	ハイブリッド車1台	大分市	H29年度
79	佐伯市役所	ハイブリッド車2台	佐伯市	H29年度
80	宇佐市役所	ハイブリッド車1台	宇佐市	H29年度
81	日田市役所	ハイブリッド車2台	日田市	H30年度
82	宇佐市役所	ハイブリッド車1台	宇佐市	H30年度
83	由布市役所	ハイブリッド車1台	由布市	H30年度
84	姫島村役場	ハイブリッド車2台	姫島村	H30年度
85	姫島村役場	電気自動車1台	姫島村	H30年度

10- 3. 電気自動車（民間）

	設置個所	規模等（台）	設置者等	備考
1	九州電力(株)大分支社	7台	九州電力(株)	
2	日本文理大学	6台	日本文理大学	
3	(株)大分銀行	1台	(株)大分銀行	H22年度
4	大分みらい信用金庫	5台	大分みらい信用金庫	H22年度
5	全農大分県本部	(ハイブリッド車) 8台	全農大分県本部	
6	大分県中西部農業共済組合	(ハイブリッド車) 1台	大分県中西部農業共済組合	H24年度
7	姫島エコツーリズム事務所(姫島村)	1人乗り (3台)	T-プラン株式会社	H26年度
8	姫島エコツーリズム事務所(姫島村)	2人乗り (5台)	T-プラン株式会社	H27年度
9	長崎鼻リゾートキャンプ場(豊後高田市)	1台	NPO法人長崎鼻B・Kネット	H27年度
10	姫島エコツーリズム事務所(姫島村)	2人乗り (2台)	T-プラン株式会社	H28年度
11	姫島エコツーリズム事務所(姫島村)	4人乗りゴルフカート3台	T-プラン株式会社	H30年度
12	姫島エコツーリズム事務所(姫島村)	7人乗りゴルフカート1台	T-プラン株式会社	H30年度

10 衛生環境研究センター関係資料

表 衛生1 環境保全に関する調査研究

試験研究	概要	担当名
微小粒子状物質（PM2.5）成分分析調査	大気汚染防止法に基づき、平成24年度から微小粒子状物質の常時監視を始めたが、環境基準を超過するので、発生源対策試験研究の一環として成分分析を行っている。	大気・特定化学物質担当
有害大気汚染物質調査	大気汚染防止法に基づき、平成9年度から一般環境等で揮発性有機化合物（VOC）等の有害大気汚染物質についてモニタリング調査を行っている。平成30年度は、5市の一般環境等で調査を行った。	大気・特定化学物質担当
浮遊粉じん調査	浮遊粉じんによる大気の汚染状況を把握するための調査を行い、平成30年度は、重金属成分等の調査を1市の固定発生源周辺で行った。	大気・特定化学物質担当
大気汚染の常時監視	大気汚染防止法に基づき、昭和46年度からテレメーターシステム（常時監視測定局）により二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の監視を行っている。	大気・特定化学物質担当
悪臭物質等調査	行政代執行後の発生ガスの状態を把握するため、平成8年度から1町の旧産業廃棄物最終処分場のアンモニア、硫黄化合物等の調査を行っている。平成30年度は、行政検査等によるものが2検体であった。	大気・特定化学物質担当
環境放射能調査	放射能のバックグラウンドを測定し、環境放射能の水準を把握するため、原子力規制庁の委託を受け、昭和62年度から調査を行っている。平成30年度も引き続き、降水中のβ線及びモニタリングポストにより空間線量率の測定を行うとともに、大気浮遊じん、降下物、土壌、野菜、牛乳等のγ線を測定し、環境中に存在する放射性核種の調査を行った。	大気・特定化学物質担当
酸性雨調査	環境省では、酸性沈着の状況やその影響を把握するため、昭和58年度から酸性雨対策調査を開始しており、県内においても平成6年度から竹田市久住町において、環境省の委託を受け調査を行っている。平成30年度は、竹田市久住町における雨水のpH等測定と成分分析を行った。	大気・特定化学物質担当
大気環境の調査研究	県内における酸性雨の実態と推移を把握するための調査を昭和60年度から継続的に行っている。平成30年度は、竹田市久住町、大分市における雨水のpH等測定と成分分析を実施。さらに常時監視局未設置地域における実態調査を行うとともに、国立環境研究所との共同研究による森林生態系に係るモニタリング調査等に参加した。	大気・特定化学物質担当
公共用水域等の調査	昭和46年度から測定計画に基づいて実施しており、平成30年度は、39河川58地点、2湖沼6地点において、生活環境項目（10項目）、健康項目（27項目）、要監視項目（24項目）、水生生物保全項目（3項目）、特定項目（1項目）、特殊項目（2項目）及びその他項目（7項目）について年2～12回の測定を行った。また、地下水については、56地点（井戸）において、環境基準項目（27項目）、要監視項目（23項目）及びその他項目（7項目）について、年1～2回の測定を行った。	水質担当 微生物担当
瀬戸内海広域総合水質調査	瀬戸内海関係府県が環境省の委託を受け、昭和47年度から実施しており、平成30年度は、春季、夏季、秋季、冬季の年4回にわたり、生活環境項目、クロロフィル-a、全有機炭素、栄養塩類等について、大分県地先海域の15地点（2層）の測定を行った。	水質担当
海水浴場水質調査	県下の主要海水浴場の水質の状況を把握するとともに、一般に公表し県民の利用に資するために昭和47年から実施しており、平成30年度は、5海水浴場について東部保健所と分担し、遊泳期間前1回、遊泳期間中1回の調査を行った。	水質担当 微生物担当
工場・事業場の排水監視に伴う水質調査	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく規制対象事業場等の排水監視のため、平成30年度は、223事業場の265の排水について水質測定を行った。	水質担当
産業廃棄物調査	産業廃棄物最終処分場の維持管理状況を監視・指導するため、放流水、浸出水及び監視用井戸水について調査を実施している。平成30年度は、生活環境項目や健康項目等について、21処分場の104の放流水等の水質測定を行った。	水質担当
温泉調査	温泉法に基づき、現地（湧出地）及び試験室において、平成30年度は、依頼検査2件と行政検査29件の温泉分析を行った。	水質担当

表 衛生2 大気汚染等に関する調査分析件数

(平成30年度)

区 分	行政検査		依頼検査		委託業務検査		調査研究		計	
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数
総 計	817	28,026	0	0	234	761	185	1,166	1,236	29,953
微小粒子状物質 (PM2.5)成分分析調査	448	5,152							448	5,152
有害大気汚染物質調査	216	875							216	875
浮遊粉じん調査	12	60							12	60
大気汚染常時監視	120	21,779							120	21,779
交通環境・一般環境調査	5	36							5	36
悪臭物質等調査	2	46							2	46
そ の 他	4	48							4	48
環境放射能調査	10	30			185	271			195	301
酸性雨調査					49	490	80	746	129	1,236
大気環境に関する調査研究							105	420	105	420

表 衛生3 水質汚濁等に関する調査分析件数

(平成30年度)

区 分	行政検査		依頼検査		委託業務検査		調査研究		計	
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数
総 数	1,016	13,072	2	82	131	2,264	112	966	1,261	16,384
公共用水域等の調査	544	8,519							544	8,519
海水浴場調査	40	80							40	80
工場・事業場排水監視水質調査	265	1,247							265	1,247
産業廃棄物調査	104	1,857							104	1,857
温泉分析	29	1,198	2	82					31	1,280
そ の 他	34	171							34	171
瀬戸内海広域総合水質調査					116	2,160	112	966	228	3,126
化学物質環境実態調査					15	104			15	104

11 第3次環境基本計画

表 指標 環境指標一覧

基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	H30	H30		達成・概ね達成・未達	
1	自然公園指導員の委嘱数	人	78	79	80	101.3%	達成	自然保護推進室
2	景観行政団体	団体	13	18	17	94.4%	概ね達成	都市・まちづくり推進課
3	NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	80	88	90	102.3%	達成	自然保護推進室
4	鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	548	658	658	100.0%	達成	森との共生推進室
5	災害に強い森林づくり実施面積(累計)	ha	99	240	224	93.3%	概ね達成	森林整備室
6	低コスト再造林面積	ha	466	800	838	104.8%	達成	森林整備室
7	ジオガイドの活動回数	回	14	108	128	118.5%	達成	自然保護推進室
8	一人あたりの都市公園面積	m ² /人	13.1	13.1 (H29)	13.4 (H29)	102.3%	達成	公園・生活排水課
9	森林ボランティア活動への参加者数	人	12,902	13,400	13,219	98.6%	概ね達成	森との共生推進室
10	人工海浜の箇所数	箇所	5	6	5	83.3%	未達	港湾課
11	多面的機能支払交付金制度事業計画認定面積	ha	20,514	24,100	24,000	99.6%	概ね達成	農村整備計画課
12	中山間地域等直接支払制度協定締結面積	ha	16,065	16,100	15,877	98.6%	概ね達成	地域農業振興課
13	漁場再生面積	ha	20,975	30,400	37,322	122.8%	達成	水産振興課
14	国、県指定文化財数	件	894	915	927	101.3%	達成	文化課
15	県立歴史博物館、県立先哲史料館、埋蔵文化財センターの利用者数	千人	101	112	125	111.6%	達成	文化課
16	モニタリングを行う源泉数	孔	16	25	33	132.0%	達成	自然保護推進室

基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	H30	H30		達成・概ね達成・未達	
17	PM2.5の環境基準達成日率	%	96.6	97.2	99.8	102.7%	達成	環境保全課
18	光化学オキシダント環境基準達成時間率	%	94.2	95.7	92.9	97.1%	概ね達成	環境保全課
19	主要渋滞箇所対策を講じる箇所数(累計)	箇所	-	20	19	95.0%	概ね達成	道路建設課
20	道路交通騒音の環境基準達成率	%	94.3	94.7	97.5	103.0%	達成	環境保全課
21	海域の環境基準達成率	%	66.7 (H25)	90.4	89.5	99.0%	概ね達成	環境保全課
22	河川の環境基準達成率	%	83.7 (H25)	93.0	90.5	97.3%	概ね達成	環境保全課
23	生活排水処理率	%	72.3	78.1	76.9	98.4%	概ね達成	公園・生活排水課
24	地下水水質調査地点数(累計)	地点	3,303	3,700	3,703	100.1%	達成	環境保全課
25	水環境保全活動団体数	団体	50	81	78	96.3%	概ね達成	うつくし作戦推進課
26	海岸清掃参加者数	人	14,128	26,400	16,308	61.8%	未達	循環社会推進課
27	レジ袋削減枚数(累計)	百万枚	522	849	823	96.9%	概ね達成	うつくし作戦推進課
28	ごみ総排出量	t	415,962 (H25)	391,306 (H29)	399,535 (H29)	97.9%	概ね達成	循環社会推進課
29	一般廃棄物リサイクル率	%	20.3 (H25)	22.0 (H29)	20.6 (H29)	93.6%	概ね達成	循環社会推進課
30	産業廃棄物リサイクル率	%	64.0 (H25)	54.9 (H25)	64.0 (H25)	116.6%	達成	循環社会推進課
31	産業廃棄物最終処分率	%	2.3 (H25)	2.1 (H25)	2.3 (H25)	90.5%	概ね達成	循環社会推進課
32	廃棄物系バイオマス利用率	%	95.8 (H25)	97.6 (H29)	97.8 (H29)	100.2%	達成	農村整備計画課
33	未利用バイオマス利用率	%	65.0 (H25)	69.6 (H29)	79.0 (H29)	113.5%	達成	農村整備計画課

基本目標Ⅲ 地球温暖化対策の推進

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	H30	H30		達成・概ね達成・未達	
34	二酸化炭素排出量 (家庭、業務、運輸部門合計)	千 t-CO ₂	7,475 (H25)	6,980 (H28)	6,502 (H28)	106.8%	達成	うつくし作戦推進課
35	省エネ診断受診件数(累計)	件	1,333	4,013	3,488	86.9%	未達	うつくし作戦推進課
36	エコアクション21登録件数(累計)	件	39	94	95	101.1%	達成	うつくし作戦推進課
37	大分県ノーマイカーウィーク 年間モニター事業所登録数	件	379	394	418	106.1%	達成	うつくし作戦推進課
38	エコエネルギー活用率	%	62.0	75.6	86.5	114.4%	達成	新産業振興室
39	クリーンエネルギー自動車の 導入台数	台	45,430	76,058	90,220	118.6%	達成	新産業振興室
-	低コスト再造林面積	ha	466	800	838	104.8%	達成	森林整備室

基本目標Ⅳ 環境を守り育てる産業の振興

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	H30	H30		達成・概ね達成・未達	
40	県支援による新エネ研究開発・事業 化件数(累計)	件	24	48	53	110.4%	達成	新産業振興室
41	県支援による廃棄物再生利用等施設 導入件数(累計)	件	25	49	56	114.3%	達成	工業振興課
42	大分県リサイクル認定製品数(累計)	件	243	315	362	114.9%	達成	循環社会推進課
43	化学肥料の使用量	t	4,666 (H25)	4,532 (H29)	4,625 (H29)	97.9%	概ね達成	地域農業振興課
44	農薬の使用量	t	1,248 (H25)	1,477 (H29)	1,196 (H29)	119.0%	達成	地域農業振興課
45	グリーンツーリズム宿泊延べ人数	人泊	23,416	27,300	22,148	81.1%	未達	観光誘致促進室

基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	H30	H30		達成・概ね達成・未達	
46	県民一斉おおいたうつくし大行動への参加者数	人	354,556	374,000	378,272	101.1%	達成	うつくし作戦推進課
47	キャンドルナイトへの参加施設数	団体	2,765	3,158	3,166	100.3%	達成	うつくし作戦推進課
48	環境基本計画策定市町村数	市町村	9	10	12	120.0%	達成	うつくし作戦推進課
49	環境教育参加者数（累計）	人	63,082	91,000	104,547	114.9%	達成	うつくし作戦推進課
50	大分環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件数	件	7,154	8,600	19,169	222.9%	達成	うつくし作戦推進課

12 大分県環境教育等行動計画の進捗状況

I 人材の育成と活用

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率
			H26	H31	H30	H30	
1	環境教育参加者数（累計）	人	63,082	98,000	91,000	106,347	116.9%
2	幼児向け環境ワークショップ参加者数（累計）	人	2,340	3,340	3,140	2,952	94.0%

II 参加の場や機会づくり

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率
			H26	H31	H30	H30	
1	環境教育参加者数（累計）[再掲]	人	63,082	98,000	91,000	106,347	116.9%
2	NPO等と協働した児童生徒に対する体験型環境教育の実施（累計）	団体	11	65	55	70	127.3%
	世界農業遺産や日本ジオパーク、ユネスコエコパークを活用した環境教育実施校数（単年度） ※エリア内の小中学校数153校	校	108	130	153	117	76.5%
4	高等学校での地域と協働した環境教育の実施件数（単年度）	件	51	80	72	66	91.7%
5	ユネスコスクール登録数（累計）	校	0	12	9	5	55.6%
6	市町村教育委員会及び公民館が実施した環境教育関係学級・講座数（単年度）	回	26	36	34	33	97.1%
7	幼児・児童向け環境劇の公演（単年度）	回	32	25	25	30	120.0%
8	幼児向け環境ワークショップ参加者数（累計）[再掲]	人	2,340	3,340	3,140	2,952	94.0%
9	こどもエコクラブ参加メンバー数（単年度）	人	1,281	1,450	1,384	1,606	116.0%
10	エコアクション21登録件数（累計）	件	39	104	94	95	101.1%
11	森林学習体験児童数（累計）	人	16,952	34,500	31,000	34,860	112.5%
12	水生生物調査参加者数（単年度）	人	540	467	457	472	103.3%

Ⅲ 協働取組の推進

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率
			H26	H31	H30	H30	
1	環境教育参加者数（累計）〔再掲〕	人	63,082	98,000	91,000	106,346	116.9%
2	NPO等と協働した児童生徒に対する体験型環境教育の実施（累計）〔再掲〕	団体	11	65	55	70	127.3%
3	幼児・児童向け環境劇の公演（単年度）〔再掲〕	回	32	25	25	30	120.0%
4	幼児向け環境ワークショップ参加者数（累計）〔再掲〕	人	2,340	3,340	3,140	2,952	94.0%
5	森林学習体験児童数（累計）〔再掲〕	人	16,952	34,500	31,000	34,860	112.5%

Ⅳ 教材・学習プログラムの整備と活用

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率
			H26	H31	H30	H30	
1	おおいた環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件数（単年度）	件	7,154	9,000	8,600	19,169	222.9%

Ⅴ 効果的な情報提供

	指標項目	単位	基準年度	目標値	目標値	実績値	達成率
			H26	H31	H30	H30	
1	おおいた環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件数（単年度）〔再掲〕	件	7,154	9,000	8,600	19,169	222.9%

語句説明・索引

※ページ数は主なページを掲載しています。

【あ】

アイドリングストップ (p16)

自動車の駐・停車時における不必要なアイドリングを停止することで、大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

赤潮 (p81)

海中のプランクトンが異常増殖し、海水の色が変わる現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、①赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する、②赤潮プランクトンの細胞分裂のため、海水中のDOが欠乏する、③有害物が赤潮プランクトンにより生産排出される、④細菌が増殖する、などの諸説がある。

悪臭防止法 (p63)

工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和46年法律第91号）。

【い】

硫黄酸化物 (SO_x) (p53)

二酸化硫黄（亜硫酸ガス：SO₂）や三酸化硫黄（無水硫酸：SO₃）など硫黄酸化物の総称である。重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生し、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄である。人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりするため大気汚染の原因物質の一つとして重視されている。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。

一酸化炭素 (CO) (p58)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害するため、高濃度になると貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。主な発生源は自動車である。

一般廃棄物 (p100)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

【う】

上乘せ基準 (p77)

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適応するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

【え】

エコマネー (p99)

「お金」ではなく、ボランティア清掃やマイバッグ運動などの「環境に配慮した行動」に取り組んだ方々に「感謝の心」を表現する手段として交付するもの。

【お】

おおいたうつくし作戦 (p8)

県民総参加型の取り組みであるごみゼロおおいた作戦の成果を生かし、地域活性化型にステップアップさせた作戦。うつくしの「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）、「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）、「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風）、「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表す。

おおいたうつくし作戦県民会議 (p8,129)

全ての県民が自ら環境保全活動に取り組み、及び地域の活力を高めていくことを目的に設立された組織で、学術経験者や、環境関係の団体、事業所及びNPO法人の役員などで構成される。自然保護・観光、廃棄物・大気・水環境、地球温暖化対策、環境関連産業、環境教育・ボランティア部会の5部会を置き、県の環境施策に対して意見等を提出している。

おおいたうつくし作戦功労者顕彰制度 (p18)

うつくしく快適な大分県づくり条例第8条の規定に基づき、環境技術の開発や永年に渡る環境美か活動等に関して著しく功績のあった者（団体を含む）を顕彰する制度。

おおいたうつくし作戦推進隊 (p127)

おおいたうつくし作戦のけん引役を担う団体で、地域の住民と協働し環境保全活動や地域づくりを行う。

その活動範囲は、河川・海岸の清掃活動や花いっぱい運動、3R、地球温暖化防止、自然保護活動など多岐に及ぶ。

大分県エコエネルギー導入促進条例 (p115)

エネルギー問題は二十一世紀の大きな課題であることを考え、地球環境を守り、限りある資源を次の世代へと引き継ぐため、各地域でのエコエネルギーの導入促進が重要であるという認識から、平成15年3月に制定(平成15年4月1日施行)。国の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年政令第208号)第1条に規定する定義を基本として、「地熱発電」「水力発電」「海洋エネルギー」を加えて、「エコエネルギー」と定義(第2条)している。新エネルギー関係条例では北海道、宮城県、岩手県に続き4番目の制定。

大分県環境基本条例 (p6)

環境保全に関する基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務、基本理念の実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、本県の環境行政の根幹を示すものであるとともに、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いを持つものである。

大分県産業廃棄物税条例 (p6)

循環型社会を構築するために、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取り組みを誘導するとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進する財源を確保するため、平成17年4月1日から施行された。徴収した産業廃棄物税の使途事業は①排出抑制・再生利用の推進②適正処理の推進③基盤整備の推進④啓発広報等の推進の4事業である。

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 (p6,20)

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的に、平成17年7月に制定し、平成17年10月から(一部は平成18年4月から)施行している。①産業廃棄物処理施設等の設置等②県外産業廃棄物の搬入③産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本を柱としている。

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」(p11)

本県行政運営の長期的・総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目標を共

有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにするもの。計画期間は平成27年度から令和6年度までの10年間。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 (p6,21)

平成18年大分県条例第41号(平成18年7月7日公布)。大分県環境基本条例第3条の基本理念にのっとり、土砂等の埋立等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに崩落等による災害の発生の未然防止を目的とし、埋立等の面積が3,000㎡以上の特定事業について許可制を採用している(平成18年大分県条例第41号)。

大分県農業指導士 (p97)

農業の安全使用・適正販売の確保を図るため、農林水産省通知(昭和62年農蚕第6166号)に基づいて、大分県が定めた「大分県農業指導士認定推進要領」の規定による認定制度である。この認定制度は、農業取締法等関係法令及び適正な農作物防除や農薬販売等に必要とされる基礎的・専門的知識の普及・定着を推進し、これらの知識を有する者を養成することを目的とする。

大分県廃棄物処理計画 (p98)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定された都道府県廃棄物処理計画であり、廃棄物を減量・リサイクルし、適切な処理を確保していくための総合的かつ計画的な施策の推進を目的に策定された。第3次計画の対象期間は、平成28年度から令和2年度までの5か年となっている。

オゾン層 (p16,107)

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10~50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。近年フロンガスなどによるオゾン層の破壊が大きな問題となっている。

汚濁負荷量 (p71,76)

環境中に一定時間内に排出される汚濁物質の総量を表すもので、mg/L等で表される汚濁物質の濃度概念と対比される。汚濁負荷量は、濃度×排出水量(排出量)で算出される。例えば、BOD1,000mg/L(=1kg/m³)の排水を1,000m³/日排出する場合、BOD汚濁負荷量は1,000mg/L×1,000m³/日=1,000kg/日と算出される。

汚泥(スラッジ) (p102)

工場排水等の処理後に残った泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生じた泥状のもの

であって、有機性及び無機性のもののすべてを含むものである。

温室効果ガス (p5,109)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして定義されている。

温泉法 (p50)

温泉を保護しその利用の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として1948年に制定された法律。温泉の定義（摂氏25度以上の温度又は法に定める成分を有する地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気、ガス）、温泉の保護（温泉を掘削・増掘する場合、動力で汲み上げる場合には都道府県知事の許可が必要）、温泉の利用（温泉を公共の入浴又は飲用に供しようとする場合は、都道府県知事の許可が必要）、国民保養温泉地の指定などについて規定されている。

[か]

かおり風景100選 (p63)

近年増加している、都市・生活型公害化した悪臭問題を解決するため、身のまわりの不快なおいを低減し、快適なおい環境を創造しようとする地域の取組の促進を目的として、平成13年度に、良好なかおりとその源となる自然や文化-かおり環境-を保全・創出しようとする地域の取組を支援する一環として、かおり環境として特に優れたもの100地点を環境省が選定した。

核種分析 (p98)

自然界には種々の元素があるが、同じ元素でも原子核の重さの違いによって同位元素（アイソトープ）が存在する。そこで、一つ一つの原子核を区別して考えるとき、核種という言葉が使われる。例えば、Co（コバルト）という元素を例にとると、自然界には⁵⁹Co（コバルト-59）という核種のみが存在し、原子炉の中では⁶⁰Co（コバルト-60）という核種が作られている。そして、⁵⁹Coは放射能を持たないので安定核種、放射能を持つ⁶⁰Coは放射性核種と呼ばれる。そこで種々の環境試料を調べ、その中の放射能がどのような核種に由来するかを調べることを核種分析という。

環境影響評価[環境アセスメント](p5,15,147)

環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため、開発行為が環境に及ぼす影響についてあらかじめ回避・低減するための情報公開に基づく手続き、このための調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める。これらの意見を反映して事業の実施に際し、環境影響の回避・低減にどう努めるかを事業者は説明し、環境保全対策を実行する。こうして公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。環境基本法第20条において「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるもの」と規定されている。

環境NPO法人 (p8,143)

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて県知事からの設立の認証を受けた法人（NPO法人）のうち、環境の保全を図る活動を行う法人。

環境技術 (p18)

我々を取り巻く様々な環境問題を解決・改善するための技術を総称して「環境技術」と呼ぶ。具体的には排ガス処理などの公害対策技術、有害化学物質処理技術、廃棄物・リサイクル対策技術、地球温暖化対策技術など広範に渡っている。うつくし作戦では産学官民の技術力を結集した環境技術開発への挑戦と開発された技術の集積による環境産業の拡大を促進し、大分の新しい活力を創造することを目指している。

環境基準 (p53,65)

環境基準については、環境基本法において第16条第1項において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されている。環境基準は行政上の目標基準であり、直接、工場等を規制するための規制基準とは異なる。

環境基本法 (p5,110)

地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。環境省所管。基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。その他、国、地方公共団体、事業者、国民

の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

環境教育アドバイザー（p143）

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年度から運用している。環境教育アドバイザーには、学識経験者、環境カウンセラー、環境NPO法人で活動している方など環境に詳しい50名と1団体を委嘱している。テーマは派遣依頼者が自由に設定でき、最寄りの保健所から制度の申込みを行う。（大分市内在住者は県うつくし作戦推進課へ直接提出する）

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（p143）

近年、環境保全活動への取組や行政・企業・民間団体等の協働が益々重要になってきている状況や、国連の「持続可能な開発のための教育」（ESD）の取組などを受けて、環境教育推進法を改定して新たに制定された。協働取組の推進や生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展等を追加して、都道府県の取組として環境教育・協働取組推進の行動計画を策定すること、自然体験の場の認定事務を行うことなどを定めた。また、学校施設の整備や教育活動での環境配慮の促進の規程を追加した他、学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、教員研修の充実等を追加するなど、学校教育における教育環境の充実を図ることを定めた。平成23年6月成立、平成24年10月1日全面施行。

環境指標（p11）

環境施策の適切かつ効果的な進行管理を図るため、主要な施策50項目について計画の中間年度及び目標年度において達成することをめざした数値目標。

環境と開発に関する国連会議（地球サミット）（p109）

1992（平成4）年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連会議。この会議には、世界から約180の国と地域の政府代表と国連機関が参加し、さらに8,000の非政府組織（NGO）が集まり、21世紀に向けて人類がどのように環境と開発に関する戦略を持つべきかを議論した。

環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（p109）

公平な地球規模の協力関係の確立を目標として27の原則を掲げ、各国の政府や国民が、地球環境を守るためにとるべき行動の基本的方向を

示している。「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）で採択された。「リオ宣言」と略称される。

環境美化の日（p17,136）

環境美化についての関心と理解を深めることに繋がるような行事の実施を通じて、県民や事業者環境保全活動に対する取組の意欲の向上を図り、美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進していくことを目的として美しく快適な大分県づくり条例第9条に規定されたもの。

環境負荷（p11,129,151）

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスなどはもとより、自然が損なわれることの原因となるもの、二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性のあるものも含む。

環境マネジメントシステム（p138）

環境マネジメントとは、企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に環境の保全のためにとる行動を計画・実行・評価することを指し、そのための環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続を環境マネジメントシステムという。環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境マネジメント（環境管理）に関する計画等の実行状況の点検作業を行うことを環境監査という。

[き]

気候変動適応計画（p111）

気候変動適応法の規定に基づき、気候変動による様々な影響に対し、全体で整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年11月に策定された。農林水産業、自然災害、健康等の各分野で気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すものである。

気候変動適応法（p111）

気候変動への適応を推進することを目的として、2018年に制定された。環境省所管。本法では、政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関す

る情報の収集及び提供等の措置を実施することが定められている。地域においては都道府県及び市町村地域適応計画の策定、地域気候変動適応センターの確保を努力義務としている。

気候変動に関する国際連合枠組条約 (p110)

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組を定めた条約。1994年3月発効。温室効果ガスの排出、吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、さらに先進締約国には、温室効果ガスの排出量を2000年に1990年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課している。気候変動枠組条約と略称される。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) (p109)

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により1988年11月に設けられた国連機関のひとつ。

揮発性有機化合物 (VOC) (p53)

揮発性有機化合物でVolatile Organic Compoundsの略。代表的な物質として、トルエン、キシレン、酸化エチルなど。主なもので約200種類。塗料溶剤（シンナー）、接着剤、インキ、一部の洗浄剤等に含まれる。

SPMや光化学オキシダントの原因物質の一つ。規制の対象となるVOCについては、大気汚染防止法において、「大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）」と定義している（法第2条第4項）。

気体の状態で大気中に排出され、又は飛散する有機化合物は、一部の物質を除き、大気中における光化学反応の結果、オキシダント（オゾン等）を生成する。また、光化学反応の結果、VOCが低揮発性の有機化合物を生成し、それが凝縮等により、浮遊粒子状物質を生成する。

休猟区 (p34)

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止されている区域で、3年を限度として狩猟者のために設定される区域である。

京都議定書 (p110)

1997年12月京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された議定書。先進締約国に対し、2008～12年における温室効果ガスの排出を1990年比で5.2%（日本6%、アメ

リカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

京都議定書目標達成計画 (p110)

日本の温室効果ガス総排出量を1990年に比べ6%削減することを定めた京都議定書の順守に向け、政府が平成17年4月にまとめた行動計画。全体の約9割を占める二酸化炭素（CO₂）について、省エネ機器の普及などで同年比0.6%増に抑制。他のガスの削減やCO₂の森林吸収効果、京都メカニズムの活用などを合わせて全体として目標を達成するとの内容。

[<]

空間線量 (p98)

空間における放射線の量（強さ）であり、一般に大気、大地からのγ線、宇宙線等が含まれる。なお、単位時間当たりの線量を線量率といい、nGy/h（ナノグレイ/時）の単位で表す。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) (p151)

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、(1) 国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、(2) 情報提供の充実により、環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。平成13年4月1日より施行。

[け]

K値 (p53)

大気汚染防止法で定められた定数で、施設ごとに煙突の高さに応じた硫酸化物許容排出量を求める際に使用する。K値は、地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

[こ]

光化学オキシダント (p58)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化性物質の総称である。このオキシダントが高くなると光化学スモッグが発生し、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

公共用水域 (p65)

水質汚濁防止法で用いられている公共用水域とは、社会通念上広く一般の利用に開放された水域のみならず、かんがい用水路、道路側溝等を含むものとして次のように定義されている。河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供

される水域及びこれに接続する地域公共管渠、かんがい水路その他の公共の用に供される水路（終末処理場を有する公共下水道及び流域下水道を除く。）をいう。

厚生労働大臣登録検査機関（p80）

水道法に定める定期及び臨時の水質検査を依頼する場合は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼しなければならない。

県内を検査区域に定めている機関は25社あり、その内検査施設を県内に有している機関は、(公社)大分県薬剤師会、(株)住化分析センターの2社がある。

固定発生源（p53）

大気汚染物質の発生源は固定発生源と移動発生源に大別される。固定発生源としては、工場のボイラー、加熱炉、焼成炉等の生産設備と事業場の冷暖房用ボイラー、焼却炉等がある。移動発生源としては自動車、船舶等がある。

【さ】

再生可能エネルギー（p115）

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど）、大規模水力波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

産業廃棄物（p6,101）

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など20種類の廃棄物のこと。

産業廃棄物監視員（p104）

産業廃棄物の適正処理を推進し、不法投棄や野外焼却の防止を図るため、県及び各保健所に配置している。①産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出業者、産業廃棄物の資源化再生利用者の事業場等の監視指導②産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の不適正処理の調査及び行為者に対する指導等を主な業務としている。

酸性雨（p119）

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などにより硫酸化合物や窒素化合物が大気中へ放出され、これらのガスが雲に取り込まれた後、化学反応により硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化して、雨の核となったり、降下する雨滴に取り込まれたりして酸性の雨として降下する現象をいう。一般的には、pHが5.6以下の雨水が酸性雨とさ

れており、森林や農作物に被害を与えたり、河川や湖沼を酸性化し、魚類等の生息できない環境にするなど、生態系に大きな影響が及ぼすことが懸念される。

【し】

持続可能な開発のための教育（p143）

ESD：Education for Sustainable Development 国は「一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育」と定義している。

環境省は、環境教育を発展させ、経済・社会の観点を盛り込み、学習者一人ひとりが持続可能な社会づくりに参画する力を育むことを促すことで、ESDを推進することを目指している。我が国が提唱した「国連ESDの10年」（2005年～2014年）では、持続可能な開発の原則、価値観、実践を、教育や学習のあらゆる側面に導入することを目指している。

循環型社会形成推進基本計画（p6）

平成12年6月公布の循環型社会形成基本推進法の第15条に基づき、2003年3月策定。循環型社会のイメージとして、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイル（くらし）、環境保全志向のものづくり・サービスの提供（ものづくり）、廃棄物等の適正な循環的利用・処分システムなど（廃棄物）を提示している。平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、国内外を問わず低炭素社会や自然共生社会、循環型社会の形成に向けた取組を統合することや、地域や3Rの国民運動を提示している。

循環型社会形成推進基本法（p6）

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針、関係主体の責務等を定めた法律（平成12年法律第110号）。

浄化槽（p85）

し尿等を微生物の作用による腐敗や酸化分解等によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいう。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水（厨房排水、洗濯排水等）を併せて処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

振動規制法（p61）

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動につ

いて必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和51年法律第64号）。

【す】

水生生物による水質調査（p76）

川には、サワガニ、トビケラ、ヘビトンボ、カワゲラなどいろいろな水生生物が生息しており、これらの生息の状況が水の汚れと密接に関連していることを利用した、生物を指標とする川の水質調査法である。

スマートコミュニティ（p116）

環境に優しい再生可能エネルギーを最大限活用し、蓄電やIT制御技術により、電力や熱など最適なエネルギーの需給バランスを図る仕組みを兼ね備えた街や地域の総称。

3R（排出削減、再使用、再利用）（p99）

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=排出削減）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再利用）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

【せ】

生活排水（p66）

水質汚濁防止法によれば、便所、台所、風呂、洗濯および炊事等の家庭生活を営む上で排出される汚水のこと、公共用水域に排出されるもののうち産業排水を除いたもの。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。

生物多様性（p5,27）

地球上の生物の多様さとともに、その生息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

生物多様性基本法（p5）

平成20年法律第58号。国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を統合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【そ】

騒音規制法（p61）

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和43年法律第98号）。

騒音に係る環境基準（p61）

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定される。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用される。

総量規制（p77）

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限界にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方法は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難であるため、その解決手段として総量規制制度が導入されている。

【た】

ダイオキシン類（p93）

ダイオキシン類対策特別措置法によって定義された一群の有機塩素化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs）の総称である。ベトナム戦争で使われた枯葉剤にダイオキシンが不純物として含まれており、奇形児が生まれると言われていた。近年、我が国でもゴミ焼却場から排出されるダイオキシン類が社会問題となっていたが、ダイオキシン類対策特別措置法の施行後は、環境中への排出量が少なくなっている。

大気汚染防止法（p53）

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としたもの（昭和43年6月10日法律第97号）。

第3次大分県環境基本計画～うつくし作戦推進基本プラン～ (p6)

「天然自然が輝く恵み豊かでうつくしく快適なおおいた」を目指すべき将来像とし、その実現に向けて5つの基本を定めている。環境保全活動を通じて地域の活性化を図る「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけており、数値目標としての環境指標を50項目設定し、「大分県環境審議会」並びに「おおいたうつくし作戦県民会議」において適切な進行管理を行うこととしている。

第2次大分県環境教育等行動計画 (p143)

環境教育等による環境保全の取組を推進する第8条に規定された行動計画であるとともに、第3次大分県環境基本計画の環境教育等に関する個別計画であり、環境教育等に関し方向性及び具体的施策を示し、それを総合低気圧計画的に実現するために策定された。第2次計画の対象期間は、平成28年度から令和元年度までの4年間となっている。

炭化水素 (HC) (p58)

炭素と水素からなる化合物の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つである。主な発生源としては、塗装・印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車等がある。環境基準は設定されていないが、中央公害対策審議会（当時）により光化学オキシダントの生成を防止する観点から、非メタン炭化水素についての指針値が示されている。

[ち]

地球温暖化対策計画 (p111)

地球温暖化対策の総合的活計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法に基づいて策定する地球温暖化に関する総合計画である。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民が講ずべき措置に関する基本的事項、中期目標（2030年度2013年度比で26%減）等の目標達成のために国、地方公共団体が高ずべき施策等について記載されている。

地球温暖化防止活動推進員 (p173)

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及や温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む。地球温暖化対策の推進に関する法律第10条の規定に基づき、都道府県知事が委嘱する。平成29年3月末現在、本県では、63名の地球温暖化防止活動推進員を委嘱している。

地球温暖化防止活動推進センター (p173)

地球温暖化対策の推進に関する法律第24条の規定に基づき、設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。都道府県知事等が、当該都道府県等の区域に1つだけ指定することができる。

地球温暖化防止対策推進大綱 (p110)

平成9年12月の京都議定書の採択を受けて、平成10年6月に地球温暖化対策推進本部が決定。平成14年3月に改訂され、京都議定書の6%削減約束を達成するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにし、100種類を越える個々の対策・施策をとりまとめたもの。

窒素酸化物 (NO_x) (p53)

化石燃料の燃焼によって発生する窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) である。石油、ガス等が燃焼する際などに発生し、燃焼過程では最初に一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様である。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。

長期的評価と短期的評価 (p56)

長期的評価とは、地域の大气汚染に対する施策の効果等を的確に判断する目的で、1年を単位とした測定結果について、環境基準の達成状況を評価する方法である。短期的評価とは、監視を行った時間又は日々の測定結果について、環境基準の達成状況を評価するものである。

鳥獣保護区 (p34)

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

[て]

テレメータシステム (p56)

環境中の汚染物質の濃度などを自動測定器で測定し、得られたデータをネットワークを経由して監視室に送信し、監視室のコンピュータで集中管理するシステムをいう。このシステムは現在、環境監視用と発生源監視用の2種類がある。

[と]

投光器の使用 (p17)

美しく快適な大分県づくり条例では、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用することを禁止している。なお、光害とは照明機器から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、動植物への影響、天体観測への障害等人の活動及び動植物に悪影響が生ずることをいう。

【な】

75%水質値 (p65)

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって75%水質値とする。($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

【は】

ばい煙 (p53)

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、合成、その他の処理に伴い、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質をいう。ばいじんはボイラー、電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質は、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康や生活環境に有害な物質をいう。

【ひ】

微小粒子状物質 (PM2.5) (p57)

浮遊粉じんのうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいい、人為起源のもの、自然由来のもの、大気中で二次的に発生するものがある。人為起源のものには、工場や自動車の排出ガス中に含まれるばいじん等、自然由来のものには、黄砂等の土壌粒子や海塩粒子、火山の噴煙等に含まれるものがある。また、大気中で、ガス成分(揮発性有機化合物、窒素酸化物等)から光化学反応等により二次的に生成されるものもある。健康影響としては、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患や肺がんのリスクの上昇、循環器系への影響が懸念されている。

【ふ】

富栄養化 (p81)

海洋や湖沼で窒素、リン等の栄養塩類の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

不法投棄 (p100)

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷等に不法に投棄する行為のことで、環境破壊を招いている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている

浮遊粉じん (Dust又はSP) (p57)

大気中に気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子をいう。粒径がだいたい $0.5\sim 10\mu\text{m}$ の範囲で、都市の浮遊粉じんは、主として炭素分とタール分からできている。浮遊粉じんは非常に小さく、自分の重さでは落下しないで浮遊するため、風の少ないときは濃度が増し、風が強いと拡散して濃度が低くなる。環境基準は粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの(浮遊粒子状物質 (SPM))及び粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの(微小粒子状物質)について定められている。

粉じん (p53)

大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生する物質又は飛散する物質を粉じんという。

【へ】

閉鎖性水域 (p81)

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。水利特性上汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

【ほ】

放射線 (p98)

主な放射線には、 α 線・ β 線・ γ 線の3種類がある。 α 線は高速のヘリウム原子核であり+(プラス)の電荷を持っている。 β 線は高速の電子で-(マイナス)の電荷を持っている。また γ 線は電磁波の1種で最も強い透過力を持っている。その他の放射線には、X線・中性子線・陽子線等がある。放射能とはこの放射線を出す能力(性質)のことである。

【よ】

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) (p98)

家庭から一般廃棄物として排出される缶、ペットボトル、ガラスびん等の容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化(リサイクル)」するという各々の役割分担を規定し、ごみの減量化と再生資源の利用を図り、生活環境の保全に寄与すること

を目的に、平成7年6月に制定され平成12年4月に完全施行された。

[B]

BOD (生物化学的酸素要求量) (p65,76)

水中の汚濁物質(有機物)が20℃、5日間で微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化されるときに消費される酸素の量。BODが大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは、河川の汚濁状況を表す指標として採用されている。→COD

[C]

COD (化学的酸素要求量) (p65)

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の生育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、このほかTOC又はTODについて検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。CODは、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

COOL CHOICE (賢い選択) (p111)

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して、広く国民に呼びかける。

[D]

DO (溶存酸素) (p66)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、その結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。更に、酸素の欠乏状態が長く続くと嫌気性の分解が起こり、硫化水素などのガスを発生して水質は著しく悪化する。

[H]

HEMS (p122)

Home energy Management System (家庭用エネルギーマネジメントシステム)の略。住宅のエアコンや照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムなどの創エネ機器と、蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器等をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削

減を目的にエネルギー管理を行うシステム。

[N]

Nm³/h (ノルマル立方メートル毎時) (p15)

気体の標準状態における1時間当たりの排出量を表す単位。気体は、温度・圧力によって体積が変化するため、温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した量である。

[P]

pH (ピーエイチ) (p66,119)

水素イオン濃度指数で、mol/L単位で測られた水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量のことである。pH=-log [H+] pH=7は中性、pH<7は酸性、pH>7はアルカリ性を表す。

ppm (ピーピーエム) (p58)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg(約1L)中に1mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb(10億分の1)、ppt(1兆分の1)も用いられる。

[S]

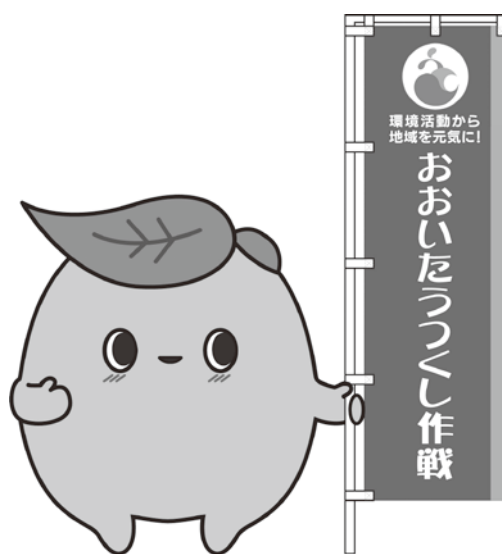
SS (Suspended solid) (p66,67)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいい、水質汚濁の指標の一つである。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

[T]

TEQ (p93)

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表した毒性等量のことである。ダイオキシン類には、毒性が異なる様々な異性体が存在しているため、単純に各異性体の量を合計してもダイオキシン類全体の毒性の強さを表すことができない。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を基準(1)として、他の異性体の毒性の強さを表す係数をあらかじめ定めておき、個々の異性体の濃度に定められた係数をかけた数値を合計して、ダイオキシン類全体の毒性の強さを表している。



大分県環境教育イメージキャラクター
エコ助

令和元年版 環境白書

令和2年3月発行

編集・発行 大分県生活環境部うつくし作戦推進課
大分市大手町3丁目1番1号
TEL(097)506-3123

印刷 極東印刷紙工株式会社
大分市大字古国府146番地の3
TEL(097)543-3131
FAX(097)546-5931



令和元年版
環境白書

令和2年3月発行

大分県生活環境部うつくし作戦推進課
大分市大手町3丁目1番1号
TEL 097-506-3024